ISSN 1347-6319

早稲田大学

長江流域文化研究所年報

第三号



2005年1月

長江流域文化研究所年報　第三号

二〇〇五年一月

ISSN 1347-6319

BULLETIN OF THE RESEARCH INSTITUTE OF CHANG VALLEY CULTURE

No.3

January 2005

Foreword

"State (國家)" and "Region (地方) / Frontier (邊境)" : From the center of the Chu (楚) to the counties and prefectures (郡縣) in the Qin (秦) and the Han (漢) LEE Sungkyu

Features: Symposium of the 21st century COE Program "The Present of studies of the Chu culture"

Greeting on the symposium KUDO Motoo

Notes on the parts of divination in the bamboo-scripts from the Chu tomb of Pingyejun Cheng (平夜君成) in Xincai (新蔡) KUDO Motoo

On the Character for the Chu Silk Manuscripts (楚帛書) unearthed at Zidanku (子彈庫) in Changsha (長沙) : The texts of Divination and Calendar MORI Masashi

An archaeological study of the early Chu culture WANG Ran

The Origin of the Chu culture in the Warring-States period : Did the Ba (巴) and the Chu (楚) cultures derive from the same origin? TANIGUCHI Mitsuru

About regional features on Tianxia (天下) in the Warring-States period : From the perspective on Character and the contents of historical texts HIRASE Takao

Panel discussion

Articles

The Taoist features of the Chu bamboo-script "Hengxian (恆先)", collected in the Shanhai Museum ASANO Yuichi

Concerning the aspects of archaeological culture in the Sanxia (三峽) district on Chang Jiang (長江) The University of Sanxia (YANG Hua)

The Ch'iang of ancient China through the Han dynasty : Ecological frontiers and ethnic boundaries WANG Mingke

Annotated translations

An annotated translation of the bamboo-scripts from the Han (漢) tomb 247 at Zhangjiashan (張家山) (3) : An annotated translation of Ernian-lüling (二年律令) (3)
The research group of bamboo and silk manuscripts, Waseda university

An annotated translation of the biographies of Nanman (南蠻) and Xinanyi (西南夷) in "Houhanshu" (後漢書) (3)
The research institute of Chang valley culture, Waseda university

Investigation records

A visiting report on the shrine of Sima qian (司馬遷祠墓) KOBAYASHI Takashi

A visiting report on the former residence of Guo Moruo (郭沫若) in Japan KAKINUMA Yohei

早稲田大学

長江流域文化研究所年報

第三号

二〇〇五年一月

目次

巻頭言

「国家」と「地方、辺境」――楚国の中心から秦・漢の郡県へ――……李　成珪……1
（柳　美那　訳）

特　集　二一世紀COEプログラム関連シンポジウム「楚文化研究の現在」

シンポジウムのご挨拶……工藤元男……13
平夜君成楚簡「卜筮祭祷簡」初探――戦国楚の祭祀儀礼――……工藤元男……15
　工藤元男氏の報告に対する質疑応答……40
子弾庫楚帛書の資料的性格について――占書と暦――……森　和……44
　森和氏の報告に対する質疑応答……65
早期楚文化の考古学研究……王　然……69
（本間　寛之　訳）
　王然氏の報告に対する質疑応答……80
戦国楚文化の淵源――楚文化・巴文化同源説？――……谷口満……81
　谷口満氏の報告に対する質疑応答……107
戦国時代における天下の中の地域的特徴――文字と書物内容の視点から――……平勢隆郎……109
　平勢隆郎氏の報告に対する質疑応答……135
シンポジウムパネルディスカッション……139

論　説

上博楚簡『恆先』の道家的特色……浅野裕一……156
長江三峡地区考古文化綜述……三峡大学三峡文化研究中心（楊華）……187
（岡本　真則　訳）
中国漢代の羌（一）――生態学的辺境と民族的境界――……王　明珂……215
（本間　寛之　訳）

訳　注

張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（三）――二年律令訳注（三）秩律訳注1――……早稲田大学簡帛研究会……227
『後漢書』南蛮西南夷列伝訳注（三）……早稲田大学長江流域文化研究所……255

調査記

司馬遷祠墓訪問記……小林岳……413
「郭沫若旧宅」を訪ねて……柿沼陽平……431

表紙：湖北省荊州市東部の天星観一号楚墓址（二〇〇三年秋撮影）

＝巻頭言＝

「国家」と「地方、辺境」

――楚国の中心から秦・漢の郡県へ――

李　成珪
（柳美那　訳）

1．工藤教授の研究室

筆者が早稲田大学の画期的な研究所・長江流域研究を知ったのは、工藤元男教授の招聘で早稲田大学を見学した二〇〇〇年二月末である。当時、工藤教授は親切に図書館と博物館に案内して下さった後、ご自身の研究室で院生と歓談の機会を設けて下さった。情熱的かつ真摯な学生たちとの対話は非常に楽しかった。また工藤教授から紹介された四川省宝墩遺址の発掘調査、四川省における羌族の社会の現地調査、そして包山楚簡の文字（釈読以前の原形）のデータベースは実に衝撃的であった。中国の歴史文化の現場で中国の研究者と共同で調査・研究すること自体、筆者として考えも及ばないことであり、また金文と簡牘資料ももっぱら中国学者の釈読に従い、その写真版などはあまり参考しなかったためである。

中国で重要な簡牘が出土すると、公表する前にその情報を入手し、写真はもとより実物までも参考にして、時には特定の資料の研究会が中国より迅速かつ活発に組織される日本の学界に、筆者はつねに憧れており、時には驚異にまで感じていた。工藤教授の研究室で筆者はその思いを改めて痛感した。その後、工藤教授は共同研究の成果を続々と送って下さった。『宝墩遺址』（阿晋、二〇〇〇年三月）、『羌族歴史文化研究』（四川人民出版社、二〇〇〇年四月）、『四川省成都盆地における巴蜀文化の研究』（二〇〇一年七月）、『中国四川西部人民歴史文化総合研究』（四川大学出版社、二〇〇二年一二月）、『早稲田大学長江流域文化研究所年報』創刊号・第二号（二〇〇二年一〇月、二〇〇三年一〇月）がそれである。また、二〇〇四年七月のシンポ

ジウム「楚文化研究の現在」で発表された研究をまとめて今回公刊される。一大学の研究所が長江流域文化研究というテーマでこのように短期間に集中的かつ優れた成果をあげた例が世界のどこにあるだろうか。

近年、流行の「長江文明論」の魅力や日本の東洋史学界の力量をいかに勘案しても、やはり工藤教授を中心とする早稲田大学の中国古代史研究者諸位の学問的情熱とその情熱を支える大学当局の政策なしには不可能であろう。このような長江流域文化研究所の成果は、筆者に一九九三年の四川・湖北・湖南・江蘇地域の踏査旅行を想い起こさせてくれた。

2. 一九九三年中国旅行の断想

筆者は七〇年代以降継続して「秦漢帝国の形成と性格」というテーマに没頭していた。しかし、八〇年代後半から「単一の帝国像」より「多様な地域文化が構成する複合的帝国像」と「帝国統治の地域的偏差」に対する問題意識を持つようになり、学生たちにも先秦時代の国家（秦以外）、または地域単位の研究への関心を勧めた。中国考古学の目覚ましい成果により中国の多様な地域文化伝統が大きく浮上していたからである。

しかし、筆者が初めて中国に訪問したのは、一九九一年二月のわずか二週間に過ぎず、中国考古学の成果を現場で多少見学したのは一九九三年である。韓国と中国との国交がようやく一九九三年八月に始まったためである。その間、自由に中国へ訪問している外国研究者（とりわけ、日本の研究者）を羨ましく思っていた。筆者は、一九九三年二月から一二月末までの十ヶ月間北京に滞在しながら、機会があるたびに地方調査に出かけた。その間、参加していた学会が用意していた地域調査は、文字通り「学術的」時間であった。そのほか、一人で旅をしたときは、事前準備のないまま出かけたため、簡単な見物しかできず、他の観光客より充実した観光はできなかった。とはいえ、親しい中国の研究者のおかげで地方の考古研究所の発掘現場と整理中の遺物をいくらか見ることができ、また一般観光客であればその存在すら知らない遺跡を訪ねるなど、多少は専門家らしく振るまえたこともある。四川省考古研究所で三星堆の遺物を直接手で触れたときの興奮と、せっかく遠くまで訪ねていっ

たものの、標識だけが立っていた二里頭宮殿遺址で味わった虚脱感は今でも生々しく覚えている。

筆者が見学したのは、中国の膨大な遺物・遺跡からすると、「蒼海の一粟」に過ぎない。しかしながら、その旅行は、歴史の現場と研究とがいかに遊離し、いかなる限界をもっているのかを痛感した契機であった。

とりわけ、湖北省博物館に陳列された曾侯乙墓の驚くべき副葬品、山西侯馬の春秋晋の都城とその周辺の遺跡、戦国時代各国の壮大な都城遺跡と華麗で堂々とした遺跡などは、「小さくとも国は国である」という言葉を証明しているかのようであり、「国家」と「地方」の差異を改めて実感させられた。一国の中心として量的・質的に当代の最高水準を誇るこれらの地域の遺跡と遺物は秦漢時代以降、すべて地方の郡県レベルへ転落し、その周辺性から抜け出せなかったと評価されているからである。統一帝国の代わりに少なくとも戦国七雄の並存形成へと中国歴史が展開されたならば、中国には互いに匹敵するような高度な文明の中心が少なくとも七つは繁栄したかも知れない。

また、筆者は、河北満城中山王陵遺跡と長沙の湖南省博物館に移管された馬王堆漢墓の木槨墓室や遺物を見ながら、封建制と郡県制との差異も考えていた。強盛な分権的諸侯王と列侯が存在しなければ、京師から遠く離れた地方であれほど富と権力と文化が集中された陵墓を造営するのは困難であったろうと判断されるからである。そのような考えは河南永城県と江蘇徐州市から各々確認された壮麗な前漢の梁王や楚王の陵墓発掘報告を読み、一層強くなった。こうした考えは、改めて統一帝国と列国並存体制、郡県制と封建制の長所・短所および財政の問題へと広がり、やはり統一帝国の官僚・郡県制が最高の奢侈集団の数と規模を縮小させ、その結果、人民の負担も減少されたのではないかという仮説も考えてみた。

しかし、長江流域の旅行は筆者の楚国と楚文化に対する関心をより一層呼び起こすものであった。当初、湖北と湖南への旅行の日程には江陵紀南城遺址踏査も含まれていたが、主要な関心は曽侯乙墓・黄陂商代盤竜城・銅緑山銅鉱遺址・馬王堆漢墓などにあり、「楚の故地」を踏査するという意識は特に持っていなかった。楚史研究の画期的資料として知られる包山楚簡の釈文も全文公表され、楚史研究がさらに高潮する時期であったものの、筆者の関心はむしろ江陵鳳凰山漢墓竹簡と釈文の一部が公表され始めた張家山漢墓竹簡にあった。現在、中国の楚史研究者は、先秦時代における中国文化を楚文化と華北中原文化の

二元構図論的に理解することを主張している。いまだ、楚の領域および楚文化の範囲とその地理的分布に関する議論が続いている状況を踏まえると、その主張に直ちに同意することはできないかも知れない。しかし、戦国七雄の中で政治的・文化的支配領域が最も大きかった国家は楚であり、また現在、竹簡をはじめとする考古資料を含む研究資料の集積や実際の研究成果からも楚史を凌駕する列国史はないようである。一九九五年、張正明著『楚史』をはじめとして、斯界の権威がそれぞれ執筆した多様な主題の総十八巻の楚学文庫（湖北教育出版社）が公刊されたものの、果たして他の戦国諸国家を対象にこうした企画が可能かどうかは疑問である。もちろん、従来の資料や研究成果の多寡がその位相と直接関係するわけではない。しかし、長江流域の旅行を通して見学した楚の遺跡・遺物は本来の位相に適当な待遇を要求しながら、秦漢帝国の形成史から楚の伝統と遺産があまりにも軽視されてきたことを抗議しているかのようである。実際、筆者が楚史に積極的な関心を持たなかったのは、つまり秦漢帝国の形成を戦国の秦国の発展と征服過程を理解する程度の水準に止まっていたばかりでなく、帝国が郡県を編入した以降の状況に主眼があり、それ以前の「国家」をあまり意識していなかったためであろう。

3．韓国の長江流域文化研究

長江流域旅行で重要な教示を得たにもかかわらず、筆者はそれ以降陸続と報告された漢簡に埋没して、楚史の研究には直接触れることができず、長江流域文化をテーマにした三篇ほどの博士論文を指導することで慰さめていた。それらの論文は、新石器時代から戦国時代にかけて形成された四川巴蜀文化の伝統が秦の四川支配にいかに反映されたのかを明らかにした金秉駿（ソウル大学）『中国古代地域文化と郡県支配――四川地域の巴蜀文化を中心に――』（一九九七年、一潮閣）、主に考古資料を用いて春秋時代の長江下流から発展した呉文化の形成と性格を研究した李明和『春秋時代呉文化の起源と形成』（一九九七年、梨花大）、包山楚簡を分析して秦と対比された戦国時代の統治体制を考証するとともに、楚文化の拡散過程を統治体制との関連から理解した朴俸住『戦国時代楚国統治体制研究――「県邑」支配体制の展開と楚文化』（二〇〇〇年、ソウル大）であるが、

この三名の研究者がその他に五、六篇の論文を書いているが、それが韓国の東洋史学界から発表された先秦時代の長江流域文化研究の全てであるのは、あまりにも恥ずかしいことである。しかし、韓国において秦以外の列国史の研究が本格的に始まったという意義は重要である。数少ないものではあるが、これさえなかったならば、早稲田大学長江流域文化研究所に恥ずかしく面目が立たなかったであろう。金秉駿教授（翰林大）は、一九九三年の博士課程で筆者の四川旅行に同行し、朴俸住講師（ソウル大）は武漢大学を訪問、陳偉教授の指導を受けたこともあり、その成果の一部を二〇〇一年長沙で開催された学会で発表した。

4．「秦始皇三十四年暦譜」の南郡鉄官

しかし、筆者に一九九三年の湖北旅行を再度想い起させたのは、湖北荊州市沙市区関沮郷清河村周家台三〇号秦墓から出土した竹簡「秦始皇三十四年暦譜」であった（彭錦華「周家台三〇号秦墓竹簡――秦始皇三十四年暦譜――釈文与考釈」、『文物』一九九九年第六期）。周家台は、秦漢時代の南郡の郡治である江陵付近、楚の都城であった紀南城から東南に約五・六km離れたところにある。この「暦譜」は、秦末に南郡の属県の令史を歴任した人物の墓から出土した雲夢秦簡の秦律と法律文書および南郡統治の状況を窺うことができる「語書」（秦始皇二〇年）などとともに秦末における楚の故地の統治研究に不可欠な資料と評価される。筆者がこの「暦譜」に注目したのは、前漢末の東海郡属吏の宿泊場所と公務および主要関心事を簡略に記した尹湾漢簡「元延二年日記」と基本的に同一の性格と判断されるからである。そして、筆者はこの「暦譜」と前漢末の「日記」の記録内容の差異を分析し、秦末と前漢末における帝国の性格の相違（特に属吏の宿泊場所と休沐政策に反映された相違）に接近しようとした拙文を書いたことがあるが（「秦末と前漢末の郡属吏の休息と節目」、ソウル大学校東洋史学研究室編『古代中国の理解』、二〇〇一年）、楚史と関連するこの「暦譜」は非常に重要な手がかりを提供している。すなわち、一月二二日から三月末までの約二ヶ月間、南郡太守一行が郡内を継続して巡行した日程の中、二月辛亥（一六日）の「宿鉄官」、二月壬子（一

七日）と癸丑（一八日）の「治鉄官」、そして三月辛未（六日）の「治後府」（七日と八日の「治」も「治後府」の可能性が高い）がまさにそれである。

「暦譜」の中で「宿」の場所は十五箇所、「治」の対象は鉄官と後府の両官府と竟陵県、「治竟陵」は二月丙辰（二一日）から甲子（二九日）までと三月乙丑（一日）から丙寅（二日）、丁亥（二二日）のみであり、「宿」と「治」は当然意味が異なる。竟陵の場合も正月甲午（二九日）と二月丙申（一日）、己酉（一四日）、乙卯（二〇日）はすべて「宿竟陵」と表記しているからである。「治」は、行政および統治または研究の意味があり、また特定の事件や業務についての調査・判断・処結の一部または全過程を意味することもある。もちろん「暦譜」の「治」の具体的な内容は明らかではない。しかし、「暦譜」の主人公が鉄官・後府・竟陵の官属ではなく、郡の属吏として郡太守の管内巡行に同行したことが明確である以上、この「治」は「暦譜」の主人公の主体的行為ではなく、太守による対象官府の監査または太守の指揮が必要とされる未決事項の処結と理解して無理はないと思われる。三月二二日の「治竟陵」を除いた「治」は、すべて二日以上（とくに、竟陵の場合、連続十日間）であることから、この「治」には非常に密度の高い観察や行政介入が推定される。これに対して二月一六日「治鉄官」の前日「宿鉄官」、二月二一日「治竟陵」の前日の「宿竟陵」はみな翌日の「治」のための到着と宿泊のみを意味する可能性が濃厚であり、一ヶ所に連続して一日以上「宿」した例がないことから、「宿」は、単に経由の意味であった印象が強い。しかし、尹湾漢簡の「日記」に表記された「宿＋地名」には明らかに経由地の宿泊のみを意味する例も多いが、当地での公務処理を含む例もあり、「暦譜」のうち正月二二日の「宿長道」から始まって二月三日の「宿江陵」まで、そして二月一二日の「起江陵」から二一日「治竟陵」の前日までの「宿」した場所をみると、すべての「宿」を目的地へ行くための経由地における宿泊だけを考えるのも困難である。したがって、「宿」にも一定の公務（例えば、簡単な報告および提示など）が含まれている可能性を排除する必要はないであろう。

とにかく、年初の約二週間の巡行範囲が江陵と竟陵・鉄官を結ぶ地域から大きく離れていないことから、この巡行は風俗を視察し、農桑を勧奨するほか、訴訟を解決し、属県の長吏を考課する漢代における郡太守の春期の属県巡行とはその性格が異

なると思われる。郡が県の上級機関として確立されて以降は、漢代における郡太守の属県巡行と秦末における郡守の管轄地域巡行である「治」を比較すること自体無意味になるかも知れない。しかし秦始皇二〇年、南郡太守が属下の県・道の嗇夫と令・丞に法令遵守を要求する一方で、法令に詳しくなく、あまり守らない「悪吏」の処罰意志を鮮明にした雲夢秦簡「語書」に比べて、「暦譜」にあらわれた正月から三月までの連続した一部の属県と官府に対する集中的な巡行と高密度の監査や行政介入が推定される「治」は、確実に太守による属県統制が統一以前より一層強化された印象を与えている。

しかし、ここで筆者がより強調したいことは、秦における南郡の鉄官が初めて確認されたことである。雲夢秦簡に見える采山・采鉄組織の管理規定は、まさにこの南郡の鉄官の運営と直接関係するものと推測され、とりわけ、左・右采鉄の上級機関が左・右府であり、これが再度太官によって統属された事実（「太官・左府・右府・右采鉄・左采鉄課殿」（秦律雑抄））を想起すれば、鉄官とともに「治」の対象となった「後府」も鉄官と関連する機構である可能性が高い。もし、後府が左・右采鉄を統属する左・右府と同一の性格であるならば、南郡内における後府の存在は生産組織の都官を統属する直属上級機関も現地に派遣した証拠である。「治後府」の前日（三月五日）に記された「到江陵」は後府が江陵に所在したことを裏付けている。筆者は、かつて山林藪沢を中央政府が独占するため、県の設置後、都官の性格、都官と中央政府および県との関係などを探討したことがある（「秦の山林藪沢開発の構造――県廷嗇夫組織と都官の分析を通して――」、『東洋史学研究』二九輯、一九八九年）。ここでは、鉄官と後府に対する太守の「治」が太守による都官の統制という新たな知見を加えたが、秦末における郡の性格を理解する手がかりになると思われる。「暦譜」によると、江陵と竟陵は二日間の旅程、竟陵と鉄官もまた大概二日間の旅程である。竟陵は江陵から東へ約七、八㎞離れた湖北潜江市の西北に位置するが、鉄官は恐らく竟陵以東に位置していたと考えられる。

5．湖北大治の銅緑山と鉄山

ここで再び一九九三年の武漢・江陵旅行へと話を戻そう。武漢に着いた初日は湖北省博物館と市内の古跡を参観し、翌日の午前は武漢市内から北へ約一時間タクシーを走らせて黄陂県にある商代盤龍城の遺址を踏査し、その後続いて武漢市東南の方へ約二時間走って大治銅緑山の銅鉱遺址を見学した。帰路の途中、ふと運転手に、午前中に行った場所と午後に行った場所との関係を聞かれた。彼曰く、あまりにも距離があるからという。わたしは下手な中国語で次のように答えた。盤龍城の権力者が銅緑山の銅鉱を独占して青銅武器と礼器を鋳造することは、古代権力の維持に不可欠な武力と威儀を確保するためであり、この二つの遺跡は密接な関係にある、と。運転手は、非常に納得した表情をみせたが、実は、筆者は賢問に誤答したことになる。盤龍城遺址で発見された銅滓からみると、鄭州商城と同時代と推定される盤龍城からも青銅器の鋳造が確認されたが、盤龍城出土の青銅器はその形態と紋様および技術が鄭州城で鋳造されたものと酷似しており、鄭州城の商王が盤龍城の小権力者に贈与したものと理解されている。それればかりでなく、銅緑山の銅鉱の採鉱開始も実際には西周初期以上には遡らないとされ、盤龍城の年代は西周初期から少なくとも三百年以上は遡るという。運転手が納得したのは結局、古代権力と銅鉱との関係であったのであろう。もしも彼が翌日の武漢から西側約二〇〇㎞離れた紀南城遺址にも同行し、紀南城と銅緑山との関係を聞いたならば、筆者もそれなりに的確に答えられたかも知れない。

というのは、紀元前二七八年、秦によって陥落するまでの約四百年以上楚国の都であった紀南城の大廃墟で、筆者は楚国の強盛な姿を想像しながら、その物的基盤の一つである銅鉱遺址を想起せずにはいられなかったからである。その銅鉱はすべて長江を通じて紀南城へ連結された。

この時、筆者の頭には大治市北部に広がる巨大な灰色の岩山が浮かび上がった。運転手によると、その岩山はまさに鉄山であり、今も採鉱が活発だという。銅緑山からも銅鉱とともに鉄鉱の一部が採掘され、銅緑山銅鉱遺址で発掘された鉄製の工具の原料と煉銅炉の築造および溶剤に使用された鉄鉱石は、一時的に銅緑山で採掘されたものであろう。しかし、あの有名な近現代の漢陽製鉄所も結局、この大治鉄山の鉄鉱石で成り立っていたとすると、紀南城を中心に繁栄した戦国時代の楚国の鉄器文化と大治鉄山の関係を想定しないわけにはいかない。秦代における南郡の鉄官が江陵から東へ四日の距離、竟陵から東へ二

日の距離に位置しているとすると、その鉄官を大治鉄山付近以外の地に想定するのは困難であろう。そうであれば、秦における南郡の鉄官は、大治鉄山を基盤に発展した楚の鉄器生産組織をそのまま継承したと判断しても無理はないであろう。

6．漢の南郡鉄官廃棄

紀元前二七七年頃まで漢水流域と武漢市東北の西陵を含めた長江中流の楚地はすべて秦の南郡となり、紀南城南部に位置する山林藪沢の宝庫として楚国富強の基礎となった広大な雲夢沢もこの時期に秦に編入された。湖北雲夢龍崗秦墓竹簡は秦が楚苑を設置し、雲夢沢を開発した状況を明らかにしているが、秦が開発した雲夢沢と鉄山の生産品はすべて中央政府に帰属したであろう。その結果、楚の「国家」とその都の繁栄を支えていた長江中流の資源は、帝国とその中心部の繁栄のための資産となり、主要生産品の外部送出が強要された長江中流流域は帝国の「地方」へ転落してしまったのである。最近、その一部が公表された里耶秦簡は、秦始皇二七年の洞庭郡が中央の内史と巴郡・南郡・蒼梧郡へ甲兵を転輸する過程を伝えているが（『文物』二〇〇三年第一期）、南郡の物資もこれと同一の方式で中央と帝国の各地に送出されたと推定される。

一方、張家山漢墓竹簡「二年律令」金布律には私塩業の場合、官と主が一対五の割合で分配する規程とともに私人采鉄業者に対する五分の一の税、それを鋳造して鉄器を作る場合、再度五分の一の税をそれぞれ賦課した規程がみえる。これらをみると、秦代における南郡の鉄官生産組織も次第に民間製鉄業者へ臨時的に貸した可能性が高い。また、漢初における民間塩鉄業の繁栄はこうした過程を経て可能になったとみられる。前漢武帝の塩鉄政策は、まさにこのように成長した民間塩鉄業を再度官営独占へと再編したのである。

しかし、前漢は南郡編県と江夏郡西陵にそれぞれ雲夢官を設置して楚と秦による雲夢沢の開発を継承したが、秦が継承した楚の湖北の鉄生産は放棄したのである。武帝期、南郡江陵を中心に設置された鉄官の配置状況をみると、北から五〇〇km以上離れた南陽郡の苑県、南から八〇〇km以上離れた桂陽郡の鉄官、東からやはり八〇〇km以上離れた廬江郡の皖県、西には一〇

〇〇km以上離れた蜀郡の臨邛県の鉄官が最も近い。桂陽郡の鉄官は長江以南に唯一設置された鉄官であるが、この鉄官は所在も不明であるのみならず、「金官」と表記された版本の記述の方が信頼されている。また後漢初期、桂陽太守に赴任した衛颯が属県耒陽の鉄鉱を不法に開発した私鋳を罷斥して「起鉄官」といい、歳収を多く増大させた事実（『後漢書』巻七六衛颯伝）も踏まえると、前漢末まで桂陽郡には鉄官がなかったとみるのが無難であろう。とすると、前漢は長江流域以南には鉄官を全く設置しなかったことになる。

前漢の鉄官が黄河の中・下流地域、とりわけ関東に集中的に配置されたのは、この地域の高い人口密度とそれに相応しい高度の生産性を反映していると解釈されるが、これは、まさに帝国の中心が関東の生産に多く依存していたことを意味する。毎年、最高四〇〇万石の穀物が関東から京師に漕運された時期もあり、地は天下の三分の一、人口はわずか十分の三の関中が天下の富の十分の六を享有したとすると（『史記』貨殖列伝）、関東に鉄官が集中して配置され、鉄製農具と生産工具が大量に供給されたのも当然であったと思われる。とすると、長江流域と江南に鉄官がまったく設置されなかったのは、結局この地域の剰余生産に対する期待を事実上放棄したというように解釈するほかない。武帝の時、西南夷と両越を征服した後に設置した十七の郡に賦税を課さなかったのもこうした観点からも理解する必要がある。『史記』貨殖列伝は不足はしていないものの、剰余生産の蓄積と集中がなされていない江南の低開発、そして自給自足の経済生活をこのように描写している。

楚越之地、地廣人希、飯稻羹魚、或火耕而水耨、果隋蠃蛤、不待賈而足、地埶饒食、無飢饉之患、以故呰窳偷生、無積聚而多貧。是故江・淮以南、無凍餓之人、亦無千金之家。

江南卑溼、丈夫早夭。多竹木、豫章出黄金、長沙出連・錫・然藿蒿物之所有、取之不足以更費。

一部の研究者はこれが実際の状況と符合していないと主張している。すなわち、司馬遷の中原中心史観によってつくられた「落後の江南像」に過ぎないという。もちろん、深山渓谷に住み、田租も不納の民が多数存在し、太守の善政によってようやく善蚕と麻紵の生産がはじまったという後漢初期の桂陽郡（『後漢書』巻七六衛颯伝）が、当時の江南の一般的な状況ではなかったであろう。しかし、紀元二年全帝国領土の約二二・四三%を占める長江中・下流以南の九の郡国（丹陽・会稽・予章・江

夏・南郡・長沙国・桂陽・零陵・武陵）の人口は総人口の約五・九九％、約三四四万五千に過ぎず、その人口密度は一㎢当たり約五・五人に過ぎない。人口密度が五〇人以下の郡国が希で、一五〇人以上も少なくない関東に比べ（済陰郡と菑川郡はそれぞれ二六一・九五人と二四七・八五人）、江南はまさしく地広人希の状態であった。その上、郡県が直接掌握できなかった深山渓谷に「蛮夷の世界」が無数に（規模は小さくとも）散在した事情をあわせて考慮すると、司馬遷が描写した漢代における江南の状況もそれほど誇張したものではなかったようである。彼は直接江南地域を旅行した人ではないか。それにしても、南郡の人口密度は一一・二四人であり、「二年律令」行書律が一〇里一郵の原則とともに南郡江水以南は二〇里一郵を規定しているのは、まさに南郡を始めとする江南の低開発辺方化を反映していると評価される。

しかし、春秋・戦国時代においても江南の状況がこのようであると仮定すると、楚・呉・越の強盛は理解しがたい。そこで、筆者は三国の「国家」とその強盛を支える高開発生産組織の解体を想定しなければならないが、豊富な鉄鉱を開発するにもかかわらず、楚と秦の鉄生産組織を廃棄し、長江以南に鉄官をまったく設置しなかった漢帝国の政策は、まさにこうした角度から説明できると思われる。すなわち、それは当該地域の徹底した「地方化」ないし「辺境化」政策の一環であったのである。紀南城が陥落し、長江中流域がすべて秦の南郡へ編入した後、寿春に都を移した楚は国力が大きく弱化した。それにもかかわらず、韓・魏・趙・燕を滅ぼした後に秦が派遣した二十万の大軍は楚に破れ、再び派遣した六十万の大兵がようやく楚を滅ぼしたのである。この事実は、最後まで楚がいかに強国であったのかを代弁する。彼らは旧六国の「地方化」のために徙民を始めとする各種の強幹弱枝策を強行したのではなかろうか。金・銅・馬の私的関外流出を禁止する「二年律令」津関令もその政策の一環であった。したがって、筆者は漢における南郡の鉄官の廃棄と江南の鉄官の排除を楚の再興を事前に封じるための政策の一環であったと理解する。漢が南越と匈奴など周辺民族への鉄器の販売を禁止したのは、鉄器がいかに重要な戦略物資であるのかをよく認識したためであろう。

江南の鉄官の不在は、結局必要な鉄器を最短で数百㎞以上離れた華北の鉄官に依存しなければならない状況をつくり、それは独自的経済開発の可能性を多く縮小させることになった。したがって、「国家」から「地方」へ転落した楚の故地は次第に低

開発辺方へと位置づけられていったであろう。司馬遷の伝える江南の経済がそれほど誇張されたものでなければ、漢帝国の「江南辺方化」政策は大きな成功として評価すべきであろうが、これはすなわち戦国時代の楚がいかに強盛していたのかを逆に証明するものにもなる。筆者が「秦始皇三十四年暦譜」に初めて確認される秦の南郡の鉄官を楚史研究の重要な端緒として報告したのは、まさにこのためである。

論文でも随筆でもないこの小拙文が「楚文化研究の現在」に参与する水準の高い研究に累にならないことを祈っている。それとともに長江流域文化研究所の研究成果がその方面に対する韓国の研究者の関心と研究を大きく刺激してくれることを信じ、韓国と日本における中国史研究すべてが「地方」でなく、「国家」の水準になることを祈願する。

＝特　集＝

二一世紀ＣＯＥプログラム関連シンポジウム

楚文化研究の現在

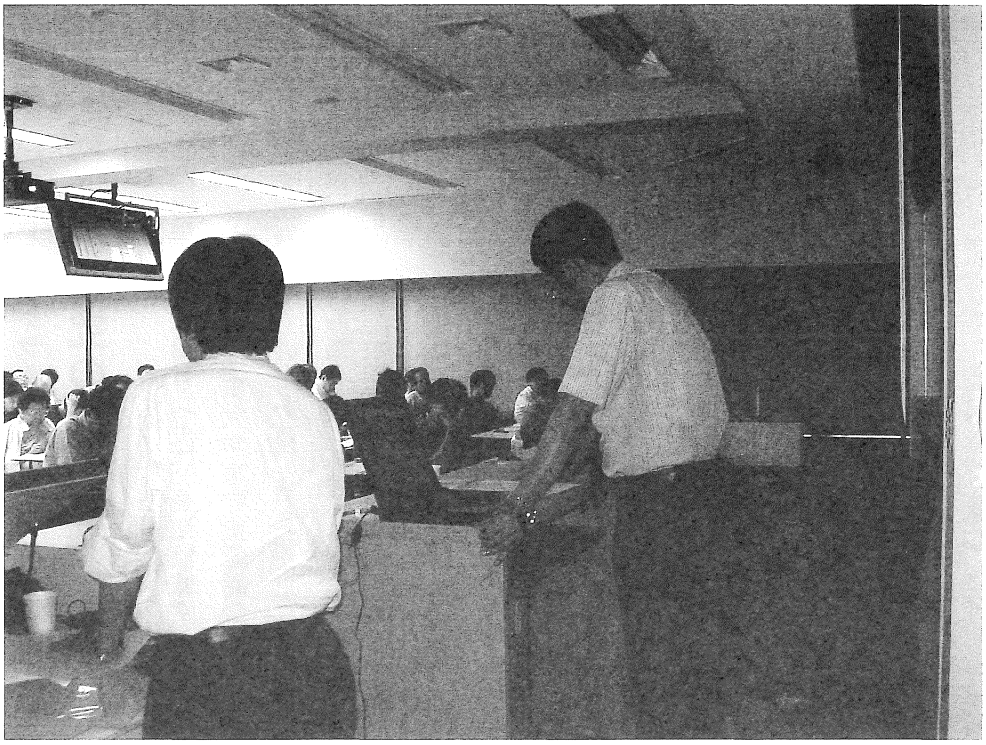
以下は二〇〇四年七月二四日（土）、長江流域文化研究所の主催（後援：二一世紀ＣＯＥプログラム「アジア地域文化エンハンシング研究センター」、早稲田大学東洋史懇話会）で開催された二一世紀ＣＯＥプログラム関連シンポジウム「楚文化研究の現在」の内容を記録したものである。当日報告されたのは、工藤元男、森和、王然、谷口満、平勢隆郎の各氏である。以下に掲載する論文は、いずれも当日のご報告をもとにして論文として御執筆いただいたものである（編集部記）。

シンポジウムのご挨拶

工　藤　元　男

ＣＯＥ関連のシンポジウムとしてはこれで二回目となりますが、このたびは前回「出土文字資料よりみた巴蜀・楚の地域文化」の成果をふまえ、とくにその中の楚文化に焦点を合わせて「楚文化研究の現在」と題し、歴史学・考古学の視点から楚文化研究の最前線の研究を報告していただくことになりました。以下、その内容を簡単にご紹介致します。

工藤元男「新蔡葛陵墓竹簡「卜筮祭祷簡」初探」は、近年新たに発見され、図版・釈文が紹介された河南省新蔡葛陵楚墓出土の「卜筮祭祷簡」について、すでにこれまで出土している包山楚簡や望山楚簡と比較しながら、その特徴を分析したものです。森和氏「子弾庫楚帛書の資料的性格について――占書と暦――」は、湖南省長沙市で発見された子弾庫楚帛書の資料的性格について、とくにその暦法に注目して、「日書」などの占書との関連から比較検討したものです。王然氏「近十年来楚文化考



古的発現与研究」は、楚文化の中心である湖北省で考古発掘の先頭に立っておられる氏が、楚文化に関する近年の考古発見および研究状況について、とくに早期楚文化に焦点を合わせて紹介したものです。谷口満氏「戦国楚文化の淵源――楚文化・巴文化同源説？――」は、楚文化にみられる虎意匠に注目して、楚文化と巴文化の淵源が文化的・民族的に異体同実であったことを検討したものです。平勢隆郎氏「文字の伝播ルート・物質流通網と楚文化」は、文字の多様性と共通性の背景にある天下の公益網と伝播の問題について、斉から楚・呉越へというルートに注目し、楚への影響を検証したものです。

以上、五つの報告をもとに、この後、小澤正人氏の司会によりパネルデスカッションが行われ、楚文化の淵源、形成過程、特質、伝播等々に関して活発な議論が展開されました。楚文化は古代日本の基層文化に関わるものとして重視されているにもかかわらず、こうした形で歴史研究者・考古学者が一堂に会して、多面的に議論されることは、日本ではほとんどなかったように思われます。その意味でも、今回のシンポジウムによって日本の楚文化研究に何らかの弾みがつくことを願ってやみません。

平夜君成楚簡「卜筮祭祷簡」初探

——戦国楚の祭祀儀礼——

工藤元男

はじめに

近年、河南省東南部で発掘された二基の新蔡葛陵楚墓のうち、平夜君成楚墓から大量の竹簡が出土した。発掘簡報は『文物』二〇〇二年第八期に掲載され(1)、翌年正式な発掘報告書が刊行され(2)、ようやくその全容が研究者に公開されることになった。

この新資料（以下、平夜君成墓楚簡と簡称）が注目を集めているのは、その中に「卜筮祭祷簡」が含まれているためである。周知のように、「卜筮祭祷簡」とは戦国時代の楚において、貞人（巫祝）たちが封君や世族の屋敷に招かれ、彼らクライアント(3)のため向こう一年間の安危の有無を貞問し、もし何らかの不祥が占断された場合、それを解除するための対抗儀礼案や祖先祭祷案を提示した記録、およびその祭祷の実施記録を含むものである。この種の資料は戦国楚墓から出土し、楚系文字で記され、それ故に楚の地域文化を示すものと解される。これまで出土した「卜筮祭祷簡」を発掘年代順に紹介すると、以下のようになる。

（一）湖北江陵望山一号墓出土「卜筮祭祷簡」(4)。一九六五年冬～六六年春に発掘された中型土坑木槨墓より出土。すべて残簡で、綴合後の総枚数は二〇七枚。墓主悼固の身分は下大夫。

（二）湖北江陵天星観一号墓出土「卜筮祭祷簡」(5)。一九七八年に発掘された大型土坑木槨墓より出土。整簡は七〇余枚で、その他は残簡。墓主は邸陽君蕃勅。邸陽は封地名、君は封号、蕃勅は姓名。墓主の生前の地位は、爵位は上卿、官職は令尹・上柱国と想定される。

（三）湖北江陵秦家嘴一号墓・十三号墓・九十九号墓出土「卜筮祭祷簡」(6)。一九八六年五月～八七年六月、春秋晩期～戦

国晩期早段の一〇五基の楚墓が発掘され、そのうち三基の墓葬から竹簡が出土。すべて残簡。墓葬群全体の下限は戦国晩期早段（前二七八以前）と報告されているが、個々の年代は不詳、当該墓の墓主の身分も不詳。

（四）包山二号墓出土「卜筮祭禱簡」[7]。一九八七年に発掘された大型土坑木槨墓より五七枚が出土し、目下「卜筮祭禱簡」に関する最も完全な資料である。墓主の職位は左尹、姓名は邵陀、身分は上大夫。

それを要約すると次のようになるであろう[8]。すなわち望山楚簡は「卜筮祭禱簡」の最初の出土例であるが、すべて残簡である。天星観楚簡は多数の整簡を含むようであるが、正式な発掘報告書は出ておらず、詳細は不明である[9]。秦家嘴の場合も詳細は不明である。これに対して包山楚簡は全簡文が公表されている唯一の例で、その内容も完全で、これによって卜筮祭禱という楚の習俗も初めて明らかになった。先に筆者はその内容について詳細に検討し[10]、さらにそれを踏まえて望山楚簡についても分析したことがある[11]。小論ではそれらの検討で得られた成果を平夜君成墓楚簡に適用して、その間の異同を分析し、それによって平夜君成墓楚簡の資料的性格を明らかにし、併せて包山楚簡「卜筮祭禱簡」の資料的位置づけを試みてみたいと思う。

一、新蔡平夜君成墓と「卜筮祭禱簡」簡介

発掘報告書に基づいて、平夜君成墓およびそこから出土した「卜筮祭禱簡」の内容について紹介すると、以下の如くである[12]。平夜君成墓（94XGM1001）の所在地は、河南省駐馬店市新蔡県城から西北二五キロ離れた李橋鎮葛陵村東北にある。一九九二年十一月、葛陵村の村民が煉瓦を焼く土を採集していたとき、村の東北で当該墓が発見された。墓葬は採土のため一部破壊されており、九三年に再度盗掘を受け、九四年五月に緊急発掘が行われた。墓葬は大型土坑木槨墓。平面は甲字形を呈し、墓口は東西二五・二五メートル、南北二二・五〇～二三・二五メートル。墓室の東壁の中部に東西の残長一六・〇メートル、南北三・五〇～六・四〇メートルの斜坡状の墓道がある。墓室の四壁は階段状を呈し、墓口から下に向かって七つの台階をなしている。槨室は〝亞〟字形

を呈し、内椁と外椁からなる。外椁は東・西・南・北・中の五つの椁室に分かれ、竹簡は南室の東南部から出土した。このような墓葬の形制と棺椁の構造から、当該墓葬は楚の封君の規格に相当するとされる。また副葬品の中に編鐘が一点含まれ、墓主の身分が上卿であることを示すと言う。

南室の内部は盗掘によって攪乱され、竹簡はすべて残簡の状態で出土した。それらを出土した位置に基づいて甲乙両区に区分し、それをさらに組に細分し、編号（簡番号）が付けられた。甲区は五二三枚、乙区は二九九枚、これ以外の破損のひどいものには編号を付けず、臨摹するとき編号したものは七四九枚、全部で一五七一枚である。原簡の簡長は不明。幅は〇・八㌢前後、狭いものは〇・六㌢、広いものは一・二㌢。一般に文字は竹黄面に記されているが、一部は竹青面にも書かれ、字迹の大部分は明晰。筆跡から複数の書写者が想定され、字間のスペースにも疎密がある。

竹簡の内容はほぼ以下の両類に区分されている。

第一類：「卜筮祭祷記録」。大多数を占め、その内容は次の三種に分かれる。①包山楚簡中の卜筮祭祷簡とよく似ており、主に平夜君成のために占卜祭祷を行った記録で、占卜の内容は病状の求問を主とする。簡文の体例も包山楚簡とよく似て、前辞・命辞・占辞等の部分からなり、これより墓主の生前の病状が知られる。②〝小臣成〟（平夜君成）が自ら祈祷した記録で、数は少ない。これに属する簡の幅はやや広く、字も大きい。③祭祷に関する記録で、占卜に関する記録はみえない。体例は統一的で、竹簡も短く、数も少ない。第二類：「遣策」二〇余枚。

河南省で発見された楚簡としては、一九五七年に信陽市の長台関一号楚墓から出土したものが知られている(13)。このたびの平夜君成墓楚簡はそれに次ぐ中原地区発見の楚簡として貴重なものである。

二、以事紀年と楚月名の検討

さて、これより平夜君成墓楚簡を分析することになるが、ただこの楚簡は先にも述べたようにすべて断簡であるため、册書

に復元するのはきわめて困難であり、発掘報告書でもその検討はなされていない。その意味での状況は、望山楚簡「卜筮祭禱簡」の場合とまったく同様である。ただし望山楚簡については、最近、淺原達郎氏が「簡長と契口」・「綴合」・「右之類と左之類」等の分析方法により、初めて全体的な復元を試みている(14)。すなわち『望山楚簡』の整理者はその考釈二五において、「之」字に両種の書法が見られ、それは日付と一定の対応関係があることを指摘している(15)。これを承けて淺原氏は、「之」の筆画が左から右に流れる型を「右之類」、右から左に跳ねる型を「左之類」と命名し、この区別を他の字にも適用することによって望山楚簡を両種の筆跡に分類し、分析の手掛かりとしている。その手法は平夜君成墓楚簡についても有効であることが期待されるが、その検討は別稿に譲って、今回小論で採用する方法論は包山楚簡で獲得した卜筮祭禱簡の体例分析を第一とするものである。

1、以事紀年

発掘報告では竹簡中にみえる以事紀年を九種としている(16)。頻度数の多いものから列挙すると、以下のようになる。

a. 王遲（徙）於鄝郢之戠（歲）（王、鄝郢に徙るの歲）四〇例
b. 齊客陳（陳）異致福於王之戠（歲）（齊客陳異、福を王に致すの歲）七例
c. 王復（復）於藍郢之戠（歲）（王、藍郢に復するの歲）五例
d. 句邦公奠（鄭）余穀大城邸（茲）竝（方）之戠（歲）（句邦公鄭余穀、大いに茲方に城くの歲）三例
e. 蘘荅受女於楚之戠（歲）（蘘荅、女を楚に受くるの歲）以下、二例
f. ☐至（致）帀（師）於陳（陳）之戠（歲）（……師を陳に致すの歲）
g. ☐大莫囂旕爲晉帀（師）戰（戰）於長城之戠（歲）（大莫囂旕、晉師の爲に長城に戰うの歲）
h. 我王於林丘戠＝（之歲）（我が王、林丘に於けるの歲）以下、一例

ｉ．☑□公城鄸（鄂）之戠（歲）（……□公、鄂に城くの歳）

ｊ．王自肥還郢遲（徙）於鄸（鄂）郢之戠（歲）（王、肥自り郢に還り、鄂郢に徙るの歳）

発掘報告書の挙げる九種の以事紀年はａ～ｉまでであるが、簡文を精査するとｊの例もみえる。ｊの「鄂郢に徙る」はａの「鄂郢に徙る」と楚王の同一行動であるため、両者は同一以事紀年の異なる表現とも解され、あるいは年次を異にする楚王の同種の行動とも解される。

2、楚月名

楚では中原地域とは異なる楚固有の月名を使用していた。楚の月名はすでに鄂君啓節などの出土文字資料から一部知られてはいたが、後に楚月名と秦月名を対照した睡虎地秦簡「日書」歳篇が発見されたことによって、楚月名の全体がほぼ明らかになっている。さらに包山楚簡でも楚月名が多数みられる。それらを綜合すると、表一のようになるであろう(17)。これに対して、平夜君成墓楚簡にみえる月名とその頻度数は表二の如くである。この表をみると、平夜君成墓楚簡においては七月・八月の頻度数が突出して多いことに気づく。ちなみに望山楚簡に登場する月名は型屈（四月）六例、爨月（十一月）三例、献馬（十二月）三例である。望山楚簡で型屈（四月）の頻度数が多いのは、その出土地（江陵県）である楚の国都である郢一帯では、包山楚簡の場合と同様に、この月を歳首として歳貞を行っているからと解され、それ故に爨月・献馬の貞問は臨時に行われる疾病貞とみなされる(18)。これに対して平夜君成墓楚簡では七月（夏祟）・八月に月名が集中していると共に、爨月を除いてほとんどの月名が登場しているのもその特長である。それではこの七月・八月の頻度数は何を背景としているのであろうか。そこで

三、七月・八月の事例の検討

この両月に関する記事を先に筆者が行った「卜筮祭祷簡」の体例の中に組み込んで検討してみたい。

1、七月の事例

表一　秦楚月名対照表

秦月	楚月
十月	正月
十一月	二月
十二月	三月
正月	四月
二月	五月
三月	六月
四月	七月
五月	八月
六月	九月
七月	十月
八月	十一月
九月	十二月
	冬夕・冬柰
	屈夕・屈柰
	援夕・遠柰
	刑夷・型屎
	夏屎
	紡月・亯月
	七月・夏夕・夏柰
	八月
	九月
	十月
	爨月・臭月
	獻馬

表二　平夜君成墓楚簡の楚月名と頻度数

楚月名	
畬（冬）柰	4
屈柰	5
遠柰	2
型屎	2
顕（夏）屎	2
亯（享）月	6
七月・顕（夏）柰	35
八月	28
九月	6
十月	5
臭月	0
獻馬	9

〈第一次占卜の前辞〉（一部命辞を含む）

夏柰（七月）の月がみえる前辞は、次の八例である。

a. ☐【王徙於】鄝（鄀）郢之散（歲）、顕（夏）柰之月、乙卯之日、廱（應）嘉𠂤（以）衛侯（侯）之簨（筮）爲坪夜君貞、「既又（有）疾、尚遬（速）癒（瘥）、毋又（有）☐（甲三:114,113）

b. ☐王遷（徙）於鄝（鄀）郢之散（歲）、顕（夏）柰宵＝（之月）、癸嬛（亥）酋＝（之日）、彭定𠂤（以）少（小）尨龍（龍）☐（甲三:204）

c. ☐郢之散（歲）、顕（夏）柰宵＝（之月）、己丑酋＝（之日）、君晶（朝）於箸☐（乙一:5）

d. 王遷（徙）於敫（鄀）郢之散（歲）、顕（夏）柰宵＝（之月）、乙巳酋＝（之日）、暊與良志𠂤（以）陵尹☐（乙一:12）

e. 王遷（徙）於敫（鄀）郢之散（歲）、顕（夏）柰宵＝（之月）、乙巳酋＝（之日）、淀鼓𠂤（以）陵☐（乙一:18）

f. ☐顕（夏）柰宵＝（之月）、丙（丙）脣（辰）酋＝（之日）、陵宵（尹）懌☐（零:200,323）

g. ☐顕（夏）柰宵＝（之月）、乙卯☐（甲三:159-3）

h. ☐顕（夏）柰宵＝（之月）、己丑酋＝（之日）☐（乙三:49,乙一:21）

aは傍線を施した命辞の部分から疾病貞と解される。それ以外は命辞の部分がみな欠けているので、不明である。ただしここで注意すべきことは、a～eの夏柰（七月）が〝王徙於鄝郢之歲〟という同一年に属する（ただしcは推定）ことである。これより王徙於鄝郢之歲の夏柰之月では、乙巳～乙丑までの二十一日の間に、乙巳・乙卯（乙巳の十日後）・癸亥（乙卯の八日後）・乙丑（癸亥の二日後）の各日に、相異なる貞人によって貞問の行われたことが分かる。同日に歳貞と疾病貞が行われた例は包山楚簡にみえるが、しかし歳貞が日を異にして複数回行われた明確な事例はなく(19)、もしあったとしてもその理由は定かでなく、さらにaの命辞が明らかに疾病貞とみなされることから、おそらくa～eの簡文はみな疾病貞の前辞・命辞と解されるのである。

〈第一次占卜の命辞〉

次に第一次占卜の命辞の中に現れる夏祭（七月）の事例をみてみよう。

a．□卒（卒）戡（歲）或至來（來）戡（歲）之顕（夏）祭□（甲三:248）

b．自顕（夏）祭宀（之月）已（以）至來（來）戡（歲）顕（夏）祭、尚毋又（有）大咎」。涉□（乙一:19）

c．祭宀（之月）已（以）至來（來）戡（歲）之顕（夏）祭、尚毋又（有）大咎」。涉鬻占之、「死（恆）貞吉、無咎。□（甲三117,120）

d．□□貞（貞）、「宵至各（冬）祭宀（之月）尚□（甲三:107）

e．疾髓・痕（脹）腹・瘡（膚）疾。自顕（夏）祭宀（之月）已（以）至各（冬）祭宀（之月）、聿（盡）七月尚毋又（有）大□（乙一:31,25）

aの「卒歲或至來歲之夏祭」（卒歲、或いは來歲の夏祭に至るまで）の「卒歲」は一年を意味する(20)。しかし「來歲の夏祭に至るまで」は起点の月が不明なので、何ヶ月を指すのかは定かでない。b・cは同一内容とみなされ、当年七月から翌年七月までの一年間を指すのであろう。とくにcの後半の傍線部分は包山楚簡を典型とする歲貞の定型句と酷似している。ところがdは同じく七月を起点としながら、翌年の冬祭（正月）までの七ヶ月間の安危を貞問するもので、eも同様である。これより平夜君成墓楚簡の貞問は、当年七月～翌年七月までの一年間を時限とするものと、当年七月～翌年正月までの七ヶ月間を時限とするものとが並行して行われたことになる。さらにeの傍線部分をみると、その貞問は疾病貞と解される。これらのことから、当年七月～翌年正月までの短期的時限を示すd・eは疾病貞であるかも知れない。そうであれば、包山楚簡では疾病貞で時限を設定することはないので、これもまた平夜君成墓楚簡の重要な特長と言えよう。

〈祭祷の実施記録〉

平夜君成墓楚簡において夏祭（七月）が頻出する背景として、さらに次のような簡文に注目する必要がある。

a．顕（夏）祭宀（之月）、己丑【之日】、已（以）君不擇（懌）之古（故）、遠（就）禱墜（陳）宗一猪。壬辰（辰）宿（之日）禱之。□（乙一:4,10,乙二:12）

b. 顕（夏）柰肯=（之月）、己丑肯=（之日）、已（以）君不𢦚（懌）之古（故）、遠（就）禱三楚先屯一𡰥（牂）、翼（縗）之狀玉。壬辰（辰）肯=（之日）禱之。☐（乙一:17）

c. 顕（夏）柰肯=（之月）、己丑肯=（之日）、已（以）君不𢦚（懌）之古（故）、遠（就）禱靈（靈）君子一猪、遠（就）禱門・戸屯一牂（牂）、遠（就）禱行一犬。壬辰（辰）肯=（之日）【禱之】☐（乙一:28）

以事紀年を欠いているが、それらはみな夏柰（七月）の己丑に平夜君成の恢復を祈念する祭禱案が提案され、その三日後の壬辰の日に実施した記録とみなされる。

2、八月の事例

〈第一次占卜の前辞〉（一部命辞を含む）

第一次占卜の前辞における八月の事例は以下の一五例である。

a. ☐王遲（徙）於𨒫（鄗）郢之散（歲）、𠂤=（八月）、丁巳肯=（之日）、愴已（以）大央爲坪【夜君貞、】☐（甲一:3）

b. 王遲（徙）於𨒫（鄗）郢之散（歲）、𠂤=（八月）、丁巳肯=（之日）、𣪊（盬）壽君已（以）吳顕（夏）☐（甲二:6,30,15）

c. ☐【王徙】於𨒫（鄗）郢之散（歲）、𠂤=（八月）、丁巳肯=（之日）、雁（應）寅已（以）少（小）央爲☐（甲二:22,23,24）

d. ☐【王徙】於𨒫（鄗）郢之散（歲）、𠂤=（八月）、丁巳肯=（之日）、𪐗（應）寅☐（甲三:178）

e. 王遲（徙）於敫（鄗）郢之散（歲）、𠂤=（八月）、丁巳肯=（之日）、𪐗（應）寅已（以）大央☐（甲三:258）

f. ☐【王徙於鄗郢】之散（歲）、𠂤=（八月）、丁巳肯=（之日）、𣪊（盬）壽君已（以）吳顕（夏）之☐（甲三:342-1,零:309）

g. 王於嘂（鄗）郢之散（歲）、八月、己巳之日、鄭建已（以）□☐（甲三:223）

h. 王遲（徙）於𨒫（鄗）郢之散（歲）、八月、己巳肯=（之日）、𣪊（盬）愴已（以）駐藷（靈）爲坪夜君貞、既心☐（甲三:215）

i．王遲（徙）於鄭（鄦）郢之戠（歲）、𠂤（八月）、辛酉𥎦（之日）、東𠂤（甲二:14,13）

j．𠂤於藪（鄦）郢之戠（歲）、𠂤（八月）、辛酉之𠂤（乙三:29）

k．王遲（徙）於鄭（鄦）郢之戠（歲）、八月、庚辰（辰）𥎦（之日）、所受盟於𠂤（甲三:221）

l．𠂤戠（歲）、八月、己未之日、盬（鹽）券已（以）長𠂤（甲三:26）

m．𠂤（八月）、己未𣐈（之夕）、已（以）君疠（病）之〖故〗𠂤（乙四:5）

n．〖王徙〗於鄦郢之戠（歲）、𠂤（八月）、戊𠂤（零:113）

o．𠂤𠂤（八月）、乙卯𥎦（之日）、鄭卜子悕已（以）𤔔貞之龍爲君三戠（歲）貞𠂤（乙四:98）

これらの中でa～fは〝王徙於鄦郢之歲〟八月丁巳の同日に行われた貞問であるが（ただしfは推定）、簡文からは歳貞・疾病貞の別を判断できない。また貞人として愴・盬寿君・応寅の三名が確認でき、これら六つの貞問の中で愴は一度、盬寿君は二度、応寅は三度登場している。包山楚簡でも同日の歳貞や疾病貞に複数の貞人が参加して行う例はある。しかし同一の貞問に同じ貞人が何度も登場する例はなく(21)、この点も平夜君成墓楚簡の大きな特長である。g・hも同年八月の貞問で、その日は辛酉で、共に己巳である。その中のhは傍線の命辞「既心𠂤」より疾病貞とみなされる。i・jも同年八月の貞問で、その日は辛酉で、簡文からは歳貞・疾病貞の別を判断できない。kも同年八月の貞問で、その日は庚辰である。その後に続く「所受盟於𠂤」が貞人名や祭祷名で始まる通常の形式を取らないのは、それが歳貞・疾病貞あるいは祭祷簡の祷辞（包山楚簡の四・五・一四・一五の各条）とは異なるさらに別の形式の貞問である可能性を示唆している。これと比較的よく似たものは、望山楚簡の簡一五四に、

𠂤日、所可已（以）齋𠂤

とある簡文である。ともあれ、簡文中の「盟」字について、明・張自烈『正字通』午集中皿部に、

盟、盟本字。

とあり、「盟」の本字とされている。するとkは盟誓に関する貞問であろうか。l・mは以事紀年を欠くが、共に同年八月己未

の貞問である可能性がある。mの方は傍線部分から明らかに疾病貞であることが分かる。しかし干支日辰の後に「夕」（時辰名か）の付く例は包山楚簡にみられない。「夕」字は望山楚簡の簡一八四に、

□夕□□

と一例みられるが、しかしそれがmの例と関係あるか否かは不明である。nも同年の貞問であるが、月日は八月戊（地支は不明）である。干支の順で言えば戊の後に辰もしくは寅のくる可能性がある。また命辞を欠くので歳貞・疾病貞の別は判断できない。oは以事紀年を欠き、日は乙卯である。一見、歳貞のようにみえるが、この簡文は通常の体例と大きな違いがある。すなわち歳貞の場合、以事紀年と月日の後に、例えば包山楚簡の簡一九七に、

盬吉已（以）保冢爲左尹舵貞（貞）、……

盬吉、保冢を以て左尹舵の爲に貞う、……

とあるように、

「貞人名」・「以」・「卜筮用具名」・「爲」・「クライアント名」・「貞」

という形式を取るが、これをoの原文に対応させてみると、

「鄭卜子悚」「以」「鼉貢之龜」「爲」「君」「三歳貞」

となり、最後の「三歳貞」が体例と合わない。包山楚簡には貞問の時限として「卒歳」・「集歳」の語がみえ、卒歳を満一年と解する点で諸家の解釈は一致している。集歳については、考釈四〇一および彭浩氏は三年の意に解している(22)。これに対して、李零氏・陳偉氏および筆者は一年の意に解している(23)。筆者は今でもその解釈を堅持するものであるが、かりに集歳が三歳の意であるとしても、「三歳」の語が「爲君三歳貞」の句の中にあるのは体例と合わず、構文的にも「君のために向こう三年間の安危を貞う」とは読み難い。

ともあれ、以上の検討から王徙於鄀郢之歳の八月に、少なくとも丁巳・己巳・辛酉・庚辰の日に貞問が行われたことが知られる。nの「戊□」は干支の順から推して辰あるいは寅がくる可能性があり、これを含めると貞問は五日となる。さらにlの

「……歳、八月、己未之日」を王徙於鄀郢之歳の「歳」とすれば、当年八月の貞問は全部で六回行われたことになる。一方、mの己未の日の貞問は疾病貞であった。かりに王徙於鄀郢之歳の八月の貞問を歳貞としても、その歳貞を月内に六回も行うのは尋常ではなく、やはりa～oの事例はすべて疾病貞とみなさざると得ない。ちなみにこれらの六回の貞問の日を示すと（数字は干支順）、次のようになる。

乙卯（52）→丁巳（54）→己未（56）→辛酉（58）→戊辰？（5）→己巳（6）→戊寅？（15）→庚辰（17）

みられるように、当年八月はほぼ一日おきに疾病貞が行われたようで、これより墓主の病状の悪化が窺われるのである。

3、前辞以外に八月が登場する事例

ところで、八月は前辞以外の箇所にもしばしば登場している。

〈第一次占卜の占辞〉

a．□占之曰、吉。聿（盡）𣏌（八月）疾虞（瘥）□（甲二:25）

b．□【占之】曰、甚吉。未聿（盡）𣏌（八月）疾必癒（瘥）。□（甲三:160）

a・bは共に第一次占卜の占辞の一部と解され、aは〝八月を盡くして疾は瘥ゆ〟、bは〝未だ八月を盡くさざるとも疾は必ず瘥ゆ〟と言う占断であるが、病気の快癒は八月に限られるものではないであろうから、ここに現れた八月は必ずしも特別な意味を持っているわけではないであろう。

〈第二次占卜の命辞〉

次のa～cは第二次占卜の命辞における八月の例、すなわち第一次占卜の命辞で占断された憂患を解除するため、貞人がクライアント平夜君成に対して提出した祭祷案の中における八月に関する例と解される。

a．□之祝（説）。斁（擇）日於𣏌（八月）之宰（中）賽禱□（甲三:303）

b．□睪（擇）日舀=（八月）之申（中）胜□（甲三:339）

c．睪（擇）日於舀=（八月）胜祭競坪（平）王、已（以）逾至吝（文）君。占之：吉。既敘之。□（甲三:201）

みなほぼ同じ構文で、とくにcをみてみると、傍線部分の命辞で祭祷案が示され、二重傍線の占辞でその祭祷案の可否が占トされて、その結果「吉」と占断されている。実際、八月二そのような祭祷が実施されたことは、さらに次の簡文から推測される。

〈祭祷の実施記録〉

a．□巳之昏鷹（薦）虐（且）禱之、陞（地）宝（主）。八月、辛酉□（乙三:60,乙二:13）

b．□舀=（八月）、甲戌省=（之日）鷹（薦）之。□（甲三:80）

c．舀=（八月）、辛巳岁=（之夕）歸一璧於□（甲三:163）

d．□吝（文）君與啻、解於太、遼（逐）亓（其）疋祝（説）。舀=（八月）、壬午省=（之日）鷹（薦）太。□（甲三:300,307）

a～dに辛酉（58）・甲戌（11）・辛巳（18）・壬午（19）の四つの干支日辰がみえ、a・b・dの各日に「鷹（薦）」が行われている。「鷹（薦）」字は包山楚簡では「𠂤」に作り、考釈三九五はこれを「𠂤」字の異体字、「薦」の仮借字とし、その字義について、『周礼』天官・庖人に対する鄭玄注、

備品物曰薦、致滋味乃爲羞。

を挙げている。つまり供え物をして祭る意である。またcの「歸」については、包山楚簡の簡二一八に、

壁（避）琥、睪（擇）良月良日逯（歸）之。

とあり、考釈四三二は「歸」を「餽」に読み替えている。「歸」は望山楚簡にも散見し、例えば簡二八に、

□志事。已（以）亓（其）古（故）敓之。「亯（享）逯（歸）緐（佩）玉一環柬大王、𡍮禱宮行一白犬酉（酒）飤（食）。

とあり、祖霊に玉器を贈る祭礼のようである。a～dにはこれら「鷹（薦）」・「歸」に関する具体的な干支日辰が記されていることからみて、それらは実施された記録の一部と解される。

以上において平夜君成墓楚簡において月名が夏柰（七月）と八月に集中している状況について検討してきたが、これより次のことが浮上してきた。①平夜君成墓楚簡にみえる七月の貞問は、ほとんど疾病貞に関するものである。②貞問は七月を起点として一年間を時限とするものと、七月から翌年正月までの短期的なものとがあり、その場合の貞問も疾病貞に関するものである。③八月の貞問はすべて疾病貞に関するものである。それにしても、平夜君成墓楚簡においてはなぜかくも七月と八月の記事が突出して現れているのであろうか。

四、その他の月名の現れ方の事例

そこで七月・八月以外の各月がどのような文脈の中に登場しているのかを検討してみることにする。

1、冬柰（一月）の事例

a．☐□貞。肯至各（冬）柰宵（之月）尚☐（甲三:107）

b．疾齲・痕（脤）腹・瘠（膚）疾。自顧（夏）柰宵＝（之月）已（以）至各（冬）柰宵＝（之月）、聿（盡）七月尚毋又（有）大☐（乙一:31,25）

c．【王復於】藍郢之敓（歲）、各（冬）柰宵＝（之月）、丁嬛（亥）宵＝（之日）、鄭疾已（以）駁黿爲君☐（乙四:63,147）

d．☐【王】復（復）於藍郢之敓（歲）、各（冬）柰宵＝（之月）丁嬛（亥）宵＝（之日）、黽尹【丹】☐（零:294,482,乙四:129）

e．☐之敓（歲）、各（冬）柰☐（零:496）

まず一月では、a・bはすでに七月条で検討済みなので省く。c・dは共に定型的な第一次占卜の前辞をなし、eもその一部であろう。ただ前辞の後に続く命辞を欠くので、その内容が歳貞・疾病貞のいずれかは不明である。

2、屈柰（二月）の事例

a．句邦公奠（鄭）余穀大城邶（茲）竝（方）之散（歲）、屈柰宵=（之月）、癸未【之日】☐（乙一:14）

b．句邦公鄭【余穀】大𢦏（城）邶（茲）竝（方）之散（歲）、屈柰宵=（之月）、癸未宵=（之日）、譖【生】☐（乙一:32,23,1）

c．☐散（歲）、屈柰之【月】☐（零:414）

d．☐散（歲）、屈柰☐（零:503）

e．☐顕（夏）尿・亘（亨）月恵（賽）禱大水、備（佩）玉𤔔。睪（擇）日於屈柰（乙四:43）

a・bは共に第一次占卜の前辞で、年月日も同じなので、月名を同じくするc・dも同年月日の前辞の一部である可能性が高い。eは第二次占卜の命辞、すなわち祭祷案の一部と解され、その中で五月・六月の賽祷が提案されると共に、二月における何らかの祭祀が提案されているのであろう。

3、遠柰（三月）の事例

a．☐【蔓荅受女】於楚之散（歲）、遠柰之月、丁酉☐（甲三:34）

b．☐蔓荅受女於楚之散（歲）、覬（遠）柰宵=（之月）、丁酉宵=（之日）（甲三:42）

c．☐□・□柰・𥫱尿恵（賽）禱☐（零:248）

a・bは共に第一次占卜の前辞で、年月日は同じである。cは祭祷案の中で三月と四月に賽祷の実施が提案されているのであろう。

4、𥫱尿（四月）の事例

a. 𣏌层之月、己巳省=（之日）、□𠂤（甲三:51）

b. 𠂤□・□遠柰・𣏌层悳（賽）禱𠂤（零:248）

aは第一次占トの前辞で、bは遠柰（三月）の条で述べた。包山楚簡によれば歲貞は通常四月に行われ、それは楚の歲首と関連するが、平夜君成墓楚簡では四月の例はこの二例だけである。それは平夜君成墓楚簡における四月の歲貞の存在そのものを疑わせるものである。この点については後文で検討する。

5、夏层（五月）の事例

a. 𠂤大𢦏（城）邶（茲）邡（方）之𣪊（歲）、䭫层肯=（之月）、癸嬛（亥）省=（之日）、趄盭已（以）鄗瞰為𠂤（甲三:8,18）

b. 𠂤䭫（夏）层・亯（享）月悳（賽）禱大水、備（佩）玉丱。睪（擇）日於屈柰（乙四:43）

aは第一次占トの前辞で、bは二月条で述べた。

6、享月（六月）の事例

a. 𠂤□公城蔪（鄑）之𣪊（歲）、亯（享）月𠂤（甲三:30）

b. 王自肥還郢遲（徙）於鄸（鄑）郢之𣪊（歲）、亯（享）月𠂤（甲三:240）

c. 王遷（徙）於敫（鄑）郢之𣪊（歲）、亯（享）月、己巳省=（之日）、公子虞（虩）命譖生已（以）衞箄𠂤（乙一:16）

d. 王遷（徙）於敫（鄑）郢之𣪊（歲）、亯（享）月、己巳省=（之日）、譖生已（以）衞箄爲君貞、「𣏌（將）逾取茜（稟）、還𠂤（乙一:26,2）

e. 𠂤之𣪊（歲）、亯（享）月𠂤（零:51）

f. 𠂤䭫（夏）层・亯（享）月悳（賽）禱大水、備（佩）玉丱。睪（擇）日於屈柰（乙四:43）

aとb～dは以事紀年を異にするが（bとc・dの関係については先述した）、共に第一次占卜の前辞である。とくにdの傍線部分の命辞は、歳貞・疾病貞の別を判断する上で重要であるが、判然としない。eは第一次占卜の前辞の一部で、fはすでに述べた。

7、九月の事例

a. 我王於林丘戠=（之歳）、九月☐（甲三:1）

b. ☐之戠（歳）、九月、甲申酋=（之日）、攻差㠯（以）君命取悳靈（靈）☐（乙四:144）

c. ☐戠（歳）九月、乙卯酋=（之日）、□☐（零:431）

d. ☐【占】之。死（恆）貞吉、無咎。疾罷癘罷也。至𠂤=（九月）又（有）閑（閒）。☐（甲一:22）

e. 日於九月鷹（薦）虞（且）禱之、吉。☐（甲三:401）

f. ☐八月又（有）女子之貴、九月・十月又（有）外□☐（乙四:106）

a～cとも第一次占卜の前辞と解されるが、b・cがaと同一の以事紀年であるかどうかは不明である。dは第一次占卜の命辞の一部で、傍線部に「九月に至りて良閒（やや）有り」とあるので、明らかに疾病貞である。eは第二次占卜の命辞の一部かも知れない(24)。fは不明。

8、十月の事例

a. ☐至師【於陳】之戠（歳）、十月、壬戌☐（零:526,甲三:37）

b. ☐至師於墜（陳）之戠（歳）、十月、壬【戌】☐（甲三:49）

c. ☐㠯（以）至𠂤=（十月）、三月☐（甲三:191）

d．☐八月又（有）女子之貴、九月・十月又（有）外□☐（乙四:106）

e．☐大資、十月☐（零:192）

a・bは共に年月日を同じくする第一次占卜の前辞と解され、c～eは不明。

以上の検討によって、次のことが検出された。すなわち上文の第一次占卜の命辞に現れた七月cの事例として、

柰肯＝（之月）已（以）至來（來）戠（歲）之顧（夏）柰、尚毋又（有）大咎。淖𥎦占之、「死（恆）貞吉、無咎。☐

とある文を挙げ、傍線部分が歳貞の定型句と酷似することを指摘した。しかし簡尾が断欠していて、あえて歳貞とは断定しなかった。ところが、九月の事例dに、

☐【占】之。死（恆）貞吉、無咎。疾罷癵罷也。至肯＝（九月）又（有）閑（閒）。☐

とあり、ここでは「恆貞吉。無咎」の後に疾病貞を示す「至九月有閒」が続くので、これより先の七月の事例は必ずしも歳貞を示すものではないことになる。すると平夜君成墓楚簡には歳貞を示す簡が一例も存在しないことになる。これは何を意味するのであろうか。

五、平夜君成墓楚簡の性格と年代の位置づけ

平夜君成墓楚簡にはこれまで検討した体例以外にも、包山楚簡や望山楚簡にはみえなかった新たな形式のものを含んでいるようである。すなわち第一節で紹介したように、平夜君成墓楚簡は第一類の「卜筮祭禱記録」、第二類の遣策に大別され、第一類は①「平夜君成の生前の占卜祭禱記録」、②〃小臣成〃（平夜君成）自ら祈禱した記録、③祭禱と関連する記録の三種類に分類されている。この中の第一類②の簡文がそれにあたる。そこでこの②に関連する簡文を列挙すると、次のようである。

1、小臣成（平夜君成）が自ら祈禱した記録

a. 𠂤少（小）臣成迷（速）瘳、是𠂤（甲三:16）

b. 有祝（崇）見于大川有汾、少（小）臣成敬之罹𠂤（零:198,203）

c. 𠂤食、邵（昭）告大川有汾。曰、於（嗚）虖（虖）悕（哀）哉。少（小）臣成募（暮）生畢孤𠂤（零:9,甲三:23,57）

d. 𠂤食、邵（昭）告大川有汾。少（小）臣𠂤（甲三:21）

e. 𠂤少（小）臣成拜=䭫=（拜手稽首）、敢甬（用）一元𠂤（乙四:70）

f. 臣成敢𠂤（乙四:28）

g. 𠂤口少（小）臣成奉遠戡𠂤（甲三:64）

h. 𠂤【小】臣成之𠂤（零:106）

aは「……小臣成、速やかに瘳ゆ、是……」とあるので、平夜君成が自らの病気に関して述べた祈祷の一部と解される。bは「崇り、大川有汾に見る。小臣成、之を敬み罹れ……」とあり、崇りが大川有汾（不詳）に現れたとする占断に拠り、それを解除するための何らかの行為を行っている。cは「……食、昭らかに大川有汾に告げて曰く、嗚虖、哀しいかな。小臣成、暮生畢孤」とあり、平夜君成は崇りをなす大川有汾に昭告し、自らそれを解除するため何らかの行為を行っている。以上の三例は、あるいは神霊に崇りを解除するように請求する、池澤優氏のいわゆる「対抗儀礼」の一種とも解せる(25)。eは平夜君成が丁重な礼をもって、崇りを解除してくれる神格等に対し、何らかの進献物を献納する旨を誓ったものかも知れない。f・gも同様であろう。以上の解釈に大過なければ、発掘報告書の言う「小臣成自ら祈祷した記録」とは、平夜君成が自らの病気恢復を求めて自ら行った祈祷に関する記録と言えよう。包山楚簡や望山楚簡では貞人がクライアントのために病状を求問（疾病貞）することはあっても、このようにクライアント自らが祈祷するような例はみられない。

また、平夜君成墓楚簡では以事紀年が少なくとも九種あり、簡文の内容はほとんど疾病貞に関連するもので、明確な歳貞を示す例は一例も確認できなかった。これより平夜君成の闘病生活は少なくともこの九種の以事紀年に現れた九年にわたっていたと推定され、圧倒的に頻度数の多い〝王徙於鄀郢之歳〟が彼の最晩年であった可能性が高い(26)。であれば、平夜君成墓楚簡

の中で七月・八月の頻度数が突出して多く、しかも以事紀年においてこの両月がほとんど〝王徙於鄒郢之歳〟に属していることもそれを傍証するものであろう。これを要するに、平夜君成墓楚簡とはほぼ九年間にわたる平夜君成の闘病生活の間に行われた、貞人たちの疾病貞の記録、祭禱の記録、平夜君成が自らの病気恢復を求めて祈禱した記録等の集成であると言えよう。

2、平夜君成楚墓の年代

それでは、その年代は何時ごろに想定できるのであろうか。最初、『文物』の発掘簡報では戦国中期の楚声王以後とし(27)、発掘報告書では墓葬の層位関係・副葬品の類型比較、および簡文の内容など諸方面の分析から、戦国中期前後、すなわち楚声王以後、楚悼王末年、あるいはこれよりやや後とし、絶対年代を前三四〇年前後に想定している(28)。これに対して劉信芳氏は、以事紀年の中で最多の頻度を示す「王徙於鄒郢之歳」と墓主最晩年のものとみなし、この年を暦法から推算して楚粛王四年（前三七七）とし(29)、李学勤氏もこの劉信芳説に従っている(30)。これに対して、「卜筮祭禱簡」を出土した他の墓葬の年代はどうであろうか。

天星観一号墓について発掘簡報は、前三六一年より遅く、前三四〇年前後、すなわち楚宣王あるいは威王の時期としている(31)。その後、包山楚簡のいわゆる文書類の中に邸陽君に関する記事のみえることが発見され、邸陽君は天星観一号墓の墓主である邸陽君蕃勅の後裔と解されている(32)。すると包山二号墓の下葬年代は天星観一号墓より遅れることになる。一方、この包山二号墓については以事紀年を記した遣策によって墓主の葬儀が前三一六年六月に行われたことが知られている。前三一六年は懐王の在位中ごろに相当する。望山一号墓については同時に出土した越王勾践剣との関係で諸説あるが(33)、陳振裕氏はその下葬年代を、戦国中期の楚威王の時期、あるいは楚懐王の前期とし(34)、その後の発掘報告書もこの陳振裕説を継承している(35)。これら墓葬の年代に関しては、細部でまだ検討の余地が残されているとしても、その先後関係の大筋は動かないであろう。したがってこれより、「卜筮祭禱簡」を出土した主な墓葬は目下のところ平夜君成墓が最も早く、天星観一号墓がこれに続き、そ

の後の包山二号墓と望山一号墓の間では包山二号墓の方がやや晩い、ということになろう。参考までに表三にこれらの墓葬と楚王の世系表を挙げておく(36)。

表三　戦国中期前後の楚王世系（括弧内の数字は『史記』六国年表による各王の在位年。紀元前は省いている）

声王（407～402）― 悼王（401～381）― 粛王（380～370）― 宣王（369～340）― 威王（339～329）― 懐王（328～299）

むすび

小論では包山楚簡から抽出された体例に基づいて平夜君成墓楚簡を分析し、その結果、それはほぼ九年間にわたる平夜君成の闘病生活の間に行われた、貞人たちの疾病貞の記録、祭祷の記録、平夜君成が自らの病気恢復を求めて祈祷した記録等の集成であると結論した。そのため歳貞はなく、その点で包山楚簡や望山楚簡と比べて大きな相違が見られる。その意味でも注目されるのは、天星観楚簡の中に、

　夐月期中尚毋又（有）恙（恙）。

とある記事である。これは夐月（十一月）中の災いの有無を貞問したもので、そこでは貞問の時限を一ヶ月に限定しており、彭浩氏はこれを〝月貞〟と解している(37)。つまり、包山楚簡以前の段階では一年を時限とする歳貞以外に、このような月貞も存在したことになる。

　すると平夜君成墓楚簡の「卜筮祭祷簡」は、新蔡葛陵楚墓の位置する地域性、すなわち北は黄淮平原に連なり、南北の文化が合流する淮河上流域において、楚文化が中原文化と接触することによって変容し、その反映を平夜君成墓楚簡の中にみようするより、むしろそれとは逆に、包山楚簡「卜筮祭祷簡」にみられる体系的な構造とシステムが、それ以前の卜筮祭祷習俗を

吸収して整理統合された一つの完成形態としてみるべきではあるまいか。包山楚簡と年代の近い望山楚簡にそれほど体例の相違が認められないのも(38)、それを傍証するように思われる。その意味で、包山楚簡「卜筮祭禱簡」は戦国楚の楚文化の一端を最もよく表していると言えるのである。

注

（1）河南省文物考古研究所・河南省駐馬店市文化局・新蔡県文物保護管理所「河南新蔡平夜君成墓的発掘」（『文物』二〇〇二年第八期）。

（2）河南省文物考古研究所編著『新蔡葛陵楚墓』（大象出版社、二〇〇三年十月）。

（3）貞人たちを招聘する楚人貴族層を「クライアント」と呼称することは、池澤優「祭られる神と祭られぬ神――戦国時代の楚の「卜筮祭禱記録」竹簡に見る霊的存在の構造に関する覚書――」（『中国出土資料研究』創刊号、一九九七年）、同氏「戦国時代の祖先祭祀――「卜筮祭禱記録」楚簡と睡虎地秦簡「日書」――」（同氏著『「孝」の思想の宗教学的研究』所収、東京大学出版会、二〇〇二年一月）による。

（4）湖北省文物考古研究所・北京大学中文系編『望山楚簡』（中華書局、一九九五年六月）。

（5）湖北省荊州地区博物館「江陵天星観一号楚墓」（『考古学報』一九八二年第一期）。

（6）荊沙鉄路考古隊「江陵秦家嘴楚墓発掘簡報」（『江漢考古』一九八八年第二期）。

（7）湖北省荊沙鉄路考古隊『包山楚簡』（文物出版社、一九九一年十月）。

（8）滕壬生氏は、江陵磚瓦廠三四〇号墓竹簡も「卜筮祭禱簡」として紹介しているが（同氏『楚系簡帛文字編』序言、湖北教育出版社、一九九五年七月）、陳偉氏は否定し、これを司法関係の資料としている（同氏「楚国第二批司法簡芻議」、中国社会科学院簡帛研究中心編輯『簡帛研究』第三輯、広西教育出版社、一九九八年十二月）。

（9）前掲書『楚系簡帛文字編』に一部の写真と臨摹の字形が紹介されている。

（10）工藤元男「包山楚簡「卜筮祭禱簡」の構造とシステム」（『東洋史研究』第五九巻第四号、二〇〇一年）、同「包山楚簡〝卜筮祭禱簡〟的構造与系統」（『人文論叢』二〇〇一年巻、武漢大学出版社、二〇〇二年十月）。

（11）工藤元男「望山楚簡『卜筮祭祷簡』の基礎的研究」（福井文雅博士古稀・退職記念論文集刊行会編『アジア文化の思想と儀礼』所収、春秋社、二〇〇五年刊行予定）。

（12）前掲書『新蔡葛陵楚墓』。

（13）河南省文物研究所『信陽楚墓』（文物出版社、一九八六年三月）。

（14）淺原達郎「望山一号墓竹簡の復元」（小南一郎編『中国の禮制と禮學』所収、朋友書店、二〇〇一年十月）。

（15）前掲書『望山楚簡』九一頁。

（16）前掲書『新蔡葛陵楚墓』一八二～一八三頁。

（17）劉彬徽「从包山楚簡紀時材料論及楚国紀年与楚暦」（湖北省荊沙鉄路考古隊『包山楚墓 上』所収、文物出版社、一九九一年十月）による。

（18）工藤元男前掲論文「望山楚簡『卜筮祭祷簡』の基礎的研究」。

（19）淺原達郎氏は『望山楚簡』考釈四四・四五の指摘に基づいて、「郤客困裚問王於蔡郢之歳、䏚尿之月、癸未之日」と同年同月癸亥之日の歳貞を指摘しているが（淺原達郎前掲論文「望山一号墓竹簡の復元」）、それによるとこの年の䏚尿（四月）の歳貞は癸未・癸亥の二度行われたことになる。しかしその綴合に問題のあることは、前掲の拙稿「望山楚簡『卜筮祭祷簡』の基礎的研究」で論じている。

（20）工藤元男前掲論文「包山楚簡「卜筮祭祷簡」の構造とシステム」、同「包山楚簡〝卜筮祭祷簡〟的構造与系統」。

（21）包山楚簡「卜筮祭祷簡」では大司馬邵䜣徉楚邦之師徒以救郤之歳、䏚尿之月己卯之日に行われた第一六条～二〇条の歳貞と第二一条～第二五条の疾病貞にそれぞれ五人の貞人が参加し、これらの貞人名は両者ともまったく同一である。しかしこれらの貞人グループは歳貞と疾病貞を同時に行っているわけではなく、歳貞を行った後に疾病貞を行ったものと解される。したがって同一の歳貞や疾病貞に同一貞人が何度も登場するわけではない。断簡のため確定的なことはいえないが、望山楚簡の場合も同様と思われる。

（22）彭浩「包山二号楚墓卜筮和祭祷竹簡的初歩的研究」（前掲書『包山楚墓 上』所収）。

（23）李零「包山楚簡研究（占卜類）」（『中国典籍与文化論叢』第一輯、中華書局、一九九三年）、陳偉『包山楚簡初探』（武漢大学出版社、一九九六年八月）一五二頁、工藤元男前掲論文「包山楚簡「卜筮祭祷簡」の構造とシステム」。

(24) 包山楚簡の簡二五〇の祭祷案に「命攻解於漸木立。叡遲其尻而柆之、尚吉」とあり、「……すれば、吉」という構文と共通する。

(25) 池澤優前掲論文「祭られる神と祭られぬ神――戦国時代の楚の「卜筮祭祷記録」竹簡に見る霊的存在の構造に関する覚書――」。

(26) 前掲書『新蔡葛陵楚墓』（一八三頁）もそのように想定している。ただし平夜君成墓楚簡の月名が「享月・夏祭・八月の三つの月に集中している」とするのは明らかな誤りで、享月は六例を数えるにすぎない。

(27) 前掲論文「河南新蔡平夜君成墓的発掘」。

(28) 前掲書『新蔡葛陵楚墓』一八〇～一八三頁。しかし後掲の表三（『史記』六国年表）によれば、前三四〇年前後は宣王もしくは威王の治世にあたる。報告書がなにゆえに前三四〇をもって「楚声王以後、楚悼王末年」としているのか不明である。

(29) 劉信芳「新蔡葛陵楚墓的年代以及相関問題」（簡帛研究网站http://www.bamboosilk.org、二〇〇三年十二月十三日）、同氏「新蔡葛陵楚墓的年代以及相関問題」（『長江大学学報（社会科学版）』二〇〇四年第一期）。

(30) 李学勤「論葛陵楚簡的年代」（『文物』二〇〇四年第七期）。

(31) 前掲論文「江陵天星観一号楚墓」。

(32) 何浩・劉彬徽「包山楚簡〝封君〟釈地」（前掲書『包山楚墓 上』所収）。

(33) 湖北省文物考古研究所『江陵望山沙冢楚墓』（文物出版社、一九九六年四月）第六章結語に諸説が紹介されている。

(34) 陳振裕「望山一号楚墓的年代与墓主」（中国考古学会編『中国考古学会第一次念会文集』所収、文物出版社、一九七九年）。

(35) 前掲書『江陵望山沙冢楚墓』二一〇頁。

(36) なお、平勢隆郎氏の編年によれば、以下の如くである（同氏『新編史記東周年表――中国古代紀年の研究序説――』東洋文化研究所叢刊第一五輯、東京大学東洋文化研究所、一九九五年三月）。

声王（410～405）― 悼王（405～385）― 粛王（385～375）― 宣王（375～346）― 威王（346～326）― 懐王（326～297）

(37) 彭浩前掲論文「包山二号楚墓卜筮和祭祷竹簡的初歩的研究」

(38) 工藤元男前掲論文「望山楚簡『卜筮祭祷簡』の基礎的研究」。

【附記一】　小論は二〇〇四年七月に長江流域文化研究所主宰の二一世紀ＣＯＥ関連シンポジウム〝楚文化研究の現在〟で報告した「新蔡葛陵楚墓竹簡「卜筮祭祷簡」初探」に大幅に手を加えたものである。当日のシンポジウムでは平夜君成墓楚簡と包山楚簡の間にみられる相違が、楚文化が中原文化と接触して変容したことによるとし、以下の討論の記録もそれを前提になされたものである。しかし論文にまとめる段階でその結論が逆になってしまった。そのため論文の結論と討論の記録の間にギャップが生じることになってしまったが、当日の記録はそのまま掲載した。会場で貴重な御示教を賜った方々に篤く感謝を申し上げたい。

【附記二】　小論は二一世紀ＣＯＥプログラム〝アジア地域文化エンハンシング研究センター〟における研究成果の一部、また科学研究補助金（基盤研究Ｃ（一般））「秦簡・楚簡よりみた中国古代の地域文化の研究」の研究成果の一部、また中国教育部哲学社会科学研究重大課題攻関項目〝楚簡綜合整理与研究〟（首席専家・武漢大学・陳偉教授、703JZD0010）資助による研究成果の一部である。

工藤元男氏の報告に対する質疑応答

小澤正人　ありがとうございました。工藤先生は、卜筮祭祷という楚文化の特徴的な習俗について、楚の中心である江陵出土の包山二号墓の資料で最初に議論され、それによって具体的な模式を作られていらっしゃいます。今回はそれをもとにして、新たに公表されたばかりの新蔡の資料との比較をなさいました。その結果、両者の間には違いがあることを指摘されたわけですが、さらにその違いについて、江陵のものを楚固有のスタンダードな形式とし、それとかなり異なる新蔡のものを中原文化の影響を受けていたためと結論されました。今の工藤先生のご発表に関しまして何かご質問等ございますでしょうか。

浅野裕一　東北大学の浅野です。中原文化といってもいろいろだと思うのですが、中原文化の中のどういうパターンの影響を受ければ、先生がご説明されたような、その状態になってくるのか、紀南城周辺のものとは違ったパターンになるのか、教えていただけないでしょうか。

工藤元男　大変難しい問題ですが、ただ私はア・プリオリに中原文化はこういうものだと規定して述べているわけでなく、戦国前半期までにかなり典型的な形で形成されたであろう楚文化をスタンダードなものとして考え、その楚文化が北上して中原地域に波及することによって変容してしまう部分に、中原文化の影響を想定し、なぜそういうふうに変容してしまったかというところに、逆に中原文化とは何かということを考えていく、そういう発想をしております。つまり新蔡で変容した楚文化の面から中原文化を考えてみたいという発想が根底にあり、中原文化はこうだと前提して比較する発想ではないことをご理解していただきたいと思います。

浅野　当該地域というのはですね、紀南城周辺に見られるような、スタンダードな体系がそもそも成立していなかったんだ、というように考えることは無理なのでしょうか。

工藤　逆にそういう発想も考えない訳ではなかったのですが、歳貞と疾病貞は決して交りあうことのない、原理的に違うものだということは、陳偉先生も言われ、私もそのように理解しておりますので、制度としてそういう卜筮祭祷簡文化が紀南城を

中心としてまずできあがっていて、それが周辺に波及し、とくに北上する過程で中原文化と出会って崩れていく、と私は解釈しております。

浅野　どうもありがとうございました。

小澤　変容という問題は難しい問題だと思いますが、文化の変容について、特に楚文化の問題をいろいろ議論されている稲畑先生がちょうどいらっしゃっておりますので、今の工藤先生のご発言について如何お考えでしょうか。

稲畑耕一郎　早稲田大学の稲畑です。いやいや、感心してうかうかと聞いていただけで、ご下問があるとは思わなかったのですが、確かに今のご質問にあったように、古代における文化の変容という現象をどうとらえるかといった場合に、その事実はこうなんだけど、この場合は、北から見るか、南から見るかでずいぶん分かれてくるとは思うんです。長江以南の世界との関わりを考えなければならない。ただいかにしても材料がまだ十分ではないので、もう少し材料が増えてくると、また別の考え方でこの現象を理解しなければいけないというようなことも出てくるのではないか。今日のお話を聞く限りであれば、工藤先生がおっしゃっていることも成立するでしょうが、それがどっちからどっちへの影響であるかを判断するのはなかなか難しい。北から来たものがその紀南城を中心にそこで変質し凝り固まって、特殊な形で成立したということも考えられなくもないと思うので、もう少し、材料が増えてくることを待ちたいなと僕は思っております。材料が増えると、それだけわからないことも増えるのは困ったものですが、今日のお話はそれなりに理解できました。

小澤　他に何かご質問はありますでしょうか。

池澤優　東京大学の池澤です。非常に貴重な発表をありがとうございます。今日の発表は卜筮祭祷簡についてかなり重要なことを指摘というか、発見なされた発表だと思うのですね。というのは、今までの卜筮祭祷簡の理解というのは、最初の段階で工藤先生が紹介なされたように疾病貞と歳貞の二つに分ける、これが出発点です。ところが、今日発表なされたものの中に、疾病貞と見えながら実は時間を区切っているものが出てきたからですね。

これは今までなかったというよりも、そういうのが出てきてしまうと、今までの理解が全部ひっくりかえってしまう。そこ

でお聞きしたいんですけれども、そういうものが出てくると、議論の出発点であった疾病貞と歳貞の二つに分けるという考え方が果たして妥当なのかという疑問は浮かばないでしょうか。と言いますのは、陳偉さんが言っていた二つに分けるっていう理解の仕方自体は私は別に反対はないのですけれど、あれを読んだときにちょっと簡単に単純には二つに分けられないんじゃないかなと印象をもったんです。だからやってる当事者の意識としては、二つは全然違うものだという風に考えたかどうかというのは疑問があるのではないかという感想を持ったことがありまして、その点についてちょっと先生にご意見をお伺いしたいと思います。

工藤　日本で卜筮祭祷簡をやっているのは、現在私と池澤先生の二人だけなので、池澤先生には私が今日申し上げたことを一番よくご理解いただけたようです。確かに先ほど浅野先生もおっしゃったことも含めてですが、紀南城周辺から出土した卜筮祭祷簡から検出された疾病貞・歳貞を二つの原理とするものと、それとは異なった別の原理も存在するのかという点については、ずいぶん頭を悩ましました。いろんな解釈があろうかと思いますが、とりあえず今回は、崩れた形で伝承されていると解釈しておき、これを作業仮説として、これがどこまで通用するか、今度はさらに祭祀の構造から検証していきたいと思っています。

小澤　ありがとうございました。

石黒ひさ子　石黒と申します。大変勉強させていただき、ありがとうございました。先ほども質問にでました地域の問題にも関連しますが、年代についてお聞きしたいと思います。まず紀元前三四〇年前後という年代が示されていますが、これは、発掘報告書に報告されている、他の出土物と比べても妥当な年代なのか、ということです。私が年代に大変関心があるのは、この地域が新蔡であるためで、一般的には蔡国は上蔡から新蔡に移って、その後、新蔡から呉を頼って下蔡に移ったとされています。だとすると、新蔡から蔡が出て行った後、まさに平夜君の三代前にあたる方が封建されたということになると思うのですが、その場合、蔡国との関係はどのように見ていらっしゃるのか、もしご意見があれば、お聞きしたいと思います。

工藤　歴史学の側から、それを本当は検証しなくてはいけないのですが、また以事紀年についても、その前後の年代を実際の

文献史料とつきあわせて考えなくてはいけないのですが、今回はその余裕がなかったものですから、報告書が一応そういうふうに言っているということをとりあえず前提にして議論してみたのです。ですから、今おっしゃったように、蔡国の歴史の展開と以事紀年の関係を突き合わせてみると、その絶対年代がどうなるかということは、まだ検討の余地があるとは自覚しております。それはもう一つの新しい検討課題としてやってみたいと思っています。

子弾庫楚帛書の資料的性格について——占書と暦——

森　和

緒　言

一九四二年九月、湖南省長沙市東南郊の戦国楚墓が盗掘され、竹笥の中に折り畳まれた一幅の帛書が出土した(1)。一般に「楚帛書（楚繒書）」と呼ばれるこの資料は、大きさが四七cm×三八・七cm、図1に挙げた模式図のように、中央部分に八行と十三行の文章が天地を逆にして書かれ（以下、八行文・十三行文）、周囲には辺ごとに三体、計十二体の神怪の図像が頭部を内向きにして描かれ、三文字の標題がその内脇に、数行の短文が外側にそれぞれ附され（以下、辺題・辺文）、さらに四隅に青・朱・白・黒の四色の樹木が描かれている(2)。この楚帛書については、最も早い時期に出土した楚系簡帛資料として半世紀以上の研究蓄積があり、また近年の包山楚簡や郭店楚簡、上海博物館蔵戦国楚竹書など新たな資料の増加によって、文字や語句の解釈に部分的な進展が見られる(3)。しかし、模式図のような独特な構成に加え、各篇の内容は神話伝説や天文・祭祀・占卜など多岐にわたり、かつ他に類例のない独自の要素を多く含んでいるため、いまだ見解の定まらない問題も多く、特に他の楚簡との関係については余り言及されることがない。いわば、この楚帛書はその特殊性ゆえに多くの楚系簡帛資料の中で孤立して

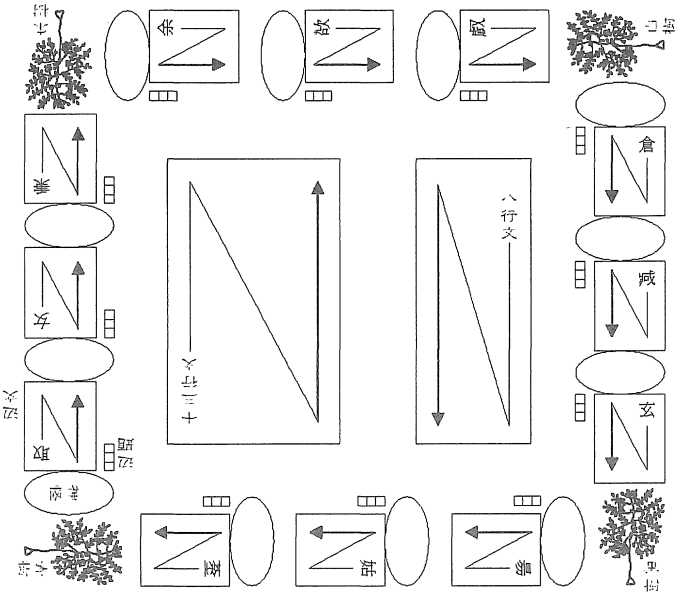


図1　子弾庫楚帛書模式図

いるかのごとき資料なのであり、その特殊性の最も典型的な例として月名とそれに関連する〝曆〟の問題を挙げることができる。従来、楚帛書の曆については他の楚簡と根本的に異なるものとして、楚帛書と楚簡との曆の相違を如何に解釈するのか、ということに焦点が置かれていた。このような見解に対して、筆者は楚帛書の月名を検討して、その問題点を指摘し、私見を提示したことがある(4)。そこで、小論では先の検討結果を踏まえて楚帛書との共通性が高い「日書」における曆を検討し、楚帛書の資料的性格について他の楚系簡帛資料との関係から考察してみたいと思う。

一　楚帛書の資料的性格と曆の問題

まず楚帛書の曆について、これまでどのような議論がなされ、楚帛書の資料的性格とどのように関連付けられてきたのか、整理しておきたい。従来、楚帛書の曆については辺題および辺文に見える月名をもって議論されてきた。例えば、

取于下。曰、取。乙（鴀）鼠（則）至。不可已（以）殺。壬子・酉（丙）子、凶。乍（作）□。北征、帥（帥）又（有）咎。𡈼（武）□□亓（其）敱。

取于下。曰く、取。鴀則ち至る。以て殺す可からず。壬子・丙子は、凶。作□。北征せば、帥に咎有り。武□□其敱。(5)

とあり、「取于下」という冒頭の三文字が辺題、「曰、取」以下の宜忌を主とする文章が辺文に相当し、辺題の第一字目と辺文の第二字目に同じ「取」字が用いられている。上述したように、辺題と辺文は帛書の各辺に三体ずつ描かれた神怪の図像に附されて計十二組あるが、この書式はその十二組全てに共通し、「取」から右回りに「取・女・秉・余・敢・叡・倉・戚・玄・易・姑・荃」という順序で並んでいる。これらの十二の文字については、李学勤氏が『爾雅』釈天に、

正月爲陬、二月爲如、三月爲病、四月爲余、五月爲皋、六月爲且、七月爲相、八月爲壯、九月爲玄、十月爲陽、十一月爲辜、十二月爲涂。

とある月名と一致することを最初に指摘された。そして、楚帛書では秉・叡・玄・荃の四つの辺題が「秉司杳（春）」・「叡司顕（夏）」・「玄司昧（秋）」・「荃司咎（冬）」のように四時を含んでいる。また取・余・倉・昜の神怪の右隣に位置する樹木がそれぞれ青・朱・白・黒で彩られ、この青樹、取・女・秉（司春）、朱樹、余・敗・叡（司夏）、黒樹、倉・戚・玄（司秋）、白樹、昜・姑・荃（司冬）という配列と樹木の配色から見て、帛書の周囲四辺はそれぞれ春夏秋冬の四時に相当し、取・女・秉（左辺）が春の三ヶ月、余・敗・叡（上辺）が夏の三ヶ月、倉・戚・玄（右辺）が秋の三ヶ月、昜・姑・荃（下辺）が冬の三ヶ月であることは疑いない（図1参照）。そのため、李学勤氏は『爾雅』釈天に基づいて、楚帛書の暦を春の最初の月である取を正月歳首（年度始め）とする建寅夏正、と判断された(6)。以来、この楚帛書夏正説は、異論が皆無というわけではないが、殆ど定説のごとく見做されている(7)。

他方、睡虎地秦簡や望山楚簡・包山楚簡が出土したことにより、戦国楚において所謂〝楚暦〟が用いられていたことは周知の事実となっている。すなわち、睡虎地秦簡「日書」甲種・歳の後段の「秦楚月名対照表」（第七九三簡～第七九六簡）に、

十月、楚冬夕。日六夕〈七〉十。　二月、楚夏尿。日八夕八。　六月、楚九月。日十夕六。
十一月、楚屈夕。日五夕十一。　三月、楚紡月。日九夕七。　七月、楚十月。日九夕七。
十二月、楚援夕。日六夕十。　四月、楚七月。日十夕六。　八月、楚爨月。日八夕八。
正月、楚刑夷。日七夕九。　五月、楚八月。日十一夕五。　九月、楚膚（獻）馬。日七夕九。

とあり(8)、「冬夕・屈夕・援夕……」といった楚固有の月（楚月名）が秦の何月に当たり、各月の昼夜の比率は幾らか、という内容が記されている。これらの楚月名は望山楚簡や包山楚簡などの以時紀年から裏付けられ、一九八〇年代後半以降、楚月名を用いる楚暦について盛んに議論されている。この楚暦についてはいまだ諸説紛々として見解が分かれているが、これまでに提示された楚暦に対する様々な解釈は、いずれの説においても夏正とされた楚帛書の暦とは一致しない。そのため、この楚暦と楚帛書夏正説との不一致に対して何らかの解釈が試みられている訳であるが、そこには大別して次のような二通りの方向性が確認される。一つは、楚帛書の暦を民間で用いられたもの、楚暦を官方のものと見做して、両者の相違を官民の差に求める

説であり[9]、もう一つは、戦国中期に集中している楚簡に対して、楚帛書の暦を戦国初期のもの、または秦が湖北・湖南を略取した後の顓頊暦（月序が夏正と同じ）と見做すなどして、両者の相違を時代差に求める説である[10]。このように、楚帛書における暦の問題は、楚帛書がどのような階層の人々を対象として作成されたものなのか、またいつの時代、どこの文化に属すのか、という資料としての基本的性格に直接関わる重要な問題なのである。

このような従来の解釈に対して、私はかつて楚帛書の暦も他の楚簡と同じ楚暦であろう、と指摘した。それは、『爾雅』釈天と一致する「取」以下の月名とは異なる月名が楚帛書や同じ子弾庫楚墓から出土したとされる帛書の残片（残帛書）に見えることに注目して検討したものである。まず楚帛書の十三行文（第三行～第四行）に、

一月（一月）・二月・三月、是圂（謂）遊（失）紲（終）、𠂤（亡）奉之、□亓（其）邦。四月・五月、是胃（謂）𤔔（亂）紀（紀）、𠂤（亡）尿（朔）。

一月・二月・三月、是を失終と謂い、亡奉之、其の邦に□す。四月・五月、是を亂紀と謂い、亡尿（朔）。

とあり、特定の月における災禍について述べる中で「一月」から「五月」まで序数で表された月名が用いられている。そして、李零氏によれば、盗掘時に楚帛書が収められていた竹笥の底に残っていたとされる残帛書の中に楚月名を記したものが存在し、氏はそれを「朱欄黒色小字類」に分類して次のように説明されている。それ（朱欄黒色小字類）は一幅の図を含み、その図は二つの同心円で構成され、外側の円は黒色、内側の円は赤色で、二つの円の内側に沿ってそれぞれ楚国の十二の月名が書かれている。二組の同じ月名は互いに五ヶ月分ずれている。図の下には朱色の罫線が引かれ、罫線内は赤色の太く短い横線で章が分けられ、「居木如何」・「居火如何」（未発見）・「居金如何」（未発見）・「居水如何」・「居土如何」とあるのに従って、それぞれ「亓備（服）某色」・「乘某色車」・「亓味某」・「亓畜某」・「樹某某某」・「亓皿某」・「亓色某」・「亓虫某」・「亓兵某」・「亓繕（綬）某玉」のような色や物の配当から時令禁忌などが述べられている、と[11]。このような三種類の月名の並存、特に辺題・辺文の月名と楚月名が同一墓葬から出土した「子弾庫楚帛書群」に並存する事実に着目するならば、楚帛書の暦が楚月名を用いる楚

暦とは異なるという従来の見解には疑問が生じてこよう。ここで問題となるのは、この三種類の月名の対応関係である。

表1　子弾庫楚帛書群に見える三種類の月名の対応関係（丸囲みの数字は月序を示す）

楚帛書群				楚暦（秦簡・楚簡）	『爾雅』
辺題	辺文	十三行文	残帛書		
易（昜）兼	易	一月	冬柰	①冬夕・中夕	⑩陽
姑分長	姑	二月	屈柰	②屈夕	⑪辜
荃（筌）司咎（冬）	【荃】	三月	遠柰	③援夕	⑫涂
取于下	取	四月	翟屎	④刑夷・刑屎	①陬
女北（必）走（武）	女	五月	夏屎	⑤夏屎・夏夷・夏尸	②如
秉司昏（春）	【秉】		享月	⑥紡月	③寎
余取（娶）女	【余】		夏柰	⑦七月・夏夕	④余
敢出睹	敢		八月	⑧八月	⑤皋
叡（叡）司顕（夏）	叡		九月	⑨九月	⑥且
倉莫夏（得）	倉		十月	⑩十月	⑦相
𢦏（戒）𠂤（次）	【𢦏】		𡍮月	⑪爨月	⑧壯
玄司昧（秋）	玄		獻馬	⑫膚馬・獻馬	⑨玄

右表1はその対応関係を四時区分に基づいて整理したもので、この表から、陬（取）を正月とする『爾雅』釈天の月序だけが一致しないこと、それを除けば、楚帛書群に並存する三種類の月名と楚暦は何一つ矛盾せず、辺題・辺文の「取」が楚の四月「翟屎」に相当することを看取できる。そうすると次に、『爾雅』釈天の月序に拠って「取」を正月とすることの妥当性が問題

となる。ところが、そもそも楚帛書辺題・辺文には「取」以下の十二の月のうちいずれが正月であるという記述はなく、また戦国から漢代にかけて成立したとされる『爾雅』と楚帛書の先後関係も容易に確定されるものではない。つまり『爾雅』釈天の月序に基づいて楚帛書辺題・辺文の「取」を正月とする論拠は極めて乏しいと言わざるを得ない。ここで改めて辺題を見てみると、その三文字は神怪図像一つ一つに恰も名前のごとく附され、秉・叡・玄・荃の四者については月名以外の下二字が「司十四時」と表記されている。また「女北（必）𡈼（武）」と「余取（娶）女」の場合は、

女北（必）𡈼（武）。曰、女。可㠯（以）出帀（師）、篡（築）邑。不可㠯（以）冢（嫁）女。取臣妾、不夾。㝵（得）、不成。■

女必武。曰く、女。以て師を出だし、邑を築く可し。以て女を嫁す可からず。臣妾を取らば、夾せず。得るも、成らず。

余取（娶）女。回圂。□□㠯（以）乍（作）大事。少旱亓（其）。龍亓（其）□。取（娶）女爲邦芙（笑）。■

余娶女。曰く、余。以て大事を作す……。少旱其。龍其□。女を娶らば邦の笑と爲らん。

とあるように、下二字の「必武」と「娶女」は、辺文の「以て師を出だす可し」、「女を娶らば邦の笑と爲らん」という宜忌とそれぞれ対応している。これらのことから辺題の下二字は各神怪の職掌のごときものを示している可能性が高く、辺題が月名あるいは神名と職掌の二つの語句から成り立っているとする指摘もある(12)。しかしながら、表2のように整理してみると、辺題の末尾、第三字目は春の「取于下」・「女北（必）𡈼（武）」の「下」と「武」が魚部、夏の「余取（娶）女」・「畝出睹」の「女」と「睹」も魚部、冬の「昜、叜」・「姑分長」の「叜」と「長」が陽部という具合に、「秉司杳（春）」など各季節の最後に位置して四時を管掌する四人の神怪を境に押韻していることが判かる(13)。楚帛書八行文および十三行文の押韻についてはすでに指摘されているところであり(14)、それを踏まえるならば、この辺題の押韻も単なる偶然ではなく、辺題がもともと四時を意識して付けられた三文字で一纏まりの語句であったと思われる。このようなことから、辺題は本来それぞれの神怪の三文字の名前として存在し、その冒頭一字目が辺文に「曰く、取」とあるように独立した月名のごとく見做され、それが後に夏正あるいは

辺　　題	第３字	上古復元音	
取于下	下	**魚部**陰声開口	ɣăg^{上}
女北（必）㚔（武）	武	**魚部**陰声合口	mi̯wag^{上}
秉司昏（春）	春	文部合口	t̂ʻi̯wən^{平}
余取（娶）女	女	**魚部**陰声開口	ni̯ag^{上} / ni̯ag^{去}
故出暑	暑	**魚部**陰声開口	tâg^{上}
叡司蹎（夏）	夏	魚部陰声開口	ɣăg^{上} / ɣăg^{去}
倉莫昃（得）	得	之部入声開口	tə̂k^{入}
戚	𠂤	？	？
玄司昧（秋）	秋	幽部陰声	tsʻi̯ŏg^{平}
昜 ⺍ 秉	秉	**陽部**開口	gi̯ang^{去}
姑分長	長	**陽部**開口	dʻi̯ang^{平} / ti̯ang^{上} / dʻi̯ang^{去}
荃司各（冬）	冬	中部	tông^{平}

表2　四時を意識した辺題の押韻

顓頊暦の月序が一般的になった時代に取り込まれて「正月は陬為り…」という『爾雅』釈天の記載が成立したのではないか、というプロセスが想定される。そして、これまで定説のごとく見做されてきた楚帛書夏正説は『爾雅』釈天の月序に基づいて楚帛書辺題・辺文の「取」を正月とする前提に必要十分な論拠が乏しく、成立し難いことが明らかになった(15)。その楚帛書夏正説が成立し難いのであれば、それを基に楚帛書の暦が楚暦と異なると判断してきた積極的な理由も必然的に失われることになる。そこで、楚帛書の暦は楚暦と同じであろう、と仮定し、その妥当性を辺文に記された宜忌の分析や五行説を媒介にした「日書」や「卜筮祭祷簡」との比較から検証した。

以上により、楚帛書が他の楚系簡帛資料と同じ楚暦に基づく資料であることは確認された。それでは、ここにいう〝楚暦〟とは如何なるものであろうか。そこで次に、楚帛書との共通性が指摘される「日書」の中に見られる〝楚暦〟について検討してみたい。

二　楚の建除における起点

「日書」とは、周知のように多種多様な占トを集めたテキストである。一方、楚帛書は「人々の行動を制約する規範は天（帝）に由来する」という主題に沿った八行文・十三行文・辺文の三篇からなる資料であり、「日書」のような占トのテキストとは明らかに性

格を異にする。しかし、楚帛書辺文に記された宜忌も「日書」の占トも、人間の行動を制約するある種の規範である、という点において同質であり、それゆえに両者には用語や民から一定の政治権力を有する階層までに及ぶ広範囲な対象などの面で高い共通性が認められる(16)。ここに楚帛書における楚暦の問題を「日書」から検討することの有効性があると考えられる。

これまでに発見された十数件の「日書」のうち現時点で最古のものとされるのは九店楚簡「日書」である。これは一九八一年から一九八九年にかけて湖北省江陵県で発見された東周時代の墓葬群のうち、戦国晩期早段に比定される九店五六号墓から出土したもので、紀元前二七八年に秦に占領する以前に楚の都郢を中心とする地域で通行していた占トのテキストとされる(17)。この九店楚簡「日書」の冒頭には建除と非常によく似た占いが二種類挙げられている。建除とは、ある日の干支が「建・除・満……」という十二の日のいずれに直るかによって、その日の吉凶を判断する占いであり、「日書」の成立に深く関わる重要な占いであることが李学勤・工藤元男両氏によって指摘されている(18)。この両篇には標題がないので、小論では便宜上陳偉氏の命名に従い、それぞれ「建襠」、「結陽」と呼んでおきたい(19)。

「建襠」（第一三簡～第二四簡）は上下二段に分けられ、例えば冒頭の第一三簡に、

【型】戻。建於辰（辰）、襠於巳、敗於午、坪於未、盍於申、工於酉（酉）、坐於戌、盍於亥、城於子、稷於丑、荀於寅、敝於卯。凡建日、大吉。利㠯（以）取（娶）妻、祭祀、竺（築）室、立社禝（稷）、繶（帯）鋻（剣）、元（冠）。

【型】戻。建は辰に、襠は巳に、敗は午に、坪は未に、盍は申に、工は酉に、坐は戌に、盍は亥に、城は子に、稷は丑に、荀は寅に、敝は卯に於いてす。凡そ建日は、大吉。以て妻を娶り、祭祀し、室を築き、社稷を立て、剣を帯び、冠するに利あり。

とあるように、上段に「建・襠・敗…」という十二名と日干支の対応が月ごとに記され、その下段に「凡そ某日は云々」という書き出しで十二名の各占辞が続く。十二名と日干支の対応を整理した表3から明らかなように、この「建襠」は楚の四月「型戻」を起点とする占いである。一方、「結陽」（第二五簡～第三六簡）も上下二段に分けられるが、冒頭の第二五簡に、

【寅・卯・辰・】巳・午・未・申・栖（酉）・戌・亥・【子・】丑、是胃（謂）結日。俟（作）事不果。㠯（以）祭罘（吝）。

表3　九店楚簡「日書」建襍表

【型】层	辰巳午未申酉戌亥子丑寅卯
【夏层】	巳午未申酉戌亥子丑寅卯辰
【冒月】	午未申酉戌亥子丑寅卯辰巳
夏柰	未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午
八月	申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未
九月	酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申
十月	戌亥子丑寅卯辰巳午未申酉
爨月	亥子丑寅卯辰巳午未申酉戌
【獻】馬	子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥
【冬柰】	丑寅卯辰巳午未申酉戌亥子
屈柰	寅卯辰巳午未申酉戌亥子丑
遠柰	卯辰巳午未申酉戌亥子丑寅

建襍攲坪窞工坐盍城傻荀敝

生子無俤（弟）、女（如）又（有）俤（弟）必死。已（以）亾（亡）貨不毋。已（以）鼠（納）田邑哭（吝）。

寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥・子・丑、是を結日と謂う。作事せば果さず。以て祭らば吝。子を生まば弟無く、如し弟有れば必ず死す。以て貨を亡わば毋げず。以て田邑を納むれば吝。

とあるように、上段には日干支だけが「寅・卯・辰…」のように羅列され、下段に「是を某日と謂う」という書き出しで占辞が続く。この十二名と日干支の対応を記す「結陽」上段の書式は、先の「建襍」が横軸に十二名、縦軸に月をとるのと異なり、横軸に月、縦軸に十二名をとるが、本来あったであろう月名を列記した簡は発見されていない。そのため、この「結陽」の日干支が何月を起点として並べられているのかはこれだけでは判断できない。それを知る手掛かりとして注目されるのが、睡虎地秦簡「日書」の建除である。

睡虎地秦簡「日書」の建除は甲・乙両種それぞれの冒頭に二種類、「除」（第七三〇簡～第七四二簡）と「秦除」（第七四三簡～第七五四簡）、乙種の佚名（第八九六簡～第九二〇簡）と「徐」（第九二一簡～第九四一簡）という計四種類あり、このうち甲種「除」と乙種佚名が楚の建除とされている。その書式は、甲種「除」を例に挙げると（第七三〇簡・第七三一簡）、

除　十一月斗―十二月須―正月營―二月奎―三月胃―四月畢―五月東―六月柳―七月張―八月角―九月氐―十月心
溴　子　―丑　―寅　―卯　―辰　―巳　―午　―未　―申　―酉　―戌　―亥

とあるように、「十一月」から順に十二ヶ月を列記した簡を第一簡目として、その次の簡から上段に十二名と日干支の対応を示す建除表が置かれ、その下段（第七三一簡）に、

結日。作事不成。以祭閹（吝）。生子毋（無）弟、有弟必死。以寄人、寄人必奪主室。
結日。作事せば成らず。以て祭れば吝。子を生まば弟無く、弟有れば必ず死す。以て人を寄らしむれば、寄人必ず主の室を奪う。

とあるように各占辞が記される。乙種佚名では十二ヶ月を列記する簡に星宿名が書かれておらず、十二名が日干支の下に記されているという違いもあるが、基本的に同一の書式と見て問題なく、その建除表は表4のように纏められる。さて、この睡虎地甲種「除」および乙種佚名に見える所謂建除十二名は、表5に整理したように、先に挙げた九店楚簡「建𣪊」および「結陽」の十二名と類似している。工藤元男氏は、その類似性からこれらの系譜的関係と合併状況を次のように説明されている。九店「建𣪊」を直接の源流とするものは①睡虎地甲種・除の表に見える建除名であり、九店「結陽」を直接の源流とするものは②睡虎地甲種「除」の占辞の建除名である。そして①と②つまり睡虎地甲種「除」の表と占辞の建除名を合併したものが④睡虎地乙種佚名の占辞の建除名であり、③はその省略されたものである、と(20)。

表4　睡虎地秦簡「日書」甲種・除および乙種・佚名の建除表

睡甲除表	溴	媚	建	陷	彼	平	寧	空	坐	蓋	成	甬
睡甲除辞	結	陽	交	害	陰	達	囫陽	外害	外陰	□□	夬光	秀
睡乙佚表	窓結	贏陽	□交	窗羅	作陰	平達	成外	空外	□□	盍絕	成決	復秀
睡乙佚辞	窓結	贏陽	建交	窗羅	作陰	平達	成外陽	空外遣	陛外陰	蓋絕紀	成決光	復秀

十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月	十二月	十一月
心	氐	角	張	柳	東	畢	胃	奎	營	須	斗
亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子
子	亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰	卯	寅	丑
丑	子	亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰	卯	寅
寅	丑	子	亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰	卯
卯	寅	丑	子	亥	戌	酉	申	未	午	巳	辰
辰	卯	寅	丑	子	亥	戌	酉	申	未	午	巳
巳	辰	卯	寅	丑	子	亥	戌	酉	申	未	午
午	巳	辰	卯	寅	丑	子	亥	戌	酉	申	未
未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子	亥	戌	酉	申
申	未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子	亥	戌	酉
酉	申	未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子	亥	戌
戌	酉	申	未	午	巳	辰	卯	寅	丑	子	亥

表5　十二の日名対照表

ⓐ九建韱	ⓑ九結陽	①睡甲除表	②睡甲除辞	③睡乙佚表	④睡乙佚辞
荀	結	溴	結	窓結	窓結
敝	易	媚	陽	贏陽	贏陽
建	交	建	交	□交	建交
韱	□	陷	害	窫羅	窫羅
敗	晻	彼	陰	作陰	作陰
坪	達	平	達	平達	平達
盜	外易	寧	囧陽	成外	成外陽
工	外害	空	外害	空外	空外遣
坐	暗	坐	外陰	□□	陛外陰
盍	剴	蓋	□□	盍絕	蓋絕紀
城	𡍮	成	夬光	成決	成決光
復	禾	甬	秀	復秀	復秀

このような氏の指摘を踏まえ、それぞれの占辞を以下のごとく比較対照させてみると、これら四者の占いの関係がより明確に浮上してくる（ⓐ九店「建𣪊」、ⓑ九店「結陽」、②睡虎地甲種「除」、④乙種佚名）。

(1)ⓐ凡　荀　　日、可已爲少祉。
ⓑ是胃　結　日。侵事不果、已祭哭、生子無俤、女又俤必死、已亡貨不得、已盜田邑哭。
②　結　日。作事不成、以祭閘、生子毋弟、　有弟必死、以寄二人一必奪主室。
④　窓結之日。利以結言　不可以作大事　利以學書。
(2)ⓐ凡　敝　日、利已豪女、見人、璠玉。
ⓑ是胃　易　日。百事訓城、邦君得年、少夫四城、已爲卡二之禱祠、□神卿之、　涅亓志。
②　陽　日。百事順成、邦郡得年、小夫四成、以蔡上下、　羣神鄉之、乃盈　志。
④　贏陽之日。利以　見人、　祭、作大事、取妻、吉。裂寇帶、君子益事。
(3)ⓐ凡　建　日、大吉。利已取妻、祭祀、竺室、立社禝、繂鍼、元。
ⓑ是胃　交　日。利已申閒秀、舀棻、行水事、吉。又志、百事大吉。利於　室。已祭門・祟、亯之。
②　交　日。利以實事、　鑿井、　吉。　以祭門・行、行水、吉。
④　建交之日。以風　鑿井　□□□　吉。生男女……。
(4)ⓐ凡　𣪊　日、不利已□□。利已爲張罔。
ⓑ是胃□　日。利已迬兇、　敉不羊。利已祭門・祟、敉疾。已祭、大事、聚眾、必或亂之。已堣人、　敓之室。
②　害　日。利以除凶廣、兌不羊、　祭門・行、吉。以祭、　最眾、必　亂者。
④　窖羅之日。利以說・孟・詐、　棄疾、鑿宇、葬、吉。　而遇人二必奪其室。
(5)ⓐ凡　敓　日、悗矍省二、不利已祭祀、聚眾、□迭、遲豪。

ⓑ是胃　晗　日。利㠯爲室豪、祭、　取妻、豪女、　内貨、　吉。㠯見邦君、不吉、亦無咎。
②　陰　日。利以　家室、祭祀、　家子、取婦、入材、大吉。以見君上、數達、毋咎。
④　作陰之日。利以　入室、必入資貨、　家子、攻轂、吉、勝。
(6)ⓐ凡　坪　日、利㠯祭祀、和人民、詛事。
ⓑ是胃　達　日。利㠯行帀徒、出正、得。　㠯祭少大、　吉。生子男吉、女必出亓邦。逃人不得。利於寇逃。
②　達　日。利以行帥、出正、見人。以祭上下、皆吉。生子男吉、女必出於邦。
④　平達之日。利以行師徒、　見人、入邦、罔邋獲、作事、吉。
(7)ⓐ凡　盜　日、利㠯取妻、　人、屡豪室。
ⓑ是胃　外易　日。利㠯行、侳四方埜外、吉。　㠯田轕、隻、逃人不得、無晉。埶罔得、大吉。
②　囧陽　日。利以　達　墜外。　可以田邋。以亡不得、□門。
④　成外陽之日。利以祭、之四旁墜外、　熱……。
(8)ⓐ凡　工　日、不吉。是胃無紅。
ⓑ是胃　外害　日。不利㠯行侳、迺四方埜外、必無堣寇逃、必　兵。是古胃不利於行、侳埜事、不吉。
②　外害　日。不可以行作、之四方墜外、必耦寇盜、　見兵。
④　空外遣之日。不可以行、　之四鄰、　必見兵。
(9)ⓐ凡　坐　日、無爲而可。女㠯祭祀、必又三□。
ⓑ是胃　暄　日。利㠯祭、　内貨、　吉。㠯侳卯事、不吉。　㠯遠行、舊。是古不利㠯行□。
②　外陰　日。利以祭祀、作事、入材、皆吉。不可以之墜外。
④　陛外陰之日。利以小然、吉。生子年。　不可遠＝行＝、不仮。
(10)ⓐ凡　盍　日、利㠯折衣禀、絶褲、折布虞、爲門膚。

ⓑ是胃　凶　　日。無爲而可。名之曰死日。　生　子、男不嚘。逃人不得。利已敗・禦・褫。

②……　　可。名　曰殼日。　以生子、窶孤。　□人不得。利以兌・明・組。百不羊。

④　蓋絕紀之日。利以裂衣常、　　說・孟・詐。

(11)ⓐ凡　城　　日、大吉。利已結言、取妻、豪子、内人、城言。

ⓑ是胃多多　　日。利已於　會飤、女遠行剌。　　曰居又飤、行又得。　生子、男必念於人。内貨、吉。

②　　夬光　日。利以登高飲食、邋四方墜外。　　居有食、行有得。以生子、男女必美。

④　成決光之日。利以起大事、祭、　　家子、吉。　居有食、行有得。　生子　　美。

(12)ⓐ凡　復　　日、不吉。無爲而可。

ⓑ是胃　禾　日。利已大祭宵。利已完、□車馬、　　折衣絺、表紱。　　悵子吉、幽子者不吉。緻鍵、完、吉。已生吉。

②　　秀　日。利以起大事、大祭、吉。寇、製車、折衣常、服帶、吉。生　子吉、弟　凶。

④　復秀之日。利以乘車、　　寇、帶劍、裂衣常、祭、作大事、家子、皆可、吉。

これらの各占辞を通覧してまず注目されるのは、ⓑ九店「結陽」と②睡虎地甲種「除」の占辞が結日から禾（秀）日まで全般にわたって酷似していることである。(1)結日を例に挙げると、「俟（作）事せば果さず」・「已（以）て祭らば哭（吝）」・「子を生まば俤（弟）無く、女（如）し俤（弟）又（有）れば必ず死す」という三項目がほぼ一致している。次に、甲種「除」ほど共通する部分は多くないが、④睡虎地乙種佚名にもⓑ九店「結陽」と近似する占辞を確認することができる。例えば、(4)窫羅之日の「疾を棄る」と「而して人に遇わば、人必ず其の室を奪う」とある占辞は、ⓑ九店「結陽」の「疾を敍く」、「已（以）て人に堣（遇）わば、之の室を敓（奪）う」にそれぞれ相当するものと考えられる。その一方で、④睡虎地乙種佚名にはⓐ九店「建襄」とⓑ九店「結陽」の二つを結合させたような占辞も見られる。例えば、(10)蓋絕紀之日の「以て衣常（裳）を裂（製）ち、說・孟（盟）・詐（詛）に利あり」という占辞の前半はⓐ九店「建襄」の「利已（以）折（製）衣棠（裳）」、後半はⓑ九店

「結陽」の「利㠯（以）敓（說）・㬎（盟）・禮（詛）」にそれぞれ一致している。また同じように、(11)成決光之日の占辞も「子を家（嫁）がしむ」はⓐ九店「建𣪊」の「冢（嫁）子」に、「居せば食有り、行せば得有り」と「子を生まば美せらる」はⓑ九店「結陽」の「曰居又（有）飤（食）、行又（有）得」「生子、男必敃（美）於人」にそれぞれ由来するものであることが看て取れる。このように、楚の建除とされてきた睡虎地甲種「除」および乙種佚名が、九店「建𣪊」と九店「結陽」という二つの占いを結合させたものである、ということは占辞の比較分析からも傍証される。占辞における類似の度合いや建除表の書式を加味すれば、睡虎地の両者は九店「結陽」を基盤にして「建𣪊」を結合させた、という淵源の主従関係も見出せよう。そこで、表4に纏めた睡虎地の建除表から遡って、失われた九店「結陽」の月名を推測してみると、「結陽」で起点とされている寅日が結日に直る月は、「正月」であることが判明する。この「正月」とは言うまでもなく秦の顓頊暦の月序であり、楚暦で言い換えれば楚の四月「𣏌尿」である。従って、九店「結陽」も「建𣪊」同様、「𣏌尿」起点の占いである、と考えられる。

以上の検討から、九店楚簡「日書」の冒頭に置かれた「建𣪊」と「結陽」という二つの占いはどちらも楚の四月「𣏌尿」を起点としていることが明らかになった。またその過程で、睡虎地秦簡「日書」甲種「除」および乙種佚名が「結陽」を基にして「建𣪊」を結合させた占いであることも確認された。ただし、𣏌尿（秦の顓頊暦の正月）を起点とする二種類の占いを結合させた睡虎地の両者が何故十一月子日を起点としているのか、という疑問は依然として残る。これについては、楚の建除とされてきた睡虎地が楚の領域内で通行していた本来の状態をどの程度まで反映しているのか、という難解な壁があり、今後の課題としたい。ともあれ、少なくとも戦国楚の都郢を中心とする地域で通行していたであろう「建𣪊」と「結陽」という二つの占いが「𣏌尿」を起点としていることは確かである。それでは、この他の占いでは何月を起点としているのであろうか。

三　占卜と〝楚暦〟

九店楚簡「日書」（第七八簡）に、

　　𡍮尿朔於營（營室）、顓（夏）尿恚、冑（享月）胃、顓（夏）柰罼（畢）、𠂤=（八月）東井、𠂤=（九月）【柳】、冓=（十月）
　　【張、爨月角】、獻馬房、各（冬）柰心……
　　𡍮尿の朔は營室に、夏尿は恚、享月は胃、夏柰は畢、八月は東井、九月は柳、十月は【張、爨月は角、】獻馬は房、冬柰は心……

とあり、毎月の朔に宿る星宿が「𡍮尿」を起点として順に列挙されている。李家浩氏は、前掲の睡虎地秦簡「日書」甲種・除の冒頭（第七三〇簡）では各月の下に星宿名が記されていることから、この残簡も同じような性質を持っている可能性があり、「建𣪊」・「結陽」の後ろに配列され、この二つの占いにおける毎月の星宿を説明したものであろう、と推測されている(21)。このような氏の推測に従うならば、この第七八簡は「結陽」が「𡍮尿」起点の占いであるとした前節の検討結果を傍証するもの、ということになる。逆に「建𣪊」・「結陽」とは関係のない簡であるとすると、「𡍮尿」を起点とする全く別の占いの存在を窺わせるもの、と解されよう。

また第八八簡から第九一簡は遷徙に関する占いである。竹簡の状態は余り良くないが、李家浩氏は次のごとく復元されており、それによればこれもまた「𡍮尿」起点の占いで、各月は四時を意識して並べられていることが看取できる。

　　𡍮尿・顓（夏）尿・【享月、春不可以東徙……】
　　【夏柰・八月・九月、】□不可𠂤（以）南【徙】……
　　【十月・】𠂤=（爨月）・獻馬、稄（秋）不可𠂤（以）西遷（徙）……
　　【冬】柰・屈柰・遠柰、不可𠂤（以）北遷（徙）……
　　𡍮尿・夏尿・享月、春は以て東のかた徙る可からず……【夏柰・八月・九月、】□は以て南のかた【徙】るからず……【十月・】爨月・獻馬、秋は以て西のかた徙る可からず……【冬】柰・屈柰・遠柰、以て北のかた徙る可からず……

さらに睡虎地秦簡「日書」甲種にも楚月名を用いた占いが含まれている。例えば、

　　歲　刑夷・八月・獻馬、歲在東方、以北大羊（祥）、東旦亡、南遇英（殃）、西數反其鄉。

夏夷・九月・中夕、歲在南方、以東大羊（祥）、南旦亡、西禺（遇）英（殃）、北數反其鄉。
紡月・十月・屈夕、歲在西方、以南大羊（祥）、西旦亡、北禺（遇）英（殃）、東數反其鄉。
七月・爨月・援夕、歲在北方、以西大羊（祥）、北旦亡、東禺（遇）英（殃）、南數反其鄉。
歲　刑夷・八月・獻馬、歲は東方に在り、以て北せば大祥、東せば旦に亡、南せば殃に遇い、西せば數〃其の鄉に反る。
夏夷・九月・中夕、歲は南方に在り、以て東せば大祥、南せば旦に亡、西せば殃に遇い、北せば數〃其の鄉に反る。刑夷・
八月・獻馬、歲は東方に在り、以て南せば大祥、西せば旦に亡、北せば殃に遇い、東せば數〃其の鄉に反る。七月・爨月・
援夕、歲は東方に在り、以て西せば大祥、北せば旦に亡、東せば殃に遇い、南せば數〃其の鄉に反る。

とある歲（第七九三簡～第七九六簡）は先に見た「秦楚月名対照表」の前に置かれ、歲星つまり木星の動きを利用して吉凶を判断するものである(22)。この歲星占いが南郡占領以前の楚の故地で行われていた占いの採録であることは、その月名に表明されているとおりであり、ここでも「刑夷」が起点とされている。

見てきたように、現在公表されている日書の範囲に限って言えば、一部の例外はあるものの、戦国楚の領域内で通行していた占いの多くは楚の四月「䂮尿」を起点とするものであった、と判断し得よう。このような状況の背景にあるのが〝楚暦〟である。すなわち四月「䂮尿」起点の占いが大多数を占めているのは、当時の楚で用いられていた〝楚暦〟が「䂮尿」から始まる、つまり「䂮尿」を歲首とするものであったことを反映している、と考えられるのである(23)。

結　語

以上、述べてきたことを纏めると次のようになるであろう。まず楚帛書の暦について、従来定説のごとく見做されてきた楚帛書夏正説は『爾雅』釈天の月序から辺題・辺文の「取」を正月とする前提に問題があり、この楚帛書夏正説に基づいて楚帛書の暦が他の楚系簡帛資料とは異なるとする見解もまた成立し難い。楚帛書と同じ子弾庫楚墓から出土したとされる残帛書に

楚月名が見えることも考え合わせれば、楚帛書も他と同じように所謂〝楚暦〟に基づく資料である、と推測できることを確認した。次にその〝楚暦〟が如何なるものであるのかということを、九店楚簡「日書」および睡虎地秦簡「日書」に見える占いにおける起点から検討し、〝楚暦〟が楚の四月「型夏」を歳首とする暦であると考えた。すなわち、従来その独自性のみ過度に強調され、楚系簡帛資料の中で孤立しているかのごとく扱われてきた楚帛書は、「型夏」歳首の〝楚暦〟に基づく「戦国中晩期之交」あるいは「戦国中期晩段」の戦国楚の資料として、暦や習俗など同じ土壌・背景を共有する卜筮祭禱簡や日書との関係の中で位置付けるべきものなのである。楚帛書の資料的性格をこのように位置付けた上で、その淵源や後の展開がどのように繋がっていくのか、という問題を卜筮祭禱簡や日書とのより具体的な比較検証を通して考えなければならない。

注

（1）楚帛書の出土経緯については、李零「楚帛書的際認識」（『中国文化』第一〇期、一九九四年八月）に詳しい。また楚帛書が盗掘された子弾庫楚墓については、解放後の一九七三年五月に考古発掘が行われ、湖南省博物館「長沙子弾庫戦国木槨墓」（『文物』一九七四年第二期）および湖南省博物館・湖南省文物考古研究所・長沙市博物館・長沙市文物考古研究所『長沙楚墓』上下（文物出版社、二〇〇〇年一月）に発掘報告が纏められている。

（2）楚帛書各篇の名称は研究者により異なるが、小論では「命名には最も私見が入りにくいものを用いるべきであり、それぞれ八行文、十三行文、辺文と名付けられるべき」と提言される池澤優氏の命名に従う（「子弾庫楚帛書八行文訳注」（郭店楚簡研究会編『楚地出土資料と中国古代文化』所収、汲古書院、二〇〇二年三月、五〇三～五六九頁））。

（3）許学仁輯録「長沙子弾庫戦国楚帛書研究文献要目」（簡帛研究網站http://www.bamboosilk.org/Mlhc/2003/xuxueren03.htm）に二〇〇二年八月までの関連論著が纏められている。

（4）拙稿「長沙子弾庫楚帛書群に見える月名について」（早稲田大学二〇〇三年度史学会大会東洋史部会発表、二〇〇三年一〇月一八日）、同「試論子弾庫楚帛書群中月名与楚暦的相関問題」（楚国歴史文化国際研討会暨湘・鄂・豫・皖楚文化研究会第八次年会、二〇〇三年一〇月二八日）。

（5）以下、小論で引く楚帛書の釈文は、饒宗頤・曽憲通編著『楚帛書』（中華書局香港分局、一九八五年九月）所載の赤外線写真を基に原帛の文字をできるだけ忠実に隷定し、一部残欠のある箇所や現段階で隷定が困難な文字についてはその赤外線写真をトレースしたものを、完全な欠字は□で表示した。

（6）李学勤「補論戦国題銘的一些問題」（『文物』一九六〇年第七期）。

（7）楚帛書夏正説に対して、林巳奈夫「長沙出土戦国帛書考」（『東方学報（京都）』第三六冊、一九六四年一〇月）・陳久金「長沙子弾庫帛書反映出的先秦南方民族的天文暦法」（同氏著『帛書及古典天文史料注析与研究』所収、万巻楼図書有限公司、二〇〇一年五月、四一一～四四八頁）は、冬至月である姑を正月とする建子周正説を提示されており、そこでは四時区分も秉・余・欽が春、叡・倉・臧が夏、玄・昜・姑が秋、荃・取・女が冬、というように異なる。また平勢隆郎『中国古代紀年の研究―天文と暦の検討から―』（汲古書院、一九九六年三月）第一章第二節注（11）・同「戦国中期から漢武帝にいたるまでの暦」（『史料批判研究』第三号、一九九九年一二月）注（二〇）・武家璧「雲夢秦簡日夕表与楚暦問題」（『考古与文物二〇〇二年先秦考古増刊』《考古与文物》編輯部、二〇〇二年）は建寅顓頊暦説を提示されている。

（8）以下、小論に引く睡虎地秦簡の簡番号は《雲夢睡虎地秦墓》編写組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一年九月）に拠り、釈文は基本的に同書および睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年十二月）に拠る。

（9）例えば、楚暦を建丑殷正、楚帛書を建寅夏正とする王紅星「包山簡牘所反映的楚国暦法問題」（湖北省荊沙鉄路考古隊編『包山楚墓』所収、文物出版社、一九九一年一〇月、五二一～五三二頁）、楚暦を建亥、楚帛書を顓頊暦とされる武家璧注（7）前掲論文。また楚帛書を早期物候暦として官暦である楚暦と同列に議論することに否定的な劉信芳「戦国楚暦譜復原研究」（『考古』一九九七年第一一期。後、同氏著『包山楚簡解詁』芸文印書館、二〇〇三年一月、三二五～三三九頁に再録）も方向性は同じである。

（10）陳久金注（7）前掲論文は楚帛書を戦国初期の暦とされ、平勢注（7）前掲論文は秦占領後の顓頊暦とされる。

（11）李零「読幾種出土発現的選択類占書」（『簡帛研究』第三輯、一九九八年一二月。後、同氏著『中国方術続考』東方出版社、二〇〇〇年一〇月、三二一～三三八頁に再録）。

（12）例えば、林巳奈夫「中国古代の神巫」（『東方学報（京都）』第三七冊、一九六七年三月）は月の運勢を司る神の名とその職掌とし、何琳儀

「長沙楚帛書通釈」（『江漢考古』一九八六年第五期）は月名とそn司るところとされる。

（13）上古復元音は董同龢『上古音韻表稿』（中央研究院歴史語言研究所、一九四四年一二月）に拠る。秋の「[illegible]」は文字が欠損摩滅して判読できないが、春・夏・冬の例から類推して「倉莫旻（得）」と之部で押韻している可能性が高いと考えられる。なお、この辺題の押韻については早稲田大学文学研究科中国文学専攻の古屋昭弘教授にご教示頂いた。ここに謹んで謝意を表する次第である。

（14）例えば、李零『長沙子弾庫戦国楚帛書研究』（中華書局、一九八五年七月）、饒宗頤・曽憲通注（5）前掲書など。

（15）楚帛書夏正説と同じく『爾雅』釈天の月序から「取」を正月（歳首ではない）とする顓頊暦説も成立し難い。

（16）拙稿「子弾庫楚帛書の資料的性格について――〝天〟〝帝〟に由来する行動規範――」（中国出土資料学会二〇〇三年度大会報告、二〇〇四年三月一三日）。

（17）湖北省文物考古研究所編著『江陵九店東周墓』（科学出版社、一九九五年七月）、湖北省文物考古研究所・北京大学中文系編『九店楚簡』（中華書局、二〇〇〇年五月）。なお、小論で以下に引く九店楚簡「日書」の簡番号および釈文は基本的に前者の発掘報告書所載のものを大幅に改訂した後者に拠る。

（18）李学勤「睡虎地秦簡《日書》与楚、秦社会」（『江漢考古』一九八五年第四期）、工藤元男「建除よりみた「日書」の成立過程試論」（『中国――社会と文化』第一六号、二〇〇一年六月）。

（19）陳偉「新発表楚簡資料所見的紀時制度」（『第三届国際中国古文字学研討会論文集』所収、香港中文大学中国文化研究所・中国語言及文学系、一九九七年一〇月）、同「九店楚日書校読及相関問題」（『人文論叢』一九九八年巻、武漢大学出版社、一九九八年一〇月）。

（20）工藤元男注（18）前掲論文。

（21）注（17）前掲書一二七頁、考釈［二八〇］。

（22）この睡虎地秦簡「日書」甲種・歳については、工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年二月）第九章「「日書」に反映された秦・楚のまなざし」を参照。

（23）豎尿を歳首とする楚暦は、陳偉『包山楚簡初探』（武漢大学出版社、一九九六年八月）、工藤元男注（18）前掲論文が提唱される見解である。

【附記】　小論は平成十六年度科学研究費補助金（若手研究（B））「子弾庫楚帛書群からみた戦国楚の社会」の研究成果の一部である。

小論脱稿後、九店楚簡「日書」建襚の起点を天文から論じられる平勢隆郎「『日書』に見える楚の天方位について」（『史料批判研究』第六号、二〇〇四年三月）を知ったが、その検討については今後の課題としたい。

森和氏の報告に対する質疑応答

小澤正人　ちょっとまとめさせていただきます。まず先に、図が資料集にもありますが、森さんは資料として湖南省長沙の子彈庫楚帛書を用いて、その暦の問題から今回議論を提示されました。従来その暦は夏暦といわれていましたが、今回、楚帛書の暦は楚暦、楚の暦法に基づいていることをまずご指摘されました。そして楚暦としての特色がどこにあるかということを「日書」からご検討され、それは斟尋を歳首とするような暦ではないかという風に結論されました。その上でその出土地、すなわち長沙という場所に注目されました。先ほど工藤先生のご発表でも出ていたように、江陵は当時の楚の中心地であり、都があった場所になりますが、それに対し長沙はそこから南にずいぶんいったところになるわけです。そこから、典型的な楚暦が出ている。この帛書は午前中の工藤先生のご発表の事例と同じ時期になる訳ですが、工藤先生がご報告された葛陵竹簡では変容が認められ、長沙の子彈庫帛書ではそういった変容がない、むしろ典型的な楚文化のあり方を示している。そういった午前中のご発表と関連する結論ではなかったかと思います。

古川麒一郎　もと国立天文台にいました古川と申します。資料六の丸をつけた数字は何を意味しているのでしょうか。①というのは年初の月を示しているのでしょうか。

森和　いえ、年初ではなくて、月の順番、月序になります。例えばですね、資料六の秦の顓頊暦をみていただくと一番よく分かるのですが、正月二月三月、①②③というのは、数字で用いられた月の並びですね。ただし、顓頊暦の歳首というのはご存じのように、十月ですので、この丸数字の①というのが歳首を表している訳ではありません。

古川　そうですか。今、秦の暦は十月が年初とおっしゃっていましたが、それはどうもそうではないみたいです。あの始皇帝の全国統一のすぐ後は確かに間違いないのですが、それ以前はそうでもないみたいです。

森　そういうお話は初めて聞いたので、どうお答えしていいのかわからないのですが。

古川　いや、結構です。そういうデータが一つあるのです。何時から切り替わったのかはよく分からないですけれども、ある

いは荘襄王のあたり、始皇帝の三代ぐらい前のあたりはどうも年初を正月とみたほうが辻褄が合うみたいです。だから、多分変わったとすれば、始皇帝の全国統一のときから変えたのではないかな、というのは私の想像です。

森　秦の顓頊暦について含めても今後検討していきたいと思います。

古川　顓頊暦というのも二種類ありますからね。

平勢隆郎　古川先生、今のご指摘の件は、私の著書の中では成り立たないことが判っています。

古川　そう、でも私のは読んでいただいた？おかしい？

平勢　つまり、あれについては記事配列の問題があるんです。戦国中期までさかのぼると、先生がご存じないものまで含めて、他のたくさんの材料がありますので。

古川　秦暦で？

平勢　ええ、たくさんありますので。新出の資料もまだありますので。それらをすべて総合判断すると戦国時代からあります。明らかに。

古川　やっぱり十月年初？

平勢　ええ、十月年初です。これは間違いありません。

小澤　こういう暦の問題はまたおもしろいテーマになるかと思います。貴重なご意見ありがとうございました。他にどなたかご質問等ある方いらっしゃいませんでしょうか。

池澤優　一言申し上げますと、ちょっとコメントしづらいなというところがありまして。と言うのは、どちらかというと、今日のお話は「日書」を使った暦の話で、その結論が子弾庫帛書と矛盾はしないよという議論はできると思うのですが、帛書の内在的な議論ではないと思うのです。ですから、その結論が子弾庫帛書に応用した場合、どう読めるのか、ということころまで、つまり、閏尿歳首ということになると、具体的に、例えば、我々が通念的にもっているような漢文の字を読むときに、右上から始まるんだというような仮にその配置を念頭において、帛書を付置し直した場合、十三行文が上で、八行文が下だった

かな、横倒しになる、そういうふうな配置になるというふうに断言はできませんけれども、例えば、そう考えた場合、そのメインの文章が横倒しになるのはいったいどういう意味なのだろうか、といったそのあたりまで論じてもらわないとちょっと何とも言えない、そういうようなところです。

森　確かに、楚帛書の暦、今回の僕の目的としまして、楚帛書のなぜ暦を採り上げたかというのは、まず楚帛書自身がその後に出てきた楚系簡牘資料からその独自性だけが強調されていて、あたかも中に組み込むことができなかった訳で、その独自性の一つに挙げられるのが、月名、いわゆる辺文の中にでてくる『爾雅』釈天と共通する月名であり、それが暦の話まで広がって、いわゆる楚暦と違う、という従来の定説のようなものがあった訳です。ですから今回僕のテーマとしては「違わない」ということをいかに、状況証拠だけになることは確かなのですが、楚帛書の独自性を考えると、どうしても直接リンクするような他の資料はほとんど見い出せないのは確かなので、それをどうやって埋めていくかということを考えると、ひたすら状況証拠で固めていくしかない。そしてその一つの固めるのが「日書」になるかと思います。それで配置の、位置の関係も確かにあるのですが、ちょっと面倒かも知れませんが、資料集の一頁目に模式図があると思うのですが、僕はこの文書を読む順序というのは八行文から読んでいくと考えていまして、八行文を読んだ後、次に十三行文にいくためには、こうひっくり返さなければならないわけです。そして、その後に辺文にいくと考えると、ちょうどこちら側に「取」がくるわけですね。ここから縦に辺文が書かれておりますので、こうやって読んでいくと、辺文の最初というのは、やはり「取」に相当しているのかなということは今のところイメージとしては持っていますが、内在的に「取」が歳首になっているのかどうかは今後きちんとつめていきたいと考えております。

小澤　楚文化の特徴は何なのか、という今回のシンポジウムにかなり関わり合う問題だと思いますが、他にどなたかご質問ありますでしょうか。

平勢　四月からというところに注目されているのはとてもよく分かるのです。占いの内容からすると、それは楚が、つまり楚の月の体系が四月からだという意味なのか、それとも楚の暦を合わせて読んでいる楚の占いの体系が四月からだというのか、

という問題があるような気がいたします。つまりこれは楚が最初に発明した占いであるならば、間違いなしに楚は四月からだと考えたと言えるのでしょうけども、もし仮にどこからか持ってきたものであるとすると、どこからか持ってきたものが実は楚の四月に相当するところから占いを始める体系だったとは考えられないでしょうか。

森　なかなか比較対照する資料がないので、すぐ先生が期待されるような答えはできないのですけれど、そういう意味で考えますと、やはり睡虎地秦簡の「日書」というのが一つの大きなポイントになるかと思います。なぜかといいますと、睡虎地秦簡というのはもちろん秦簡な訳です。その中に楚の固有の月名を用いる占いがあって、明らかに秦で用いられていた占いとは違うものをもってきている。そこで、一つ自分の今後の検討課題になるんですけれども、それがどうやって組み替えられていくかというところに着目していくと、楚の「日書」の淵源、最古の「日書」が九店楚簡になってしまうので、何とも頼りないんですが、楚地で流行させ、楚地で使うために、さらにそのオリジナルをそのまま持ってくるのか、あるいは組み替えて、並びを組み替えるということも可能性として考えられると思うのですね。ですから、今報告されている資料の中で言いますと、仮に九店の占いの淵源が別のものにあって、それが何月から始まっていたか分かりませんが、それが楚の地域で用いられていたということを考えると、豦扈になっているということは、最初から豦扈だったのか、あるいは楚の地で用いるために組み替えたという可能性も当然考えられると思うのですが。もともとが楚でいうと、豦扈を歳首、起点とする占いであった可能性も当然考えられるとは思います。今のところそのようなお答えしかできないのですが。

小澤　これは後のパネルディスカッションとも通じると思いますので、とりあえず、この場はここまでとさせていただきます。

早期楚文化の考古学研究

王　然
（本間寛之　訳）

はじめに

本稿における「早期楚文化」と「早期楚文化考古学」の「早期」は、時間的には、西周早期（成王代）、熊繹が封じられてから、春秋時代初年に武王が郢に都するまでの間を指している。

これまで、早期楚文化の探求は、「楚学」研究上の重要な課題の一つとなってきた。この課題は、楚国の源流（族源）について、早期の楚国がどこにあったのかについて、西周時代の周王朝と楚の関係について、楚文化発展の流れについてなど、多くの関連する問題にわたる問題である。

以下、早期の楚文化研究に関して、現時点における筆者の考えを詳述し、専門家の皆様のお教えを乞いたいと思う。

一、早期楚文化遺跡・遺物の流れの識別

さて、現在の各分野の研究成果を総合した結果、筆者は早期楚文化の中心が陝西省東南部、河南省西南部から湖北省西北部の一帯にあったと考えている。これはまた、漢水の中流域、及びその支流である丹江の流域でもある。この結論は、主に以下の三つの理由に基づくものである。

1．楚国建国の時期、場所およびその性質
2．西周時期の周王朝と楚国の関係
3．この地域における考古学的成果の鑑定

このうち一番目と二番目については、楚丹陽・丹淅説の学者によって既に多く語られており、新たな進展もないことから、ここでは重ねて述べることはしないでおく。そこで特に、この地域内における考古学的研究の成果について述べたい。

現在、湖北省西北部の襄宜地区（襄樊・宜城地区）において、一群の重要な楚文化遺跡が発見されている。例えば宜城市の郭家岡[1]、肖家嶺[2]、桐樹園、襄樊市の真武山[3]などである。このうち、宜城の郭家岡と襄樊の真武山が代表的なものであり、時期としては西周中期から戦国時代晩期までにまたがっている。また、一番明確な特徴と層位を持ち、時代的に連続している遺跡も宜城の郭家岡遺址であり、そこから出土した器物とその編年は、この地域における春秋時代早期から戦国時代晩期までの楚国日用土器の発展を考える上で基準としうるものである。このほかに淅川県下寺[4]、和尚嶺[5]、徐家嶺[6]などでも春秋時代中・晩期の楚国貴族墓が比較的集中して発見されており、それゆえに、襄宜地区の遺跡が現在知られている中で年代が最も古く、最も典型的な特徴を持ち、時代的に連続している楚文化遺跡であると考えられるのである。その他の地域、例えば湖北省西南部で確認されている楚文化遺跡は春秋時代中期までしか遡らないし[7]、湖北省東部の楚文化遺跡も最大限遡って春秋時代中・晩期にしかならない[8]。さらに、周辺地域の楚文化遺跡は、明確に襄宜地区の楚文化遺跡の影響を受けて発展したものである。そこで、以下のように言うことが出来よう。すなわち、遅くとも春秋時代早期には、襄宜地区が楚文化の中心地域となっており、時間の経過にともなって、周辺地域にも段々と影響を及ぼした、と。

この結論からは、関連する問題が幾つか発生する。

第一に、この中心が確立した時期はいつまで遡れるのか、ということ。第二はこの特徴がどのように形成されたものであるのか、ということである。

考古学的分類の観点からいえば、襄宜地区における春秋時代の楚文化遺跡には大きく二つの源流がある。その一つは湖北省棗陽市毛狗洞にある殷末周初の遺跡と密接な関係を持つもの（要素A）[9]。もう一つは、陝西省丹水上流の丹鳳県・商県一帯にある西周中期の文化遺跡に源流を持つもの（要素B）である[10]。要素Aは先周文化を基礎とし、東方からの殷文化を吸収し、現地の要素を融合させたものである。要素Bは同時代の西周文化の要素である。要素Aは、既に殷代晩期には先周文化が南陽

盆地から随棗回廊のラインに流入していたことを反映するものであり、これは後に「漢陽諸姫」を分封する基礎ともなったのである。この要素Aをもって楚文化の起源を代表させることはできない。出土文物や文献上の記載からみて、早くも西周時代、随棗回廊は漢陽諸姫、主に随（曾）国、唐国の活動領域になっており、春秋時代に至るまで、「漢東の国、随もて大と為す（漢東之國隨爲大）」[11]という状況になっていた。したがって、要素Aは襄宜地区における伝統的文化の要素であると見ることができる。一方、要素Bは、西周時代中期にのみ、陝西省東南部から丹江河谷に沿って南下し襄宜地区に入った西周文化であり、その地域と文献に記載された西周時代における楚人の活動地域が同じであること、また、春秋時代に既に確認されている楚文化に直接その影響を与えていることから、この二者を一直線上に並べて考えがちである。このため、学界では丹江上流に西周時代中期の楚文化を発見したと称され、これが早期楚文化研究の進展である、と考えられている。しかし、筆者はこれは科学的な考えではないと考える。なぜなら、丹江上流における西周時代中期のこの種の文化的遺跡は、まだそれが正統的な周文化の遺跡であるのか、それとも周文化の地方的な類型の一つであるのかが確定していないからである。もし後者であれば、それは「族文化」よりも高い層に位置することになる。一つの考古学的文化は、幾つかの「族文化」を包含することができ、一つの「族文化」もまた様々な文化的要素を擁することができる。正確な結論としては、文献の記載と楚文化に関する既知の特徴から逆に、楚文化の形成と周文化、とりわけ丹江上流の西周時期の文化的遺跡との関係が非常に密接であると推測はできる、しかし、丹江上流にある西周時代中期の文化的遺跡が楚文化の遺跡であると断定することはできない、ということなのである。同時に我々は、真武山の西周時代の遺跡が楚文化の遺跡であると断定することもできない。でなければ、このような類推に従ってしまうと、毛狗洞の殷周交代期の遺跡がどうして楚文化の遺跡とならないのか、ということになってしまうからである。当然、これは成り立ちうるものではない。

宜城市の郭家崗遺跡は現在のところ唯一、明確な層位を持ち、その発展の過程が揃っている典型的楚文化遺跡である。遺跡の発展を示す手がかりを見るに、要素Aが占める部分が大きく、要素Bは殷周交代期に相対的に独立した文化的要素として入ってきた後、段々と薄まって最終的に要素Aと融合し、全く新しい文化的類型を生み出した。つまり、これが現在公認されて

いる楚文化の類型であり、この類型が形成された時期は春秋時代早期である。この現象は真武山遺跡でも見ることが出来るが、襄樊は宜城の北にあることから、要素Bがこの地域に入ってきた年代は若干早く、しかし独立した楚文化としての姿を形成したのはやはり殷周交代期を遡ることはないのである。

以上をまとめると、次のような結論になろう。楚文化は、西周時代には周文化の特徴を濃厚に持つものであったか、あるいは周文化の地方的類型の一つであった。しかし、この地方的類型が西周時代に持っていた文化的特徴はなお不明瞭であり、その少し後（大体西周時代中期）に楚人は丹江河谷に沿って南下し、西周晩期には襄宜地区に入った。楚の武王・文王の時期には戦争を経て、この地域内で中心的な地位を確立し、この地の毛狗洞から真武山遺跡へと到る中で段々に形成された伝統文化を基礎に、それ自身が備えていた周文化の要素を加え、最終的には春秋時代早期になって鮮明な特徴を持ち、他の文化的類型と区別するに足る独立した楚文化類型を形成した、と。

二、楚文化の要素を判断する基準

現在、早期楚文化の研究では、遺跡から出土した土器、特に陶鬲を主要な研究対象としている。これについては異議を唱える学者もおり、そうした方々はこれらの土器は楚文化の特徴を反映させるには不十分で、代表的なものではなく、相応しい都城や宮殿遺跡、大型の貴族墓地と青銅器の整ったセットを探し出すべきだ、と唱えている。

都城、宮殿基壇、大型貴族墓地、青銅器を判断の基準として承認すべきであるというのは確かに間違っていない。が、楚国早期の歴史にそれが完全に符合するか、また、土器は判断基準とならないのか、という問題は検討する価値があることと思われる。

まず、都城と宮殿基壇について述べたい。丹陽から郢都にいたるまで、我々はずっと城探しに熱中してきたが、早期の楚国において城を築いたかどうか、ということ自体が検討に値しよう。考古学上、春秋時代中期より遡る楚の城はこれまで発見さ

れていない。この現象は、我々の早期楚国の都城探しに対して、反省を促すものといえる。先秦文献の記載でも丹陽に城があったとは書かれておらず、『左伝』にも、楚国では若敖・蚡冒から武王・文王に到るまでずっと（すなわち西周時代早期から春秋時代早期まで）「猶お郢に城かざるがごとし（猶不城郢）」とあり、「其の四竟を慎む（愼其四竟）」だけであったと明記されているのである(12)。したがって、我々はこの時期の楚国の都城址を探し出せないのかもしれないのである。また別の角度からいえば、もし我々が比較的大きく、明確な特徴を持つ楚国の集落群を発見し、そこに一定の規模の中心遺跡や一定の規格を持った建築群の基壇を見出すことができれば、その遺跡を楚国の統治の中心と結びつけて考えることができるかもしれない、ということでもある。西周時代早期の都城や殷の都は、いずれもこのような考え方によって、先に確定されたものである（城址が発見されたのは後のことである）。これはまた、楚国早期の都城を検討する上で、城址を探し出せないことは全く妨げとならない、ということでもある。例えば、湖北省宜城市において、我々は相継いで春秋時代早期に遡る楚国の遺跡を発見した。これらの面積はいずれもかなり大きく、春秋時代早期には相当な規模の集落群を形成していた。郭家崗遺跡だけでも、我々は井戸の跡である数多くの穴や青銅製礼器の断片、及びわりと大きな面積で規格水準も高い版築の土台（一部のみの発掘のため、全体像は明らかになっていない）を発見した。宜城市内ではこれに類似した、しかも面積や規格水準が郭家崗遺跡を上回っている遺跡が少なくないが、こうした要素は、春秋時代早期における他の地域では見られないものである。文献上の記載とその他の考古学的発見を総合すると、我々はこの地域と春秋時代早期の楚国中心地区を関連づけて考えるに足る理由を持っている、ということになろう。ここは武王が始めて郢に移った所在地であるかもしれない。

次に青銅器について述べたい。我々は、明らかに春秋時代中期以前のものとされる楚国の青銅製礼器を発見していない。これまでに発見されたのは兵器と楽器だけであるが、これは決して偶然の現象ではないであろう。楚国は、その早期においては周に属す封国であり、武王が王を称する以前は、厳格に周の礼に従っていた。周代の統治モデルは礼を以って国を治めるというものであり、その礼制の重要な要素の一つが青銅製礼器である。青銅製礼器はある程度、周王室の方国に対する統治の象徴であった。後に楚の荘王が鼎を中原に問うという事件が発生したが、これはまさに周鼎の軽重を問うことによって、楚が周と

対等にふるまう意志を示したものである。

我々は、『左伝』に以下のような記載があることに注意したい。周の成王の時、楚の熊繹と魯公伯禽・衛康叔子牟・晉侯燮・斉太公子呂伋はともに成王に仕え、ほかの諸侯国がいずれも周王から礼器を賞賜されたのに、楚のみ賞賜されず、そのために楚人は周王室に怨恨を抱くようになった、とある(13)。このことから我々は、二つの情報を引き出すことができる。

一つは、少なくとも西周時代早期においては、周王朝の権力を象徴する礼器を、各諸侯国では自由に製造することはできなかった、ということ。

二つ目は、楚国は周の成王の時期にはまだ周王室から賞賜される礼器を持っていなかった、ということ。

この二つの情報から、我々は以下のことを考え直さざるをえない。早期の楚国には青銅製礼器を鋳造する権力があったのか？早期の楚国では、周王室から賜わった青銅製礼器があったのか？更には、楚国では何時頃から自ら青銅製礼器を鋳造するようになったのか？この問題に解答するにはまだまだ程遠い状態なので、ここでは視点を変えて楚国早期の青銅器の問題を考えるだけとしておきたい。

このほか、楚国では早期の青銅製楽器が発見されている。理屈の上では、これもまた周礼の青銅製礼器を組成する一部ではあるが、殷代南方民族には音楽を尊ぶ伝統があり、青銅製楽器も祭祀に用いられることが多かった、ということに我々は注意を払わなければならない。そこで、以下のように言うことが出来よう。青銅製楽器を使用することは、楚を含む南方民族自らの伝統的な礼制であって、周の礼とは無関係である。そして、周礼の中で青銅製楽器が使用されることは、まさしく南方民族が音楽を尊ぶ伝統の影響を受けたものであり、楚国で青銅製楽器を用いたことと周礼を尊ぶことは決して互いに反することではない、と。

三番目に述べたい内容は、青銅製礼器と日用土器の使用は二つの異なる階層に属す事項である、ということである。もとより階級の低い人々は一般に青銅製礼器を使用することはできず、階級の高い人のみが使用できるのであり、このことは時代を遡れば遡るほど厳格なものである。しかし、これは階級の高い人々が低い人々の使っている土器を使うことができない、とい

うことではない。被葬者の身分と年代が確定した高規格の楚墓、例えば包山2号墓からも同じように日用土器が出土しており、この土器が同時代の楚国の遺跡から出土した同類の器物と異なるということはない(14)。また、江陵紀南城、安徽寿郢の宮殿基壇と考えられている遺跡から出土した土器にしても同様である(15)。最も説得力を持つ事実としては、潜江放鷹台宮殿基壇遺跡が挙げられよう。ここは多くの人が楚国の離宮別館の一つであったと考えているところであって、平民の遺物が存在するはずがないのだが、ここから出てきた土器は同時代の他の遺跡から出土したものと同じであった(16)。このことから、楚国における日用土器の使用においては二つの系統があるわけではなく、製造上の巧拙の差はあるかもしれないものの、器物の組み合わせや特徴には変化がなく同じであった、ということが証明される。

同様に、日用土器は族文化を検討する過程で代表となりうるものなのであろうか？その回答は、イエスということになる。鄭州の二里岡、偃師商城、豊鎬遺跡などの殷周の都城から出土した土器は独特なスタイルで、鮮明な特徴を持っている。およそ殷人、周人との血縁関係が密接であれば、この文化的な特徴を持たないものはなく、このことから、土器の文化は族文化を検討する上で重要である、ということが証明されるのである。西周時代では、特定の文化的背景の下、土製の生活器物の中でも鬲が最も代表的なものとなっている。それは、一つには西周時代の人々の日常生活の中で最も普遍的に使われ、最も主要な炊事道具であったからであり、二つには、それは構造が複雑で、特徴の差異や時代的変化が最もよく反映されるものだからである。現段階では陶鬲をもって楚文化の起源を追究する手がかりとしている。これだけが唯一の方法ではないものの、理論上からも方法的にも差し支えのないものである。

三、峡江地区における考古学的新発見と早期楚文化の研究

ここ十年、三峡ダム地域の地下文物保護発掘活動が大々的に展開されたことにともなって、峡江地区でも楚文化と関係のある遺跡・遺物が発見され、三峡地域における楚文化を検討するということが新たなブームとなった。既に公開発表された資料

のうち、秭帰廟坪遺跡のＨ７から出土した器物が最重要かつ代表的なものであり、報告編写組はこの器物のセットの年代を西周時代中期と認定、その文化的性質を「夔文化」と定義した(17)。

ここで注意すべきは、この遺物がかなり典型的な楚文化の遺物である、ということである。もし、この典型的な楚文化遺物の年代を西周時代中期にまで遡らせるのであれば、これは現在知られている限りで最も古い楚文化遺物の一つである、ということになる。すると、筋としては、早期の楚文化と丹陽秭歸を関連づけて考えることとなるが、報告執筆者はこのように考えた場合、多くの解決不可能な矛盾も出てきてしまうため、この遺物と西周時代中期に楚の熊摯が夔に別居した事件とを結びつけた。つまり、熊摯が夔に入ったことにより、この楚文化が持ち込まれた、ということにしたのである。熊摯は夔に入った後、夔子と名づけられたことから、この時期に熊摯が持ち込んだ楚文化も「夔文化」と名づけられたわけである。

ここでは熊摯がいずれの夔に別居したのか、及び夔は何処にあったのか、という未解決の問題はしばらくおいておきたい(18)。夔文化は西周時代中期に楚人が西進した結果であると考えられており、それと比較される資料は襄樊真武山遺跡の西周時代中期の遺物である。もし、事実がその通りであれば、真武山の西周時代中期の遺物は既に成熟した楚文化の遺物であるということになる。が、もし前述したようなことであれば、この結論は成り立たないことになる。また、廟坪Ｈ７の対象資料を詳細に検討すると、真武山の西周時代中期の遺物との間の差異は大変大きく、真武山・郭家崗・湖南省岳陽市閻家山(19)などの地から出土した春秋時代中期の器物との方が近い。これはつまり、廟坪Ｈ７を代表とする所謂「峡江地区の西周時代の遺跡・遺物」というのは、実は楚文化の要素を持った春秋時代中期のものである、ということなのであり、我々はこれを春秋時代中期の楚文化の「峡江類型」と呼ぶことが出来よう。この類型は春秋時代中期に楚人が西進した結果として捉えるべきであり、所謂「夔文化」というものは成立しえないのある。

最後に研究方法について述べておきたい。

早期楚文化を研究する方法は、今なお文献上の記載、および考古学的に明らかにされた文化的遺物の研究から離れることができない。理想的な結果はこの両者を相互に補完させ、完全なものとすることである。しかし、実際の作業の中では、お互い

の関係がちぐはぐになっていたり、あるいはまだ証明されていない間違った情報を互いに引用しあったりすることが多く、更に大きな混乱を引き起こしてしまっているといえる。一例を挙げよう。当陽磨盤山遺跡の資料が発表された時、その遺跡の年代を西周時代晩期、早くは西周時代中期と比定した。この発表内容は、文献研究から楚の丹陽が秭帰であるとする説、枝江であるとする説に疑いなく有力な根拠を提供するものであった。しかし、実際にはこの遺跡と遺物の年代が西周にまで遡ることはなく、文献中の記載の丹陽＝秭帰説にも整理すべき問題が存在した。秭帰の丹陽は、巴人の丹陽か、それとも楚人の丹陽なのか？熊繹が初めて建国した時の丹陽か、それとも熊摯の後裔である夔子の丹陽か？この種の問題は楚文化を研究する過程では例外なく存在するものであり、また、研究過程において客観的態度に欠けていたり、思考が固定的であったりするのも、楚文化研究を間違った道へと誘う弊害である。例えば、我々は楚の初めの都である丹陽には、きっとそれに相応しい丹陽古城があると考えている。しかし実際には、文献記載上、丹陽に城があったとは書かれておらず、これまでの長年にわたる考古学調査によっても、西周時代の楚の城はまだ一つも発見されていないのである。このような状態においては、我々が思考を転換し、中心的部落・集落群という視点から詳しく見ていくようにすれば、楚の都に関する画期的な成果を多く得ることができるかもしれないだろう。

そのため、楚文化研究に従事するには、考古学的観点からにしても文献的観点からにしても、自分が用いている考古学・文献上の資料に対して詳細に審査・鑑定して真偽を確定し、様々な角度から理解するようにしなければならず、そのようにすることによって、楚文化の考古学的研究を更に深く発展させることができるのである。

注

（1）武漢大学歴史系考古教研室等「湖北宜城郭家崗遺址発掘」（『考古学報』一九九七年第四期）

（2）湖北省文物考古研究所等「湖北宜城県肖家嶺遺址的発掘」（『文物』二〇〇〇年第一期）

（3）湖北省文物考古研究所等「湖北襄樊真武山周代遺址」（『考古学集刊』第九集、一九九五年）

（4）河南省文物研究所等『淅川下寺春秋楚墓』（文物出版社、一九九一年）

（5）河南省文物研究所等「淅川県和尚嶺春秋楚墓的発掘」（『華夏考古』一九九二年第三期）

（6）河南省文物研究所等「河南淅川徐家嶺一号楚墓」（『文物』二〇〇四年第三期）

（7）湖北省西南部の既に発表されている考古資料に関して、その年代比定の中に古すぎるものがあることについては、別稿にて考証したい。

（8）王然「湖北麻城李家湾楚墓考析」（『江漢考古』二〇〇〇年第四期）を参照。

（9）襄樊市博物館「湖北棗陽毛狗洞遺址発掘簡報」（『江漢考古』一九九二年第一期）

（10）陝西省考古研究所等「陝西丹鳳県翠家湾遺址発掘簡報」（『考古与文物』二〇〇一年第六期）、および商県図書館等「陝西商県紫荊遺址発掘簡報」（『考古与文物』一九八一年第三期）

（11）石泉先生『古代荊楚地理新探』（武漢大学出版社、一九八八年）の隋国・唐国の地理に関する考証を参照されたい。

（12）『左伝』昭公二十三年条を参照。

（13）『左伝』宣公三年条を参照。

（14）湖北省荊沙鉄路考古隊『包山楚墓』（文物出版社、一九九一年）

（15）湖北省博物館「楚都紀南城的勘察与発掘」（『考古学報』一九八二年第三・四期）、および丁邦均「寿県楚故城考古的主要収穫」（『東南文化』一九九一年第二期）

（16）荊州市博物館等「湖北潜江竜湾放鷹台Ⅰ号楚宮基址発掘簡報」（『江漢考古』二〇〇三年第三期）

（17）湖北省文物事業管理局等『秭帰廟坪』（科学出版社、二〇〇三年）

（18）王然「楚巴丹山・丹陽・丹水考」（『長江文化論集』武漢教育出版社、一九九七年）を参照。

（19）岳陽市文物工作隊「湖南省岳陽市郊毛家堰―閣家山周代遺址発掘簡報」（『文物』一九九三年第一期）。閣家山遺址出土の器物の年代考証については、筆者による「湖北宜城郭家崗遺址発掘」結語部分の訂正を参照されたい。

（訳者注記）本稿で「族文化」という言葉が使用されているが、王然氏自身に伺ったところ、以下のような回答を得た。「族文化」は血縁関係を持つ、ある具体的な民族が創造した文化を指す。これは、例えば「楚文化」についてみた場合には、狭義の楚文化と広義の楚文化のうちの、狭義の楚文化を指すものである。一方、広義の楚文化は多元的な民族の系統を持った文化である。本稿において、楚文化の源流を探る際の対象となるのはこの狭義の楚文化であるので、本稿では「族文化」という言葉をそのまま使用し、敢えて日本語に訳出していない。

王然氏の報告に対する質疑応答

小澤正人　王然先生は湖北省内でずっと発掘調査されていらっしゃいますので、最新の発掘成果等を考えてご報告されたと思います。特に楚文化の成立、つまり典型的な楚文化ということになりますが、それが春秋時代の初め、襄陽とか宜城といった地域で、当時の文化と南下してきた秦の文化、つまり周系の文化ですね、その融合の中で生まれてきたというのが結論であったと思います。それに関連づけて、最近、三峡地区、つまり湖北省の長江流域の西部の方になりますが、そういったところで発見されているいわゆる西周時代中期の楚系の文化とよばれるものを、実際その年代はそこまでさかのぼらない、春秋時代中期のものであり、ですからいわゆる楚の文化というものが西の方から、三峡の方から下ってきたわけではなく、それは楚文化が西にいった結果なんだということをもう一つの結論として発表されました。この点に関してご質問等ある方はいらっしゃいますか。

平勢隆郎　楚の発展について、おおよそ拝聴したところなんですけども、楚という国が小さな国であったものがだんだん支配力を増してくると言う過程はおおよそみてとれるのです。楚の拡大とは別に、湖北および湖南において楚とは違う国が支配域を拡大している証であるとか、たとえば都城がありまして、古くは大きな都城がでてくるんですけれど、そのようなものというのは考古学的に期待できますでしょうか。

王然　そういった可能性はあると思います。もちろんその他の小さな国の都城が見つかる可能性は大いにあると考えています。ただし、楚が自分で作ったものは発見できない。

戦国楚文化の淵源
――楚文化・巴文化同源説？――

谷口満

序

楚文化の淵源を探索するというのは、きわめて困難な作業である。殷文化とか周文化とか、あるいは秦文化とか晋文化と斉文化とか、そういった文化の淵源を探索するというのも困難な作業であろうが、楚文化のそれは、それらのどれにもまして困難であるように思われる。その理由についてはのちほどすぐに触れることになるが、そのように困難な作業をあえて試みようというのであるから、作業の途中で無用な混乱を招くことのないよう、議論の前提となることがらを、まずはじめに確認しておかねばならないであろう。

第一は、楚文化を探索するという場合の、その楚文化は何かという前提である。というのも、一口に楚文化といっても、時代や地域やあるいはその文化をになった階層や身分によって、文化の様相は同じではないと考えられるからである。この点については、戦国時代の、国都郢都紀南城及びその周辺の、大型墓や中型墓の墓主つまり上層階層の人々の文化をもって、対象とする楚文化としたいと思う。しばしば典型楚文化とよばれる楚文化である。なぜこの楚文化に限定して対象とするのか、その理由は次のように単純なものである。

西周時代にも春秋時代にも当然楚文化は存在したわけであるが、しかし、これが西周楚文化のこれが春秋楚文化の要素だと、可視的にはっきり残っている要素はきわめて少ない。皆無ではないけれども、量は絶対的に不足しているのである。また、同じ戦国時代であっても、郢都紀南城から遠く離れた地方の楚文化、同じ郢都紀南城及びその周辺であっても、一般庶民あるいはそれ以下の階層の人々の楚文化となると、可視的にはっきり残っている要素はやはりきわめて少ないといわざるをえない。

ちなみに、張正明氏は、はずすことのできない楚文化の代表的な要素として次の六要素をあげているが（張正明・一）、

①青銅器鋳造工芸　②絹織物工芸と刺繍工芸　③漆器工芸　④老子と荘子の哲学　⑤屈原の詩歌と荘子の散文　⑥美術と楽舞

①・②・③の具体的な例はといえば、郢都紀南城周辺の大型中型戦国楚墓から出土する遺物にほぼ限られてくるであろうし、⑥にしてもやはりそれらの戦国出土遺物からその様相を推測するのがせいぜいのところである。――④・⑤の要素については、文献資料が残存していてその内容を確かに把握することができる。したがって、この要素をとりあげてその淵源を云々することも、戦国楚文化淵源探索の一つの重要な方法ではあろう。ただ、この方法を試行するとなると、それはそれで思想史研究上よほどきちっとした方法論的前提を提示する必要があろうし、それに老子や荘子の哲学などを楚文化の代表的要素としてよいかどうか、おそらく議論は分かれるであろう。そのようなわけで、このいわば文化の精神的要素については、以下では議論の対象に含めないこととしたい――。

要するに、西周楚文化や春秋楚文化や地方楚文化や一般庶民・下層階層の楚文化を対象としようとしても、対象としうる要素がほとんど残存しておらず、対象とすることができないのが実情であり、しかもそのごく少ないもののなかには、はたして楚文化の要素とみてよいかどうか判断のつきかねるものも存在しており、厳密に考えていくと拠るべき要素はほとんどなくなってしまうのである。楚文化の淵源を探索するという場合、西周楚文化や春秋楚文化や地方楚文化や一般庶民・下層階層の楚文化を取り上げて、その淵源を云々するということももちろん必要である。しかし順序としては、確かな楚文化の要素であると誰もが認めしかも事例の多い、戦国時代の郢都紀南城及びその周辺の上層階層の楚文化、つまり典型楚文化を取り上げてその淵源を云々し、そののち資料的に可能な限りにおいて、またできれば典型楚文化の淵源問題と深くかかわる限りにおいて、西周楚文化や春秋楚文化や地方楚文化や一般庶民・下層階層楚文化の淵源を云々するというのが妥当ではなかろうか。資料的に安定している典型楚文化の淵源を云々することがないままに、資料的に不安定な西周楚文化・春秋楚文化・地方楚文化・一般庶民・下層階層楚文化の淵源を云々することには、躊躇すべきであると思う。

なおこの場合、二つの点についてことわっておかねばならない。一つは、当陽趙家湖・江陵雨台山などの戦国小型楚墓から出土する文物をどうみるかという問題である。周知のように、それらの小型墓からは大型墓・中型墓から出土するものと同じ文物が出土している例もあり、またたとえば雨台山の男性墓主は戦時に兵士となったものがほとんどであって（佐藤三千夫）、その意味においては正式の楚国構成員であったことになる。判断基準を間違えなければ、小型楚墓出土文物のいくつかは典型楚文化の要素に含めてよいであろう。今一つは、戦国時代といっても、この典型楚文化には下限をおかねばならないという問題である。すなわち、前二七八年の秦軍侵攻による郢都紀南城陥落＝陳遷都を一応の下限としなければならない。前二七八年以降も、陳および寿春を都城として楚王室は五十年ほど命脈を保つのであるが、郢都紀南城を中心として前二七八年まで連綿と続いてきた楚文化と、陳・寿春を中心に潁水・淮水流域に展開したこの楚国最晩期の楚文化は、やはり様相を異にしているはずである。前者が政治的にいえば楚国全盛期の楚文化であるのに対して、後者は淮域に流寓しつつ秦の攻勢の前に劣勢につぐ劣勢を余儀なくされていた時代の楚文化であることを考えても、後者は今対象としようとしている典型楚文化からは除外すべきであると思われるのである。

第二は、楚国都城の位置問題について、どのような立場に立つのかという前提である。というのも、この問題をめぐってはげしい議論が戦わされてきていて、いまだに異論決しがたい情況にあるからである。どれほど多くの学説が並び立っているかについては、高介華・劉玉堂氏の著作に網羅的な整理と詳細な解説があるが（高介華・劉玉堂）、大きくいえば南方説と北方説が対峙して一歩もひかない情況ということができる。南方説とは、西周時代の都城丹陽を三峡の秭帰あるいは江陵西方の枝江にあて、春秋戦国時代の都城郢都を、春秋初めから戦国晩期の陳遷都までのおよそ五百年間、一貫して江陵紀南城にあてるもので、歴代の地理書が受け継いできている通説である。これに対して北方説とは、丹陽を河南省南部の淅川県にあて、春秋時代の郢都を宜城楚皇城、戦国時代の郢都を江陵紀南城にあてるものである。――もっとも極端な北方説といってよい武漢大学石泉教授の意見は、当初の丹陽を陝西省商県、その後の丹陽を河南省淅川県、春秋戦国およそ五百年間の郢都を一貫して宜城楚皇城にあてる（石泉）――。要するに南か北かに意見ははっきり分かれており、都城の位置に関する学説がこれほどはっ

きりと対立して分かれている例は、他の先秦王朝や先秦諸国には見られない。

西周丹陽　　春秋郢都　　戦国郢都

〈南方説〉　湖北省秭帰――――江陵紀南城――――江陵紀南城

（湖北省枝江）

〈北方説〉　河南省淅川――――宜城楚皇城――――江陵紀南城

（陝西省商県）

都城の位置は、その王朝・諸国の文化の淵源を探索するうえできわめて重要な決めてになるはずであるから、つまり楚文化の場合、丹陽・郢都が北方にあったとすれば、楚文化の淵源は北方系文化（とくに周系文化）を主流とすることになり、南方にあったとすれば南方土着系文化が主流となるわけであって、その位置がそもそもきわめて不確定であるというこのことが、先に指摘した楚文化淵源探索をもっとも困難なものにしている第一の理由なのである。

各学説の議論は複雑であるが、この問題については、郢都は春秋時代の初めから戦国晩期前二七八年の陳遷都に至るまでのおよそ五百年間、一貫して江陵紀南城であったとする通説に立つことにしたい（谷口満・一、二、三）。紀南城という都市の始建自体はおそらく西周晩期の若敖時代であり、丹陽については明確な証拠を提出できないものの、湖北省西北部の山間地であろうというのが、今のところの私見である。

このような前提に立つとすると、郢都紀南城を中心とする荊州地区の戦国楚文化の淵源を探索するという場合、ごく自然に郢都紀南城を中心とする荊州地区の春秋楚文化の諸要素をそのまま問題とすればよいことになろう。これが以下に試みる戦国楚文化淵源探索の大前提なのである。もし戦国時代の郢都は江陵紀南城であるが、春秋時代の郢都は宜城楚皇城であるという北方説を前提として戦国楚文化の淵源を探索しようとするならば、まず問題としなければならないのは宜城楚皇城を中心とする春秋楚文化であり、それに加えてたとえば郢都遷都以前から荊州地区に存在していた文化も相応に問題としなければならないことになる。その場合は、どれが宜城地区の文化要素を継いだものでありどれが荊州地区の文化要素を継いだものであるか

など、判断しかねる事態が生じてきて、探索作業はさらに困難をきわめることになるのではなかろうか。南方説にたつ限り、少なくともそのような困難さからは逃れることができるのである。

一．楚文化・巴文化・巴楚文化

戦国楚文化の淵源はいったい何かということになれば、もちろんまずは楚国の主権者集団が本来から保持してきていた文化の要素、それから広く南方に展開していた諸民族の文化要素――たとえば越系諸族の――、それに周文化の要素、さかのぼって殷文化の要素、あるいは秦文化の要素すら考えなければならないであろう。どの文化要素も、なにがしかは戦国楚文化の淵源になっていたはずである。そういったなかから、ここではとくに巴文化と楚文化の関連をとりあげて、戦国楚文化の淵源の一つを考えてみることにしたいと思うのであるが、なぜ巴文化と楚文化の関連に注目しようとするのか、その理由の説明をかねて、近年の研究動向を少しく振り返っておかねばならない。

ここ十年あまり〝巴楚文化〟という呼び方がひんぱんに使用されるようになってきている。張正明氏によれば、巴楚文化とは〝巴文化でもあり楚文化でもある文化、あるいは巴文化でもなく楚文化でもない文化〟なのであるが、要するに同じ地域において巴文化（巴系）の要素と楚文化（楚系）の要素が混在する情況を指していっているのである。このような考古学的情況が明らかになってきたのは必ずしも古いことではなく、きっかけとなったいくつかの考古資料が発見されたのは、わずか二十年ほど前のことにすぎない。そのいくつかの考古学的情況のなかから、楚史・楚文化研究の一つの転機となった重要な事態を取り上げて紹介しておくことにしよう。それは西周時代の都城丹陽の位置をめぐる論戦の過程で生じた次のような事態である。

丹陽を湖北省の秭帰にあったとする通説は、『水経注』「江水注」などに伝えられている伝承を根拠とするものであるが、具体的には秭帰県城の東、長江の北岸にある〝丹陽城〟がそれであるとされてきた。三峡考古調査の過程であるいはその遺跡が発見されるのではないかと誰もが希望を抱いているうちに、その希望をやすやすかなえるかのようにまさしくその位置に鰱魚

山遺跡が発見されたのであるから、通説に立つ研究者たちが俄然勢いをえたのは無理からぬところであろう。第一にはまず、遺跡の位置が文献伝承の伝える丹陽城の位置にピッタリと重なること、第二に遺跡の範囲が文献伝承の伝える丹陽城の周回距離にほぼ合うこと、第三に西周時代の土器が出土すること、こういった理由から、楊権喜・劉彬徽をはじめとする楚史の専門家が、丹陽＝秭帰説の正しさを声高かに主張するようになり、一時的にではあるが通説が勝利を収めたかのごとき情況が出現したのである。文必貴氏の論陣はその代表である（文必貴）。

ところが、声高であったのはつかのまであって、他ならぬ楊権喜氏たちが鰱魚山遺跡は実は丹陽城ではないと一転して自己批判するという、思わぬ事態が生じることとなった（楊権喜・陳振裕）。その理由は、鰱魚山遺跡から出土する西周及びそれ以前の土器は釜を中心としているが、それは巴文化の文化要素であって、鬲とか盂を中心とする楚文化の文化要素ではない、もし鰱魚山遺跡が丹陽城であるならば楚系の土器が出るはずであるのに、そうではなく巴系の土器が出ていることは、そこが丹陽城ではないことを示している、というものである。この背景には、当時林春氏などが提唱しはじめていた、夏・殷・西周時代の川東－三峡－鄂西地区における巴系文化の存在という考古学的事実があるのであるが（林春）、ともかくこれは通説支持者たちにとってきわめてショックなできごとであったといわねばならない。しかもその後の考古調査・発掘の結果、虎鈕錞于や巴式青銅兵器などの出土によって、戦国時代においても秭帰では巴文化が優勢であったという想定までもが出現することになり、通説はほとんど絶体絶命の情況に追いこまれてしまうのである。

二十年ほど前に起こったこの事態が、丹陽位置問題のみならず、楚史・楚文化研究のさまざまな分野に深刻な影響を及ぼすこととなったことはいうまでもない。たとえば秭帰といえば古くから屈原の故郷であると信じられてきており（香渓河上流、現興山県との県境の楽平里）、観光名所の一つにもなっているのであるが、ここに戦国時代の楚文化がほとんど見られないとなると、この伝承の史実性はそうとうに疑わしいものとなる。何年龍氏が指摘しているように、このころから屈原の故郷が秭帰楽平里であるという伝承を虚偽であると疑う研究者が増加していくのであるが（何年龍）、以上のような考古学的事情がその背景にあることは間違いないであろう。また一方で、にもかかわらず文献伝承を信用してあくまで通説に立つとするならば、楚

国を建てた丹陽在住の楚族は実は巴族であり楚文化と巴文化は同系統であるという、極端な意見が出されることにもなってくる。実際このころに、楚族は実は巴族であるとか楚文化と巴文化は実は同源であるとか屈原は実は巴族であるとか、一見破天荒とも思われるような意見が登場してくるのである。

資料的な意味でいえば、この事態は楚史・楚文化研究に一種の混乱状態を引き起こしたといわねばならないであろう。ただこの事態が生じたことによって、楚史・楚文化の研究を進めるに際して巴族の動向や巴文化の内容を無視することができないことが、共通の認識となってきたことだけは確かである。そして、それにはもちろんより多くの考古資料の発現が必要であることも、共通の願望となったのである。

その後の二十年の展開は周知の通りである。三峡大ダムの建設にともなう三峡地区考古工作の進展、あるいはその周縁における考古工作の進展によって、巴文化・楚文化の遺跡・遺物が次々と発見され、三峡をはさんで四川東部と湖北西部及び南方の湖南西部において、巴文化・楚文化が混在している情況が確認されることとなったのである。たとえば互いの文化要素がはっきりと認識される戦国時代の様相をとってみると、西は涪陵小田渓・雲陽李家壩、三峡は巴東西嚢口といった戦国巴文化の墓葬から戦国楚文化の要素が認められているのをはじめ、東は江陵や荊門といった戦国楚文化の典型区から戦国巴文化の遺物や遺跡が出土していて、なかには同一の墓葬から戦国巴文化と戦国楚文化の遺物が一緒に出土するという例も見られるようになっている。春秋及びそれ以前の情況もほぼ同様で、巴系の土器と楚系の土器が共存する考古遺跡の例が数多く発見されているのである。ちなみに秭帰県境においても、官荘坪や柳林渓から西周～戦国の楚系・楚文化遺物が多数発見され、秭帰一帯は一貫して巴系文化・戦国巴文化の占領区であったという二十年前の意見は訂正されて、現在ではむしろ楚系・楚文化の強い西進の様相を指摘するのが一般的な意見であるといってよい。

西周から戦国にかけてのそういった両者混在のありさまを総じていうならば、巴文化のなかに、時代を追うごとに楚文化の要素が西進・南進して進入していくということができよう。西は成都平原、南は沅江上流あるいはより南方にまで到達していたというのが、共通の認識である。したがってそこには相克とか駆逐とかいった現象がみられるのは当然であるが、ただ他方

で融合や共存といった現象もみることができる。いやどちらかといえば、他の先秦文化相互の関係に比べれば、融合や共存といった現象がきわだって優勢であるといわねばならない。このような情況のなかで〝巴楚文化〟という用語がしだいに使われるようになり、ついには一九九五年に第一回の巴楚文化研究会が宜昌で開会されることになったのである。その成果は彭万廷・屈定富主編『巴楚文化研究』（中国三峡出版社・一九九七年）に集録されているし、またほどなくして彭万廷・馮万林主編『巴楚文化源流』（湖北教育出版社・二〇〇二年）も刊行された。この二書は巴楚文化研究の動向を知る上で必読の文献である。また三峡大ダムの建設を契機として〝三峡学〟ともいうべき学術潮流がにわかにわきおこりつつあるが、そこでも巴楚文化が一つの大きな研究課題となっており、四川三峡学院三峡文化研究所『三峡文化研究一・二・三集』（重慶大学出版社）・三峡大学三峡文化研究中心『三峡文化研究叢刊一・二・三輯』（武漢出版社）などに数多くの関連研究が採録されている。それに、西南少数民族の民俗調査や伝承収集が活発になるなかで、巴族の後裔とされる土家族やあるいは彝族・苗族の文化・習俗のなかに巴文化・楚文化の遺風を認めようとする研究も盛んになっており、湖北民族学院編『土家族研究叢書』（中央民族大学出版社）・雲南省社会科学院楚雄彝族文化研究所編『彝族文化研究叢書』（雲南人民出版社）などのなかにいくつかの関連研究をみいだすことができるであろう。

ここ二十年間における巴楚文化研究の進展は、質・量ともにまことにめざましいものがあり、もはや巴楚文化研究という一つの研究分野が一般に公認されたとみてよい。そしてこのような研究動向のうちに、楚史・楚文化の研究には巴史・巴文化の様相を無視しえないであろうという二十年前の漠然とした意識からより進んで、楚文化の淵源には巴文化の淵源と重なるものがあるいはあるかも知れないという、そうとうに具体的な意識が生まれてきているのである。

二、虎のシンボリズム——戦国楚国虎崇拝の由来——

以上のような巴楚文化研究の潮流を前提にして、戦国楚文化の淵源の一つを探索してみたいのであるが、ここでは戦国巴文

化にも共通する戦国楚文化の要素を取り上げることによって、その作業に取り組んでみることにしたい。その要素とは、両文化の典型独有器物に見られる虎意匠である。

戦国楚文化のもっとも特有な典型器物を一つだけあげるとすれば、それは虎座鳥架鼓であることに、誰も異存はないであろう。虎座鳥架鼓の出土する戦国楚墓は、北は信陽長台関、南は臨澧九里や長沙、最南は湘郷牛形山であろうか、東は鄂城から陶制のそれが出ており、それに例の棗陽九連墩からも出土したとのニュースが伝えられている。しかし、大半は紀南城周囲の荊州地区の楚墓から出土しているのであって、しかも天星観1号などの大型墓、包山5号などの中型墓、雨台山・九店などの小型墓と、大型墓・中型墓・小型墓を問わず出土しており、この普遍性からしてもまさしく戦国楚文化の典型器物ということができるのである。なお周知のように、太鼓のつかない虎座飛鳥という器物も出土しているが、これも同じ意味をもった戦国楚文化の典型器物であることはいうまでもない。

この虎座鳥架鼓は器形からすれば一つの楽器なわけであるが、もちろん単なる楽器ではない。そこに配置されている鳥と虎は、この世とあの世をつなぐ聖なる力をもった物として設定されているのであり、道教のいわゆる龍蹻・虎蹻・鹿蹻と同じように巫蹻の機能を与えられているのである。

なおこの鳥と虎の意匠については、張正明氏に興味深い意見があり、一応注意を払っておく必要があろう。張氏は江陵馬山戦国楚墓から出土した、絹に刺繍で施された例の鳥・虎・龍の図柄を取り上げて、これは鳥つまり鳳凰が一頭の虎と二頭の龍を攻撃している図柄であり、具体的にいえば楚（鳥）が虎（巴）と龍（呉と越）を支配していることを象徴しているのだと指摘し、虎座鳥架鼓の鳥と虎も同様の関係で、支配と被支配、善神と悪神の関係にあると主張しているのである（張正明・二）。戦国楚文化の器物に見られる動物意匠の意味について、本格的な意見を提出したのは張氏がはじめてであり、傾聴にあたいするところも多い。ただ、取り上げている刺繍図柄の意味については確かにそうであるのかも知れないが、虎座鳥架鼓の場合は、そうであるとすると鳥の宗教的力を悪神の虎が弱めてしまうことになってしまうであろう。ここはそうではなく、双方とも大きな宗教的力を期待されて、両者相まってより大きな力を生み出すと信じられて設定されていると考えねばならない。すなわ

ち、虎は決して悪神なのではなく、鳥に準ずる崇拝の対象であったとみなければならないのである。（邵学海・一、二，谷口満・四）。

さて、楚国の腹地で戦国楚文化の典型器物である虎座鳥架鼓や虎座飛鳥が盛行していたほぼ同じころ、西方・南方の巴族居住地域では、彼らの独有典型器物である虎鈕錞于が盛行していた。鈕（つまみ）の部分が虎形をしたこの虎鈕錞于は、巴族居住地域以外からは出土せず、まさしく戦国巴文化の典型器物となっている。また、大三角形戈とか柳葉形剣であるとか、独特の器形をもつ青銅兵器も戦国巴文化の典型器物であるが、多くの場合それらに虎図柄が刻まれていることも、よく知られてるところであろう。虎は巴族にとって第一の崇拝物であった。それは廩君巴族とよばれる種族の虎崇拝に由来するものなのであるが、虎は巴族にとって最高の崇拝物なのであるから、虎鈕錞于の虎意匠もその宗教的力を期待されて、虎座鳥架鼓の鳥や虎と同様に、この世とあの世をつなぐ巫蹻として設定されたものだとみてよいであろう。（虎鈕錞于については、鄧輝、谷口満・五）。

このように、三峡をはさんで戦国楚文化の腹地では鳥が第一の崇拝物、虎がそれに準ずる崇拝物、戦国巴文化の展開地域では虎が最高の崇拝物であった。鳥が最高の崇拝物として戦国楚国でいかに崇拝されていたかについては、多くの実例をもってよく指摘されるところであり、何も怪しむに足りない（張正明・王勁）。では、戦国楚国で虎が鳥に準ずる崇拝物となっていたのは、どういうことなのであろうか。もともと楚国には虎崇拝は存在しなかったが、近隣の巴とかあるいは他の地域とかの虎崇拝が何らかの形でいつしか楚国に流入したのだという想定も可能であろう。もちろん一方で、楚国には戦国以前つまり春秋とか西周とか、そのころからすでに虎崇拝が存在し、それが継承されて戦国楚文化典型器物である虎座鳥架鼓の虎座に痕跡をとどめているのだという想定も可能なはずである。戦国楚文化の淵源を春秋楚文化のなかに探索しようとする立場からして、ここでは当然のことながら後者の可能性を追求することになる。

楚国の虎崇拝ということになれば、例の虎乳子文伝説が必ず想い起こされるであろう。子文は、周知のように春秋楚国を代表する賢人として『左伝』などにその治績が喧伝されている人物である。彼の出生と生育にまつわる伝説が子文虎乳伝説なの

であるが、それは

楚の先君若敖は邧から婦人を娶り、子の鬬伯比が生まれた。伯比は若敖の死後、母方の邧で成長したが、邧の女と密通し子文が生まれた。邧夫人はこの不祥の赤子を夢（雲夢）に棄てさせた。ところが虎がこの赤子に乳を飲ませて養育するという奇妙なことがおこり、彼は死なずに生育するのである。ある日、邧の君主が雲夢でこの事態を実見し、驚いて邧の夫人に話したところ、それこそが棄てた赤子であるということになり、彼はついに収容され、楚の国の言葉で乳を〝穀〟、虎を〝於菟〟というのにちなんで〝穀於菟〟と名づけられる。彼こそが、のちに楚国の大立者になる鬬穀於菟（字子文）である（『左伝』宣公四年・意訳）

というものである。これがいわゆる棄子伝説の一種であることはいうまでもない。

ところでこの若敖の子鬬伯比を始祖とする鬬氏、それとこの鬬氏から枝分かれしたという成氏、この両者は若敖氏と呼ばれるのであるが、そのメンバーの個人名を調べてみると興味深い事実が判明する。というのも、この鬬穀於菟をはじめ数名の虎の名をもつメンバーを確認することができるのである（谷口満・六）。ということになれば、つまり著名な祖先が虎の乳で生育したという伝説をもっているとか、一族のメンバーの何人かが虎の名をもっているとかということになれば、若敖氏はどうみても虎崇拝集団であったことにならざるをえないことになろう。

さて、春秋楚国の政治史を一瞥すればすぐさま明らかになることであるが、令尹という最高位を世襲的に独占していることに端的に示されているように、若敖氏は蒍氏及び屈氏とならんで春秋前期中期における楚国の最強勢力であった。この三世族だけで楚王をしのぐ強勢でもって楚国を運営していたといってよいほどである。そのなかでも若敖氏の勢力はとくに強く大きかったといってよい。その若敖氏が虎崇拝集団であったのであるから、虎は春秋楚国における代表的な崇拝物であったと考えねばならない。要するに、楚国の虎崇拝は戦国になって突然出現してきたわけではなく、春秋時代にすでに楚国に存在し、しかも代表的な崇拝物として信仰されていたと推定されてくるのである。あるいは、鳥ではなく虎が第一の崇拝物であったのかも知れない。その虎崇拝と鳥崇拝の相互の消長過程を復原するため、簡単でもよいから楚国の形成と展開を整理してみること

にしよう。

楚国の形成は、西周晩期の若敖・蚡冒時代になしとげられたと思われる。それは春秋楚国において開国の祖先として回顧されていたのが若敖・蚡冒であったことに示されているのであるが、その形成の内実は次のようなものであったに相違ない。第一に、周囲の蛮夷から抜け出て、その上に一種の覇権を築くこと、第二に、江陵方面から漢水中流域へ抜ける幹線水路を掌握すること、第三に、この幹線水路の周辺に広がる〝雲夢之饒〟で知られる生産基地を掌握すること、第四に、雲夢などの宗教的聖地の祭祀権を掌握することである。すなわち、まとめていうならば荊州地区に拠点をおいてこの湖北低地を掌握したことが楚国形成の内実であり、それは若敖・蚡冒時代に実現されたのである。春秋に入って早々に武王や文王の漢水東側への進出が可能であったのは、蚡冒時代までに漢水西側の湖北低地掌握が完了していたからこそであろう。そして若敖氏及び鬻氏・屈氏が春秋前期中期の楚国政治世界の中心にいたのは、彼らが若敖・蚡冒という建国の英雄の子孫としての正統性のもとに、荊州地区―湖北低地の経済的基盤を背景にして強勢を保持することができたからなのである（鬻氏・屈氏は蚡冒から出自していると考えられる）。虎乳子文伝説が生成された理由も、こう考えてくれば十分に合点がいくであろう。

一方、武王以下の諸王は、漢水東側、淮水上流域、さらには方城をこえて陳・蔡そして鄭へと北方に進出し、むしろ北方に自己の基盤をおこうとするようになる。この動きは春秋以降、時代をおうごとに強くなっていくのであるが、それは当然のことながら、周文化を中心とする北方文化の積極的な受容を促すことになったであろう。ここに、若敖以来の文化的伝統によりつつ荊州地区―湖北低地に基盤をおく若敖氏・鬻氏・屈氏などの世族勢力と、周文化を積極的に受け入れつつ北方に基盤をもとうとする楚王との対立が生じたのである。しばしば指摘される、春秋時代における世族勢力と楚王＝公子勢力の対立という政治情況の背景には（斎藤道子）、こういった事情が存在したことを考慮しなければならない。おそらくこの対立関係が進行するなかで、若敖氏の虎崇拝に対抗するものとしての鳥崇拝が、楚王やその周辺で盛んとなり、しだいに虎崇拝をしのぐようになっていったにちがいなかろう。（以上の概観については谷口満・七）。

世族勢力と楚王＝公子勢力のこの対立は、春秋中期荘王時代に勃発した皐滸の戦いにおいて一つの決着をみることになる。

この戦いで楚王軍に敗北した若敖氏ははぼ滅亡に等しい状態となり、以後若敖氏のメンバーの名はほとんど見えなくなってしまうのである。それは西周晩期以来の世族政治の終焉をつげるものであり、いわゆる荘王の覇業は、世族の強勢を克服して君主権力を確立しえたというこの前提があったからこそ、可能となったものだったのである。しかし、これによって若敖以来のすべての伝統が一挙にとだえて、すべて無くなってしまったわけではもちろんなかろう。なぜなら、この荊州地区―湖北低地は紆余曲折をへながらも、春秋中期以降も、戦国晩期前二七八年の郢都陥落に至るまで、楚国の腹地であり続けたからである。雲夢の祭祀のごときも、楚国社会における重要な宗教的儀礼として継続しつづけたに相違ない。したがって虎崇拝も、鳥崇拝に第一の地位を奪われながらも、若敖以来の古い文化を受け継ぐ人々、ことに巫とか祝とかいった宗教的職能者たちを中心に守りつがれ、戦国にいたっては虎座鳥架鼓や虎座飛鳥の虎意匠となって、戦国楚文化典型器物のなかにその姿をとどめることになったのであろう。戦国楚国の鳥崇拝の実例が多種多様な器物や伝承にあまねく見られるのに対して、虎崇拝のそれがこういった一種の巫具などごく一部の器物にしか見られないのは、虎崇拝が春秋時代のかつての普遍性を失って、一部宗教職能集団のなかに限定されてしまっていたことを示しているのかも知れない。それはともかくとして、戦国楚文化典型器物の虎意匠が春秋楚国の虎崇拝に由来することだけは認めざるをえないのであり、この点、戦国楚文化の淵源の一つは確かに春秋楚文化の虎崇拝にあったといえるのである。

なお、前二七八年の郢都陥落＝陳遷都ののち、荊州地区を中心とする江漢地区は周知のように南郡となって秦の領有に帰することとなるのであるが、それ以降、ここに虎座鳥架鼓や虎座飛鳥を見いだすことはできないようである。そればかりではない、楚国最後の五十年の腹地である、陳・寿春を中心とする潁水・淮水流域にも見いだすことができない。若敖以来の虎崇拝は、江漢地区からほとんど姿を消すことを余儀なくされたばかりか、江漢地区から潁水・淮水流域にもちだされて継承されることもほとんどなかったのである。

春秋中期荘王時代の若敖氏の滅亡は、楚国虎崇拝の第一次の大きな転換点であった。これを契機として、従来の普遍性を喪失していくのである。そして、前二七八年の郢都陥落は第二次の転換点、というよりは終結点であった。崇拝を支える人々の

居住地であり崇拝の盛行地であった荊州地区＝湖北低地が放棄されたのであるから、虎崇拝自体がほとんど消滅の情況に追い込まれたのもやむをえないところであろう。よしんば郢都陥落後の荊州地区＝湖北低地やあるいは潁水・淮水流域に虎崇拝の存在が認められたとしても、それは今問題としてきた春秋前期中期の虎崇拝とは、内容においても意味あいにおいてもよほど様相のちがったものであったにちがいない。戦国楚文化の淵源を春秋楚文化に求めようとする場合、その戦国楚文化から前二七八以降最後の五十年の楚文化を除外して考えたいという、最初に示した判断の根拠が、ここにおいても了解されるものと思う。

三．楚式鬲の消長と拡散――春秋楚文化の行方――

このように考えてくると、春秋前期中期の春秋楚文化は、若敖氏の滅亡を一つの大きな契機として、しだいに周文化の影響を受けた楚文化へと変化していったことになるわけであるが、そのことを裏付けるような考古学的現象はないであろうか。とくに、今問題としている荊州地区＝湖北低地においてそのような現象を見ることはできないであろうか。最初に指摘したように、春秋楚文化の残存資料というものはきわめて零細で、しかも取り扱いに注意を要するものが多いのであるが、ここでは一つだけ、いわゆる楚式鬲を取り上げてみたいと思う。楚式鬲が本格的に注目されたのは、中国考古学会第二次年会の閉幕講話で蘇秉琦氏がこれに言及した際であろうと思うが、以降、楚文化研究に欠かせない要素として、楊権喜氏はじめ多くの研究者が専論を公表してきている。簡単にいうと、袋状の足で襠（股）の分かれた殷式鬲や、足が短くてあるかないかわからない寸詰まりの周式鬲とは一見して違うと判別できる、足高で襠のつながった鬲を楚式鬲と呼ぶのであるが、西周から戦国という楚文化の継続期間にほぼ対応する長いスパンのなかで、しかも腹地である荊州地区＝湖北低地に集中的にみられることから、楚文化の要素の一つであると考えられているのである。

まずは当陽趙家湖の楚墓群から出土する楚式鬲を例にあげたいと思うが、それに当たっては、王光鎬氏の意見を検討しておお

かねばならない。趙家湖の楚墓群は、規模の大小や棺槨の有無、副葬品の多寡などによって、いわば身分順に甲類墓・乙類墓・丙類墓と分類されているのであるが、王氏は、鼎・簋の組み合わせや鼎・簠の組み合わせを出す甲類墓だけが周文化を受けついで北から南下してきた楚人の墓であり、いわゆる楚式鬲を出す乙類墓・丙類墓の墓主は土着の蛮夷であって楚の人ではない、したがっていわゆる楚式鬲は楚式鬲と呼んではいけないのであり、楚文化の要素から外すべきであると主張したのである（王光鎬）。王氏の主張が当時の楚史楚文化研究に一つの衝撃を与えたことは否定できないであろう。しかし冷静に考えてみると、やはり従うことができない。第一に、甲類墓からもいわゆる楚式鬲は出ている。鼎や簋・簠に比べて目立たないだけである。つまり、趙家湖の楚墓は甲類墓・乙類墓・丙類墓、いずれもいわゆる楚式鬲を出しているのである。それに第二に、もし甲類墓の墓主と乙類墓・丙類墓の墓主が民族的にも文化的にもまったく異なった人であったとすれば、彼らが、趙家湖墓区という同一の墓域に長年にわたって一緒に埋葬され続けたということがありうるであろうか。そうではなく、彼らはいずれもいわゆる楚式鬲をもつ同じ民族系統同じ文化系統の人々で、ただ身分の高い甲類墓の人々からしだいに周文化式の器物である鼎や簋・簠を受け入れつつあったために、それが副葬品の差として表れているのだと見るべきであろう。王氏の意見をこのように否定して、いわゆる楚式鬲は楚文化の指標器であるとみなし、以下には〝いわゆる〟をはずしてただ〝楚式鬲〟という表記を使用したいと思う。

荊州地区各墓区出土副葬品の時間的推移をおうと、楚式鬲がしだいしだいに減少し、それに代わって周文化式の鼎や簋・簠がしだいしだいに増加していっていることが、たしかに確認される。それは西周から戦国へという長いスパンのなかに認められるのであるが、ただ仔細に観察すると、楚式鬲は実は春秋中期をピークに、その後急激に衰退していったことが判明する。趙家湖を例にとると、甲類墓では春秋晩期以降みえなくなり、乙類墓でも戦国のものはみられず、丙類墓では戦国のものがみえるものの、その量はきわめて少ない（趙家湖楚墓）。雨台山の場合も、春秋中期には総墓数の三分の二にみえていたものが、春秋中期には三分の一に減少し、戦国にはいるとほとんどみえなくなってしまっている（雨台山楚墓）。これに反して、いっぽうでは両墓区ともに周文化式の鼎や簋・簠がやはりしだいに、というよりはむしろ急激に増加していっているのである。これ

はどうみても、若敖氏のそれを中心とする春秋前期中期の楚文化が、春秋中期における若敖氏の滅亡を一つの大きな契機としてにわかに衰退しはじめ、代わって周文化系統の楚文化がしだいに優勢になっていったという先に述べた動きに、はっきりと対応しているといわねばならない。要するに楚式鬲とは、楚文化の指標器であるという限定にさらに限定を加えて、その流行地域が荊州地区＝湖北低地であることといい、その全盛期が春秋前期中期であることといい、春秋前期中期若敖全盛時代の春秋楚文化の典型器物であるとすることができるのである。

ところで、春秋前期中期そして春秋後期へと、楚国国勢の拡張にともなって、この楚式鬲は四方に拡散していくことになる。ただ四方とはいうものの、北や東へはほとんど拡散せず、南あるいは西に拡散していっている（高至喜）。たとえば、長沙の楚墓であるが、春秋晩期では総墓数の三分の二以上から、戦国早期でも三分の一以上から出土しており、なかには新編八九号墓のように、楚式鬲と鼎及び簋・簠が一緒に出土している興味深い例もあるのである（長沙楚墓）。

そして戦国早期の楚式鬲出土墓が、総墓数の三九パーセントに及ぶという事実は、きわめて重要であろうと思う。これは趙家湖や雨台山といった荊州地区楚墓の同時期の比率に比べてかなり高いといわねばならない。この情況は、長沙以外の湖南西部・湖北西部の各地においても同様である。すなわち、春秋中期前期の荊州地区＝湖北低地に展開した春秋楚文化は南や西に拡散して、時間差もあり、腹地の政治的・文化的変動の影響を受けることがより少なかったということもあり、湖南西部や湖北西部の辺縁地域により遅くまで残存したと考えられてくるのである。具体的にいえば、西は三峡、西南は澧水・酉水・沅水流域、南は湘水流域といった地域に、より遅くまで残存したのである。

くりかえしになるが、春秋前期中期の春秋楚文化は春秋中期を境にしだいに衰退しはじめ、前二七八年の郢都陥落によってほぼ消滅の状態に至ったと考えられる。もちろん衰退とか消滅とはいっても、すべての人々の間から痕跡が何もなくなってしまったというわけではなく、とくに下層社会には何らかの痕跡がとどめられたのであろうが、しかしそれも本来の内容からはよほど変質した、本来の普遍性をほとんど喪失したものにすぎなかったであろう。ただその動きがもっとも典型的にもっとも急激に進行したのは楚国の腹地である荊州地区＝湖北低地でのことであって、南方・西方の辺縁地域の進行状況は必ずしもそ

うではなかった。腹地では衰退・消滅していった春秋楚文化が、そういった地域ではかなり遅くまで、しかも本来の面目をある程度とどめたまま残存したと想定されるのである。

このことは、楚史・楚文化、あるいは楚国滅亡後の長江上中流域の民族及びその社会・文化を考察する上で、みのがしてはならないことだと思う。たとえば、屈原伝説・楚辞伝説形成の背景を考える時、きわめて示唆にとんだ事情を提供してくれる。屈原の故郷は三峡の秭帰、終焉の地は湘水下流域の汨羅、彼が放浪したところは沅水・湘水流域、楚辞の素材となった民歌はやはり沅水・湘水流域のものとされ、舞台はいずれも今問題の南方・西方の辺縁地域であること。屈原伝説と楚辞伝説の基調には、滅びゆくものに対する哀惜の念が流れているといわれるが、主人公が若敖氏・蔿氏とならぶ春秋前期以来の名門の後裔であるとなると、その滅びゆくものとは春秋前期中期のあの若敖以来の伝統であった可能性があり、しかも主人公が生きたという戦国晩期にはその伝統は楚国腹地からほとんど消滅していて、南方・西方の辺縁にそのわずかなよすがが残っているにすぎなかったこと。「哀郢」は五百年の名都、郢都の陥落を哀痛したものとされ、そこには若敖以来五百年の伝統が消滅することに対する悲哀が反映されている可能性があること、「離騒」に示される作者の誕生日は寅年寅月寅日であるとされ、作者の意識に虎崇拝の伝統が認められること、などなどである。屈原伝説・楚辞伝説形成の背景をこういった点からあらためて考えてみて、さらにその結果をもって楚史・楚文化の展開を研究しなおすという手法は、試みてみる十分の価値があるはずである（谷口満・八、九）。

小結

楚文化の淵源を論じた研究はきわめて多い。そしてそこで試みられている方法も得られている結論もきわめて多種多様である。ここでも、それらのうちからかなり多くの研究を参照したが、一々の引用や注記は省略した。また、楚文化の個別の要素を考古学的・民俗学的・宗教学的・工芸学的に考察した研究も無数にある。たとえば、楚式鬲の定義・来源・編年・類型を扱

ったものだけでも、かなりの量にのぼる。それらのうちからも、そうとうの研究を参照したが、やはり一々の引用や注記は省略した。紙幅の都合もあるが、この小篇では、楚文化淵源探索にあたっての、きわめて概括的・大局的な方法と結論を提示することを目的としたため、個別の委細な引用や注記は省略することにしたのである。まずはこの点を了解していただきたいと思う。

概括的・大局的となると、議論はどうしても大雑把なものになってしまうのであるが、とりあえずは以上の議論をもとに、戦国楚文化の淵源について自分なりの意見を提出しておくことにしたい。

戦国楚文化、それも国都郢都周辺の荊州地区に展開したいわゆる典型楚文化の淵源を探ろうとする場合、まず手段となる何かの文化要素を取り上げなければならない。たとえば鄧鼎とよばれる、耳が外にそって腰のしまった独特の器形をもつ鼎はその一つの例であろう。この鼎を取り上げた場合、その鋳造技術の由来とか、その器形製作の由来とか、あるいはその紋飾の由来とか、そういった由来を探索することが戦国楚文化の淵源探索ということになるのであるが、実はこれはそうとうに難しい作業である。いや、絹織物工芸品であるとか漆器器物とかの典型器物をとりあげてみても、その生産技術の由来や芸術意匠の由来を探索することは、ほとんど成算のみこめない作業であるといってよい。典型楚文化の典型器物をあげようとすれば、すぐに華麗で珍奇なものをいくつかあげることができるにもかかわらず、それらを手段に戦国楚文化の淵源を探索しようとすると、たちまち資料的な壁に立ちはだかられてしまうのである。虎座鳥架鼓及び虎座飛鳥は、そのなかにあって何らかの成算がみこまれる数少ない例であるといわねばならない。もっとも、そこに見られる漆器生産技術とか楽器演奏技術とかの由来を探ることができるわけではなく、虎座の虎意匠に示されている戦国楚国虎崇拝の由来だけを、なんとか捜し出すことができるにすぎない。戦国楚文化淵源探索のこのような困難さには、十分な注意を払わなければならないであろう。

さて、その困難さを十分自覚したうえで、戦国楚国虎崇拝の由来を捜し求めた結果、春秋楚国若敖氏の虎崇拝に行きあたることとなった。戦国楚国の虎崇拝は確かに春秋楚国の虎崇拝を受けついでいると想定されるのであり、その意味において、虎座鳥架鼓や虎座飛鳥を探索手段として、戦国楚文化の淵源の一つを春秋楚文化のなかに認めることができるのである。一方、

虎鈕錞于や虎紋青銅兵器という典型器物に示されるように、戦国巴族においては虎が最高の崇拝物であった。この場合も、戦国になって巴国のなかに突然虎崇拝が生じたわけではなく、戦国以前、春秋あるいは西周といった時代からすでに彼らの間に虎崇拝が存在していたと考えるのが常識というものであろう。つまり、戦国楚文化をになった人々戦国巴文化をになった人々両者ともに、祖先たちのなかに虎崇拝をもつ集団が存在し、その虎崇拝が多少の変容を受けながらも戦国に継承されて、それぞれの典型器物に虎意匠として姿をとどめることになったのである。楚国と巴国は戦国においてもそれ以前においても領域的に近接していること、両者の文化には相克の状況もみられるが混融の状況もみられること、そしていずれも戦国以前から虎崇拝をもっていたこと、こういったことを考えあわせると、楚族と巴族は本来民族系統・文化系統においてかなり近しい関係であったことになってこざるをえないのではなかろうか。少なくとも、虎意匠を取り上げる限りにおいては、戦国楚文化と戦国巴文化は、それぞれの淵源の一つに、まったく同一とはいえないまでもきわめてよく似たものをもっていたということだけは、言い切ってよいであろう。

これだけでも一つの意見を提出しえたと思うが、春秋楚国における虎崇拝の存在を確認することに加えて、楚式鬲の消長と拡散を追跡することによって春秋楚文化の行方を探ろうとしたのは、ただ春秋楚文化の指標器物を確認するためだけではなく、実はもう一つの意見を提出してみたいと思ったからである。それは意見という段階には到らないものであり、文字通りの推測にすぎないのであるが、楚史・楚文化研究の今後を展望する時、やはりどうしても提出しておく必要のあるものであると思われる。最後にその推測を提出して小篇をしめくくることにしよう。

先に近年における巴楚文化研究の動向を概観したが、その混融している両文化の要素をごく大まかな時代順に配列してみると次のようになる。

［戦国以前の巴文化］　　［戦国巴文化］

釜を中心とする土器　　虎鈕錞于・虎紋青銅兵器など

：　　：

鬲を中心とする土器　　楚式の鼎・敦・剣など青銅器

［戦国以前の楚文化］　　［戦国楚文化］

もちろんこれは両者の代表的な文化要素をごく一部取り上げて対比させたもので、この他にもさまざまな要素が混融情況のなかに見えていることはいうまでもない。

さてすでに指摘したように、戦国以前楚文化に見える鬲つまり楚式鬲は確かに春秋楚文化の指標器物であったが、春秋中期における若敖氏の滅亡と前後して急速に姿を消すようになり、代わって歴代楚王の北進政策に呼応するかのように鼎・簋・簠といった周式青銅器が流行しはじめ、その後は周文化系統の楚文化が流行していくという流れを、楚文化の側では想定することができたのであった。戦国楚文化を特色づける鼎・敦・剣などの青銅器は、その流れのなかで基本的には周式青銅器の系統を受けつつ、器形などにおいて楚国独自の様相を発揮したものに他ならない。ところでこの流れは、春秋楚国の腹地である荊州地区に、それまで楚国を構成していた集団とは民族的・文化的にそもそも異なる周文化系統の集団が外部から侵入し、彼らが旧来の集団に代わって支配者となったことによってもたらされたものでは決してない。そうではなく、少なくとも土器の様相からすればもともとは文化的・民族的に単一であったとみてよい集団のなかに、より積極的に周系文化を受け入れようとする集団が出現しはじめてしだいに強勢となり、旧来の文化を衰退・消滅せしめていったことによってもたらされたものなのである。そして、その旧来の文化をより強くより遅くまで保持していた人々は、新文化勢力の前に劣勢を余儀なくされて、あるものは荊州地区住民の最下層に没落し、あるものは他地域に流亡せざるをえなくなったであろうが、しかしその多くは新文化勢力＝支配者層の抑圧を受けながらも、楚国の住民として春秋から戦国へのおよそ五百年間、荊州地区に居住し続けたのである。この持続性の強さが、彼ら本来の信仰である虎崇拝を意味合いを変えつつも存続せしめ、虎座鳥架鼓や虎座飛鳥の虎意匠にそのよすがをとどめさせたのであろう。

では、このあたりの流れは巴史・巴文化においては、どのように復元されるのであろうか。多くの巴史・巴文化の研究者は、釜を中心とする土器を主要な文化要素とする、戦国以前、春秋・西周あるいはそれ以前の文化を〝巴文化〟とよんでいる。そ

こには、虎鈕錞于や虎紋青銅兵器をもつ戦国巴文化の担い手は、その戦国以前の巴文化の担い手の直接の後裔であるという認識が当然存在している。三峡をはさんで四川東部・湖北西部及び南方の湖南西部という地域は、確かに前後二つの文化双方にとっての主要な展開地域であり、その意味では、両者に直接の文化的・民族的継承関係を想定するのはごく自然なことといわねばならない。ただ、両者の直接の継承関係を傍証づけるような資料は一つもない。虎崇拝をとっていってみれば、戦国楚国の虎崇拝の淵源を春秋楚国の虎崇拝に見つけえたのと同じように、戦国巴国の虎崇拝の淵源を戦国以前の三峡・四川東部・湖北西部・湖南西部に見つけ出すことは、残念ながらできないのである。ここに、直接の継承関係は実は存在しなかったのではなかろうかという、今一つの可能性を考慮しうる余地が生まれてくるのであり、提出しようとしている推測とはもちろんその可能性を追求しようとするものに他ならない。

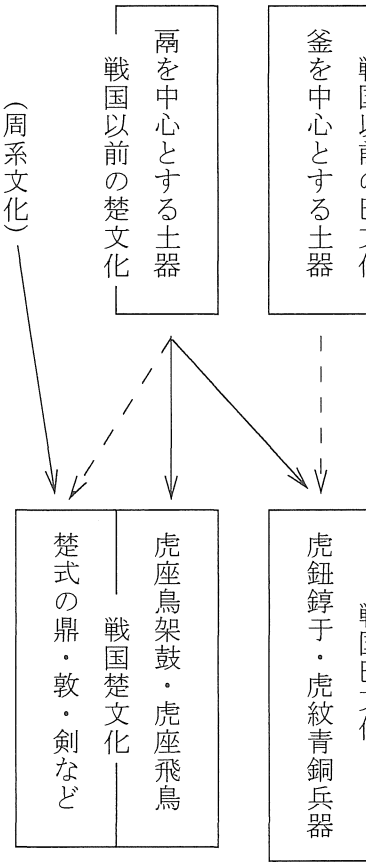
虎崇拝やそれと密接にかかわると予想される鼈（すっぽん）崇拝の痕跡、いわゆる柳葉式剣や大三角形戈の出土地点、こういった巴系文化指標の分布地点をたどってみると、どうも一つのラインができあがってくるように思われる。それは、漢中方面から東は漢水を下って大巴山・荊山の東麓沿いに荊州地区に南下し、そこから三峡をのぼって川東に達して、そこで漢中方面から西南方向に下ってきた路線とつながる、というラインである。このラインは、宝鶏鄘国墓地の関連器物によって渭水流域につながり、於兎舞という宗教歌舞の存在によって遠く青海に、また虎乳伝説や虎儺などの宗教儀礼の残存によって湖南南部から貴州・雲南の一部にまで、その枝を伸ばしている。巴系民族は、長い年月をかけてこのラインにのって、いわば民族移動を繰り返したのである。そして、このライン上の各地に、ある場合は支配者層としてある場合は社会を下で支える下層階層者として、ある種の小国家を形成しその成員となったにちがいない。川東の宣漢羅家壩や三峡の雲陽李家などで発見されている墓葬群は、そういった小国家に支配者層として定住していた巴系諸族のものに他ならないであろう。

では、この巴系民族の原住地はどこであろうか。文献資料・考古資料の双方を駆使して様々な探索が試みられているが、残念ながらはっきりとした意見は出されていない。ただこのライン上に分布している巴系文化指標の時代相をおおまかに見てみると、北がより古く南がより新しいことが判明する。それはつまり、巴系民族は基本的には北から南へと順次移動してきたこ

とを示しているのである。そこで、三峡・四川東部・湖北西部及び湖南西部に入っていった時期が問題となってくるのであるが、この地域に釜を中心とする土器文化が盛行していた春秋・西周あるいはそれ以前に遡ることは、どうやら考えられない。少なくとも、釜――とくに圜底のそれなのであるが――が流行し始める殷代に遡ることは、とうてい不可能である。もしそうだとすると、虎鈕錞于や虎紋青銅兵器などを指標とするこの地域の戦国巴文化を生み出した人々は、長きにわたって釜文化を保持してきた土着の人々ではなく、ある段階でこの地に流入して、青銅器をもつ支配者層を形成した人々であったことになろう。要するに、戦国以前楚文化と戦国楚文化の間に考えられた関係とはちがった、民族的・文化的な非連続性が、戦国以前巴文化と戦国巴文化の間には想定されるのである。この意味においては、釜などの土器文化を指標とする戦国以前の土着文化を、戦国巴文化の展開地域と同じであるからという理由だけで〝巴文化〟と呼ぶことは、不注意のそしりをまぬかれないであろうと思う。

以上の想定に従うとするならば、次のような二つの推測を提出することが可能となるはずである。第一に、三峡・四川東部・湖北西部・湖南西部などに展開した戦国巴国とは、各地域に移住していった巴系民族の各派が主体的な勢力となって各地域に小国家を形成し、それらの小国家がゆるやかに結合された連合体であったろうこと、第二に、当初の楚国というものも、実は荊州地区に移住してきた巴系民族の一派が主体的な勢力となって建国したそのような小国家の一つであったろうこと、この二つである。楚国の建国は若敖・蚡冒時代になされたと思われること、その建国の英雄の後裔たちの間には確かに虎崇拝が存在したこと、それに北方説に立つにしろ南方説に立つにしろ、西周都城丹陽の比定候補地はいずれも先の民族移動ライン上にあること、こういったことは第二の推測があながちまちがったものではないことを示していると思うが、いかがであろうか。春秋楚国を形成した勢力と戦国巴国を形成した勢力は、いずれも巴系民族の一派であったと思われるのである。そして両者の形成時期の時間差を考慮してさらに推測を重ねるとすると、三峡・四川西部・湖北西部・湖南西部に虎鈕錞于や虎紋青銅兵器をもって戦国巴文化を展開させた人々のなかには、春秋以降、春秋楚国の虎崇拝に対応する器物である楚式鬲をもって、荊州地区からそれら各地に拡散していった人々が含まれていたことにもなってくる。

戦国巴文化と戦国楚文化の混融といっても、かたや虎鈕錞于や虎紋青銅兵器、かたや楚式の鼎・敦・剣と、両者の要素ははっきり対比することができる。ただしかし、ここでいう戦国楚文化の要素とは、何度も指摘しているように春秋楚文化の変質のなかから生じてきた周系青銅器文化を基調とする、いわば二次的楚文化の要素なのであって、若敖以来の伝統をつぐ春秋時代の、いわば第一次楚文化の内容をそのまま受けついだものではないのである。若敖以来のその第一次楚文化を意味あいを変えながらも受けついだのは、戦国巴文化と対比されるそういった鼎・敦・剣などではなく、これも何度も指摘しているように、戦国楚文化のうちの虎座鳥架鼓や虎座飛鳥などの要素なのであった。荊州地区にあって春秋楚国を構成していた人々が、荊州地区にあっては戦国楚文化のなかに虎座鳥架鼓や虎座飛鳥を生み出し、西方・南方に拡散しては戦国巴文化のなかに虎鈕錞于や虎紋青銅兵器を生み出した、少なくとも戦国巴文化を生み出した人々のなかには、そのような春秋楚国からの移住者が含まれていたにちがいない、というのがここで提出したい決論的な推測なのである。



もしそうであるとすると、右の配列に次のような継承関係を加えることができるであろうし、戦国楚文化と戦国巴文化の淵源は、虎崇拝器物に関する限り、さらに強く同一性が高まることになるであろう。そして、三峡・四川東部・湖北西部・湖南西部に限らず、広く長江上流域において展開したと思われる巴系民族による小国家の形成には、若敖氏の滅亡に象徴される春

秋楚国の大きな政治的変動が強い影響を与えていたことが、おのずから想定されてくるのである。

付記　小編は平成十六年七月二十四日に早稲田大学を会場に開催されたシンポジウム『楚文化研究の現在』における口頭発表の内容を、当日の発表内容にできるだけ忠実に文章化したものである。ただ、最後の小結の部分だけは大きく書き換えて、口頭発表で話した「鼉霊伝説」をめぐる諸問題を割愛し、代わって巴系民族の移動についての腹案を新たに加えることにした。「鼉霊伝説」をめぐる諸問題については別稿を公表することを約束し、当日お聞きいただいた各位にご了承をお願いしたいと思う。

〔引用文献〕（引用順）

張正明
一　『楚文化史』（上海人民出版社・一九八七年）
二　「鳳闘龍虎図象考釈（滕壬生・張勝琳氏と共著）」（『江漢考古』一九八四―一）
佐藤三千夫
「江陵雨台山楚墓について」（『白山史学』二二号）
高介華・劉玉堂
『楚国的城市与建築』（湖北教育出版社・一九九六年）
石　泉
『古代荊楚地理新探』（武漢大学出版社・一九八八年）
谷口満
一　「江陵紀南城考――楚郢都の始建と変遷――」（『東北大学東洋史論集』三）

二　「紀南城考古知見の再検討」（『東北大学東洋史論集』九）
三　「再論郢都的地望問題――紀南城是否春秋時期的郢都？」（楚国歴史文化国際研討会暨湘鄂豫皖楚文化研究会第八次年会提交論文）
四　「虎座鳥架鼓の彼方」（『東北学院大学論集歴史学・地理学』三二号）
五　「清江訪古記――虎鈕錞于の旅――」（『東北大学東洋史論集』八）
六　「虎乳子文伝説の研究――春秋楚国の若敖氏について」（『東北大学東洋史論集』六）
七　「虎乳子文伝説与若敖氏――試論楚国的形成」（湖北教育出版社『長江文化論集』一九九五年）
八　「屈原伝説二題――秭帰楽平里訪問記・魚腹伝説」（『東北学院大学論集歴史学・地理学』二九号）
九　「屈原伝説の形成――汨羅と秭帰楽平里」（『日本秦漢史学会会報』四）

文必貴
「秭帰鱘魚山遺址与楚都丹陽」（『江漢論壇』一九八〇―二）

楊権喜・陳振裕
「秭帰鱘魚山与楚丹陽」（『江漢考古』一九八七―三）

林　春
「宜昌地区長江沿岸夏商時期的一支新文化類型」（『江漢考古』一九八四―二）

何念龍
「新時期湖北屈学述評」（『江漢論壇』一九九四―九）

邵学海
一　「虎座飛鳥是楚巫蹻与巴巫蹻的重祖」（『江漢考古』一九九七―二）
二　「臥虎与飛鳥―巴楚文化融合的象徴」（中国三峡出版社『巴楚文化研究』・一九九七年）

鄧　輝
『土家族区域的考古学文化』（中央民族大学出版社・一九九九年）
張正明・王勁
「鳳及其与龍的浮沈」（湖北教育出版社『長江文化論集』・一九九五年）
斎藤（安倍）道子
「春秋時代の楚の王権について――莊王から霊王の時代――」（『史学』五〇）
王光鎬
『楚文化源流新証』（武漢大学出版社・一九八八年）
趙家湖楚墓
湖北省宜昌地区博物館・北京大学考古系『当陽趙家湖楚墓』（文物出版社・一九九二年）
雨台山楚墓
湖北省荊州地区博物館『江陵雨台山楚墓』（文物出版社・一九八四年）
高至喜
『楚文化的南漸』（湖北教育出版社・一九九六年）
長沙楚墓
湖南省博物館・湖南省文物考古研究所・長沙市博物館・長沙市文物考古研究所『長沙楚墓（上・下）』（文物出版社・二〇〇〇年）

谷口満氏の報告に対する質疑応答

小澤正人　谷口先生の一番の要点は、楚の中心というのを、荊州地区、つまり紀南城があったところというふうにお考えになっていることではないかと思います。春秋から戦国にかけて、一貫してここがいわゆる典型的な楚文化の中心地であるという風にまずお定めになったのではないかと思います。ではそこの楚文化、すなわち典型的な楚文化の淵源を考えてみたときに、どうもそこには巴、三峡地区から宜昌にかけての巴文化との関係があるのではないか、つまり楚というものの原型の部分、基層部分になるかと思うのですが、そういったところが、巴文化と共通する要素が非常に強いのではないかというのが、今のご発表の要点だったのではと思います。どなたかご質問がある方、お受けしたいと思うのですが。

浅野裕一　東北大学の浅野です。そもそも楚の王族と若敖氏に代表される世族の分岐といいますか、対立というのは、何が原因で起きてきたのですか。先ほどのお話では、むしろ若敖氏のような、より土着性の強い世族が、巴族の文化と密接に結びついていただろうと、虎に象徴されるようなですね。そうなれば、鳥をシンボルにする楚王の一族ですね、王族というものとの関係はそもそもどういうところから分岐して対立関係にはいっていったのか、ということを教えて頂きたい。

谷口満　その話をしてしまいますと、大変大きな問題になるわけですけども。『史記』の楚世家を信じますと、楚の王系というのは一本のスジでずっと通っておりまして、全部血縁関係でつながっているということになるわけです。まず果たしてそれが正しいのかどうかということが大きな問題になると思います。ですから、大きな話になってしまって、これは言いたくないのですが、楚の王族と若敖氏とはそもそも、もともとの一族、別の部族、種族なんだと。それは、系図的には同じ祖先から出たということになっているんだと言う具合に考える考え方も一つなんです。ただ、そう考えるとえらいことになってしまいますので、そう考えないとなると一般的には王様の権力というのは春秋時代前期中期においては、世族というものに規制されていた、それは領地を多く持っていたりですとか、代々重要なポストを継承していくとかですね、そういうことによって政局を牛耳っていくわけですね。それに対して楚王はおもしろくありませんから、他の春秋時代の国々と同じように対立をする、とい

う構図であったと思います。おそらく武王の頃から漢水東域に王族は主に進出していく訳ですが、そのプロセスの中で私個人は東夷系の、周の文化をもった人たちの中でも特に東夷系の人たちと仲良くなって、合体していって、そこから鳥崇拝を取り入れていったんではないかという具合に考えております。一番大事なことは、経済的な問題な訳なんですが、そこは資料がないのではっきりとは分からないのですが、今申しましたような、単純な春秋時代の世族と王様の対立と、同じような構図で今は説明するしかないと思います。私個人は、若敖氏と王族というのは実は同族ではないと若干考えているところがあるんですが、どこにも証拠がございませんので、言ったことはございません。答えになっているかどうか分かりませんが……。

戦国時代における天下の中の地域的特徴
――文字と書物内容の視点から――

平勢隆郎

はじめに

筆者は、このところ新石器時代以来の文化地域が、天下統一後も地勢上のまとまりをみせていること、殷や周などの古代の大国や七雄に代表される戦国時代の領域国家が、そうしたまとまりを基礎として成立していることを述べている。

では、このまとまりと漢字伝播・漢字定着の問題は、どのようにかかわっているだろうか。

巷間、楚系文字という言葉がよく聞かれる。これは、上記の問題意識に沿って述べれば、新石器時代以来の文化地域としての長江中流域（湖北・湖南の両湖区）に独自の風格をもつ文字が使われていたという認識を基礎とするものである。ところが、それは、管見の限り、出土史料がさほど多くなかった時期に（なぜか）言われるようになり、まったく史料事情が異なってしまった現在でも生き残っている言葉にすぎない。地道に出土史料を検討してみると、違った見方の方が妥当であることがわかってくる。

そこで、以下には、いわゆる楚系文字に関わる話題から語り始めることにしよう。

いわゆる楚系文字をどう扱うか

漢字には、部首構成を問題にする字形、個人や時代時代の癖を問題にする書風がある。古文字の字形・書風は、宋明理学の影響下で、『説文解字』を読んでえた理解が大きな影響を残す。しかし、そうして得られた常識とは異なる状況が、実際の古文

字世界には広がっている。

字形は、漢字の部首構成を問題にする。書体は、篆書・隷書・行書・草書などの別をいい、筆画が丸いか角張っているか、省略形になっているかどうかが問題になる。字形と書体を総じて論じる場合、「字体」と表現する。書風は、個人や地域の差異、同じ個人・地域でも時期や場の相違によって生じる相違を問題にする。

書体は、後漢時代の許慎『説文解字』を基礎として篆書・隷書を論じ、その省略形として行書・草書を論じるのが一般的である。ところが、木簡や竹簡の時代にまとめられたころの『説文解字』、紙が普及しても印刷が始まっていない時期の『説文解字』、印刷が始まったころの『説文解字』、出版が本格化した後の『説文解字』は、それぞれ解釈のされ方が異なっている。木簡・竹簡、紙それぞれに漢字を表現する場の相違は、『説文解字』をみる目の相違となって現れる。また、紙が普及すると、拓本が出現し、手本の規範化が進む。印刷の出現はその規範化をさらに進め、出版の普及は規範となる書体を天下のみならず漢字圏に広く伝えた。その結果、出版によって提供された『説文解字』の書体が絶対的規範として広く認識されるようになった。

ところが、出土資料として得られる竹簡や木簡の書体は、個人や場の相違が顕著であり、『説文解字』に紹介される書体とはずいぶんと異なっている。篆書と隷書の相違を『説文解字』によって認識していると、説明不能の事例が数多くでてくる。篆書の筆画をそのまま角張らせただけの隷書も少なからず存在する。『説文解字』を基礎として論じられる規範化の顕著な篆書・隷書の知識で、出土資料を解釈することのないよう、注意する必要がある。篆書は丸い筆画、隷書は角張った筆画という程度の差異で論じておくのがよい。

いわゆる始皇帝の文字統一を示す図は、古銭・竹簡・土器・青銅器など、表現の場を異にする文字を使って作られていて、一見国家ごとの書風が相違するように見える。ところが、その実どの国家の中を問題にしても、同じような図が作れる。例えば、略字の問題について言えば、古銭の一覧をちょっとかいま見るだけで、どの国もにたような略字の進行状況や場による書風の違いがあったことがわかる。

戦国時代の諸国に共通して見られる書風の多様性は、西周時代にあった王朝工房内の書風の多様性を引き継ぐものと、春秋

時代以後各国に根づいた諸国の工房内の書風の多様性を引き継ぐものとがある。領域国家は、都市国家に生じていた多くの多様性を吸収してできあがった。国家を超えて似たような多様性を示すにいたったのは、一つには交流のなせるわざである。また一つには、漢字が天下の文字となって間もないことが大きく関わる。

唯一の例外は、戦国時代の秦国の文書用文字である。他の国家と著しく異なる独自の書体を生み出した。これを隷書という。筆画のまるい篆書に対し、筆画が角張っている。こうした新しい書体ができあがった背景には、墨の濃淡や筆の穂先のこしなどが影響しているようだ(1)。

始皇帝の文字統一とは、秦国の文字を天下の文字としたことを言う。他の国家に比較して著しい相違を示すのが文書行政用文字としての隷書の存在である。この隷書を天下の文書行政用文字にしたというのが、始皇帝文字統一の実質的中身になる。ちなみに、春秋時代に、長江流域に流行した書体として鳥篆がある。しかし、この鳥篆は、周王朝やその諸侯から伝播してきた漢字の筆画の先に鳥様の飾りをつけたものにすぎない。そうした飾りを取り除いた残りは、周王朝や諸侯で使われていた類の篆書である。

いわゆる楚系文字というのは、楚系青銅器など楚系の遺物に表現された文字のことを言う。しかし、実際のところ、同様の書風は他の国家にもある。

以上のような文字をとりまく環境がある以上、文字の系統から楚地域への文化の流入を議論するのは、至難のわざである。

我々は、さまざまな遺物や書物から、地域ごとの特色を論じることができる。また地域相互の交流を語ることもできる。しかし、それは文字そのものの形から論じるのではない。注意しておきたいのは、現状竹簡が楚地域から大量に出土しているとはいえ、他の地域に比較するに耐える出土遺物が出てきていないということである。この現状から、竹簡文字を楚だけの文字だとして論じるのは大変危険である。

交流の動脈と文化地域ごとの独自主張

話し言葉が各地で相違していた中で、「漢字語」は共通していたことが予想される(2)。漢語は天下共通の発音が使われていたようだ。その文化交流を支えたのが、物資の流通網である。水路・陸路からなる交易網である。いくつか残されている禹の治水伝説は、この交易網を整備することを内容としている。その禹の役割は、行神としての禹に重なる部分がある。

天下の交易網のうち、楚と諸地域との関わりから注目されるのは、山東から淮水に南下して徐州にいたるルートである。徐州一帯は、春秋時代において、湖北の「大国」として成長した楚と、江蘇の「大国」として成長した呉が軍事的衝突をくりかえした地である。祭祀用文字としての漢字は、このルートから呉・越や楚に入る。河南から楚への伝播もあるが、河南から淮水方面へという伝播ルートもある。それらのルートが、禹の治水対象とされている。

図1に示したのは、『尚書』禹貢に見える九州と五服の図である。

九州については、従来から論じられている地域を問題にすればいいのだが、問題なのは五服の方である。従来、同心円ならぬ同心方を描き、中央から外に向けて幾重にも方形を作り出し、中華の中央から蛮夷僻遠の地にいたるまでの地域区分を論じている。しかし、この図を現実の地図上に表現しようとした場合、それは可能であろうか。図1に示したように、九州はすぐに表現できる。にもかかわらず、同心方としての五服は表現不能におちいる。

こうなる原因は、五服を同心方で描くことにある。そもそも同心方に描けとはどこにも書かれていない。

同心方に描く必要がないのであれば、天下を特別地域とその他に分けて論じてみてはいかがだろうか。特別地域を五百里とし、それを五服の一つで説明する。そして、他にも五百里の地域を想定し、『尚書』禹貢の説明に合うかどうかを見ていくのである。

この方法を使う場合、『戦国策』などに見える方何千里という言い方を参照することができる。戦国時代の各国の領域を天下の中において、方何千里などと表現している。各国の領域を合算して得られる天下の領域は方万里になる(3)。

各国の領域は、小は方一千里、大は方五千里にもなる。このことを知れば、新石器時代以来の分化地域は、おおよそ方二、三千里になる。

ここに、仮に『尚書』禹貢にいう五百里が『戦国策』に言う方二千五百里だと仮定してみよう。このように仮定すれば、五つの服それぞれを、上記の九州よりやや大きな地域、すなわち新石器時代以来の文化地域に相当する領域として検討することができる。

この方法を使う場合、もう一つ参照すべきなのが、『公羊伝』・『左伝』・『穀梁伝』に見える下克上の論理である。この論理では、下克上をどう活用するかが問題になり、下克上そのものを否定する場合もある。例えば、『公羊伝』では、大夫が諸侯にとってかわるのは常態だとした上で、その大夫は特別地域（「中国」という）の大夫にほかならないとする。それは斉の田氏である。『公羊伝』は戦国時代の斉で作られた（図1）。

同じく『左伝』では、特別地域（「夏」という）は殷の民と夏の民を諸姫（周の一族たる姫姓諸侯）が支配するとし、その姫姓諸侯がすべて批判される中で、諸姫の流れをくむ大夫たる韓氏が称揚される「形」を作り出している。『左伝』が戦国時代の韓で作られたからである（図2）。同じく『穀梁伝』では、特別地域（「中国」という）は支配者たる諸侯と被支配者たる民からなり、下克上は否定され、支配者のほとんどは貶められる中で、唯一鮮虞だけが称揚される「形」を作り出している。『穀梁伝』が戦国時代の中山（春秋時代の鮮虞の末裔）で作られたからである（図3）。

こうした諸書に見える下克上の論理を参照すると、甸服は民を問題にし、侯服は諸侯を問題にしていることが了解できる。つまり、甸服五百里と侯服五百里は、同じ地域の民と諸侯を論じているのである。

こう解釈すると、甸服五百里・侯服五百里・綏服五百里・要服五百里・荒服五百里は、結局特別地域五百里とその他三つの地域、それぞれ五百里ということになる。五百里は、『戦国策』に言う言い方では方二千五百里であるから、五服の合計、つまり甸服と侯服を重ねて考えての実質四服の合計は、方万里になる。この数値は、すでに述べた『戦国策』にいう天下方万里に一致する。さきに「仮に『尚書』禹貢にいう五百里が『戦国策』に言う方二千五百里だと仮定してみよう」と述べておいたのは、この一致があるからでもある。

禹貢は、要服は三百里が夷、二百里は蔡だと述べているから、これは西周金文にも出現する淮夷の地を述べたものである。

蔡は注釈には流刑地のこととされている。それでいいと考えるが、なぜ蔡というのかについては、淮夷の地に移った蔡国を念頭において述べたものかもしれない。禹貢は、荒服は三百里が蛮、二百里が流だと述べているから、これは、西周金文に言う蛮夷の地を述べたものである。残る綏服は、斉の地を述べたものであろう。綏服については、綏服五百里のうち三百里は文教をもっておさめ、残りの二百里は武威で従わせるとある。

さて、禹貢にいう「五百里」が『戦国策』にいう言い方としての「方二千五百里」だとすれば、その「五百里」と「方二千五百里」とは基準が違うとするか、『尚書』禹貢の方が、戦国時代の現実を縮小して周代を語ったとするか、いずれによるしかないようだ。

禹貢の九州と交通網

『尚書』禹貢の五服が以上のように理解できるとすると、この四つの地域（甸服と侯服は一つの地域）を二つ程度に分割したのが禹貢に言う九州だということになる。九州の位置はおおよそ図4のようになると考えられている。

それらをまとめて述べる際、特別に位置づけられるのが「中邦」（中国）である。これは九州のうちの冀州を念頭におく。戦国時代の魏の領域である。九州それぞれに賦税のことが記載されているが、その賦税は、「中邦」におさめられる。

禹貢が九州を説明する際には、以下のように天下の交通網を意識し、その交通網に沿って禹が治水を行ったことがわかるよう工夫がなされている。治水が問題になる都合上、ということにもなるが、その交通路は陸路ではなく、水路が示されている。

手始めは冀州（河南から河南）である。壺口山で祭祀を行って梁（山西離石県）を治め、岐山（有名なのは陝西の岐山だが、ここは山西介休県）に及んだ。太原をおさめて岳陽（山西霍県の東）に及んだ。覃懐で功績を残して衡漳（漳水は、山西から河南の魏の領土に出る道筋にあたる）に至った。その土は白い土壌でやわらかく塊がない。その賦税は第一等の上上だが第二等がまじる。その田は中の中である。

恒水・衛水（河南曲陽付近）がすでにおさまり大陸の地も耕作できるようになった。島夷が皮服を貢ぐ中、碣石をこわきに抱え河（黄河）に入った。

済河は兗州である。……その田は中の下であり、その賦税はただしく納められている。……済水と支流に浮かび、河に達する。

海岱は青州である。嵎夷はすでに平定され、……その田は上の下であり、その賦税は中の上である。……萊夷はすでに牧となり……汶水に浮かび済水に達する。

海岱より淮水に及べば徐州である。……その田は上の中であり、その賦税は中の中である。……淮水と泗水に浮かび、河に達する。

淮海は楊州である。……その田は下の下であり、賦税は下の上である。……島夷は卉服し、……江海の流れにしたがい、淮水・泗水に達する。

荊と衡陽は荊州である。……その田は下の中であり、賦税は上の下である。……江水・沱水・潜水・漢水に浮かんで洛水をこえ、南河にいたる。

荊河は豫州である。……その田は中の上であり、賦税は錯雑して上の中。……　洛水に浮かんで河に達する。

華陽・黒水は梁州である。……和夷は功績をあげ、……その田は下の上、賦税は下の中で三等が錯雑する。……桓水は西傾山よりし、潜水に浮かび、沔水を越え、渭水に入って河をわたる。

黒水と西河は雍州である。……舜が三苗を誅殺した三危の地もおさまり、三苗も平穏である。……その田は上の上であり、賦税は中の下である。積石に浮かんで龍門と西河にいたる。……

つまり、『尚書』禹貢は、冀州を念頭において「中邦」を語り、九州の賦税はすべて「中」・「邦」におさめられることを説くのであり、その賦税のもとになった治水は、天下の交通網に沿ってなされたことが示されているのである。

禹貢では、この治水を述べる部分の前に、「禹は土を敷き、山にしたがって木を斬り、高山大川を定めた」と簡述する部分が

ある。陸路は述べず、高山に関する記事も、この部分などごくわずかである(4)。

『容成氏』に見える禹の治水

禹については、一般に父の鯀のあとを継いで、大洪水を治めたように理解する向きも多いかと思う。この理解の基礎にあるのは、『史記』夏本紀が『尚書』禹貢を引用して述べた部分の前の記事である。ところが、その部分は、同じ『尚書』でも堯典の文章を引用し説明を補ったものである。そこには、ノアの箱船をも想起させるような大洪水の話が示されている。禹貢に示された治水は、こうした大洪水を治めたという話ではなく、水路の整備が賦税に反映されたというものになっている。

このことが、より確かになる材料が、出土遺物として提供されている。ただし、盗掘によって骨董市場に流れ、上海博物館が救出して整理したものである。内容から楚簡だと考えられている。この上海博楚簡の中に、『容成氏』(5)という一篇があり、その中に、禹の治水に関する記述が含まれている。

これと上記の『尚書』禹貢を比較すると、とても異なる部分がある（図5）。

九州として、冀州・徐州・競州・莒州・并州・荊州・揚州・豫州・雍州が紹介されているが、そのうち冀州・競州・莒州・并州は禹貢には見えない。一方禹貢だけにあるのは冀州・兗州・青州・梁州である（『容成氏』の揚州と禹貢の楊州が同じだとみておく）。

『容成氏』は九河を決壊させて始めて冀州・徐州がうるおった（居るべし）という。ここに徐州が含まれているから、ここに言う九河は黄河の支流を言うものだろう。また、淮と沂東を通じて海にいたらせたので競州・莒州がうるおったという。これは淮北と山東南部を言うものであろう。蔓と湯東を海に通じたため、并州がうるおったという。これは燕から趙にかけてを言うものだろう。

このように見てくると、天下のうちを九州に分けているという点は共通するものの、その分け方が異なっているということ

になる。

『尚書』禹貢では、冀州を特別に位置づける説明がなされていた。ところが、『容成氏』では、特定の州を特別に位置づける説明はない。『尚書』禹貢が特別に位置づけた冀州の名もない。

おまけに、『尚書』禹貢では、賦税のことが細かく記されていたが、『容成氏』には、「禹が政治を行った結果として関所には賦税がなくなった」という内容が記されている。

明らかに、『尚書』禹貢の内容を事実の叙述で変更することを意図している。

『容成氏』には特定の州を特別に位置づける説明はない、と述べたが、『容成氏』は九州をひととおり説明した後、「禹は漢水を南に進んで霊なる谷を五百作り、同じく漢水を北に進んで霊なる谷を五百作った」と記述する。このことから、『容成氏』が禹にからめて特別に位置づけるのが漢水の中央であることがわかる。これはいわゆる楚の本拠たる湖北一帯を指すものである。

そして、確認しておきたいのが、禹の事業によってなされたのは、河川を「通じさせる」ことだということである。これは、交通網としての河川を整備するものである。

その意味における禹の治水は、『左伝』や『尚書』禹貢にいう夏の故地を特別にみなしてのものではなく、楚の本拠たる湖北の地を特別にみなしてのものであった。それが、『容成氏』に示された内容である。従って、この書物を含む竹簡群が楚地出土であることが、具体的に示されていることになる。

興味深い内容は、さらに続く。

『容成氏』は、賢人たる天下の王が賢人を後見として王位を嗣がせることを述べているが、禹は舜の時代の後見であり、舜を嗣いで天下の王となった。そして禹は他の賢人と同じように、子（五人いたと記される）を後見にはしなかったという。禹は益という人物に位を譲ったのだが、禹の子の啓がこれを認めず、攻めて即位したという。

禹は益に譲る前に、熱心に皐陶に位を譲ろうとしたが、皐陶は五度も辞退し、逃れて死んだという。

後に、夏の桀王が即位したが、先王の道を述べなかったので、殷の湯王が天下を掌握した。そして、伊尹を宰相とし、夏桀を攻めてその族を滅ぼしたという。夏の七宗はことごとく殺され、残族は安服したという。

殷の湯王は、夏の桀王に対抗しつつ天下を掌握したときに、関市に賦税を課して、民の恨みをかったという。

夏の本宗は滅び、禹の政策であった関市無税は放棄された。

殷の湯王が王位についた後、やがて紂王の世となった。文王は紂を補佐した。天の道を知り、地の利を知って、民を病ましめなかったという。

ところが、紂は無道だったので文王の子の武王はこれを滅ぼした。

以上のようにみてくると、禹と文王が理想の政治を行い、いずれも天下の王の補佐役だったことが示されている。

楚では、周王朝の継承、夏王朝の復興、そして下克上、これらのうち、周王朝の継承だけを問題にした。周の文王だけを利用する独自の「形」が作り出されていた。夏王朝の復興と下克上は、議論が封印された。それが楚における正統継承の「形」であった。だから、楚で作られた『容成氏』でも、周の文王が特別に扱われ、禹はいわゆる夏王朝の故地ではなく、楚の本拠を重点的に治水したという内容を述べたのである。

もう一つ、『容成氏』で注目されるのは、「受命」という言葉が再々使われていることである。上記においては、その部分を示さなかったが、天下の王を賢人が補佐する場合に、その賢人が「受命」したとする。「受命」したのは、堯を助けた舜、舜を助けた后稷、同じく舜を助けた皐陶、殷湯王を助けた伊尹となっている。夏の禹は受命していない。殷の湯王も受命していない。周の文王は受命した后稷の子孫である。この言葉の使い方も、夏王朝・殷王朝をそれぞれをくさす役割を担っているようだ。

こうした楚の領域認識の中で、『容成氏』に見える禹の治水が語られ、漢水一帯を禹が特別に治水したことが問題になった。

『墨子』に見える禹の治水

『墨子』は、思想家墨子の教えをまとめたとされる書物だが、実際のところ、成立時期の異なる材料がまとめられ、それらがどこで作られたかも明らかではない。

ただ、その中に禹の治水に関する記事があり、その部分に限って言えば、特定の地域に根ざした主張が、酌み取れなくもない。その主張のゆえに、ということであるが、上記の『尚書』禹貢に見える戦国魏の領域を特別に見なす治水伝説と、『容成氏』に見える楚の本拠たる湖北の地を特別に見なす治水伝説を、いずれも否定する内容が、示されている。

問題の記事は、『墨子』兼愛篇上・中・下のうちの中にある。『墨子』に示された思想は、春秋末の都市の思想としておこり、大国よりも小国の立場に立脚し、帝国的秩序が確固としたものになる過程で衰亡した。その小国を大切にする立場から、禹の治水が各地に利をもたらしたことをのべている。

それによれば、西・北・東・南それぞれに、とどこおりがちな水を流れるようにし、地域地域の水の過不足を調整したという内容になっている。

西は、西河の漁竇（魚のすみか）を作り、渠孫皇（不明）の水をおとした。

北は、原・泒の水を后之邸・嘑池の竇にそそぎ、鑿って龍門をつくり、燕・代・胡・貉（北方の地）と西河の民に利を与えた。

東は、陸（斉の大陸という山林藪沢）や孟諸（宋の山林藪沢）から水をおとすため、河を整備して九澮をつくり、東土に水が集中しないようにして冀州の民に利を与えた。

南は、江（長江）・漢（漢水）・淮（淮水）・汝（汝水）を整備してうまく五つの湖に東流させるようにして、荊楚（湖北）・干越（呉越）と南夷の民に利を与えた。

以上は、禹の時のことだとし、いま兼愛を行おうとすると言っている。だから、禹は理想とはうらはらに実はうまくいかなかったところもある、とほのめかしつつ述べた内容になっている。

禹の治水に続いては、周の文王・武王の事績を紹介する。その紹介の後、「今、天下の君子は天下の富を欲して貧しさを憎み、

天下の治まることを欲して乱れることを憎んでいる。だから、兼ねて相愛し相互に利を得ることこそが、聖王の法であり、天下の治道である。これに努めないわけにはいかない」と結んでいる。

一見、禹の治水は理想的なものであるかに見える。ところが、禹の治水を述べる前書きの部分では、「太山を手にして河を越えるのは、力持ちのやることだが、いにしえ以来なしとげた者はいない。まして相いに愛し利を共有しあうのは異なる次元のことで、もっと大変だ」と述べている。奥歯にモノがはさまったような言い方になっているが、要するに禹はできなかったことを述べる。「禹のやったような治水は、そもそも力持ちのなしえることであるが、禹を含めてそれはできかった」ということである。そして、兼愛にいたってはなおさらできなかったというわけである。

それが冒頭に述べられ、ついで、禹の治水が語られた。

①力持ちのなし得ること、②兼愛、それぞれを問題にしてみよう。

①力持ちのなし得ることができなかった点は、具体的には、禹の治水の後に示されている。そこでは、周の文王と武王の事績が紹介され、それぞれ禹の治水域が及ばなかった領域が問題となる（図6）。

周の文王の治世は日月のごとく光を「四方」と「西土」にそそいだという。この「四方」は東西南北ではない。方とは「方国」つまり諸侯国のことである。「四方」とはそもそも殷の「四方」をいい、武王の時になって周が殷を滅ぼした際、周の支配が及ぶことになった(6)。その「四方」以外に「西土」がある。「西土」は周の故地である。禹の治水範囲は、西土の一部にしか及んでいなかった。文王について、光をそそぐと表現するのは、周の支配がまだ及んでいない時期のことを論じるからで、祭祀により霊的威圧を行っているのである。

周の武王の場合は泰山を治めたという。つまり力持ちがつかむことになる太山である。これにより商（殷）夏・蛮夷・醜貉を威圧した。商夏が中原、蛮夷が南、醜貉が北を言う。東の泰山で祭祀を行い、これらに威圧をかけた。この泰山の祭祀でカバーできないのは、「西土」、つまり周の地である。

歴史的には、文王の死後、武王が殷を制圧して支配下においたわけであるが、ここでは、文王は「光をそそいだ」だけだし、

武王も「威圧した」だけだということが話題になっている。

②兼愛がうまくできなかったことは、禹の治水の結果に表れている。

禹の治水結果は、北・東・西と南に分けて論じることができる。禹の治水は各地の水の調整にあり、それぞれに気配りがなされたわけだが、「利」を得たのは、西については示されていない。北の治水は燕・代・胡・貉（北方の地）と西河の民に利を与え、東の治水は冀州（中央）の民に利を与えたという。西河は西の地として紹介されている。この西河と冀州にまたがるのが戦国時代の魏である。西の治水は「利」を論じるべきでなく、北・東・いずれも魏の領土に「利」を与えた。一部が肥え太ったわけで、これでは兼愛にはならない。

この話題は、『尚書』禹貢に示された冀州（戦国魏の領域）を中心とする禹の治水が、だめだったという内容になっている。これらとは別に南の治水は、荊楚・干越（楚と呉越）に利を与えたという。この場合、「利」は南だけで閉じている。南の中を問題にすれば、兼愛だが、外の世界とは別だということである。この南に関する話は、先に紹介した『容成氏』を参照することができる。『容成氏』では、分けて記述するという方法を用いて、禹は漢水を中心に治水をしたことがわかるようになっていた。『墨子』に言うところは、その南を治水した禹の業績も、結局南の地を出ることはなかったという含みがある。

この話題も、先行する禹の治水に関する説話を否定する内容になる。『容成氏』は漢水一帯、つまり湖北を本拠とする楚の領域を禹が特に熱心に治水したことを述べていたわけだが、『墨子』では、そんなことはなく、禹は通り一遍の治水を南に広く行ったのだという内容になっている。

加えて言えば、文王の「光」も武王の「威圧」も兼愛にはならない。

ということで、やはり、兼愛をなしえた人物はいなかったわけである。

以上の①力持ちのなし得ること、②兼愛、両者の検討から、『墨子』の認識が、新石器時代以来の文化地域を問題にしていることを知る。禹の伝説は、複数の地域を問題にしているが、結局北・西・東の閉じた世界と、南の閉じた世界があった。西・東ともに後の天下の一部を取り込んだにすぎない。周の文王は周の故地から殷の故地をにらんだだけであり、武王は殷を滅ぼ

して泰山の一角に魯を封建したが、そこから、禹の治水域を威圧したにすぎない。

『周礼』職方氏の外族・九州・九服

『尚書』禹貢と『容成氏』では、相異なる九州の説明がなされた。『尚書』禹貢には、五服が記され、それは特別地域と外族の地域を指していることが考えられた。

以上を知って、あらためて論じなければならないのが、『周礼』職方氏である。これには、『尚書』禹貢・『容成氏』とは異なる九州が述べられている。また、五服ならぬ九服が述べられている。そしてさらに、天下の中に比定される外族についての記事もある。

これらを図示してみると、図7のようになる。

要点を述べておこう。九州の位置は、それぞれの州について具体的に示された山鎮・澤藪・川、および産品等によって想定することができる。

そのうち、冀州が戦国時代の魏、豫州が同じく韓の地になる。これを王畿とする。九服のうち邦国を方千里として王畿とするするもので、その外にそれぞれ方五百里の侯服・甸服・男服・采服・衛服・蛮服・夷服・鎮服・藩服がある。

これらのうち蛮服・夷服・鎮服・藩服は夷狄名称に関わることが容易にわかる。そこで、これらと分けられる侯服・甸服・男服・采服・衛服を見てみると、合計方二千五百里になる。方二千五百里は、『尚書』禹貢では服一つ分の広さ（ただし表現は「（方の字がない）五百里」）であった。

そこで、王畿の外に、『尚書』禹貢にいう一つ分の服を設定する。下記に述べる外族の配置をもにらんで設定すると、それは幽州の地になる。侯服・甸服・男服・采服・衛服のうち、衛服は殷墟を支配した衛にちなむものであろう。甸・男・采（邑）は、それぞれ畿内にちなむ名称である。だから、甸服・男服・采服は王畿の近くに置くことができる。すると殘りの侯服を燕

の地におけばいいことになる。

この配置は、燕を侯とし、周を王とするものである。

殘りの外族名称にちなんだ服と、州は図7のように配置することができる。

こうしてできあがった図は、燕の特別な位置づけを示す。『周礼』は、表向き、周の礼を記したものである。その周代にあって、燕が来るべき時代に王となることをほのめかす役割を、その特別な位置づけがになっている(7)。

春秋時代の大国の滅国兼併

以上、『周礼』職方氏をも参照しつつ、『尚書』禹貢・『容成氏』・『墨子』兼愛中のそれぞれに見える禹の治水伝説を通して、戦国時代の各領域国家が、自らの統治域を含む特別地域を設定し、それを歴史的に権威づける「形」を、書物の中に示していたことが明らかとなった。その「形」の下では、敵対する諸国家の同種の「形」は、書物に提示された「事実」により否定されるものであった。

具体的には、魏と楚について、新石器時代以来の文化地域と、その中に位置づけられるべき畿内の領域を、禹の治水に関連づけて特別であるよう説明していたことが明らかとなった。

楚の領土意識にあっては、漢水流域が特別に位置づけられ、その治水がもたらす影響は歴史的に跡づけられるべきものであった。

楚は長江中流域、呉は長江下流域、斉は山東から黄河上流域、晋は山西から黄河中流域をそれぞれを代表する大国であった。それぞれの地域は、新石器時代以来の文化地域である。

この新石器時代以来の文化地域を越えての軍事侵攻は、速度を著しくにぶらせる。楚・呉・斉・晋それぞれの間に展開された軍事的つばぜり合いが、長く続くことになる。呉の大国としての地位は、やがて越が継承する。

大国晋は、やがて三つに分裂して韓・魏・趙三国ができあがる。それぞれがかつての国を県として官僚統治する。斉では田氏が台頭して君主の地位を握る。田氏の下でかつての国を県として官僚統治する。楚では春秋以来の王統の下、かつての国を県として官僚統治する。越では春秋以来の王統の下、かつての国を県として官僚統治する。

それらの国家が成立する母体となった新石器時代以来の文化地域は、その新石器時代以来独特な文化をはぐくんできたが、一方では、物々交換の連鎖によって、相互に影響がおよぶルートができあがっていた。そのルートを基礎に、交通網が整備される。

交通網は陸路・水路それぞれが存在した。鉄器の普及は樹木の伐採を容易にし、結果として、河川の浚渫が進み、大型の船の建造を可能にし、水路をおおはばに整備する基礎となった。伐採された木材から戦車など車が大量に建造されたためもあって、陸路の整備も進んだ。

だから、新石器時代以来ある交通網がそのまま戦国時代のものになったというわけではないが、伝統的にできあがっていた交通網が、戦国時代になって、より機能的に整備されたことは確かである。

その交通網が整備される中で、春秋時代の国々は滅国兼併を進めた。

漢水一帯の治水が進むということは、淮水流域との物資の流れが容易になることを意味している。その淮水の支流は北上して黄河流域にいたる。具体的に言えば、魏と宋、そして斉の山東南部が問題になる。

その内の宋と斉は、前四八六年に完成した呉の邗江掘削（『左伝』哀公九年）により、呉と直接結びつけられた地域でもある。呉は、この邗江掘削が成った翌年の前四八五年、はやくも海上から斉の都臨淄を攻撃している（『左伝』哀公十年）。

この邗江は越が継承した。

戦国時代になると、前三二九年に、楚が越王無彊を大破している(8)。この結果、長らく越が掌握していた宋と長江中流域を結ぶ水路は、楚が手中にすることになった。以後、斉を頼って山東の付け根に遷った越が、長江下流域のかつての本拠と結んでたびたび反乱を引き起こしたが、交通網の掌握状況は不変だったようである。

ということなので、先に述べた四つの文化地域を母体として成立した戦国時代の領域国家の中に、殷の末裔たる宋を組み込んで論じる必要があることがわかる。

宋をめぐる状況

従来ともすれば、視野の外におかれがちだったのが、この宋である。

しかし、この宋ほど、思想史上の問題を数多く内包している国はないと言ってもいい。

第一に、宋は殷の末裔である。殷では甲骨文が使われていた。その甲骨文に示された占いの形式と、楚簡に示された卜筮祭祷の形式に類似が見られる(9)。宋が西周時代に青銅器を作り得る状況にあったかどうかという問題があり、また甲骨文を作り得る状況にあったかも同様に問題なのだが、占いの作法が継承されたことは充分あり得ることである。

第二に、儒家の祖とされる孔子は、この宋を含む一帯を遍歴したことで知られる。しかも、孔氏一族は、この宋の有力大夫が魯に移ったものである。宋を含む一帯は、いわゆる殷の故地に当たっており、『左伝』では、「四国」（宋・陳・鄭・衛）として話題にされる。つまり、上記において問題にした魏と宋は、まさにこの「四国」の楚に面した地域になるわけである。

第三に、これにかかわるが、『左伝』においては、殷の故地と夏の故地のことが論じられ、夏は新石器時代以来の文化地域（図8）にあって、中原区の東側に殷、西側の山西方面に夏、それぞれの故地を設定しているようである。この点は、『左伝』を分析することでわかる(10)。

つまり、孔子が遍歴した地域には、広く殷の余民が生活していた、とされていたわけである。

中原といえば、黄河中流域のことだと思うのが先で、この殷の余民のことはさほど念頭に置かれることがない。しかし、確かにその余民は、この地に存在したのであり、とくに、その余民を率い、殷の伝統を保持していた国が宋だったわけである。

宋と楚を結ぶ交通網は、水路ばかりでなく、陸路もあった。楚の地理上の位置関係を考慮すると、魏や韓の影響はダイレク

トに入る。そして宋もこれに仲間入りする。斉の影響も直接はいる関係にはあるが、宋の地よりも僻遠である。

『日書』について、秦と楚それぞれの十二直がまったく別系統であることが知られている。雲夢睡虎地十一号秦墓出土竹簡によってもたらされた知見である(11)。秦には魏が大きな影響を与えている。魏の李悝の法経六編の後、商鞅が魏の変法を秦に伝えている。とすれば、楚の十二直は、楚起源なのか、魏とは別の国家起源なのか。

暦の問題で言えば、魏と斉が他に先んじて新しい暦を作り出した。地続きという意味では魏の影響を受けた秦は、暦の起点としては斉のものを採用した。これに対し、楚は暦の起点としては魏のものを採用している。ところがそれぞれの独自性追求の姿勢からすると、斉の議論が、楚の暦の議論に多くの影響を与えた可能性が指摘できる(12)。

天の方位について、現在残されているのは秦のものである。地の方位に合わせた方位を天について構想する。ところが、これと異なる天方位が楚にあった(13)。楚系『日書』にそれが示されている。とりあえずは楚独自のものという視点が必要である。しかし、同時に、斉で同様の天方位が議論されていなかったかどうかを考える必要もある。上記の状況証拠からする推論にすぎないが、零細なる史料事情の中で検討を進める上では、念頭に置いておかねばならぬことである。

確たることは言えない状況ではあるが、これまで楚への影響については、漠然と魏（や韓）や斉の名が浮かんでいたであろう常識に加え、殷の末裔たる宋を加えておく必要がありそうである。

おわりに

本論は、楚簡の文字に関する常識が、必ずしも実際の状況を反映していないことを、まず問題にした。その上で、楚簡に記された内容を論じ、国家間の差異を具体的に検証した。楚簡に見える内容に影響を与えた国家として、どこを念頭におかねばならないのかも、簡単にまとめてみた。

一般に、広大な天下を先秦時代に溯らせ、その視点から歴史を語る傾向がある。それもある意味、正しい見方の一つではあ

るのだろうが、先秦時代は、それよりも、新石器時代以来の文化的まとまりに目を向けた方が、歴史理解の幅が広がる。

始皇帝の天下統一前に関して、地方性の差異を論じるのに、竹簡に記された内容ではなく、文字の特徴に目がいってしまったのは、私見によれば、第一に長い統一の時代にはぐくまれた天下観があったためであり、第二に近代以後の国民教育の下、印刷機が普及し、教育の場で教えられる正字とそれに異なる俗字の概念を強くしたことが大きい。正字は、康熙字典に示されたものが基礎になるから、その概念は前近代にさかのぼるが、前近代は、まだおおらかな目が残されていたようだ。

俗字とされる字は、おおまかに言えば、宋明の時代の印刷に使われている。しかし、使っていた当時の人々が「俗字」だと考えて使ったのではない。「俗字」だと考えるのは、近代以後のわれわれである。

そのいわゆる「俗字」が盛んだった状況は、そのまま手書きの時代に溯ることができ、さらに始皇帝の時代までいきつくことができる。そう考えてみたとき、われわれが始皇帝の文字統一に関して抱いていた幻想に気づかされるのである。

楚簡の文字を釈字（楷書になおす）すると、多くの異体字ができあがる。これが当時の常態であった。文字は天下にあって、むしろ地方的差異がでにくいものであった。これも私見によれば、漢字が天下という広域的場で使われるようになって、さほどの時を経ていなかったことが主たる原因である。

しかし、やはり、新石器時代以来の文化地域はまとまりを見せていたのであり、それが、書物の内容となって現れたことを、あらためて確認した次第である。

識者の叱正を期待する。

注

（1）個人的には恩師松丸道雄の講演の中で、穂先の材質や、長さの問題に言及されたのを記憶している（茨城書道一元会二〇周年紀念講演会・演題「中国古代の筆と書法」、水戸、県民センター、一九九六年八月十八日）が、研究発表としては、横田恭三「古代の毛筆と書き手の意識――里耶秦牘上の文字をめぐって」（出土資料学会二〇〇四年七月例会）において、穂先の長さが論じられた。

（2）言葉の共通性については、大西克也「古代漢語における地域的差異と相互交流――秦楚の出土資料を中心に――」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第二号、二〇〇三年）を参照されたい。漢語の方言については、後漢の揚雄『方言』が知られる。しかし、この書で問題になっているのは、漢字になおした言葉が違う（たとえば、楚では虎のことを「於菟」というなどの）事例である。ここでは漢語の発音の地域差は問題にされていない。これは、漢語が天下で共通していたためだと判断できる。戦国時代から一千年さかのぼった殷代に仮に天下の漢字の発音があったとすれば、一千年下った戦国時代には、相当の漢字音が並立していなければならない。発音だけでなく、都市国家の時代だから、同じ物や考え方についても、都市ごとに独自な漢字ができあがるだろう。そうでないのだから、漢字が天下に広まったのも、さほど前のことにはならない。次に、『史記』には膨大な年代矛盾があり、これを解消した後に残される本来の年代記事がある。その年代記事は、春秋時代から多くの事例が残されている。しかし、西周時代の年代記事は一つもない。これは西周時代に、漢字がなお各地に根づいていなかったことを裏書きする。西周時代の周王による対外宣言（夷狄に対する）が金文中に示されているが、その部分の文章形式が春秋時代の盟書に継承されている。盟書は春秋時代になって始めて出現するが、そこには西周時代の伝統が脈打っていたわけである。こうした事実も、西周時代には各地に漢字が根づいていなかったことを裏書きする。

（3）渡邊信一郎「天下の領域構造」（『京都府立大学学術報告』人文社会五一、一九九九年）を引きつつ述べた拙稿「中国古代正統的系譜」（『第一回中国史学国際会議研究報告集、中国の歴史世界――統合のシステムと多元的発展――』、東京都立大学出版会、二〇〇二年）の注三五を参照。

（4）邱徳修『上博楚簡溶成氏注釈考証』（台湾戸籍出版有限公司、二〇〇三年）は、「溶成氏」を「訟城氏」と字釈する。

（5）豊田久「周王朝の君主権の構造について」（松丸道雄編『西周青銅器とその国家』東京大学出版会、一九八〇年）に西周金文の事例がまとめられている。

（6）陳偉「禹之九州與武王打商的路線――以竹書（容成氏）爲例看楚簡的資料的価値――」（『国際シンポジウム「アジア地域文化学の構築」資料集』、早稲田大学21世紀COEプログラム　アジア地域文化エンハンシング研究センター、二〇〇三年）

（7）『爾雅』釋地に「東至於泰西～謂之四極、～謂之四荒・九夷・八狄・七戎・六蠻謂之四海」とある。四海は天下の中について言

い、そこに外族を論じるものであろう。『爾雅』釋地の九州も、名称が『尚書』禹貢、『容成氏』、『周礼』職方氏と異なっている。『周礼』と燕との関係については、拙稿「『周礼』の構成と成書国」（『東洋文化』八一、二〇〇一年）参照。

（8）本文の年代は、拙著『新編史記東周年表――中国古代紀年の研究序章――』（東京大学東洋文化研究所、東京大学出版会、一九九五年）による。

（9）本文執筆のもととなった二〇〇四年七月二十四日のシンポジウムにおいても、池澤優氏が、質問の際、甲骨文とト筮祭祷簡の形式上の類似に言及された。

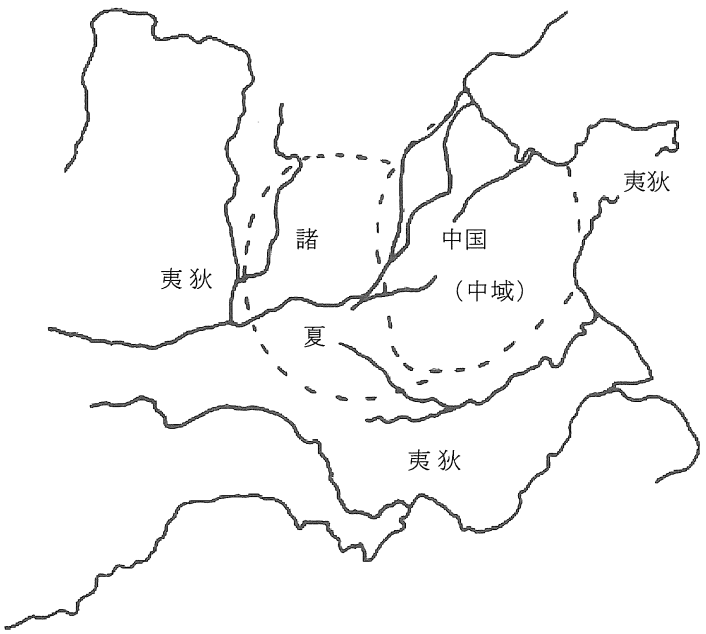
（10）『左伝』定公四年は、山西の地（唐虞の封地）に「夏虚」があることを述べた。『左伝』昭公元年は「晋国、以為盟主、於今七年矣。再合諸侯、三合大夫、服斉・狄、寧東夏、平秦乱、城淳于」と述べ、『左伝』昭公十五年は「文公受之、以有南陽之田、撫征東夏」と述べている。以上を綜合すると、南陽の田を含む山西の地が『左伝』の言う「夏」であり、その東域が「東夏」になる。「服斉・狄、寧東夏、平秦乱、城淳于」は、山西の狄（夏）と東夏と陝西の秦（西周の故地たる「中国（中域）」）と斉・淳于（東夏の東）からなる。これらの地域が、眉県出土遽鼎にいう「四域」に当たる。「四域」のうち夏と東夏の二域は、『左伝』にとっての特別地域であり、その外には西土・南土・東土・北土が設定される（左伝』昭公九年）。西土は戎が所有する地になった西周の故地であり、『左伝』はそれを「中国」（戎が有する）と称する。東土は「蒲姑・商奄」の地であり、『公羊伝』が東夏と合わせて「中国」と称する。「東夏」の地については、『左伝』は宋・陳・鄭・衛の四国をもって説明し、宋・陳・鄭は殷王朝の星たる大火の分野に属するとした（『左伝』昭公十七年）。衛は殷墟を治めた。この四国をもって代表される地域が殷の故地であり、周初にあっては、管叔・蔡叔の封建された地と宋・衛をもって語られる地域である。多くの西周金文に語られる「四方」（四つの方国）は、周によって制圧された殷を象徴する。それが、『左伝』では「四国」として議論されているのである。

（11）同整理小組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九九〇年）。工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年）

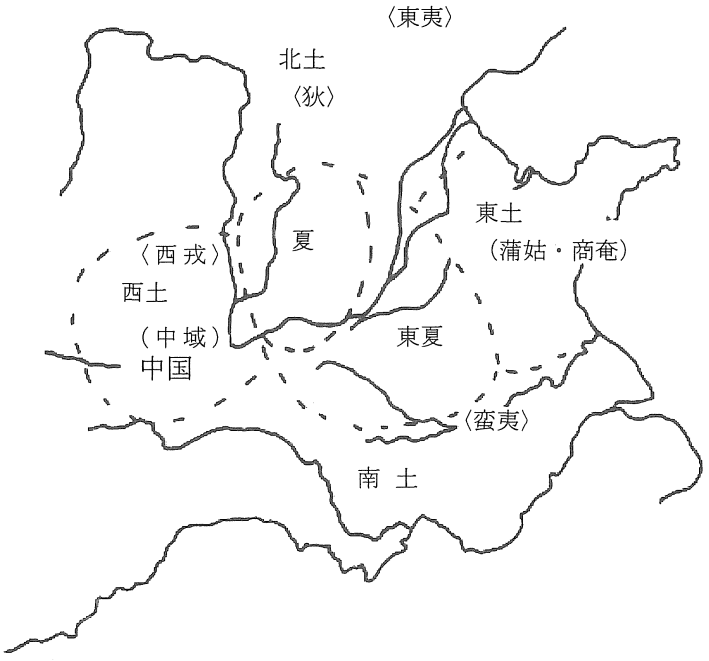
（12）拙著『中国古代紀年の研究』（東京大学東洋文化研究所、汲古書院、一九九六年・二〇〇三年）

（13）平勢隆郎「『日書』に見える楚の天方位について」（『史料批判研究』六、二〇〇四年三月）

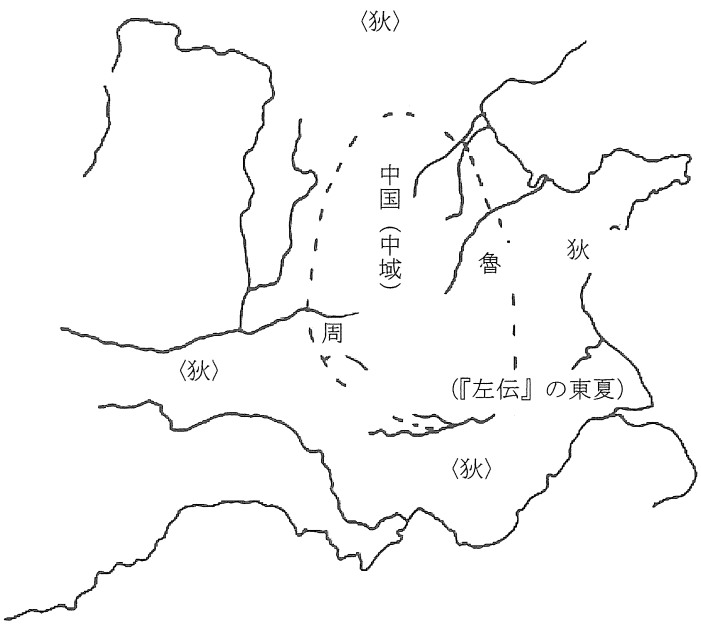
【図1】『公羊伝』の特別地域「中国」（中域）と一等劣った「諸夏」と周囲の外族図



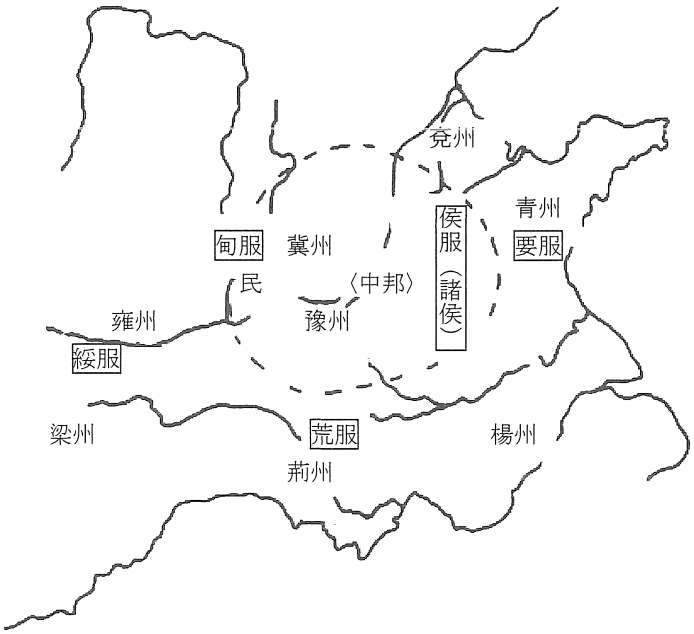
【図2】『左伝』の特別地域「夏」・「東夏」と周囲の外族



【図３】『穀梁伝』の特別地域「中国」（中域）と周囲の外族



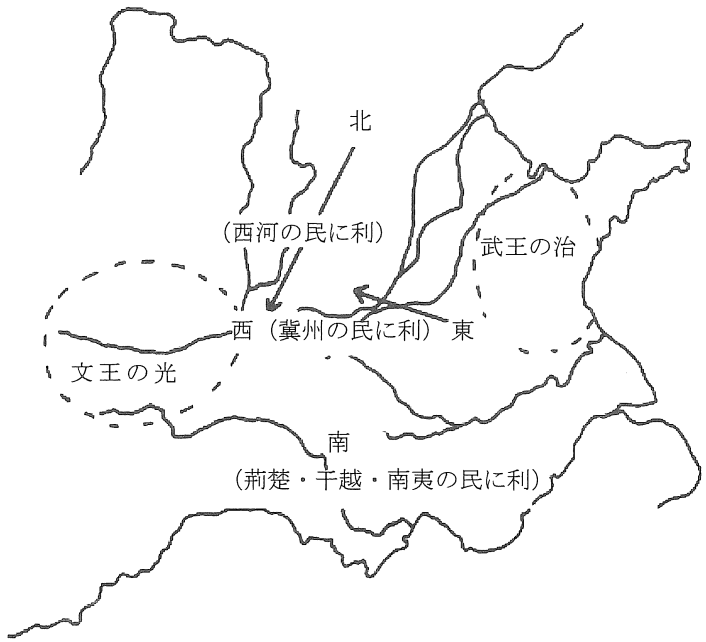
【図４】『尚書』禹貢の九州と五服



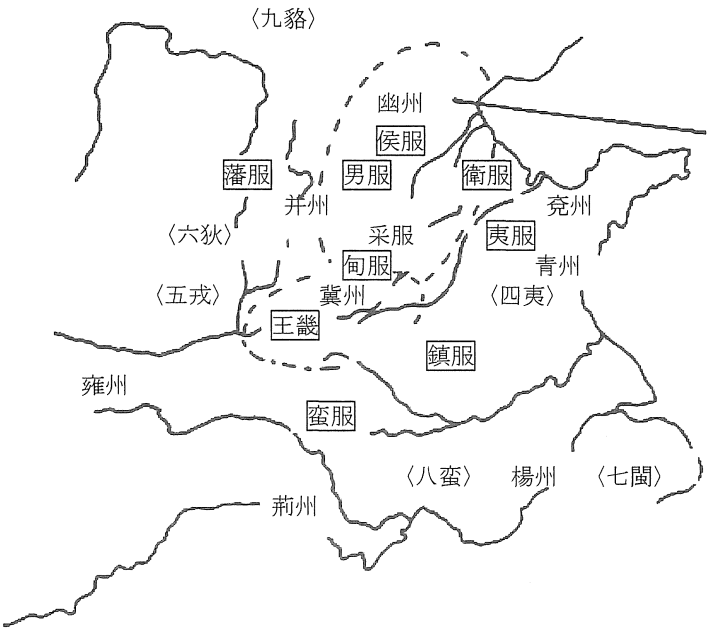
【図5】『容成氏』（訟城氏）の九州と禹の治水



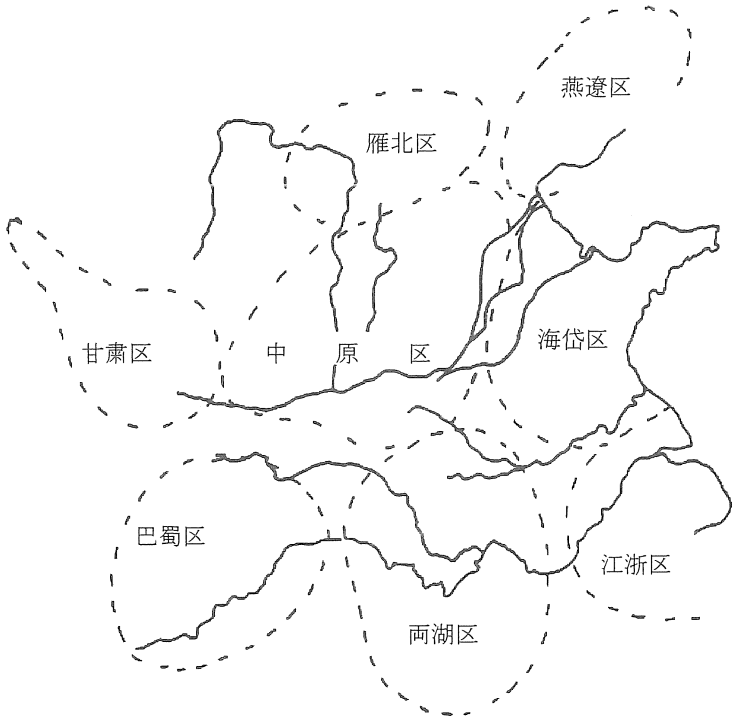
【図6】『墨子』兼愛中の禹の治水



【図7】『周礼』職方氏の外族・九州・九服



【図8】新石器時代の文化地域



図の説明

【図1】中国にあっても、斉や魯の君主、風姓などの民は中国扱いされない。殷の故地の陳から出た田氏と宋から出た孔氏の一人孔丘（孔子）が特別扱いされる。下克上でも田氏だけ特別扱い。

【図2】西周の故地たる中国（中域）は戎の支配下にあり、戎は東方諸姫にせまるとの認識を示す。『公羊伝』の中国を東土と称し、東夷の地とみなす。夏の民と殷の民を周の諸侯が支配。晋が得た夏の故地と神話により関連づけられた殷の故地を、特別の大夫たる韓氏が継承。

【図3】鮮虞・周・魯と『左伝』の東夏を含む地域を「中国」とする。下克上を認めない。戦国まで残る中国の諸侯は鮮虞（中山）のみ。

【図4】中邦（魏）に賦税が集まる。

【図5】禹は荊州に最も意を注いだ。

【図6】北・西・南は利が冀州にかたよる（『尚書』禹貢を批判）。南は南だけだが利が広く行きわたった（『容成氏』を批判）。

【図7】燕を侯服、衛を衛服とし、王畿に近く甸服・男服・采服を設定するものであろう（燕が来るべき王であることをほのめかすもの）。

【図8】厳文明『農業発生與文明起源』（科学出版社、二〇〇〇年）による。西江清隆「先史時代から初期王朝時代」（松丸道雄他編『世界歴史大系・中國史1――先史～後漢――』、二〇〇三年）参照。

平勢隆郎氏の報告に対する質疑応答

小澤正人　平勢先生ありがとうございました。なかなかまとめるのが難しいのですが。平勢先生がご発表いただきましたのは、私たちは楚文化というものの特色を強調する傾向があります。平勢先生も楚文化の特色の存在をお認めになっていると思うのですが、ただその中で果たして楚をある種孤立したものとして捉えていいのか、例えば交易路みたいなものからみても楚は他の地域との間でかなり密接な交流をもっている。そのなかで今回平勢先生が取り上げられたのは斉の文化ですが、そういった斉の文化みたいなものが楚に流れ込んで影響を与えている、そういう可能性もあるのではないか、というところがご発表の要点だと思うのですが、平勢先生よろしいでしょうか。

平勢隆郎　一般には、おそらく目に見える形で地域性を語りたい、というところがあって、それで、文字というところに目がいってしまいます。私が一つ説明し忘れた事があるんですけれども、文章の中には書いておきましたが、もう一つ誤解を引き起こす原因があります。このあたりで流行っておりました鳥の篆書、鳥篆です。かなり異様なものですから、特徴的なものであるのは間違いないのですが、あれは飾りを全部とってしまって中身を残すと、西周の金文と変わらないのです。ですから、あれは金文のなれの果てなどと言ってはいけないんでしょうが、金文と同じものである、あれはちょっと飾り付けただけだなどと考える方がいいと思います。そういうところで地域性を語るのではなくて、もうちょっと内容をからめて地域性を語っていくと、見えるべきものが見えてくるのではないか、というような意味を込めて、内容からすると禹の伝説も楚と中原とではずいぶん違いますよという話をした次第です。

工藤元男　平勢先生の暦の理解では、私たちが今日報告した内容、つまり楚の歳首は四月らしい、少なくとも占いも卜筮も四月を起点にしてやっていると想定したのですが、平勢先生のご研究の中ではそういう解釈は可能でしょうか。

平勢　そのことは、発表を伺いながらずっと考えておりまして、以前もそのようなことを考えたこともございますけども、伝統的といいましょうか、暦というのが農業をやっていくための基準であった時代は、長い間、新石器時代ですとかあったわけ

でして、十ヶ月もあれば事足りてしまいまして、種まきして十ヶ月もしないうちに、冬がやってきて終わりなので、十ヶ月数えればいい、というような暦の時代もあったと思うんです。その時代、彼らにとって春になんらかの始まりを持って行くというのが自然な反応です。ですから、伝統的に培われたいろんな儀礼が春から始まるというのは自然なことです。その意味で楚の地域でもそうであったかという話であれば、もっとも納得のいく話です。次に暦というのが計算されて、そしてなんらかの正統性を説明するようになりますと、これはかなり賢しらがはいってくることになります。今言いました自然の暦と全く違う読み方をしなければならない、これはどこか無理がある。暦に自然があるわけではなく、自然を暦がどのように説明するかという話になります。冬を歳首にしようと誰かが決めたのかと思いますけれど、決めたはいいけれども、四月を最初にしなくては具合が悪いぞというような占いがでてきたのではないかと思います。内容的にはよくわかったし、四月が起点だという伝統的なその考えを継承しているということまでは確認できるのですけども、それを生活全般を規制する暦の段階まで四月を最初にするというところまでやったかどうか。少なくとも私の年代整理の結果からすると一月が歳首だということが言えます。同じ記事を王侯の年代順に並べていったときに、他国より楚の記事が先行して示されるという傾向が法則的にたどれますので、そのことをもって私は、他国の春一月歳首に先行する冬一月歳首であろうと考えてます。それから先ほど古川先生から質問があった件ですが、先ほど申し上げたのはちゃんとした暦のデータですけども、暦のデータ以外に、秦と楚というのは絶対に年代矛盾を引き起こさないということがあります。これは冬十月歳首と　冬一月歳首が一致することを物語っています。百パーセント年代矛盾を引き起こしません。暦の差による年代矛盾は絶対に引き起こさない、という私の一応くみ取った状況からみて、私は楚では冬一月歳首の暦が使われていたと思うのです。

古川麒一郎　工藤先生のお話をバックアップするようなことですけれども、古代ローマの暦の年初は三月でした。そしてその名残が例えば九月のセプテンバー七番目の月、九月・十月・十一月・十二月と涼しい時、そして冬の寒い時期があって、春を年の初めと考えるのはあってもおかしくないと思います。

池澤優　私は先日、平勢先生に今日はこういう話をするつもりだということを伺いまして、その関係でだいたい何をお話され

たのか分かったのですが、そのときに比べて、時間の都合もあって一つ説明を省かれてしまったところがあると思うんです。先ほど言われた殷の四方、および殷の末裔の四国、つまり中原が、楚にとってもっていた意味っていうのがどういうものなのか。つまりそれは文化的伝統を引き継いだということで象徴的な意味なのか、それとも経済的に豊かだと意味で経済的な物質的な意味なのか、それ以外の人的要素で非常に重要な意味があったのか、という点をご説明していただければ、もう少しそのイメージがはっきりとつかめると思うのですが。

平勢　すみません。説明しておりませんでした。殷文化と楚文化というのが、非常に明確に意識されたものだけでなくて、漠然としたものも含めて殷文化と楚文化というのは関係があると昔から言われています。それは殷王朝から周王朝へ、周王朝から楚へという流れからすると、若干異様な訳です。殷から直接楚、というのをどのようにイメージするかということをみなさん昔から考えている。つまり、殷の文化がまず楚に入って、その後に周の文化が入ったとみなさんお考えだったのだろうと思うのです。しかし今日の谷口先生の発表と関係があるのですが、いわゆる文化というのはかなり後代性の強いものを、もし議論していくとすれば、それは、どこから入ってきたのだろうかという問題があります。そこで注目しなくてはならないのは、殷の末裔が宋にいるということです。殷の末裔が文化的に豊かになって、その影響が楚に及んだということも考えられる訳です。もう一つは、これは私の先生の説をちょっと言い過ぎなのかもしれませんが、ちょっと活用して、青銅器の文字である金文というのは、殷王朝によって独占されていた、それが、西周にその独占状態が移ったということがあるわけですが、殷の末裔達はその文字をどうしていたのだろうかということですね。長子口墓をみても、まともな文字資料がでてこないんですよ。二通り考えられるんですが、彼らは文字を自分で鋳込む技術者を全員取り上げられてしまった可能性もある。ということになると、殷の習俗を残した、色濃く残しつつあった殷の末裔達に周が独占していた文字がもう一度戻ってくる、ということも考えなくてはならないかもしれないです。もちろん、細々と実は自分たちも持っていたということも考えてもいいのですが、それを考えるとなると、先生の説をもう一度解釈しなおさなければならない部分も出てくる。そんなことも実は考えたりするのです。よろしいでしょうか。

横田恭三　今回配布されましたレジュメでは、文字の書風・書き手の違い等に言及されていまして、只今のご発表中にも文字の統一には誤解があるというお話でした。列国期の書体・書風の分期について、以前から五系統や四系統に分ける説があり、何琳儀氏の『戦国文字通論』でも系統立てて論じられています。が、その後、李運富氏がこれの矛盾点を厳しく指摘するような形で述べられている（『楚国簡帛文字構形系統研究』）のを読んで、大いに啓発させられました。こうしたことから、例えば楚系でしたら、楚系の文字が孤立したものではないということは理解しておるつもりであります。ですから、この点に関しては賛成です。一つお聞きしたいのが、レジュメの十一行目のところで「その隷書をもって他の国家の文書行政用文字を否定したのが、いわゆる文字の統一の中身である」と書かれていらっしゃいます。確か冨谷至氏や鶴間和幸氏が、「書同文」ということに関しまして、「書同文」というのは、それまでばらばらだった文字を秦が統一したというのではなくて、文書行政における文書規格の統一であると述べられています。この辺に関して、先生のご見解をもう少しご説明頂けるとありがたいのですが。

平勢　お話くださったことの以上の説明にはならないかと思いますが、横田先生はこの間出土資料学会でご発表されまして、その中で、先の長い筆と、短い筆とがあり、長いもので書くとどうしてもまるくなって、短いもので書くと角々したものが書けるということをおっしゃいました。もう一つそれに加えて言いますと、略字をあまり使いたがらなかった、秦の官僚達が、という風に思います。これが、唯一秦だけが違う、違うとさっきから言っている点にかかわります。文字は国ごとに違うのではなくて、個人の差や、機能する場が違うと、字も違ってくるという状況があるわけです。秦だけは他国と違っていて、文書行政用の文字をこういう風に書かなければならないと決めて実行したと考えられるんです。ですから、文字を官が管轄するという強烈な意志を文字の統一の時に全国展開に及ぼしたというのがどうも統一の中でも読める気がするんです。このような説明でよろしいでしょうか。

シンポジウムパネルディスカッション

小澤正人　それでは時間もだいぶ差し迫っておりますので、パネルディスカッションを始めさせて頂きたいと思います。今回は、それぞれご専門の方から楚文化について詳細なご報告、あるいは広い視点からのご発表をいただきまして、これをどうまとめるかというのはなかなか難しいところであります。ただこのディスカッション、あるいはシンポジウム自体、何か結論を出すということが目的ではありません。現在の楚文化研究において何がどこまで分かっているのか、またどういうことが問題になっているのか、そして楚文化というものをどう捉えられるのか、そういったことを明らかにして、今後楚文化研究を進めてゆく上での目安を立てられればと思っています。

そこでまず楚文化の成立といった問題から取り上げてゆこうと思います。本日ご発表いただいた中では、王然先生、谷口先生がそれぞれの視点から、楚文化の成立について言及されていらっしゃったと思います。

ただ一言で楚といっても非常に広いわけですが、ここでは谷口先生や工藤先生も言及されていたように、湖北省の荊州ですね、戦国時代の楚の都であった郢が、そして楚の遺跡である紀南城がある場所になりますが、この部分を典型的な楚文化ということで議論を進めさせて頂ければと思います。

そこで先ほどの発表の中で、谷口先生はこの典型的な楚文化と巴文化の関係を指摘されたと思います。また王然先生はご発表の中で、巴よりもむしろ荊州の北の方、漢水の上流域である襄樊と楚の周辺といったところを重視されていらっしゃいました。そうなりますと、楚の形成という問題については、お二人の間で若干違いがあるように感じられます。

そこでまずは王然先生に私からご質問させて頂くことで、ディスカッションを進めていこうとおもうのですが、王然先生は先ほど谷口先生からご発表があった巴文化というものの役割について、考古学の立場からどうお考えになっていらっしゃるのか、ということでお話して頂けないでしょうか。

王然（訳：本間）　考古学的な視点からみますと、巴文化と楚文化の概念はやはり同じ概念とはいえません。ただし、巴と楚というのはよく混同されるものと思います。ただし、これまで巴と楚をいっしょに議論されたことはないかと思います。巴文化というのは峡江地区、三峡地区で非常に雰囲気をもつものであります。これは、成都盆地の青銅器文化の影響を色濃く受けたものです。早期の楚文化とはそんなに大きな交流はなかったと思います。それで、春秋時代中期になって初めて楚文化と巴文化の交流が発生したということになると思います。ただし、戦国時代になるまで、楚文化というのが三峡地区においては、重要な役割をもっていたと思われます。ここで、谷口先生が巴と楚の文化との共存とおっしゃっているのをよく耳にしますけれども、しかし、巴は巴であって、楚は楚であると、このように私は考えております。というわけで、わりと簡単にこの二つを区別できると思います。それから、楚国の都城の遺跡の中でも巴人の文化遺産・文化的な遺物、文物がよく発見されます。ただ、巴人の楚国における地位というものはそれほど高くなかったと考えています。みなさんよくご存じなのは、宋玉で有名な「陽春・白雪と下里巴人」、そういう言葉があります。これは、巴人の地位がかなり低かったということを表している言葉です。このような意見を私はもっております。

小澤　ありがとうございました。

今の王然先生のお考えにありました、巴と楚というのは全く別個だったと。だから、戦国に入ってからも巴人の地位というのは相対的に低かった、そういったようなお考えだと思うのですが。谷口先生いかがでしょうか。

谷口満　私もそういう考え方なのですけども。私の問題にしましたのは、戦国巴文化と戦国楚文化なんですね、それらはもちろん違うものなのです。その一部の淵源と一部の淵源とをたどっていきますと、まだ楚文化とか巴文化という概念のいえない時代になんらかの近しい関係があったのではないだろうかという話なのです。楚文化だとか、秦文化だとかいろんな言い方をするわけですけれども、実際そういう言い方が出てくるのはかなり後で、僕ははっきりでてくるのは戦国だろうかと考えているのですけれど。そういう話なのです。楚の国を作った人々のある一部の集団、つまり後世の楚文化を作った一部の集団と、巴の国を作った一部の集団が、前代においては民族的に近しいということはあり得るのではないだろうかということを考えて

いるわけです。そういう話であったわけで、王然先生がいわれるように巴文化と楚文化が同じものであったとそういうことを考えているわけではないわけです。

小澤　谷口先生のお考えの中で、楚の源流の中に巴文化と共通のものがある、そして典型的な戦国の楚文化の形成には、そこにあらたな周というようなものの影響がある、そういったようなお考えだということでしょうか。

谷口　そうですね。だから春秋以前の位置につきましては、楚を作った集団がどこにいたかということについては、私の意見はありませんので、王然先生は考古学的に既にもう河南省西南部というように決めておりますけれども、私は考古学をやっておりませんのでそういう前提に立てないものですから、話はできませんけれども、今言ったようなことで見通しを持っております。

小澤　ありがとうございました。そうなりますと、楚文化の典型といえる戦国時代の荊州地区の楚文化の源流に、巴文化の源流と同じ文化の影響、また同時に周の影響もある、といったことになるのではないかと思います。

そうなりますと、次にそうやってできた楚文化というものの特徴がどこにあるのか、といったことに話を進めてゆきたいと思います。本日のご発表の中で、工藤先生と森先生は、そういった典型的な楚文化にみられる占いのような習俗について、楚文化の南や北の他の地域との比較をされたと思うのですが、工藤先生、森先生、なにか補足されることがあれば、一言お願いします。

工藤元男　私が報告しましたような卜筮祭祷の習俗というのは、一般にいわれているような楚の巫風、シャーマニズムです。これを基礎にしたもので、かつ楚の首都郢という大都市を背景にしている民俗宗教文化ではないかと常々考えているわけです。ところが、最近具合の悪いことがありました。つまり以上のようなことをもって楚文化の大きな特徴とする論文を『東洋史研究』に書いてそれを松丸道雄先生にお送りしたところ、松丸先生より楚の卜筮祭祷簡のやり方が殷の貞人達のやり方と全く同じだという趣旨のお手紙をいただき、はたと困ってしまいました。そうなると卜筮祭祷の習俗は楚文化でもなんでもなくなってしまい、殷の影響を受けたものに過ぎないということにもなりかねない訳です。このあたりは殷・楚両者のやり方を私自身

が正確に比較している訳ではないので、軽々にはいえないのですが、そうすると先ほど平勢先生が殷の文化が楚にどのようにして入ってきたのかという一つの経路として、殷の末裔が封じられた楚のことをおっしゃいましたけど、楚を通じて殷の宗教文化が入ってきて、楚で比較的正確に保存され、よりいっそう磨きがかかって、それが逆に楚の北方への進出の過程で、楚のブランチである平夜君の封邑などでそれが移植されたところ、今度は殷に代わった周辺文化とぶつかって、それが壊れていくというような非常に複雑なルートを考える必要もあるのかと思われ、卜筮祭祷の文化を楚の文化とするだけでは片づかない大きな問題があることを考えているところです。

小澤　森先生、いかがでしょう。

森和　私の報告の後、暦の方に論点がいってしまって、個人的にシンポジウムのことを考えると申し訳なかったかなと思うんですが、ひとつ自分の報告の意図をここでもう一度繰り返させて頂きますと、楚帛書というのは楚系文字で書かれている資料であるわけです。かつ資料が公開されてから、それこそ楚のシャーマニズムと関係のある資料だろうと、今でも通説であるわけです。ところが、あまりに独自なため、それが、報告でもいいましたが、月名の問題、そして暦の問題にかかわってくる。暦を取り上げてその楚文化ではない、いわゆる楚暦ではないという議論が通説であったわけです。そうすると楚系文字で書かれて、なおかつ楚の巫風と関係するだろうとされている資料が、暦の上で楚暦でないとなると、この資料をどうやって扱うべきなのか、という疑問が僕にはずっとあった訳です。ですから、楚帛書の暦が楚暦でないという前提から考え直そうというのが私の起点です。

そうすると前提とする議論自体に問題があるから、そうすると他に対照がないわけですね。他にどこの国の暦がという確定づけるものが楚帛書自体にない訳です。

そうすると、今現在工藤先生が報告されたような卜筮祭祷簡あるいは日書などから見えてくる戦国中期以降の楚の資料から考えれば、当然楚帛書もおそらく楚暦に基づいているだろう。そういった意味で考えていくと、じゃあ、このときの楚暦というのはどういうふうにみえてくるのかということで、暦自身の問題ではなくて楚帛書の、資料として、これが楚帛書夏正説に

よって、例えば秦のものであるとか、あるいは、それよりもっと時代が早くなったりすると、この資料をどうやってあつかっていけばいいのか分からなくなってしまう。そういう意味で今回こういった形で取り上げたんですが。そうすると、今度は最後の方で申し上げました通り、なぜこの長沙のほうで、いわば楚の中心地からはなれたところでこのような特殊な資料が出てくるのか。独自性というのは当然ある訳です。今度はそれを地域とか、あるいは、楚文化といわれる中での地域差というところから考えていかなくてはならないなということを今日つくづく改めて感じいった次第です。

小澤　ありがとうございました。工藤先生も楚文化を紀南城、すなわち楚の都郢を中心とした大都市の文化である、とされたわけですが、そのなかに殷の文化の要素もあるのではないか、といったことです。森さんはその典型的な楚文化の南へとダイレクトな形で伝わっている、といったことだと思います。

今、森さんも触れられたのですが、暦の問題がさきほど途中でおわっていますので、この点について発言されて頂きたいと思うのですが。

さきほどの四月歳首という問題について、工藤先生いかがでしょうか。

工藤　これは先ほど平勢先生とかなり折り合いがつくような状況になっています。つまり「卜筮祭祷簡」でも「日書」でも、既に何度も繰り返し指摘していることですが、楚ではみな四月を起点にして占卜していることは事実なんです。ところが、確かに平勢先生がおっしゃるように王位の交代が戦国中期以降正月に行っていることも事実です。しかしそれは歳首と正月は次元が違うということで、今でも日本では、年頭の正月と共に学校暦は四月を年度初めになっています。そういうふうに考えれば我々の議論はそれほど矛盾しないのではないのかと思われるのですが、いかがでしょうか。

平勢隆郎　もう少し細かくいいますと、現在の学校暦は四月で年度がかわるのですが、年度がかわっても年はかわりません。つまり、あくまで年代を数えるときは一月からだけれども、しかしながら行事はすべて四月から始まります。というようなふうに言い換えれば、まさに年度と年初との関係になっているかなと思います（太陽暦には閏月がない）。年度と戦国時代の顓頊暦の違いは、前者には閏月がなく、後者では年末に閏月があることです。楚の閏月は一二月にあります（三月ではなく）。です

から、閏月の置き方は通常の暦によるが、占いの行事は四月から、ということではないでしょうか。これは先ほど申し上げましたように、伝統的に楚の四月から占いが始まることのルーツがあると思うんですね。そのルーツが自然に即してできあがったのに、閏月が関わる暦の方は権威付けの意味が強く出て、占いの始まりとは違っていた、ということではないでしょうか。

小澤　手打ちができたということのようですが。

工藤　実は、今日のシンポジウムでこのことが非常に気になっておりました。前に平勢さんが中心になって『中国――社会と文化――』で中国古代の暦法に関する問題が特集されたとき、私も一篇書かせていただいたのですが、そのさいこの問題をおそるおそる提出いたしました。そのときに指摘されたことですが、楚で四月が歳首であれば、閏月が三月であることを示す証拠があるのか、ということでした。しかしまだそういう資料は見つかっておりません。ですから、これをどこまで実証しうるものかということは、今日まで薄氷を踏む思いで来たわけです。そこで逆に質問致しますが、文献史料上、一二月を閏月とする楚の資料はあるのでしょうか。

平勢　一二月が閏になることの証拠ですよね。証拠ですよね、それはおそらく一つ、二つあると思うんですが……。

工藤　……そのあたりのことを詰めて我々の折り合いをつけさせて頂きたいと思うのです。

小澤　やはり戦国時代の楚というと、暦と、それから卜筮祭祷の習俗などから見て、ある種の特色ある文化というものがあったということは間違いないと思います。そうなりますと、そういった楚文化を孤立した、全く周りから影響がないと考えるのか、ということになりますが、そういったことはあり得ないと思います。

　そこで楚文化の独自性といったものをどう捉えていくかということが問題となると思います。今日、平勢先生はご発表の中でまさにその点について論じられたわけですが、楚文化の独自性といったものの中にも、その要素を辿ってゆくと、実は他の地域の文化の影響を受けていたのではないか。この点について平勢先生いかがでしょうか。

平勢　私にまとわりついているイメージを払拭するとですね、あいつはなんでも地域の独自性を言うと思われているかもしれません。そういう意味で言えば、少々違うことを考えているということを、強調しておこうと思ったわけです。

小澤　戦国時代には平勢先生の話にもありましたように、地域間で活発な交流があり、そのなかで孤立した文化ということを考えるのは難しいと思います。谷口先生は楚文化について、独自性の部分と他の地域との共通性みたいな部分について、かなり難しいと思うのですが、どのようなイメージをお持ちでしょうか。

谷口　最初まず、さきほど殷文化の話が出ましたので、ちょっと楚文化に殷文化がどんな影響を及ぼしたのか、お話したいと思うのですが。

あの私が常々考えていますことは、殷文化が南進した経路というのは浅原達男さんもおっしゃっておりますけど、鄭州からまっすぐ信陽におりまして、そして、漢水の東側ですね、随棗走廊を通りまして、そして武漢に至って、武漢から長江沿いに岳陽をくだりまして、岳陽からまっすぐ長沙へという経路、こういうルートだと思うんです。殷の文化も周の文化もこのルートをだいたい伝って南にきたと思うんです。

殷周革命がおこりまして、すべて、例えば随棗走廊、漢水の東側の殷文化がなくなってしまったかというと私はそうではないと考えております。

殷周革命がおこりましても、たとえば、盤龍城近くに黄陂魯台山遺跡という西周時代の遺跡が発見されていますが、それを私は殷系文化の遺跡と考えておりまして、西周の中頃とかもっと遅い時代まで殷の文化がその辺に残っていたと考えております。

実は西周中期中頃の熊渠ですとか、今日私がお話してご説明しました、西周晩期の若敖が、江陵の方から漢水の東側に抜けていって、まずぶつかった文化は殷系の文化ではなかったかと考えておりまして、それを百パーセントでなくても、取り入れた可能性がある。令尹という官職がでてまいりまして、これは春秋前中期にですね、若敖氏の一族が独占するわけですけれども、尹というのは殷系の官職名だと言われておりまして、殷の影響があると言われますけども、例えば、そのような制度なんかも最初は、そういう形で西周時代に取り入れられていたのではないかと考えております。

その後、時間がたってから周の文化が本格的に随棗走廊に入ってくる、それを取り入れていったのが先ほどいいました武王以

下の王室系統なのではなかったのかと。

そこにひとつの時間のずれと文化の変容というのがある。

ただ、殷文化、周文化を取り入れたからといっても、百パーセントなにかも全部取り入れたのではなくて、やはりそれなりに独自なものを作っていったわけですね。

その独自なところに、実は楚の一族というのがけっして純粋な北方系の一族ではないんじゃないかと考えられるのではないかと、非常に具体的なものを宗教的なものに使うとか、虎だとか鳥だとかああいう具体的なモチーフとかですね、そういうものをずっと使っているところですね。ともかく、周の文化を取り入れたという時間というものを殷周革命が終わってすぐだとか考えない方がいいのではないか、あとにずらしていった方がいいんではないかと考えております。回答になりませんけど。

小澤　いまの谷口先生のお話は、楚文化の形成自体にいろいろな文化がかかわっている。ただし楚文化は北の方の移民が創ったというものではなく、地元の文化を基層として、そこにいろいろな文化の影響を受けて形成された、そういった理解でよろしいかと思います。

そこで次に王然先生から、考古学の立場で見た楚文化というところを、ちょっと抽象的で申し訳ないのですが、ご説明頂ければと思います。

王　考古的な状況からみますと、先ほど谷口先生がおっしゃった江陵地区の楚文化というものが代表的な楚文化だと考えられます。他の地域の楚文化といいますとやはり地方的な特徴を持ったものだと考えております。ですから、江陵地区の楚文化というのが、その時期においては、代表的な典型的な楚文化であるといえます。これは、戦国時代のことであります。春秋時代においては、江陵地区は楚文化の中心ではないと考えております。その時期には、私はむしろ殷商の影響が大きいと考えております。楚式の暦の取り上げ方が違うと思います。

もともといままでいわれていた楚式の暦とは、戦国時代江陵地区の暦であります。しかし、これは楚国の暦の進化の過程を代表することはできないと考えております。

小澤　ありがとうございます。

王然先生がおっしゃいましたように、考古学的に見ても戦国時代の楚文化の典型は江陵地区ということになりますが、その形成にあたって殷周や他地域の影響があったことは確かだと思います。ただそれが北方なのか西方のどちらを強く見るかというと、それ自体でまた別のシンポジウムが必要になるぐらいの問題になるかと思いますので、ここではこれ以上触れないことにしたいと思います。

そこで楚文化と中原との関係ですが、森先生は一貫して楚帛書をご研究なさっていますが、その楚帛書の中には中原文化の影響みたいなものがあるといわれていましたが、こういう問題を含めて楚文化の中での楚帛書の位置づけはどのようになるのでしょうか。

森　楚帛書の中の楚文化ですが、やはり、ひとつは文字にあると思います。それはやはり楚簡とかに使用されている文字と同じ形の文字がやはり楚帛書の中で使われているということ。

それから、あとは、子弾庫楚墓はもともと盗掘なんですが、盗掘後に考古学的な調査が入っています。そして、今日谷口先生が何度か取り上げた長沙楚墓、上下で分厚い報告書が近年まとめられまして、その中で数が増えた、長沙地区のかなりの数の楚墓を体系的にまとめた中で子弾庫楚墓も一つとして中にまとめられています。

それで、盗掘を免れた考古遺物、随葬器物に鼎・敦・鬲、いわゆる青銅器で言えば、楚墓の中に典型的に見られるセットがこの子弾庫楚墓では、陶製、青銅器を模倣して陶器で作ったものがでてきます。そういう面からしても、あれはやはり楚文化の墓葬であり、そこから出てきた資料である楚帛書も楚文化のものであろうと私は考えています。

小澤　そのなかから、画像とか、内容の分析を通して、まあ難しいと思いますが、

楚帛書の楚文化としての特徴は一言でいうとどういうところだと思いますか。

森　内容から見ていくと、楚文化だといえるものが非常に少なくなってしまうんです。それこそ、独自であるというものがからまってしまって。ただし、池澤先生などは、楚帛書の中の内容の分析から、帝と人と神との関係から、それが延々と殷代か

ら続いているようなものである、というようなこともいっておられますし、先ほどからいわれている、殷の文化と楚の文化の関係からというのを考えますと、そういう観念はひょっとしたら楚文化の中に位置づけられるのかなという気はしているんですが、まだちょっとそこまでいえるかどうかは、僕自身の中でもできておりません。

小澤　楚帛書の中にも楚文化として位置づけられる部分、あるいは他の文化要素と考えられる部分、それが一つの帛画のなかに含まれる、そういったところでよろしいでしょうか。

　工藤先生には卜筮祭祷についてお話し頂いたわけなのですが、その点も含めて、楚文化の独自性と他地域との共通性というものについて、イメージ的なものをお話頂ければとおもうのですが。抽象的で申し訳ありませんが。

工藤　例えば平勢先生がおしゃったことに深く関連する事ですが、先ほど侯馬盟書のことで字形の問題を議論されて、そこにはそんなに晋の特徴はないということでしたが、全くその通りだと思います。楚系文字についてもある意味同様で、一見不思議に見える字形でも、それをパーツごとに分解してみれば、普通の漢字であることが分かります。その組み合わせで独特の字形を構成している場合が多いのです。最近公表されて非常に注目されている里耶秦簡をみても、そのほとんどは秦隷で書かれているのですが、その中にたまたま楚系文字で書かれた簡が一部あり、見ればすぐ分かります。楚系文字は確かに楚文化における特徴的なものですが、しかしそれをパーツごとに分解すれば普通の漢字に還元されてしまう。ところが各パーツが組み合わさって一つの字となると、独特の風格を持っている。地域文化というのはそういうものなのではないか。つまり地域文化として現前するその特徴とは、実はどの地域でも共通する要素が個性的に組み合わされた形のことである、と私は捉えております。その意味で私は、楚系文字も楚の地域文化を代表するものだと思います。

小澤　いまお名前が出てきました平勢先生にお聞きしたいのですが、今日はいろいろと示唆に富む話をいただいたわけなのですが、単刀直入に、先生は、楚文化というものにどういったイメージをお持ちなのでしょうか。

平勢　最初に、中原とは全く趣の異なる文化を伝え、それから、どういう形で戦国時代にその文化が定着したかという点、文化の伝播経路を考えてみようと申し上げたのですが。古い時代かもしれませんし、その後の周の時代かもしれませんし、めち

やくちゃ新しいかもしれませんが。とりあえず、そこで定着して独特の風格を持っている、というのは遺物の一面からもみえますので、それが楚文化の特徴だ、と。

そこで、先ほど工藤先生がおっしゃった秦の関係についていいますと、秦に対して、楚の文字というのは本当に独特なものだけれど、楚が斉に対して同じことを言えるかどうか。貨幣の文字、その他を見ても、秦をのぞいて、みんな丸っこい文字ですね。つまり篆書系統の文字を使っている。といっても、おなじ篆書系統といってもさまざまな字が出ています。しかし一つの国内で違う書風の字を見つけだすことはできます。それらが全く同じ使われ方をされていたかというと、また違うのです。見た目は確かにいろんな書風がでてきて、国の差のように見えてしまうのですが、使い方までのレベルまで調べてみると、国内の場の相違によるのでして、国家間の相違にはなりません。地域性は別のレベルで考えるべきではないでしょうか。

小澤　さきほど言いましたように、中国には、中国としての統一的なものがあり、そのなかでの地域をどう捉えていくのかと言うことが、楚文化を捉えていく上での、一つの重要なキーになるのではないかと思います。

そこで少し話を広げて、そういった中国の他の地域の比較といったことについて、考えてみたいと思います。

最近、例えば、戦国時代の魏の文化、秦文化、斉文化といったことがよく言われるのですが、こうった戦国時代の地域文化をどう捉えていったらいいのか、という問題を少し考えてみたいと思います。

今日は先秦時代をご専攻されている先生方が多数いらっしゃっておられますが、谷中先生、思想史の立場から、そういった戦国時代の地域文化について、どのようにお考えになっていらっしゃいますか。

谷中信一　ご指名を頂きました、日本女子大学の谷中です。今日は大変興味深い話を聞かせて頂きました。私は斉地の思想史をこれまでずっとやってきたものですから、その観点から申し上げたいと思います。

本日は特に、平勢先生が呉越とからめて斉楚の関係を論じたいというようなことを水色の梗概に書かれていましたのでとても楽しみにしておりました。

去年も武漢大学の陳偉先生が早稲田大学のシンポジウムに来られて、ご発表なされた際に、新出土資料である上海博楚簡中

の『容成氏』を取り上げて、その中の『尚書』で言うなら禹貢九州説に匹敵する箇所で、「莒」と読める国名が記されていることを指摘しておられました。この莒と言う国は山東地方に古くからあった国で、いわゆる東夷古国のひとつなわけです。なぜ『容成氏』はそのような東夷の古国である莒を取り上げたのか興味深いところなわけです。ここに斉楚の関係を暗示するものがありそうです。

そう言った点からしても、斉と楚の関係は古くから非常に緊密であったと考えられます。特に漢代にはいると、その度合いは更に高まり、漢代文化は斉・楚両文化の融合体であるという説も出てきます。実際に、『淮南子』という書物は明らかに斉の稷下の学で育った思想と楚地の思想とが合流してできあがった文献であろうと私は思っています。それればかりか、いわゆる黄老道家には、北方黄老道家と南方黄老道家とがあるという説もあります。北方黄老道家とは斉の道家思想、南方黄老道家とは楚の道家思想というわけです。そしてこの二つの道家思想が融合したかたちでできあがったのがいわゆる黄老思想といわれている思想です。

また今日は呉越の話がちょっと出かかったのですが、この呉越もいずれ楚に飲み込まれていくわけです。『春秋大事表』なんかを見ますと、楚という国は一番他国を滅亡に追い込んでいる国なんですね。楚によって滅ぼされた国が一番多い。斉が滅ぼした周辺諸国の数よりもなお多いわけなんです。やがて、呉越も楚によって滅ぼされていくのですが、面白いことに莒も水路で呉越と結びついていたのです。

例えば、斉から呉に行ったのは孫武ですよね。『晏子春秋』を読むと、晏子が呉王闔廬と面会している場面が出てきますし、あるいは越でいうと范蠡ですが、彼は越を出て斉に行きます。そこで名前を改めて巨万の富を得るという伝説もあります。また、越王句踐も、斉のすぐ近くの琅邪に遷都したと言われているわけですね。このように斉と呉越の交流というのは非常に頻繁であったようです。そしてその中間に在ったのが、実は中原文化とは最も遠い淮夷の文化地域だったわけです。そんなことを考えたりしながら、今日は楚と巴との関係に議論が向かったようですけど、楚と長江下流域の呉越ですね、その関連についてももう少しお話を伺えたらなという気がしました。

谷口先生が「虎をシンボルとする若敖氏の後に、鳥をシンボルとするある部族が入ってきた」というところで、それが東夷と関連するのではないかということをちょっと仰っていましたが、僕はプレ斉文化を東夷文化だと思っているんですが、そうするとさらにもっとさかのぼって、斉地と楚地との関連というのは、春秋時代、あるいはもっと前に遡れる可能性を示唆されたのかな、と思ったわけです。

小澤　ありがとうございました。思想史の立場から地域文化についてお話をいただいたのですが。池澤先生、今日何回かご発言いただいているわけなんですが、楚文化を含めまして、戦国時代の地域文化というものをイメージでけっこうですので、お話をいただければと思うのですが。

池澤優　今日のお話を聞いていて、文化、楚文化という前に、文化という言葉の使い方が難しいのかなということを勉強させていただきました。例えば、一方では谷口先生、王然先生のお話にあったように、ひとつの全体的な、ある意味でそれこそ民俗とかそういうような言葉で置き換えることができるような、例えば暦の話とか出てきましたけど、そういうものを含んだ、ある全体的な地域的まとまりというものがあって、それがぶつかったり、融合したり、別の要素が入ったりして、ある地域文化というのができるという考えかたです。

確かにそういうのもある。ところが、例えば平勢先生がおっしゃったような暦の問題と言うことになってくると国ごとに違う暦がでてきても、そういうような形での差異というのはないんですよね。あっちはあれを使っていて、自分たちは差異化するためにはこれを使おうとかそういうような形になると思うんです。

で、また一方では、例えば文字の話とかになるとやはり相当違う、例えば、楚の字が独自であるとしても、その独自性は、楚文化というか、もとからある土着の文化が違うから文字が変わったという議論は、ちょっとしにくいのではないか。やはりそれとは別に、元は殷が使っていた文字があちこちに広まっていくと、それは自発的に変わっていく、地域的にですね、という要素がある。また、一方では卜筮祭祷簡記録の背景にある祭祀のように、楚の元々ある土着的なものがあいうものを生んだと単純にいえるかどうか、むしろ先ほど工藤先生がおっしゃったように土地文化というものが結構大きく影響していると思

うんです。なので、確かに一つのまとまりになると楚文化になるんです、それは間違いないんですが、その楚文化というものを作っていくような、楚文化ができていく、その様々な原因的なものを注意深く扱っていく必要があるということを、今日は勉強させていただきました。

小澤　ありがとうございました。文化をどのようにとらえるか、先ほどの、いろんな側面があるということに関係してくると思うのですが、それぞれの角度から見て、楚文化とはどういうものなのか、といったことを考える必要がある、ということではないかと思います。まだ、いろいろな先生方にお話を聞きたいのですが、時間の関係がございますので、最後に歴史の視点から、原先生、ひとつまとめていただけると助かるのですが。

原宗子　流通経済大学の原宗子と申します。

　このようなすばらしいシンポジウムでまとめのお話をさせていただけるのは大変ありがたかったのですが、大変楽しみにしておりましたシンポジウムでありましたにも関わらず、ちょっと途中で勤務先の方で、オープンキャンパスをやっておりまして、途中でちょっと野暮用がはいってしまいましたものですから、後半しか聴講することができませんで、とても全体のまとめのお話など申し上げる立場でなく、大変申し訳なく残念であります。特に午前中の工藤先生のお話をうけたまわりませんで、誠に残念でございます。

　後半だけのお話とただいまの先生方のディスカッションを伺っておりまして、私の単なる感想でございますけれども、戦国期で発生する楚の地域文化ということは、先ほどコーディネーターがご発言されておりましたけれど、そういう地域差が発生する原因の一つに、私は自然環境の地域的な変化ということを考えておりまして、先ほど殷文化と楚文化の共通性、あるいは呉や越の話など出ておりまして、先ほどの平勢先生の暦に関するお話の中で農業が春から始まったら、というようなことで、先ほど工藤説と平勢説との四月を起点とするようなことに関する手打ちがあったようでございますけども、春にものが始まるのは農業とは限らない、つまりそれは農業といいましても、もちろん稲作だけを考えますけども、麦とかの場合ですと、必ずしも春だけとは限らない。四月は季節としての東アジアの気候の中で春だったのかと。それから農業だけとは限らないと申し

上げたのは、例えば漁業の場合、大潮の関係で例えば春を潮干狩りの季節の春、でこうやって始まっていくようなこともあり得るわけですね。そのようなことをとりとめとなく考えておりまして。最終的に今私が考えておりますことは、どれほど自然環境と協調性、なじみやすい形での生活パターンを作っていた文化が、その自然環境を改変する形で、より人間にとって都合のいいような自然環境の開発をする。そのあたりで、斉楚の差がかなり地域文化の成立に影響を及ぼしている可能性があるのではないか、というイメージを漠然ともっておりまして、そういう視点からは殷の時代の安陽周辺で可能であった生活が、戦国の時代になりますと、そういう生活パターンに近いものができる地域が、淮河から長江流域にはなお残っていたと考え得ることができるのではないか。特に、稲作と漁業を中心とする水から得られる採集形態ですね、そういうものが残っている、今日は長江流域の中でも楚の話ですけども、かねて工藤研究所でご研究の蜀なども、そういう意味では稲作と水と森林が残っている地域に相当するのではないかと思うんですが。そうでない、特に森林をかなり伐採する形で、地域の共同生活を残そうとした、ある流れがあって、それぞれせめぎあいで大きくとらえますと、もちろん、殷は殷、楚は楚、呉は呉、越は越ですが、共通項がでてくるのもある意味当然のことであるという印象を持ちました。非常につまらない感想ですが、勉強させていただきました、お礼に代えさせていただきました。

小澤　ありがとうございました。

文化を考える上で、また環境という新しい概念を、原先生から出して頂きましたが、戦国時代あるいは、楚文化を考える上でも考えていくべき問題がたくさんあるという気がします。

もう時間になってしまったんですが、最後に会場の方から、先生方からでも、これだけは言っておきたい、これだけは聞いておきたいということがあれば、若干受けておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

谷口　今日は私、小さい話をしようと思っていたのですが、こういう大きな話になってしまったのですけれども。二〇年ぐらい王先生がやっておられる楚文化考古学の話がでてきましたので、最後に感想を述べさせていただきます。

平勢先生の考え方と重なるんですが、中国の古代の歴史地理を考える上では、非常に重要な南北のラインが二本、ひとつは

鄭州を中心にいたしまして、大行山脈の東をはしって、北は北京に至る。南は先ほど言った信陽から随棗走廊を通って武漢へ岳陽へ広州へといくライン。今の北京から広州まで鉄道が走っているこれは中原の青銅器文化のときもすべていろんな文化が南北に伝わっていく幹線ルートであると思うんです。もう一つのルートというのが河北省の邢台、大行山脈の東の邢台ですね、殷の故地です、それから山西省の太原、それから周と秦の故地、岐山・天水あたりですね、それから南に下りまして王先生たちが楚の故地であろうと考えている漢中、実は私が楚の故地と考えている三峡です。ここに南北のラインがキューと引ける訳です。そこで先秦の王朝をたてた連中というのは、二本のうちの西側ラインから出てきています。これは簡単に言いますと、漢民族と異民族とのちょうど中間地点といいますか、ぶつかるところなんです。ですから、こういうところから政権を担う連中がでてきましたから、そういう連中は最初は当然のことながら、漢文化的というよりはある意味、異民族的なものを持っていた訳です。ところがご存じのように、そういった連中が政権をにぎりますと、東へ東へとでていくわけです。北の方では、まず西安にでていった、南の方では江陵に出て行ったわけです。さらにもっと洛陽とか鄭州まで出ようとする。武漢の方に出ようとするわけです。でていくと、だんだん文化が変わっていくわけです。だんだん東の文化を取り入れていく、つまり殷の文化とか周の文化とかを取り入れて青銅器の文化をもっちゃう訳です。もっちゃった時代の彼らの文化をみてみると、なにも資料がなければ、なにも文献資料がなくて、考古学的な資料だけだとしますと、それを見れば、あたかもこの集団は最初から東の民族であると、最初から殷系の民族であると、最初から周系の民族であるとなってしまうんです。しかし、それは議論としてはおかしいんではないですか、というのが今日私がいいたかったことなんです。

もともといたところからどんどん移ってくれば、文化は変わってくるから、変わってしまった文化をもって、もともとどこにいただとか、もともとどういう文化であったのかというのを議論するのは、ナンセンスではないでしょうか、この辺が、僕は考古学的な資料を用いて歴史地理をやっている先生方がすこし曖昧ではないかということを考えています。僕は、西の方ですね、西の南北ラインの方から秦もですね、楚も出てきていると考えておりますので、どこかに必ず元々のものが残っている、その元々のものがどこに残っているかというと、残った連中、つまり西の南北ラインに残っていた連中。そういう連中の中に

必ず残っているはずだ。というのが、実は今日の私の話の趣旨だったんです。このことを一番発表したいと思っていたのですが、もう五〇を超えてしまいまして、私自身取りくめるかわかりませんけれども、せっかくの機会ですのでちょっとみなさんにご披露しまして何かのご研究の足しにしていただければと思います。これを最初に言おうと思っていたのですが、時間の都合で申し訳ありません、最後に言ってしまいました。

小澤　ありがとうございます。ヒトの移動と文化というまた新しい軸がでてきましたが、これを今後どう受け止めていくか、それはまた問題となります。それでは、時間になりましたので、これでディスカッションを終わらせて頂きます。ご静聴ありがとうございました。

上博楚簡『恆先』の道家的特色

浅野　裕一

一

上博楚簡『恆先』は全十三簡で、第五簡と第十三簡の下端に若干の残欠があるが、文字には全く欠損がないと考えられる。竹簡の長さは約三十九・四㎝前後で、編綫は三道、文字数は五百十字である。第三簡の背に「恆先」と篇題が記されている。以下にその全文を、馬承源主編『上海博物館蔵戦国楚竹書』第三分冊[1]が収録する李零氏の排列に従って示して置く。

恆先無、有質靜虛。質大質、靜大靜、虛大虛、自厭不自忍、或作。有或焉有氣。有氣焉有有。有有焉有始。有始焉有往者。未有天地、未」（1）

有作行。出生虛靜、爲一若寂、夢夢靜同、而未或明、未或滋生。氣是自生、恆莫生氣。氣是自生自作。恆氣之」（2）

生、不獨有與也。或恆焉、生或者同焉。昏昏不寧、求其所生。翼生翼、畏生畏、愔生悲[2]（愔）、悲生愔（悲）、哀生哀、求欲自復、復」（3）

生之生行。濁氣生地、清氣生天。氣伸[3]神哉、云云相生。伸盈天地、同出而異性、因生其所欲。察察天地、紛紛而」（4）

復其所欲。明明天行、惟復[4]以不廢。知既而荒思不殄。有出於或、性出於有、音出於性、言出於音、名出於」（5）

言、事出於名。或非或、無謂或。有非有、無謂有。性非性、無謂性。音非音、無謂音。言非言、無謂言。名非」（6）

名、無謂名■。事非事、無謂事。詳宜利主、采[5]物出於作■。焉有事不作無事。舉天下[6]之事、自作爲、事庸以不可更也。凡」（7）

多采物、先者有善有治無亂。有人焉有不善。亂出於人。先有中、焉有外。先有小、焉有大。先有柔、焉」（8）

有剛。先有圓、焉有方。先有晦、焉有明。先有短、焉有長。天道既載、唯一(7)以猶一、惟復以猶復。恆氣之生、因」（9）
言名。先■(8)者有疑荒言之、後者校比焉。舉天下之名、虚樹習以不可改也。舉天下之作、強者果天下」（10）
之大作■。其爇尨不自若作■。庸有果與不果、兩者不廢。舉天下之爲也、無舍也、無與也、而能自爲也。」（11）
舉天下之性同也、其事無不復。（舉）(9)天下之作也、無許恆、無非其所。舉天下之作也、無不得其恆而果遂。庸或」（12）
得之、庸或失之。舉天下之名、無有廢者。與（舉）天下之明王明君明士、庸有求而不慮▼。」（13）

それでは続いて、この排列の妥当性について検証してみよう。第一簡は「恆先」なる篇題との関係から、またそこに記される宇宙生成論の内容から判断して、冒頭簡であったことが明白である。また第一簡と第二簡は、「未有天地」と「未有作行」の対句によって、連続性が確認される。第二簡と第三簡、及び第三簡と第四簡の間には、連続性を明示する確証は存在していない。

第四簡と第五簡は、「察察天地」と「明明天行」の対と、「復」を論ずる共通性によって、連続性が確認される。第五簡と第六簡は、「A出於B」の句形が両者をまたいで連続することにより、連続性が確認される。第六簡と第七簡は、「A非A、無謂A」の句形が両者をまたいで連続することにより、連続性が確認される。第七簡と第八簡は、「采物」なる術語を共有することにより、連続性が確認される。第八簡と第九簡は、「先有A、焉有B」の句形が両者をまたいで連続することにより、連続性が確認される。第九簡と第十簡の間には、明確に連続性を指摘できるような確証は存在していない。

第十簡と第十一簡、及び第十一簡と第十二簡は、「舉天下之A」の句形を共有することにより、連続性が確認される。第十二簡と第十三簡は、「庸或得之」と「庸或失之」の対によって、連続性が確認される。第十三簡が最終簡であることは、墨節と墨節以下の留白によって疑う余地がない。

したがって連続性が不明確なのは、第二簡と第三簡の間、第三簡と第四簡の間、第九簡と第十簡の間の三箇所となる。そこで第三簡が第九簡と第十簡の間に位置した可能性を探ってみる必要が生じてくる。

この場合、第二簡と第四簡が連続することになるが、第二簡の末尾と第四簡の冒頭を連続させると、「恆氣之生之生行」となり、「之生」に重文記号が付されるはずなのに存在しないとの句形上の問題が生ずるとともに、文意も繋がらない。また第九簡と第三簡を連続させた場合、第九簡の末尾と第三簡の冒頭は「由生」で一句となって、句形上の無理が生ずるし、文意も繋がらない。さらに第三簡の末尾と第十簡の冒頭は「復言名」となって、文意が接続しない。

したがって第三簡が第九簡と第十簡の間に位置した可能性は低く、第三簡はやはり第二簡と第四簡の間に位置していたと見なすべきである。とすれば、それに伴って第九簡と第十簡の連続性も確定するわけである。このように考えてくると、李零氏の排列が妥当性を持つことは、ほぼ承認して良いであろう。

二

それでは次に、『恆先』の内容を紹介してみる。行論の便宜上、内容上のまとまりから全体を八段落に分けて筆者の解釈を示すことにしたい。

（1）恆先無、有質靜虛。質大質、靜大靜、虛大虛、自厭不自忍、或作。有或焉有氣。有氣焉有有。有有焉有始。有始焉有往者。

恆の先は無なるも、質・靜・虛有り。質は大質となり、靜は大靜となり、虛は大虛とならば、自ら厭（いと）いて自ら忍ばずして、或（わく）作る。或有れば焉ち氣有り。氣有れば焉ち有有り。有有れば焉ち始め有り。始め有れば焉ち往く者有り。

恆なる原初の段階は無であったが、微かに質と靜と虛だけが存在していた。質はやがて増大して大質となり、靜も大靜へ、虛も大虛へと増大したため、これら三者は現状に満足できなくなって恆を離れ、或なる段階が興起してきた。或の段階に入ると、氣が存在するようになった。氣が存在するようになると、もはや無では有り得ずに有の世界へと移行した。有の世界になると、物には初めから終わりまでの変化の過程が伴うから始まるという現象が生じた。始まりが生

ずれば、始原から離れていくとの現象が生じた。

（2）未有天地、未有作行。出生虚靜、爲一若寂、夢夢靜同、而未或明、未或滋生。氣是自生、恆莫生氣。氣是自生自作。恆氣之生、不獨有與也。

未だ天地有らざれば、未だ行を作すこと有らず。出でて虚靜より生ずれば、一爲ること寂の若く、夢夢として靜同にして、未だ或は明らかならず、未だ或は滋生せず。氣は是れ自ら生じ、恆は氣を生ずること莫し。氣は是れ自ら生じて自ら作る。恆は氣の生ずるや、獨り與すること有らざるなり。

いまだ天地すら存在しなかった恆の段階では、何者も行動を起こすということがなかった。やがて質に由来する氣が虚と靜から抜け出して発生してきたのだが、まだひっそりとして動かず、分化せずに一なる原始状態のままで、茫漠として静かな状態を維持していたので、或なる世界もいまだ明確な姿を取らず、或がさまざまな姿に増殖することもなかった。氣は自ら発生してきたのであって、恆が氣を生み出したわけではない。氣はあくまでも自力で発生してきて、自分で動き出したのである。したがって氣が発生した後も、恆だけは氣の活動に何一つ関与していないのである。

（3）或恆焉、生或者同焉。昏昏不寧、求其所生。翼生翼、畏生畏、愕生愕、悲生悲、哀生哀、求欲自復、復生之生行。

或は恆よりすれば、或に生ずる者も焉に同ず。昏昏として寧からず、其の生ずる所を求む。翼は翼を生じ、畏は畏を生じ、愕は愕を生じ、悲は悲を生じ、哀は哀を生じて、求めて自ら復さんと欲し、生ずるを復すの生行わる。

或自体が現状に自得できずにすでに恆から離脱してきた以上、或から生じてきた者たちが、或と同様の行動を取ろうとするのは当然である。道理が分からずに心が乱れ迷って現状に安住できず、或の世界に自分たちが生まれ出る場所を欲しがった。翼（びくつく感情）が翼を生じ、畏れの感情が畏れを生じ、愕みの感情が愕（うら）みを生じ、悲しみの感情が悲しみを生じ、哀しみの感情が哀しみを生じるように、自己と同類のものを反復して生み出そうと願ったため、同類を繰り返し発生させる生き方が行われるようになった。

（4）濁氣生地、清氣生天。氣伸神哉。云云相生、伸盈天地、同出而異性、因生其所欲。察察天地、紛紛而復其所欲。明明天

行、惟復以不廢。

濁氣は地を生じ、清氣は天を生ず。氣の伸ぶるや神なるかな。云云相生じて、天地に伸盈し、同出なるも性を異にし、因りて其の欲する所に生ず。察察たる天地は、紛紛として其の欲する所を復す。明明たる天行、惟の復のみ以て廢せられず。

（最初は混然として一だった氣もやがて分化し始め）、濁った氣は沈降して地を生成し、清らかな氣は上昇して天を生成した。氣が拡延して行く様は、何と神妙ではないか。様々な物が互いに相手を生み出しながら、天地の間に満ち溢れた。万物は同一の氣を発生源にはしているが、それぞれに性を異にしている。そこで各々の性（指向性）が欲求する場所を選択して発生してきた。慌ただしい天地の間では、万物が入り乱れて、自分の同類を生み出そうとする生成死滅の営みが繰り返される。ただ天の運行のみが、日月星辰が周期運動を繰り返しながら、決して天体が死滅したりはしないのである。

（5）知既而荒思不殄。有出於或、性出於有、音出於性、言出於音、名出於言。事出於名。或非或、無謂或。有非有、無謂有。性非性、無謂性。音非音、無謂音。言非言、無謂言。名非名、無謂名。事非事、無謂事。

知は既くるも荒思は殄えず。有は或より出で、性は有より出で、音は性より出で、言は音より出で、名は言より出で、事は名より出づ。或或に非ざれば、或と謂うこと無し。有有に非ざれば、有と謂うこと無し。性性に非ざれば、性と謂うこと無し。音音に非ざれば、音と謂うこと無し。言言に非ざれば、言と謂うこと無し。名名に非ざれば、名と謂うこと無し。事事に非ざれば、事と謂うこと無し。

いかに知恵を尽くしても、迷妄に取り付かれた欲求が絶えることはない。だから或から有が発生し、有から性が発生し、性から音声が発生し、音声から言語が発生し、言語から名称が発生し、名称から事業が発生する。恆は或が本当に或の実を備えていなければ、それを或なる名称で呼んだりはしない。有が本当に有の実を備えていなければ、それを有なる名称で呼んだりはしない。性が本当に性の実を備えていなければ、それを性なる名称で呼んだりはしない。音が本

当に音の実を備えていなければ、それを音なる名称で呼んだりはしない。言が本当に言の実を備えていなければ、それを言なる名称で呼んだりはしない。名が本当に名の実を備えていなければ、それを名なる名称で呼んだりはしない。事が本当に事の実を備えていなければ、それを事なる名称で呼んだりはしない。

（6）詳宜利主、采物出於作。焉有事不作無事。舉天下之事、自作爲、事庸以不可更也。凡多采物、先者有善有治無亂。有人焉有不善。亂出於人。

宜を詳らかにして主を利せんとすれば、采物は作より出づ。焉んぞ事有るも作らずして無事ならんや。天下の事を舉ぐるに、自ら作爲すれば、事庸いられて以て更うべからざるなり。凡そ采物多きも、先んずる者には善有り治有りて乱無し。人有れば焉ち不善有り。乱は人より出づ。

臣下たちが人間社会における便宜を詳細に分析して、主君に利益をもたらそうと図るからこそ、美しい色彩の建造物が、事業を興そうとする欲求から建設される。君主や臣下が事業を興したいとの欲求を抱けば、どうして何もせずに無事でいられようか。天下で行われている事業を通覧すれば、「恆」の許可を得ずに人間が自分勝手に行うので、事業は止むことなく用いられて、決して変更されたりはしない。そもそも華麗な建造物が多いという事態を考えてみるに、人類発生以前には、善があり治がある一方で、乱などは存在しなかった。ところが人類が発生した途端、不善が生じてきた。乱はすべて人類から発生してきたのである。

（7）先有中、焉有外。先有小、焉有大。先有柔、焉有剛。先有圓、焉有方。先有晦、焉有明。先有短、焉有長。天道既載、惟一以猶一、惟復以猶復。

先に中有りて、焉ち外有り。先に小有りて、焉ち大有り。先に柔有りて、焉ち剛有り。先に圓有りて、焉ち方有り。先に晦有りて、焉ち明有り。先に短有りて、焉ち長有り。天道既に載（おこな）わるれば、惟の一のみ以て猶（なが）く一たりて、惟の復のみ以て猶く復たり。

最初に中があれば、たちまち外が成立する。最初に小があれば、たちまち大が成立する。最初に柔があれば、たちま

ち剛が成立する。最初に円があれば、たちまち方が成立する。最初に晦があれば、たちまち明が成立する。最初に短があれば、たちまち長が成立する。人間の相対判断によって、小大・柔剛・円方・晦明・短長などの対応が出揃っても、それらは永続性を保てず、天道の運行がすでに開始されている以上、この天道の一定性のみが永遠に一定性を維持するのであり、この天道の反復するという在り方だけが永遠に反復されるのである。

（8）恆氣之生、因言名。先者有疑荒言之、後者校比焉。舉天下之名、虛樹習以不可改也。舉天下之作、強者果天下之大作。其孋尨不自若作。庸有果與不果、兩者不廢。舉天下之爲也、無舍也、無與也、而能自爲也。舉天下之性同也、其事無不復。（舉）天下之作也、無許恆、無非其所。舉天下之作也、無不得其恆而果遂。庸或得之、庸或失之。舉天下之名、無有廢者。舉天下之明王明君明士、庸有求而不慮。

恆は氣の生ずるや、言に因りて名づく。先んずる者は疑荒有りて之を言うも、後るる者は校比す。天下の名を舉ぐるに、虛樹ちて習わば以て改むべからざるなり。天下の作を舉ぐるに、強き者果たりて天下の大作る。其れ孋尨として自若せずして作る。果と不果有るを庸うれば、兩者とも廢せられず。天下の爲を舉ぐるや、舍ること無く、與うこと無くして、能く自ら爲すなり。天下の性同じきを舉ぐるや、其の事復さざるは無し。天下の作を舉ぐるや、恆に許くこと無くして、其の所を非とすること無し。天下の作を舉ぐるや、其の恆を得ずして果遂すること無し。或を庸いて之を得るも、或を庸いて之を失う。天下の名を舉ぐるも、廢せらるる者有ること無し。天下の明王・明君・明士を舉ぐるに、庸いて求むること有るも慮らず。

恆は氣が生じ始めると、言語によって万物に命名した。恆先の段階では、曖昧模糊としたやり方で名称を使用していたのだが、後世に現れた人類は、あれこれ比較・検討して、相対判断を用いた厳密な名分の体系を作り上げた。天下中の名称を通覧するに、すべて虚名に過ぎないのだが、それが樹立されて以来、久しく習慣となってきたので、今さら改めることはできないのだ。天下中の興起する者たちを通覧するに、いずれも強大なる者たちが果断さを尊んで世界中に興起してきたのである。いずれも膨張したいと願い、じっとしていられずに興起したのである。果断と優柔の間に優劣

の差を設けるやり方を用いるため、いつまでも両者の差別が存続するのである。天下中の作為を通覧するに、落ち着かず、恆に従わずに、すべて自分勝手に作為しているのである。天下中の性の共通性を通覧するに、自分の同類を生み出す営みを反復しないものはない。天下の興起する者たちを通覧すると、恆の在り方を受け入れたりせず、自分が間違ったやり方で場所を獲得したと反省することがない。天下中の興起する者たちを通覧するに、恆の在り方を体得せずに事業を完遂はできない。恆を用いずに或を用いて成功を獲得しても、結局は或を用いたことによって失敗するのである。天下中の名称を通覧するに、虚名にもかかわらず廃絶されるものはない。天下中の明王・明君・明士を通覧するに、「或」を用いて事業の成功を追い求めているが、それが「恆」に背く非行だとは分別できない。

三

それでは続いて『恆先』の思想構造を考察してみよう。まず（1）には、独自の宇宙生成論が記される。宇宙の始原とされているのは「恆」である。第一簡の冒頭には「恆先」と記されるが、「恆」が宇宙の始原そのものを表す語で、「先」は「恆」の時期を表す語である。そこで「恆先」は、「恆という始原の段階の時期」との意味である。

これに類する表現は、馬王堆漢墓出土の黄帝書『道原』の冒頭にも見える。そこには「恆无之初」とあって、「恆无」二字が宇宙の始原そのものを表す名詞とされた上で、「初」が原始の時期を指す語として使用されている。つまり「恆无之初」なる表現は、「恆无という始原の段階の時期」との意味になるのである。因みに「恆无之初」なる表現は、『道原』の作者が『恆先』の存在を知っていて、それを踏まえた可能性を窺わせるであろう。

したがって宇宙の始原そのものを表す語は、「恆」一字のみである。この点は、「恆莫生氣」（2）とか、「天下之作也、無許恆、無非其所」「舉天下之作也、無不得其恆而果遂」（8）と、後文に「恆」が単独で登場し、「恆先」の語が一度も見えないことからも裏付けられる。確かに篇題は「恆先」であるが、これは冒頭の二字を取って篇題としたためで、宇宙の始原そのもの

が「恆先」である証拠にはならない。

また李零氏は「恆先」を「道」の別称だとするが、所謂『老子』の道を指す「道」の語は、『恆先』中に全く見えない。故に「恆先」にせよ「恆」にせよ、それを「道」の別称だと見なすべきではない。「恆」は宇宙の始原を表示する『恆先』独自の術語で、『老子』とは全く別系統の概念だと考えるべきである

『恆先』の作者は、「恆先無」と、「恆」なる原初の時期には、世界は無だったのだが、質と靜と虚の三者だけは、最初から存在していたと語る。これは『老子』の宇宙生成論と良く似た性格を示している。『老子』は「天下萬物生於有、有生於無」（第四十章）と、無から有が生じ、有から萬物が生じたという。だが第四十章の説明は唐突で、なぜ無から有が生じたのかは不明のままである。そこで『老子』第二十一章では、「道之爲物、唯恍唯忽。忽兮恍兮、其中有象。恍兮忽兮、其中有物。窈兮冥兮、其中有精」と、恍惚・窈冥たる道の中に象・物・精などの物質的要素がすでに含まれていて、そのために無から有へと移行したのだと説明される。「故混而爲一」（第十四章）とか「有物混成、先天地生」（第二十五章）などと描写されるように、『老子』の道は当初から物質的性格を帯びている。そうしないと、無から有への移行がなぜ生じたのかを説明できなくなるからである。「恆先」には世界は無だったのだが、すでに質と靜と虚の三者だけは存在していたとする『恆先』の説明も、これと同じ構造を示すのである。

最初は微小だった質・靜・虚の三者は、やがて膨張し始める。大質・大靜・大虚へと増長した三者は、無の中に封じ込められたままの現状に不満を抱き、「恆」からの脱出を図る。その結果として、「恆」の時期には存在しなかった「或」なる時期が発生したとされる。「或」は恐らくは「惑」の意味で名付けられたのであろう。原初の世界である「恆」と、後発の世界である「或」を設定し、「恆」と「或」二つの時期、二つの世界の対比で、宇宙の生成や世界の基本構造を説明するところに、『恆先』の最大の特色がある。

『老子』も、「天下萬物生於有、有生於無」（第四十章）とか「道生一、一生二、二生三、三生萬物」（第四十二章）と、道（無）の段階から萬物が発生する有の段階への移行を説くが、後者の段階を総称する概念を立てていない。これと比較すると、「恆」

と「或」を対比する『恆先』の構造は、『老子』には見られない思想的特色である。

『恆先』の思想的特色としては、さらに氣の生成論を説く点を挙げることができる。『恆先』の作者は、「有或焉有氣。有氣焉有有」（1）と、「或」の段階に入ってから氣が発生したと述べる。「出生虚靜」（2）の句は、何が虚靜から出生したのか、その主語を明示しないが、（2）の後文はもっぱら氣の発生を記述するから、恐らく主語は氣であろう。

（2）の説明によれば、「氣是自生」「氣是自生自作」と、氣は何者かを母として生じたのではなく、自分で生じ、自分で動き回るようになったのだという。したがって、「恆莫生氣」「恆氣之生、不獨有與也」と、「恆」は氣の発生に何ら関与していないとされる。とすれば、「恆」から「或」へ移行した萌芽は、「恆」が内在させていた質・靜・虚にあるとしても、「或」の世界になって靜虚から自分で生じてきた氣と、宇宙の始原である「恆」とは、本来的に絶対他者であって、両者の関係は全く断絶していることになる。

『老子』も「道生一、一生二、二生三、三生萬物。萬物負陰而抱陽、冲氣以爲和」（第四十二章）と、流出論の形式で宇宙の生成を語るが、「道」と「冲氣」の間に本質的な断絶は設定されていない。「專氣致柔、能嬰兒」（第十章）と言われる場合も同様で、氣そのものが否定的に扱われたりはしない。

これに反して『恆先』の氣は、無である「恆」の段階から、有である「或」の段階へと、世界が劣化して行く象徴としての役割を負わされている。『老子』の場合は、「大道氾兮、其可左右。萬物恃之而生」（第三十四章）「萬物得一以生」（第三十九章）と、母なる道から萬物が生み出され、萬物が強壮を競って道から離れるにつれて、「不道」（第五十五章）なる劣化状態に陥るとされる。すなわち徐々に劣化が進行する形を取るのである。ところが『恆先』は、「恆」と「或」の間に強い断絶を設定するため、「恆」と氣の間に母子関係を設定することもできなくなる。そこで氣が「恆」とは無関係に、自分で勝手に生まれてきたとする形が取られたのであろう。この氣の生成論も、『老子』には見られない『恆先』の特色であろう。

靜虚から生じてきた直後の氣は、「爲一若寂、夢夢靜同」（2）と、まだ混沌たる状態で分化していなかったとされる。「或」と氣は表裏一体の関係にあるので、「未或明、未或滋生」（2）と、「或」もまた混沌・未分化の状態にあったと語られる。

『恆先』は（3）において、「或」の世界に萬物が生じてきた状況を記述する。「或」そのものが「恆」に自得できずに「恆」から離脱してきた以上、「或」の世界に生ずる者たちも、同様の行動を取る。そこで「昏昏不寧、求其所生」との発生動機も、「自厭不自忍、或作」（1）とする「或」の発生動機と同じ性格を示す。このように、現状に対する不満・鬱屈を萬物発生の動機とする点は、『老子』の宇宙生成論と似た面もあるが、微妙な違いも存在する。

『老子』の場合は、「萬物並作、吾以觀其復。夫物芸芸、各復歸其根。歸根曰靜、是謂復命。復命曰常、知常曰明」（第十六章）とか、「道常無爲而無不爲。侯王若能守、萬物將自化。化而欲作、吾將鎮之、以無名之朴」（第三十七章）と、道から生じた萬物が「化而欲作」との欲望を抱くとされる。「化而欲作」とは、現状に対する不満・鬱屈の感情であるから、この点で『老子』と『恆先』は似た性格を持つと言える。

だが『恆先』では、「或」の世界に生じてきた萬物は、「翼生翼、畏生畏、惲生惲、悲生悲、哀生哀、求欲自復、復生之生行」（3）と、反復を願うと述べられる。Aは自己と同類のAを生じようとし、Bは自己と同類のBを生じようとするとの反復行為は、荔枝はひたすら荔枝を反復して生み出し、兎はひたすら兎を反復して生み出して、種を保存しようとする生物の営みを踏まえたものであろう。『老子』が「萬物無以生、將恐滅」（第三十九章）と語るのも、同様の思考であろう。

ただし『老子』の側は、『恆先』のような形での「復」を萬物の欲求に据えることはない。『老子』が説く「復」は、「萬物並作、吾以觀其復。夫物芸芸、各復歸其根。歸根曰靜、是謂復命。復命曰常、知常曰明」（第十六章）と、強盛を競う萬物も結局は根本である道に復帰するとの意味である。繰り返し自己と同類を生じようとする「復」を萬物の欲求に据える点は、『老子』とは異なる『恆先』の特色である。

『恆先』は（4）において、天地と萬物の発生を描写する。混沌として一だった氣は分化し始め、濁氣が地を、清氣が天を形成する。氣はさらに分化・拡延し続け、萬物が相生じて天地に満ち溢れる。「云云相生」とは、「神明復相輔也、是以成四時。四時復相輔也、是以成滄熱」とする『太一生水』のような発生形式を想定しているのであろう。『老子』には萬物の発生に関して明確な「相生」の思考は見えないから、この点も『老子』とは異なる『恆先』の特色と言える。

また『恆先』の作者は、「同出而異性、因生其所欲」（4）と述べる。萬物は等しく氣から生じたのだが、それぞれに性を異にしていると言う。この性の違いは、次に「所欲」の違いを引き起こす。そのために萬物は、鳥が樹上に生まれ、魚が水中に生まれるように、それぞれ自分が欲求する場所を選んで生じてくるのである。『恆先』は（5）でも、「性出於有」と性に言及するが、このように萬物の性を論ずる思考は、『老子』には存在しない。これもやはり、『恆先』の道家思想が示す重要な特色である。

「察察天地、紛紛而復其所欲」（4）と、天地は萬物がそれぞれの性の指示に従い、欲求する場所を選んで生成死滅を反復する場と理解される。これに対して「明明天行」の側は、同じように反復運動を繰り返しながらも、個体の死滅を伴う萬物の反復運動とは違って、永遠に死滅することのない理法と理解される。

『恆先』は「或」の世界に対して否定的評価を示すが、（4）の「天行」と（7）の「天道」だけは肯定的に扱われている。この点は、「天之道、不爭而善勝」（第七十三章）「天之道、其猶張弓乎。高者抑之、下者舉之。有餘者損之、不足者與之」（第七十七章）「天道無親、常與善人」（第七十九章）「天之道、制而不害」（第八十一章）と、道を萬物を生み出した宇宙の本体とし、萬物をやがて道に復帰すべき存在としながら、萬物の一種である天道を肯定的に扱う『老子』と、共通した構造を持つ。さらに『太一生水』も、太一を宇宙の始原としながら、「天道貴弱、削成者以益生者」と「天道」を肯定的に登場させており、『老子』や『恆先』と似通った構造を示している。

『詩』や『書』に記録されるように、上天・上帝なる人格神を宇宙の主宰者とするのが、周初以来の伝統的世界観であった。これに対して、人格神の意志が宇宙を支配するとの思考を極力薄めて、日月星辰の運行や昼夜の交替、四時の循環などが示す規則性を「天道」として理法化する思想は、古代の史官の天道觀に淵源を持つ(10)。これに対して『老子』は「道」を、『恆先』は「恆」を、『太一生水』は「太一」を、それぞれ新たに宇宙の始原に据えたのだが、三者ともに先行する天道思想を排除せず、自己の思想の中に取り込んで肯定的に継承したのである。

『恆先』は（5）の冒頭で、「知既而荒思不殄」と、どんなに萬物が知恵を働かせても、迷妄に取り付かれた欲求は絶えない

と語る。この一文がここに位置する必然性は、今一つ不明確であるが、以下に或→有→性→音→言→名→事と連続する発生の連鎖の起因を説明する文章かと思われる。この中「音出於性」とは、性を異にすれば発する音声も異なるとの意味であろう。

これ以下に、「A非A、無謂A」との句形が、前の発生の連鎖をなぞる形で連続するが、「謂」の主語が誰なのかは明示されない。「或非或、無謂或。有非有、無謂有」と、「或」や「有」に対する命名に言及することから、主語は「或」や「有」に先行する存在で、恐らくは「恆」だと思われる。

（1）から（5）までは、基本的に宇宙生成論が主題であったが、（6）になると、初めて人類の誕生が問題とされる。群臣が人間社会の便宜を図り、主君に利益をもたらそうとすると、華麗な建造物を建設して君主の功績とする発想が生じてくる。君主が事業を興そうと意図すれば、必ずそのために多くの建造物が造られることになるからである。

天下中で行われているこうした事業を通覧すれば、それらは、「恆」の許可を得て行われているのではない。人間は自分勝手に華美な建築物を造り続け、その事業は決して変更されることはない。

そもそも地上に華麗な建築物が数多く造られるとはいっても、人類発生以前には、そうした考え方自体が存在していなかったから、世界には善や治だけがあって、混乱などは存在しなかった。しかるに人類がこの世に誕生するや否や、自己の外側に事業の成功といった目的を立て、競って華美な建築物を建造して自分の功績を誇ろうとする不善・混乱が発生してきたのだ。

このように『恆先』の作者は、人類の存在を明確に悪と規定する。そもそも「或」自体が、「自厭不自忍」といった惑乱、負の感情から発生してきたのであり、「或」に生じた萬物もまた「昏昏不寧」といった惑乱、負の感情から発生してきた。したがって『恆先』の作者の価値基準からすれば、「或」及び「或」に生じた萬物に対しては、否定的評価が下されることになる。だが「或」も萬物も、明確に「不善」とまで評価されることはなかった。しかるに人類は、「不善」や「亂」の発生源だと断言されている。

このように、萬物の中から特に人類だけを抽出した上、人類の存在自体を悪の元凶と規定する思考は、『老子』にも『太一生水』にも全く見られない主張である。これも『恆先』の道家思想の重要な特色であろう(11)。

『恆先』は（7）において、中外、小大、柔剛、圓方、晦明、短長などの先後関係を述べる。ただし「先有中、焉有外」とされるとき、中と外の先後関係がどの時期を境界線としているのかは判然としない。直前に「亂出於人」とあることを重視すれば、人間が相対判断を用い始めると、先ず中・小・柔・圓・晦・短の系統が出来上がり、次いで外・大・剛・方・明・長の系列が成立して、六種の對が出揃ったとの意味だと理解できる。『恆先』は単に二つの系列の先後関係を述べるに止まり、両者の間の優劣が明示されてはいない。だが、この先後関係は暗黙のうちに先ー優、後ー劣との価値的序列を語っているであろう。この点について『老子』と比較してみよう。

これら六種の對のうち、「中」と「外」については『老子』に明確な記述が見えない。「小」と「大」については、「道常無名。朴雖小、天下不敢臣」（第三十二章）「常無欲可名於小。萬物歸焉而不爲主。可名爲大。是以聖人、終不爲大」（第三十四章）「見小曰明」（第五十二章）「爲無爲、事無事、味無味、大小多少」（第六十三章）と、『老子』でも「小」は道の性格の一つとして、「大」よりも優位におかれている。

「柔」と「剛」についても、「天下之至柔、馳騁天下之至堅」（第四十三章）「守柔曰強」（第五十二章）「柔弱者生之徒」（第七十六章）「弱之勝強、柔之勝剛、天下莫不知」（第七十八章）と、「剛」に対する「柔」の優位が明言される。「圓」と「方」について『老子』には直接の記述はないが、「曲則全、枉則直」（第二十二章）「大方無隅」（第四十一章）「大直若屈」（第四十五章）など、曲線が直線に勝ると述べる箇所が、やや近似した思考と言える。

「晦」と「明」については、『老子』に直接の記述は見えない。だが「明道若昧」（第四十一章）「和其光、同其塵。是謂玄同」（第五十六章）「光而不曜」（第五十八章）といった主張から、『老子』が「明」よりも「昧」や「玄」の側を優位に置いていたことは確かであろう。「短」と「長」に関しては、「長短相形」（第二章）との記述はあるものの、「短」を「長」より優位に置く主張は存在しない。

このように見てくると、明確に『老子』と共通するものとしては「小大」と「柔剛」の二つが挙げられ、不鮮明ながら類似するものとしては「圓方」と「晦明」の二つが挙げられる。したがってすべてが一致するわけではないが、『恆先』と『老子』

の間には、部分的に共通する価値観を見出だすことができる。

この（7）は直接に萬物の生成を述べる内容ではなく、相対判断の形式が成立する過程を述べる内容である。その意味で（7）は、全体として「天下皆知美之爲美、斯惡已。皆知善之爲善、斯不善已。故有無相生、難易相成、長短相形、高下相傾、音聲相和、前後相隨」とする『老子』第二章と良く似ている。ただし『老子』の場合は、「天下皆知美之爲美、斯惡已。皆知善之爲善、斯不善已」と、人間による美惡・善不善の相対的価値判断は絶対判断にはなり得ないとの批判を導入部分とするため、有無・難易・長短・高下・音聲・前後などの人間による相対判断が、絶対判断とはなり得ないとの論旨であることは明快に理解できる。

ところが『恆先』の側は、中外・小大・柔剛・圓方・晦明・短長などの相対判断が、人間の認識行為から生ずるとは明言されない。そのため、先に中が存在し、後に外が存在したといった先後関係が、人間の認識行為とは無関係に、対象世界の側で成立したと理解する可能性も残される。ただし直前に人間が諸惡の元凶であると記されるので、人間が相対判断を行って虚構の名称の体系を捏造したが、それは天道のような一定性や恒常性を維持できないとの意味である可能性の側が高いであろう。

最後の（8）は『恆先』の中で最も難解である。冒頭の「恆氣之生、因言名」について、李零氏は「恆氣」二字で原始の氣の意味に解釈する。しかし（2）では、「氣是自生、恆莫生氣。氣是自生自作。恆氣之生、不獨有與也」と、氣は「恆」とは全く無関係に生じてきたと明言されているから、「恆」と氣を結合して、（8）の「恆氣」を原始の氣と解釈するのは無理であろう。

「恆氣」二字は（2）にも「恆氣之生」として出てくるが、前に引いた（2）の文章全体の論旨が、「恆」と氣の断絶を強調する点にあることには疑問の余地がない。とすれば、「恆」と氣の断絶を強調する一方で、「恆」と氣を結合して「恆氣」の存在を主張するのは全くの矛盾となる。したがって（2）の「恆氣」二字が原始の氣を意味する語である可能性は極めて低いであろう。（8）の「恆氣」もそれと同じで、原始の氣を指すとは理解できない。

故に冒頭の「恆氣之生、因言名」は、「或」の世界に氣が生じた段階で、「恆」が言語によって萬物に命名したとの意味に解

釈すべきであろう。もっとも、人間ではなく、「恆」が言語を用いて命名したというのは、不可解な印象を免れない。言語を使用するのは人間だけだというのが、一般常識だからである。

「言」については、（5）に或→有→性→音→言→名→事との発生順序が記されていた。通常の思考に従えば、この序列のうち、言→名→事の部分は、人類誕生以後の段階を指すと理解したい所である。だが『恆先』の作者は、そうした区分を一切示してはいない。そのために言語によって萬物に命名した主体が「恆」である可能性が残るのである。（5）の「或非或、無謂或」から「事非事、無謂事」までの「謂」の主語が明示されず、「恆」ではないかと推定される点をも考え合わせれば、（8）で言語による命名を行ったとされる主体も、やはり「恆」であると理解するのが妥当であろう。

続いて（8）は、「先者有疑荒言之、後者校比焉」と述べる。ここにも先後関係が登場するのだが、どの時期を境界線として先と後を区分しているのかは判然としない。「疑荒」の意味もよく分からないが、厳密に比較して査定する「校比」と対照されていることから推測するに、曖昧・漠然の意味と思われる。とすれば、「恆」は氣が発生した後、言語を用いて萬物に命名したが、「先者」はその名称を曖昧なままに使用し、「後者」はその名称を緻密に比較して査定したということになる。「後者」が人間を指すのは明白であるが、「先者」は誰を指すのであろうか。人類誕生以前に名称を使用したとなれば、その主体は、自ら萬物に命名した「恆」以外には考えられないであろう。

前述したように、「恆」が言語を用いて命名し、自らその名称を運用したというのは、一見奇異な思考である。だがこれと同様の思考は、『老子』にも存在している。馬王堆前漢墓出土の帛書『老子』甲本の第一章は、「道可道也、非恆道也。名可名也、非恆名也。无名萬物之始也。有名萬物之母也」と記す(12)。「名可名也、非恆名也」とある以上、『老子』は「名」に恒常性を保つ「名」と、恒常性を維持できない「名」の二種類を設定していたことになる。後者の恒常性を維持できない「名」が人間の命名行為を経た名称であることは明確である。とすれば、恒常性を維持し続ける前者の「名」は、人間によって命名された名称ではないことになる。それでは誰が「恆名」を生じたのであろうか。その主体は、『老子』にあっては「道」以外に考えられないであろう。

第一章は「无名萬物之始也」とも記す。「无名」なる状態こそが萬物の始原だというのである。「无名」の段階の萬物は、相互の同異を識別されることがないので、認識上は未分化の状態にある。これに続けて第一章は、「有名萬物之母也」と述べる。萬物それぞれに名称が付けられた「有名」なる状態こそが、萬物を生み出す母体だというのである。この「有名」なる段階の萬物は、すでに個々に命名されており、相互の同異を識別されるので、認識上はすでに分化した状態にある。この段階での命名行為の主体は人間ではあり得ないから、「无名」から「有名」に転換させる命名行為を行ったのは、やはり「道」だということになる。

また帛書『老子』乙本の第三十二章は、「始制有名。名亦既有、夫亦將知止。知止所以不殆」と記す。ここの「始」は、第一章に「无名萬物之始也」と記されていた「始」と同じで、萬物がまだ「无名」だった時期を指す。まだ「无名」だった「始」の時期に、「道」が萬物に命名して、「有名」なる段階へと転換させたのである。ただし「名」が「有」の世界を包摂し尽くしたならば、そこで「道」は命名行為を中止したという。命名し終えた後も止まろうとせず、さらに精緻な名称の探究に進めば、危殆に瀕するからである。「道」が「无名」から「有名」へと切り換える際に命名した名称が、第一章に述べられていた「恆名」であり、後に人間が厳密さを追求して命名した名称が「非恆名」である。

このように『老子』第三十二章においても、最初に命名行為を行ったのは、「道恆无名」（甲本第三十七章）と、自らは無名であり続けるがゆえに萬物を超える存在である「道」だとされている。こうした『老子』の思考を参照すれば、「恆」が言語を用いて萬物に命名したとする『恆先』の思考も、道家思想としては決して奇異なものではないと言える。（8）の「先者有疑荒言之」とは、「恆」が最初に命名した名称が苛察に陥らない曖昧模糊としたものだったことを言うのであり、「後者校比焉」とは、『老子』で言えば、止まることを知らぬ人間が精緻さを競って「非恆名」なる名称を作り上げた行為に相当すると考えられる。

続いて（8）は、「舉天下之名、虛樹習以不可改也」と述べる。「天下之名」とは、人間が「疑荒」を除去しようと「校比」によって作り上げた名称を指す。『恆先』の作者の価値観に基づけば、それは「虛」なる名称にすぎない。だが人類誕生以来、

虚名を用いた名分の体系が樹立され、人間は久しくそれに習熟してきているので、決して「恆」が命名した名称に戻ることはできないというのである。

次に『恆先』は、「舉天下之作、強者果天下之大作。其䜌尨不自若作。庸有果與不果、兩者不廢」と述べる。「強者」とは、強大になろうと興起する者、より具体的には天下の覇権を争う有力諸侯を指すのであろう。彼等は断固やり遂げようとする果敢さを尊んで興起してきた。「䜌尨」二字は難解であるが、「尨」は「膨」と同義で、「䜌」は燦に近い意味ではないかと思われる。恐らく「䜌尨」二字で、輝いて膨張する意味であろう。有力諸侯は栄光と膨張を願って、じっとして居られず、覇業を達成しようと興起するというのである。彼等の価値観は、果斷と優柔不斷の間に優劣の差を設けるので、両者の差別が廃止されることはないとも言われる。

ここでは「作」「大」「強」「果」などが否定の対象とされているが、同じような傾向は『老子』にも見られる。第三十章では、「以道佐人主者、不以兵強天下。其事好還。師之所處、荊棘生焉。大軍之後、必有凶年。善者果而已。不敢以取強。果而勿矜、果而勿伐、果而勿驕。果而不得已。果而勿強。物壯則老。是謂不道。不道早已」と、「強」や「果」が道に背く所業として否定されている。第四十二章でも、「強梁者、不得其死」と「強」が否定される。また第三十四章では、「是以聖人終不爲大」と、功業を追求する形の「大」が否定され、第十六章では「萬物並作、吾以觀其復」と、第三十七章では「化而欲作、吾將鎮之以無名之朴」と、「作」が否定されている。この点で『恆先』と『老子』の間には、思想傾向の類似性を指摘できるのである。

次に『恆先』は、「舉天下之爲也、無舍也、無與也、而能自爲也」と述べる。「爲」の発生原因は、現状に甘んずることができず、「恆」の在り方に従うこともできずに、自分勝手に行動しようとする精神にあるというのである。「無爲」を尊ぶ『老子』にあっても、「將欲取天下而爲之、吾見其不得已。天下神器、不可爲也。爲者敗之、執者失之」（第二十九章）と、こうした形での「爲」が否定されることは言うまでもない。これに続く「舉天下之性同也、其事無不復」の意味は、すでに（3）と（4）の箇所で解説した通りである。

次に『恆先』は、「舉天下之作也、無許恆、無非其所。舉天下之作也、無不得其恆而果遂。庸或得之、庸或失之」と述べる。

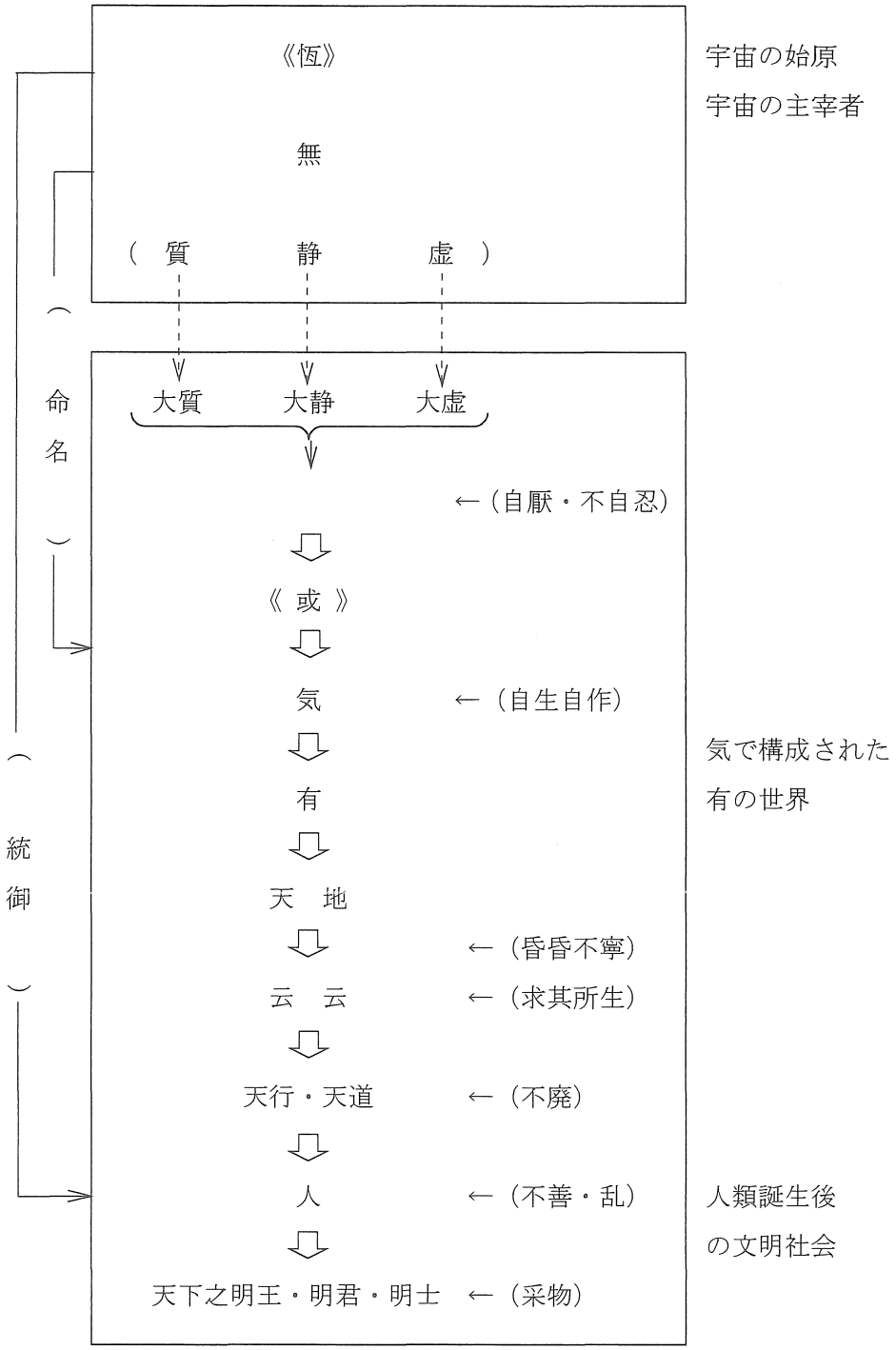
ここでは、「作」が「恆」の許可を得ずに爲された非行として明確に否定され、「恆」の在り方を体得せずには、どんなに成功を追い求めても、決して成就しないと主張される。

注目すべきは、「無許恆」とか「不得其恆」といった表現である。こうした表現からは、「恆」が単に宇宙の原初の段階を指すに止まらず、世界が「或」の段階に移行した後も、背後で「或」の世界を制御し支配し続ける、宇宙の主宰者と考えられていることが判明する。これは『老子』の「道」が、「道冲而用之或不盈。淵乎似萬物之宗」（第四章）とか、「執古之道、以御今之有」（第十四章）と、萬物発生後の世界をも背後で制御し続ける宇宙の主宰者とされているのと同じ構造である。『太一生水』の場合も、「太一生水。水反輔太一、是以成天。天反輔太一、是以成地」と、「太一」は宇宙の始原なのであるが、と同時に「是故太一藏於水、行於時、周而或成。以生爲萬物母。一缺一盈、以紀爲萬物經。此天之所不能殺、地之所不能釐、陰陽之所不能成」と、「太一」は水に潜みながら萬物を制御する宇宙の主宰者でもある。この意味で『恆先』の「恆」と『老子』の「道」と『太一生水』の「太一」は、酷似した性格を示すのである。

このように『恆先』の「恆」が宇宙の主宰者としての性格を持つため、「庸或得之、庸或失之」と、「或」のやり方で成功を獲得したように見えても、結局は失敗に終わると警告される。この点でも、「將欲取天下而爲之、吾見其不得已」（第二十九章）「以道佐人主者、不以兵強天下」「物壯則老。是謂不道。不道早已」（第三十章）「夫樂殺人者、則不可以得志於天下矣」（第三十一章）などと、「道」に背くやり方での霸業は成功しないと説く『老子』との共通性を看取し得る。

次の「舉天下之名、無有廢者」は、前出の「舉天下之名、虛樹習以不可改也」と、ほとんど同じ意味であろう。『恆先』の最後は、「舉天下之明王明君明士、庸有求而不慮」との文章で締め括られる。先頭の文字は竹簡では「與」であるが、「與」は「舉」と同義であろう。（8）には「舉天下之……」との句形が頻出するが、ここも「舉天下之明王明君明士」とする句形と理解すべきであろう。天下中の明王・明君・明士のやり方を通覧するに、皆「或」を用いて事業の成功を追求しているが、それが結局は失敗に終わることを明察できないというのである（左図参照）。

上博楚簡《恆先》図


《恆》
無
（ 質 静 虚 ）
大質 大静 大虚
命名
←（自厭・不自忍）
《 或 》
気 ←（自生自作）
有
天 地
←（昏昏不寧）
云 云 ←（求其所生）
天行・天道 ←（不廃）
人 ←（不善・乱）
天下之明王・明君・明士 ←（采物）
統御
宇宙の始原
宇宙の主宰者
気で構成された
有の世界
人類誕生後
の文明社会

四

これまで検討してきた『恆先』の思想内容を踏まえて、古代思想史における『恆先』の意義を考察してみよう。『恆先』と『老子』と『太一生水』の間には、多くの共通性が見られる。第一は、その思想が宇宙の始原から説き起こして、現今の人間社会の在り方を批判するという、宇宙生成論と文明批判を接合した構造を備える点である。ただし『太一生水』は、宇宙生成論に較べて文明批判の領域が手薄であるが、これはその部分の竹簡に欠損が多いためと考えられる。

第二は、『恆先』も『老子』も、宇宙の始原を「無」と規定する点である。『太一生水』は宇宙の始原を「無」だと明言はしないが、「太一」のみが存在した原初の段階では、天地・萬物が存在しなかったのであるから、実質的には宇宙の始原は「無」だったと主張していることになろう。

第三は、『恆先』の「恆」、『太一生水』の「太一」、『老子』の「道」の三者が、極めて良く似た性格を示す点である。これら三者は、いずれも宇宙の始原であると同時に、萬物発生後の現今の世界をも背後で統括する、宇宙の主宰者とされている。したがって三者は、宇宙の絶対神とも称すべき存在なのであるが、それにもかかわらず、上天・上帝が持つ人格神的要素は極力稀薄化されている。この点で三者は、共通した性格を示すのである。

第四は、『恆先』『太一生水』『老子』の三者が、それぞれ「恆」「太一」「道」といった宇宙の主宰者を立てながら、「天道」を理法化する天道思想を、自己の体系の中に肯定的に組み込んでいる点である。『恆先』と『太一生水』には、上天・上帝は全く姿を見せない。つまりこの兩者は、先行する上天・上帝を全く無視し排除したのである。『老子』のみは、「象帝之先」（第四章）と上帝の存在に一度だけ言及する。だがこれも、「道」を上帝に先行させ、上帝に対する「道」の優位を宣言するためであり、宇宙の主宰者としての上天・上帝の姿は、『老子』にも皆無である。こうした上天・上帝に対する冷淡な姿勢と比較すると、「天道」に対しては三者ともに肯定的であると言える。

第五は、『恆先』『太一生水』『老子』ともに、強大・滿盈を獲得しようとする人間の作為を強く批判する点である。『太一生

水』にはこの側面が稀薄に見えるが、それはこの部分の竹簡に欠損が多いためで、「天道貴弱。削成者以益生者」といった表現から、『太一生水』にも同じ思想が存在していたことは確かである。

第六は、『恆先』と『老子』が、ともに萬物への命名を論ずる認識論的視点を持つ点である。しかも両者は、萬物発生時に宇宙の主宰者によって行われた命名行為と、その後に人間によって行われた命名行為を区別する構造を持つ点でも、強い共通性を示している。これに対して『太一生水』には、認識論的視点が稀薄で、「下土也、而謂之地。上氣也、而謂之天。道亦其字也。請問其名。以道從事者必託其名。故事成而身長。聖人之從事也、亦託其名。故功成而身不傷。天地名字並立」と、道と天地の関係を名と字を用いて説明するに止まっている。

これまで『恆先』『太一生水』『老子』三者に共通する性格を指摘した。もとより三者の間には、重要な違いも存在する。次にその幾つかを指摘してみよう。

『恆先』においては、「恆」と「或」の二つの世界が、断絶した形で設定されている。「恆」が内含した質・靜・虛が増長して「恆」に不満を抱いた点が、後に「或」の世界を生じた原因とはされているものの、「或」の世界を形成する「氣」の発生に「恆」は全く関与していないとして、両者の間には強い隔絶が設定される。これは、「或」なる劣化した世界に対して、「恆」が責任を負わずに済むようにする仕掛けであろう。

これに対して『老子』は、「恆」と「或」のように、世界を明確に二段階に分割する構造を持たない。「道」は萬物を生み出すが、萬物は母なる「道」を逸脱して強盛を競う。だが萬物は「道」に回収されて根本に復帰する。『老子』はこのように、萬物が「作」と「復帰」の間を往復する、『恆先』よりも連続性の強い形を取るのである。この形式の場合は、善なる「道」から生まれた萬物がなぜ非行に走るのか、悪を発生させた責任は、そもそも「萬物之宗」たる「道」にあるのではないかとの疑念を生ずる。『恆先』のように世界を明確に二分しなかったため、悪の発生と「道」を完全に隔離することが難しいわけである。この点は微妙な違いとも言えるが、やはり重要な違いでもある。

『恆先』と『老子』の違いとしては、さらに性説の有無が挙げられる。『老子』には性に関する思索は全く存在しない。この

点は『太一生水』も同様である。ところが『恆先』には、「同出而異性、因生其所欲」とか「性出於有」「性非性、無謂性」などと、性に関する思索が登場する。この点は両者の重要な違いとして留意すべきであろう。

また氣の生成論に関しても、『恆先』と『老子』の間には大きな違いが存在する。『恆先』は、「有或焉有氣、有氣焉有有」「氣是自生自作」とか、「濁氣生地、清氣生天。氣伸神哉、云云相生」「恆氣之生、因言名」と、「或」の世界の萬物は氣から生じたとする生成論で一貫している。

『老子』も、「專氣致柔、能嬰兒」（第十章）「萬物負陰而抱陽、冲氣以爲和」（第四十二章）「心使氣曰強」（第五十五章）と、氣に言及する。したがって『老子』にも、萬物が氣で形成されているとの思考が存在したと認められる。だが『老子』の氣に対する言及は断片的で、宇宙生成論全体が氣で統一されているわけではなく、『恆先』のように一貫した理論とはなっていない。『太一生水』も事情は同じで、宇宙生成論を展開しながらも、氣に言及するのは「上氣也、而謂之天」の一箇所のみで、氣による一貫した生成論の形を取ってはいない。『恆先』のみが極めて完成度の高い氣の生成論を提示したことは、『老子』や『太一生水』との重要な相違点である。

これまで『恆先』『太一生水』『老子』三者の間の共通性と差異を検討してきた。その検討結果は、道家思想の形成と展開を考える上で、多くの示唆を提供する。『恆先』『太一生水』『老子』の三者は、それぞれ「恆」「太一」「道」を宇宙の主宰者とする、独自の宇宙生成論を提出している。そしてこの三者の間には、先行するいずれかの影響を受けて、他の二つがその亜流として形成されたといった、顕著な影響関係は見出だせない。確かに『太一生水』には『老子』への対抗意識が窺える[13]が、『太一生水』の宇宙生成論そのものは決して『老子』の焼き直しではなく、全く独自の体系である。

これまで我々が利用できた先秦の道家思想の文献は、ほとんど『老子』と『莊子』に限られていた。そのため、『老子』が道家思想の始祖と目され、多くの場合、道家思想はすべて『老子』を始原として展開し発展してきたと考えられてきた。だが相次ぐ戦国楚簡の発見によって、『恆先』『太一生水』『老子』の三者が、それぞれ独自の宇宙生成論を掲げて並立していた状況が浮かび上がってきたのである。

それではこうした並立状況は、いつ頃出現したのであろうか。『老子』の成立時期について梁啓超は「論老子書作於戰國之末」（『古史辨』第四冊）で、『老子』には「仁義」の語が見えるが、仁と義の連用は孟子の専売品であるから、孟子の時代より前に『老子』が存在したはずはなく、「王侯」「侯王」「王公」「萬乘之君」とか「取天下」といった語句も、春秋時代の人間にはふさわしくない戦国的用語であるとして、『老子』の書が作られたのは春秋末ではなく戦国末だと主張した。

顧頡剛は「從呂氏春秋推測老子之成書年代」（『古史辨』第四冊）において、『呂氏春秋』には『老子』と似通った文句が多く見えるが、明確に『老子』からの引用だとは認めがたく、『呂氏春秋』が編纂された当時にはまだ今の形のような『老子』は存在していなかったのではないかと推測する。その上で顧頡剛は、『老子』と『荀子』の文体は極めて似ており、『老子』が書かれた時代は荀子の活動時期と近いと考えられるとする。彼はこれを論拠に、『老子』が今の形に定着したのは、早ければ戦国末、遅ければ漢初だと結論づけた。

日本においても江戸時代の儒者・齋藤拙堂は、『拙堂文集』巻四の中で、仁義の連称は孟子に始まり、『老子』が「大道廢有仁義」（第十八章）とか、「絶仁棄義、民復孝慈」（第十九章）などと仁義を譏るのは、孟子に反対しようとしたからだとして、老子は孟子より後の人物だと考えた。

また武内義雄『老子の研究』（一九二七年）は、法家の言が混じる今の『老子』は、愼到・韓非系の学者が伝えたテキストで、その成立時期は前二四〇年前後、戦国末から秦初の間の編纂だと推定した。

これに対して津田左右吉『道家の思想と其の展開』（一九二七年）は、齋藤拙堂の説を踏襲し、『老子』が仁義を排斥したのは、孟子の思想を根本的に覆そうとしたものであるが、『孟子』には『老子』への論難が見えないから、『老子』は孟子より後の製作だと推定する。

さらに木村英一『老子の新研究』（一九五九年）は、『老子』は老聃の遺言や俚言・格言等、多様な材料を漢初の時期に整理・取捨して、道家の経典に仕立てたものであるが、その編成作業も数次にわたり、一人一時の制作ではないとの結論を提示する。

以上紹介した疑古派ないし釋古派の論調は、人ごとに少しずつ論法が異なってはいるが、『孟子』の内容を重要な基準とした上で、『老子』の成書年代の上限を孟子の活動時期（前三二〇～前二九〇年頃）より後に措定するという、大きな共通性を示している。下限の方は論者によってまちまちであるが、遅く見る説では漢初まで引き下げている。

だが馬王堆前漢墓から帛書『老子』甲乙本が発見されたことや、戦国中期の郭店一号楚墓より三種類の『老子』抄本が発見されたことによって(14)、前に紹介した諸説は根本から覆ってしまった。『老子』は前三〇〇年頃と推定されている郭店一号楚墓の造営時期をかなり遡る時期、すなわち戦国前期（前四〇三～前三四三年）には、すでに成立していた可能性が高くなった。この点は、同じく郭店一号楚墓から出土した『太一生水』に関しても全く同様である。

『恆先』を含む上博楚簡の場合は、盗掘品であるため出土地点は不明で、副葬された時期もはっきりしない。そこで中国科学院上海原子核研究所において、炭素14を用いた年代測定が行われた。その測定結果は二二五七±六五年で(15)、一九五〇年が国際定点であるから、上博楚簡は前三〇八±六五年、つまり前三七三年から前二四三年の間の書写となる。また『上海博物館藏戦国楚竹書』第一分冊前言は、副葬時期について、竹簡や字体の分析、郭店楚簡との比較から、楚が秦の攻撃を受けて郢から陳に遷都する前二七八年以前と推定している。したがって上博楚簡の書写年代は、前三七三年から前二七八年の間となる。とすれば、原著の成立時期は当然写本の書写年代をかなり遡るから、『恆先』は遅くも戦国前期にはすでに成立していたと見なければならない。

以上述べてきた結果を踏まえると、『恆先』『太一生水』『老子』の三者は、戦国前期にはすでに独自の体系を掲げて並立していたと考えられる。もとより三者の成立時期が春秋末まで遡る可能性も排除できない。またこの三者以外にも、独自の宇宙生成論を持つ道家思想が存在していた可能性も残されている。

したがってこの種の道家思想は、春秋末から戦国前期にかけて、同時多発的に出現してきたと考えざるを得ない。『楚辭』天問の冒頭には、「曰遂古之初、誰傳道之。上下未形、何由考之。冥昭瞢闇、誰能極之。馮翼惟像、何以識之」との疑問が提出される。宇宙の始原の時代のことを、いったい誰が言い伝えていたのか。天地すら存在しない時代のことを、いったい何に基づ

いて考究したのか。闇と光さえ判然としない薄暗がりの時代に、誰が宇宙の姿を見極めたのか。無形の混沌の中から有象が生じたというが、どうやってそれを知ることができたのか。屈原はこうした疑念を表明するのだが、それは明らかに宇宙生成論の存在を前提に発せられた疑問である。

これを『恆先』に対応させれば、「遂古之初」は「恆先無、有質靜虛」に、「上下未形」は「未有天地、未有作行」に、「冥昭瞢闇」は「夢夢靜同、而未或明」に、「馮翼惟像」は「氣伸神哉、云云相生」に対応する。無論『太一生水』や『老子』にも、同様の対応関係を指摘することが可能である。

「太史公曰、余讀離騷天問招魂哀郢、悲其志」（『史記』屈原賈生列伝）と、『楚辭』天問の作者と目される屈原は、楚の懐王（在位：前三二八～前二九九年）に左徒として重用され、王命により憲令を起草したが、讒言にあって漢水の北に追放される。後に政界に復帰するが、頃襄王（在位：前二九八～前二六三年）の初年に再び讒言により江南に追放され、前二七八年に都・郢が秦の手中に落ちる悲報に接しながら各地を放浪し、ついに汨羅に身を投じたという。したがって屈原の活動時期は、前三二〇年頃から前二七〇年頃となる。

『楚辭』天問の内容は、屈原が天問を作る以前から、つまり戦国中期後半より前の時代に、宇宙の始原を論ずる宇宙生成論が存在した状況を示している。やはりこれも、春秋末から戦国前期にかけて、各種の宇宙生成論を掲げる道家思想が形成されていたことの補証となろう。

それでは宇宙生成論を持つ道家思想が、同時多発的に出現した地域はどこであったろうか。それを探る手掛かりは、老子伝説の中にある。老子伝説の多くは、「老子者、楚苦縣厲鄉曲仁里人也」「或曰、老萊子亦楚人也」（『史記』老荘申韓列伝）「陽子居南之沛、老聃西遊於秦、邀於郊、至於梁而遇老子」（『莊子』寓言篇）「老子、姓李、字伯陽、楚相縣人也」（邊韶「老子銘」）と、老子の出身地を陳の故地である楚の北辺や、楚の北辺に隣接する宋國の沛とする。また戦国中期、齊の稷下にやって来た環淵は、「環淵楚人」（『史記』孟子荀卿列伝）と楚人とされ、『漢書』藝文志の班固自注は「老子弟子」だと記す。こうした伝承の存在は、『老子』が成立した地域が楚の北邊であったことを示唆するものであろう(16)。

これに関連して、上博楚簡には興味深い現象が見られる。『上海博物館藏戦国楚竹書』第四分冊[17]には、『采風曲目』『逸詩』『昭王毀室・昭王與龔之賸』『柬大王泊旱』『内禮』『相邦之道』『曹沫之陳』の七篇が収録される。この中、『采風曲目』は楚の樂官が整理した歌曲の目録と推定されている。また『昭王毀室・昭王與龔之賸』は、楚の昭王（在位：前五一五～前四八九年）と臣下の故事を記す内容である。『柬大王泊旱』は、楚の簡王（在位：前四三一～前四〇八年）の故事を扱う内容である。これら三篇は、その内容から判断して、楚の国内で成立した文献と考えられる。

一方、魯の荘公（在位：前六九三～前六六二年）の時、魯の将軍として活躍した曹沫の兵法を伝える『曹沫之陳』は、明らかに魯の国内で成立した文献と考えられる。同様に第一分冊が収録する『孔子詩論』や『緇衣』、第二分冊が収録する『子羔』や『魯邦大旱』、第三分冊が収録する『仲弓』、第四分冊が収録する『相邦之道』なども、孔子と門人が登場する体裁から判断して、齊や魯の地方で成立した文献であることは明白である。

こうした現象は、上博楚簡の中には、齊や魯といった山東地方で成立した文献と、楚で成立した文献とが混在していることを示している。したがって『恆先』も、楚の国内で成立した現地性の文献と考えることが可能なのである。同じことは、郭店楚簡についても言える。郭店楚簡は十四篇の文献を含むが、『緇衣』や『魯穆公問子思』が齊や魯の地方で成立した文献であることは論を俟たない。これに対して『老子』抄本と『太一生水』は、楚で成立した文献であると考えることが可能であろう。

『詩』や『書』を先王の書として尊ぶ中原の文化圏では、有意志の人格神である上天・上帝こそ宇宙の主宰者であるとの固定観念が、確固として定着している。この上天・上帝信仰においては、宇宙の始原が思索の対象とされることはなく、「天生烝民」（『詩経』大雅・烝民）と、せいぜい人類の誕生から話が始まる。春秋末に魯で形成された儒家や墨家の学団は、伝統的な上天・上帝信仰の枠組みを踏襲し、『詩』や『書』を経典視した。当然儒家や墨家の思想では、宇宙生成論が思索の対象とされることはなく、「古者民始生」（『墨子』尚同上篇）と、やはり人類の誕生から話が始まる。同じく中原の文化圏で成立した史官の天道思想は、上天・上帝よりも天道を前面に押し出すが、宇宙の始原を説明する宇宙生成論の体系は備えていない。

したがって、文王・武王が上天より受命したとの建国神話を奉ずる周の王朝体制の下、中原の文化圏から、上天・上帝を無

視ないし否定して、宇宙生成論を説く思想が生み出された可能性は低い。もしこうした宇宙生成論を肯定した場合は、殷周革命はその理論的根拠を喪失してしまうからである。

とすれば、『恆先』『太一生水』『老子』などの宇宙生成論は、周の王朝体制下に組み込まれておらず、中原の文化圏に対抗する独自の文化圏の中から発生してきた可能性が高い。周の王朝体制の下で王号を名乗れるのは、周王ただ一人であり、中原諸侯が王号を僭称し始めるのは、戦国中期になってからである。しかるに呉・楚・越など長江流域の諸國は、春秋時代から王号を称して周に対抗していた。前六〇六年に楚の荘王が兵を率いて周の都・洛陽に乗り込み、周王に鼎の軽重を問うたのは、その象徴的な事例である。

そこで范蠡は、「王孫雒曰、子范子、先人有言曰、無助天爲虐、助天爲虐者不祥」（『國語』越語下篇）と中原の格言を持ち出されても、「范蠡曰、王孫子、昔吾先君固周室之不成子也。故濱於東海之陂。（中略）余雖靦然而人面哉、吾猶禽獣也。又安知是譏譏者乎」（『國語』越語下篇）と、越は周の王朝体制に組み込まれていないとの理由を挙げて、その権威を認めないのである。

上天・上帝は感情や意志のみを持ち、身体・形象を持たない形而上的神格であるが、それは人間から身体的要素を取り除いて感情や意志だけを残したもので、あくまでも人間を摸した神格である。

これに反して「恆」や「太一」や「道」は、人間の似姿としての性格を全く持たず、たとえ物ならざる物ではあっても、基本的には物としての性格を示す。この人か物かとの差異は、哲学的には本質的な違いであって、両者の間には超え難いほどの深い断絶が存在する。人間を模した人格神を宇宙の主宰者に立てる思考を否定し、物に類する存在を宇宙の主宰者に据える思想は、中原の文化圏、周の王朝体制下の地域からは、決して生み出されないであろう。

以上の理由から筆者は、『恆先』『太一生水』『老子』などの宇宙生成論は、春秋末から戦国前期にかけて、中原に隣接する楚の北邊に現れた思想だと考える。この種の宇宙生成論への疑問が『楚辭』天問に記されることも、その補証となろう(18)。これら三種の宇宙生成論は、いずれも中原の天道思想を自己の体系中に取り込んでいる。こうした現象も、その成立地域が中原と

隣接し、中原文化を部分的に摂取できる位置にあったからだと考えられる。

とすれば、孔子の活動時期とほぼ同時期か、あるいは直傳・再傳の門人の活動時期に、南方の楚では、すでに各種の宇宙生成論が並立していたことになる。そして『論語』に見えるようなこの時期の儒家の思想水準と、『恆先』『太一生水』『老子』などの宇宙生成論の思想水準を比較すれば、思想が覆う領域の廣狭や、形而上的思索の深さにおいて、後者は前者を遥かに凌駕していたとしなければならない。

戦国中期から後期にかけて活動した陰陽家の鄒衍は、「鄒子疾晩世之儒墨、不知天地之弘、昭曠之道、將一曲而欲道九折、守一隅而欲知萬方」(『鹽鐵論』論鄒篇)と、人間社会内部にのみ思考範囲を限定する儒家や墨家の矮小さを批判し、「推而遠之、至天地未生、窈冥不可考而原也。稱引天地剖判以來、五德轉移、治各有宜、而符應若茲」(『史記』孟子荀卿列傳)と、五徳終始説と呼ばれる独自の宇宙生成論を提出したが(19)、確かに儒家や墨家の思想にはそうした弱点が存在する。

このように考えてくると、南方の楚が生み出した道家的宇宙生成論は、宇宙生成論や形而上的思索を提供して古代中国哲学の水準を飛躍的に引き上げた点において、後世の仏教伝来にも比肩する重大な貢献を行ったと評価できる。古代中国哲学の発展の歴史は、ともすれば漢族を主体とする中原文化の範囲内で記述される傾向が強い。だが『恆先』や『太一生水』の発見は、中原の人々から南方の蠻夷と侮蔑されていた人々が、古代中国哲学の発展に極めて重要な役割を果たした事実を我々に告げるものである。

中華文明がすでに古代から、漢族の文化と異民族の文化との壮大な鬩ぎ合いと融合によって、初めて多様性を獲得して豊かに発展し得たことに、改めて思いを致すべきであろう。

注

(1) 上海古籍出版社・二〇〇四年四月。

(2) 前後の句形から判断して、「偉生惲、悲生悲」と改めるべきであろう。

（3）釋文は「信」であるが、文意から「伸」に改めた。

（4）釋文は「唯」であるが、文意から「惟」に改めた。

（5）馬王堆漢墓出土の帛書易伝「二三子問」には、乾卦の上六の爻辞に関して、「夫文之交、采物畢存者、其唯龍乎」と記す。前後の文脈から判断すると、「采物」は美麗な彩色の意味と考えられる。そこで『恆先』の「采物」も、人工的な彩色を施した宮殿の類と理解すべきであろう。

（6）前後の文意から、「天」の下に「下」字を補った。

（7）釋文は「唯」であるが、文意から「惟」に改めた。

（8）「先」と「者」の間に墨釘があるが、ここは「先者」と「後者」を対比する文章と考えられ、なぜこの位置に墨釘が付されたのかは不明である。

（9）前後の句形から、ここに「舉」を補うべきである。

（10）史官の天道思想と道家思想の関係については、拙著『黄老道の成立と展開』（創文社・一九九二年）第一部・第十二章・第十三章参照。

（11）黄帝書が悪の発生原因をどのように説明しているかについては、拙著『黄老道の成立と展開』第一部・第四章・第五章参照。

（12）本稿では、『老子』の引用は基本的に河上公本を用いるが、傳世本との間に特に重大な違いが存在する箇所は、帛書『老子』を使用した。特に断っていない場合は、すべて河上公本『老子』である。

（13）この点の詳細については、拙稿「郭店楚簡「太一生水」と「老子」の道」（『中国研究集刊』第26號・二〇〇〇年六月）参照。

（14）郭店『老子』が抄本であることについては、拙稿「郭店楚簡「太一生水」と「老子」の道」参照。

（15）この測定結果については、『上博館藏戰国楚竹書研究』（上海書店出版社・二〇〇二年三月）所収の「馬承源先生談上海簡」参照。

（16）この点の詳細については、拙著『黄老道の成立と展開』第一部・第十四章参照。

（17）上海古籍出版社・二〇〇五年二月。

（18）郭店楚簡『語叢』の中に、「凡物由亡生」（一）といった文章が見えることも、戦国中期以前に道家的宇宙生成論が存在したことを裏付けるものである。

(19)鄒衍については、拙著『黄老道の成立と展開』第三部・第三章参照。

(付記) 小論は、磯部彰氏（東北大学）を領域代表とする文部科学省科学研究費・特定領域研究（A）「東アジア出版文化の研究」の一環として、筆者が研究代表となった「戦国から秦・漢への時代転換と写本の変化」による研究成果の一部である。

長江三峡地区考古文化綜述

三峡大学三峡文化研究中心（楊華）
（岡本真則　訳）

一、三峡地区の自然地理環境

三峡地区は長江上流下段に位置し、我が国の地勢区分の第二級階梯の東部境界地域に属する。東は豊饒な江漢高原・洞庭湖平原と相連なり、西は重慶市市街区東部の銅鑼山脈南麓地区と接し、武陵山・大婁山の余脈はその南に位置し、北は大巴山山脈に寄り、三峡中心地の東北から西南に走る巫山山脈は、その中央を西から東に横断する長江によって切り開かれている。地理座標は、北緯二八度九分～三二度一二分、東経一〇六度五四分～一一二度四分の間にあたる。総面積は五・六七万平方キロメートル。亜熱帯季節風湿潤気候に属し、冬はやや寒く、夏はひどく暑く、四季がはっきりしている。

以前の所謂三峡地区の範囲は、西は瞿塘峡入口の重慶市奉節県の白帝城から、東は西陵峡出口の湖北省宜昌市南津関までの狭くて長い地域であった。三峡庫区は、西は重慶市江津市より、東は湖北省宜昌市の三峡大壩までであるので、本文で述べる三峡地区の西部は重慶市の黔江地区・涪陵地区・万州区を含み、東部は恩施土家族苗族自治州・神農架林区・宜昌市を含む。

この地域は地理構造が複雑で、山岳地帯の占める面積が大きく、地勢は高峰峻嶺と低山峡谷とが相連なっている。山地が約六九パーセント、丘陵地が約二七パーセント、平原・平地・盆地が約四パーセントを占める。海抜はほぼ五〇〇～一五〇〇メートルの間にある。奉節県以東には非常に大きく有名な峡谷地帯、即ち瞿塘峡・巫峡・西陵峡があり、峡谷と広い谷とが交互に並び、峡谷部分の長さは約九〇キロメートル、広い谷の部分の長さは約一〇三キロメートルである。

三峡は自然資源が極めて豊富な地区である。主要な資源の特徴は次のようにまとめられる。水力エネルギー資源の埋蔵量は大きく、生物資源は品種が夥しく、農林業の特産物は豊富で、鉱物資源は揃っており、非金属鉱物の埋蔵量なども非常に豊富

である。例えば、水力エネルギー資源は、長江以外で流域面積が五〇平方キロメートルより大きい河川は四五〇余条あり、これら全てをあわせた長さは一二七〇〇キロメートル余りに達する。実地調査によれば、三峡地区では各地質時代の鉱物が蓄積されており、種類は六〇余種の多きに達する。金属鉱物資源だけでも鉄・銅・鉛・亜鉛・アルミニウム・金・銀・錫など二〇余種の多きに達する。また、動物資源では、獣類八〇種余り、鳥類二三一種、爬虫類二七種、両生類二〇種がいる。したがって、三峡地区はさまざまな資源が非常に豊富であるというのは少しも言い過ぎではない。

三峡地区の経済は山地の農業経済を主とし、農業栽培の主要なものには、トウモロコシ・水稲・小麦・ジャガイモ・ソラ豆・サツマイモなどがある。現在の三峡地区内では、一九九〇年に国家計画委員会・農業部によって第七次五カ年計画(一九八六～一九九〇年)の第三群国家商品糧基地県とされた三つの商品糧基地、即ち重慶市の開県・梁平県・墊江県があり、その後さらに宜昌市・忠県・涪陵・利川・秀山が第八次五カ年計画(一九九一～一九九五年)の第一群国家商品糧基地建設プロジェクトの一つに確定した。三峡地区の地理構造は特殊で、土地面積は五・六七万平方キロメートルの多きに達するが、この地区の総人口は一七八〇・二二万人で、人口平均密度は全国の倍余りで、一平方キロメートル当たり二五〇人である。耕地は一五三万ヘクタール、一人当たりの耕地は〇・〇九ヘクタールである。工業経済は総じて比較的立ち遅れており、重慶市以外の他の地域の工業基礎は比較的薄弱で、設備は古く立ち遅れている。

人口が多く、耕地は少なく、工業経済は発展しておらず、そのうえ各種資源の開発は難しい。このことが当該地区の経済を明らかに立ち遅らせているのである。

まさにこの地区における、生産水準の低さ、経済が比較的単一であること、総合管理水準の低さなどのために、現在の三峡地区の国民総生産と平均一人当たりの収入は、全般的に四川・湖北両省の平均水準、及び全国の平均水準より低く、我が国経済発展水準の低レベルに属し、その上、我が国の広範な貧困地区の一つなのである(1)。

二、三峡地区文物考古工作の発展

我が国の他の地区と比べると、三峡地区の文物考古工作が始まったのは比較的遅く、建国以前はわずかな調査が行われただけである。例えば一九二〇、三〇年代では、アメリカの格尔階・納尔遜(N.C.Nelson)、宣教師の埃徳加(J.H.Edgar)らが前後して三峡地区の実地調査を行い、重慶市巫山県の大渓・跳石・碚石などの文化遺址を発見し、動植物標本と化石資料を獲得した。これらの標本は現在でもなおアメリカのニューヨーク自然博物館に収蔵されている。(2)

しかし、なお言及しなければならないのは、南北朝時代の早くに『南斉書』巻一八祥瑞志に「建元元年(四七九)十月、涪陵郡蜑民田健所住巖間、……獲古鍾一枚、又有一器名淳于、蜑人以爲神物奉祠之」とある記述である。さらに南宋時代の洪邁『容齋随筆』にも湖北省長陽土家族自治県で虎鈕淳于二件を発見したことが記されている。このような青銅器の出土形態は、正式な発掘ではなく、具体的研究もない。当時の学者は、出土したこれらの青銅器を「神物」と称したが、当然、これは真の意味での考古とすることはできない。現代の意味における考古とは、まさに人々が人類の発生と発展を認識するために行う目的のある科学発掘である。(3) しかし、古代の人がこれらの青銅器の出土を史書に記録したことは、後進たちが三峡地区文物考古を研究するのに重要な手がかりを提供するものである。

一九五〇年代以来、長江三峡大壩水電工程と長江葛洲壩水電工程の建設を配合するため、文物部門は三峡地区で無数の大規模な文物調査と比較的大規模な文物調査を相次いで行った。主な参加団体は、四川・重慶・湖北・北京などの文博部門と高等院校である。一九五〇～八〇年代初めにかけて行った大規模な考古発掘プロジェクトの主要なものに、一九五九年と一九七五年に行った巫山大渓遺址の発掘がある。一九七二、一九八〇、一九八三年には涪陵小田渓古墓群の発掘を数回行った。一九七一～一九八一年には宜昌前坪古墓群の発掘を何度も行った。一九七三年には宜都紅花套遺址の発掘を行った。一九八〇年代には有名な宜昌中堡島・楊家湾・秭帰朝天咀・柳林渓などの長江葛洲壩ダム水没区(巴東以下)に属する文物遺跡(古遺址・古墓群)の発掘を行った。一九九〇年代以来、三峡大壩水電工程の建設を配合するため、国家文物局が代表となって続々と招集した百人近くの文物・考古・地質地理・古生物・人類学・民族学研究に従事する高等院校と科学研究部門の人員が、祖国各地から三峡地区に集まり、堂々たる文物考古発掘隊を組織した。目下、西は重慶市より東は宜昌市の長江沿岸(長江支流を含む)に至

る地区において、文物考古発掘隊はまさに組織的・計画的に順序を立てて、大規模で緊急な考古発掘を行っており、至る所で田野考古隊が忙しく働く姿が見られる。

解放以来の文物調査・実地調査資料が示すところによれば、三峡大壩施工区と水没区内には、遠古から明清時代までの古遺址・古墓葬(群)が合計八二九箇所に分布しており[4]、地下文物の埋蔵総量の面積は三〇〇〇余万平方メートルの多きに達し、地表文物(水面下を含む)は合計四五三箇所に分布している。八二九箇所の古遺址と古墓葬群のうち、旧石器時代から秦漢時代までの遺址・墓葬(群)は約七〇〇余箇所である。秦漢以後の各時代の文化遺存は、一般に上述のこれら新石器時代から戦国時代までの人類居住遺址の文化堆積層の上に積み重なっている。

三峡地区のいくつかの古遺址・古墓葬の発掘を通じて、すでに多数の多種多様な歴史文化遺産を獲得し、旧石器時代から明清までの各歴史時代の大量な実物資料を蓄積した。これら文物資料の発見は、長江三峡地区の歴史文化の発展を研究するために堅固な基礎を定めるばかりでなく、同時に長江三峡地区の旧石器時代から明清時代までの社会が発展したおおよその輪郭を簡単に述べるものである。

三、各時代の考古発見資料概況

(一) 旧石器時代考古

考古調査と発掘資料によれば、三峡地区の旧石器時代に属する遺址は合計七〇余箇所(洞穴遺址と広野遺址を含む)あり、重慶地区内が五〇余箇所[5]、湖北地区内が二〇余箇所[6]である。文化内容は早・中・晩それぞれの歴史段階を含み、その年代は約二〇〇万～八〇〇〇年B.P.で、基本的に新石器時代早期に繋がる。

1、旧石器時代早期遺存

旧石器時代早期に属する遺存はそれほど多くないが、重要な遺址と化石に重慶市巫山県の「巫山人」とその遺址、湖北省の巴東県・建始県のギガントピテクス動物群化石、同省秭帰県の玉虚洞遺址がある。湖北省長陽土家族自治県・巴東県・建始県・利川市・秭帰県、重慶市巫山県・奉節県などの海抜七〇〇～一〇〇〇メートルの半高山地帯には比較的よく発達した鍾乳洞があり、そこからしばしばギガントピテクスとさまざまな動物の化石が出土する。

一九八五年一〇月一三日と一九八六年一〇月二四日に「巫山人」遺址の地層中から人類化石二件を発見した。「巫山人」は早期直立人(原人……訳者補)に属する。この遺址の地層から出土した遺物は石器が比較的多く、礫器・敲石・剥片などがあり、その製作特徴は粗雑な加工で、使用した痕跡が比較的明かで、相当原始的であったことを示している(7)。秭帰県玉虚洞遺址の地層から出土した石器には大型の礫器・凹刃スクレイパー・石核・尖頭器・敲石・台石などがある。この他に言及すべきことは、「巫山人」の地層から「ギガントピテクスの歯」(化石)一二枚、及び一群の骨器と一二〇余種四〇〇〇余件に及ぶ脊椎動物の化石を発見したことである。

一九六〇年代以来、巴東・建始・巫山などでこれまでに発見された「ギガントピテクス化石」は合計三〇〇余枚である。研究によれば、「ギガントピテクスの歯」は人類の歯よりさらに粗くて大きく、ギガントピテクスの身長は約二・七四メートルと推測される(8)。古人類学研究の認識では、建始県の「ギガントピテクス化石」は「アウストラロピテクス」であり、またある学者はアジアに分布するアウストラロピテクスの新種であるかもしれないと考えている(9)。ギガントピテクス化石と共伴して出土した動物化石は二三種の多きに達し、その全体的な特徴は比較的古い性質を反映していた。

測定研究によれば、「巫山人」化石の年代は二〇四～二〇一万年B.P.で、更新世早期に属する。巴東・建始両県の「ギガントピテクス化石」はおそらく猿類系統の傍系で、その生存時期は、第三紀鮮新世から更新世早期を経て更新世中期にかけてである(10)。

2、旧石器時代中期遺存

一九五六年に発見された「長陽人」化石は、旧石器時代中期の早期智人(旧人、ホモ・サピエンス……訳者補)に属する。この時代に属する遺址は、重慶市豊都県の高家鎮・井水湾・烟墩堡、奉節県の藕塘、万州区の大地坪、忠県の烏楊、湖北省神農架林区の犀牛洞、宜都市の九道河、当陽市の九里崗などがある。長陽土家族自治県・巴東県・建始県などにある洞穴から動物化石が多く出土している。

出土した石器は比較的豊富で、数量も多く、例えば豊都県烟墩堡遺址から出土した石器標本は一万余件に及ぶ。この時代の遺址から出土した石器は一般に大型・中型・小型に分けられ、主要なものに尖頭器・礫器・石核・スクレイパー・石球・敲石・台石・凹鉄器・盤状器と複合工具などがある。動物類の化石は、サイ・東方ステゴドンゾウ・ジャイアントパンダ・バク・スイロク(サンバー)・マダラジカ・ヤマアラシ・イノシシ、ウシなど二〇種余りである。

遺址の年代は約二〇~五万年B.P.で、豊都県の高家鎮遺址は旧石器時代早期偏晩或いは中期偏早に属し、地質年代は更新世中期中段に区分されるが、更新世晩期前段に属すべきとする人もいる。有名な「長陽人化石」の年代は、約一九・五万年B.P.で、直立人(原人……訳者補)と現代人(新人、ホモ・サピエンス・サピエンス……訳者補)との間に介在し(11)、「北京原人」末期の年代に相当する。

3、旧石器時代晩期遺存

この時代に属する遺址と人類化石は三峡地区では普遍的に発見され、資料内容も豊富である。旧石器時代の晩期智人(新人、ホモ・サピエンス・サピエンス……訳者補)に属する資料に奉節県の「草堂人」、巫山県の「河梁人」がある。主要な遺址は、重慶市の銅梁・九龍坡・馬王場、重慶市合川市の沙橋角村や、湖北省巴東県一帯で発見された旧石器時代後期に属する遺址一〇余箇所のうち、比較的保存状態のよい巴東県李家湾・高桅子などがある。有名な銅梁遺址は一九七六年に発見され、一九七八年に正式な発掘が行われ、一九八一年に「銅梁文化」と命名された(12)。

出土石器の数量は多く、種類も揃っており、器形は一般に比較的粗くて大きく、形状は整っており、主要なものに礫器・尖頭器・敲石・台石・凹缺器・石核・剥片などがある。巫山県迷宮洞遺址から出土した石鑽具は、精美な作りで、器形は対照である。これは比較的先進的な鑽孔工具である。発見された動物化石の主要なものは、東方ステゴドンゾウ・インドゾウ・タイワンリス・大アジアフサオヤマアラシ・テングコウモリ・アカゲサル・巴氏パンダ・チュウゴクサイ・カモシカ・スマトラカモシカ・シカ・河南オオバクなど四〇種余りである。

遺址の年代は偏早段階と偏晩段階とがあり、銅梁文化に属する諸遺址の年代は約二一五五〇±三一〇年B.P.[13]、奉節県の横路遺址は約一〇〇四〇±八〇〇〇年B.P.、巫山県迷宮洞遺址の年代は約一三一五〇年B.P.、長陽県桅杆坪遺址(下層)の年代は約一〇〇七〇±一九〇年B.P.である[14]。これら晩期の文化遺存の多くは、その上に新石器時代の文化遺存が積み重なっており、地層学の観点から見れば、これら新石器時代の文化遺存は、当該地区の旧石器時代晩期の文化遺存と一定の関係がある。

前述したように、三峡地区で発見された古人類化石・遺址資料で年代の最も早いものは、先に二〇〇万年B.P.と推測された「巫山人」の時期である。我が国の人類学・考古学の専門家は、三峡とその隣接地区の益々多くなる人類化石・人類居住遺址資料の発見に基づいて、三峡地区ではさらに年代の早い重要な遠古時代の人類化石(遺址を含む)資料が発見されるだろうと予測している。三峡地区旧石器時代の各歴史段階における人類居住遺址の発掘資料は絶え間なく公表されており、これは三峡地区早期における人類発展の歴史の空白を埋めるばかりでなく、同時に私達が中国旧石器時代の考古文化を研究するのに非常に重要な実物資料を提供している。

(二)　新石器時代考古

三峡地区の広い谷、及び緩やかな坂と山の前に広がる台地上にいくつかの新石器時代に属する人類居住遺址が密集して分布している。最近の考古調査と発掘資料によれば、新石器時代に属する人類居住遺址は合計一〇〇余箇所ある。それらの遺址の

分布地点・数量・文化内容などの状況から、三峡東部地区は、西部地区よりも分布数量がいくらか多いようであり、かつ文化内容もより豊富で、早・中・晩三つの歴史段階を含み、その間に空白はなく、我が国の新石器時代の歴史社会の発展を研究するのに重要な地区の一つである。

1、新石器時代早期遺存

発見された遺址の主要なものには、湖北省宜昌市の窩棚墩・路家河・三斗坪・伍廂廟・楊家嘴、秭帰県の朝天嘴・柳林渓・東門頭・玉種地、巴東県の店子頭・楠木園・白羊坪、宜都市の城背渓・花廟堤・白水巷・金子山などがある(以上はみな三峡東部地区)。西部地区での発見は比較的少なく、主要な遺址は、重慶市巫山県の劉家壩、豊都県の玉渓、奉節県の魚腹浦[15]などがある。

出土遺物。石器類は主要なものに石斧・石錛・石鑿などがあり、その殆どが粗雑な作りで、表面はあまり平滑ではなく、器形はそれほど整っておらず、これらがかなり原始的であったことを明示しているが、小型石器で作りの整ったものがわずかにあり、その刃は大部分が研磨して作られ、その上、かなり鋭利であった。土器は円底器が最も多く見られ、次いで圏足器・平底器が見られる。主要な器は、壷・罐・釜・鉢・碗・盤・支座などがある。製作方法は一般に泥片貼築法を採り、手で作るのを主とし、器形は一般にそれほど整っておらず、これらの土器は比較的原始的な文化遺物である。奉節県魚腹浦遺址から出土した石・骨の標本は一〇〇〇余件にも及び、この他に一二の焼けた盛土・石・骨があった。

測定年代によれば、奉節県魚腹浦遺址の年代は、八〇〇〇~七〇〇〇年B.P.の間である(この遺址を旧石器時代晩期の遺存と見なす学者もいる)。西陵峡地区の諸遺址の多くは、その年代が八〇〇〇~七〇〇〇年B.P.の間にあり、基本的に当該地区の新石器時代中期の大渓文化に繋がる。

2、新石器時代中期遺存

この歴史段階に属する遺址は一九五九年に発掘された巫山大渓遺址を代表とし（考古学では「大渓文化」と命名された[16]、それ以外に秭帰県の老墳園・白水河・朝天嘴（二期文化）・龔家大溝・柳林磧、巴東県の店子頭・土寨子、宜昌市の中堡島・楊家湾・白獅湾・黄土包・清水灘・伍廂廟、巫山県の琵琶洲・大脚洞などがある。調査・発掘資料からわかったことは、巫山大渓文化類型に属する遺存の多くは三峡東部地区に分布し、三峡西部地区ではわずかに発見されただけということである。

出土遺物。石器類は主要なものに石斧・石錛・石鑿・石球・石鋤・石鏟・彫刻器・盤状器・礫器・石杵・石鏃・尖頭器・紡錘車・砺石などがある。製作方法は、一般に先ず打ち叩いて素地を作り、その後さらに研磨して作りあげるが、多くは弧刃を有する。土器類は主要なものに壷・罐・釜・簋・鉢・碗・盤・杯・瓶・器蓋・支座などがある。多くは手で作り、泥条盤築法を用いる。圏足器は殆どが器身と圏足を別々に作った後、さらに接着して作る。

そのうち、いくつかの土器には図案を描いたさまざまな彩陶があり、また、さまざまな符号が刻まれた一群の土器片（三〇〇余片）がある。研究によれば、これら「刻劃符号」は我が国の文字起源と一定の関係があると考えられる。ある遺址の地層からは、多数の墓葬と家屋建築を持つ遺跡が発見された。測定によれば、三峡地区東部の大渓文化諸遺存の年代は六三〇〇～五〇〇〇年B.P.の間である。

かつて、大渓文化の遺物は瞿塘峡以西地区には伝わらなかったと見なされていたが、近年来の考古発見資料によれば、大渓文化の遺物は三峡以西地区の多くの遺址・墓地中に見えることがわかる。例えば、奉節県羊安渡遺址から典型的な大渓・屈家嶺文化の遺物が発見された[17]。重慶市雲陽県の故陵戦国墓葬からは、大渓・屈家嶺文化の特徴を持つ土器が発見された[18]。豊都県の玉渓遺址の上文化層からは、大渓文化の特徴を持った紅陶農具が発見され[19]、他に碗・鉢の類の土器も発見された。重慶市忠県の哨棚嘴一期一段、玉渓坪一期はみな大渓文化晩期段階に相当する。二〇〇〇年に巫山大渓遺址で発掘された資料は五期に分けられ、その第四期は大渓文化時期に属し、B組に分けられた遺物の主要なものは、重慶峡江地区本土文化早期の特徴を持っていた（哨棚嘴一期一段時期の遺物）[20]。これは哨棚嘴一期一段が大渓文化晩期と同一の歴史時期にあることを示しており、その年代は五〇〇〇年B.P.頃である。

巫山県の大渓、宜昌市の三斗坪・中堡島・白狮湾・楊家湾・清水灘、秭帰県の朝天嘴・龔家大溝・玉種地、宜都市の紅花套などの大渓文化遺址の地層からは、墓葬を整理したが、巫山大渓遺址で発見された墓葬が最も多く、合計数百基ある。一九八五年に宜昌市の中堡島の大渓文化地層から「乱葬坑」一基を整理し、坑内には六男一女が埋葬されていたが、骨格はみな乱れており、多数の骨格が完全ではないが、頭蓋骨は欠けずに残っており、これらの遺体は、埋葬前にみな四肢が分割されていた(21)。

3、新石器時代晩期遺存

この時代に属する文化遺存は三峡地区に多く分布しており、三峡東部地区は主に「屈家嶺文化」、「石家河文化」遺存を代表とし、西部地区は主に「哨棚嘴文化」遺存を代表とする。屈家嶺文化類型遺存の主要なものに宜昌市の中堡島・楊家湾・清水灘、湖北省秭帰県の渡口・官荘坪鴿子窩・倉坪などがある。石家河文化類型の遺存の主要なものに宜昌市白廟子・下岸渓・下尾子・王家碗・黄土嘴・廟坪・旧州河・何家坪、巴東県雷家坪などがある。哨棚嘴文化類型に属する遺存の主要なものに巫山県魏家梁子・鎖龍、奉節県の老関廟、重慶市忠県の塩井溝・哨棚嘴・中壩・瓦渣地、重慶市豊都県の玉渓坪、重慶市合川市の沙梁子、江津市の王爺廟などがある。

出土した石器の種類は比較的多く、主要なものに石斧・石鋤・石鏟・石耜・石鎌・伐採器・石鑿・石錛・石杵・磨盤・网墜・石矛・石匕・石刀・石鏃・石球などがある。石器の種類は多いが、数量も比較的多く、三峡地区の大渓文化遺存中から出土した石器の種類・数量と比較すると、みな減少或いは減退傾向にある。土器類は、屈家嶺文化類型の主要な器形に双腹碗・双腹豆・壷形器・高圏足杯・卵殻彩陶碗・杯・罐形鼎・盆・碟・鍋・尊形器・鉢・器蓋・陶球・罐・紡錘車などがある。石家河文化類型の主要な器形には、深腹罐・圏足盤・鼓腹罐・大口罐・鼎・釜・瓶・杯・平底鉢・竹節豆・甑・器座・擂鉢などがある。哨棚嘴文化類型によく見られる器形に侈口深腹盆・広平沿直腹或いは鼓腹盆・小花辺深腹罐・侈口鼓腹罐・高領罐・浅盤

豆・鉢・杯・尖底器・甕・紡錘車などがある。

測定年代によれば、各文化類型の年代は次のように区分される。屈家嶺文化の年代は約四五八五±一四五～五〇二〇±二三五年B.P.の間、石家河文化の年代は四三八八±一五〇年B.P.、哨棚嘴文化の年代は五〇〇〇～四〇〇〇年B.P.の間である。

言及すべきは、一九九三年に三峡東部地区の宜昌市中堡島遺址の屈家嶺文化類型に属す地層から器物坑（祭祀坑）二三基を整理し、坑内から土器・石器・玉器・骨器など一〇〇〇余件が出土したことである。一九九二年、一九九三年に宜昌市楊家湾の屈家嶺文化類型に属す地層から墓葬四〇余基（土坑墓・甕棺葬墓）を整理し、一九九七年に秭帰県旧州河遺址の石家河文化類型に属する地層から比較的特殊な腰坑墓を整理した。腰坑内には高領巻沿罐が置かれ、罐の口上に鉢が置かれ、鉢の底部中央には小穴が一つある。罐内にはアオウオが一匹置かれていた(22)。

三峡地区で発見された新石器時代の資料から見ると、新石器時代早期は、東西両地の文化が密接に関係し、文化内容も驚くほど相似した点を持っていたが、おおよそ中期頃から、それぞれが両種の異なる類型をなす原始文化の様相を呈し始めたのである。

三峡東部地区の新石器時代考古学文化の発展過程はすでに構築されており、その変遷は次の通りである。桅杆坪遺存（新石器時代初期）→城背溪文化（新石器時代早期）→大溪文化（新石器時代中期）→屈家嶺文化（新石器時代晩期）→石家河文化（新石器時代末期）。三峡東部地区の新石器時代諸遺存の中では、大溪文化の資料が最も豊富で、そこから、我が国の石器時代の石器で最大の石斧（「石斧王」と称され、この石器は中国歴史博物館に陳列されている）や、我が国の古代文字と一定の関係をもつ三〇〇余片にも及ぶ刻劃符号、さまざまな土器の上に当時の人々の現実生活を描いた彩陶芸術、有名な大溪遺址の七〇〇平方メートルたらずの範囲から整理した二〇〇余基の多きに達する墓葬が出土した。この他に、大溪文化の資料が明示しているのは、少なくとも新石器時代中期から大溪文化がはじまり、三峡地区がすでに同時期の中原の仰韶文化と密接な関係を有していたことである。

三峡西部地区の新石器時代考古学文化の発展過程も基本的に構築されており、その変遷過程は次の通りである。魚腹浦遺存（初

期)→玉渓遺存(早期)→哨棚嘴下層文化遺存(中期)→哨棚嘴晩期文化遺存。三峡西部地区新石器時代の人類居住遺址中の文化内容は、哨棚嘴文化遺存のそれが最も豊富で、時代的に見ると、哨棚嘴早期文化遺存は新石器時代中期の早くにはじまり、これより後、発展して夏商周及び秦漢以後まで長く続く。哨棚嘴早期文化の遺物の中には、なお新石器時代早期文化の遺風をもつものが少なからず見られる。例えば口部に縁取り紋様を施したいくつかの土器や、大量に作られた円底状の炊器などはみな当該地区の新石器時代早期文化の土器中にきわめて流行した作風である。哨棚嘴文化諸遺址の資料のうち、多くの遺物が三峡東部地区の屈家嶺文化・石家河文化遺存中の典型器類であることと明確に示している。これより、新石器時代中期から三峡東西両地区の文化様相は完全に異なり始めるが、両地の原始民族間の相互交流は比較的密接であったことがわかる。

(三)　夏商時期考古

一九五〇～六〇年代の早くに、考古工作者は渝東地区の巫山大昌西壩遺址から中原の夏商文化時期に類似した土器を発見した[23]。西陵峡地区の宜昌市の白廟子・三斗坪・中堡島・下岸渓・路家河、秭帰県の朝天嘴・茅坪などの古遺址からも続々と中原の夏商文化時期に相当する土器を発見したが、当時収集した標本の数量は比較的少なく、いくつかの遺址に対して小規模な試掘を行ったにすぎなかったため、これらの遺址から出土した遺物の認識は比較的曖昧で、いまだ学術界からは重要視されなかった。

一九七〇年代以来、三峡地区で発見された夏商時期に属する遺址はすでに二〇〇余箇所の多きに達した。その中の一部の古遺址に対して考古発掘が行われ、一群の重要な実物新資料を得て、三峡地区の夏商遺存の文化内容に対して新たな認識を持つようになった。

調査と発掘資料によれば、三峡地区に分布する夏商時期の遺址を西から東へ並べると、主要なものに、重慶市江津市の王爺廟、豊都県の黄柳嘴・鳳凰嘴・麻柳嘴・農花廟・玉渓坪、忠県の塘井溝・杜家院子・瓦渣地・哨棚嘴・岩脚、雲陽県の東陽子

・李家壩、奉節県の新浦・老油坊、湖北省巴東県の官渡口・紅廟嶺、秭帰県の廟坪・旧州河・朝天嘴・下尾子・徐家沖・長府沱、宜昌市の路家河・白廟子・中堡島・下岸渓・伍廂廟・三斗坪などがある。

出土した土器の多くは、夾砂褐陶で、泥質陶は褐陶・灰陶が多く見られ、黒皮陶がわずかに見られる。器種は主要なものに平底・尖円底・圏足器があり、三足器がわずかにある。よく見られる器形で主要なものに釜・罐・甕・壷・盆・缸・鉢・豆・碗・杯・燈形器・器蓋・器座・鬹・盉・尊などがある。石器類は比較的少なく、打製・磨製の両種があり、小型の石器の作りは比較的精巧で、大多数のものが全面研磨されている。主要なものに石斧・石鋳・石鑿・石鏟・スクレイパー・网墜などがある。銅器類は磬・尊・鏃・鈎・管・針などがある。この他、ある遺址からはしばしば銅屑・銅鉱石などが見られる。一九九八年に重慶市万州区の塘房坪遺址の夏時期文化層の第三層下で多くの灰坑が発見され、そのうち、第八号・第一号灰坑中から出土した小型青銅器八件は、主に箭鏃・錐形器・圏形器などである。青銅器以外にも砕け壊れた銅屑が発見されており、これらは明らかに当時の人々が銅器を製錬した後に遺棄したもので、両灰坑の年代は少なくとも夏代後期以前とすべきである(24)。

発見された建築遺跡の主要なものは、家屋居住址・陶窯・窖穴などである。ある遺址からは墓葬が発見された。例えば、雲陽県の李家壩、巫山県の魏家梁子、宜昌市の楊家嘴・中堡島・三斗坪、秭帰県の長府沱・沙湾などの遺址から発見された墓葬は、みな小型土坑墓で、坑内の随葬品は比較的少ない。楊家嘴遺址では一〇基の墓葬が整理された。これは三峡地区で発見された最多の商代墓地で、墓内の人骨の鑑定結果から次のことがわかった。即ち、男女各半数ずつで(男五、女五)、そのうち男性の平均生長寿命は一般的に女性より高い。楊家嘴第五号と第八号墓葬底部の端には腰坑が設けられていた(25)。雲陽県の李家壩遺址の商代地層から整理した墓葬一基(編号M12)の底部中央には方形の腰坑が設けられており、その中に石器五件と土器一件が置かれていた(26)。

夏商時期の三峡地区は基本的に巴人の活動区域であり、そのため三峡地区の夏商時期遺址・墓葬から出土したいくつかの巴人の特徴を表す日常生活用品器物は、考古学で「早期巴人遺存」と称される(27)。この「早期巴人遺存」の文化内容で濃厚な巴人文化の風格を持つもの以外では、東方の中原夏商文化の影響が比較的強く、同時に、西方の蜀文化の要素も見られる(28)。

巴文化の起源はどこか。これは古くから学術界で検討されてきた課題であり、その認識は、終始、わかったようなわからないような状態にある。しかし、夏商時代は巴人の起源を探索するのに重要な歴史時期であり、このため、夏商時期の巴人の由来と足跡を理解することはきわめて重要である。地域に着目すれば、鄂西・三峡地区が巴文化の起源探索に重要な地区であることは、すでに考古遺物の発展過程によって証明されている。即ち、三峡地区の夏商時期巴人遺址から出土した大多数の遺物は、おおよそ、当該地区の新石器時代遺存の中に直接その起源を求めうるのである(29)。これでわかるように、夏商時期の巴人が活動した歴史を徹底的に明らかにし、そのうえ文献史料の記述が漠然として不明瞭な状況下で、三峡地区の考古発掘に依拠することは、巴文化の起源はどこかという解決困難な課題を完全に解決する可能性があるのである。

我が国の他の比較的発達した地区と同様に、三峡地区のいくつかの商代遺址の地層からは、日常生活用品である大量の土器・石器・骨器以外に、商代の青銅器も発見されている。これらの青銅器は小型のものが多く見られ、大型のものは少ない。三峡東部の両湖地区・三峡西部の成都平原と比べると、両湖及び成都平原地区では大量の商代青銅礼器が発見されているが、三峡地区は比較的少ない。これによって青銅器製造の面では、三峡地区はやや立ち遅れていることが目立つようである。しかし、三峡地区では多くの商代遺址の地層から銅鉱屑が発見されており、明らかに、これら銅鉱屑は、当時の当該地区の労働者が銅器を鋳造した後に残したものとすべきであり、商代早期、さらにはそれより早い時期に、三峡地区の労働者はすでに銅器鋳造を始めていたことを物語るものである。

（四）　西周・春秋・戦国時期考古

三峡地区の西周・春秋・戦国時期に属する遺址・墓葬の数は比較的多く、文化様相は主に巴文化と楚文化で、巴文化の遺址・墓葬の発見数が比較的多く、楚文化の遺址・墓葬の数は比較的少ない。巴文化の遺址・墓葬は主に三峡西部地区に分布し、楚文化の遺址・墓葬は主に三峡東部地区に分布している。

発見された主要な遺址には、重慶市涪陵区の鎮安、忠県の中壩・哨棚嘴・瓦渣地、万州区の中壩子・麻柳沱、雲陽県の李家壩、奉節県の新浦、巫山県の双堰塘・鎖龍・跳石、湖北省巴東県の五里堆・宝塔・黎家沱・団包・棕楊樹槽・前進灘・雷家坪、秭帰県の官荘坪・張家坪・何家坪・台丘・王家壩・白水河・范家坪・卜在河・東門頭・廟坪・渡口・曲溪口・沙湾、宜昌市の中堡島・下岸溪・小溪口・黄土包などがある。三峡地区の西周・春秋・戦国時期に属する遺址の地層の中には、西周・春秋・戦国各時期の遺物を含むものや、春秋・戦国時期の遺物だけを有するもの、西周時期の遺物が発見されただけのものとがある。

比較的重要な墓葬資料に重慶市巴南区の冬筍壩、涪陵区の小田溪、忠県の中壩・崖脚・瓦渣地、雲陽県の李家壩、秭帰県の廟坪・卜荘河、巴東県の紅廟嶺・西瀼口、宜昌市の前坪・葛洲壩などがある。この他、遺址からはまた家屋建築遺跡が発見されており、単間のもの、多間相連のものとがあり、数十間が一つに繋がったものもある。例えば、忠県の中壩遺址の地層から整理した春秋・戦国時期の家屋遺址は、四〇余件の多きに達する(30)。秭帰県の柳林溪・白水河等の遺址の地層から整理した大量の平瓦・丸瓦から、当時の建築規模がすでに相当驚くべきものであったことがわかる。

遺址の地層から出土した土器類は主に罐・壺・甑・杯・豆・盆・鉢・器蓋・鼎・鬲・釜・缸・盂・甕・紡錘車などがある。石器類はわずかに見られ、主に石斧・石鋤・石鏟・石鑿・石刀・石范・スクレイパーなどがある。銅器類は斧・削・錛・鏃・釣り針・刀などがあり、また鉄器・骨器も発見された。

墓葬中から出土した器物の種類は比較的多く、土器・銅器・玉器・鉄器・漆器などがある。土器類は円底釜・罐・豆・鼎・盞・敦・甑などがあり、銅器類には壺・盆・釜・鑒・豆・罍・甑・盒・鏡・編鐘・淳于・鉦・斤・鑿・剣・弩・鉞・矛・戈・冑頂などがある。玉器及びその他のものには玉玦・玉璜・佩飾・瑠璃珠・印章・鉄鍤・削刀などがある。漆器の多くはすでに腐乱しており、漆の痕跡があるだけである。

上述の西周・春秋・戦国時期の遺址と墓葬の年代は前一〇〇〇～前二〇〇年B.P.の間で、前は商代に連なり、後は秦漢代に連なる。

かつては、三峡地区の西周時期文化の様相に対する乏しい認識から、発見されたいくつかの西周文化遺物をおおざっぱに商

周或いは周代文化遺存と称したが(これは主に瞿塘峡以西地区を指す)、一九九〇年代に至ってさえも、なお多くの学者がこのような認識であった。しかし、三峡地区で考古発見された資料の中で、西周時期に属する遺址は多く存するばかりでなく、文化内容も相当豊富であり、例えば比較的重要な巫山県の双堰塘遺址は、その分布範囲が一〇万平方メートル以上にも達する。表土と近現代に堆積した土砂層を取り除けばすぐに西周文化層となり、最も厚く堆積したところは二メートル以上にも達する。三峡地区のこのような西周文化内容の比較的豊富な遺址にはまた、宜昌市の上磨塁、雲陽県の李家壩、忠県の中壩・哨棚嘴、豊都県の石地壩・玉渓坪などがある。

発掘資料によれば、一般的に三峡地区のいくつかの先秦時期の人類居住遺址の地層中からは、西周時期の文化堆積層が発見されている。西周文化堆積層の下に直接商代文化堆積層が積み重なっているものや、またその下部が直に未使用の土に接しているもの、また西周文化堆積層の上に東周時期の文化堆積層が積み重なっているものが多くある。西周文化堆積層から出土した遺物を比較し、さらに商代と東周文化堆積層から出土した遺物とを結びつけて分析・研究して分かったことは次の通りである。西周時期の文化堆積層から出土した日用土器は早晩の変遷順序が明らかで、先には商文化遺存から出土した日用土器と継承関係があり、後にはさらに東周時期へと発展・継続する。従って、私達はかつてこの段階の歴史文化遺存が曖昧で不明確であり続けた現象に対して比較的明確な認識を得たのである。

三峡地区の西周時期遺址から出土した遺物より見ると、おおよそ巫峡を境として、巫峡以東の地区の西周中期以後の文化遺存は典型的な楚文化系統に属し、巫峡以西(大寧河流域を含む)より重慶地区までの西周文化遺存は典型的な巴文化の性質に属する。さらに東部地区のいくつかの西周時期遺址の地層から出土した遺物を仔細に比較分析を行って明らかに観察できたことは、おおよそ西周中期から楚文化がこの地区で発展し始めたが、西周晩期以前では、鄂西及び西陵峡地区の西周文化遺存はこの地区で生まれ育った巴文化系統に属すということである。

春秋・戦国時期は、人類居住遺址は言うまでもなく、墓葬などの遺跡も多く発見されており、遺址の面積も比較的大きく、豊都県の玉渓坪、忠県の中壩、雲陽県の李家壩などの遺址は、みなその面積が一〇万平方メートル、数万平方メートル以上あ

り、更に一万平方メートル以上の面積を持つ遺址は数えきれないくらい多い。この歴史時期において、三峡地区の考古発見資料は主に二方面の文化内容、即ち巴文化と楚文化を含んでおり、西部は主に巴文化の分布区域であり、東部は主に楚文化の分布区域である。

春秋・戦国時期の楚人の遺物は、三峡西部地区で現在までに既に多く発見されている楚人の墓葬を含み、例えば忠県の崖脚では楚墓が合計二十余基発見された。一般的に墓葬内には青銅器・土器・玉器・漆器などの器物が置かれている。言うところによると、これは、目下のところ三峡地区で最も西側に分布する楚墓である。これより見ると、楚人の勢力はかつて一時期のうちに西へ向かい、既に重慶市の忠県一帯にまで達していたのである。しかし、その文化の影響について論及すれば、楚文化はすでに巴国の中心地区にまで浸透していたのであり、例えば涪陵区小田渓上層の貴族墓群や、巴南区冬筍壩の巴人貴族墓群、雲陽県李家壩の巴人貴族墓群内から出土した貴族はみな比較的強い楚文化の要素を有している。このようであるばかりでなく、四川盆地のいくつかの春秋・戦国時期の蜀人墓葬中からもたくさんの楚器が発見されており、楚と蜀の交流は当然、巴の地――三峡という渡し板を通過してはじめて四川盆地へ到達できるのであり、長江三峡地区が楚と蜀を媒介する重要な役割を果たしていたことがわかる。これによって三峡地区の巴人の遺址・墓葬から大量に楚人の器物が出土することも驚くほどのことではないのである。

三峡地区の春秋・戦国時期のいくつかの遺址からは多くの青銅器が出土しているが、特に墓葬から出土した青銅器の数量が最も多く、例えば涪陵区小田渓の戦国時期の墓葬一基からさまざまな青銅礼器・兵器・工具など百件近くが出土しており、一つの墓から数十件の青銅器が出土したものも多数ある。明らかに涪陵区小田渓は巴人の貴族墓地である。この他、三峡地区の多くの洞穴・山の斜面・河谷などの地からもしばしば青銅器が出土している。現時点での三峡地区から出土した春秋・戦国時期（商代と西周時期も含む）の青銅器資料の状況から言えば、戦国時期の青銅器の数量が最も多い。従って、戦国時期はまさしく三峡地区において青銅器生産がピークであった時期と考えられる。

三峡地区のいくつかの春秋戦国時期の遺址・墓葬からは、しばしば多くの鉄器が出土しており、ある遺址の地層からはまた、

鉄器を製錬した後に残った鉄鉱屑が発見されている。鉄器は工具類が主で、兵器類がこれに次ぐ。三峡東部地区の数箇所の周代遺址から鉄器が出土した層位よりわかることは、鉄器の年代は少なくとも春秋中期ということである。そして、過去の考古発掘資料によれば、我が国南方から春秋戦国時期の鉄器出土地点の多くは楚地にあり、長江流域において最も早い時代の鉄器は楚国が生産したもので、その時代は春秋晩期である。近年来、三峡地区で発見された鉄器の年代は、更に以前の春秋中期と推測されている。三峡地区の春秋時期の鉄器及び鉄鉱屑の発見は、遅くとも春秋時期までに当該地区の労働者たちがすでに製鉄技術を自らのものとしていたとともに、また、鉄器の使用を開始していたことを物語るものである。このことは、我が国の製鉄史上に輝かしい一頁を残したのである。

(五)　秦漢時期考古

戦国中期末(秦恵文王の更元九年、即ち前三一六年)、秦は先ず蜀を滅ぼし、続けて巴を滅ぼした。そこで先進的な秦文化が急激に三峡地区に入り込んだのである。例えば巴県(現在の重慶市巴南区)の冬笋壩、涪陵区の小田渓、雲陽県の李家壩、宜昌市の前坪などの墓地からは秦人の墓が発見され、巴人の墓・楚人の墓には秦文化の風格を持つ銅器・土器が随葬されているものもあり、秦文化には、秦文化因素である鼎・盒・壺のセット、他に銅鏡・銅剣や半両銭などがある。銅器には秦人の文字が鋳込まれているものもある。この時、北方の先進的な秦文化が大量に巴・蜀と三峡地区に輸入されたが、当地の伝統的土著文化の要素がなお主導的な位置を占めており、出土した大量の土器・銅器・鉄器・漆器などは、依然として当地の土著文化の特徴を引き続き踏襲していた。

両漢時期の墓葬はとりわけ突出している。典型的な墓地に重慶市の臨江支路、巴南区の冬笋壩・干渓溝、涪陵区の点易、豊都県の彙南・高家鎮、忠県の花灯墳、万州区の上河壩・松林包、雲陽県の李家壩、湖北省巫山県の麦沱・陳家壩・安全・江東嘴・瓦崗槽・水田湾、巴東県の磆楼包・西瀼口・黄家梁子・茅寨子、秭帰県の卜荘河・東門頭・土地湾・台子湾、宜昌市の前

坪などがある。これらの墓地中の墓葬数は、数十基のもの、数百基のもの、一〇〇〇余基の多きに達するものがある。墓葬には土坑・石室・崖墓・岩坑・磚室・懸棺・土洞・甕棺葬などがある。墓葬の類型は豊富多様で、その変遷関係は明瞭である。前漢墓は土坑が多く、後漢墓は磚室・崖墓を主とする。

両漢時期の墓葬からは比較的多くの合葬墓が発見されている。そのうち主要なものに秭帰県の卜荘河・何家坪、宜昌市の前坪などがある。卜荘河の一墓葬から整理した人骨は一〇余体の多きに達し、何家坪のＭ５からは人骨五体を整理した。後漢時期の合葬墓は比較的多く発掘されており、例えば万州区の鍾嘴・大周渓・塘坊・瓦子坪、豊都県の彙南・高家鎮、巴東県の西瀼口・黄家梁子・碉楼包・龍船河、秭帰県の台子湾・蟒蛇寨などの地の合葬墓からは、三～一二体の異なる人骨が発見された[31]。上述した墓地墓葬中の多人同穴葬は、同一家族の合葬という現象を反映している。例えば宜昌市の前坪（譚家包）の小丘で整理した前漢墓一〇余基は、その多くから「許氏」の銘文を持つ印章が出土しており、このことを証明している[32]。三峡地区では、このような同一家族が同じ場所に合葬されるという現象は、前漢時期より始まり、以後、唐・宋・元の時期まで継続する。例えば、巴東県老屋場の南宋時期墓葬Ｍ４、秭帰県台子湾の元代墓葬Ｍ９などはみな合葬墓である。巴東県老屋場の南宋時期の合葬墓は、早期の墓穴一基を利用して埋葬した二層の合葬墓で、上層には二体の人骨、下層には五体の人骨があった。このことから、家族が集って合葬される習俗の継続した年代の長さがわかる。

この時期に属する出土文物は数万にものぼり、貴重なものに後漢時期の鎏金揺銭樹（秭帰県台子湾から出土）があり、最も大きい葉身の長さは二一センチメートルに達する。その頂には太陽と月を手のひらにのせたヒキガエルがおり、根元には龍・象、枝・梢には龍・鳳（朱雀）がおり、冠をかぶり旗をもった道士やヒキガエル・獣頭人身の神物、馬などもいる。一九八二年に重慶市で後漢時期の「偏将軍印章」の金印が発掘された。一九八五年に湖北省宜都市の陸城で三国時期の亀紐銀印の「偏将軍印章」が発見された。一九七五年に重慶市合川市で整理された後漢時期の券頂石室墓は、その内部に一四幅の画像石があり、その内容は豊富で、主要なものに伏羲・女媧・仙人・青龍白虎などの神仙や妖怪の伝説、完璧帰趙、荊軻の始皇帝刺殺の謀計などの歴史故事、楽踊・水鳥・羊などの生活題材が含まれていた。一九九七年に巫山県麦沱の後漢墓地から整理された数件の青

銅棺飾は、その上に西王母・四神が陰刻され鎏金が象嵌されていた。秭帰県の卜荘河の後漢墓一基から整理された二件の銅帯鈎は、細長い形を呈し、横断面は三角形で、鈎首は蛇状をなし、円形のつまみがあった(33)。

三峡地区のいくつかの後漢時期の墓葬からは、しばしば比較的多くの陶俑と器物とが共伴して出土しており、陶俑の形態観察によれば、主要なものに舞俑・楽俑・聴琴俑・侍従俑・武士俑・厨師俑などがあり、「これらの陶俑が表している地域性は極めて強く、圧倒的多数の陶俑は、顔つきが優しく穏やかで、姿は静かで落ち着きがあり、服飾は飄々とし、衣服のヒダの線はなめらかで、当時の人々の素晴らしい生活に対する憧れ、未来の世界に対する希望を反映している」(34)。

一九九四年、雲陽県の旧県坪で漢代の「朐忍」県の県城址(治所)が発掘された。「朐忍」県は巴郡が所轄する一一県の一で、『漢書』地理志に記載がある。旧県坪の漢代「朐忍」県城址(治所)は、重慶三峡庫区の保存状態の非常によい古県城遺址の一つである。この他、雲陽県李家壩からはまた「朐忍丞印」の封泥が出土し、「朐忍」県の旧跡が雲陽県旧県坪にあったとする説に証拠となる資料を提供した。一九九四年に重慶市万州区で漢代古城一基が発掘され、「椅城」と名付けられた。この城址は長江の水面より一〇〇メートル以上高く、山勢によって建てられ、面積は約四万平方メートル以上である。この古城の両側から、保存状態の完全な城壁が発見されている。これは今までの三峡地区で、土を用いて城壁を堅固に築いた最も早い古城址である(35)。西陵峡の三游洞の山の斜面で、保存状態の完全な古軍壘遺址が発見され、軍壘は模印紋様のある磚を用いて築かれており、形は正方に近く、軍壘の積まれた磚上の模印に「延光四年(一二五年)」の紀年のある銘文があった。考証によれば、この軍壘は後漢時期に始建され、六朝以後まで継続して用いられたものである(36)。

三峡地区の大量な秦漢時期の文化遺跡と貴重な文物の発見は、私達が当該地区の秦漢時期における政治・軍事・経済・文化・宗教信仰・芸術などを研究するのに非常に貴重な実物資料を提供している。

(六)　三国両晋から隋唐時期の考古

三国時期の三峡地区は、呉・蜀両国に属した。長江の西陵峡及びその以東地区は、東呉の管轄範囲に属し、巫峡及びその以西地区は、蜀国の管轄範囲に属した。

三峡地区の長江及びその支流沿岸には、三国両晋南北朝時期の居住遺址が密集して分布しており、これらの遺址は通常、秦漢時期の居住遺址の地層の上に積み重なっている。遺址の堆積層から発見された遺跡の主要なものには、城址・家屋址・灰坑・窯址・墓葬などが含まれており、その中で城址・墓葬資料が最も豊富である。

城址。一九九七年度に巫山古城に対して比較的大規模な探査が行われ、同時に古城の城壁に対して分析がなされた(37)。発掘資料が証明したことは、巫山古城が魏晋時期に始建されたことであり、これは『水経注』巻三四江水に「吴孫休分爲建平郡、治巫城。城緣山爲墉、周十二里一百一十歩、東西北三面皆帶傍深谷、南臨大江」とある記述と相符合する。言うところによれば、西晋の太康元年（二八〇年）に巫山県城は大昌盆地からこの地へ移転したのである。また有名な「楚王城」は、『水経注』巻三四江水の記述によれば、「江水又東逕城北、其城憑嶺作固、二百一十歩、夾溪臨谷、據山枕江、北對丹陽城」とある。考古実地調査・探査と発掘によれば、この城壁は、南北の長さ九三〇メートル、東西の幅二一〇メートル、総面積は約〇・二平方キロメートルである。城壁の残存部分の高さは二・七メートル、幅は二メートルである。城壁の下層からは、比較的多くの南北朝時期の遺物が発見されているが、南北朝以前の各歴史段階の遺物は見られない(38)。このことから、典籍中に記載されている所謂「楚王城」の始建年代は南北朝時期とすべきである。

発見された墓葬の数量は比較的多く、類型も比較的複雑である。典型的な墓地の主要なものに宜都市の陸城・劉家老屋・石板巷子・解放村・烏龜包・陳家沖・白洪溪、宜昌市の火路・前坪・西壩・後坪・樵湖嶺・古墳嘴・高家沖・下河・范家湖・市一中・金嶺、秭帰県の蟒蛇寨・陶家坡・東門頭・勝利街・老墳園・卜荘河、巴東県の宝塔河・西瀼口・老屋場・王家湾・東瀼口・茅寨子・焦家湾・孔包河・龍堆包・炮台子・地主坪、巫山県の麦沱・江東嘴、奉節県の上関、忠県の花灯墳、豊都県の江南・高家鎮、巴県の岩口崖・木耳廠・石柱廟・青崗坡崖・佛耳岩崖、重慶市長寿区の青龍屋基崖・張家湾崖・臨江寨崖・滴水岩崖、重慶市江北区の劉家崖・七岩崖・馬槽崖・菜牛湾崖・石嶺崗・新寨村などがある。墓葬には磚室墓・石室墓・崖墓・甕

棺葬・懸棺葬・土坑墓などがある。土坑墓・甕棺葬の数量は比較的少なく、甕棺葬の多くは小児(赤子・幼児)の埋葬に用いられたものである。懸棺葬が継続した時間は比較的長く、おおよそ戦国時期から隋唐時期まで続いた。この葬俗は南方の水辺にいた民族と関係がある。崖墓・磚室墓の数量は最も多く、これは後漢以来比較的流行していた墓葬の形状・構造である。

墓葬には一般的に随葬品があり、素材によって分けると、陶器・銅器・磁器・鉄器・貨幣などがある。そのうち、陶器類の器形の主要なものに罐・釜・俑・鉢・盤・甑・方塘・家屋・竈・倉などがあり、銅器類の器形の主要なものに鈴・帯鈎・鏡・鐲・鋪首・環・珠・扣・刀・剣などがあり、磁器類の器形には罐・壷・碗・盤・杯などがあり、鉄器類の主要なものに棺釘・鑿・斧・剪刀・環・挂鈎(連結器)などがあり、貨幣の主要なものに「直百五銖」、「五銖」、「大泉五銖」、「剪輪五銖」などがある。この他、銀指輪・鉛珠・彩色ガラス珠・瑪瑙珠などがある。墓内の棺槨の多くはすでに朽ち果てている。

この時期の合葬墓は、依然として比較的多く見られる。合葬形式には多穴葬、多人単穴葬がある。このような多人葬は、まさに家庭方式の合葬であり、以前の族葬習俗の継続である。

隋唐時期。隋唐時期は我が国の封建社会の最盛期で、三峡地区も例外ではなく、残された遺跡・遺物も非常に豊富である。隋唐時期(一部は宋代)に属する一群の城址・集鎮が発見されており、主要なものに、重慶市潼南県の崇龕県址、永川市の漢東城址、大足県の曲水鋪州城址、栄昌県の州城址、合川市の赤水県城・鈎魚城、渝北区の多功城、涪陵区の涪陵県城址、豊都県の県城址、忠県の忠州城、万州区の天生城、雲陽県の明月壩集鎮、奉節県の白帝城、巫山県の大昌古城、巴東県の旧県坪城、秭帰県の帰州鎮・東門頭城址などがある。上述のこれら城址・集鎮の大部分について実地調査・探査・試掘と発掘を行い、特にその中の巴東県の旧県坪城、雲陽県の明月壩集鎮、奉節県の白帝城に対しては、大規模な探査と発掘を行い、重大な収穫を得た。

巴東県旧県坪城。旧県坪遺址の面積は三〇万平方メートル近くで、二〇〇一年から二〇〇二年かけて、合計一万七千平方メートル以上の城址が公表された。考古発掘が実証したことは以下の通りである。旧県坪遺址の文化内容は非常に豊富で、商周から明清に至る各時期の文化堆積を含み、そのうち隋唐から宋代までが遺址の繁栄期で、各種遺跡の保存状態も非常に良く、

廟宇・酒店・街路・窖穴など一群の重要な遺跡が発見されており、また、整理された六朝時期の城址は、特に六朝から宋代に至る巴東県の旧県城址の全体配置が全て公表された。発掘された大量の遺物には、食糧生産加工に用いられた石磨・石碓・石臼や、建築材料の瓦当・平瓦・丸瓦・磚石などがあり、復元できた磁器は数千件の多きに達する。そのうち磁器は、大量の当地生産品の他に、北方の鈞窯・汝窯・磁州窯・耀州窯などの生産品や、南方の建徳窯・景徳鎮窯・龍泉窯・湖泗窯などの生産品もある(39)。

雲陽県明月壩集鎮。集鎮遺址の面積は約二五万平方メートル。二〇〇〇年から二〇〇二年にかけて、明月壩遺址に対して数回、大規模な発掘を行い、合計二万六千平方メートルの面積が公表された。遺址の建築遺存は上・下両層に分けられる。地層から出土した遺物・建築基址から、当該遺址(集鎮)の建築年代の上限は唐代中晩期、下限は五代或いは北宋初年に至ることがわかった(40)。唐代の灰坑・家屋址・道路・墓葬などの一群の遺跡が公表された。出土した比較的多くの邛窯・青羊宮窯・長沙窯・越窯・邢窯・定窯など各地の窯の磁器は、私達が三峡地区における唐代集鎮の構造・配置・規模・物質文化の特徴及び区域の経済史、道路変遷などを研究するのに大量で極めて重要な実物資料を提供した。

この時期の墓葬も多く発見されており、秭帰県の廟坪・望江、巴東県の羅家坪・西瀼口・孔包河・白羊坪、奉節県の上関・宝塔坪、雲陽県の明月壩、万州区の塘房坪・初唐の刺史冉仁才とその夫人漢南王女の合葬墓、豊都県玉渓坪などがある。墓葬内には一般に数量の多寡は異なるが随葬品が置かれており、小型墓から出土した器物の数量は少ない。器物の種類の主要なものに銅器・磁器・鉄器・玉器などがあり、銅器には装飾品・帯鈎・釵などがあり、磁器には罐・碗・壷・盤・燈・注壷などがあり、その他に鉄器・玉簪などもある。

一九七〇年代に発掘された万州区の冉仁才とその夫人の漢南王女の合葬墓は、三峡地区の比較的高い規格の墓葬で、耳室を持つ磚石券頂墓であるが、何年も前に盗掘された。墓室内壁の頂上には石灰を下塗りして描かれた星象・青龍、及び白虎があり、墓内から出土した文物は一〇〇余件の多きに達する(41)。

豊都県・万州区で発見された大量の唐宋時期の窯址・冶鉄遺址は、私達が三峡地区の手工業の状況を研究するのに重要な実

物資料を提供した。

大寧河沿岸地帯の山の絶壁には、人工的に穴をあけ、木の杭で支えた後、木板を敷いて完成させた「棧道」(「閣道」・「棧閣」とも称される)がある。この棧道は、南は龍門峡から北は陝西省鎮坪県に至る全長四〇〇キロメートルで、四川・陝西地区につながる重要な交通路である。考証によれば、大寧河の棧道は恐らく秦の六国統一、或いは前漢の初めに始建され(42)、近代まで継続して使用された。唐代、玄宗は使者を特派して新鮮な嶺南の特産品である「荔枝」を早馬で長安に送り届けさせたが、それは三峡の棧道から長安に運ばせたのであり、唐代の詩人杜牧が詠んだ「一騎紅塵妃子笑、無人知是荔枝來」という千古の佳句は、このことを指している。

雲陽県の李家壩遺址の地層から整理した唐宋の際と明清時期の水田遺跡からは、田畔・水口・稲窩(水稲を植える窪み……訳者補)・人の足跡・牛蹄の痕跡が発見されている。

三峡地区は古来から塩を製造していた。奉節県・雲陽県・開県・忠県・巫山県などの地からは、多くの塩井が発見されている。塩井採掘の歴史は悠久で、漢代から清代まで継続して採掘・使用された。近十余年来、三峡地区の多くの遺跡から、考古学者たちが尖底杯・円底罐などと称する器物が大量に出土しているが、それらは主に塩業生産に用いられたものである。三峡地区から出土した塩業生産に用いられた尖底杯・円底罐の存する時代から見れば、これらが古くは商代晩期から西周時期と推測されることから、三峡地区の塩製造の歴史が悠久であることがわかる。これは中国塩業発展史に輝かしい一頁を残すものであり、中国塩業文化を研究するための重要な実物資料である。

水文考古学の面で最も重要な資料は、涪陵区の白鶴梁題刻であり、題刻の総数は合計一六五段である。最も早い題刻は唐の広徳元年(七六三)に始まり、明確な紀年のあるもので最も早い年代は北宋の開宝四年(九七一)である。このうち、唐代のものが一段、宋代が九八、元代が五、明代が一六、清代が二四、近代のものが七、年代不詳のものが七段で、この他に石魚彫刻が一八尾、白鶴彫刻が一幅、観音及び人物を線刻したものが三幅ある(43)。白鶴梁題刻が一二〇〇年以上もの渇水を記した水文資料状況は、世界水文史上の奇跡と称されるに足るものであり、それは決して長江中上流地区における歴代の渇水の年代序列を

研究するのに標準を提供するばかりでなく、さらに私達が長江中上流地区の水文史を研究するのに対して重要な実物資料を提供するものであり、現在の葛洲壩・三峡大壩工程の建設においても、白鶴梁題刻は同様に歴史水文による極めて重要な設計根拠を提供している。涪陵区の白鶴梁題刻の他に、比較的重要な石刻に重慶市の霊石、雲陽県の龍脊石、豊都県の龍床石、巴県の迎春石、江津市の蓮花石などがある。

四、結語

三峡地区の地上・地下の文物は非常に豊富である。年代は旧石器時代早期から現在まで続くものであり、その間の各歴史段階全てに文化遺存(物)が発見されている。三峡庫区だけが関わる文物古跡は一〇八九箇所の多きに達し、そのうち地下の文物埋葬面積は、少なくとも三〇〇〇余万平方メートル以上である。現在の重慶・湖北の考古工作者による大まかな統計によれば、現在までに三峡地区で整理した旧石器時代から明清時期までのさまざまな文物は、八万余件の多きに達し、貴重な文物は七〇〇〇余件にも及ぶ。このように多くの文物の出土、及びさまざまな遺跡資料の発見は、三峡地区の古代労働者たちが自己の聡明さ、能力、実践とによって、輝かしい歴史の篇章を綴っていたことを私達にはっきりと示している。これらの貴重な歴史文物、及びさまざまな遺跡資料の発見は、三峡地区で古代人類が活動・分布した規律を研究するのに比較的明確な認識を与えてくれたばかりでなく、さらに三峡地区における文明の発展過程・環境変遷を研究するために重要な実物資料を提供したのである。

注

（1）中国科学院環境評価部・長江水資源保護科学研究所編『長江三峡水利枢紐環境影響報告書簡写本』（一九九四年一〇月）、二三頁。

（2）丁永忠「三峡地区先秦人文歴史述略」（『三峡文化研究』（第一集）、重慶大学出版社、一九九七年）、三一三頁。

（3）安金槐『中国考古』（上海古籍出版社、一九九二年）、二頁。
（4）劉豫川・鄒后曦「重慶文物考古工作五十年」（『新中国考古発現五十年』文物出版社、一九九九年）、三五九～三六〇頁。
（5）劉豫川・鄒后曦前編「重慶文物考古工作五十年」、三五九～三六〇頁。
（6）陳振裕「湖北三峡庫区的考古発現」（『長江三峡工程壩区出土文物図集』科学出版社、一九九七年）、二〇～二二頁。
（7）徐自強「巫山龍骨坡遺址発掘研究綜述」（『中国文物報』一九九八年四月一五日第二版）。
（8）楊宝成・黄錫全『湖北考古発現与研究』（武漢大学出版社、一九九五年）、七頁。
（9）高建「与鄂西巨猿共生的南方古猿牙歯化石」（『古脊椎動物与古人類』一九七五年第一期）。
（10）呉汝康『古人類学』（文物出版社、一九八九年）、一二五頁。
（11）賈蘭坡「長陽人化石及共生的哺乳類動物群」（『古脊椎動物学報』一九七五年第三期）。
（12）李宣民・張森水「銅梁旧石器遺址自然環境」（『古脊椎動物与古人類』一九八二年第三期）。
（13）李宣民「銅梁旧石器文化研究」（『古脊椎動物与古人類』一九八一年第四期）。
（14）張典維「巴人起源于清江的歴史佐証」（『三峡文化研究』一九九七年第三期）。
（15）重慶市博物館『重慶市考古五十年』（文物出版社、一九九九年）、三六〇～三六一頁。
（16）何介鈞「試論大渓文化」（『中国考古学会第二次年会論文集』文物出版社、一九八二年）。
（17）鄒后曦・袁東山「重慶峡江地区的新石器文化」（重慶市文物局編『重慶・二〇〇一 三峡文物保護学術研討会論文集』科学出版社、二〇〇三年）。
（18）鄒后曦・袁東山前掲「重慶峡江地区的新石器文化」。
（19）白九江・蒋暁春「豊都県玉渓新石器時代至唐代遺址」（『重慶歴史与文化』二〇〇〇年第一期）。
（20）鄒后曦・白九江『巫山大渓遺址歴次発掘与分期』（重慶市文物局等編、科学出版社、二〇〇三年）。
（21）国家文物局三峡考古隊「湖北宜昌中堡島発掘簡報」（『文物』一九八九年第二期）。

（22）盧徳佩「三峡地区発現原始社会腰坑墓葬」（『江漢考古』一九九九年第一期）。
（23）四川省博物館『川東長江沿岸新石器時代遺址調査簡報』（『考古』一九五九年第八期）。
（24）陝西省考古研究所・万州区文物管理所「万州塘房坪遺址発掘報告」（重慶市文物局等編『重慶庫区考古報告集・一九九七 巻』、科学出版社、二〇〇一年）。
（25）湖北省文物考古研究所『湖北宜昌楊家嘴遺址発掘簡報』（『江漢考古』一九九四年第一期）。
（26）四川大学歴史文化学院考古系・雲陽県文物管理所「雲陽李家壩遺址発掘報告」（重慶市文物局等編『重慶庫区考古報告集・一九九七 巻』、科学出版社、二〇〇一年）。
（27）兪偉超「先楚与三苗文化的考古学推測」（『文物』一九八〇年第一〇期）。
（28）楊華「鄂西地区与成都平原夏商時期陶器研究」（『湖北考古学会論文選集』（第三輯）、『江漢考古』編集部編集出版、一九九八年）。
（29）楊華前掲「鄂西地区与成都平原夏商時期陶器研究」。
（30）鄒后曦「重慶庫区一九九八年度考古発掘的階段性収穫」（『重慶歴史与文化』一九九九年第一期）。
（31）李大営・肖貴田「重慶地区東漢六朝時期合葬墓中的有関問題」（重慶市文物局編『重慶・二〇〇一 三峡文物保護学術研討会論文集』科学出版社、二〇〇三年）。
（32）楊華「宜昌前坪戦国両漢墓発掘概述」（『三峡文化研究』一九九七年第四期）。
（33）宜昌博物館・秭帰屈原紀念館「秭帰卜荘河発掘簡報」（『江漢考古』一九九一年第四期）。
（34）王力軍「豊都地区両漢――南朝墓葬的初歩研究」（重慶市文物局編『重慶・二〇〇一 三峡文物保護学術研討会論文集』科学出版社、二〇〇三年）。
（35）厦門大学歴史系考古専業「万県市椅城漢代城址」（『中国考古学年鑑』、文物出版社、一九九七）、二三一頁。
（36）屈定富・常宝琳「宜昌市発現一座古代軍壘」（『文物』一九八七年第四期）。
（37）中国社会科学院考古研究所長江三峡工作隊・巫山県文物管理所「巫山古城遺址的勘探与発掘」（重慶市文物局等編『重慶庫区考古報告集・

一九九七 巻』、科学出版社、二〇〇一年)。

(38) 湖北省博物館江陵考古工作站「秭帰楚王城勘探与調査」(『江漢考古』一九九八年第四期)。

(39) 王然・鄧輝「因寇准而著名了一千年——巴東旧県坪遺址」(『文物天地』二〇〇三年第六期)。

(40) 李映福「明月壩唐代集鎮遺址初歩研究」(重慶市文物局編『重慶・二〇〇一 三峡文物保護学術研討会論文集』科学出版社、二〇〇三年)。

(41) 四川博物館「四川万県唐墓」(『考古学報』一九八〇年第四期)。

(42) 陳秀・李宏松「山崖的創造——大寧河古栈道及大寧塩泉遺址」(『文物天地』二〇〇三年第六期)。

(43) 李宏松「白鶴梁題刻保護工程十年思考」(『文物天地』二〇〇三年第六期)。

中国漢代の羌（一）
――生態学的辺境と民族的境界――

Wang Ming-ke（王明珂）
（本間寛之　訳）

解　題

本稿は、台湾中央研究院歴史語言研究所副所長・同研究員であり台湾大学兼任教授でもある王明珂氏が一九九二年、米国ハーバード大学に提出した英文による博士論文「古代中国漢代の羌：生態学的辺境と民族的境界（*The Ch'iang of Ancient China through the Han Dynasty: Ecological Frontiers and Ethnic Boundaries*）」の第一章を日本語に訳出したものである。氏は主に黄河上流および湟水流域に分布する羌人、すなわち河湟羌について考察しているが、生態系との関連から羌人の歴史を捉える研究方法は斬新なものであり、本稿に述べられた河湟羌を取り巻く自然環境に対する氏の把握は、今後の研究の基盤となるものであろう。ここに氏の許諾を得て訳出する所以である。

なお、氏には、『華夏辺縁――歴史記憶与族群認同』（允晨文化出版、一九九七年）、『蛮子、漢人与羌族』（三民書局、二〇〇一年）などの著書がある。

序　論

羌族は今日、中国における五五の公式な少数民族のひとつであり、八五〇〇〇人ほどの人口しか持たない。それでもこの集団は、紀元前一五世紀にさかのぼる歴史を持つ広義の羌の後裔であると信じられており、またこの広義の羌の後裔は漢民族やチベット人、西南地域のその他の少数民族の中にも存在する。そのため、羌の歴史は長く歴史学者の注目を集めてきたのであ

る。

羌という呼称が最初に出現するのは安陽期（紀元前一四〇〇～一一〇〇年）の商王朝の甲骨文である。その後、この名称は五〇〇年ほどの間、中国側の記録からはほとんど姿を消す。戦国時代（紀元前四八〇～二二一年）になって再び現れるが、それは歴史書ではなく、哲学者の著作の中であった。秦漢代（紀元前二二一～紀元後二二〇年）になると、最初は隴西地域の、後には甘粛の回廊地帯、とりわけ河湟地域の人々を指す用語として使われており、最終的には四川西部、漢王朝の領域外部の人々もこの中に含まれるようになった。

この羌に対して、中国や日本の著名な研究者が注意を向けてきた。たとえば顧頡剛氏や白川静氏である。驚くべきことに、彼らの多くが、羌がある一つの民族的集団である、ということに何の疑義も持たなかったようである。歴史学者の多くは断片的な史料の蒐集から、商代から漢代にかけての連続性を持った、一つのものとしての羌の歴史を再構成しており、それは今日に至るまで続いている(1)。これらの研究の根底には、明らかにある推論が横たわっている。すなわち、商代の羌であろうと漢代の羌であろうと、彼らは同じ「人々」である、というものである。

また、黄烈氏や王俊傑氏による別の意見もある。彼らは、羌という言葉が古代漢人が非漢人を指すのに用いた一般的な呼称であることに注意を向け、漢代の羌が商代のそれとはまったく関係がないと指摘した(2)。黄烈・王俊傑両氏の説はこの問題の追求に非常に適切な観点を提供したといえるが、しかし、先の顧頡剛氏の説が中国の歴史学者や民族学者に広く受け入れられる定説となった。顧頡剛氏の説が批判をうけなかった主な原因は、自称autonymsと他称exonymsの意味と、民族的境界の形成・変化におけるその役割に対して大した注意が払われてこなかったからである。自称というのは、ある集団自身によって用いられる民族的呼称であり、他称というのは外部の者による民族的呼称である。それゆえ本稿は、先行研究とは正確さや詳細さの点だけでなく、理論的枠組みの点でも異なっている。すなわち、本稿における羌は、ある人々を指すものではなく、「我々とはことなる西の方に住む人々」を指す概念、それによって漢人が西方の民族的境界を定義した異質性の概念なのである。

本稿では、商代から漢代の羌、とりわけ漢代の河湟地域における羌に焦点をあてる。それゆえ、問題点は以下のように集約

されるであろう。「漢代の河湟地域の人々はどうして羌になったのか？」。我々は二つの面からこの問題を検討する。まず、新石器時代から周代にかけてのそのあり方の変化の過程を考察する。つまり、中国における同様の構造とはまったく対照的な姿で、河湟地域の人々が漢代に経済的・社会的に特徴ある姿を形成するに至る過程である。この過程は、我々が生態学的辺境と呼ぶものの形成過程でもある。次に、概念上の変化の過程を検討する。商代から漢代にかけて、漢人の中における羌の概念が陝西東部や湖南西部から河湟地域へと変遷していったことに対する地理的な影響である。この時期、漢人が形成されつつあり、西方の人々が次々にこの民族的統一体に融合している。最終的にこの民族的境界と生態学的辺境とが統一され、河湟地域の先住民が漢代の羌となった。

本稿では二つの面を強調する。河湟の先住民については、本稿では、考古学的遺物や地理的なデータ、中国側の記録に基づき、生態学的な観点からその特有の社会的・経済的構造を説明したい。彼らがどうして羌になったのかという問題の検討にあたっては、民族的境界の形成という観点から、結局は漢人の形成を議論することになる。

それゆえに本稿におけるアプローチは、境界形成の考察である。このアプローチについて、一九六〇年代後半のエスニシティ研究における革命的な著作である*Fredrik Barth*氏らの“*Ethnic Groups and Boundaries*”に多くをよっている。*Barth*氏は基本的な考え方として以下のように主張している。あるエスニックグループは文化的単位ではなく、関係者自身による定義の範囲によって決まる、と。ゆえにそれはエスニックグループを定義する民族的境界であって、それが含む文化的要素ではない。これはまた、本稿におけるエスニックグループに対する立場でもある。

私は本稿が三つの点で貢献しうるものと考えている。まず、本稿はある地域の人々における農業から遊牧への存在様態の変化の過程を、生態学的に説明するものである。次に、本稿は本名と他称についての、また、エティックeticな、あるいはイーミックemicな民族起源論についての、そして民族的境界を定める上でのその役割についての理論的研究である。第三に、羌の歴史、言い換えれば漢人の形成史を考察する新しいアプローチである。このアプローチにおいて、漢人の形成は単に文化的・物質的特徴の歴史であるだけでなく、境界形成の歴史でもあり、自己と他者の概念の発展過程でもあるのである。

第一章　河湟――二〇世紀初頭における自然環境と人間生態学

自然環境が人間の生存と社会を考える上で重要な要素であることは確かである。伝統的な文化人類学は環境と文化を異なった領域として扱い、この二者間の関係を一般化しようとしがちであった。しかし、最近の文化人類学の理論では、ひとつの分析方法、すなわちいわゆる生態系というものの中で環境と人間社会を分析することの重要性が強調されている(3)。このアプローチの焦点は、環境要素と人間社会の関係の「一般化」を目指すことにあるのではなく、ある選択された文化的、生物学的、物質的な変数が明確に関連づけられている生態系の「特殊化」を調査することにある(4)。

河湟地域の環境とそこにおける人間生態学の特殊性は、人間生態学上の特殊化におけるはっきりした事例である。それはまた文化生態学的アプローチの有効性をも示すものである。それゆえ、本章における我々の目的は、この地域における考古学的・歴史学的問題を更に深く議論するための前提としての河湟地域の自然条件と人間生態学を示すことである。

河湟――その自然条件

青海東北部に位置し、甘粛西部と境を接する河湟地域は、チベット高原（青蔵高原）の一部である。地理的用語としての「河湟」は、文字通りには黄河（河）と湟水という意味であるが、二〇世紀初頭以来、湟水と青海までの黄河上流部に沿った、永靖～臨夏のラインより西側の地域を指すのに用いられてきた。高山深谷という状況が、この地域の最大の特徴である。高度は一般的に高いといえるが、場所によって異なっており、二二〇〇メートル以下の低い谷から四二〇〇メートルを超える高原まで様々である。平均海抜は二七〇〇～三八〇〇メートルほどである。気候は極めて寒く、そして乾燥しており、一年間で最も温暖な月でも平均気温は摂氏一一～一三度、海抜の低い地域でも一七．五～二一度にしかならない。年間平均降水量は三〇〇～四〇〇ミリである(5)。

河川とその支流によって山々には峡谷がうがたれている。そして湟水と黄河、およびその支流が、河湟地域を二つの地区に

分ける二つの大きな水系を形成している。すなわち北部の湟水流域と、南部の黄河上流域である。

湟水流域は南側の拉脊山脈によって黄河流域と区分されている。湟水は西から東へと流れ、その支流の多くは北から南へ、あるいは南から北へと流れている。黄土が流域に分布しており、北部中国の黄土平原の最西部にあたる。湟水流域はこの地域のほかの場所よりは高度が低く、気候も穏やかである。また、沖積平野及び黄土で覆われた低い丘陵も存在し、青海省で最も重要な農業地域を形成している。漢代、先住の羌人にとってこの地は経済的・戦略的に重要な土地であったが、それは漢王朝の軍隊や入植者にとっても同じことであり、それについては以下に議論していく。

さて、河湟における黄土地帯と農業の間の関係についても注意したい。Robert B. Ekvallはこの地域の調査における先駆者であるが、彼は長期にわたる観察の結果、以下のような報告をしている。

「水気が十分に存在するか、あるいは灌漑によって水気が保たれているために、肥沃で、かつ、見たところ無尽蔵な土壌のあるところはどこでも、中国式の施肥を伴う一輪作によって、休耕地無しでの連年の豊作が保証されている。」(6)

黄河上流域の自然条件も湟水流域と同様ではあるが、しかし、沖積平野は少なく、黄土はぱらぱらと分散して存在するのみである。この黄河沿いの盆地が主な農業地帯であり、例えば循化や尖扎、貴徳などの地が挙げられる。これらの土地にも黄土が分布している。漢代における大小榆谷は、河湟羌という割と大きな部族の土地であったが、それはこの貴徳から尖扎の辺りに位置していたと考えられているのである。

次に、台地部に注意を向けてみたい。沖積低地と黄土は、氷河期の岩屑や山脈起源の瘠せて石の多い土によって取って代わられてしまった。チベット語では「aBrog」という高地における牧草地が、植物面での支配的景観となっている。牧草地には高度や土壌、降水量、地形によって色々な種類がある。こうした植物面での多様性によって、複数種からなる家畜の群が成り立つ。この点について、Ekvallは以下のような観察をしている。

「南側の山の斜面では、特に馬にとって素晴しい飼料となる、質がよく柔らかい草が生えている。日陰となる部分、すなわち北側の斜面では、質の悪い草が厚く生えている中に、花や種々の矮性の藪を含む潅木が点在している。このような斜面はウシがとりわけ好むものである。aBrogの最高度限界では……植生が地衣類へと変化していく。短く細い草が地面すれすれに生えているので、やすりのような舌を持つヤクでなければ、これを食べることが出来ない。」(7)

西に目を向けると、そこには青海（ココノール）がある。広さはおよそ四〇〇〇平方キロメートル、海抜は三二〇〇メートルであり(8)、日月山山脈東側よりも高く寒い。西部の低地は、冬から春にかけての良好な放牧地である。二五〇〇メートル以下の渓谷では農業が行われているが、それほど生産的なものではない。この高度を超えると、冬と春の放牧地があり、さらに高度を上げると夏の放牧地がある。河湟地域最西部における漢王朝の行政区画である西海郡は、この地域に置かれていた。

河湟の自然環境は、高度によって様々である。高度の差は植物の生長に影響を与えるので、当然、農業活動にも影響があり、高度差によって三種類の生態系帯が定義される。高度の低い順に挙げると、低い渓谷地帯、高原放牧地域、雪線より上の荒涼とした山岳地帯である。低い渓谷地帯は常に森林や雑木林に覆われており、農業も見られる。森林・潅木・農耕地の高度限界より上では、草原に覆われた高原放牧地域が始まる。農業限界高度は、場所によって異なるものの、大体海抜二七〇〇～三三〇〇メートルである。高原地帯は肥沃で多様性に富む放牧地の地域である。その高度限界では地衣類のみが見られ、同時に荒涼と凍てついた高原地帯が始まる。この地帯の高度も様々であるが、海抜四〇〇〇メートルを超えると放牧はほとんど見られなくなる(9)。もちろん、以上に述べた姿は、土壌、降水量、地形による地域差が存在する。

河湟――人間生態

チベット高原東北に位置するこの地域の人々の間で暮らした多くの旅行者や研究者にとって、人文面のみならず自然条件においても、この地域の渓谷や高原は独特なものであった(10)。これはすなわち、渓谷と高原ではそれぞれ二つのまったく異なっ

た人々のあり方が存在するということであり、それぞれにそれぞれの特徴的な条件によって存在しているのである。この現象は外部の人間によって証言されているだけでなく、この地域に居住するチベット人によっても認識されていた(11)。以下、この二種類の人間生態について、二〇世紀前半の記録によって述べてみたい。

渓谷に住む人々は自身をYul baあるいはRong paと呼ぶが、それは田舎の人々、あるいは深い谷の人々という意味である。彼らは畜産業を必須としてはいるが、基本的には農民である。典型的なRong paの村は一〇から二〇の家族で構成されている。放牧地と森林は共有されており、家と田地は個々人の所有である(12)。主要な作物はトウモロコシ、大麦、ジャガイモであり、河湟西部では高度が高いために春小麦とエンドウも栽培される。羊、牛、ヤク、馬、ロバ、ラバやdzo（牛とヤクの混血）などの家畜が日用品や肉、羊毛をとるために、あるいは耕作用や乗用として飼育されている。農民が生きていくためには家畜の存在が不可欠であるけれども、大きな群れで飼育されることはない。これはRong paの人々が家畜を耕作地のすぐ上の放牧地で飼育しているためである。もし大量の家畜を飼えば、渓谷における労働力と同様に、農業に用いるべき自然資源がなくなってしまうだろう。これらの農業と牧畜業のほか、村の人々は外部世界と季節的に交易し、家族の収入を増やしている(13)。

遊牧チベット人は高原放牧地、すなわちaBrogにおり、自身をaBrog paという。これは高原放牧地の人々の意である。彼らは純粋な遊牧民であり、言い換えれば農業をせず、日常生活の必要品すべてを直接家畜の生産物から、あるいは家畜・家畜生産物を村人と交換することによって得ている。

遊牧民の家畜の種類別構成は、農業をするチベット人のそれとは異なっている。aBrog paの家畜は重要な順でいうとヤク、羊、牛、馬である。彼ら遊牧民の家畜群にいる馬と羊は農業社会におけるそれとは異なっている。遊牧民の羊（aBrog Lug）は村人の持つ羊（Rong Lug）よりも大きい。また、低地の馬は村中の小道や丘陵地帯の道を歩くために強い足と蹄を持っているが、高原の馬の蹄は高地の平原や沼地に適したものとなっている(14)。牛は遊牧民によって、貧乏な農民の家畜と考えられている。遊牧民の家畜群における牛の基本的な役目は、混血のdzoをつくることにある(15)。

河湟の遊牧におけるヤクの重要性は、強調されるべきことである。アラビアのルブ・アルハリ砂漠の遊牧民の間ではラクダ

がその牧畜業の象徴となっているが(16)、同じように、河湟の高地ではヤクがその牧畜業の象徴となっている。この動物は、生物学的構造上、高地の極端に寒冷な気候と薄い空気に最も適合したものとなっている。放牧限界高度地帯の地衣類を舌ですくい取って食べることができるのはヤクだけである。厳しい時期には牧草は得にくいので、地衣類が格好の代用品となる。さらには積雪地ではヤクは雪掻き器にもなり、雪で覆われた道を通ることによって、ヤクは人々や他の家畜のために雪を掻き分けるのである(17)。

しかし、たとえ高地でヤクがいかに優秀であっても、低い渓谷にはあまりよく適応していない。幾つかの報告によれば、ヤクは道に一列に並んで歩くことができず、常に群れの状態であり、重い荷物を背負っている時ですらそうであるので、絶壁から落ちてしまうことがよくあるという(18)。さらに、低地に長くいすぎるとヤクは精力を失い、繁殖力を失ってしまうともいう(19)。

この地域の三番目のウシ属の動物であるdzoは、ヤクと牛の混血である。dzoは比較的低い土地にも高山にも適応しており、Rong paにとってもaBrog paにとっても重要な役割を持つ動物である。

一方、人間のほうにも三番目の人々——Sa Ma aBrogという人々がいる。彼らは純粋な遊牧民でも農民でもなく、その中間に位置する。彼らSa Ma aBrogは家畜の世話をするために、遊牧民のように一年中、テントに住んでいる。しかし、遊牧民と異なって、農業を営む村人と空間的、経済的、社会的に近い関係にある。実際、Sa Ma aBrogは経済的により成功している農民の叔父たちや弟たちであることが多い(20)。Sa Ma aBrogが遊牧民と農民のいずれよりもdzoを多く所有している点は重要である(21)。

河湟の牧畜業における季節的な遊牧サイクルは、次のようである。一二月から三月まで、遊牧民は冬営地におり、そこは通常、農業社会の近くの、日当たりがよく、風がさえぎられている谷間である。最初の移動は四月中旬から五月終わりまでの間の時期であり、それは春の牧草の成長具合による。このとき、家畜は衰弱しており、予期しない春の雪によって犠牲が出ることがある。ここの遊牧は基本的に垂直移動であり、その移動ルートはユーラシアのステップ地域における遊牧の場合ほど固定していない(22)。このことについての最も単純な説明としては、自然条件上、不規則で予測不能な要素があまりに多すぎる、と

いうものがある。最初の数ヶ月間、上方への移動は短いものである。夏の間、移動と宿営のための時間は長くなる。八月に最高地点にまで移動し、今度は下降が始まる。九月か一〇月はじめには、遊牧民には冬が近づく。この時点で、遊牧サイクルは終わりに近づき、馬は肥える――襲撃を行うのに最もよい時期なのである(23)。襲撃の際に最も喜ばれる戦利品は家畜であり、故に、襲撃の目標は通常、農村住民ではなく、他の遊牧民か貿易商人である(24)。

河湟の社会の特徴について、さらに幾つか述べねばならない。まず何よりも、この社会における最も一般的な姿というのは、不規則さそのものということである。家族構成や社会組織、武力などの面で、この不規則な傾向というものが見られる。家畜群や村落の大きさはまちまちである。部族組織も様々である。首長の力も色々である(25)。環境面で非常に豊かな多様性と不確実性が存在するために、あらゆる不規則性がありうるのであり、それゆえに、社会組織の形態も、あらゆる需要に応じられるように柔軟でならねばならないのである。

次に、その社会に平等主義の傾向が見られるのも注目すべきことである。これは特に遊牧民の間で顕著である。支配形態はいずれにしても緩やかであるか、不規則であるかである。例えば、小さな部族には首長がいないことがある。最も力のある首長を持つ部族でさえも、「独裁的な支配ははっきりと制限されている……個人主義と独断的な禁止に対する憎悪がチベット人の間で非常に強いためである」(26)。また、この地域で神聖とされている避難の権利によって、この平等主義の傾向が更に促進されている(27)。更に、恒常的な税もなく、常備軍もなく、有給の役人もおらず、指導者はその地位によって物質的利益を得ることもない(28)。これらの事実すべては、平等主義が構造上、主要な原則となっている社会であることを示唆している。しかし、二〇世紀はじめの五〇年間、中国の政治的支配下にあった地域では、商人の活動と、チベット仏教寺院の影響が強大で、遊牧的生活ももはや「平等主義的」ではなかった、とも報告されている(29)。

最後に、河湟の社会の最も顕著な特徴は、おそらく人々の間の憎悪であろう。これは、戦争と襲撃と血讐が永遠に続く世界である。この地域の人々の集団間における憎悪には、欧米人フィールド研究者が注意を向けてきた。事実、二〇〇〇年前の漢代、河湟羌と関係のあった中国側の役人は、既にこの現象に気づいて記録しているのである。

ここまで我々は、河湟地域が高度差によってそれぞれ異なった生態学的条件に分類されることを示そうとしてきた。そして我々は更に、それぞれの生態学的条件によって、それぞれ人々の様々なあり方が存在することを示唆した。河湟の事例では、自然環境、作物、家畜、人間とその社会が、システムを構成する要素全体である。このケースではまた、うまく適応することには、社会的、あるいは文化的階層と同様の、人々のあり方における分化というものが伴うことが示されている。我々の検討した事例では、特殊化した家畜を用いることにより環境面での制限要素（高度）を克服し、特殊な自然条件を活用して特殊な、機能本位の原則に立った社会を建設したわけである。

本稿では、河湟の自然条件の状況を描写しようと試みた。それは新石器時代から漢代にかけての人間生態学的変化と民族的境界の変動について、更に議論を深めていく上で、最重要な背景である。私はまた、河湟の人間生態をも描写しようと試みた。それは、長期にわたって人間が適応していく中での、伝統的最終形態として見ることが出来るものである。これらすべては、環境的および生態的要素に対する考察は、歴史ならびに考古におけるある現象を理解する上で役立つとの考えに基づくものである。

（次号に続く）

注

（1）顧頡剛「従古籍中探索我国的西部民族――羌族」『社会科学戦線』一九八〇年第一期、一一七～一五二頁、白川静「羌族考」『甲骨金文学論叢』九集、一九五八年一二月

（2）黄烈「有関氐族来源与形成的一些問題」『歴史研究』一九六五年第二期、一〇四～一〇六頁、王俊傑「論商周的羌与秦漢魏晋南北朝的羌」『西北師院学報』一九八二年第三期、七九～九二頁

（3）Clifford Geertz, "*Agricultural Involution: The Process of Ecological Change in Indonesia*", Berkeley: University of California Press, 1963, pp.1-3; Andrew P. Vayda, "*Anthropologists and Ecological Problems*", in "*Man, Culture, and Animals*", ed. by Anthony Leeds and Andrew P. Vayda, Washington D.C.: American Association for the Advancement of Science, 1965, p.3

（4）前掲書、p.3

（5）林振耀・呉祥定「青蔵高原気候区劃」『地理学報』第三六巻第一期、一九八一年

（6）Rovert B. Ekvall, "*Cultural Relations on the Kansu-Tibetan Border*", Chicago: The University of Chicago Press, 1939, p.5

（7）Rovert B. Ekvall, "*Fields on the Hoof: Nexus of Tibetan Nomadic Pastoralism*", Prospect Heights: Waveland Press, 1968, p.6

（8）中国科学院編『中国自然地理：総論』科学出版社、一九八五年

（9）Ekvall, "Cultural Relations", p.5

（10）Fernand Grenard, "*Tibet: The Country and its Inhabitants*", trans. Teixeira de Mattos, London: Hutchinson & Co., 1904, pp.217-49; Owen Lattimore, "*Inner Asian Frontier of China*", Oxford University Press, 1940; repr., Hong Kong: Oxford University, 1988, pp206-14; Ekvall, "*Fields on the Hoof*", pp.1-30

我々は今日の河湟地域における人々の最大の特徴が「民族的モザイク」であることに注意すべきである。このモザイクにはチベット人以外に漢民族、モンゴル人、回族やトゥー（土）族が含まれる。しかし、以下の記述はチベット人の民俗誌的データに基づいている。その理由は、まず、チベット人が間違いなくこの地域の遊牧人口の主体であるからである（この地域における別の遊牧集団であるモンゴル人の一五倍）。また、彼らチベット人は特有の性質を持っているので、そのあり方や社会を見ることによって、河湟地域の人々の伝統的な生活様式がわかるのであり、環境と人間活動の関係がもっともよく反映されている可能性があるからでもある。

（11）Rin-chen Lha-mo, "*We Tibetans*", London: Seeley Service & Co., 1926, pp.73-76

（12）Ekvall, "Cultural Relations", p.71

（13）James F. Downs and Robert B. Ekvall, "*Animals and Social Types in the Exploitation of the Tibetan Plateau*", in "*Man, Culture, and Animals*", p.173

（14）前掲論文、p.175

（15）前掲論文、pp.174-75

(16) Donald. D. Cole, "*Nomads of the Nomads, The Al Murrah Bedouin of the Empty Quarter*", Chicago: Aldine Publishing, 1975

(17) Ekvall, "*Fields on the Hoof*", pp.12-14

(18) Downs, "*Animal types*", p.174

(19) Ekvall, "*Fields on the Hoof*", p.13

(20) Downs, "*Animal types*", p.181

(21) Downs, "*Animal types*", pp.180-82; Ekvall, "*Fields on the Hoof*", pp.21-23

(22) A. M. Khazanov, "*Nomads and the Outside World*", Cambridge: Cambridge University Press, 1984, p.67

(23) Ekvall, "*Fields on the Hoof*", p.40

(24) 前掲書、pp.52-53

(25) Ekvall, "*Cultural Relations*", pp.68～74

(26) 前掲書、p.69

(27) 前掲書、p.70

(28) 前掲書、p.70

(29) 青海省編輯組編『青海省蔵族蒙古族社会歴史調査』青海人民出版社、一九八五年

＝訳　注＝

張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（三）

早稲田大学簡帛研究会

〔二年律令関連論文目録（二〇〇四年十二月補）〕

晏昌貴　「《二年律令・秩律》地名劄記」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/list.asp?id=1053、二〇〇三年一二月一日）

池田温　「東亜律令的交通規制一瞥」（高明士主編『東亜文化圏的形成与発展――政治法制篇』国立台湾大学歴史学系、二〇〇三年）

池田雄一　「張家山『二年律令』に見える妻の地位」（『呴沫集』第一一号、二〇〇四年）

石岡浩　「張家山漢簡二年律令にみる二十等爵制度――五級大夫を中心に――」（『中国史研究』（韓国）第二六輯、二〇〇三年）

石岡浩　「張家山漢簡奏讞書にみる二十等爵制――特権の賜与と剥奪――」（『早稲田大学本庄高等学院研究紀要』第二二号、二〇〇四年）

尹在碩　「張家山漢簡所見的家庭犯罪及刑罰資料」（中国政法大学法律古籍整理研究所編『中国古代法律文献研究』第二輯、中国政法大学出版社、二〇〇四年）

尹在碩　「秦漢律所反映的後子制和継承法」（『中国歴史文物』二〇〇三年第一期。中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年改題再録）

于振波　「張家山漢簡所反映的漢代名田制」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.bamboosilk.org/admin3/html/yuzhenbo01.htm、二〇〇三年九月二四日）

于振波「里耶秦簡中的「除郵人」簡」（『湖南大学学報』社会科学版二〇〇三年第三期）
于振波「張家山漢簡中的名田制及其在漢代的実施情況」（『中国史研究』二〇〇四年第一期）
于振波「簡牘所見秦名田制蠡測」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/HTML/yuzhenbo05.htm、二〇〇四年一月一一日。『湖南大学学報』社会科学版二〇〇四年第二期再録）
于振波「漢代的都官与離官」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/html/yuzhenbo07.htm、二〇〇四年五月一六日）
于振波「張家山漢簡中的「卿」」（『文物』二〇〇四年第八期）
于振波「略論漢名田制与唐均田制之異同」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/html/yuzhenbo09.htm、二〇〇四年一〇月二七日）
于振波「漢代的戸賦与芻稾税」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/list.asp?id=1270、二〇〇四年一一月一四日）
エノ・ギーレ「「郵」制攷――秦漢時代を中心に――」（『東洋史研究』第六三巻第二号、二〇〇四年）
閻暁君「試論張家山漢簡《銭律》」（『法律科学』二〇〇四年第一期）
閻歩克「論張家山漢簡《二年律令》中的「宦皇帝」」（『中国史研究』二〇〇三年第三期）
閻歩克「従《秩律》論戦国秦漢間禄秩序列的縦向伸展」（『歴史研究』二〇〇三年第五期）
閻歩克「《二年律令・秩律》的中二千石秩級闕如問題」（『河北学刊』二〇〇三年第五期）
閻歩克「也談「真二千石」」（『史学月刊』二〇〇三年第一二期）
王瑗琿「従《二年律令》看漢初的以法治吏」（『辺疆経済与文化』二〇〇四年第五期）
王愛清「西漢官学教育体制新議」（『綏化師専学報』二〇〇四年第二期）
王偉「張家山漢簡《二年律令》雑考」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/Wssf2003/wangwei0

1.htm、二〇〇三年一月二一日。簡帛研究網站『簡帛研究』第二輯（CD-ROM版）、二〇〇三年再録）

王偉「張家山漢簡《二年律令》編連初探——以竹簡出土位置為線索」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/html/wangwei01.htm、二〇〇三年一二月二二日）

王偉「張家山漢簡《二年律令》釈文」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/html/wangwei03.htm、二〇〇四年六月三〇日）

王偉「《秦律十八種・徭律》応析出一条《興律》説」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/list.asp?id=1233、二〇〇四年七月一八日）

王貴元「張家山漢簡与《説文解字》合証——《説文解字校箋》補遺」（『古漢語研究』二〇〇四年第二期）

王紀潮「張家山漢簡《具律》的流変及「斬右趾」罪的棄市問題——読江陵張家山《二年律令・具律》札記」（『東南文化』二〇〇四年第四期）

王彦輝「従張家山漢簡看西漢時期私奴婢的社会地位」（『東北師大学報』哲学社会科学版二〇〇三年第二期。中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年再録）

王彦輝「論張家山漢簡中的軍功名田宅制度」（『東北師大学報』哲学社会科学版二〇〇四年第四期）

王三峡「《睡虎地秦墓竹簡》「久刻職（識）物」相関文字的討論」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/list.asp?id=1234、二〇〇四年七月一八日）

王子今「張家山漢簡《賊律》所見「妻悍」・「妻殴夫」等事」（『南都学壇』二〇〇二年第四期。同氏『古史性別研究叢稿』社会科学文献出版社、二〇〇四年再録）

王子今「漢初査処官員非法収入的制度——張家山漢簡《二年律令》研読礼記」（『政法論壇』二〇〇二年第五期）

王子今「張家山漢簡《賊律》「偏捕」試解」（『中原文物』二〇〇三年第一期）

王子今「「偏妻」「下妻」考——張家山漢簡《二年律令》研読札記」（『華学』第六輯、二〇〇三年。同氏『古史性別

研究叢稿』社会科学文献出版社、二〇〇四年再録）

王子今　「張家山漢簡《金布律》中的早期井塩史料及相関問題」（『塩業史研究』二〇〇三年第三期）

王子今・馬振智　「張家山漢簡《二年律令・秩律》所見巴蜀県道設置」（『四川文物』二〇〇三年第二期）

王子今・范培松　「張家山漢簡《賊律》「叚大母」釈義」（『考古与文物』二〇〇三年第五期。同氏『古史性別研究叢稿』社会科学文献出版社、二〇〇四年再録）

王子今　「秦漢区域地理学的「大関中」概念」（中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年）

王子今　「張家山漢簡《秩律》四「公主」説」（同氏『古史性別研究叢稿』社会科学文献出版社、二〇〇四年）

太田幸男　「出土法律文書にみえる「盗」について」（『日本秦漢史学会会報』第五号、二〇〇四年）

大庭脩　「張家山247号漢墓出土の津関令について」（『近つ飛鳥博物館館報』七、二〇〇二年。大阪府立近つ飛鳥博物館『大庭脩前館長著作集』二〇〇三年再録）

温楽平・程宇昌　「従張家山漢簡看西漢初期平価制度」（『江西師範大学学報』哲学社会科学版二〇〇三年第六期。中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年再録。ただし『秦漢史論叢』では温楽平氏の単著とされている）

何有祖　「《二年律令》零釈一――張家山漢簡《二年律令》研読課札記之一」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.bamboosilk.org/admin3/html/heyouzhu01.htm、二〇〇三年一〇月一七日）

何有祖　「《二年律令》零釈二――張家山漢簡《二年律令》研読課札記之二」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.bamboosilk.org/admin3/html/heyouzhu02.htm、二〇〇三年一〇月二三日）

韓樹峰　「秦漢律令中的完刑」（『中国史研究』二〇〇三年第四期）

姜建設　「従《二年律令》看漢律対涜職罪的処罰」（『史学月刊』二〇〇四年第一期）

桂斉遜　「秦漢律令関於「刑事責任能力」相関規範試析」（『華岡文科学報』第二六期、二〇〇三年）

桂斉遜「唐律関於「正当防衛」相関規範試析――兼論宋元明清時代之変革」（中国中古史研究編輯委員会編『中国中古史研究』第三期、蘭台出版社、二〇〇四年）

高凱「《二年律令》与漢代女性権益保護」（『光明日報』二〇〇二年一一月二二日）

侯旭東「西漢初律令中的母・妻――母方親族地位的新証拠」（『中国社会科学院院報』二〇〇三年一一月二九日）

黄錦前「《二年律令・置後律》札記――張家山漢簡《二年律令》研読課札記之二」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/list.asp?id=1025、二〇〇三年一〇月二一日）

高敏「漫談《張家山漢墓竹簡》的主要価値与作用――読《張家山漢墓竹簡》札記之一」（『鄭州大学学報』哲学社会科学版二〇〇二年第三期。同氏『秦漢魏晉南北朝史論考』中国社会科学出版社、二〇〇四年再録）

高敏「論西漢前期芻・稾税制度的変化発展――読《張家山漢墓竹簡》札記之二」（『鄭州大学学報』哲学社会科学版二〇〇二年第四期。同氏『秦漢魏晉南北朝史論考』中国社会科学出版社、二〇〇四年再録）

高敏「従張家山漢簡《二年律令》看西漢前期的土地制度――読《張家山漢墓竹簡》札記之三」（『中国経済史研究』二〇〇三年第三期。同氏『秦漢魏晉南北朝史論考』中国社会科学出版社、二〇〇四年再録）

高敏「従《二年律令》看西漢前期的賜爵制度」（『文物』二〇〇二年第九期。同氏『秦漢魏晉南北朝史論考』中国社会科学出版社、二〇〇四年）

高敏「《張家山漢墓竹簡・二年律令》中諸律的制作年代試探――読《張家山漢墓竹簡》札記四」（『史学月刊』二〇〇三年第九期。同氏『秦漢魏晉南北朝史論考』中国社会科学出版社、二〇〇四年再録）

高敏「関于漢代有「戸賦」・「質銭」及各種礦産税的新証――読《張家山漢墓竹簡》札記之五」（『史学月刊』二〇〇三年第四期。同氏『秦漢魏晉南北朝史論考』中国社会科学出版社、二〇〇四年再録）

高敏「西漢前期的「傅年」探討――読《張家山漢墓竹簡》札記之六」（『新郷師範高等専科学校学報』二〇〇二年第三期。同氏『秦漢魏晉南北朝史論考』中国社会科学出版社、二〇〇四年再録）

呉栄曽　「秦漢時的行銭」（『中国銭幣』二〇〇三年第三期）
崔永東　「張家山出土漢律的特色」（『政法論壇』二〇〇二年第五期）
崔永東　「張家山漢簡中的法律思想」（『法学研究』二〇〇三年第五期）
蔡万進・呉亮　「従張家山漢簡看楚漢法統関係」（『中州学刊』二〇〇二年第四期）
「三国時代出土文字資料の研究」班「江陵張家山漢墓出土「二年律令」訳注稿　その（一）」（『東方学報』京都第七六冊、二〇〇四年）
施偉青　「秦漢時期的私家奴婢新探」（『中国社会経済史研究』二〇〇三年第四期。同氏『中国古代史論叢』岳麓書社、二〇〇四年再録）
周振鶴　「《二年律令・秩律》的歴史地理意義」（『学術月刊』二〇〇三年第一期）
周振鶴　「《二年律令・秩律》的歴史地理意義（修訂）」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/list.asp?id=1049、二〇〇三年一一月二三日）
周波　「《二年律令》釈文与注釈商榷」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/html/zhoubo03.htm、二〇〇四年五月二九日）
朱紅村　「従張家山漢律看漢初国家授田制度的幾箇特点」（『江漢考古』二〇〇四年第三期）
朱紹侯　「秦漢簡牘与軍功爵制研究」（『光明日報』二〇〇二年五月三一日）
朱紹侯　「論漢代的名田（受田）制及其破壊」（『河南大学学報』社会科学版、二〇〇四年第一期）
徐世虹　「張家山二年律令簡所見漢代的継承法」（『政法論壇』二〇〇二年第五期）
徐世虹　「張家山二年律令簡中的損害賠償之規定」（『華学』第六輯、二〇〇三年）
沈頌金　「張家山漢墓竹簡研究述評」（『中国史研究動態』二〇〇三年第二期。同氏『二十世紀簡帛学研究』学苑出版社、二〇〇三年再録。ただし『中国史研究動態』では張小鋒氏との共著とされている）

秦進才　「漢代皇権与法律形式」（『河北法学』二〇〇四年第四期）
鄒水傑　「秦漢「長吏」考」（『中国史研究』二〇〇四年第三期）
瀬川敬也　「秦漢時代の身体刑と労役刑――文帝刑制改革をはさんで――」（『中国出土資料研究』第七号、二〇〇三年）
専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注（一）――賊律――」（『専修史学』第三五号、二〇〇三年）
専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注（二）――盗律――」（『専修史学』第三六号、二〇〇四年）
専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注（三）――具律――」（『専修史学』第三七号、二〇〇四年）
蘇輝　「張家山漢簡之「徒涅」為《漢書・地理志》「徒経」補証」（『中国史研究』二〇〇三年第四期）
臧知非　「漢簡「提封」釈疑――兼談漢代「提封田」問題」（周天游主編『陝西歴史博物館館刊』第九輯、三秦出版社、二〇〇二年）
臧知非　「張家山漢簡所見西漢礦業税収制度試析――兼談西漢前期「弛山沢之禁」及商人兼并農民問題」（『史学月刊』二〇〇三年第三期）
臧知非　「西漢授田制度与田税徴収方式新論――対張家山漢簡的初歩研究」（『江海学刊』二〇〇三年第三期）
臧知非　「張家山漢簡所見西漢継承制度初論」（『文史哲』二〇〇三年第六期）
臧知非　「張家山漢簡所見漢初中央与諸侯王国関係論略」（周天游主編『陝西歴史博物館館刊』第一〇輯、三秦出版社、二〇〇三年）
曹旅寧　「秦漢盗律考」（同氏『秦律新探』中国社会科学出版社、二〇〇二年。『南都学壇』二〇〇三年第一期再録。中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年再録）
孫家洲　「従張家山漢簡看漢初「矯制」之法」（『光明日報』二〇〇二年九月二四日）
孫家洲　「再論「矯制」――読《張家山漢墓竹簡》札記（之一）」（『南都学壇』二〇〇三年第四期。中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年再録）

譚衛元　「従張家山漢簡「具律」看漢初「爵論」制度」（『江漢考古』二〇〇四年第一期）
張家山漢簡研読班「張家山漢簡《二年律令》校読記（上）」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/Wssf/2003/zhangjiashan01.htm、二〇〇三年四月一四日。簡帛研究網站『簡帛研究』第二輯（CD-ROM版）、二〇〇三年再録）
張建国　「論西漢初期的贖」（『政法論壇』二〇〇二年第五期）
張俊民　「張家山漢簡《行書律》浅析」（『隴右文博』二〇〇二年第二期。中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年再録）
張俊民　「《二年律令》与甘粛漢簡――読《二年律令》札記」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/html/zhangjunmin02.htm、二〇〇四年六月二二日）
張小鋒　「2002-2003年国内張家山漢簡研究論著目録」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/list.asp?id=1126、二〇〇四年三月二九日）
張小鋒　「張家山漢簡《二年律令》中的自告資料弁析」（中国政法大学法律古籍整理研究所編『中国古代法律文献研究』第二輯、中国政法大学出版社、二〇〇四年）
張伯元　「「爵成」考」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/list.asp?id=1080、二〇〇三年一二月二八日）
陳蘇鎮　「漢初王国制度考述」（『中国史研究』二〇〇四年第三期）
冨谷至　"Death Penalty――The Ancient and Middle Ages of China", Law and Customs in East Asia: A study of capital punishments, edited by Itaru Tomiya, 2003.
冨谷至　「二年律令に見える法律用語――その（一）」（『東方学報』京都第七六冊、二〇〇四年）
南玉泉　「張家山漢簡《二年律令》所見刑罰原則」（『政法論壇』二〇〇二年第五期）

馬先醒「睡虎地秦簡・張家山漢簡之形成及其意義」（『中華簡牘学会通報』第一巻、二〇〇二年）
藤田勝久「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会――張家山漢簡と『史記』研究――」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編第一五号、二〇〇三年）
藤田勝久「長江流域の社会と張家山漢墓――秦から漢への社会システム――」（愛媛大学「資料学」研究会編『資料学の方法を探る（3）――情報発信と受容の視点から――』愛媛大学法文学部、二〇〇四年）
水間大輔「湖南張家界古人堤遺址出土漢簡に見える漢律の賊律・盗律について」（『長江流域文化研究所年報』第二号、二〇〇三年。簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/admin3/html/shuijian01-1.htm、二〇〇四年再録）
水間大輔「秦律・漢律における未遂・予備・陰謀罪の処罰――張家山漢簡「二年律令」を中心に――」（『史学雑誌』第一一三編第一号、二〇〇四年）
水間大輔「秦律・漢律における傷害罪の類型――張家山漢簡「二年律令」を中心に――」（『中国史研究』（韓国）第二八輯、二〇〇四年）
水間大輔「前漢前半期の墓葬から出土した法制史料（銀雀山漢簡・張家山漢簡）」（『東方』第二七九号、二〇〇四年）
水間大輔「秦律・漢律中的殺人罪類型――以張家山漢簡《二年律令》為中心」（中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年）
水間大輔「張家山漢簡「二年律令」による秦漢刑罰制度研究の動向」（『中国史学』第一四巻、二〇〇四年）
水間大輔「秦律・漢律における殺人罪と身分関係」（『史滴』第二六号、二〇〇四年）
宮宅潔「張家山漢簡《二年律令》解題」（『東方学報』京都第七六冊、二〇〇四年）
森谷一樹「張家山漢簡・秩律初探」（『洛北史学』第六号、二〇〇四年）
矢野千載「張家山漢簡の書法に関する一考察」（『日本文学会誌』第一五号、二〇〇三年）

山田智「漢代専制的皇帝権の形成過程」（『歴史学研究』第七九四号、二〇〇四年）
楊頡慧「張家山漢簡中「隷臣妾」身分探討」（『中原文物』二〇〇四年第一期）
楊振紅「月令与秦漢政治再探討――兼論月令源流」（『歴史研究』二〇〇四年第三期）
楊振紅「秦漢「名田宅制」説――従張家山漢簡看戦国秦漢的土地制度」（『中国史研究』二〇〇三年第三期）
好並隆司「張家山漢簡の律文における「宦皇帝」について」（『別府大学大学院紀要』第五号、二〇〇三年。同氏『前漢政治史研究』研文出版、二〇〇四年再録）
吉本道雅「墨子兵技巧諸篇小考」（『東洋史研究』第六二巻第二号、二〇〇三年）
李均明「中国古代法典的重大発現――談江陵張家山二四七号漢墓出土《二年律令》簡」（『中国文物報』二〇〇二年五月三日）
李均明「張家山漢簡所見規範継承関係的法律」（『中国歴史文物』二〇〇二年第二期）
李均明「張家山漢簡所見規範人口管理的法律」（『政法論壇』二〇〇二年第五期）
李均明「張家山漢簡所見刑罰等序及相関問題」（『華学』第六輯、二〇〇三年）
李均明「張家山漢簡《行書律》考」（中国政法大学法律古籍整理研究所編『中国古代法律文献研究』第二輯、中国政法大学出版社、二〇〇四年）
李均明「張家山漢簡所見制約行政権的法律」（中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年）
李昭君「西漢県令・県長制度探微」（『中国史研究』二〇〇四年第一期）
李成珪「秦・漢 帝国의 官과 爵의 相輔 機能――張家山竹簡〈二年律令〉을 중심으로」（『강좌 한국고대사』제3권、二〇〇三年）
李天虹「漢簡「致籍」考辨――読張家山《津関令》札記」（『文史』二〇〇四年第二輯）
劉華祝「関于秦律・漢律中的「三環」問題」（中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年）

劉歓・趙璐「従《二年律令》看儒家思想対西漢立法的影響」（『人文雑誌』二〇〇四年第四期）
劉釗「《張家山漢墓竹簡》釈文注釈商榷（一）」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/Wssf2002/liuzhao02.htm、二〇〇二年一月一日。『古籍整理研究学刊』二〇〇三年第三期再録）
劉志玲「読《二年律令・金布律》札記――張家山漢簡《二年律令》研読課札記之四」（簡帛研究網站ホームページ、http://www.jianbo.org/Wssf2002/liuzhao02.htm、二〇〇三年一一月一日）
劉敏「張家山漢簡「小爵」臆釈」（『中国史研究』二〇〇四年第三期）
廖伯源「漢初県吏之秩階及其任命――張家山漢簡研究之一」（『中国中古史研究』第一期、二〇〇二年。『社会科学戦線』二〇〇三年第三期再録。中国秦漢史研究会編『秦漢史論叢』第九輯、三秦出版社、二〇〇四年三録）
梁方健「由張家山漢簡《史律》考司馬遷事迹一則」（『斉魯学刊』二〇〇三年第五期）
若江賢三「睡虎地秦墓竹簡と張家山漢墓竹簡――秦律から漢律へ――」（愛媛大学「資料学」研究会編『資料学の方法を探る（3）――情報発信と受容の視点から――』二〇〇四年）
早稲田大学簡帛研究会「張家山第二四七号漢墓竹簡訳注（三）――二年律令訳注（三）――」（『長江流域文化研究所年報』第三号、二〇〇四年）

秩律訳注1

担当　渡邉将智

○第四四〇・四四一簡

原文

●御史大夫廷尉内史典客中尉車騎尉大僕長信詹事少府令備塞都尉郡守尉衛〈衛〉将軍衛〈衛〉尉漢

校訂文

●御史大夫〔一〕、廷尉〔二〕、内史〔三〕、典客〔四〕、中尉〔五〕、車騎尉〔六〕、大僕〔七〕、長信詹事〔八〕、少府令〔九〕、備塞都尉〔一〇〕、郡守・尉〔一一〕、衛〈衛〉將軍〔一二〕、衛〈衛〉尉〔一三〕、漢中大夫令〔一四〕、漢郎中〔一五〕、奉常〔一六〕、秩各二千石〔一七〕。御史〔一八〕、丞相・相國長史〔一九〕、秩各千石。

注釈

〔一〕御史大夫　**〔整理小組〕**御史大夫について、『漢書』百官公卿表に「……位上卿。銀印青綬。掌副丞相」とあり、その顔師古注引の応劭注に「侍御史之率」とある。（以下、百官公卿表からの引用文については、特に出典を注記しない）**〔案〕**整理小組が引く『漢書』巻一九・百官公卿表上（以下、百官表と略）に見える通り、御史大夫は丞相を輔佐する中央官である。その官秩について、百官表上の顔師古注に「漢制、三公號稱萬石」とあり、丞相・太尉と同様に秩万石としている。また、百官表上に「御史大夫、秦官」とあり、臣瓚注に「『茂陵書』、御史大夫、秩中二千石」とある。いずれも本簡の記述とは異なっている。御史大夫の官秩について、陳夢家氏は、漢初には万石という官秩は存在せず、二千石が最高の官秩であったとし、御史大夫を含む三公及び大将軍には官秩が無かった、としている（陳一九六三）。これに対して閻歩克氏は、本簡の記述から、漢初における御史大夫の官秩は二千石であったが、景帝・武帝期に中央官のうち卿位にあるものの官秩が二千石から中二千石に上昇するにともなって、その官秩も中二千石となり、卿の首位になった、としている（閻二〇〇三c）。御史大夫は、百官表上に「諸侯王、高帝初置。……景帝中五年、令諸侯王不得復治國。天子

爲置吏。改丞相曰相、省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官」とあり、呂后二年（前一八六）当時、王国にも置かれていた。その官秩について、『続漢書』百官志五（以下、百官志と略）に「漢初立諸王。……其官職、傅爲太傅、相爲丞相。又有御史大夫及諸卿。皆秩二千石。百官皆如朝廷」とあり、本簡の記述と一致する。このことから、本簡に見える御史大夫以下の官職は、王国に置かれた官である可能性もある。この問題については後文の「考察」を参照されたい。

〔二〕廷尉　〔整理小組〕廷尉について、「掌刑辟」とある。〔案〕整理小組が指摘するように、廷尉は刑罰をつかさどる中央官である。その官秩は、百官表上に「自太常至執金吾、秩皆中二千石」とあり、太常（後、奉常）・郎中令（後、光禄勲）・衛尉・太僕・廷尉・典客（後、大鴻臚）・宗正・治粟内史（後、大司農）・少府・中尉（後、執金吾）と共に中二千石である。百官志二に「廷尉、卿一人、中二千石。本注曰、掌平獄、奏當所應。凡郡國讞疑罪、皆處當以報」とあり、廷尉の官秩は両漢を通じて変化がなかった。しかし、本簡ではその官秩を二千石としており、両篇の記述と相違する。ちなみに、注〔一〕前掲百官表上によれば、呂后期、廷尉は王国にも設置されていた。

〔三〕内史　〔案〕本簡に見える内史について、閻歩克氏は、これを百官表上に「内史、周官、秦因之、掌治京師。景帝二年、分置左右内史。右内史、武帝太初元年更名京兆尹。……左内史更名左馮翊」とある内史と、同じく「治粟内史、秦官、掌穀貨。有兩丞。景帝後元年、更名大農令。武帝太初元年、更名大司農」とある治粟内史の両方を指すとした上で、本簡において廷尉・内史が御史大夫の次に配列されていることから、漢初、廷尉・治粟内史は御史大夫に次ぐ重要な官職と見なされていた、としている（閻二〇〇三c）。既に工藤元男氏が指摘しているように、内史は戦国末期、秦の内史は京師を掌治する内史と財政を掌治する治粟内史とに再編され、それは前漢に継承されたとしているので（工藤一九八一）、本簡の内史は治粟内史を含まず、京師の統治を職掌とする内史のみを指すと考えられる。その官秩は、百官表上に「自太子太傅至右扶風、皆秩二千石」とあり、太子太傅・太子少傅・将作少府（後、将作大匠）・詹事・典属国・水衡都尉・主爵中尉（後、右扶風）と同じく二千石とされており、本簡の記述と一致する。百官表上に「諸侯王。高帝初置。……内史治國民」とあり、内史は王国にも置かれていた。その職掌について、『漢書』巻四四淮南衡山済北王伝に見える文帝

期の薄昭による淮南王劉長への諫言の中に「諸從蠻夷來歸誼、及以亡名數自占者、内史・縣令主」とあり、帰属した非漢人や、戸籍に登録して王国の民となった者を管理していた。王国に置かれた内史の管轄範囲について、紙屋正和氏は、王国内に郡守・郡尉が置かれていたことを指摘した上で、景帝中五年（前一四五）の王国官制の改革まで、内史は国都を含む郡を、郡守・郡尉はその他の郡を統治していたとしている（紙屋一九七四）。その官秩について、後漢・衛宏『漢旧儀』に「國中、漢置内史一人、秩二千石」とあり、本簡の記述と一致する。

〔四〕典客　〔整理小組〕典客について、「掌諸侯歸義蠻夷」（訳者注：原文は「侯」字を欠く）とある。〔案〕百官表上に「典客、秦官、掌諸歸義蠻夷、有丞。景帝中六年、更名大行令。武帝太初元年、更名大鴻臚」とあり、典客は後の大鴻臚である。その職掌について、百官志二に「大鴻臚、卿一人、中二千石。本注曰、掌諸侯及四方歸義蠻夷。其郊廟行禮、贊導、請行事、既可、以命羣司。諸王入朝、當郊迎、典其禮儀。及郡國上計、匡四方來、亦屬焉。皇子拜王、贊授印綬。及拜諸侯・諸侯嗣子及四方夷狄者、臺下鴻臚召拜之。王薨則使弔之、及拜王嗣」とあり、主として漢王朝に服属した非漢人や諸侯王が来朝した際の儀式典礼をつかさどっていた。注〔二〕前掲百官表上、及び百官志二は、その官秩を中二千石とするが、本簡では二千石とされており、両篇との相違が見られる。

〔五〕中尉　〔整理小組〕中尉について、「掌徼循京師」（訳者注：「徼」字は「徼」字の誤り）とある。〔案〕中尉は、百官表上に「中尉、秦官、掌徼循京師。……武帝太初元年、更名執金吾」とあり、後の執金吾である。百官志四に「執金吾、一人、中二千石。本注曰、掌宮外戒、司非常水火之事。月三繞行宮外、及主兵器」とあり、その職掌は、宮城内外の警備・巡察、火災等の非常事態への対応、兵器の管理であった。注〔二〕前掲百官表上、及び百官志四は、その官秩を中二千石としているが、百官志四の劉昭注引の後漢・応劭『漢官秩』は比二千石としている。いずれも本簡の記述とは異なっている。百官表上に「諸侯王、高帝初置。……有太傅輔王、内史治國民、中尉掌武職」、百官志五に「中尉、一人、比二千石。本注曰、職如郡都尉、主盜賊」とあり、中尉は王国にも置かれ、国内の治安をつかさどっていた。その官秩について、百官志五は比二千石としているが、『漢旧儀』には「王國置太傅・相・中尉各一人、秩二千石」とあり、本簡

と同じく二千石としている。

〔六〕車騎尉　〔整理小組〕車騎尉は車騎都尉にあたる。『漢書』馮唐伝に「拜唐爲車騎都尉、主中尉及郡國車士」とあり、その王先謙『漢書補注』に「中尉之車士及郡國之車士、皆主之。『漢紀』作主中尉及郡車騎士。表無車騎都尉官」とある。〔案〕車騎尉という官は『史記』・『漢書』・『漢紀』等の史籍、及び出土文字資料に見出せず、詳細は不明である。整理小組は、これを中尉に属する兵と郡国の兵とを統率していたとされる車騎都尉に比定するが、史籍に車騎都尉の官秩に関する記載が見えないため、本簡と比較検討することができない。ちなみに、羅福頤主編『秦漢南北朝官印徵存』に「車騎左都尉」の漢印が見える（羅一九八七）。

〔七〕大僕　〔整理小組〕大僕とは、太僕のことである。「掌輿馬」とある。〔案〕百官志二に「太僕、卿一人、中二千石。本注曰、掌車馬。天子毎出、奏駕上鹵簿用。大駕則執馭」とあり、太僕は天子が使用する車馬を管理する官である。その官秩について、注〔二〕前掲百官表上、及び百官志二は中二千石とするが、賈誼『新書』等斉篇には「天子衞御、號爲大僕、銀印、秩二千石」とあり、本簡の記述と一致する。ちなみに、『史記』巻一〇五太倉公列伝に「臣意、即謂齊太僕臣饒・内史臣繇曰、……」とあり、王国に太僕が置かれていたことが確認できる。その官秩について、百官志五に「郎中令一人、僕一人、皆千石。……僕主車及馭、如太僕。本曰太僕、比二千石。武帝改、但曰僕。又皆減其秩」とあり、武帝期以前は比二千石であったとされる。しかし、『新書』等斉篇には「諸侯之御、號曰大僕、銀印、秩二千石」とあり、本簡の記述と一致する。

〔八〕長信詹事　〔整理小組〕長信詹事について、「掌皇太后宮」とある。〔案〕百官表上に「詹事、秦官、掌皇后・太子家。……諸宦官皆屬焉。長信詹事掌皇太后宮。景帝中六年、更名長信少府」とあり、張晏注に「以太后所居宮爲名也。居長信宮則曰長信少府、居長樂宮則曰長樂少府也」とある。このことから、長信詹事とは宦官を統率し、皇太后の居住する長信宮を管理する中央官であることが分かる。長信詹事の官秩について、注〔三〕前掲百官表上は二千石としており、本簡の記述と一致する。ちなみに、『後漢書』巻一〇皇后紀上光武郭皇后紀に「永元初、（郭）璜爲長樂少府」、李賢注に

「長樂少府、掌皇太后、秩二千石」とある。

〔九〕少府令　【整理小組】少府令とは少府のことである。「掌山海池澤之税、以給共養」とあり、顔師古注に「大司農供軍國之用、少府以養天子也」とある。【案】少府令という官は史籍に見出せない。閻歩克氏は、本簡に見える少府令は中央官の少府にあたるとした上で、「少府」の後に千石以下五百石以上の官職に用いられる「令」字が附されていることから、設置当初の少府の官秩は千石で卿位にはなかった、としている（閻二〇〇三c）。『史記』巻六秦始皇本紀によると、二世皇帝二年（前二〇八）当時、章邯が少府に就任しており、既に秦代に少府が置かれていたことが分かる。このことは、山西省出土の五年呂不韋戈に「少府工室」・「少府」と、河北省保定市易県北沈村の燕下都出土の少府矛に「少府武庫」と、中国歴史博物館所蔵の十三年少府銅矛に「少府工擔」と、陝西省西安市臨潼区上焦村始皇帝陵東側のM18秦墓出土の少府銀蟾蜍飾件に「少府」と刻銘されており（袁一九八四）、また、周暁陸・路東之編『秦封泥集』に「少府」・「少府工丞」・「少府工室」・「少府斡丞」の封泥が見え（周・路二〇〇〇）、出土文物上からも明らかである。百官表上によると漢代の少府は秦官であるので、「秩律」においても「少府」と記されるべきであるが、ここでは「少府」の下に「令」字が附されている。その理由については今後の検討課題である。少府の官秩について、注〔二〕前掲百官表上、及び百官志三は共に中二千石としており、本簡の記述と異なる。ちなみに、注〔一〕前掲百官表上に「景帝中五年、令諸侯王不得復治國。天子爲置吏。改丞相曰相、省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官」とあり、少府は景帝中五年に省かれるまで王国にも設置されていたが、その官秩は不明である。

〔一〇〕備塞都尉　【整理小組】備塞都尉は、関や塞・津関を管理する官職である。後段の「津関令」に「丞相上備塞都尉書、請爲夾谿河置關。……」とあるのを参照せよ。【案】備塞都尉は、史籍、及び出土文字資料に見出せず、その詳細は不明である。閻歩克氏は、この官を郡に所属するものと見なしている（閻二〇〇三f）。ちなみに、百官表上には「關都尉」という郡に所属する官職が見え、備塞都尉と関連があるかもしれない。百官表上に「郡尉、秦官、掌佐守典武職・甲卒、秩比二千石。……景帝中二年、更名都尉」とあり、従来、都尉という官名は景帝中二年（前一四八）以前には見えなか

った。しかし、ここでは既に都尉の官名が見えており、注目される。

〔一一一〕郡守・尉　〔整理小組〕郡守について、「掌治其郡」とある。郡尉については、「掌佐守典武職・甲卒」とある。〔案〕郡守について、百官表上に「郡守、秦官、掌治其郡、秩二千石。……景帝中二年、更名太守」とあり、百官志五にも「毎郡置太守一人。二千石」とあることから、その官秩は両漢を通じて二千石であり、本簡の記述と一致する。また、宣帝期の事例ではあるが、『漢書』巻八九循吏伝の黄覇伝に「宣帝下詔曰、制詔御史、其以賢良高第、揚州刺史（黄）覇爲潁川太守、秩比二千石」とあり、太守の官秩を比二千石とする場合もあった。百官表上では郡守を郡太守に更名した時期を前漢景帝中二年とするが、睡虎地秦簡「封診式」第四九簡には既に太守の官名が見える。そこで、黄盛璋氏は、太守が始めて置かれたのは景帝期ではなく、秦の昭襄王二二年（前二八五）以降であるとする（黄一九七九）。

郡尉の官秩について、注〔一〇〕前掲百官表上は比二千石としており、本簡の記述と異なる。ちなみに、『漢書』巻九元帝紀建昭三年（前三六）条に「三年夏、令三輔都尉・大郡都尉、秩皆二千石」とあり、元帝期に大郡の都尉の官秩を二千石に格上げしている。

「秩律」において郡守と郡尉の官秩が同一とされていることについて、山田勝芳氏は、秦代・漢初の郡尉は一郡の軍政面で強い独立性を有しており、それが官秩上にも示されていたが、景帝期の官制改革の際に郡守・郡尉が更名され、更に都尉の官秩が比二千石と定められたことによって、郡守の地位が高くなり、両者の上下関係が次第に明確化した、としている（山田二〇〇二）。「賜律」第二八三・二八四簡に「二千石吏不起病者、賜衣襦・棺及官衣裳。郡尉、賜衣・棺及官裳」とあり、郡尉は郡守を含む他の二千石の官と比べて賜物が少ないことが分かるので、呂后二年当時、既に郡守と郡尉の間には待遇上の差別化が進んでいたようである。

〔一一二〕衛将軍　〔整理小組〕衛将軍は、『漢書』文帝紀、及び高恵高后文功臣表に見出せる。百官志一の劉昭注引の蔡質『漢儀』に「漢興、置大将軍・驃騎。位次丞相。車騎、衛将軍、左右前後、皆金紫。位次上卿。典京師兵衛、四夷屯警」とある。〔案〕整理小組が指摘するように、後漢・蔡質『漢儀』は衛将軍を上卿に次ぐものとしている。注〔一〕前掲百官

表上に見えるように御史大夫が上卿であることからすると、衛将軍は御史大夫に準ずる高官ということになる。これについて安作璋・熊鉄基両氏は、『漢儀』において衛将軍が丞相と同じ金印紫綬とされていることから、衛将軍は上卿よりも上位である、としている（安・熊一九八四）。ちなみに、武帝期以降、衛将軍には成帝期の王商、哀帝期の丁明等の外戚が就任している。大庭脩氏は、この時期、将軍に就任した外戚は、機密文書を取り扱う「領尚書事」の権限を有することによって、兵権と機密とを掌握して権力を振るった、としている（大庭一九六八）。

〔一三〕衛尉　〔整理小組〕衛尉について、「掌宮門衛屯兵」とある。〔案〕衛尉は、百官志二に「衛尉、卿一人、中二千石。本注曰、掌宮門衛士、宮中徼循事」とあり、衛兵の統括、及び宮中の巡察を職掌とする中央官である。その官秩について、百官志二は注〔二〕前掲百官表上と同様に中二千石としているが、両篇とも本簡の記述と相違する。ちなみに、注〔四〕前掲『漢書』淮南衡山済北王伝に見える薄昭による諫言の中に「客出入殿門者、衛尉・大行主」とあり、百官表には見えないが、王国にも衛尉が置かれ、宮門の警備をつかさどっていたことが分かる。

〔一四〕漢中大夫令　〔整理小組〕漢字は朝廷を指し、諸侯国と区別している。大夫について、「掌論議」、「太初元年更名中大夫爲光祿大夫。秩比二千石」とある。〔案〕「漢」字については「考察」を参照されたい。中大夫令について、百官表上に「衛尉、秦官、掌宮門衛屯兵、有丞。景帝初、更名中大夫令。後元年、復爲衛尉」とあり、景帝初期に衛尉を中大夫令に更名したとしている。しかし、本簡に衛尉と中大夫令の双方が見えること、『漢書』巻三高后紀呂后八年（前一八〇）条の記述により呂后期に衛尉の存在が確認できることから、本簡に見える中大夫令は衛尉とは別の官職であると考えられる。中大夫令は、『史記』秦始皇本紀に、嫪毐の乱について「衛尉竭・内史肆・佐弋竭・中大夫令齊等二十人、皆梟首」とあり、秦代から存在していた。西嶋定生氏は、この中大夫令を郎中令（前漢武帝期に光祿勳と更名）の属官と見なしている（西嶋一九七二）。これに対して労榦氏は、中大夫令は秦代では郎中令と共に衛尉の属官であったが、漢代になると廃止されたとしている（労一九七六）。しかし、本簡の記述から、呂后二年当時、中大夫令が存在していたことが分かる。漢初における衛尉と中大夫令との関係について、米田健志氏は、労氏と同じく秦代の中大夫令は郎中令と共に衛尉

の属官であるとし、漢代に郎中令が衛尉の統属下から離れる一方で、中大夫令は景帝期まで衛尉に属していた、としている（米田一九九八）。これに対して閻歩克氏は、本簡後段に見える郎中を郎中令と見なす整理小組の見解に従った上で、「秩律」において衛尉と中大夫令・郎中令の官秩がいずれも二千石とされていることから、衛尉と中大夫令・郎中令との間の統属関係を否定している（閻二〇〇三ａ）。ちなみに、「津関令」第五二一簡に「魯中大夫謁者」が見える。魯国は、『漢書』巻一七漢興以来諸侯王年表によると、呂后元年（前一八七）に呂后の外孫で趙王敖の子の張偃を封建して以降、文帝元年（前一七九）に廃されるまで存続した。中大夫謁者について、陳偉氏は、これを中大夫令の属官と見なしている（陳二〇〇三）。陳氏の見解を敷衍すると、呂后二年当時、王国にも中大夫が置かれていたことになる。

〔一五〕漢郎中　〔整理小組〕漢郎中は郎中令にあたる。「掌宮殿掖門戸」とある。〔案〕郎中は、百官表上に「郎中、比三百石」とあるが、百官表上に見える郎中の官秩と本簡のそれが大きく隔たっていることから、整理小組が指摘する通り、ここでは郎中の上官である郎中令を指すと考えられる。郎中令は、百官表上に「郎中令、秦官、掌宮殿掖門戸、有丞。武帝太初元年、更名光祿勳」とあり、後の光祿勳である。その官秩は、注〔二〕前掲百官表上、及び百官志二では中二千石としている。しかし、本簡では二千石としており、両篇の記述と異なる。ちなみに、百官表上に「武帝改漢内史爲京兆尹、中尉爲執金吾、郎中令爲光祿勳、故王國如故。損其郎中令、秩千石」とあり、王国にも郎中令が置かれ、その官秩は武帝期以前には千石以上であったことが分かる。

〔一六〕奉常　〔整理小組〕奉常について、「掌宗廟禮儀」とある。王先謙『漢書補注』引の斉召南注に「『唐六典』、漢高名曰太常、惠帝復曰奉常、景帝又曰太常」とある。〔案〕百官表上に「奉常、秦官、掌宗廟禮儀、有丞。景帝中六年、更名太常」とあり、『漢書補注』の挙げる清・斉召南引の『唐六典』とは異なっている。これについて、同じく『漢書補注』の下文で王先謙は、「班表、蓋祇標其大略耳」と述べている。王先謙の見解が妥当か否かは判然とし難いが、本簡の記述から、少なくとも呂后二年当時に奉常という官名が存在していたことは明らかである。奉常の官秩について、注〔二〕前掲百官表上、及び百官志二は中二千石としており、いずれも本簡の記述と異なっている。

〔一七〕二千石　〔案〕「秩律」の中には中二千石・真二千石・比二千石の官秩が見えない。閻歩克氏は、これらの官秩は呂后二年の時点ではまだ存在せず、中二千石・比二千石は景帝・武帝期頃に、真二千石は武帝期以降に二千石から派生して設けられた、としている（閻二〇〇三b・c・d・e・f）。

〔一八〕御史　〔案〕御史は、『太平御覧』巻二二七侍御史条引『漢書儀』（『漢旧儀』）に「御史、員四十五人、皆六百石。其十五人衣絳、給事殿中、爲侍御史、宿廬在石渠門外。二人尚璽、四人持書給事、二人持前。中丞一人、領餘三十人留寺、理百官事也」とあり、侍御史と御史中丞に率いられる下僚の総称で、その官秩は六百石とされる（桜井一九三六）。しかし、『漢書儀』に見える御史の官秩と本簡のそれが大きく隔たっていること、百官表上に「御史大夫。……有兩丞、秩千石。一曰中丞。在殿中蘭臺、掌圖籍祕書。外督部刺史、内領侍御史員十五人、受公卿奏事、舉劾按章」とあることから、本簡の御史は御史中丞を指すと考えられる。ちなみに、「津関令」に「魯御史」が見えることから、王国にも御史の上官にあたる御史中丞が置かれた可能性がある。

〔一九〕丞相～長史　〔整理小組〕丞相・相国という名称は、前漢初期、常に互いに通用していた。長史はその属官であり、『通典』巻二一に「衆史之長。職無不監」とある。〔案〕長史は、百官表上に「相國・丞相、皆秦官、金印紫綬、掌丞天子助理萬機。……有兩長史、秩千石」とあり、相国・丞相の属官である。その官秩は、百官表上では千石とされており、本簡の記述と一致する。ちなみに、「津関令」第五一六簡に「長沙丞相」が見える。『漢書』漢興以来諸侯王年表によると、長沙国には高祖五年（前二〇二）に呉芮が封建され、呂后二年には呉芮の曾孫の呉若が父呉回の後を継いで王位に即いた（宮崎一九七三）。丞相は、注〔一〕前掲百官表上に「諸侯王、高帝初置。……景帝中五年、令諸侯王不得復治國。天子爲置吏。改丞相曰相」、百官志五に「皇子封王、其郡爲國、每置傅一人、相一人。皆二千石。本注曰、……相如太守。有長史、如郡丞」とあり、王国にも置かれていた。その属官として長史が置かれていたが、その官秩は不明である。

考察

注〔一四〕で述べたように、整理小組は、「秩律」第四四〇・四四一簡に見える「中大夫令」・「郎中」に冠された「漢」字は中央政府を指すとしている。これに対して、閻歩克氏は、「漢」字が何を指すのかは不明であるが、漢初の状況について記された史料に中二千石の官秩が見出せないこと、賈誼『新書』等斉篇に「天子之相、號爲丞相、黄金之印。諸侯之相、號爲丞相、黄金之印。而尊無異等、秩加二千石之上。天子列卿秩二千石、諸侯列卿秩二千石、則臣已同」とあることから、郡に所属する備塞都尉・郡守・郡尉以外の二千石の官職は中央官である、としている（閻二〇〇三b・f）。しかし、「漢」字の解釈を保留にした状態で「秩律」に見える二千石の官職を中央官と見なす閻氏の見解にはまだ検討の余地があろう。

官職名に冠された「漢」字は史籍にも見え、『史記』巻五〇楚元王世家に、呉楚七国の乱後のこととして「是時、（楚元王子劉）禮爲漢宗正」、『漢書』巻一六高恵高后文功臣表陽羨定侯靈常条に「以荊令尹、漢五年初從、擊鍾離昧及陳公利幾。徙爲漢中大夫」、同書百官表上に「武帝、改漢内史爲京兆尹、中尉爲執金吾、郎中令爲光祿勳。故王國如故」とある。これらの事例では、「漢」字は中央官と王国の官とを対比させる文脈の中で用いられており、いずれも漢の中央政府のことを指している。百官表上に「諸侯王、高帝初置。……羣卿・大夫・都官如漢朝。景帝中五年、令諸侯王不得復治國。天子爲置吏、改丞相曰相、省御史大夫・廷尉・少府・宗正・博士官。大夫、謁者、郎、諸官長・丞、皆損其員」とあり、高祖が諸侯王を封建して以来、諸侯国内では中央政府と同名の官職が置かれている。また、前掲『新書』等斉篇によれば、王国の官のうち卿位にあるものの官秩は、中央官の卿の官秩と同様に二千石とされる。そのため、中央政府と王国の双方に置かれ、且つ官秩が同一の官職については、官職名に中央政府を意味する「漢」字を冠して両者を区別する必要があったと考えられる。注釈で指摘したように、「秩律」に見える「漢」字を冠さない官職が王国にも設置されていることからすると、これら全てが王国の官としないまでも、その中に王国の官も含まれている可能性を捨て難い。

ところで、周振鶴氏は、「秩律」に見える県名を中央政府に直属するものとし、王国の領域内にある列侯国・湯沐邑は中央政府に直属していたとした上で、第四五九簡の館陰を趙国の領域内にある湯沐邑であるとし、第四四三簡の沛、第四四九簡の酆を共に楚国の領域内にある列侯国、及び第四六〇簡の女陽を淮陽国の領域内にある列侯国と見なし、これらはみな中央

政府に直属していた、としている（周一九八七、周二〇〇三b）。しかし、周氏自身が述べるように、「秩律」に記載された県名を全て中央政府に直属するものと見なした場合、氏が楚国の属県とする第四四三簡の鄸、淮陽国に属するとする第四四八簡の慎、第四五七簡の陽成、長沙国に属するとする第四五六簡の醴陵が何故「秩律」に見えるのかが説明できないであろう。この問題に関連して、森谷一樹氏は、王国に直属する県の見えないはずの「秩律」に楚国の領域内に属していた沛・鄸・鄭が見えるのは、それらの地が中央政府の飛び地であることを意味している、としている（森谷二〇〇四）。しかし、森谷氏は、「秩律」には王国に直属する県は含まれていないとする論拠を提示していない。このように、森谷氏の見解は論拠を欠いている。他方、藤田勝久氏は、「秩律」に見える県名は漢王朝の直轄地域に属するものであるとした上で、張家山漢簡は西方に秦の郡県制を継承して郡県を置き、東方に楚の体制にならって諸侯国を置く前漢の郡国制の状況を反映しており、二年律令や「奏讞書」・「暦譜」に見える中央の「情報」は直轄地域である郡県に伝達され、処理されていた、としている（藤田二〇〇三、藤田二〇〇四）。藤田氏は、第四五六簡に見える醴陵を何故か検討の対象から外しているが、周氏は『史記』巻一九恵景間侯者年表醴陵侯越条に「長沙相侯。六百戸。（呂后）四年四月丙申、侯越元年」とあり、醴陵に長沙国の相が封侯されていることから、この地は長沙国に属していた、としている（周二〇〇三a、周二〇〇三b）。また、森谷氏は、醴陵は南郡に属していたと推測するが、その論拠も提示していない（森谷二〇〇四）。醴陵は『漢書』巻二八地理志には見えないが、『続漢書』郡国志四では長沙郡の属県とされている。また、『読史方輿紀要』巻八〇醴陵県条には「漢臨湘縣地。高后封功臣越爲侯邑」とあり、前漢時代、醴陵は長沙国の国都である臨湘県に属していたとしている。これらのことから、前漢時代の醴陵は長沙国に属していたと考えられる。臨湘県と醴陵の関係について、清・梁玉繩『史記志疑』巻一二に「附案、索隠謂、縣名。今在長沙。攷水經漉水注謂、縣爲此侯封國。然漢志長沙十三縣無醴陵、至後漢始有之。蓋是鄉名。因曾爲侯國而置縣也。當由臨湘縣地分置」とあり、本来、醴陵は臨湘県内の郷であったが、醴陵侯越の封侯にともなって臨湘県から分置して県になった、と述べている。しかし、「秩律」第四五六～四六四簡に「醴陵、……秩各六百石、有丞・尉者半之」とあり、ここに見える官秩が百官表上に「縣令・長、皆秦官、掌治其縣。萬戸以上爲令、秩千石至六百石。減萬戸爲長、秩五百石至三

百石。皆有丞・尉、秩四百石至二百石。是爲長吏」とある県令の官秩と一致することから、醴陵が越の封侯以前から県であったことが分かる。このことから、醴陵県は越の封侯にともなって分置されたものではないと考えられる。以上のことから、呂后二年当時、醴陵は長沙国の属県であったと考えられる。また、藤田氏は「秩律」に見える東郡の属県（第四五〇簡の濮陽、第四五四簡の陽平、第四六〇簡の東阿・聊城・観・白馬・東武陽・茌平・鄄城・頓丘）を漢王朝の直轄地域に属するものと見なしている。しかし、『漢書』巻一高帝紀下高祖一一年（前一九六）条に「三月、梁王彭越謀反、夷三族。詔曰、擇可以爲梁王・淮陽王者。燕王（盧）綰・相國（蕭）何等請立子（劉）恢爲梁王、子（劉）友爲淮陽王。罷東郡、頗益梁、罷潁川郡、頗益淮陽」とあり、東郡を廃止して梁国の領域としたと記されている。これについて周氏は、「秩律」に見える県名を中央政府に直属するものと見なした上で、「秩律」に『漢書』地理志上記載の東郡の属県が数県見えることから、呂后二年当時、東郡は完全には廃止されていなかった、としている（周二〇〇三a、周二〇〇三b）。しかし、「秩律」に見える県名を中央政府に直属するものと見なす論拠を提示しておらず、周氏の見解には従えない。また、森谷氏は、「秩律」には王国に直属する県は含まれていないとした上で、上記の史料は、梁国・淮陽国の設置にともない、中央政府がそれまで梁国に属していた東郡と淮陽国に属していた潁川郡を接収したことを示すものである、としている。しかし、そのように解した場合、梁国・淮陽国に何を「益」したのかが説明できない。また、森谷氏は、「秩律」には王国に直属する県は含まれていないとする論拠を提示していない。これらのことから、森谷氏の見解には従えない。史籍に呂后七年（前一八一）に梁王恢が趙王となるまでの間、梁国の支配領域に変化があったとする記述が見出せないことからすると、呂后二年当時、東郡は梁国の支配下に置かれていた可能性がある。以上のように、「秩律」に見える醴陵及び東郡の属県は、王国の領域内に属していた可能性が高い。先述したように、「秩律」に見える官職の一部には王国の官が含まれている可能性があり、また、注釈で指摘したように、「津関令」には「長沙丞相」（第五一六簡）、「魯中大夫謁者」（第五二一簡）といった王国の官が散見する。これらのことから、周・藤田・森谷各氏の説にはまだ検討の余地が残されているように思われる。

書き下し文

●御史大夫、廷尉、内史、典客、中尉、車騎尉、太僕、長信詹事、少府令、備塞都尉、郡守・尉、衛將軍、衛尉、漢中大夫令、漢郎中、奉常、秩各〃二千石。御史、丞相・相國の長史、秩各〃千石。

通釈

●御史大夫、廷尉、内史、典客、中尉、車騎尉、大僕、長信詹事、少府令、備塞都尉、郡守・郡尉、衛将軍、衛尉、漢中大夫令、漢郎中、奉常は、それぞれ秩二千石である。御史、丞相・相國の長史は、それぞれ秩千石である。

○第四四二簡

原文

□君長信□卿□傅長信謁者令□大僕秩各千石有丞尉者半之　四四二

校訂文

□君、長信□卿〔一〕、□傅〔二〕、長信謁者令〔三〕、□大僕〔四〕、秩各千石。有丞・尉者半之。

注釈

〔一〕□君～□卿　【案】「君」字、及び「卿」字の上は判読し難い。ちなみに、「～君」・「～卿」は人名のように見えるが、官名としては史籍に見出せず、詳細は不明である。

〔二〕□傅　【案】「～傅」という官職は長信宮に置かれた官職の中に見出せない。しかし、百官表上に「太傅、古官。高后元年初置。金印紫綬。後省。八年復置、後省。哀帝元壽二年復置。位在三公上」、「太子太傅・少傅、古官。……自太子

太傅至右扶風、皆秩二千石。丞六百石」、「諸侯王、高帝初置。……有太傅輔王」とあり、太傅・少傅という官職が見える。また、『漢書』巻六武帝紀建元二年（前一三九）条に「濟川王（劉）明坐殺太傅・中傅廢遷防陵」、応劭注に「中傅、宦者也」、『後漢書』巻一五来歙列伝附来歴列伝に「是日、遂廢太子爲濟陰王。時監太子家小黄門籍建・中傅高梵等皆以無罪徙朔方」とあり、中傅という官職が見える。これらのことから、「傅」字の上は「太」字、「少」字、「中」字のいずれかである可能性が高い。

〔三〕長信謁者令　〔整理小組〕謁者令には宦官を用い、上奏文の取り扱いをつかさどった。以上の長信宮に置かれた官は、みな呂后によって設置されたものである。〔案〕百官表上の張晏注に「以太后所居宮爲名也。居長信宮、則曰長信少府、居長樂宮、則曰長樂少府也」とあり、長信謁者令は長信宮でその職務にあたっていた。整理小組は、この官を呂后によって設置されたものとするが、『漢書』高后紀呂后八年条に「秋七月辛巳、（呂）皇太后崩于未央宮」とあるように、呂后は未央宮で病没しており、また、彼女が日常的に長信宮に居住していたことを示す直接的な史料も見出せない。しかし、『後漢書』巻一〇皇后紀下孝崇匽皇后紀の李賢注に引く応劭『漢官儀』に「帝祖母稱長信宮。帝母稱長樂宮」とあること、呂后元年以降、恵帝の子で呂后の孫に当たる少帝が帝位に即いていたことから、呂后二年当時、呂后は長信宮に居住していたと考えられる。長信謁者令の官秩は史籍に記載がなく、不明である。ちなみに、百官志四に「中宮謁者令、一人、六百石。本注曰、宦者」とあり、後漢時代、皇后に仕えていた中宮謁者令の官秩は六百石であったとする。

〔四〕□大僕　〔整理小組〕「大僕」の前の一字は「中」字とすべきである。中大僕について、「掌皇太后輿馬」とある。〔案〕中大僕の官秩について、百官志四に「中宮僕、一人、千石。本注曰、宦者。主馭。本注曰、太僕、秩二千石。中興省太、減秩千石、以屬長秋」、「本注曰、帝祖母稱長信宮。故有長信少府・長樂少府。位在長秋上、及職吏皆宦者。秩次如中宮。長樂又有衞尉、僕爲太僕、皆二千石、在少府上。其崩則省、不常置」とあり、前漢では二千石であったとする。しかし、本簡では千石としており、百官志四の記述と相違する。

書き下し文

□君、長信□卿、□傅、長信謁者令、□大僕、秩各〃千石。丞・尉有らば、之を半ばす。

通釈

□君、長信□卿、□傅、長信謁者令、□大僕は、それぞれ秩千石である。丞・尉が置かれている場合には、秩千石の半分、即ち五百石とする。

参考文献

安。熊一九八四　安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』上（斉魯書社、一九八四年）

袁一九八四　袁仲一「秦中央督造的兵器刻辞綜述」（『考古与文物』一九八四年第五期）

閻二〇〇三a　閻歩克「論張家山漢簡《二年律令》中的「宦皇帝」」（『中国史研究』二〇〇三年第三期）

閻二〇〇三b　閻歩克「《二年律令・秩律》的中二千石秩級厥如問題」（『河北学刊』二〇〇三年第五期）

閻二〇〇三c　閻歩克「従《秩律》論戦国秦漢間禄秩序列的縦向伸展」（『歴史研究』二〇〇三年第五期）

閻二〇〇三d　閻歩克「西漢郡国官秩級相対下降考述」（『文史』二〇〇三年第四期）

閻二〇〇三e　閻歩克「由「比秩」論戦国秦漢禄秩序列的横向拡張」（『国学研究』第一二巻、二〇〇三年）

閻二〇〇三f　閻歩克「也談「真二千石」」（『史学月刊』二〇〇三年第一二期）

大庭一九六八　大庭脩「前漢の将軍」（『東洋史研究』第二六巻第四号、一九六八年。同氏『秦漢法制史の研究』創文社、

一九八二年再録）
紙屋一九七四　紙屋正和「前漢諸侯王国の官制――内史を中心にして――」（『九州大学東洋史論集』第三号、一九七四年）
工藤一九八一　工藤元男「秦の内史――主として睡虎地秦墓竹簡による――」（『史学雑誌』第九〇編第三号、一九八一年。後に同氏『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』創文社、一九九八年解題再録）
黄一九七九　黄盛璋「雲夢秦簡弁正」（『考古学報』一九七九年第一期。同氏『歴史地理与考古論叢』斉魯書社、一九八二年再録）
桜井一九三六　桜井芳朗「御史制度の形成（上）」（『東洋学報』第二三巻第二号、一九三六年）
周・路二〇〇〇　周暁陸・路東之編『秦封泥集』（三秦出版、二〇〇〇年）
周一九八七　周振鶴『西漢政区地理』（人民出版社、一九八七年）
周二〇〇三ａ　周振鶴「《二年律令・秩律》的歴史地理意義」（『学術月刊』二〇〇三年第一期）
周二〇〇三ｂ　周振鶴「《二年律令・秩律》的歴史地理意義（修訂）」（簡帛研究網站ホームページ http://www.jianbo.org/admin3/list.asp?id=1049、二〇〇三年）
陳一九六三　陳夢家「漢簡所見奉例」（『文物』一九六三年第五期）
陳二〇〇三　陳偉「張家山漢簡《津関令》渉馬諸令研究」（『考古学報』二〇〇三年第一期）
西嶋一九七二　西嶋定生「繆毒の乱について」（山本博士還暦記念東洋史論叢編纂委員会編『山本博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社、一九七二年。同氏『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会、一九八三年再録）
藤田二〇〇三　藤田勝久「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会――張家山漢簡と『史記』研究――」（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編第一五号、二〇〇三年）
藤田二〇〇四　藤田勝久「長江流域の社会と張家山漢墓――秦から漢への社会システム――」（愛媛大学「資料学」研究会編『資料学の方法を探る（３）――情報発信と受容の視点から――』愛媛大学法文学部、二〇〇四年）

宮崎一九七三　宮崎市定「漢代長沙王国年表」（『史林』第五六巻第二号、一九七三年。同氏『宮崎市定全集』3、岩波書店、一九九一年再録）
森谷二〇〇四　森谷一樹「張家山漢簡・秩律初探」（『洛北史学』第六号、二〇〇四年）
山田二〇〇二　山田勝芳「張家山第二四七号漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究」（『日本秦漢史学会会報』第三号、二〇〇二年）
米田一九九八　米田健志「漢代の光禄勲――特に大夫を中心として――」（『東洋史研究』第五七巻第二号、一九九八年）
羅一九八七　羅福頤主編『秦漢南北朝官印徴存』（文物出版社、一九八七年）
労一九七六　労榦「秦漢九卿考」（同氏『労榦学術論文集』甲編、芸文印書館、一九七六年）

『後漢書』南蛮西南夷列伝訳注（三）

早稲田大学長江流域文化研究所

〔二五〕

本文

初楚頃襄王時、遣將莊豪〔一〕〔校補一〕(1)從沅水伐夜郎(2)。軍至且蘭(3)、椓船於岸而步戰。既滅夜郎(4)、因留王滇池(5)。㠯且蘭有椓舩牂牁處〔校補二〕、乃改其名爲牂牁〔二〕(6)。牂牁地多雨潦〔三〕(7)、俗好巫鬼禁忌(8)、寡畜生。又無蠶桑、故其郡最貧。句町縣〔四〕有桄榔木(9)、可㠯爲麪。百姓資之〔五〕(10)。公孫述(11)時、大姓龍・傅・尹・董氏、與郡功曹謝暹(12)保境爲漢、乃遣使從番禺江奉貢〔六〕(13)。光武嘉之、竝加褒賞〔七〕(14)。桓帝時、郡人尹珍自㠯生於荒裔、不知禮義、乃從汝南許愼・應奉(15)受經書・圖緯。學成、還鄉里教授、於是南域始有學焉。珍官至荊州刺史〔八〕(16)。

〔一〕〔集解〕王補曰、「鄭氏『通志』注、「案『史記』及『漢書』皆云、「楚威王時使莊蹻略巴・黔以西。至滇地(17)。欲歸、會秦奪楚巴・黔中郡、因以其衆王滇。後十餘歲秦滅」。又案、楚自威王後懷王立三十年、至頃襄王之二十二年、秦昭襄王遣兵攻楚、取巫・黔中郡地。『後漢史』則云頃襄王時莊豪王滇。豪卽蹻也。若莊蹻自威王時將兵略地、屬秦陷巫・黔中郡道塞不通、凡經五十二年、豈得如此淹久。或恐『史記』誤謬、班固循習而書、范曄所記詳攷爲正。又案、莊蹻王滇後歷五十五年而楚滅、又十五年而秦亡、凡七十年、何故云蹻之王滇後十餘歲而秦亡。斯又未之詳也」」。

〔二〕〔李賢注〕『異物志』(18)曰、「牂牁、繫船杙也」〔校補三〕(19)。

〔三〕〔集解〕惠棟曰(20)、「『華陽國志』云、「郡上値(21)天井。故多雨潦」」。

〔四〕〔集解〕沈欽韓曰(22)、「『紀要』、「今臨安府通海縣東北五里」」。

〔五〕〔李賢注〕『臨海異物志』(23)曰、「桄榔木外皮有毛、似栟櫚而散生。其木剛、作鋘鋤、利如鐵、中石更利。唯中焦根乃致

敗耳〔校補四〕(24)。皮中有似擣稻米片、又似麥麪、中作餅餌」。『廣志』(25)曰、「桄榔樹大四五圍、長五六丈、洪直、旁無枝條、其顚生葉不過數十、似椶葉。破其木肌堅難傷、入數寸得麪、赤黃密緻、可食」也。

〔六〕〔李賢注〕『南越志』(26)曰、「番禺縣之西、有江浦焉」。〔集解〕沈欽韓曰(27)、「番禺當爲牂柯之譌。『水經注』、「豚水東逕苴蘭縣爲牂柯水」、「又逕母斂(28)」、「又逕鬱林廣鬱縣爲鬱水」、「又逕中留合溫水。又東入阿林縣(29)」。『乾隆志』(30)、「豚水自貴州都勻府流經古州城合溶江・車江、入廣西柳州府懷遠・雒容二縣界」。自此以下、則溫水之合鬱江者、自南寧府之橫州逕潯州府城東與黔江合爲左江。又逕平南藤縣、至梧州府城西南與桂江合爲三江口。又東入廣東肇慶府封川・德慶・西寧・高安至廣州府番禺三江口入海。其爲鬱水久矣、不得尚目爲牂柯至番禺。尤不相涉。彼時爲公孫述所阻、何不循沅江至武陵而遠出番禺乎」(31)。

〔七〕〔集解〕惠棟曰(32)、「『華陽國志』云、「聞世祖在河北、乃使奉貢。世祖嘉之、號爲義郎」」。

〔八〕〔李賢注〕『華陽國志』曰、「尹珍字道眞、母斂縣人也」〔校補五〕。〔集解〕惠棟曰(33)、「『華陽國志』云、「珍以經術選用、歷尚書丞郎(34)・荊州刺史而應世叔爲司隸校尉。師生竝顯」。王愔『文字志』(35)載珍善書、見『法書要録』(36)」。錢大昕曰(37)、「案、許愼與應奉不同時奉仕桓帝朝。而愼之卒蓋在安帝之世、不得到桓帝也。『華陽國志』作「明章之世」、則與許愼時代相及矣。但珍既受業許愼、豈能更與應奉同朝傳聞異詞。要皆不足信」。

〔校補一〕案後載「滇王莊蹻之後也」、仍作「莊蹻」。此作「莊豪」者、豪酋豪也。『前書』言、「蹻王滇。變服從其俗以長之」。長之者卽爲其酋豪耳。『書』「旅獒」、鄭君讀獒爲酋豪之豪。秦俗雜西戎、故莊蹻一呼莊豪。非是二名。

〔校補二〕「牁」一作「柯」。同字。

〔校補三〕「繫」原譌「擊」。已正。官本注不誤。

〔校補四〕「焦」官本注作「蕉」。今案作「焦」與『通志』合。

〔校補五〕柳從辰曰、「『續志』作「母斂」、『前志』作「毋斂」。今柳州府懷遠縣地」。

書き下し文

初め楚の頃襄王の時、將莊豪を遣わして沅水從り夜郎を伐たしむ。軍、且蘭に至り、舩を岸に椓ぎて歩戰す。既に夜郎を滅し、因りて留まりて滇池に王たり。且蘭に舩を椓ぐ牂牁の處有るを㠯て、乃ち其の名を改めて牂牁と爲す。牂牁の地、雨潦多く、俗、巫鬼禁忌を好む。畜生寡く、又た蠶桑無く、故に其の郡最も貧し。句町縣に桄根木有り、㠯て麪を爲る可し。百姓、之を資とす。公孫述の時、大姓龍・傅・尹・董氏、郡の功曹謝暹と與に境を保ち漢の爲にし、乃ち使を遣わして番禺江從り奉貢す。光武、之を嘉し、竝びに褒賞を加う。桓帝の時、郡人尹珍自ら荒裔に生まれ、禮義を知らざるを㠯て、乃ち汝南の許愼・應奉に從い經書・圖緯を受く。學成りて、鄉里に還りて教授し、是に於いて南域に始めて學有り。珍の官、荊州刺史に至る。

〔一〕〔集解〕王補曰く、「鄭氏『通志』注に「案ずるに『史記』及び『漢書』に皆な云う、「楚の威王の時、莊蹻をして巴・黔以西を略せしむ。滇地に至る。歸らんと欲し、會〃秦、楚の巴・黔中郡を奪い、因りて其の衆を以いて滇に王たり。後十餘歲にして秦滅ぶ」と。又た案ずるに、楚の威王自り後、懷王立つこと三十年、頃襄王の二十二年に至り、秦の昭襄王、兵を遣わして楚を攻め、巫・黔中郡の地を取る。『後漢史』は則ち頃襄王の時、莊豪、滇に王たりと云う。豪は卽ち蹻なり。若し莊蹻、威王の時自り兵を將いて地を略し、秦の巫・黔中郡を陷れ、道塞りて通ぜざるに屬ぶは、凡そ五十二年を經、豈に此くの如き淹久たるを得んや。或は恐らく『史記』誤謬し、班固循習して書く。范曄の記す所は詳攷にして正爲り。又た案ずるに、莊蹻、滇に王たるの後、五十五年を歷して楚滅び、又た十五年にして秦亡ぶは、凡そ七十年、何の故にか蹻の滇に王たるの後十餘歲にして秦亡ぶと云うか。斯れ又た未だ之詳らかならざるなり」と」と。

〔二〕〔李賢注〕『異物志』に曰く、「牂牁は、船を繫ぐ杙なり」と。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、「『華陽國志』に云う、「郡上は天井に値る。故に雨潦多し」と」と。

〔四〕〔集解〕沈欽韓曰く、「『紀要』に、「今の臨安府通海縣の東北五里」と」と。

〔五〕〔李賢注〕『臨海異物志』に曰く、「桄榔木は外皮に毛有り、栟櫚に似たりて散生す。其の木剛く、鋤を作れば、利きこと鐵の如く、石を中つれば更に利し。唯だ中焦けば、根乃ち敗を致すのみ。皮中に稻米片を擣ちたるに似たる有り、又た麥麪に似、中て餅餌を作る」と。『廣志』に曰く、「桄榔樹は大いさ四五圍、長さ五六丈、洪直にして、旁に枝條無く、其の顚に葉を生ずること數うるに十を過ぎず、椶葉に似たり。其の木肌を破るに堅ければ傷ない難く、數寸を入れば麪を得、赤黄密緻にして、食う可き」なりと。

〔六〕〔李賢注〕『南越志』に曰く、「番禺縣の西に、江浦有り」と。〔集解〕沈欽韓曰く、「番禺は當に牂柯の謁と爲すべし。『水經注』に、「豚水は東して苴蘭縣に逕り、牂柯水と爲る」、「又た母斂に逕る」、「又た鬱林廣鬱縣に逕り鬱水と爲る」、「又た中留に逕り温水と合す。又た東して阿林縣に入る」と。『乾隆志』に、「豚水は貴州都匀府自り流れ、古州城を經、溶江・車江に合す。廣西柳州府の懷遠・雒容二縣の界に入る」と。此れ自り以下、則ち温水の合する鬱江は、南寧府の横州自り潯州府城の東に逕り黔江と合して左江と爲る。又た平南藤縣に逕り、梧州府城の西南に至り桂江と合し三江口と爲る。又た東して廣東肇慶府の封川・德慶・西寧・高安に入り、廣州府番禺の三江口に至り海に入る。其れ鬱水と爲りて久しくも、尚お牂柯と爲るを目るを得ずして番禺に至る。尤も相涉らず。彼の時、公孫述の阻む所と爲れば、何ぞ沅江に循いて武陵に至らずして、遠く番禺より出づるか」と。

〔七〕〔集解〕惠棟曰く、「『華陽國志』に云う、「世祖の河北に在るを聞き、乃ち奉貢せしむ。世祖、之を嘉し、號して義郎と爲す」と」と。

〔八〕〔李賢注〕『華陽國志』に曰く、「尹珍、字は道眞、母斂縣の人なり」と。〔集解〕惠棟曰く、「『華陽國志』に云う、「珍、經術を以て選用せられ、尚書丞郎・荊州刺史を歷、而して應世叔、司隸校尉と爲る。師生竝びに顯る」と。王愔『文字志』に珍の書を善くするを載すは、『法書要録』に見ゆ」と。錢大昕曰く、「案ずるに、許愼は應奉と時を同じくせずして桓帝朝に奉仕す。而して愼の卒するは蓋し安帝の世に在りて、桓帝に到るを得ざるなり。『華陽國志』は「明章之世」に作れば、則ち許愼の時代と相及ぶ。但だ珍は既に業を許愼に受くれば、豈に能く更に應奉と朝を同じくして異詞を傳

聞せん。要べるに皆な信ずるに足らず」と。

〔校補一〕案ずるに、後に「滇王は莊蹻の後なり」と載し、仍お「莊蹻」に作る。此に「莊豪」と作るは、豪は酋豪なり。『前書』に言う、「蹻、滇に王たり。服を變え其の俗に従い以て之に長たり」と。之に長たる者は卽ち其の酋豪爲るのみ。『書』の「旅獒」、鄭君は獒を讀みて酋豪の豪と爲す。秦の俗、西戎と雜じり、故に莊蹻は一に莊豪と呼ぶ。是れ二名に非ず。

〔校補二〕「牁」は一に「柯」に作る。同字なり。

〔校補三〕「繫」は原「擊」に譌る。已に正す。官本の注は誤たず。

〔校補四〕「焦」は官本の注は「蕉」に作る。今案ずるに「焦」に作るは『通志』と合す。

〔校補五〕柳從辰曰く、「『續志』は「母斂」に作り、『前志』は「毋斂」に作る。今の柳州府懷遠縣の地なり」と。

通釈

初め、楚の頃襄王(位前二九八～二六三)の時代に、将軍莊豪(莊蹻)に船で沅水を遡って夜郎国を討伐させた。軍隊は且蘭の地に至り、船を岸に繋いで歩兵で戦った。やがて夜郎を滅ぼすと、莊豪(莊蹻)はこの地に留まり、滇池で王となった。且蘭には船を繋ぐ牂牁の場所があることから、この地を牂牁と改名した。牂牁の地は長雨が多く、その習俗は巫術や禁忌を好んだ。家畜類は少なく、また桑を植えて蚕を飼養することもなかったので、牂牁郡は最も貧しかった。句町県に桄榔という木があり、この木からとれる粉で麺を作ることができた。人々はこれを糧とした。公孫述が蜀の地に依った時、大姓の龍・傅・尹・董氏らは、郡の功曹であった謝暹とともに漢のために郡を守り、その後、使者を派遣して番禺江から貢ぎ物を献納した。光武帝はこのことを称え、褒賞を与えた。桓帝の時代(一四六～一六七)に、郡人の尹珍は、自分が辺境の地に生まれ、礼義を知らなかったので、汝南郡の許愼と応奉に従って経書・図緯を学んだ。学業が成就すると、郷里に帰ってその学を教授し、これによって南方にはじめて学問が興った。尹珍は荊州刺史まで昇進した。

注釈

（1）莊豪は、集解所引の王補の言、『後漢書補注』巻二〇、戴蕃予『稿本後漢書疏記』（清・張澍『続黔書』巻二を引用）、清・沈家本『後漢書瑣言』、丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』（以下『地理攷証』と略称）などによれば、後出の「莊蹻」である。なお莊豪・莊蹻の称謂の相違について、〔校補一〕は莊豪の豪を酋豪の豪、即ち君長の意と解し、他方、『地理攷証』、清・張澍『続黔書』巻二及び和田清氏は豪・蹻を音通の異字と解する（和田一九五〇、九九九頁）。

（2）莊蹻の夜郎征伐に関する記述は『華陽国志』巻四南中志にも見られ、また『史記』巻一一六西南夷列伝・『漢書』巻九五西南夷両粤朝鮮伝では「略巴・黔中以西」に作る。『史記』・『漢書』・『華陽国志』では莊蹻の夜郎征伐を楚の頃襄王（位前二九八～二六三）ではなく威王（位前三三九～前三二七）の時代のこととしているが、集解において王補が引用するように、南宋・鄭樵『通志』巻一九五南蛮上では、莊蹻が滇の地で王となったのは秦昭襄王（位前三〇六～前二五一）の三〇年（前二七七、楚頃襄王二二年、平勢年表・楚頃襄王二〇年）に楚の巫・黔中両郡を奪取したこと（『史記』巻一五・六国年表及び同巻四〇楚世家参照）によって莊蹻の帰路が絶たれたことが原因であり、莊蹻の夜郎征伐を楚の威王期とすれば、遠征期間は最低でも五二年を要することとなり、そのような長期に渡るはずがないという点から、莊蹻の夜郎征伐を頃襄王期とする『後漢書』の記述が正しいと指摘する。『通典』巻一八七夜郎国条、元・馬端臨『文献通考』巻三二九夜郎国条、清・張澍『続黔書』巻二、『地理攷証』にもこれと同様の指摘が見られ、任乃強氏も莊蹻の夜郎征伐を頃襄王期と解する（任一九八七、三一三～三一五頁）。また平勢隆郎氏も『史記』西南夷列伝の「始楚威王時」は、「楚襄王」或いは「楚頃王」の誤りであるとする（平勢一九九五、五二一頁）。なお、先述したように、「初楚頃襄王時」以下「乃改其名爲牂牁」までの記述は『史記』西南夷列伝、『漢書』西南夷両粤朝鮮伝、及び『華陽国志』南中志にも見られる。

また、『史記』西南夷列伝・『漢書』西南夷両粤朝鮮伝では、莊蹻が「沅水」ではなく長江を遡って巴・黔中両郡を征伐したことが記されている。この点について、楊寛氏は秦が巴蜀を攻取した（前三一六）後、長江上流はすでに秦の勢力範囲となっており、莊蹻が長江を遡上して巴・黔中を伐つことは不可能であると指摘する（楊一九九七、四二〇頁）。これに対

して任乃強氏は、楚の懐王末～頃襄王期にかけての秦・楚の争いと荘蹻に関する記事を表Ⅰのように比較したうえで、前二七八年に頃襄王が秦に攻められ陳城にたてこもり、翌前二七七年に巫・黔中郡を抜かれたにもかかわらず、その翌年には楚の東部地方の兵一〇余万を得て、秦が攻略した一五邑を回復しえたのは、楚国内で分裂割拠していた荘蹻等のような民間の武力によるものとし、このような秦・楚の争いの背景には巫・魚復・朐忍・枳などの長江沿岸の塩泉の利権確保があり、そのために荘蹻は長江を遡って巴・黔中両郡を征伐したのであるとして、『華陽国志』や『後漢書』において沅水を遡上したとするのは誤りであると指摘する（任一九八七、三一三～三一五頁）。

（3）且蘭は『漢書』巻二八地理志上及び『続漢書』郡国志五の牂柯郡条に「故且蘭」県とあるように、牂柯郡の属県で、通説では現貴州省福泉市の東南に比定される。『大清一統志』巻三九一及び『水経注』巻三七沅水条の楊守敬疏によれば、晋代にいたって且蘭と称されるようになったという。これに対して『地理攷証』では、『水経』に「沅水出牂柯且蘭縣」とあることから、且蘭県に沅水の水源があるとし、沅水の最も遠い水源が貴州省都匀府（現貴州省都匀市）西南の馬尾河（現龍頭江）にあることから、この地を荘豪の時代の且蘭の地に比定し、さらに『水経注』巻三六存水条に「存水又東逕且蘭縣北、又東南行」とある記述をふまえ、存水を北盤江に比定したうえで、この記述に合う且蘭県が現貴州省興義市の地にあたると解せられることから、これを漢代の且蘭県の地とし、荘豪の時代と漢代とでは且蘭県の地望は異なっていた、と指摘する。そして、『漢書』地理志の「故且蘭」は荘豪の時代の且蘭を指すもので、漢代に置かれた且蘭県と区別するために「故」が冠せられたとし、『漢書』地理志に且蘭がないのは、この地が郡の治所で兼領していたためであると指摘する。また、任乃強氏は且蘭を貴州省黄平県の西の老黄平に比定する（任一九八七、二三三頁）。なお『史記』西南夷列伝・『漢書』西南夷両粤朝鮮伝では「軍至且蘭、椓船於岸而歩戦」の句はなく、また『華陽国志』南中志ではこれを「植牂柯繋船於是」に作る。

（4）『史記』西南夷列伝・『漢書』西南夷両粤朝鮮伝には「既滅夜郎」の句はなく、また『華陽国志』南中志では「且蘭既克、夜郎又降」とあり、且蘭を破ったことと夜郎を降したこととが記されているが、これに関して久村因氏は、北宋以前の諸

書に引かれる『華陽国志』の当該箇所には且蘭平定の記述が見られないことから、後代にこの記述が加えられた可能性が高いと指摘する(久村一九七一、四～五頁)。

(5)『史記』西南夷列伝・『漢書』西南夷両粤朝鮮伝及び『華陽国志』南中志では、荘蹻が滇池で王となったのは、秦が楚の地(巴・黔中)を奪ったことによって(前二七七)荘蹻の帰路が絶たれたためであることが記されている。また、「因留王滇池」の句は『史記』西南夷列伝は「因還以其衆王滇」、『漢書』西南夷両粤朝鮮伝は「因乃以其衆王滇」に作り、『華陽国志』南中志は「遂留王滇池」に作る。なお、『北堂書鈔』巻一三八所引の『華陽国志』は「既滅夜郎。而秦奪楚地、無路得歸。遂留之、號爲莊王」、『太平御覧』巻一六六姚州条所引の『華陽国志』は「而秦奪楚黔中地。無路反。遂留王之、是爲莊王」、同巻七七一所引の『華陽国志』は「既克夜郎。而秦奪楚黔中地。無路得歸。遂留王之、號爲莊王」に作り、久村氏はこれらの記述から、荘蹻は滇池で王となったのではなく、夜郎で荘王となったのではないか、と指摘する(久村一九七一、四頁)。

(6)「牂牁」は、「牂柯」(『華陽国志』南中志)、「牂柯」(『史記』西南夷列伝の『正義』所引の『華陽国志』及び『漢書』地理志上・牂柯郡条の顔師古注所引の『華陽国志』)、「牂牁」(『芸文類聚』巻七一舟条所引の『華陽国志』)、「牂柯」・「牂柯」(『太平御覧』巻七七一牂柯条所引の『華陽国志』)などとも記される。「牂」・「牁」については『正字通』未集に「牁、牂字之譌」とあるように、「牁」は「牂」の譌字である。また「柯」・「牁」・「牏」については、『集韻』平声三歌韻に「牏、通作柯」、『正字通』巳集に「牁、與牏同。本从爿、俗作牛」とあることによれば、「柯」・「牏」は通仮し、「牁」は「牏」の俗字である。

(7)「牂牁地多雨潦」の句に関して、恵棟が指摘するように『華陽国志』南中志に「郡上値天井、故多雨潦」とある。「天井」は二十八宿の東井のことで、『史記』巻二七天官書に「東井爲水事」とあり、劉琳氏はこのために「多雨潦」のだという(劉一九八四、三七九頁)。なお「牂牁地」以下「珍官至荊州刺史」までの記述は『華陽国志』南中志に見える。

(8)『華陽国志』南中志は「俗好鬼巫、多禁忌」に作る。

（9）「句町縣」は『漢書』地理志上及び『続漢書』郡国志五によれば、牂牁郡の属県で現雲南省広南県にあたる。

（10）「桄榔」は、木名。北村四郎氏によれば、和名はサトウヤシ、学名はArenga pinnata (WURMB.) MERRILL syn.A. saccari-feraLabillで、ヤシ科に属し、広東・広西・雲南、熱帯アジアからオーストラリア一帯に分布する。広東・広西地方では、茎の内部の麪を取って食べ、葉の基部の繊維を利用して綱を作り、またつぼみの花軸を切って糖液を流出させ、石灰を加えて糖や酒を作るという（北村一九八五、一二一・四三九～四四〇頁）。また、『本草綱目』巻三一果部によれば、桄榔は姑榔木、董椶、面木、鉄木ともいう。

（11）公孫述、右扶風茂陵県の人。字は子陽。王莽の天鳳年間（一四～一九）に、自立して蜀王となり、成都に都した。建武（二五～五六）の初、成家（二五～三六）を建国し、益州の地を保ったが、呉漢・臧宮に攻められて降った後、刺殺された。『後漢書』巻一三に本伝がある。

（12）「功曹」は官名、功曹史の簡称で、『続漢書』百官志五に「有功曹史、主選署功勞」とある。「謝遅」は、本伝に見られるように、牂牁郡の人。郡の功曹となり、公孫述が蜀に依ったとき、大姓董氏らと境を保ち、光武帝が河北にあることを聞き、使を遣わして奉貢した。

（13）「番禺江」について、劉琳氏はこれを広東省の西江とする（劉一九八四、三八〇頁）。西江はまた鬱水ともいい、蒼梧郡（現広西壮族自治区梧州市）で桂江、鬱林郡桂平県（現広西壮族自治区桂平市）で黔江・鬱江と合流する。沈欽韓『後漢書疏証』巻一二は、番禺江の上流を鬱江と見なした上で、これが牂牁江に通じていないこと、当時、蜀の地に依っていた公孫述に阻まれていたのだから、奉貢するには沅水から武陵を経由すべきであり、遠く離れた番禺よりするのは妥当ではないと考えられることの二点から、「番禺當爲牂牁之譌」と指摘する。沈欽韓は奉貢の経路として牂柯江から且蘭に至り、そこから沅水に遡上していくことを想定しているようであるが、番禺江（西江或いは鬱水）からでも黔江・紅水河を経れば沈欽韓のいう牂柯江（北盤江）に通じる。なお清・屈大均撰『広東新語』巻四水語西江条では「自廣南以上、皆崎嶇不通舟楫」と述べた上で「自番禺江奉貢。蓋陸至廣南乃由水道耳」と指摘し、広南に至るまでの経路を水路によったのであろうとする。

(14) 集解が恵棟の説を引用して指摘しているように、「光武嘉之竝加褒賞」の句は『華陽国志』南中志では「世祖嘉之、號爲義郎」に作り、「義郎」に関して、任乃強氏は「蓋改牂柯郡爲義郎郡」と述べ郡名と解するが(任一九八七、二六二頁)、詳細は不明。

(15) 応奉、字は世叔。生没年未詳。汝南郡の人。桓帝の時、司隷校尉となった。屈原を追思し、感騒三〇篇を作る。『後漢書』巻四八に本伝がある。

(16) 『後漢書訓纂』巻一九が指摘するように、『華陽国志』南中志は「桓帝時」ではなく「明章之世」(五七～八八)に作るが、許愼は安帝期(一〇六～一二五)、応奉は桓帝期(一四六～一六七)を中心に活動した人物である。銭大昕・戴蕃予・劉琳氏らは、許愼が安帝の末(一二四)に死んでいること、応奉が桓帝期頃の人物であることの二点から、尹珍が許愼と応奉に学んだというのは事実ではないと指摘する(劉一九八四、三八一頁)。これに対し、沈欽韓『後漢書疏証』巻一二・沈家本『後漢書瑣言』では、安帝期末から応奉が武陵郡太守となった永興元年(一五三)までは三〇数年であるから、尹珍が許愼・応奉両者から学ぶことは可能であると指摘する。

(17) 『通志』巻一九五・四夷第四南蛮上では「地」を「池」に作る。

(18) 『異物志』、書名、一巻。後漢・楊孚撰。清・伍崇曜編『嶺南遺書』第五集に清・曾釗の輯本を収録するが、当該箇所はない。

(19) 汲古閣本は「牂柯、繫船杙也」、武英殿本・紹興本は「牂柯、繫舩杙也」に作る。また、『太平御覧』牂柯条所引の『異物志』は「牂柯者、繫舡筏也」に作る。

(20) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用で、「『華陽國志』云」以下は『華陽国志』巻四南中志からの引用である。

(21) 顧観光校勘記が指摘するように、唐・徐堅等奉勅撰『初学記』巻八州郡部江南道所引の『華陽国志』は「値」を「當」に作る。

（22）以下は、沈欽韓『後漢書疏証』巻一二からの引用で、「『紀要』」以下は清・顧祖禹撰『読史方輿紀要』巻一一五臨安府条からの引用である。

（23）『臨海異物志』、書名、一巻。三国呉・沈瑩の撰。沈瑩は丹陽郡太守。明・陶宗儀撰『説郛』（宛委山堂本）弓六二所収の輯本には当該箇所はなく、『太平御覧』巻九六〇桄榔条所引の『臨海異物志』には「桄榔木外皮有毛、似栟櫚而散生。作綆綆漬之、不腐。其木剛、作鈸鈐鋤、利如鐵、中石更利。唯中焦榔致敗耳。皮中有似擣稻米米片、又似麥麵、中作麵餌」とあり、『本草綱目』巻三一果部桄榔条所引の『臨海異物志』には「姑榔木生牂牁山谷。外皮有毛、如棕櫚而散生。其木剛利如鐵、可作鈐鋤、中溼更利。惟中焦則易敗爾、物之相伏如此。皮中有白粉、似稻米麪及麥麪、可作餅餌食、名桄榔麪」とある。なお両書所引の『臨海異物志』では「桄桹」を「桄榔」に作るが、『正字通』辰集に「榔、俗桹字」とあるように「榔」は「桹」の俗字である。

（24）校補四が指摘するように、武英殿本は「焦」を「蕉」に作る。

（25）『広志』、書名。東晉・郭義恭の撰。詳細不明。『説郛』（宛委山堂本）弓六一に一巻、清・馬国幹編『玉函山房輯佚書』第九二冊に二巻の輯本が収録されている。なお『太平御覧』桄榔条所引の『広志』には「桄桹樹大四五圍、長五六丈、洪直、旁無枝條、其顛生葉、似椶葉、斫其木肌堅難傷、入數寸得麵」とあり、『本草綱目』巻三一果部所引の『広志』には「木大者四五圍、高五六丈、拱直、無旁枝。巔頂生葉數十、破似椶葉、其木肌堅、斫入數寸、得粉赤黄色、可食」とある。

（26）『南越志』、書名、一巻。南朝陳・沈懐遠撰。『説郛』（宛委山堂本）弓六一等に輯本が存するが、当該箇所はない。

（27）以下は、沈欽韓『後漢書疏証』巻一二からの引用で、『水經注』以下は『水経注』巻三六温水条からの引用である。

（28）「母斂」について、武英殿本・汲古閣本（同治八年九月刊）はこれを「毋斂」に作る。なお校補五によれば『漢書』巻二八地理志上では「毋斂」に作り、『続漢書』郡国志五では「母斂」に作るというが、これについて『続漢書』郡国志五の校補に「毋原譌母。官本同。據『前志』改」とある。毋斂は牂柯郡の属県で、柳従辰は柳州府懐遠県（現広西壮族自治区融安県の北）、楊守敬は貴州省定番州（現貴州省恵水県）の西南、任乃強氏は現貴州省榕江県（任一九八七、一六四頁）、劉琳氏は現

貴州省三都水族自治県（劉一九八四、三八五～三八六頁）、譚其驤氏は現貴州省独山県の地に比定する。

（29）「廣鬱縣」「中留」「阿林」について、『漢書』巻二八地理志下によれば、これらは鬱林郡の属県で、それぞれ現在の広西壮族自治区凌雲県の東南・同武宣県の南・同桂平市の南に比定される。

（30）『乾隆志』は『乾隆府庁州県図志』を指す。書名、五〇巻。清・洪亮吉撰。『乾隆志』以下の記述は、同書巻四八雲南条からの引用である。

（31）「都匀」は府名、治所は現貴州省都匀市。「古州城」は庁名、清代の貴州黎平府に属し、現貴州省榕江県。「柳州府」は府名、治所は現広西壮族自治区柳州市。「懷遠」は県名、柳州府の属県で、現広西壮族自治区融安県の北。「雒容」は県名、柳州府の属県で、現広西壮族自治区柳州市の東北。「南寧府」は府名、治所は現広西壮族自治区南寧市。「横州」は県名、南寧府の属県で、現広西壮族自治区横県。「潯州府」は府名、治所は現広西壮族自治区桂平市。「平南」は県名、潯州府の属県で、現広西壮族自治区平南県。「藤縣」は県名、梧州府の属県で、現広西壮族自治区藤県。「梧州府」は府名、治所は現広西壮族自治区梧州市。「肇慶府」は府名、治所は現広東省肇慶市。「封川」は県名、肇慶府の属県で、現広東省封開県の南。「德慶」は県名、肇慶府の属県で、現広東省徳慶県。「西寧」は県名、羅定州の属県で、現広東省鬱南県の南。「高安」について、沈欽韓『後漢書疏証』巻一二はこれを「高要」に作る。高要は県名、肇慶府の属県で、現広東省高要市。「武陵」は郡名、治所は現湖南省溆浦県の南。

（32）以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用で、「『華陽國志』云」以下は同書巻四南中志からの引用であるが、「聞漢世祖在河北、乃遠使使由番禺江出奉貢漢朝。世祖嘉之、號爲義郎」に作る。

（33）以下は、『後漢書補注』巻二〇からの引用である。

（34）劉琳氏によれば、「尚書丞郎」とは尚書丞と尚書侍郎である（劉一九八四、三八一頁）。尚書丞は『続漢書』百官志三に「尚書六人、六百石。（中略）左右丞各一人、四百石。本注曰、掌録文書期會。左丞主吏民章報及駮伯史。右丞假署印綬、及紙筆墨諸財用庫蔵」とあり、同李賢注所引の蔡質『漢儀』に「（左丞）總典臺中綱紀、無所不統」、「右丞與僕射對掌授廩假錢

穀、與左丞無所不統」とあり、さらに応劭『漢官儀』に「尚書令・左丞、總領綱紀、無所不統。僕射・右丞掌廩假錢穀」とある。安作璋・熊鉄基氏によれば、尚書丞の職掌は尚書令・尚書僕射を補佐することであり、左丞・右丞の分業はそれほど厳格なものではなく、両者が尚書台内部の事を管掌したという（安・熊一九八四上、二七四頁）。尚書侍郎は『続漢書』百官志三に「侍郎三十六人、四百石。本注曰、一曹有六人、主作文書起草」とあるように、諸曹尚書の属官である。

(35) 王愔、劉宋期の人、生没年未詳。『文字志』三巻を著す。しかし、その書は現存せず、唐・張彦遠撰『法書要録』巻一に目録が確認されるのみである。

(36)『法書要録』、書名、一〇巻。唐・張彦遠の撰。後漢から元和（八〇六～八二〇）に至る書に関する三九種の文献を集録している。

(37) 銭大昕、清・乾隆の進士、一七二八～一八〇四。字は暁徵・及之。號は辛楣・竹汀・十駕齋。官は少詹事に至る。博学で六経・諸子・音韻・訓詁・天算・地理・金石の類に通じていた。『二十二史攷異』一〇〇巻を撰し、これに三史拾遺五巻・諸史拾遺五巻・通鑑弁正二巻を附した。この書は、明代の二一史に『続漢書』を加えた二十二種の史書について、他の諸記録を参照比較して校訂したものである。「錢大昕曰」以下の記述は『二十二史攷異』巻一二後漢書三からの引用である。

〔二六〕

本文

滇王者、莊蹻之後也〔一〕(1)。元封二年、武帝平之〔二〕(2)。已其地爲益州郡、割牂柯・越巂各數縣配之(3)。後數年、復并昆明地(4)、皆已屬之此郡(5)。有池、周回二百餘里、水源深廣、而末更淺狹、有似倒流、故謂之滇池(6)。河土平敞(7)、多出鸂鶒・孔雀(8)、有鹽池田漁之饒、金銀畜產之富。人俗豪怯〔三〕。居官者皆富及累世。

〔一〕〔集解〕沈欽韓曰(9)、「『唐書』、「自夜郎・滇池以西皆莊蹻之裔」。是以松外諸番爲蹻後。則自南而西乃邛・笮矣、不可

従也」。

〔二〕〔集解〕惠棟曰(10)、「『華陽國志』云、「二年、叟(11)反。遣將軍郭昌(12)討平之。因開爲郡、治滇池」」。

〔三〕〔李賢注〕怗、奢侈也。

書き下し文

滇王は、莊蹻の後なり。元封二年、武帝、之を平らぐ。其の地を已て益州郡と爲し、牂柯・越巂の各〃數縣を割きて之に配す。後數年、復た昆明の地を并せて、皆な已て之を此の郡に屬せしむ。池有り、周囘二百餘里、水源深廣、末、更ぎて淺狹にして、倒流するに似たる有り、故に之を滇池と謂う。河土平敞にして、多く鸚鵡・孔雀を出し、鹽池田漁の饒、金銀畜產の富有り。人俗豪怗なり。官に居る者は皆な富めること累世に及ぶ。

〔一〕〔集解〕沈欽韓曰く、「『唐書』に、「夜郎・滇池自り以西は皆な莊蹻の裔なり」と。是を以て松外の諸番を蹻の後と爲す。則ち南自りして西は乃ち邛・笮なれば、從う可からざるなり」と。

〔二〕〔集解〕惠棟曰く、「『華陽國志』に云う、「二年、叟反す。將軍郭昌を遣わして之を討平せしむ。因りて開きて郡と爲し、滇池に治す」と」と。

〔三〕〔李賢注〕怗は、奢侈なり。

通釈

滇王は、莊蹻の後裔である。元封二年(前一〇九)に、武帝は滇国を平定した。その地を益州郡とし、牂柯・越巂両郡からそれぞれ数県を割譲して益州郡の属県とした。その数年後に、再び昆明の地を併合して、その地全てを益州郡が統轄した。昆明の地には池があり、その大きさは周囲二百余里(約八・一キロメートル)で、水源は深くて広く、下流は浅くて狭いので、

水が逆流しているように見えることから、この池は滇池と呼ばれた。益州郡の地は平らかで広く、鸚鵡や孔雀が多く棲息し、塩池・田漁の恵みと金銀・畜産が豊富であった。人々の習俗は非常に贅沢であった。官職に就いた者は代々富裕であった。

注釈

（1）「莊蹻」は、前出の莊豪である。「蹻」の音について、『史記』巻一一六西南夷列伝の司馬貞索隠に「炬略反」、張守節正義に「其略反」とあり、また『漢書』巻九五西南夷両粤朝鮮伝の顔師古注に「居略反」とあり、これらによれば「蹻」の音は「キャク」である。しかし、清・梁玉繩『人表考』巻八には「去遙反」とあり、これによれば「キョウ」である。なお董同龢氏によれば「蹻」の上古復元音はkiɡ（平声）・giɡ（平声）・kiɡ（上声）で、豪は□ɡ（平声）であり、「蹻」の音を「キョウ」とするならば蹻・豪両字は通仮する（董一九四四、一四二・一四五頁）。

（2）注〔一一〕の集解が指摘するように『華陽国志』巻四南中志に「武帝元封二年、叟反。遣將軍郭昌討平之。因開爲郡治滇池上」とあり、また、『漢書』巻六武帝紀元封二年条には「又遣將軍郭昌・中郎將衞廣發巴蜀兵平西南夷未服者、以爲益州郡」とあり、これらによれば、郭昌と中郎将の衛広がその任に当たっている。

（3）益州郡は丁謙『地理攷証』及び戴蕃予『稿本後漢書疏記』が「益州、今雲南」と指摘するように、現雲南省昆明市一帯。牂柯郡は現貴州省貴陽市一帯、越巂郡は現四川省西昌市一帯。

（4）昆明は現雲南省昆明市を指すが、『地理攷証』は『漢書』巻二八地理志や『続漢書』郡国志に昆明の名称が見られないことから、ここにいう昆明を『漢書』巻二八地理志上及び『続漢書』郡国志五の益州郡条にみえる昆沢県の地とし、嵩明州（現雲南省嵩明県一帯）に比定する。

（5）『漢書』巻六武帝紀元封六年条に「益州・昆明反。赦京師亡命令従軍、遣抜胡將軍郭昌將以擊之」とある。

（6）沈欽韓『後漢書疏証』巻一二が指摘するように、滇池は昆明池ともいい、現雲南省昆明市の南にある。なお、「有池」以下、「故謂之滇池」までの記述は『華陽国志』南中志晉寧郡滇池県条にほぼ同内容の記述が見られる。

(7)「河土平敞」以下「人俗豪怯」までの記述は、『華陽国志』南中志晉寧郡条にほぼ同内容の記述が見られる。

(8) 沈欽韓『後漢書疏証』巻一二が指摘するように、『太平御覧』巻七八九茫蛮条所引の『南夷志』に「孔雀巣人家樹上」とあり、また北宋・范大成『桂海虞衡志』志禽に「鸚鵡近海郡尤多。民或以鸚鵡爲鮓、又以孔雀爲腊、皆以其易得故也」とあり、さらに『塩鉄論』崇礼篇に「南越以孔雀珥門戸」とあることなどから、雲南省西南～広東・広西省一帯に鸚鵡・孔雀が多く棲息していたことが確認される。

(9) 以下は、沈欽韓『後漢書疏証』巻一二からの引用で、「『唐書』」以下は『新唐書』巻二二二南蛮列伝下松外蛮条からの引用である。沈欽韓は、『新唐書』南蛮列伝下松外蛮条に見られる「松外蠻」の居住地域は、漢代においては邛・笮(筰)二国が存した地であるから、これを滇王となった荘蹻の後裔とする『新唐書』の説には従えないと指摘する。

(10) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用で、「『華陽國志』云」以下は、同書南中志晉寧郡条からの引用であるが、「治滇池」を「治滇池上」に作る。

(11)「叟」について、顧観光校勘記が指摘するように、『後漢書』巻一光武帝紀下建武十九年条所引の『華陽国志』では「叟夷」に作る。船木勝馬氏によれば、「叟夷」については次の三説があるという。第一は『華陽国志』南中志に「夷人大種曰昆、小種曰叟」とあるように、夷人の少グループと解する説、第二は、『後漢書』巻一〇二董卓列伝「呂布軍有叟兵、内反」の李賢注に「叟兵即蜀兵也。漢代謂蜀爲叟」とあり、また『資治通鑑』巻七一魏紀明帝太和二年十一月条の胡三省注に「蜀兵謂之叟、賨叟、巴賨之兵也」とあるように、蜀兵と解する説、第三は『華陽国志』巻三蜀志に「章武三年、越嶲高叟大師高定元」とあり、また同巻九李特雄期寿勢志に「泰寧元年、越巂斯叟反」とあるように越巂を中心とする西南夷と解する説である(船木一九七七、八〇～八一頁)。

(12) 郭昌、雲中郡の人。生没年未詳。『史記』巻一一一衛将軍驃騎列伝及び『漢書』巻五五衛青霍去病伝附郭昌伝によれば、校尉として衛青の匈奴征伐に従事し、元封四年(前一一三)に、抜胡将軍となり、朔方郡に駐屯した後、還って昆明を撃ったが、功績がなく解任されたという。

［二七］

本文

及王莽政亂、益州郡夷棟蠶・若豆等、起兵殺郡守(1)。越巂姑復夷人大牟亦皆叛〔一〕(2)、殺略吏人(3)。莽遣寧始將軍廉丹、發巴蜀吏人及轉兵穀卒徒十餘萬擊之(4)。吏士飢疫、連年不能剋而還。㠯廣漢文齊爲太守(5)。造起陂池、開通溉灌、墾田二千餘頃(6)。率厲兵馬〔校補一〕、脩障塞(7)、降集羣夷、甚得其和〔二〕。及公孫述據益土(8)、齊固守拒險。述拘其妻子、許㠯封侯、齊遂不降。聞光武卽位、乃閒道遣使自聞〔三〕。蜀平、徵爲鎭遠將軍、封成義侯〔四〕、於道卒。詔爲起祠堂、郡人立廟祀之〔五〕(9)。

〔一〕〔集解〕沈欽韓曰(10)、「姑復廢縣在會川衞南、今爲寧遠府之會理州」。

〔二〕〔集解〕惠棟曰(11)、「『華陽志』(12)、「齊字子奇、梓潼人也。孝平末以城門校尉爲犍爲屬國都尉、遷益州太守也」。又云、「齊子純有令德爲北海太守」」。

〔三〕〔集解〕惠棟曰(13)、「『華陽國志』云(14)、「齊遣使由交阯貢獻河北」」。

〔四〕〔集解〕先謙曰、「官本有注、云「取其嘉名」」(15)。

〔五〕〔集解〕沈欽韓曰(16)、「『一統志』(17)、「文齊廟在雲南府昆明縣東」。『華陽志』(18)、「公孫述攻犍爲郡。朱遵爲郡功曹(19)、領軍拒。戰於六水門、衆少不敵爲述所殺。光武追贈將軍、郡縣立祠」。而范史失載」。

〔校補一〕「厲」原作「吏」、據『通志』正(20)。官本不誤。

書き下し文

王莽の政の亂るるに及び、益州郡の夷の棟蠶・若豆等、兵を起こして郡守を殺す。越巂の姑復夷の人大牟も亦た皆な叛し、吏人を殺略す。莽、寧始將軍廉丹を遣わし、巴蜀の吏人及び兵穀を轉ずるの卒徒十餘萬を發して之を擊たしむ。吏士、飢疫

し、連年剋つ能わずして還る。廣漢の文齊を以て太守と爲す。陂池を造起し、溉灌を開通し、墾田すること二千餘頃。兵馬を率厲し、障塞を脩め、羣夷を降集せしめ、甚だ其の和を得。公孫述の益土に據るに及び、齊、固守して險に拒む。述、其の妻子を拘え、許すに封侯を以てせんとするも、齊、遂に降らず。光武の卽位せるを聞き、乃ち間道より使を遣わして自ら聞す。蜀平らぎ、徵せられて鎭遠將軍と爲り、成義侯に封ぜられんとするも、道に卒す。詔して爲に祠堂を起て、郡人、廟を立てて之を祀る。

〔一〕【集解】沈欽韓曰く、「姑復廢縣は會川衞の南に在り、今、寧遠府の會理州たり」と。

〔二〕【集解】惠棟曰く、「『華陽志』に、「齊、字は子奇、梓潼の人なり。孝平の末に城門校尉を以て犍爲屬國都尉と爲り、益州太守に遷せらるなり」と。又た云う、「齊の子純、令德有りて北海太守と爲る」と」と。

〔三〕【集解】惠棟曰く、「『華陽國志』に云う、「齊、使を遣わして交阯より河北に貢獻せしむ」と」と。

〔四〕【集解】先謙曰く、「官本に注有り、云えらく「其の嘉名を取るなり」と」と。

〔五〕【集解】沈欽韓曰く、「『一統志』に、「文齊廟は雲南府昆明縣の東に在り」と。『華陽志』に、「公孫述、犍爲郡を攻む。朱遵、郡の功曹と爲り、軍を領て拒ぐ。六水門に戰うも、衆少なく敵せず、述の殺す所と爲る。光武、將軍を追贈し、郡縣、祠を立つ」と。而るに范史、載を失す」と。

〔校補一〕「厲」は原と「吏」に作り、『通志』に據りて正す。官本誤たず。

通釈

王莽の政治が乱れると、益州郡の夷人、棟蚕・若豆らが軍隊を出して反乱を起こし、郡守を殺した。また、越巂郡の姑復夷の大牟も、反乱を起こし、吏人を殺して略奪した。そこで、王莽は寧始将軍の廉丹を派遣し、巴蜀の吏人ならびに武器や穀物を運ぶ輜重兵十数万を発動してこれらの反徒を攻撃させた。ところが、吏士たちは飢え、疫病にかかり、幾年も勝つこ

とができずに帰還した。そこで、広漢郡の文斉を益州大守に任命した。文斉は溜池をつくり、田畑に必要な水を引くための水路を開通し、新たに二〇〇頃あまりの田地を開墾した。兵馬を率いて励まし、障塞を設置し、諸々の夷人を降伏させ、安定を得た。ところが、公孫述が益州郡を拠点に自立すると、文斉は固く守って要害で公孫述の侵入を防いだ。そのため、公孫述は文斉の妻子を捕らえ、降伏すれば文斉を許して侯に封じようとしたが、文斉は降伏しなかった。文斉は光武帝の即位を聞き、間道を通じて使者を派遣し、自分の方から事情を報告させた。蜀が平定されると、鎮遠将軍に登用された。成義侯に封じられることになったが、その道中にて文斉は亡くなった。光武帝の詔で祠堂が建てられ、益州郡の民衆も廟を建てて文斉を祀った。

注釈

（1）王莽の簒奪時に諸民族は反乱を起こしたが、中でも益州郡の反乱は『漢書』巻九九王莽伝下天鳳六年条に「更始將軍廉丹擊益州不能克、徵還。更遣復位後大司馬護軍郭興、庸部牧李曇擊蠻夷若豆等」とあり、若豆が反乱を起こしたことが見えるが、棟蚕の名は見られない。

（2）姑復は『漢書』巻二八地理志上及び『続漢書』郡国志五に拠れば、越巂郡の属県。丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理考証』に拠れば「姑復漢縣屬越巂、今鹽源縣地」とあるが、沈欽韓『後漢書疏証』巻一二は「姑復廢縣在會川衛南、今爲寧遠府之會理州」と解釈している。「鹽源縣」は現四川省南部の西昌市の南の地にあり、「會理州」は西昌市の西南の地にある。

（3）大牟については『続漢書』天文志中永平元年条にも「是時益州發兵擊姑復蠻夷大牟・替滅陵、斬首傳詣雒陽」との記載があり、姑復夷の大牟・替滅陵の反乱が見える。

（4）『漢書』巻九五西南夷両粤朝鮮伝に「莽遣平蠻將軍馮茂發巴・蜀・犍爲吏士、賦斂取足於民、以擊益州。出入三年、疾疫使者什七、巴蜀騷動。莽徵茂還、誅之。更遣寧始將軍廉丹與庸部牧史熊大發天水・隴西騎士・廣漢・巴・蜀・犍爲吏民十

萬人、轉輸者合二十萬人、擊之。始至、頗斬首數千、其後軍糧前後不相及、士卒飢疫、三歳餘死者數萬」とあり、ここでは「轉輸者合二十萬人」の軍隊が動員されており、『後漢書』の本文とは動員数が異なっている。また、『漢書』王莽伝下天鳳六年条に「復以寧始將軍爲更始將軍、以順符命」とあり、益州郡の叛乱が起こる直前に寧始将軍は更始将軍に改められている。そして、益州郡の反乱の際には「更始將軍廉丹擊益州不能克還」とあり、廉丹は更始将軍として討伐に赴いている。だが、本段で廉丹は寧始将軍と記載されており、『漢書』王莽伝下の記載とは異なる。

（5）文斉、広漢郡梓潼県の人。字は子奇。文斉の事績については『華陽国志』巻四南中志、巻五公孫述劉二牧志、巻一〇先賢士女総讃下梓潼士女に記載がある。初め、犍為属国都尉であったが、王莽の時に益州太守となった。公孫述が益州へ侵攻すると、公孫述の侵攻を拒み、家族が捕らえられても、節義を守って降伏しなかった。光武帝が蜀を平定すると、鎮遠将軍となり、成義侯に封じられることになった。しかし、その道中にて文斉は亡くなった。

（6）陂池は溜池のことであり、前漢末から後漢にかけての漢墓には、しばしば水田・水池や生活用品をかたどった陂塘・陂池の陶製模型の副葬が見られる。これらの模型の副葬について、渡部武氏は、出土地域が陝西南部の漢中盆地、四川省の成都盆地に集中して分布し、その他の地域には殆ど見られないこと、火耕水耨の舞台となった長江中・下流域からも出土していないことを指摘する。加えて、北方からの入植漢人が高度な水利灌漑技術を用いて、漢中・四川・西南中国等の地方の旧来の伝統的な農耕形式に決定的なインパクトを与え、より効率のよい稲作を展開した結果、自らが創出した新たな文明を表すシンボルとして模型を副葬したのではないかとし、華北からの新技術の導入による漢中・四川での稲作の展開を指摘する（渡部一九九〇・一九九一）。しかし、これに対して藤田勝久氏は、先進地域の技術によって蜀の水利開発がされたとすれば、それに対応する先進地域に陂塘・陂池の明器が殆ど副葬されていないことは疑問とし、日本でも縄文末期から弥生時代にかけて既に多様な稲作が展開されていたことからも、後漢の四川に稲作の最先端技術の導入を想定するのは少し遅すぎるのではないかと指摘する。さらに、陂塘・陂池の模型が出土した地域が成都の中心部だけでなく、その他の県に及んでいることから、都江堰のような特別な水利事業は官吏によって華北の技術が導入されたとしても、諸県に造

成された陂塘・陂池の全てが華北からの技術によるものかどうかは不明であるとしている。また、模型の出土地域が海抜五〇〇メートル付近か、あるいはその上流に位置するという地域的特色から、家族の生活範囲のなかに小規模な陂池が見られるような、在地特有の農業経営、小規模な灌漑があったのではないかとも推測する。藤田氏はこれらのことから、漢代の郡県統治における蜀社会は、官府の本拠地付近の治水・灌漑などの水利開発の他に、成都から離れた県での集落・豪族・家族クラスの陂池灌漑があり、中央と地方の複合的な生産に基づく社会を想定すべきとし、中央は統治を貫徹させようとしたものの、成都付近の在地勢力と一般県の豪族などの存在によって統治に苦慮した地域であったのではないかと結論づけられている（藤田一九九六）。しかし、『後漢書』本文に拠れば、地方でも官吏による水利灌漑がすすめられており、藤田氏の指摘とは異なる。

（7）障塞は辺境の砦のことであり、『漢書』巻九三佞幸伝鄧通伝の顔師古注に「徼猶塞也。東北謂之塞、西南謂之徼。塞者、以障塞爲名。徼者、取徼遮之義也。徼音工釣反」とある。この他にも、『史記』巻一一七司馬相如列伝の索隠に「張揖曰、徼、塞也。以木柵水爲蠻夷界」とあり、また『漢書』巻五七司馬相如伝下の顔師古注にも「張揖曰、徼、謂以木石水爲界者也」とあるように、木・石・水などで隔てた境界線であった。ただし、益州郡は西南にあるにもかかわらず、『後漢書』本文では徼ではなく塞となっており、右の顔師古注の指摘とは異なる。

（8）公孫述は王莽の天鳳年間（一四～一九）に、成都を都として自立して蜀王となり、建武元（二五）年四月には自ら天子を称して成家或いは大成（二五～三六）を建国した。公孫述が益州に攻め入って文斉と戦っていたのは、光武帝の即位が建武元年（二五）六月であることから、成家の建国前後と思われる。

（9）祠堂は墓室から少し離れた墳丘の裾の部分に墓を拝する形で建てられる墓上施設の一つであり、子孫が先祖を祭る墓祭の場として、とりわけ前漢後期から後漢末までの間、盛んにつくられた。ただし、前漢景帝末に蜀郡太守となり、蜀の教化をすすめた文翁は『漢書』巻八九循吏伝文翁伝に「文翁終於蜀、吏民爲立祠堂、歳時祭祀不絶。至今巴蜀好文雅、文翁之化也」とあり、死後に祠堂を建てられており、祠堂では祖先祭祀のならず、漢朝に功績のある諸侯や臣下を追尊して祭

祀されていたと考えられる。また、『三国志』巻一魏書武帝紀には、曹操が流行しすぎた劉章祠を淫祀として禁止した記事があるが、その裴松之注には「城陽景王劉章以有功於漢、故其國爲立祠」とあり、最初に劉章祠がつくられた時には、祠堂は功臣を追尊する意味で建てられたものであり、それは決して淫祀と呼ぶべきものではなかった。それが、後漢末になって淫祀となされている点からて、前後漢交代期の祠堂は必ずしも淫祀ではなかったと考えることができよう。

次に、廟については、祠堂が廟祠とも呼ばれたことから、廟が祠堂の前身であったとする信立祥氏の指摘がある。信氏によると、春秋時代以前の古代中国では墓祭がなく、もともとは廟が墓域と離れたところに建てられ、廟祭だけが行われていたとする。ところが、前漢時代になると、廟が陵墓の近くに建てられる新たな礼制が確立したことにより、墓域形成に変化が生じたとし、祠堂とは宗廟が墓域に移されたにすぎないとして、祠堂と宗廟が漢代以降に一体となっていくことを指摘する。さらに、信氏は後漢時代になっても、中・下層統治者の墓上祠堂は廟という呼び方を留めていたともいう（信一九九六）。だが、『後漢書』の本文を見ると、「詔爲起祠堂、郡人立廟祀之」とあり、国家の側から祠堂が建てられ、民衆の側から廟が建てられている。祠堂と廟の性格の差違は判然としないが、ここでは別個の建造物であったと考えられ、信氏の指摘とは異なる。

(10) 以下は、『後漢書疏証』巻一二からの引用である。
(11) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。
(12) 以下は、『華陽国志』先賢士女総讃下梓潼士女からの引用である。
(13) 以下は、『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。
(14) 以下は、『華陽国志』先賢士女総讃下梓潼士女からの引用である。
(15) 武英殿本・紹興本などには李賢注が見られるが、汲古閣本には李賢注が見えない。また、集解では李賢注を補足する。
(16) 以下は、『後漢書疏証』巻一二からの引用である。
(17) 以下は、『大清一統志』巻三六八雲南府条からの引用である。

（18）以下は、『華陽国志』先賢士女総讃中犍為士女からの引用である。

（19）朱遵、犍為郡武陽県の人。字は孝仲。朱遵の事績については、『華陽国志』巻三蜀志及び公孫述劉二牧志・先賢士女総讃中犍為士女に記載がある。特に、先賢士女総讃中犍為士女には「白虜狂僭號、遵爲犍爲郡功曹、領軍拒戰於六水門。眾少不敵、乃埋車輪絆馬必死爲述所殺。光武嘉之、追贈復漢將軍。郡縣爲立祠」とある。朱遵は犍為郡の功曹として六水門にて公孫述と戦い、降伏することなく、敗れて殺された。光武帝は節義ある朱遵に対し、復漢将軍を追贈した。なお、朱遵については『華陽国志』以外に記載は見られない。

（20）『通志』巻一九五南蛮上条では「厲」に作る。

〔二八〕

本文

建武十八年(1)、夷渠帥棟蠶與姑復・楪榆・撝棟・連然・滇池・建伶・昆明諸種反叛〔校補二〕(2)、殺長吏〔一〕。益州太守繁勝與戰而敗、退保朱提〔二〕。十九年、遣武威將軍劉尚等發廣漢・犍爲・蜀郡人及朱提夷(3)、合萬三千人擊之。尚軍遂度瀘水(4)、入益州界〔三〕。羣夷聞大兵至、皆棄壘奔走。尚獲其羸弱・穀畜。二十年、進兵與棟蠶等連戰數月、皆破之。明年正月、追至不韋〔四〕(5)、斬棟蠶帥。凡首虜七千餘人、得生口五千七百人・馬三千匹・牛羊三萬餘頭(6)。諸夷悉平(7)。

〔一〕〔李賢注〕姑復、縣。屬越巂郡。餘六縣竝屬益州郡也。〔集解〕沈欽韓曰、「楪榆今大理府太和縣南十五里。撝棟今姚州。連然今安寧州。滇池今雲南府晉寧州東。建伶今雲南府治西北。『續漢志』無昆明有昆澤、今昆陽州地」。

〔二〕〔李賢注〕縣。屬犍爲郡。朱音殊。提音匙。〔集解〕惠棟曰、「孫愐云(8)、「繁、姓也。『左傳』殷人七族有繁氏(9)。漢有御史大夫繁延壽(10)」。音婆」。沈欽韓曰、「朱提山在敘州府宜賓縣西南五十里」。

〔三〕〔李賢注〕瀘水一名若水(11)。出旄牛徼外(12)、經朱提至僰道入江(13)。在今巂州南。特有瘴氣(14)。三月・四月、經之、必死。

五月以後、行者得無害。故諸葛亮表云(15)、「五月、度瀘(16)」。言其艱苦也。

〔四〕〔李賢注〕孫盛『蜀譜』曰(17)、「初秦徙呂不韋子弟・宗族於蜀(18)。漢武帝開西南夷(19)、置郡縣、徙呂氏以充之。因置不韋縣(20)」。『華陽國志』曰(21)、「武帝通博南、置不韋縣(22)、徙南越相呂嘉子孫・宗族資之(23)。因名不韋(24)。以章其先人之惡行也(25)」。〔集解〕劉攽曰、「注、「通博南、出直不韋」。又「以宗族資之」。案文「出直」本共是「置」字、「資」當作「實」」。沈欽韓曰、「不韋廢縣在永昌府保山縣鳳谿山下」。先謙曰、「据此劉所見本置作「出直」二字」。

〔校補一〕揜棟、官本同『前志』作「弄棟」(26)。『續志』作「楏棟」(27)、『通志』亦作「楏棟」。『説文』有楏無揜(28)。然揜从手。當卽弄之俗體也。建伶、「伶」原作「憐」。官本及『通志』皆作「怜」。故書以「怜」爲憐之俗體。故又轉寫作「憐」。但『華陽國志』及前續志均作「伶」。已據正。今案『前志』、「益州郡建伶」。應劭曰、「音鈴」。則作「怜」作「憐」皆誤也。

書き下し文

建武十八年、夷の渠帥棟蠶、姑復・楪榆・揜棟・連然・滇池・建伶・昆明の諸種と反叛し、長吏を殺す。益州太守繁勝、與に戰うも敗れ、退きて朱提を保す。十九年、武威將軍劉尚等を遣わして廣漢・犍爲・蜀郡の人及び朱提の夷、合せて萬三千人を發して之を擊たしむ。尚の軍、遂に瀘水を度り、益州の界に入る。羣夷、大兵至ると聞き、皆な壘を棄てて奔走す。尚、其の羸弱・穀畜を獲う。二十年、兵を進めて棟蠶等と連戰すること數月、皆な之を破る。明年正月、追いて不韋に至り、棟蠶帥を斬る。凡そ首虜七千餘人、生口五千七百人・馬三千匹・牛羊三萬餘頭を得。諸夷、悉く平らげらる。

〔一一〕〔李賢注〕姑復は、縣なり。越巂郡に屬す。餘の六縣は竝な益州郡に屬するなり。〔集解〕沈欽韓曰く、「楪榆は今の大理府太和縣の南十五里。揜棟は今の姚州。連然は今の安寧州。滇池は今の雲南府晉寧州の東。建伶は今の雲南府治の西北。『續漢志』に昆明無く昆澤有り、今の昆陽州の地なり」と。

〔一二〕〔李賢注〕縣なり。犍爲郡に屬す。朱、音は殊。提、音は匙。〔集解〕惠棟曰く、「孫愐云う、「繁は、姓なり。『左傳』

の殷人七族に繁氏有り。漢に御史大夫繁延壽有り」と。音は婆」と。沈欽韓曰く、「朱提山は敘州府宜賓縣の西南五十里に在り」と。

〔三〕〔李賢注〕瀘水、一名は若水。旄牛の徼外より出で、朱提を經て僰道に至りて江に入る。今の巂州の南に在り。特に瘴氣有り。三月・四月、之を經れば、必ず死す。五月以後、行く者は害無きことを得。故に諸葛亮の表に云う、「五月、瀘を度る」と。其の艱苦を言うなり。

〔四〕〔李賢注〕孫盛の『蜀譜』に曰く、「初め秦、呂不韋の子弟・宗族を蜀に徙す。漢の武帝、西南夷を開き、郡縣を置き、呂氏を徙して以て之に充す。因りて不韋縣を置く」と。『華陽國志』に曰く、「武帝、博南を通して、不韋縣を置き、南越の相呂嘉の子孫・宗族を徙して之に資す。因りて不韋と名づく。以て其の先人の惡行を章らかにするなり」と。〔集解〕劉攽曰く、「注に、「通博南、出直不韋」と。又た「以宗族資之」と。文を案ずるに「出直」は本と共に是れ「置」字、「資」は當に「實」に作るべし」と。沈欽韓曰く、「不韋廢縣は永昌府保山縣鳳谿山の下に在り」と。先謙曰く、「此れ劉の見る所の本に據れば「置」は「出直」の二字に作る」と。

〔校補一〕「掙棟」は、官本は『前志』と同じく「弄棟」に作る。『續志』は「掙棟」に作り、『通志』も亦た「掙棟」に作る。『説文』に掙有りて掙無し。然れども掙は手に从う。當に卽ち弄の俗體なるべし。建伶は、「伶」は原と「憐」に作る。官本及び『通志』は皆な「怜」に作る。故書は怜を以て憐の俗體と爲す。故に又た轉寫して「憐」に作る。但し『華陽國志』及び前續志は均しく「伶」に作る。已に據りて正す。今、案ずるに『前志』に、「益州郡建伶」と。應劭曰く、「音は鈴」と。則ち「怜」に作り「憐」に作るは皆な誤りなり。

通釈

建武一八年（四二）、蛮夷の領袖である棟蠶が、姑復・楪榆・掙棟・連然・濵池・建伶・昆明の諸種族とともに反乱を起こし、長吏を殺害した。益州太守の繁勝は棟蠶らと戦ったが敗れ、退却して朱提県を防衛した。建武一九年（四三）、朝廷は武

威将軍の劉尚らを派遣し、広漢郡・犍為郡・蜀郡の民、及び朱提県の蛮夷、全部で一万三千人を徴発して棟蠶らを討伐させた。劉尚の軍は瀘水を渡り、益州郡の境界へと進攻した。諸々の蛮夷は、朝廷の大軍がやってきたと聞きつけるや、みな堡塁を放棄して逃げ出した。劉尚は反乱を起こした蛮夷の弱者や穀物・家畜を獲得した。建武二〇年、劉尚軍はさらに進撃し、棟蠶らといくたびもの戦闘を数か月の間重ね、全て撃ち破った。翌年の一月、劉尚軍は追撃して不韋県までやってきて、棟蠶を討ちとった。首虜七千人あまりであり、捕虜五千七百人、馬三千匹、牛・羊三万頭あまりを獲得した。こうして諸々の蛮夷による反乱は、全て平定された。

注釈

（1）本段落は『太平御覧』巻七九一滇条にも引用されており、また『通典』巻一八七滇条、『通志』巻一九七滇国条にもほぼ同じ記述が見える。

（2）「楪榆」の「楪」は、文献史料ではしばしば「葉」に作る。楪榆は『漢書』巻二八地理志上によれば、益州郡の属県。なお、『続漢書』郡国志五では永昌郡の属県とされているが、その本注に「明帝永平十二年、分益州置」とあり、後漢・明帝の永平一二年（六九）に永昌郡が益州郡から分割設置されるのに伴って、楪榆は永昌郡の属県となったようである。現在の雲南省大理県の東北。

「挾棟」・「連然」・「滇池」・「建伶」は『続漢書』郡国志五によれば、いずれも益州郡の属県。挾棟は現在の雲南省姚安県の北、連然は雲南省安寧県の南、滇池は雲南省晋寧県の東、建伶は晋寧県の南。

挾棟の「挾」は、紹興本では「栕」に作る。また、〔校補一〕が指摘するように、文献史料の中には「栕」や「弄」に作るものもある。

建伶の「伶」は、紹興本・武英殿本・『太平御覧』滇条では「怜」、汲古閣本では「憐」に作る。〔校補一〕は、怜を憐の俗字とするが、それは『広韻』平声先韻に「憐、愛也。又哀矜也。怜、俗」とあることから確認される。なお、校補は、『華

陽国志』、『漢書』地理志上、『続漢書』郡国志五ではいずれも伶に作ることから、怜や憐に作るのは誤りであり、伶に作るのが正しいとする。

「昆明」について李賢注は、楪榆・挐棟・連然・滇池・建伶の五県とともに益州郡の属県とするが、清・銭大昭『後漢書弁疑』巻一一、沈欽韓『後漢書疏証』巻一二、丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』は、昆明という県が漢代の史料に見えないことから、益州郡の属県である「昆澤」の誤りとする。昆沢は現在の雲南省宜良県。

（3）「朱提」は『漢書』地理志上によれば、犍為郡の属県。なお、『続漢書』郡国志五に見えるように、同県は後漢・安帝の永初元年（一〇七）以降、犍為属国都尉の管轄となる。現在の雲南省昭通県。

（4）「度」は、武英殿本・『太平御覧』滇条では「渡」に作る。

（5）「不韋」は『漢書』地理志上によれば、益州郡の属県。なお、『続漢書』郡国志五によれば、永平一二年に永昌郡が益州郡から分割設置されて以降、永昌郡の属県となる。現在の雲南省保山市の北。

（6）「馬三千匹」の「匹」は、紹興本では「疋」に作る。

「生口」とは清・趙翼『陔余叢考』巻四三が指摘するように、捕虜を指す。

（7）以上の事件は、『後漢書』巻一光武帝紀下建武一九年条に「西南夷寇益州郡。遣武威將軍劉尚討之」、同建武二一年条に「二十一年春正月、武威將軍劉尚破益州夷、平之」と記されている。

（8）以下は『広韻』平声戈韻からの引用である。

（9）「左傳殷人七族有繁氏」とは、『春秋左氏伝』定公四年条に「殷民七族、陶氏・施氏・繁氏・錡氏・樊氏・饑氏・終葵氏、封畛土、略自武父以南及圃田之北竟」とあるのを指す。

（10）御史大夫の繁延寿という人物は、『漢書』巻七〇陳湯伝、同巻八五谷永伝に見える。

（11）『水経注』巻三六若水条には「又東北至犍爲朱提縣西、爲瀘江水。（中略）又東北至僰道縣入于江」とある。

（12）「旄牛」は『漢書』地理志上によれば、蜀郡の属県。なお、『続漢書』郡国志五によれば、同県は後漢・安帝の延光元年

（一二二）以降、蜀郡属国都尉の管轄となる。現在の四川省漢源県の南。

(13)「隘道」は『続漢書』郡国志五によれば、犍為郡の属県。現在の四川省宜賓市の西南。

(14)「瘴」は、紹興本では「障」に作る。

(15)「亮」は、紹興本では欠く。

「諸葛亮表」は『三国志』巻三五蜀書諸葛亮伝のいわゆる「出師表」を指す。

(16)「度」は、武英殿本では「渡」に作る。

(17)孫盛は東晉の人。字は安国。著作郎や秘書監を務め、『魏氏春秋』、『晉陽秋』などを著した。『晉書』巻八二に本伝がある。

なお、以下の『蜀譜』の記述は、『三国志』巻四三蜀書呂凱伝の裴松之注にも『蜀世譜』として引用されている。

(18)裴松之注引の『蜀世譜』では、「蜀」の下に「漢」字がある。

呂不韋は戦国時代の人。陽翟の大商人であったが、秦の荘襄王を援助して王位につけた功績により、丞相となり、文信侯に封ぜられた。秦王政のとき、嫪毐の乱に坐して罷免され、蜀に遷せられる途中、自害した。『史記』巻八五に本伝がある。

呂不韋の関係者が遷蜀刑に処されたことは、『史記』巻六秦始皇本紀始皇一二年条に「十二年、文信侯不韋死、竊葬。其舎人臨者、晉人也逐出之。秦人六百石以上奪爵、遷。五百石以下不臨、遷、勿奪爵」とあり、また同呂不韋列伝に秦王政が呂不韋に対して出した詔書として「其與家屬徙處蜀」とあることから知られる。

(19)裴松之注引の『蜀世譜』では、「帝」の下に「時」字がある。

(20)裴松之注引の『蜀世譜』では、「置」を「曰」に作る。

(21)以下は『華陽国志』巻四南中志から引用されたものと見られるが、『華陽国志』の通行本では「孝武時、通博南山、度蘭倉水耆溪、置犍唐・不韋二縣、徙南越相呂嘉子孫・宗族實之。因名不韋。以彰其先人惡行」とあり、李賢注では若干省略

されているところがある。

(22) 紹興本、及び劉攽『東漢書刊誤』巻四に引用されている李賢注では、「置不韋縣」を「出直不韋」に作る。これについて劉攽は、「出直」は「置」に作るべきとする。

(23) 呂嘉は南越王朝の丞相を務めた人物。南越王朝下では人望があり、非常に強い勢力を持っていた。漢王朝に帰順しようとする太后を殺害し、漢王朝に対して反乱を起こすが、敗れて戦死し、南越王朝は滅亡する。

「資」について、『東漢書刊誤』は「實」に作るべきとする。また、沈家本『読史瑣言』巻一一後漢書三は、『続漢書』郡国志五の劉昭注に引用されている『華陽国志』では「居」に作ることから、「居」に作るべきとする。もっとも、通行本の『華陽国志』では「實」に作る。

ちなみに、呂嘉の子孫・宗族がこの地に遷徙されたことは、『史記』、『漢書』などの正史には記されていない。

(24) 不韋県が呂不韋にちなんで命名されたことは、他にも『水経注』巻三七葉榆河条に「漢明帝永平十二年、置爲永昌郡。郡治不韋縣。蓋秦始皇徙呂不韋子孫于此、故以不韋名縣」と記されている。

(25) 「之」は、紹興本では欠く。

(26) ここでいう「前志」は『漢書』地理志上を指す。

(27) ここでいう「續志」は『続漢書』郡国志五を指す。

(28) 『説文』木部に「棅、棅木也。從木弄聲。益州有棅棟縣」とある。

〔二九〕

本文

肅宗元和中、蜀郡王追爲太守、政化尤異。有神馬四匹出滇池河中(1)、甘露降、白烏見。始興起學校、漸遷其俗〔一〕(2)。靈帝熹平五年、諸夷反叛、執太守雍陟〔二〕。遣御史中丞朱龜討之、不能剋。朝議以爲、郡在邊外、蠻夷喜叛、勞師遠役、不如棄之〔三〕。

太尉掾巴郡李顒建策討伐、乃拜顒益州太守、與刺史龐芝發板楯蠻擊破平之〔四〕、還得雍陟(3)。顒卒後、夷人復叛、已廣漢景毅爲太守、討定之〔校補一〕。毅初到郡、米斛萬錢。漸已仁恩、少年閒、米至數十云〔五〕(4)。

〔一〕【集解】惠棟曰(5)、「案、眾『漢書』及『華陽國志』皆云「王阜」。『東觀記』云(6)、「阜、字世公、成都人也。太守第五倫察舉考廉、爲重泉令、吏民向化、鸞鳥集於學官。阜使五官掾沙曇爲張雅樂擊磬。鳥舉足垂翼、應聲而舞、翾翔復上縣庭屋、十餘日乃去。遷益州太守、邊郡吏多放縱。阜以法繩之、吏民不敢犯禁。政教清靜、百姓安業。神馬四出滇河中、甘露降、白烏見、連有瑞應。世謂其用法平正寬慈、惠化所致。大將軍竇憲貴盛、嘗移書益州、取六百萬錢。阜疑有奸詐、以状上。憲遣奴騶帳下吏李文迎錢、阜以詔書未報、距不與文。積二十餘日、詔書報、給文以錢市焉」。謝承書云(7)、「阜幼好經學、從安定受『韓詩』、年十七經學大就、聲聞鄉里」。常璩述云(8)、「世公賦政、祥瑞來同」。范史不爲世公立傳、僅一見於西南夷傳。章懷又略而不注。傳寫既久、訛「阜」爲「追」、遂使學者不知有世公名字。是可慨也」。

〔二〕【集解】惠棟曰(9)、「趙相雍觀碑云(10)、「陟先爲朐忍令。高祖父寶、字伯著、九江太守。父翌、字伯桓、右校令」。『風俗通』云(11)、「雍、姓。文王子雍伯之後」。孫愐云(12)、「雍、於用切」。

〔三〕【集解】惠棟曰(13)、「幽州刺史朱龜碑云(14)、「龜、字伯靈、廣陵太守之孫、昆陽令之元子也。時益州蠻夷侵寇邊鄙、陸梁山野、爲害日甚。朝廷以君文能缺武不缺御史中丞、討彼亂略」」。

〔四〕【集解】惠棟曰(15)、「『華陽國志』云(16)、「顒、字子卬、塾江人」」。

〔五〕【李賢注】少年、未多年也。【集解】惠棟曰(17)、「『華陽國志』云(18)、「毅、字文堅、梓潼人也。太守丁羽察孝廉、司徒舉治劇、爲沇陽侯相・高陵令。立文學、以禮樂化民。久之、拜成都令、遷益州太守」」。

〔校補一〕官本「定」作「走」(19)。今案、作「定」與『通志』合(20)。

書き下し文

肅宗の元和中、蜀郡の王追、太守と爲り、政化尤異なり。神馬四匹有りて滇池の河中より出で、甘露降り、白烏見わる。始めて學校を興起し、漸く其の俗を遷す。靈帝の熹平五年、諸夷反叛し、太守雍陟を執らう。御史中丞朱龜を遣わして之を討たしむるも、剋つ能わず。朝議曰爲く、郡は邊外に在り、蠻夷叛するを喜む、師を遠役に勞すること、之を棄つるに如かず、と。大尉掾巴郡の李顒、討伐を建策し、乃ち顒を益州太守に拜し、刺史龐芝と與に板楯蠻を發して擊破して之を平らげ、還りて雍陟を得。顒卒して後、夷人復た叛し、廣漢の景毅を曰て太守と爲し、之を討定せしむ。毅の初め郡に到るや、米は斛ごとに萬錢たり。漸むるに仁恩を曰てし、少年の間に、米は數十に至ると云う。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、「案ずるに、眾『漢書』及び『華陽國志』は皆「王阜」と云う。『東觀記』に云う、「阜、字は世公、成都の人なり。太守第五倫、孝廉に察舉し、重泉令と爲す。吏民、化に向かい、鸞鳥、學官に集う。阜、五官掾沙疊をして爲に雅樂を張して磬を擊たしむ。鳥、足を舉げ翼を垂れ、聲に應じて舞い、翱翔して復た縣庭の屋に上り、十餘日にして乃ち去る。益州太守に遷せらるるも、邊郡の吏は多く放縱たり。阜、法を以て之を繩し、吏民敢えて禁を犯さず。政教清靜にして、百姓業に安んず。神馬四、滇の河中より出で、甘露降り、白鳥見われ、連りに瑞應有り。世に其の法を用うること平正寬慈にして、惠化の致す所と謂う。大將軍竇憲、貴盛にして、嘗て書を益州に移り、六百萬錢を取らんとす。阜、奸詐有るを疑い、狀を以て上る。憲、奴騶の帳下吏李文を遣わして錢を迎えしむるも、阜、詔書の未だ報えざるを以て、距みて文に與えず。積むこと二十餘日にして、詔書報え、文に給うるに錢を以て市う」と。謝承書に云う、「阜、幼くして經學を好み、安定より『韓詩』を受け、年十七にして經學大就し、聲鄉里に聞こゆ」と。常璩述して云う、「世公賦政にして、祥瑞來同す」と。范史、世公の爲に傳を立てず、僅かに西南夷傳に一見するのみ。章懷又た略して注せず。傳寫既に久しく、「阜」を訛して「追」と爲し、學者をして世公の名字有るを知らざらしむ。是れ慨く可きなり」と。

〔二〕〔集解〕惠棟曰く、「趙相雍觀碑に云う、「陟、先に朐忍令と爲る。高祖父寶、字は伯著、九江太守たり。父翌、字は伯桓、右校令たり」と。『風俗通』に云う、「雍、姓なり。文王の子雍伯の後なり」と。孫愐云う、「雍は、於用の切」と」

と。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、「幽州刺史朱龜碑に云う、「龜、字は伯靈、廣陵太守の孫、昆陽令の元子なり。時に益州の蠻夷邊郡に侵寇し、山野を陸梁し、害を爲すこと日ごと甚だし。朝廷以君文能缺武不缺御史中丞、彼の亂略を討つ」と」と。

〔四〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「顯、字は子卬、墊江の人なり」と」と。

〔五〕〔李賢注〕少年は、未だ多年ならざるなり。〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「毅、字は文堅、梓潼の人なり。太守丁羽、孝廉に察し、司徒、治劇に舉げ、沇陽侯の相・高陵令と爲る。文學を立て、禮樂を以て民を化す。之を久しくして、成都令を拜し、益州太守に遷せらる」と」と。

〔校補一〕官本は「定」を「走」に作る。今案ずるに、「定」に作るは『通志』と合す。

通釈

粛宗（章帝）の元和年間（八四～八六）に、蜀郡の王追が益州郡の太守となり、その政治や教化は非常に優れていた。（瑞祥として）四匹の神馬が滇池の河中より出で、甘露が降り、白烏が現れた。王追は初めて学校を建て、しだいにその風俗を改めた。霊帝の熹平五年（一七六）諸々の蛮夷が反乱を起こし、益州太守の雍陟を捕らえた。御史中丞の朱亀を派遣してこれを討伐させようとしたが、勝つことができなかった。朝廷では、益州郡が辺境の地にあって、その蛮夷は反乱を好むので、軍を遠征によって疲弊させるよりも、これを放置するほうがよいと考えた。太尉掾の巴郡の李顯が討伐することを上奏したので、そこで李顯を益州太守とし、李顯は益州刺史の龐芝とともに、板楯蛮を徴発してこれを撃破し平定し、帰って雍陟を救出した。李顯が死んだ後、蛮夷がまた反乱を起こしたので、広漢郡の景毅を益州太守とし、これを討伐し平定させた。景毅が初め郡に到着したところ、米価は一斛一万銭もしていた。仁恩をもって感化したところ、数年の間に、米価は数十銭に下がったという。

注釈

（1）滇池県の神馬については、『華陽国志』巻四南中志晉寧郡条に「滇池縣。郡治、故滇國也。有澤水、週迴二百里、所出深廣。下流淺狹、如倒流、故曰滇池。長老傳言、池中有神馬、或交焉、卽生駿駒。俗稱之曰滇池駒。日行五百里」とあり、また『水経注』巻三六温水条にもほぼ同内容の記述がみられ、河中に住む神馬として知られていたようである。

（2）集解に引く恵棟の注が指摘するように、他の文献は「王追」ではなく「王阜」としている。王阜が益州太守となった際の諸瑞祥について、『華陽国志』南中志には「章帝時、蜀郡王阜爲益州太守、治化尤異。神馬四匹出滇池河中、甘露降、白烏見、始興文學、漸遷其俗」とあり、また同巻一〇先賢士女総讃上蜀郡士女にも「世公賦政、祥瑞來同。王阜字世公、成都人也。太守弟（ママ）五倫察擧孝廉、爲重泉令。有鸞鳥集於文學十餘日。遷益州太守。神馬出滇池河、甘露降、白烏見、民懷之如父母」とある。

（3）李顒の反乱討伐について、『後漢書』巻八孝霊帝紀熹平五年四月条に「益州郡夷叛、太守李顒討平之」とある。また、同南蛮西南夷列伝板楯蛮夷条に、漢中の上計である程包の言葉として「近益州郡亂、太守李顒亦已板楯討而平之」とあり、『華陽国志』巻一巴志にも同じく「近益州之亂、朱龜以并・涼勁卒討之無功、太守李顒以板楯平之」とある。

（4）「靈帝熹平五年」以下の内容について、『華陽国志』南中志には「迄靈帝熹平中、蠻夷復反、擁沒益州太守雍陟。遣御史中丞朱龜、將并・涼勁兵討之、不克。朝議不能征、欲依朱崖故事棄之。太尉掾巴郡李顒獻陳方策、以爲可討。帝乃拜顒益州太守、與刺史龐芝伐之、徵龜還。顒將巴郡板楯軍討之、皆破陟得生出。後復更叛。梓潼景毅爲益州太守。承喪亂後、民夷困餓、米一斗千錢、皆離散。毅至安集、後米一斗八錢」とある。なお、穀物価格の高騰については、『後漢書』巻五八虞詡列伝の李賢注に「『続漢書』曰、詡始到、穀石千、鹽石八千、見戸萬三千。視事三歳、米石八十、鹽石四百」とあり、安帝から順帝期頃に一石千銭に達した例があり、また巻七二董卓列伝に、興平元年（一九四）のこととして「是時穀一斛五十萬、豆麥二十萬、人相食啖、白骨委積、臭穢滿路」とあり、一斛五〇万銭にまで上昇した例もみられるが、このような高騰を善政によって抑えることも、良吏の条件の一つであったと考えられる。

(5) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(6) 恵棟が引く『東観漢記』の記事については、諸類書に引用されており、例えば『北堂書鈔』(孔本)巻七八県令条には「『東観記』云、王阜補重泉令、鸞鳥集止學官。阜使掾汝疊爲張雅樂、鳥舉足垂翼、應聲而舞、翱翔復上縣庭、十餘日乃去」とあり、『太平御覧』巻二六〇良太守上条には「(『東観漢記』)又曰、王阜爲益州太守、邊郡吏多放縱、阜以法繩正、吏民不敢犯禁。政教清靜、百姓安業。甘露降、白烏見、連有瑞應。世謂其持法平政寛慈、有化所致」とあり、また巻八三五銭上条には「王阜爲益州太守、大將軍竇憲貴盛、嘗移書益州取六百萬、阜疑有姦詐、以状上。憲追奴騶帳下吏李文迎錢、阜以詔書未報、距不與文。積二十餘日、詔書報、給文以錢市馬」とある。

(7) 以下の記事について、明・陳禹謨補注『北堂書鈔』巻一三九惣載篇一は「謝承『後漢書』云」として引くが、清・孔広陶校注本は『東観漢記』からの引用としている。

(8) 以下は、『華陽国志』先賢士女総讃上蜀郡士女からの引用である。

(9) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(10) 以下は、宋・洪适『隷釈』巻一二趙相雍勧闕碑に「高祖父諱寶字伯著、孝廉、河南令・侍御史・九江太守缺三字君子望字伯桓、右校令。望子陟、孝廉、朐忍令缺五字」とあり、洪适は原碑の位置について「今在梓潼」とする。

(11) 以下に引く『風俗通』は、亡佚した姓氏篇の佚文とみられ、『資治通鑑』巻八秦紀二世皇帝二年条の胡三省注に「『風俗通』、雍、姓。周文王子雍伯之後」とあることなどから確認できる。

(12) 以下は、『広韻』上平声鍾韻に「雍、(中略)又、於用切」とある。

(13) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(14) 以下は、『隷釈』巻一〇幽州刺史朱亀碑に「君諱龜字伯靈、廣陵太守之孫、昆陽令之元子也。(中略)亏時益州蠻夷侵寇邊鄙、陸梁山野、爲害日甚。朝廷以君文能缺二字武不缺三字御史中丞、討彼亂略。君統整群帥、方謀竝設、威神庭電、燭亏上下、至缺二字郡缺四字授手乞降」とあり、洪适は原碑の位置について「在亳州」とする。また『水経注』巻二三沔水条

には「渦水又東逕朱龜墓北東南流。冢南枕道有碑、碑題云漢故幽州刺史朱君之碑」とあり、北魏の時に、碑とともに朱亀の墓も存していたことが分かる。

(15) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(16) 以下は、『華陽国志』巻一二益梁寧三州先漢以来士女目録に「籌畫。益州太守李顒字德邛。塾江人也」とみえる。

(17) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(18) 以下は、『華陽国志』巻一〇先賢士女総讃下梓潼士女に「文堅亟哉、南面懷民。景毅字文堅、梓潼人也。太守丁羽察舉孝廉、司徒舉治劇、爲沆陽侯相・高陵令。立文學、以禮讓化民。遷太守。上計吏守闕請之三年不絶。以子顧師事少府李膺、膺誅自免。久之拜武都令、遷益州太守。（中略）値益州亂後、米斗千錢。穀至、恩化暢洽、比去米斗八錢」とみえる。

(19) 校補は官本が「討走」に作ると指摘するが、武英殿本は「討定」に作っており、「討走」に作る版本は、管見の限り確認できない。

(20)『通志』巻一九七滇国条に、本文とほぼ同内容の記述があり、「討定」に作る。

［三〇］

本文

哀牢夷者、其先有婦人、名沙壹、居于牢山〔一〕(1)。嘗捕魚水中、觸沈木、若有感。因懷妊、十月、産子男十人。後沈木化爲龍、出水上。沙壹忽聞龍語曰、「若爲我生子、今悉何在」。九子見龍驚走、獨小子不能去、背龍而坐(2)。龍因舐之〔二〕。其母鳥語、謂背爲九、謂坐爲隆、因名子曰九隆〔三〕〔校補一〕(3)。及後長大、諸兄以九隆能爲父所舐而黠(4)、遂共推以爲王。後牢山下有一夫一婦、復生十女子。九隆兄弟皆娶以爲妻、後漸相滋長。種人皆刻畫其身、象龍文(5)、衣皆著尾〔四〕(6)。九隆死、世世相繼〔五〕。乃分置小王、往往邑居、散在谿谷。絶域荒外、山川阻深、生人以來、未嘗交通中國。

〔一〕〔集解〕惠棟曰(7)、「「壹」、『華陽國志』作「壺」、『水經注』作「臺」」。

〔二〕〔集解〕惠棟曰(8)、「「背」、一作「陪」」。

〔三〕〔集解〕惠棟曰(9)、「『華陽國志』云、「沙壺以龍與陪坐、因名曰九隆。猶漢言陪坐也」」。

〔四〕〔李賢注〕自此以上竝見『風俗通』也(10)。〔集解〕先謙曰、「官本「衣」下無「皆」字」。

〔五〕〔李賢注〕『哀牢傳』曰(11)、「九隆代代相傳、名號不可得而數、至於禁高、乃可記知。禁高死、子吸代、吸死、子建非代、建非死、子哀牢代、哀牢死、子桑藕代、桑藕死、子柳承代、柳承死、子柳貌代、柳貌死、子扈栗代」〔校補二〕(12)。

〔校補一〕柳從辰曰、「『御覽』七百八十六引本書此下有「沙壹將九隆居龍山下」九字」。

〔校補二〕「栗」、原譌「粟」。據『華陽國志』及『通志』正。官本注不誤。

書き下し文

哀牢夷は、其の先に婦人有り、名は沙壹、牢山に居る。嘗て魚を水中に捕うるに、沈木に觸れ、感有るが若し。因りて懷妊し、十月にして、子男十人を産む。後に沈木化して龍と爲り、水上に出づ。沙壹忽ち龍の語りて「若は我が爲に子を生みしが、今悉く何れに在りや」と曰うを聞く。九子は龍を見て驚きて走ぐるも、獨り小子のみ去る能わずして、龍を背にして坐す。龍、因りて之を舐む。其の母は鳥語し、背を謂いて九と爲し、坐を謂いて隆と爲す。因りて子を名づけて九隆と曰う。後に長大なるに及び、諸兄は九隆の能えて父の舐むる所と爲りて黠なるを已て、遂に共に推して已て王と爲す。後に牢山の下に一夫一婦有り、復た十女子を生む。九隆兄弟は皆な娶りて已て妻と爲し、後漸く相い滋長す。種人は皆な刻みて其の身に畫くに、龍文に象り、衣には皆な尾を著く。九隆死して、世世相繼ぐ。乃ち分ちて小王を置き、往往にして邑居し、谿谷に散在す。絶域荒外、山川阻深なれば、生人已來、未だ嘗て中國と交通せず。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、「「壹」、『華陽國志』に「壺」に作り、『水經注』に「臺」に作る」と。

〔二〕〔集解〕惠棟曰く、「「背」、一に「陪」に作る」と。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、「『華陽國志』に云う、「沙壺は龍の與に陪坐するを以て、因りて名づけて九隆と曰う。猶お漢の陪坐するを言うがごときなり」と」と。

〔四〕〔李賢注〕此れより以上は竝びに『風俗通』に見ゆるなり。〔集解〕先謙曰く、「官本「衣」の下に「皆」字無し」と。

〔五〕〔李賢注〕『哀牢傳』に曰く、「九隆より代代相傳うるも、名號は得て數うべからず、禁高に至りて、乃ち記して知るべし。禁高死して、子の吸代わり、吸死して、子の建非代わり、建非死して、子の哀牢代わり、哀牢死して、子の桑藕代わり、桑藕死して、子の柳承代わり、柳承死して、子の柳貌代わり、柳貌死して、子の扈栗代わる」と。

〔校補一〕柳從辰曰く、「『御覽』七百八十六に引く本書は此の下に「沙壺將九隆居龍山下」の九字有り」と。

〔校補二〕「栗」は、原「粟」に譌つ。『華陽國志』及び『通志』に據りて正す。官本の注は誤たず。

通釈

哀牢夷は、その先祖に女性がおり、名を沙壺といい、牢山に住んでいた。かつて川で魚を捕っている時、水中に沈んだ木に触れて感応した。そして身ごもり、十ヵ月経って十人の男の子を産んだ。その後、沈んだ木は変化して龍となって水の上に出現した。沙壺は突然、龍が「お前はわたしのために子供を産んだが、その子供たちはみな今どこにいるのか」と語るのを聞いた。すると、九人の子供たちは龍を見て驚いて逃げ去ったが、ただ一人、末子だけは逃げることができず、龍を背にして坐っていた。そこで、龍はその末子を舐め愛した。母親の沙壺は鳥の囀るような非漢人の言葉を話し、その言葉では背中のことを「九」といい、坐ることを「隆」といった。そのため末子を名づけて「九隆」といった。その後、九隆が成長すると、兄たちは、彼が父親である龍が現れた時に逃げずに舐められ、そして聡明であると考え、かくして揃って彼を王に推戴した。後のことであるが、牢山の麓にある夫婦が住んでおり、彼らも同じように十人の女の子を産んだ。九隆兄弟はみな彼女たちをそれぞれ妻に迎え、その後しだいに子孫が増えていった。この種族はみな身体に文身をして龍の紋様を描き、衣

装にはみな尾をつけていた。九隆が死去すると、その子孫が代々王位を継承した。そこで種族を分けて小王を置き、彼らはともすれば集落に住み、また渓谷に散在して住んでいた。中国から遠く離れ、山川が遠く隔たった地であったので、人が生まれてこのかた中国と行き来することはなかった。

注釈

（1）以下で述べられる哀牢夷の起源神話は、『太平御覧』巻七八六哀牢条に引用されているほか、類話が『華陽国志』巻四南中志永昌郡条、『太平御覧』巻三六一産条所引『益部耆旧伝』、『水経注』巻三七淹水条、『通典』巻一八七哀牢条、『太平寰宇記』巻一七九哀牢国条、『通志』巻一九七哀牢夷条などに見える。『華陽国志』南中志永昌郡条所載の類話は、他と比べて字句等の異同が多く、「永昌郡、古哀牢國。哀牢、山名也。其先有一婦人、名曰沙壺、依哀牢山下居。以捕魚自給。忽於水中觸有一沈木、遂感而有娠、度十月、産子男十人。後沈木化爲龍、出謂沙壺曰、若爲我生子、今在乎。而九子驚走、惟一小子不能去、陪龍坐、龍就而舐之。沙壺與言語、以龍與陪坐、因名曰元隆。猶漢言陪坐也。沙壺將元隆居龍山下。元龍長大才武、後九兄曰、元隆能與龍言而黠有智、天之貴也。共推以爲王。時哀牢山下復有一夫一婦、産十女、元隆兄弟妻之、由是始有人民。皆象之、衣後著十尾。臂脛刻文。元隆死、世世相繼。分置小王、往往邑居、散在溪谷。絶域荒外、山川阻深、生民以來、未嘗通中國也。南中・昆明祖之。故諸葛亮爲其國譜也」とある。

集解所引の恵棟注が指摘するように、「沙壹」は、『華陽国志』南中志永昌郡条では「沙壺」、『水経注』淹水条では「沙臺」に作り、また『太平寰宇記』哀牢国条では「沙一」に作る。任乃強氏は、唐・樊綽撰『蛮書』巻三・六詔蒙舎に「貞元年中、獻書於劍南節度使韋皐、自言本永昌沙壺之源也」とあることから、もとは『後漢書』も「沙壺」につくっていたとする（任一九八七、二八五頁）。しかし、西晉・葛洪撰『抱朴子』内篇釈滞篇に「沙壹觸木而生羣龍」とあり、西晉・陳寿撰『益部耆旧伝』（『太平御覧』産条所引）が「沙壹」に作り、「沙壹」が「沙壺」の誤写とは必ずしも言えないと思われる。なお杉本直次郎氏は、哀牢夷をタイ族と仮定し、その女性の名に「壹」に該当する「It」があるのに対し、「壺」に対

するものがないことから、「壺」は字形類似による誤写の可能性を指摘している（杉本一九四〇、六三〇～六三一頁）。

牢山（哀牢山）は、『大明一統志』巻八七永昌軍民府条に「哀牢山。在（永昌）府城東二十里、本名安樂、夷語訛爲哀牢」とあり、現在の雲南省保山市の東に位置する。

（2）「背龍而坐」は、『華陽国志』南中志永昌郡条では「陪龍坐」に作り、龍に付き添って坐ったことになっている。

（3）「鳥語」とは、『後漢書』巻三八度尚列伝に「徐、字伯徐、丹陽人。郷邦稱其膽智。初試守宣城長、悉移深林遠藪椎髻鳥語之人置於縣下、由是境内無復盜賊」とあり、その李賢注に「鳥語、謂語聲似鳥也」とあるように、鳥の囀るような言葉で、『孟子』滕文公上篇に「今也南蠻鴃舌之人、非先王之道」とあるように「鴃舌」とも言い、南及び西南地域の非漢人の言語をいう。なお『宋書』巻九二良吏列伝徐豁列伝に「又俚民皆巣居鳥語」とあり、俚人も哀牢夷と同じように「鳥語」していた。

集解所引の恵棟注が指摘するように、『華陽国志』南中志永昌郡条では「沙壺與言語、以龍與陪坐、因名曰元隆。猶漢言陪坐也」に作る。また〔校補一〕が指摘するように、『太平御覧』哀牢条所引の『後漢書』ではこの句の後に「沙壹將九隆居龍山下」と続き、『華陽国志』南中志永昌郡条でも「沙壺將元隆居龍山下」と続く。更に「謂坐爲隆、因名子曰九隆」は、『太平寰宇記』哀牢国条では「謂坐爲龍、因名曰九龍」とあり、「隆」を「龍」に作る。

（4）「黠」とは、『方言』巻一に「虔・儇、慧也。秦謂之謾、晉謂之黠、宋楚之閒謂之倢、楚或謂之譫、自關而東趙魏之閒謂之黠、或謂之鬼」とあるように、賢しいこと。九隆が王に推戴された経緯について、『華陽国志』南中志永昌郡条では「元龍長大才武、後九兄曰、元隆能與龍言而黠有智、天之貴也。共推以爲王」とやや詳細に説明する。

（5）文身の俗は、呉や越、東夷などの諸族に見られるが、特に龍の文様の文身をすることについては、『史記』巻四周本紀の集解に「應劭曰、常在水中、故斷其髮、文其身、以象龍子、故不見傷害」（呉・越の俗）、『淮南子』原道訓の高誘注に「文身、刻畫其體、内黥其中、爲蛟龍之状、以入水、蛟龍不害也」（越の俗）とあるように、水との関係が深い龍や蛟を身に施すことで、それらの害を避けようとしたものと説明される。なお『華陽国志』南中志永昌郡条は「臂脛刻文」とし、文身

の文様については言及していない。

(6)『新唐書』巻二二二南蛮列伝上南詔条に「南詔、或曰鶴拓、曰龍尾、曰苴咩、曰陽劍。本哀牢夷後、烏蠻別種也」とあり、哀牢夷の後裔と称する唐代の南詔の「龍尾」という別称は、龍の子孫である哀牢夷の尾のついた衣装に由来すると考えられる。尾のついた衣装については、『後漢書』南蛮西南夷列伝武陵蛮条に「織績木皮、染巳草實。好五色衣服、製裁皆有尾形」とあるように、槃瓠を始祖とする武陵蛮にも見られる。なお王先謙が指摘するように、「衣皆著尾」を、官本（武英殿本）は「衣著尾」に作り、和刻本も同様に作る。また『華陽国志』南中志永昌郡条は「衣後著十尾」に作るが、劉琳氏は「十」を衍字とする（劉一九八四、四二五頁）。

(7) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(8) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用であるが、管見の限り『後漢書』の諸版本に「背」を「陪」に作る例はなく、「陪」に作るのは、『華陽国志』南中志永昌郡条だけである。

(9) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。『華陽国志』南中志永昌郡条を引用したものである。なお両書では「云」を「曰」に作る。

(10) 李賢注は、以上の哀牢夷の起源神話が後漢・応劭『風俗通義』に記載されていたとするが、現行本の『風俗通義』にこの部分は見えず、佚文と考えられる。

(11)『哀牢伝』は、書名。後漢・楊終撰。楊終は『後漢書』巻四八に本伝があり、字は子山、後漢明帝期、蜀郡成都の人。後漢・王充撰『論衡』佚文篇に「楊子山、爲郡上計吏、見三府爲『哀牢傳』不能成。歸郡作上、孝明奇之、徵在蘭臺」とあり、楊終が『哀牢伝』を著し、明帝に奉ったことが見える。明帝の永平一二年（六九）に哀牢王柳貌が後漢に内属したことが、『後漢書』巻二顕宗孝明帝紀永平一二年条や同南蛮西南夷列伝に見え、こうした状況が楊終の『哀牢伝』作成に影響を与えたと思われる。

(12)「扈栗」は、紹興本・汲古閣本・和刻本では「扈粟」に作る。集解の校補が指摘するように、武英殿本・『華陽国志』南

中志永昌郡条・『通志』哀牢夷条では「扈栗」に作り、集解は両書に基づいて改めたという。

〔三一〕

本文

建武二十三年〔校補一〕(1)、其王賢栗〔一〕(2)遣兵乗簞舩〔二〕(3)、南下江・漢〔三〕(4)、擊附塞夷鹿茸〔四〕(5)。鹿茸人弱、爲所禽獲。於是震雷疾雨、南風飄起、水爲逆流、飜涌二百餘里、簞舩沈沒、哀牢之衆、溺死數千人。賢栗復遣其六王將萬人已攻鹿茸。鹿茸王與戰、殺其六王。哀牢耆老共埋六王(6)、夜虎復出其尸而食之(7)、餘衆驚怖引去。賢栗惶恐、謂其耆老曰、「我曹入邊塞、自古有之。今攻鹿茸、輒被天誅、中國其有聖帝乎(8)。天祐助之、何其明也(9)」。二十七年、賢栗等遂率種人戸二千七百七十、口萬七千六百五十九、詣越嶲太守鄭鴻降、求内屬(10)。光武封賢栗等爲君長。自是歲來朝貢。

〔一〕〔集解〕先謙曰、「『華陽國志』作「扈栗」」。
〔二〕〔李賢注〕簞音蒲佳反。縛竹・木爲簞、以當舩也。〔集解〕惠棟曰(11)、「『水經注』作「革舩」」。
〔三〕〔集解〕沈欽韓曰(12)、「江・漢」字誤。當爲「瀾滄」」。
〔四〕〔李賢注〕茸音多。其種今見在。〔集解〕惠棟曰(13)、「『水經注』作「鹿崩」」。
〔校補一〕「武」、原譌「元」。據『通志』正。官本不誤。

書き下し文

建武二十三年、其の王賢栗、兵を遣わして簞舩に乗り、南のかた江・漢を下り、附塞の夷の鹿茸を撃たしむ。鹿茸人弱なれば、禽獲する所と爲る。是に於いて、震雷疾雨、南風飄起し、水は逆流を爲し、飜涌すること二百餘里、簞舩沈沒し、哀牢の衆、溺死するもの數千人。賢栗、復た其の六王を遣わして萬人を將いて已て鹿茸を攻めしむ。鹿茸王、與に戰い、其の六

王を殺す。哀牢の耆老、共に六王を埋むるも、夜、虎、復た其の尸を出だして之を食えば、餘眾、驚き怖れて引き去る。賢栗、惶恐し、其の耆老に謂いて曰く、「我が曹、邊塞に入り、古より之を有つ。今、鹿茖を攻むるに、輒ち天誅を被りしは、中國に其れ聖帝有らん。天の之を祐助すること、何ぞ其れ明らかならん」と。二十七年、賢栗等、遂に種人戸二千七百七十、口萬七千六百五十九を率いて、越巂太守鄭鴻に詣りて降り、内屬せんことを求む。光武、賢栗等を封じて君長と爲す。是れより歳ごとに來りて朝貢す。

〔一〕〔集解〕先謙曰く、『華陽國志』に「扈栗」に作る」と。

〔二〕〔李賢注〕篁の音は蒲佳の反。竹・木を縛りて篁を爲り、以て舩に當つるなり。〔集解〕惠棟曰く、『水經注』に「革舩」に作る」と。

〔三〕〔集解〕沈欽韓曰く、「江・漢」の字は誤りなり。當に「瀾滄」に爲るべし」と。

〔四〕〔李賢注〕茖の音は多。其の種、今見在す。〔集解〕惠棟曰く、『水經注』は「鹿崩」に作る」と。

〔校補一〕「武」、原「元」に譌つ。『通志』に據りて正す。官本誤たず。

通釈

後漢光武帝の建武二三年（四七）、哀牢王賢栗は兵を派遣して筏船に乗せ、瀾滄江を南へ下り、国境近くの夷である鹿茖を攻撃させた。鹿茖の人々は戦争に弱いため、哀牢軍に捉えられた。すると、激しい雷雨になって、南風が吹き起こり、川の水は逆流して二百里ばかり盛んに湧きかえったので、哀牢軍の筏船が沈没し、哀牢の人々数千人が溺れ死んだ。賢栗は再び配下の六人の王を派遣して一万人の軍を率いて、鹿茖を攻めさせた。鹿茖王はそれを迎え撃ち、その六人の王を殺害した。哀牢夷の長老たちは共に殺された六王を埋葬したが、その夜に虎が彼らの死体を掘り出して食らったために、他の哀牢夷の人々は驚き恐れて退却した。賢栗は恐れ慄いて、長老たちに、「我が一族は国境近くに進出して、昔からここを領している。

このたび鹿茘を攻めたところ、忽ち天誅をうけて破れたのは、中国に徳の高い立派な皇帝がいるためではないか。天が聖帝、即ち光武帝を祐けているのは、後漢に内属している鹿茘に二度敗れたことでも何と明らかなことではないか」と言った。建武二七年、かくて賢栗たちは種族二七七〇戸、七六五九人を引き連れて、越嶲太守鄭鴻のもとへ至り、後漢に内属しようと求めた。そこで、光武帝は賢栗たちを封じて君長とした。このことから哀牢夷は毎年後漢に朝貢するようになった。

注釈

（1）以下で述べられる哀牢夷の鹿茘侵攻は、『太平御覧』巻七八六哀牢条に引用されているほか、類話が『華陽国志』巻四南中志永昌郡条、『水経注』巻三七淹水条、『通典』巻一八七哀牢条、『太平寰宇記』巻一七九哀牢国条、『通志』巻一九七哀牢夷条などに見える。『華陽国志』南中志永昌郡条所載の類話は、他と較べて字句等の異同が多く、「至世祖建武二十三年、王扈栗遣兵乗簟船、南攻鹿茘。鹿茘民弱小、将爲所擒。會天大震雷、疾風暴雨、水爲逆流、簟船沈没、溺死者數千人。後扈栗復遣六王攻鹿茘。鹿茘王迎戰、大破哀牢軍、殺其六王。哀牢人埋六王。夜虎掘而食之、哀牢人驚怖引去。扈栗懼、謂耆老曰、哀牢略徼、自古以來、初不如此。今攻鹿茘、輒被天誅。中國有受命之王乎、是何天祐之明也。漢威甚神。即遣使詣越嶲太守願率種人歸義奉貢。世祖納之、以爲西部屬國」とある。

集解の校補が指摘するように、「建武」を「建元」に作る版本（汲古閣）もあり、集解では『通志』哀牢夷条に基づいて改めたという。「建元」は、前漢武帝の年号で前一四〇年から前一三五年までの六年間しかない。『華陽国志』南中志永昌郡条には、本段との類話の前に「孝武時、通博南山、度蘭倉水・耆溪。置嶲唐・不韋二縣、徙南越相呂嘉子孫・宗族實之。因名不韋、以彰其先人惡行。人歌之曰、漢德廣、開不賓。渡博南、越蘭津。渡蘭倉、爲他人。渡蘭倉水以取哀牢地、哀牢轉衰」とあり、『後漢書』南蛮西南夷列伝哀牢夷条（［三二］）に「永平十二年、（中略）始通博南山、度蘭倉水。行者苦之。歌曰、漢德廣、開不賓。度博南、越蘭津。度蘭倉、爲它人」とあり、明帝の永平一二年（六九）のこととしている。沈欽韓は、武帝期と明帝期の二度この地域に郡県が設置されたために異伝が生じた、と指摘しているが、本段の「建武」と「建

元」との異同も、このような『後漢書』と『華陽国志』との間の錯綜が影響しているのかも知れない。なお「建武二十三年」（四七）は、『通志』哀牢夷条では「建武二十五年」に作る。

（2）王先謙が指摘するように、「賢栗」は、『華陽国志』南中志永昌郡条では「扈栗」に作る。「扈栗」は、前段［三〇］［五］李賢注所引の『哀牢伝』に「九隆代代相傳、名號不可得而數、至於禁高、乃可記知。禁高死、子吸代、吸死、子建非代、建非死、子哀牢代、哀牢死、子桑藕代、桑藕死、子柳承代、柳承死、子柳貌代、柳貌死、子扈栗代」とあり、禁高から数えて八代後で、柳貌の子である。劉琳氏は、この『哀牢伝』に記された世系から「扈栗」が正しいとするが（劉一九八四、四二八頁）、『後漢書』南蛮西南夷列伝哀牢夷条（本段の直後）に「永平十二年、哀牢王柳貌遣子率種人内屬、其稱邑王者七十七人、戶五萬一千八百九十・口五十五萬三千七百一十一」とあり、扈栗の父である柳貌が明帝の永平一二年（六九）に後漢に内属している。

（3）「篳」とは、『後漢書』巻一六鄧寇列伝附鄧訓列伝の李賢注に「篳、木筏也」、同巻一七岑彭列伝の李賢注に「枋篳、以木竹爲之、浮於水上」とあるように、木や竹を組んで造る筏で、その上に船を載せて浮かべた。『後漢書』南蛮西南夷列伝哀牢夷条（［三三］）に「其竹節相去一丈、名曰濮竹」とあるように、この地域は節と節との間が二メートル以上もある濮竹と呼ばれる大きな竹を産したとあり、あるいは竹を組んで造った筏であったのかも知れない。なお恵棟が指摘するように、「篳船」は、『水経注』淹水条では「革船」に作る。

（4）『後漢書』南蛮西南夷列伝哀牢夷条に「顯宗已其地置哀牢・博南二縣、割益州郡西部都尉所領六縣、合爲永昌郡」とあり、明帝の永平一二年（六九）に哀牢夷の故地に哀牢・博南の二県を設置し、永昌郡が所轄したことを考えると、「江・漢」は、沈欽韓が指摘するように「瀾滄」の誤りであろうと思われる。

（5）「鹿茸」について、唐代にも存在したという李賢注をうけ、沈欽韓は、『南夷志』、竹子嶺西有盧鹿蠻部、東爨烏蠻也」と述べ、四川・雲南両省の境界地域に存在した東爨烏蛮の諸部落の一つである盧鹿蛮部とし、更に、清・田雯撰『黔書』苗俗条に「羅羅、本盧鹿、訛爲今稱。有黑白二種。居平遠・大定・黔西・威寧者爲黑羅羅。亦曰烏蠻。黑大姓。俗尚鬼、

故又曰羅鬼。蜀漢時有濟火者、從丞相亮破孟獲有功、後封羅甸國王。卽安氏遠祖也」とあるのを要約引用し、現在のロロ族に比定している。唐代の盧鹿蛮については、唐・樊綽撰『蛮書』巻四名類に「第七程至竹子嶺。嶺東有暴蠻部落、嶺西有盧鹿蠻部落。（中略）此等皆東爨烏蠻也」とあり、竹子嶺の西側に居住していた。また、「羅羅」と「盧鹿」の関係については、明・田汝成撰『炎徼紀聞』巻四蛮夷羅羅条に「羅羅、本盧鹿。而訛爲今稱」とあり、『黔書』苗俗条とほぼ同じ内容が見える。また同書には「人死以牛馬革裹而焚之」と火葬の習俗が見え、羅羅、つまり現在の彝族が、古くから火葬の習俗をもっていた羌から派生したことと関連するのかも知れない。

（6）「耆老」とは、『華陽国志』南中志総序に「夷中有桀黠能言議屈服種人者、謂之耆老、便爲主論議」とあり、部落の長老のような存在であろう。

（7）哀牢夷の長老たちが埋葬した六王の遺体を夜、虎が掘り起こして食らったことから、哀牢夷の葬俗は土葬であったと思われる。

（8）「聖帝」とは、ここでは恐らく光武帝を指すと思われる。『後漢書』巻八〇文苑列伝上杜篤列伝に「于時聖帝、赫然申威。荷天人之符、兼不世之姿」とあり、その李賢注に「聖帝、光武也」とある。

（9）賢栗が耆老に語った以上の言葉は、『華陽国志』南中志永昌郡条では「哀牢略徼、自古以來、初不如此。今攻鹿茎、輒被天誅。中國有受命之王乎、是何天祐之明也。漢威甚神」に作る。先に「擊附塞夷鹿茎」と述べ、ここで「入邊塞」（南蛮西南夷列伝哀牢夷条）あるいは「略徼」（『華陽国志』南中志永昌郡条）とあり、更に「漢威甚神」（『華陽国志』南中志永昌郡条）とあることに注目すると、劉琳氏も指摘するように、鹿茎は当時、後漢に内属していた非漢人と思われる（劉一九八四、四二八頁）。

（10）哀牢王賢栗が建武二七年（四七）に後漢に内属したことについて、沈家本は、『後漢書』巻一光武帝紀下建武二七年条に「益州郡徼外蠻夷率種人内屬」とある記載を該当させている。また注（2）で先述したように、『後漢書』南蛮西南夷列伝哀牢夷条（［三二］）には、柳貌が明帝の永平一二年（六九）に後漢に内属した記述が見えるが、この後漢における賢栗と

柳貌の二度にわたる内属について、沈家本は「大約賢栗乃哀牢之別種。故其種人若柳貌時止二十分之一、口止三十分之一。且賢栗内屬、但封爲君長、柳貌則置爲縣、其事亦不同也」と述べ、賢栗は哀牢夷の中の小集団の王であったとする。

(11) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(12) 以下は、『後漢書疏証』巻一二からの引用である。

(13) 以下は、『後漢書補注』巻二〇からの引用である。

〔三二〕

本文

永平十二年、哀牢王柳貌〔一〕(1)遣子率種人内屬。其稱邑王(2)者七十七人、戸五萬一千八百九十、口五十五萬三千七百一十一。西南去洛陽七千里(3)、顯宗以其地置哀牢・博南二縣(4)、割益州郡西部都尉所領六縣〔二〕(5)、合爲永昌郡(6)。始通博南山、度蘭倉水〔三〕(7)。行者苦之歌曰、「漢德廣、開不賓。度博南、越蘭津。度蘭倉、爲它人」(8)。

〔一〕〔集解〕惠棟曰(9)、「『華陽國志』作「抑狼」〔校補一〕。案『哀牢傳』、柳貌生扈栗。子當栗子。當爲抑狼也」。

〔二〕〔李賢注〕『古今注』(10)曰、「永平十年、置益州西部都尉、居巂唐」。『續漢志』、六縣謂不韋・巂唐・比蘇・樓榆・邪龍・雲南也(11)。

〔三〕〔李賢注〕『華陽國志』曰(12)、「博南縣、西山、高三十里、越之度蘭倉水也」。〔集解〕惠棟曰(13)、「追敘孝武時事也。見『華陽國志』」。沈欽韓曰(14)、「博南山、在永昌府永平縣西南四十五里」。

〔校補一〕柳從辰曰、「傳作「柳貌」。『通鑑』同。『御覽』七百八十六引本書、乃作「柳邈」。惠氏據『華陽國志』作「抑狼」、今、漢魏叢書本合。廖寅本又作「柳狼」。「柳」・「抑」與「貌」・「狼」・「邈」均形近、易譌、無從確定也。今案、『通鑑』・『通志』均作「柳貌」、與傳合。是宋時所傳『范書』卽作「柳貌」、非有誤矣。章懷注引『哀牢傳』與今『華陽國志』亦

本有柳貌名。不過如注載禁高以下相傳世次。則有不合、然注之引此、不過著九隆傳世之久。『范史』自爲書本傳原無此等世次、不能據注改傳、尤不容據雜史疑正史也。哀牢至後漢始通中國。傳載建武二十七年賢栗等率種人求内屬、永平十二年柳貌遣子率種人内屬、建初元年類牢殺守令反叛。其内屬及叛、皆書本紀。此有策書、可憑其名、不應有誤。由永平十二年至建初元年中間、僅隔六年、永平内屬時、柳貌又尚存、則類牢宜卽柳貌子。曰賢栗、曰類牢、皆注所不載、乃因『華陽國志』以賢栗爲扈栗、以柳貌爲抑狼、反欲據以訂『范書』、竊有未安矣」。

書き下し文

永平十二年、哀牢王柳貌、子を遣わし種人を率いて内屬す。其の邑王を稱せる者、七十七人、戸五萬一千八百九十、口五十五萬三千七百一十一なり。西南のかた洛陽を去ること七千里、顯宗、其の地を以て哀牢・博南の二縣を置き、益州郡西部都尉の領する所の六縣を割きて、合して永昌郡と爲す。始めて博南山を通じ、蘭倉水を度る。行者、之を苦しみ歌いて曰く、「漢の德廣く、不賓を開く。博南を度り、蘭津を越ゆ。蘭倉を度り、它人と爲る」と。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、「『華陽國志』は「抑狼」に作る。案ずるに『哀牢傳』に、柳貌、扈栗を生む。子は當に栗の子たるべし。當に抑狼爲るべし」と。

〔二〕〔李賢注〕『古今注』に曰く、「永平十年、益州西部都尉を置き、巂唐に居らしむ」と。『續漢志』に、六縣は不韋・巂唐・比蘇・楪榆・邪龍・雲南を謂うなり。

〔三〕〔李賢注〕『華陽國志』に曰く、「博南縣、西山、高さ三十里にして之を越えて蘭倉水を度るなり」と。〔集解〕惠棟曰く、「孝武の時の事を追敘するなり。『華陽國志』に見ゆ」と。沈欽韓曰く、「博南山、永昌府永平縣の西南四十五里に在り」と。

〔校補一〕柳從辰曰く、「傳は「柳貌」に作る。『通鑑』、同じ。『御覽』七百八十六に引く本書は、乃ち「柳邈」に作る。惠氏

の據る『華陽國志』は「抑狼」に作り、今、漢魏叢書本、合す。廖寅本は又た「柳狼」に作る。「柳」・「抑」と「貌」・「狼」・「邈」とは均しく形近く、譌り易ければ、確定するに從る無きなり。今、案ずるに、『通鑑』・『通志』は均しく「柳貌」に作り、傳と合す。是れ宋の時に傳うる所の『范書』の卽ち「柳貌」に作るは、誤り有るに非ず。章懷の注に引く『哀牢傳』と今の『華陽國志』とは亦た本と柳貌の名有り。注の禁高以下を載すが如きは世次を相い傳うるに過ぎず。則ち合せざる有るも、然るに之に注するに此を引くは、九隆の世を傳うることの久しきを著すに過ぎず。『范史』自ら本傳を書するに原と此等の世次無ければ、注に據りて傳を改むること能はず、尤も雜史に據りて正史を疑うを容れざるなり。哀牢は後漢に至り始めて中國と通ず。傳に建武二十七年に賢栗等の種人を率いて内屬するを求むるを、永平十二年に柳貌の子を遣わして種人を率いて内屬するを、建初元年に類牢の守令を殺して反叛せるを載す。其の内屬及び叛するは、皆な本紀に書す。此れ策書有れば、其の名に憑るべきにして、應に誤り有るべからず。永平十二年由り建初元年に至るの中閒は、僅かに六年を隔つのみにして、永平に内屬せる時、柳貌又た尚お存せば、則ち類牢宜しく卽ち柳貌の子たるべし。賢栗と曰い、類牢と曰うは、皆な注の載せざる所なれば、乃ち『華陽國志』に因りて賢栗を以て扈栗と爲し、柳貌を以て抑狼と爲すは、據りて以て『范書』を訂さんと欲するに反して、未だ安んぜざる有るを竊らかにす」と。

通釈

永平一二年(六九)、哀牢王柳貌は子を遣わし種族の人々を引き連れて内属した。この中で邑王と称していた者は七七人で、内属した人々は五万一八九〇戸、五五万三七一一人であった。明帝は洛陽の西南七〇〇〇里の地に哀牢・博南の二県を設置し、益州郡西部都尉領から(不韋・嶲唐・比蘇・楪榆・邪龍・雲南の)六県を割譲して、これらを合わせて永昌郡とした。(これによって)始めて博南山をきりひらき、蘭倉水を渡った。(博南山・蘭倉水を越えて)行く人々はその道程の遠さに苦しみ、このように歌った、「漢の徳は広く行きわたり、(これまで)服従しなかったところにまで広がった。(その徳は)博南山を渡り、蘭倉水を越えた。蘭倉水を渡るともはや漢人ではなくなる」と。

注釈

（1）「柳貌」について、『資治通鑑』巻四五漢紀明帝永平一二年条、『通志』巻一九七哀牢条は本段と同様、「柳貌」に作るが、『太平御覧』巻七八六哀牢条所引の『後漢書』では「柳邈」に作り、『華陽国志』巻四南中志永昌郡条は「柳狼」（廖寅本）、「抑狼」（漢魏叢書本）に作る。この点に関して、恵棟は永平一二年に漢に内属したときの哀牢王が『華陽国志』では「抑狼」に作ること、また、本伝前段の「九隆死、世世相繼」の李賢注所引の『哀牢伝』に見える哀牢王の世系では柳貌―扈栗の順になっていることの二点から、「抑狼」を扈栗、即ち本伝前段に見える「賢栗」の子とし、当該箇所の哀牢王は「柳貌」ではなく、扈栗（賢栗）の子の「抑狼」とすべきだと指摘する（表Ⅰ参照）。また、劉琳氏も『哀牢伝』の世系に基づいて、当該箇所の哀牢王を「柳貌」とするのは誤りで「抑狼」とすべきだとする（劉琳一九八四、四三一頁）。これに対して〔校補一〕所引の柳従辰の言によれば、諸書における哀牢王の名称の異同は、「柳」・「抑」及び「貌」・「邈」・「狼」の字形が近いことによって譌変したものであり、その是非は確定できないとし、さらに『哀牢伝』の世系が本伝と合致しないにも関わらず李賢注で引用されているのは、九隆以下の世次の長さを言うためであり、『華陽国志』及び『哀牢伝』に基づいて当該箇所の「柳貌」を「抑狼」に訂正すべきではないという。

〔表Ⅰ〕

＊『哀牢伝』の世系　九隆→……→禁高→吸→建非→哀牢→桑藕→柳承→柳貌→扈栗

＊恵棟説　九隆→……→禁高→吸→建非→哀牢→桑藕→柳承→柳貌→扈栗（＝賢栗）→抑狼

（2）本伝前段及び『華陽国志』南中志に「九（『華陽国志』は「元」に作る……担当者補）隆死、世世相繼。乃分置小王、往往邑居、散在谿谷」とあり、この「小王」に関して任乃強氏は「謂山谷閒民族分化、所在自爲部落」と指摘し、具体的には扈栗（賢栗）や抑狼（柳狼・柳貌）が帰順した際に率いていた閩濮（孟族）・越濮（傣族）・鳩獠（克欽族）・僄越（緬甸族）・躶濮（彝族）・身毒などの民族の首領のことと解する（任一九八七、二八七～二九〇頁）。本段の「邑王」も「小王」と同様、山谷間に散在した諸部落の首領を言うものと解される。

（3）「西南去洛陽七千里」の句は、『華陽国志』南中志では「去洛六千九百里、寧州之極西南也」に作る。なお寧州は、『晉書』巻一四地理志上によれば、武帝の泰始七年（二七一）に置かれ、現雲南省全域にあたる。

（4）哀牢県は『読史方輿紀要』巻一一八永昌府条及び丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』（以下『地理攷証』と称す）によれば永昌府の西南、現雲南省盈江（平原）県附近に比定される。

博南県について、沈欽韓は『読史方輿紀要』巻一一七麗江府条を引いて、これを麗江府蘭州の地、即ち現雲南省蘭坪白族普米族自治県に比定するが、同永昌府条には「永平県、漢博南縣地」とあり、また、『地理攷証』及び清・鄂爾泰等監修『雲南通志』巻四も永昌府永平県の地、即ち現雲南省永平県の西南に比定する。

（5）「益州郡西部都尉」は属国都尉の一つ。属国及び属国都尉について、『漢書』巻一九・百官公卿表上に「典屬國、秦官、掌蠻夷降者。武帝元狩三年昆邪王降、復增屬國、置都尉・丞・侯千人」とあり、『続漢書』百官志五に「屬國、分郡離遠縣置之、如郡差小、置本郡名。（中略）每屬國置都尉一人、比二千石、丞一人」とあるように、属国は内属した蛮夷を治めるために郡を分割して設けられたもので、属国都尉は属国に置かれた都尉の名称である。安作璋・熊鉄基氏は、属国は時宜に応じて廃置されたものであること、また、属国都尉は武職のみを管掌する一般の都尉とは異なり、属国の長官として民事をも管掌していたと指摘する（安・熊一九八四、二七八～二八三頁）。

益州郡西部都尉の設置について、注〔二一〕李賢注所引の後漢・伏無忌撰『古今注』では永平一〇年（六七）としているが、『華陽国志』南中志に「扈栗懼謂耆老曰、（中略）即遣使詣越巂太守、願率種人歸義・奉貢。世祖納之、以爲西部屬國」とあるのによれば、扈栗が光武帝に帰順した時である。劉琳氏は『後漢書』及び『続漢書』郡国志に光武帝の時代に西部属国都尉を置いた記述が見られないことから、『華陽国志』の記述を誤りとする（劉一九八四、四二八～四二九頁）。これに対して任乃強氏は『華陽国志』南中志に「孝武時通博南山、度蘭倉水耆渓、置巂唐・不韋二縣。（中略）渡蘭倉水以取哀牢地。哀牢轉衰」とあるのをふまえて、おそらく前漢武帝の時に益州郡西部都尉が設置され、光武帝の時に扈栗が帰順したことによって哀牢を西部都尉領の属国（西部属国）とし、さらに明帝の時に抑狼（柳貌）が帰順したことによって西部都尉の

所領と新たに開置した哀牢・博南の二県を合わせて永昌郡を置いたのであろうと指摘するが(任一九八七、二八九頁)、属国都尉は内属した蛮夷を治めるために郡を分割して設けられたものであり、任乃強氏の引く『華陽国志』の記述が前漢武帝の時に益州郡西部都尉が設置されたことを示すものとは解しがたい。

(6)『後漢書』巻二顕宗孝明帝紀永平一二年条に「益州徼外夷哀牢王相率内屬、於是置永昌郡、罷益州西部都尉」とある。また、『華陽国志』南中志には「孝明帝永平十二年、哀牢柳狼遣子奉獻。明帝乃置郡、以蜀郡鄭純爲太守。屬縣八、戸六萬。去洛六千九百里、寧州之極西南也」とあり、本伝では柳貌らの内属が哀牢・博南の二県設置の契機となっているが、『華陽国志』では、既に属国となっていた哀牢の柳狼(柳貌)からの奉献がその契機となっている。

(7)注〔三〕の李賢注によれば、博南山は『華陽国志』南中志博南県条の「西山」で、任乃強氏は「山在縣西、故曰西山」と指摘する(任一九八七、二九四頁)。博南山の地望について『地理攷証』は永平県(現雲南省永平県)の西北とするが、沈欽韓が指摘するように、『大清一統志』巻三八〇永昌府条に「博南山、在永平縣西南四十五里」とあり、さらに『水経注』巻三六若水条の楊守敬疏に「在今永平縣西南四十里」とあり、これらによれば永平県の西南に比定される。

蘭倉水は、『大清一統志』巻三八〇西蔵条及び同永昌府条によれば、青海省南部の匝楚河(扎曲)・鄂穆楚河(昂曲)を水源とし、チベット自治区・雲南省を経てラオスに至ってメコン川(湄公河)となる。なお『水経注』若水条では「通博南山、度蘭倉水」を「通博南山道、度蘭倉津」に作り、さらに本伝後文の「蘭津」を「倉津」に作る。これらによれば、「蘭津」・「倉津」は「蘭倉津」即ち蘭倉江の渡し場を指すものと考えられる。

(8)「始通博南山、度蘭倉水。行者苦之歌曰、漢徳廣、開不賓。度博南、越蘭津。度蘭倉、爲它人」の一段は『華陽国志』南中志では前漢武帝期に鬻唐・不韋の二県を設置したときのこととして記され、また、『水経注』巻三六若水条でも武帝期のこととして記されている。任乃強氏は前漢武帝期にすでに博南山・蘭倉水を越えた所に鬻唐・不韋の二県が設置されていたのであるから、この一段を後漢明帝期のこととするのは誤りであると指摘するが(任一九八七、二八八頁)、注〔三〕の集解にあるように、恵棟は武帝の時のことを追叙したものとし、沈欽韓は「蓋孝武・明帝皆開置郡縣、故傳聞異」と指

摘する。また、劉琳氏が指摘するように、『水経注』若水条に「土地絶遠、行者苦之。歌曰、(後略)」とあり(劉一九八四、四二七頁)、博南山・蘭倉水を越えて行く人々がその遠道に苦しんだためにこの歌が詠まれていたことがわかる。『史記』及び『漢書』には武帝期に博南山を通じ、蘭倉水を渡ったという記述は見られないが、『漢書』巻二八地理志上によれば既に武帝期に博南山・蘭倉水を越えた所に嶲唐・不韋の二県が置かれていたこと、また、武帝期及び明帝期の二度に渡ってこの地域に郡県が開置されたこと、さらにこの歌が詠まれた背景とを考慮すれば、武帝の時代に嶲唐・不韋の二県が置かれて以来、この地域を通行する人々によって詠まれはじめた歌が、明帝の時代に至ってもなお慣用的に詠まれていたために当該箇所でこの歌が引用されたものと解されるのではないだろうか。

「它人」は『華陽国志』南中志では「他人」に作り、また沈欽韓が指摘するように、『水経注』巻三六若水条では「作人」に作る。清・趙一清『水経注釈』では「作人」を「猶役徒也」と指摘するが、これではこの歌の詠まれた背景と合わない。

(9) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用であるが、次のような異同がある。

〔集解〕『華陽國志』作抑狼。案『哀牢傳』、柳貌生扈栗。子當　栗子當爲抑狼也。
〔補注〕『華陽國志』作抑狼。案『哀牢傳』、柳貌生扈栗。　則扈栗子當爲抑狼也。
〔訓纂〕『華陽國志』作抑狼。案『哀牢傳』、柳狼生扈栗。　扈栗子當爲抑狼也。

これによれば、集解の最初の「子當」はおそらく衍字であろう。

(10) 『古今注』、書名、一巻。後漢・伏無忌撰。西晉・崔豹の撰した『古今注』と区別するため『伏侯古今注』ともいう。漢代の制度・事物などを解説した書で、後漢時代の儀礼を中心とした諸制度や、災異・瑞祥等の自然信仰・迷信及び陵・戸口・墾田などの具体像が窺える。清・馬国幹編『玉函山房輯佚書』第九一冊に輯本が収録されている。なお、「『古今注』曰」以下は『続漢書』郡国志五永昌郡条の劉昭注所引の『古今注』にも見え、そこでは「永平十年、置益州西部都尉、居嶲唐、鎮尉哀牢人・楪榆蠻夷」に作る。

(11) 『地理攷証』及び『雲南通志』巻四によれば、「不韋」は現雲南省保山市の東北、「嶲唐」は現雲南省永平県の西北、「比

蘇」は現雲南省雲龍県附近、「楪榆」は現雲南省大理市の西北、「邪龍」は現雲南省巍山彝族回族自治県附近、「雲南」は現雲南省祥雲県の東南に比定される。

(12) 以下は、『華陽国志』南中志永昌郡博南県条からの引用で、同書は「博南縣、山高四十里」に作るが、廖寅注及び劉琳・任乃強氏らは本段の記述に従って「山」を「西山」に作るべきとする（劉一九八四、四四一頁・任一九八七、二八六頁）。なお、博南山の高さについて、本段の李賢注及び南宋・郭允蹈『蜀鑑』巻九所引の『華陽国志』では三〇里、『華陽国志』及び『水経注』若水条では四〇里、『雲南通志』巻三では二〇里とする。

(13) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(14) 以下は、『後漢書疏証』巻一二からの引用である。

〔三三〕

本文

哀牢人(1)皆穿鼻儋耳、其渠帥自謂王者、耳皆下肩三寸、庶人則至肩而已(2)。土地沃美、宜五穀・蠶桑。知染采・文繡・罽毳〔一〕(3)・帛疊〔二〕(4)・蘭干細布〔三〕(5)、織成文章如綾錦。有梧桐木華、績以爲布〔四〕、幅廣五尺、潔白不受垢汚。先已覆亡人、然後服之(6)。其竹節相去一丈、名曰濮竹〔五〕(7)。出銅・鐵(8)・鉛・錫・金(9)・銀・光珠〔六〕(10)・虎魄〔七〕(11)・水精(12)・瑠璃(13)・軻蟲(14)・蚌珠〔八〕・孔雀(15)・翡翠(16)・犀(17)・象(18)・猩猩(19)・貊獣〔九〕(20)。雲南縣〔一〇〕有神鹿兩頭、能食毒草〔一一〕(21)。

〔一〕〔李賢注〕罽解、見李恂傳(22)。毳、未詳。〔集解〕洪亮吉曰(23)、「案、『集韻』・『韻會』(24)、「毳、都括切。蠻夷織毛罽也」」。

〔二〕〔李賢注〕『外國傳』曰(25)、「諸薄國(26)女子、織作白疊花布」。

〔三〕〔李賢注〕『華陽國志』曰(27)、「蘭干、獠言紵」。

〔四〕〔李賢注〕『廣志』曰(28)、「梧桐有白者。剽國有桐木、其華有白毳、取其毳淹漬、緝織以爲布也」。〔集解〕惠棟曰(29)、「『華

陽國志』云(30)、「梧桐木、其花柔如絲、民績以爲布。幅廣五尺、潔白不受汚、俗名曰桐花布」」。

〔五〕【李賢注】見『華陽國志』(31)。【集解】沈欽韓曰(32)、「永昌府騰越州高黎共山出濮竹、節甚長」。

〔六〕【李賢注】『華陽國志』曰(33)、「蘭滄水有金沙、洗取融爲金。有光珠穴」。『博物志』曰、「光珠卽江珠也」。

〔七〕【李賢注】『廣雅』曰(34)、「虎魄生地中、其上及旁不生草。深者八九尺。大如斛、削去皮、成虎魄如斗。初時如桃膠、凝堅乃成」。『博物志』曰(35)、「松脂淪入地千年化爲茯苓、茯苓千歲化爲虎魄。今大山有茯苓而無虎魄、永昌有虎魄而無茯苓也」。【集解】惠棟曰(36)、「注『廣雅』乃『廣志』之訛」。

〔八〕【李賢注】徐衷『南方草物狀』曰(37)、「凡採珠常三月、用五牲祈禱、若祠祭有失、則風攪海水、或有大魚在蚌左右。蚌珠長三寸半、凡二品珠也」。

〔九〕【李賢注】酈元『水經注』曰(38)、「猩猩、形若狗而人面、頭顏端正、善與人言、音聲妙麗、如婦人對語、聞之無不酸楚」。『南中志』曰(39)、「猩猩在山谷中、行無常路、百數爲羣。土人以酒若糟設於路。又喜屩子、土人織草爲屩、數十輛官本作量〔校補一〕相連結。猩猩在山谷見酒及屩、知其設張者、卽知張者先祖名字、乃呼其名而罵云「奴、欲張我、捨之而去」。去而又還、相呼試共嘗酒。初嘗少許、又取屩子著之、若進兩三升、便大醉。人出收之、屩子相連不得去、執還內牢中〔校補二〕。人欲取者、到牢邊語云、「猩猩、汝可自相推肥者出之」。既擇肥、竟相對而泣。卽左思賦云(40)「猩猩啼而就禽」者也。昔、有人以猩猩餉封溪令、令問餉何物、猩猩自於籠中曰、「但有酒及僕耳、無它飲食」」。『南中八郡志』曰(41)、「貊大如驢、狀頗似熊、多力、食鐵、所觸無不拉〔校補三〕」。『廣志』曰(42)、「貊色蒼白、其皮温煖」。

〔一〇〕【集解】沈欽韓曰(43)、「『紀要』(44)、「今、大理府雲南縣西」」。

〔一一〕【李賢注】見『華陽國志』(45)。【集解】惠棟曰(46)、「『華陽國志』云(47)、「在熊蒼山也(48)」」。

〔校補一〕案、『通志』注作「兩」(49)、與「輛」同。

〔校補二〕案、『通志』注「中」作「土」、連下爲句、與上「土人」相應、是也(50)。餘異字皆不足記。

〔校補三〕官本注「拉」作「拉」(51)。案、『說文』(52)、「拉、折木也」。此本字。書傳通作「拉」。

書き下し文

哀牢人は皆穿鼻儋耳、其の渠帥の自ら王と謂う者は、耳皆な肩を下ること三寸、庶人なれば則ち肩に至るのみ。土地沃美にして、五穀・蠶桑に宜し。染采・文繡・罽毳・帛疊・蘭干細布を知り、文章を織り成すこと綾錦の如し。梧桐木の華有り、績みて以て布と爲し、幅廣五尺、潔白にして垢汚を受けず。先に以て亡人を覆い、然る後に之を服す。其の竹の節は相去ること一丈、名づけて濮竹と曰う。銅・鐵・鉛・錫・金・銀・光珠・虎魄・水精・瑠璃・軻蟲・蚌珠・孔雀・翡翠・犀・象・猩猩・貊獣を出だす。雲南縣に神鹿の兩頭なるもの有り、能く毒草を食う。

〔一〕〔李賢注〕罽の解は、李恂傳に見ゆ。毳は、未詳。〔集解〕洪亮吉曰く、「案ずるに、『集韻』・『韻會』に、「毳は、都括の切、蠻夷毛を織るは罽なり」と」と。

〔二〕〔李賢注〕『外國傳』に曰く、「諸薄國の女子、織りて白疊花布を作る」と。

〔三〕〔李賢注〕『華陽國志』に曰く、「蘭干は、獠、紵を言う」と。

〔四〕〔李賢注〕『廣志』に曰く、「梧桐に白き者有り。剽國に桐木有り、其の華に白毳有り、其の毳を取りて淹漬し、緝織して以て布と爲すなり」と。〔集解〕惠棟曰く、「『華陽國志』に云う、「梧桐木は、其の花柔らかきこと絲の如く、民、績みて以て布と爲す。幅廣五尺、潔白にして汚を受けず、俗に名づけて桐花布と曰う」と」と。

〔五〕〔李賢注〕『華陽國志』に見ゆ。〔集解〕沈欽韓曰く、「永昌府騰越州高黎共山は濮竹を出だす、節、甚だ長し」と。

〔六〕〔李賢注〕『華陽國志』に曰く、「蘭滄水に金沙有り、洗取し融かして金と爲す。光珠の穴有り」と。『博物志』に曰く、「光珠は卽ち江珠なり」と。

〔七〕〔李賢注〕『廣雅』に曰く、「虎魄は地中に生じ、其の上及び旁らは草を生ぜず。深き者は八九尺。大いさは斛の如し、皮を削去し、虎魄と成りては斗の如し。初めの時は桃膠の如し、凝堅して乃ち成る」と。『博物志』に曰く、「松脂の地

に淪入すること千年にして化して茯苓と爲り、茯苓、千歳にして化して虎魄と爲る。今、大山に茯苓有れども虎魄無く、永昌に虎魄有れども茯苓無きなり」と。〔集解〕惠棟曰く、「注の『廣雅』は乃ち『廣志』の訛なり」と。

〔八〕〔李賢注〕徐衷『南方草物状』に曰く、「凡そ珠を採るは常に三月、五牲を用いて祈禱し、若し祠祭に失有れば、則ち風海水を攪し、或いは大魚の蚌の左右に在る有り。蚌珠の長さ三寸半、凡そ二品の珠なり」と。

〔九〕〔李賢注〕酈元『水經注』に曰く、「猩猩は、形は狗の若くして人面、頭顔端正にして、善く人と言り、音聲妙麗、婦人の對語するが如く、之を聞くもの酸楚せざる無し」と。『南中志』に曰く、「猩猩は山谷中に在り、行くに常路無く、百數羣を爲す。土人、酒の糟の若きを以て路に設く。又た屩子を喜み、土人、草を織りて屩を爲り、數十輛をば相連結す。猩猩、山谷に在りて酒及び屩を見、其の張を設くる者を知り、卽ち張る者の先祖の名字を知り、乃ち其の名を呼びて罵りて云う、「奴、我を張らんと欲す、之を捨てて去らん」と。去りて又た還り、相呼びて共に酒を嘗めんと試む。初め嘗むること少し許り、又た屩子を取りて之を著け、若し進むこと兩三升なれば、便ち大醉す。人、出でて之を收むるに、屩子相連なりて去るを得ず、執り還りて牢中に內る。人の取らんと欲する者は、牢邊に到りて語りて云う、「猩猩、汝自ら肥えたる者を相推せば之を出だす可し」と。既に肥えたるを擇び、竟に相對して泣く。卽ち左思の賦に「猩猩啼きて禽に就く」と云う者なり。昔、人の猩猩を以て封溪令に餉る有り。令、何物を餉るかを問う。猩猩、自ら籠中に於いて曰く、「但だ酒及び僕有るのみ、它の飲食無し」と」と。『南中八郡志』に曰く、「貊は大いさ驢の如し、狀頗る熊に似、多力にして、鐵を食い、觸る所粒せざる無し」と。『廣志』に曰く、「貊は色蒼白、其の皮は温煖なり」と。

〔一〇〕〔集解〕沈欽韓曰く、「『紀要』に、「今、大理府雲南縣の西なり」と」と。

〔一一〕〔李賢注〕『華陽國志』に見ゆ。〔集解〕惠棟曰く、「『華陽國志』に云う、「熊蒼山に在るなり」と」と。

〔校補一〕案ずるに、『通志』の注は「兩」に作る。「輛」と同じ。

〔校補二〕案ずるに、『通志』の注は「中」を「土」に作り、下に連ねて句と爲し、上の「土人」と相應じ、是なり。餘の異字は皆な記すに足らず。

〔校補三〕官本の注は「柆」を「拉」に作る。案ずるに、『説文』に、「柆は、折木なり」と。此れ本字なり、書傳して通じて「拉」に作る。

通釈

哀牢人はみな鼻に穴をあけ耳を垂らし、その酋長で王を自称する者は、みな肩の下三寸（約七センチメートル）まで耳を垂らし、庶民は肩までであった。その土地は肥沃で美しく、五穀の栽培、養蚕に適している。染采・文繡・罽毳・帛畳・蘭干の細布を作る方法を知っており、模様を織り成すことは綾錦のようである。梧桐の木の花があり、その繊維を紡いで布を作り、その幅は五尺（約一一七・五センチメートル）、真っ白で汚れがつかない。さきにその布で死者を覆い、その後に身につける。その地の竹は節と節の間が一丈（約二三五センチメートル）ほどあり、濮竹という名である。銅・鉄・鉛・錫・金・銀・光珠・琥珀・水精・瑠璃・軻虫・蚌珠・孔雀・翡翠・犀・象・猩猩・貊を産出する。雲南県には両頭の神鹿がおり、毒草を食らうことができる。

注釈

（1）以下の文章は、『華陽国志』巻四南中志永昌郡条及び同雲南郡条にほぼ同内容の記述がみえるほか、『通典』巻一八七哀牢条、『通志』巻一九七哀牢夷条などにほぼ同文がみえる。また、『太平御覧』巻七八六哀牢条、『太平寰宇記』巻一七九哀牢国条の土俗物産の項は、「『九州記』曰」としてほぼ同文を載せる。以下に、『華陽国志』の文章を挙げる。

永昌郡、古哀牢國。（中略）其地東西三千里、南北四千六百里。有穿胸襜耳種・閩越・濮・鳩獠。其渠帥皆曰王。（中略）明帝乃置郡、以蜀郡鄭純爲太守。屬縣八、戸六萬。去洛六千九百里、寧州之極西南也。有閩濮・鳩獠・僄越・躶濮・身毒之民。土地沃腴、黄金・光珠・虎魄・翡翠・孔雀・犀・象・蠶桑・縣・絹・采帛・文繡。又有貊獣、食鐵。猩猩獣、能言、其血可以染朱罽。有大竹、名濮竹、節相去一丈、受一斛許。有梧桐木、其華柔如絲、民績以爲布。幅

廣五尺以還、潔白不受汚、俗名曰桐華布。以覆亡人、然後服之、及賣與人。有蘭干細布。蘭干、獠言紵也。織成文、如綾錦。又有罽旄・帛疊・水精・瑠璃・軻蟲・蚌珠、宜五穀、出銅・錫。

（中略）

博南縣　山高四十里、越之得蘭滄水。有金沙、以火融之爲黄金。有光珠穴、出光珠。有虎魄、能吸芥。又有珊瑚。雲南郡、蜀建興三年置。屬縣七、戸萬。去洛六千三百四十三里。本雲川地。有熊蒼山、上有神鹿、一身兩頭、食毒草。有上方下方夷。亦出華布。孔雀常以二月來翔、月餘而去。土地有稻田・畜牧、但不蠶桑。

（2）「穿鼻儋耳」について、『華陽国志』南中志永昌郡条は「有穿胸襜耳種」とする。任乃強氏は、『後漢書』によって「胸」を「鼻」の誤りとするが（任一九八七、二八五頁）、劉琳氏は、『淮南子』地形訓や『論衡』芸増篇などに、「穿胸」という種族名がしばしばみられることから、必ずしも改めるべきではないとする（劉一九八四、四二九頁）。

「穿鼻」について、『新唐書』巻二二二南蛮列伝下松外蛮条に「有穿鼻種、以金鐶徑尺貫其鼻、下垂過頤。君長以絲係鐶、人牽乃行。其次、以二花頭金釘貫鼻下出」とあり、姚州の蛮夷の間に穿鼻の風習が伝わっていたことが知られる。

「儋耳」については、『後漢書』南蛮西南夷列伝南蛮条にあるように、儋耳郡の風習としても知られるが（〔一一〕注（11）参照。早大長文研二〇〇二、一三九・一四〇頁）、『後漢書』巻二顕宗孝明帝紀永平一七年条に西南夷の哀牢・儋耳などの種族が貢献したという記述があり、その李賢注に「楊浮『異物志』曰、儋耳、南方夷、生則鏤其頬、皮連耳匡、分爲數支、状如雞腸、纍纍下垂至肩」とある。しかし、『漢書』巻六武帝紀元鼎六年条には、儋耳郡の設置の記事があり、その顔師古注に「張晏曰、『異物志』、二郡在海中、（中略）儋耳之云、鏤其頬皮、上連耳匡、分爲數支、状似雞腸、累耳下垂」とあるから、『異物志』の記事は儋耳郡の風習について説明したものと考えられ、哀牢夷の儋耳の風習もこれと同じであるかは不明である。劉琳氏は、「儋」を「聸」の通仮とする（劉一九八四、四二九頁）。「聸」は、『説文』耳部に「聸、垂耳也。从耳詹聲。南方有聸耳國」とあるように、垂れた耳をいう。

（3）「罽巂」について、『華陽国志』南中志永昌郡条は「罽旄」に作る。「罽」は、『後漢書』巻五一李恂列伝の李賢注に「罽、

織毛爲布者」とあり、『漢書』巻一高帝紀下高祖八年条の顔師古注に「罽、織毛若今氍及氈毾之類也」というように、毛織物をいう。「氂」は、『集韻』入声末韻に「氂、蠻夷織毛罽也」とあるように、やはり毛織物をいうと考えられる。

（4）「帛畳」について、沈欽韓は「帛」を「白」に作るべきとする。「白畳」は、『史記』巻一二九貨殖列伝の正義に「案、白畳、木綿所織、非中國有也」とあり、また『南史』巻七九夷貊列伝下高昌国条に「多草木、有草實如繭、繭中絲如細纑、名曰白畳子、國人取織以爲布」とあるように、綿織物をいう。

（5）「蘭干」は、李賢注引の『華陽国志』南中志永昌郡条に「獠言紵也」とあり、『説文』糸部に「紵、絺屬。細者爲絟、布白而細曰紵」とあるように、麻（いちび）で作った布をいうと考えられる。

（6）「有梧桐木華」以下は、『華陽国志』南中志永昌郡条にほぼ同内容の記述がみられるが、そこでは布の名を「桐華布」とする。同雲南郡条には「出華布」とあり、劉琳氏・任乃強氏ともに校訂して「出桐華布」とする（劉一九八四・任一九八七）。なお、『太平御覧』巻八二〇布条には「華嶠『後漢書』曰、哀牢夷知染綵・紬布、織成文章如綾絹。有梧木華、績以爲布。幅廣五尺、絜白不受垢汙。先以覆亡人、然後服之」とある。『通典』巻一八七黒僰濮条には「黒僰濮、在永昌西南。（中略）其境出白蹄牛・犀・象・琥珀・金・桐華布」とあり、「桐華布」の名が知られていたことがうかがえる。また、『文選』巻四所収の西晉・左思「蜀都賦」に「布有橦華」とあり、劉逵注に「橦華者、樹名橦、其花柔毳、可績爲布也、出永昌」とあり、同じものを指すと思われる。

（7）「濮竹」については、沈欽韓が指摘するように、『大明一統志』巻八七永昌軍民府騰衝軍民指揮使司条の土産の項に「濮竹、黎共山出、其節甚長」とあり、乾隆二九年勅撰本『大清一統志』巻三八〇永昌府騰越州条の土産の項に「濮竹、騰越州高黎共山出、節甚長」とある。

（8）『続漢書』郡国志五永昌郡不韋県条に「出鐵」とある。

（9）『続漢書』郡国志五永昌郡博南県条に「永平中置。南界出金」とある。また、後漢・王充撰『論衡』験符篇に「永昌郡中亦有金焉、纖靡大如黍粟、在水涯沙中。民採得日重五銖之金、一色正黄」とあり、左思「蜀都賦」の劉逵注に「永昌有水

出金、如糠在沙中」とあるように、永昌郡は砂金の産出地として知られていたようである。

(10)「光珠」について、李賢注引の『博物志』は「光珠卽江珠也」とするが、左思「蜀都賦」の李善注に引く『博物志』は「虎珀、一名江珠」とし、「江珠」を琥珀の別名とする。しかし、『後漢書』本文には「光珠」と「虎魄」が別に挙げられ、また「蜀都賦」本文においても「其閒則有虎珀・丹青・江珠・瑕英・金沙・銀礫」とあって、「虎珀」と「江珠」が別に挙げられているので、本来はそれぞれ別のものを指したようである。

(11)「虎魄」について、左思「蜀都賦」の劉逵注に「永昌博南縣出虎珀」とあり、『華陽国志』南中志永昌郡博南県条にも「有虎魄、能吸芥」とある。また、唐・樊綽『蛮書』巻七雲南管内物産に「琥珀、永昌城界西去十八日程、琥珀山掘之、去松林甚遠。片塊大重二十餘斤」とあり、『本草綱目』巻三七琥珀条の集解に「『別録』曰、琥珀生永昌」とあるように、永昌郡は琥珀の産出地としても名高かったようである。

(12)「水精」は、『本草綱目』巻八水精条の釈名に「水晶」とある。『太平御覧』巻八〇八水精条には「『續漢書』曰、哀牢夷出水精」とある。

(13)「瑠璃」は、『集韻』平声尤韻に「瑠璃、珠也。或作琉」とあるように、「琉璃」に同じ。また、『漢書』巻九六西域伝上罽賓国条に「壁流離」を出だすとあり、孟康注は「流離青色如玉」とするが、顔師古注はそれに対し「『魏略』云、大秦國出赤・白・黒・黄・青・綠・縹・紺・紅・紫十種流離。孟言青色、不博通也。此蓋自然之物、采澤光潤、踰於衆玉、其色不恆。今俗所用、皆銷治石汁、加以衆藥、灌而爲之、尤虚脆不貞、實非眞物」とし、種々の色の瑠璃があるとする。「壁流離」の語については、ラテン語berylllosあるいは梵語vaidoryaからの転化であり、当初は何らかの宝石類を指したが、漢代中国においては専らガラスを意味し、後に略されて「流離」又は「瑠璃」と呼ばれるようになったという（原田一九四〇、一九六二、一九六五）。なお、『本草綱目』巻八琉璃条の釈名には「火齊」とあり、『芸文類聚』巻八四瑠璃条に「『韻集』曰、瑠璃、火齊珠也」とある。また『太平御覧』巻八〇八琉璃条に「『續漢書』曰、哀牢夷出火精・琉璃」とあるが、前注でみたごとく、同水精条に「『續漢書』曰、哀牢夷出水精」とあることからすると、この「火精」は「水精」の誤りか

と思われる。

(14)「軻蟲」について、任乃強氏は、琥珀の中に虫の入ったものであろうとする（任一九八七、二九一頁）。沈欽韓『後漢書疏証』巻一二は、「軻」を「珂」に同じとし、『通典』巻一八八扶南条に「又有老鵄入海爲玳、可以裁作馬勒、謂之珂」とあるのを引き、「軻蟲」も貝類であると見なしているようである。また、劉琳氏も「珂」と解し、貝類とする（劉一九八四、四三五頁）。

(15)『華陽国志』南中志永昌郡南涪県条に「有翡翠・孔雀」とあり、左思「蜀都賦」の劉逵注に「孔雀特出永昌南涪縣」とあるように、孔雀は永昌郡南涪県周辺に生息することが知られていた。また、『華陽国志』南中志永昌郡博南県条には「孔雀常以二月來翔、月餘而去」とあり、『太平御覧』巻九二四孔雀条は『華陽國志』曰、雲南郡出孔雀、常二月來翔、月餘而去」とする。

(16)『説文』羽部に「翡、赤羽雀也、出鬱林。从羽非聲。翠、青羽雀也、出鬱林。从羽卒聲」とあり、『爾雅』釈鳥に「翠、鵫」とあるように、「翡翠」は羽の色が赤・青のかわせみの総称。『華陽国志』南中志永昌郡南涪県条には「有翡翠・孔雀」とある。

(17) 犀については、『蛮書』雲南管内物産に「犀出越賧・麗水」とあり、また『本草綱目』巻五一犀条の集解に『別録』曰、犀出永昌山谷及益州」とあるように、永昌郡周辺に生息するとされており、特にその角は薬として珍重された。

(18) 象については、『蛮書』雲南管内物産に「象、開南已南多有之。或捉得人家多養之、以代耕田也」とある。

(19)「猩猩」にまつわる伝説は多いが、ほとんどはその生息地を交阯郡封渓県とする。『礼記』曲礼篇上に「猩猩能言、不離禽獣」とあり、猩猩が人語を話すという説がすでにみられる。『山海経』海内南経には「氾林方三百里、在狌狌東。狌狌知人名」とあり、郭璞注に「或作猩猩」とある。また、『淮南子』氾論訓には「猩猩知往而不知來」とあり、高誘注に「猩猩、北方獣名、人面獣身、黄色。『禮記』曰、猩猩能言、不離走獣。見人狂走、則知人姓字。此知往也。又嗜酒、人以酒搏之、飲而不耐息、不知當醉、以禽其身、故曰不知來也」とあることから、後漢にはすでに、猩猩が人の姓名を知ること、酒好

きなために人に捕獲されることなどの説が伝わっていたことが分かる。李賢注引の『南中志』は、酒と屬子（わらぐつ）によって猩猩を捕らえるとするが、猩猩が履物を好むということについては、この『南中志』の記事が初見のようである。なお、清・屈大均『広東新語』巻二一獣語熊条には、酒と履物を用いて猩猩を捕獲するという記述があり、このような猩猩の習性に関する説は、かなり人口に膾炙していたようである。

(20)「貊」については、唐・慧林『一切経音義』巻一九仏本行集経第二六巻に「禽貘、又作貊」とあるように、「貘」に同じである。『爾雅』釈獣に「貘、白豹」とあり、郭璞注は「似熊小頭庳脚、黑白駁、能舐食銅鐵及竹骨。（中略）或曰豹、白色者別名」とし、『山海経』西山経の郭璞注も「猛豹、似熊而小、毛淺有光澤。能食蛇、食銅鐵。出蜀中。豹或作虎」とするように、貘を豹とする説があった。『列子』天瑞篇には「青寧生程」とあり、その釈文に「『尸子』云、程、中國謂之豹、越人謂之貘」とある。また、『説文』豸部は「貘、似熊而黄黑色、出蜀中」とし、段注は「今四川・川東有此獣」とする。『本草綱目』巻五一貘条の集解によれば、唐代に貘の姿を屏風に描くことが流行したといい、白居易も「貘屏賛」を遺している。なお、劉琳氏は、『華陽国志』中にみえる「貘」をパンダとする説を挙げる（劉一九八四、四三三・四三四頁）。

(21) 両頭の鹿については、『太平御覧』巻九〇六鹿条に「『博物志』曰、雲南郡出茶首。茶首、其音爲葬茂。是兩頭鹿名也。獣似鹿兩頭、其腹中胎常以四月中取、可以治蚘虺毒。永昌亦有之」とある。また、唐・段成式『酉陽雑俎』巻一六毛篇に「耶希、有鹿兩頭、食毒草、是其胎矢也。夷謂鹿爲耶、矢爲希」とあり、これについては『本草綱目』巻五一双頭鹿条の集解に「段成式『雑俎』云、雙頭鹿矢名耶希、夷人謂鹿爲耶、謂屎爲希。按、唐韻、屎字又音希。卽此義也」とあり、両頭の鹿の屎のことを夷語で「耶希」というとする。また、『本草綱目』双頭鹿条の釈名には「茶苜機」とあり、集解には「藏器曰、按、張華『博物志』云、茶苜機出永昌郡、是兩頭鹿名也。似鹿兩頭、其胎中屎以四月取之。（中略）時珍曰、按、盛弘之『荊州記』云、武陵郡雲陽山・點蒼山産兩頭獣。似鹿前後有頭。一頭食、一頭行。山人時或見之」とあり、永昌郡・武陵郡にそれぞれ両頭の鹿がいるとするが、前述の『太平御覧』に引く『博物志』は「雲南郡出茶首」としており、『荊州記』のいう「點蒼山」は、後述するごとく、雲南郡にある山名である。なお、『太平御覧』巻九一三両頭獣条には「盛弘之

『荊州記』曰、武陵郡西有陽山。山有獣、如鹿前後有頭、常以一頭食、一頭行。山中有時見之者」とある。左思「蜀都賦」には「射噬毒之鹿」とあり、劉逵注に「有神鹿兩頭、主食毒草、名之食毒鹿、出雲南郡」とある。

(22)『後漢書』李恂列伝の李賢注を指す。

(23)以下は『四史発伏』からの引用と思われるが、未見。

(24)それぞれ、『集韻』入声末韻及び『古今韻会』入声曷韻からの引用である。

(25)以下は、『太平御覧』巻八二〇白畳条に「呉時『外國傳』曰、諸薄國安子織作白疊花布」とある。『外国伝』は、『梁書』巻五四諸夷列伝海南条に「海南諸國、大抵在交州南及西南大海洲上。（中略）及呉孫權時、遣宣化從事朱應・中郎康泰通焉。其所經及傳聞、則有百數十國、因立記傳」とあり、三国呉のとき海南諸国に派遣された朱応・康泰の見聞を記したものとされる。『太平御覧』においては『呉時外国伝』『康泰扶南土俗』などの書名で引用されており、『説郛』（宛委山堂本）弓六〇に康泰『扶南土俗』として一二条が輯録されるほか、清・陳運溶によって輯本にまとめられている。また『隋書』巻三三経籍志二に「交州以南外國伝一巻」として著録されるのも同じ書物を指すかと思われる。

(26)「諸薄國」については、『南史』巻七八夷貊列伝上扶南国条に「又傳扶南東界卽大漲海、海中有大洲、洲上有諸薄國、國東有馬五洲」とあり、『太平御覧』白畳条に「『廣志』曰、白疊毛織出諸薄洲」とある。

(27)以下は、『華陽国志』南中志永昌郡条からの引用である。なお、『太平御覧』巻八二〇紵条は「『華陽國志』曰、獠人賈言紵爲蘭」とする。

(28)以下は、『芸文類聚』巻八五布条に「『廣志』曰、桐木、其華有白毳、取其毳淹織、緝以爲布」、巻八八桐条に「『廣志』曰、梧桐有白者。異國有白木、其葉有白毳、取其毳淹清滑、績織以爲布也」、『太平御覧』巻九五六桐条に「『廣志』曰、梧桐有白者。剽國有白桐木、其葉有白毳、取其毳淹漬、緝織以爲布」とある。

(29)以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(30)以下は、『華陽国志』南中志永昌郡条からの引用である。なお、『初学記』巻二六桐条には「『華陽國志』曰、益州有梧桐

木、其華采如絲。人績以爲布、名曰華布」、『太平御覽』桐条には『華陽國志』曰、益州有梧桐木、其華綵如絲。人績以爲布、名曰華布」とある。

(31)『華陽国志』南中志永昌郡条に濮竹の名がみえる。

(32) 以下については、『後漢書疏証』巻一二に「『一統志』、永昌府騰越州高黎共山出濮竹、節甚長」とある。

(33) 以下は、『華陽国志』南中志永昌郡博南県条からの引用であるが、現行本（国基本）とは字句の異同がある。『続漢書』郡国志五永昌郡博南県条の劉昭注引『華陽国志』も「西山高三十里、越得蘭滄水、有金沙、洗取融爲金。有光珠穴」に作っており、『資治通鑑』巻四五漢紀明帝永平一二年条の胡三省注引『華陽国志』もほぼ同文に作る。なお、『初学記』巻二七珠条には「常璩『華陽國志』曰、廣陽縣山出青珠。永昌郡博南縣有光珠穴、出光珠。珠有黄珠・白珠・青珠・碧珠」とあり、『太平御覽』巻八〇三珠下条も同文に作る。また、『水経注』巻三六若水条には「博南、山名也。（中略）山高四十里。蘭倉水出金沙、越人收以爲黄金。又有光珠穴、穴出光珠、又有琥珀・珊瑚、黄・白・青珠也」とある。

(34)『続漢書』郡国志五永昌郡博南県条の劉昭注は「『廣志』曰、有虎魄生地中、其上及旁不生草、深者四五八九尺、大者如斛、削去外皮、中成虎魄如升、初如桃膠。凝堅成也」に作る。また、『太平御覽』巻八〇八虎魄条には『廣雅』曰、琥魄、珠也。生地中、其上及旁不生草。淺者五尺、深者八九尺。大如斛、削去皮、成琥魄。初時如桃膠、凝堅乃成。其方人以爲枕。出博南縣」とある。『資治通鑑』巻一一七晉紀安帝義熙一二年条には、寧州が琥珀の枕を劉裕に献じたという記事があり、胡三省は「琥珀出哀牢夷」と注し、また「『廣雅』曰」として李賢注とほぼ同文を引く。

(35)『太平御覽』巻九八九茯苓条に「『博物志』曰、『仙傳』云、松栢入地中千年化爲茯苓、茯苓千年化爲虎魄。一名江珠。今太山出茯苓而無虎魄江珠、益州永昌郡出虎魄而無茯苓。或云蜂燒窠所作。未詳二説」とあり、同虎魄条もほぼ同文を載せるが、『神仙伝』の名はみえない。『資治通鑑』晉紀安帝義熙一二年条の胡三省注引『博物志』は、李賢注とほぼ同文に作る。蜂の巣を焼いて琥珀を作るという説のあったことは、『酉陽雜俎』巻一一広知に「『南蠻記』、寧州沙中有折腰蜂、岸崩則蜂出、土人燒冶、以爲琥珀」とあることからも知られる。

(36) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(37)『初学記』珠条には「徐衷『南方草物状』曰、凡採珠常三月、用五牲祈禱、若祠祭有失、則風攪海水、或有大魚在蚌左右。白蚌珠長三寸半、在漲海中。其一寸五分有光色、一旁小形似覆釜爲第一。瑠珠凡三品。其一寸三分雖有光色形不圓正爲第二。滑珠凡三品」とあり、『太平御覧』珠下条も「徐衷『南方草物状』曰」としてほぼ同文を載せる。

(38) 以下は、『水経注』巻三七葉榆水条からの引用であり、原文は「縣有猩猩獣、形若黄狗又状貆豚人面、頭顔端正、善與人言、音聲麗妙、如婦人好女對語交言、聞之無不酸楚。其肉甘美、可以斷穀窮年不厭」に作る。

(39) 以下の内容について、『南中志』の佚文を記載する他の文献は管見の限りみあたらず、『通典』哀牢条に「太原王綱著傳云、阮研曾使封溪、見邑人説、猩猩好酒及履、里人置之山谷。常行路。百數爲羣、見酒物等、知人設張取之。此獣甚靈、先知其人祖父姓名而詈曰、奴欲殺我、捨爾去也。卽去復還、因相呼曰、試共嘗酒。及飲、乃甘其味。逮乎醉、皆擒之、無遺逸。遂置檻中、隨其所欲飼之。將烹、索其肥者、乃自推擇、泣而遣之」とある。

(40) 以下は、『文選』巻五所収の左思「呉都賦」からの引用である。

(41) 以下の内容について、『南中八郡志』の佚文を記載する他の文献は管見の限りみあたらない。左思「蜀都賦」の劉逵注に「貊獣、毛黒白臆、似熊而小、以舌舐鐵、須臾便數十斤。出建寧郡也。（中略）此二事、魏完『南中志』所記也」とあり、また、『本草綱目』獏条の集解に「『南中志』云、獏大如驢、状似熊、蒼白色。多力、舐鐵消千斤。其皮温暖」とあることから、『南中志』と『南中八郡志』は本来同じ記事であったとも考えられる。

(42)『太平御覧』巻九〇八獏条に「『廣志』曰、獏大如驢、色蒼白、舐鐵消十斤。其皮温煖」とある。

(43) 以下は、『後漢書疏証』巻一二からの引用であるが、『疏証』は「『方輿紀要』、雲南故城在大理府雲南縣西」に作る。

(44)『読史方輿紀要』巻一一七大理府雲南県条には「雲南故城、在縣南」とある。

(45)『華陽国志』南中志雲南郡条にみえる。

(46) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用であるが、『訓纂』は「熊」字を欠き、『補注』は山名

を「點蒼山」に作る。

(47)『華陽国志』南中志雲南郡条にみえる。また、『太平御覧』鹿条に「『華陽國志』曰、熊蒼山有神鹿、食毒」とある。

(48)「熊蒼山」について、『華陽国志』南中志雲南郡条の校勘には「熊、原誤點」とある。『太平御覧』巻三四寒条には「『漢書』又曰、雲南郡有熊蒼山。特寒、四月五月中猶積雪皓然」とあるが、六朝以前の史書に「熊蒼山」の名はみられない。『蛮書』巻二山川江源には「玷蒼山」という山名があり、同巻一〇南蛮疆界接連諸蕃夷国名には、貞元一〇年(七九四)、南詔王である異牟尋が、吐蕃の羈縻を断ち唐に入朝するため、唐の使者と「玷蒼山」において盟約を結んだことがみえる。『旧唐書』巻一九七南蛮西南蛮列伝南詔条及び『新唐書』巻二二二南蛮列伝上南詔条は、この山名を「點蒼山」に作る。『読史方輿紀要』巻一一三、『大明一統志』巻八六大理府条、『大清一統志』巻三七八大理府条などには「點蒼山」の名がみえ、少なくとも唐代以降には、「點蒼山」という山名が定着したと思われる。

(49)『通志』哀牢夷条において確認できる。

(50)『通志』哀牢夷条において確認できる。

(51) 武英殿本・中華書局本・汲古閣本・紹興本はみな「拉」に作る。

(52) 以下は、『説文』木部からの引用であり、段注は「此與手部拉義殊」とする。

[三四]

本文

先是、西部都尉廣漢鄭純(1)、爲政清潔、化行夷貊(2)、君長感慕、皆獻土珍、頌德美。天子嘉之、卽已爲永昌太守(3)。純與哀牢夷人約、邑豪歲輸布貫頭衣二領・鹽一斛、已爲常賦、夷俗安之〔一〕(4)。純自爲都尉・太守、十年卒官〔二〕。建初元年、哀牢王類牢與守令忿爭、遂殺守令而反叛、攻(越)巂唐城〔三〕(5)。太守王尋奔槃榆(6)。哀牢三千餘人攻博南(7)、燔燒民舍。肅宗募發越巂・益州・永昌夷漢九千人討之(8)。明年春、邪龍縣〔四〕昆明夷鹵承等應募、率種人與諸郡兵擊類牢於博南、大破斬之、傳

首洛陽。賜鹵承帛萬匹、封爲破虜傍邑侯。

〔一〕〔集解〕惠棟曰(9)、「『華陽國志』云(10)、「純字長伯、鄨人也(11)。爲西部都尉。處地、金・銀・琥珀・犀・象・翠羽出、作此官者皆富及十世。純獨清廉、毫毛不犯。夷漢歌歎、表聞、三司及京師(12)貴重、多薦美之。明帝嘉之、乃改西部爲永昌郡、以純爲太守」。常璩述云、「長伯撫遐、聲暢中畿、析虎(13)命邦、綽有餘徽也」」。

〔二〕〔集解〕惠棟曰(14)、「鍾岳『良吏傳』云(15)、「純爲永昌太守、清廉獨絶、及卒列畫東觀(16)也」」。

〔三〕〔集解〕劉攽曰(17)、「案、嶲唐自是縣屬永昌。後人不知、妄增「越」・「城」二字」。惠棟曰(18)、「『續書』天文志云(19)、「攻嶲唐城」。衍「越」字」。

〔四〕〔李賢注〕郡國志曰(20)、「屬永昌郡也」。〔集解〕沈欽韓曰(21)、「『紀要』(22)、「麗江軍民府寶山州、漢邪龍縣地」」。

書き下し文

是れより先、西部都尉の廣漢の鄭純、政を爲すこと清潔にして、化、夷貊に行われ、君長感慕し、皆な土珍を獻じ、美を頌徳す。天子之を嘉し、卽ち召て永昌太守と爲す。純、哀牢夷人と約して、邑豪は歳ごとに布の貫頭衣二領・鹽一斛を輸し、召て常賦と爲し、夷俗、之に安んず。純、都尉・太守と爲りてより、十年にして官に卒す。建初元年、哀牢王類牢、守令と忿争し、遂に守令を殺して反叛し、（越）嶲唐城を攻む。太守王尋、棣檢に奔る。哀牢の三千餘人、博南を攻め、民舍を燔焼す。肅宗、募りて越嶲・益州・永昌の夷漢九千人を發し之を討たしむ。明年春、邪龍縣の昆明夷の鹵承等、應募し、種人と諸郡の兵を率いて類牢を博南に撃ち、大いに破りて之を斬り、首を洛陽に傳えしむ。鹵承に帛萬匹を賜い、封じて破虜傍邑侯と爲す。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、「『華陽國志』に云う、「純、字は長伯、鄨人なり。西部都尉と爲る。處るところの地、金・銀・琥

珀・犀・象・翠羽出づ。此の官と作る者は皆な富むこと十世に及ぶ。純、獨り清廉にして、毫毛も犯さず。夷漢歌歎し、表聞し、三司及び京師の貴重、多く薦めて之を美とす。明帝、之を嘉し、乃ち西部を改めて永昌郡と爲し、純を以て太守と爲す」と。常璩の述べて云う、「長伯遐を撫しみ、聲中畿に暢び、虎を析き邦に命じ、綽として餘徽有るなり」と」と。

〔二〕〔集解〕惠棟曰く、「鍾岳『良吏傳』に云う、「純、永昌太守と爲り、清廉獨絶し、卒するに及びて東觀に列畫せらるなり」と」と。

〔三〕〔集解〕劉攽曰く、「案ずるに、嶲唐は是れより縣、永昌に屬す。後人知らず、妄りに「越」・「城」の二字を增す」と。惠棟曰く、「『續書』天文志に云う、「嶲唐城を攻む」と。「越」字を衍す」と。

〔四〕〔李賢注〕郡國志に曰く、「永昌郡に屬するなり」と。〔集解〕沈欽韓曰く、「『紀要』に、「麗江軍民府寶山州は、漢の邪龍縣の地なり」と」と。

通釈

これより以前のことであるが、西部都尉の任にあった広漢郡出身の鄭純は、その統治にあたって行いが清廉潔白であったため、夷貊に教化がなされるようになった。そのうち夷貊の君長は心を動かして鄭純を慕うようになり、いずれも地元の特産品を献上して、その美徳を称えるようになった。そこで章帝は鄭純の事績を褒め称えて永昌太守とした。鄭純は哀牢夷人と約束し、各邑の有力者が毎歳、布製の貫頭衣二領と塩一斛の供出するのを通常の賦と取り決めたので、夷人の社会ではこの取り決めに安堵した。鄭純は都尉・太守となってから一〇年を経て在官のまま亡くなった。建初元年（七六）に、哀牢王の類牢が守令と諍いをし、ついに守令を殺して反乱を起こし、嶲唐城を攻めた。そのため永昌太守の王尋は楪榆に逃げて身を寄せた。その後、哀牢夷人三〇〇〇人あまりが博南を攻撃して民家を焼いた。そこで粛宗（章帝）は募兵を行って越嶲・益州・永昌にいる夷人や漢人九〇〇〇人を発して反乱討伐を行わせた。翌年の春、邪竜県出身の昆明夷である鹵承らが募兵

に応じて、種人と諸郡の兵を率いて哀牢王類牢を博南で撃破し、大勝して類牢を討ち取ったので、その首を洛陽まで伝送させた。その功績により皇帝は鹵承に帛一万匹を賜与し、鹵承を封じて破虜傍邑侯とした。

注釈

（1）鄭純の事績については、『後漢書』本文以外に、『太平御覧』巻七八六哀牢条に「『後漢書』曰」としてその一部が引用される他、『通典』巻一八七哀牢条にもその一部がみられ、『通志』巻一九七哀牢夷条には『後漢書』本文とほぼ同文がみられる。これに対して『太平寰宇記』巻一七九哀牢条では「華陽國志曰」として、『通典』とほぼ同文が録されているが、通行本『華陽国志』には該当部分はみられない。『華陽国志』巻四南中志永昌郡条にも鄭純について「明帝乃置郡、以蜀郡鄭純爲太守。（中略）太守著名績者、自鄭純後、有蜀郡張化・常員、巴郡沈稚・黎彪。然顯者猶鮮」とあり、ここでは鄭純の出身地もしくは前任地が蜀郡となっている。これは『後漢書』本文や『華陽国志』巻一〇先賢士女総讃中広漢士女で、鄭純の出身地を広漢郡（郪県）に作り、また前任地を益州西部（都尉）に作るのとは矛盾しているが、ここでは『後漢書』本文に従っておく。

なお『後漢書』本文にある「爲政清潔」の「潔」字について、『後漢書』の武英殿本・紹興本・和刻本・汲古閣本ではいずれも「絜」に作っている。

（2）本段では後漢代の西南夷である哀牢夷を「夷貊」と表記している。和田清氏によれば、貊民族とは「満州系統のツングース」族で、先秦時代においては北方の非漢人を代表し、現在の黒竜江・吉林・遼寧省から熱河（河北省承徳市）・興安嶺の南側・陝西省の北辺にかけての漢民族の東北縁一帯の山地にいたが、その後、南は漢民族、北は蒙古民族に圧迫されて次第に東方に退き、後漢末三国期には貊民族の後である高句麗が現在の鴨緑江の上流域にいたという（和田一九四二）。本段にみられる後漢代の哀牢夷は永昌郡（現在の雲南省）に居り、ここでの「夷貊」の「貊」が果たして和田氏のいう貊民族と同類か否かは不明である。

（3）永昌郡の置郡は、『後漢書』南蛮西南夷列伝哀牢夷条の前段に「永平十二年、哀牢王柳貌遣子率種人内屬。其稱邑王者七十七人、戸五萬一千八百九十、口五十五萬三千七百一十一。（中略）顯宗已其地置哀牢・博南二縣、割益州郡西部都尉所領六縣、合爲永昌郡」とあり、また『続漢書』郡国志五永昌郡条にも「永昌郡、明帝永平〔十〕二年分益州置」（〔十〕は殿本考証に拠る）とあるように、後漢・明帝永平一二年（六九）のことである。

（4）「布貫頭衣」については交趾郡属下の蛮夷の風俗として既出しており（〔一二〕注（2）参照。早大長文研二〇〇二、一四二頁）、そこで沈欽韓『後漢書疏証』巻一二が紹介するのは、『太平寰宇記』巻一六九嶺南道万安州風俗条「女人以五色布爲帽、以班布爲裙。似袋也。號曰都籠。以班布爲衫。方五尺、常中心開孔、但容頭入、名之曰思便」や清・屈大均『広東新語』巻七人語黎人条の「婦女率著黎桶。以布全幅。上與下緊連、自項至脛不接續、四圍合縫、以五色絨花刺其上。裙衩作數百細摺、用布至十餘丈。長不能行、則結其半於腰間。纍纍如帶重物」である。なお本段に対して沈欽韓『後漢書疏証』巻一二は、『新唐書』巻二二二南蛮列伝下南平獠条の「婦人横布二幅、穿中貫其首、號曰通裙」を引用し、この『新唐書』の記述とほぼ同文が『旧唐書』巻一九七南蛮西南蛮列伝南平獠条にある。

「鹽一斛」について、影山剛氏は永昌郡哀牢県の塩の貢納は郡守鄭純の特別措置で成立したとする。氏はこの事例以外に『華陽国志』巻三蜀志越巂郡定筰県条の「有鹽池、積薪以齊水、灌而後焚之、成鹽。漢末、夷皆錮之」や同南中志牂柯郡万寿県条の「本有鹽井。漢末時、夷民共詛盟不開。今三郡皆無鹽」などの二つの事件を現地住民の後漢帝国の支配に対する直接的な敵意の表現と解し、その背景としてこの二地域にも『後漢書』南蛮西南夷列伝哀牢夷条にみられるような塩の貢納制に類する制度が存在したと推察する。なお『太平御覧』巻八六五塩条に引く『魏略』に「漢令、哀牢民家出塩一斛以爲賦」とあり、ここでは「鹽一斛」を賦として供出する単位を「民家」に作り、『後漢書』の「邑豪」とは異なる記述になっている。この点について、影山剛氏は『後漢書』南蛮西南夷列伝哀牢夷条に「稱邑王者七十七人」とあるのが邑豪に当たるとされ、その氏族的組織が『魏略』において「家」という表現をとったのではないかとの解釈を示される（影山一九八四）。

なお漢代における周辺民族の内属について検討された小林聡氏によれば、内属とは外臣化と郡県化の中間段階に位置する中国王朝への従属形態であり、内属後ただちに郡県化に直結する場合と直結しない場合があり、哀牢夷の事例などは前者に属するという。また本条にみえる哀牢夷の「常賦」の事例などから、周辺民族の内属に際しては「約」と称される王朝と君長層との約束事項によって経済的負担など取り決められ、この「約」を通じて限定的にせよ恒常的な従属関係をつくりあげていくことが王朝側の内属政策の意図であったとする（小林一九九一）。

（5）哀牢王類牢の反乱については、『後漢書』巻三粛宗孝章帝紀建初元年九月条に「永昌哀牢夷叛」とあり、『続漢書』天文志中章帝建初元年条にも「是時蠻夷陳縦等及哀牢王類〔牢〕反、攻〔嶲〕唐城。永昌太守王尋走奔楪榆、安夷長宋延爲羌所殺」（〔牢〕は中華書局本校勘記、〔嶲〕は殿本考証に拠る）とある。なお『後漢書』本文の「越嶲唐城」について、恵棟は『続漢書』天文志中の記述により「越」字を衍字とし、沈欽韓も「越」字を衍字と解する。ここではそれらに従い「越」字を衍字と解しておく。

「守令」の語は、文献において郡守・県令の意で使われる例も多数みられるが他の用例もある。これについて趙翼は『陔余叢考』巻二六仮守条で二つの解釈を示している。すなわち、第一に「（秦漢時）其官吏試職者則曰守」とするように試用期間にある官吏を示す語とし、第二に前漢末に密令（河南省属県）となった卓茂の事例などから「所謂守令者亦即攝事之令也」とし、これを安作璋・熊鉄基氏は「代理県令」と解する（安・熊一九八五）。本段の「守令」は下文に「（永昌）太守王尋」がみえることから郡守・県令の意味で用いられているとは考えられないので、あるいは趙翼のいう後者の意の県令を指すのではないかとおもわれる。

（6）「楪榆」について、『後漢書訓纂』巻一九では「楪又作葉」とする。

（7）「博南」について、『後漢書疏証』巻一二では乾隆二九年勅撰本『大清一統志』巻四八七永昌府条に古蹟として挙げられる「博南廃県、在永平縣東」を引用する。

（8）「越嶲・益州・永昌夷漢」について、銭大昭『後漢書弁疑』では「漢字疑衍」とするが、同事件について『後漢書』粛宗

孝章帝紀建初二年三月条に「永昌・越巂・益州三郡民夷討哀牢、破平之」とあり、その「三郡民」には当然漢人も含まれていたと想定されるので、本段の「夷漢」の「漢」を衍字とする必要性はないようにおもわれる。

(9) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(10) 以下は、『華陽国志』先賢士女総讃中広漢士女からの引用である。

(11) 「郪」は、広漢郡の属県。『漢書』巻二八地理志上広漢郡条及び『続漢書』郡国志五広漢郡条参照。

(12) 「三司」について、『後漢書』巻六孝順帝紀陽嘉元年一二月条の詔に「今刺史・二千石之選、歸任三司」とあり、その李賢注に「三司、三公也。卽太尉・司空・司徒也」とあるように三公を指す。また「京師」については『華陽国志』南中志総序では「卿士」に作っている。この「卿士」について、船木勝馬氏らは「卿・大夫・士」の意と解するが（船木一九七七）、これに対して劉琳氏は九卿（後漢代では太常・光禄勲・衛尉・太僕・廷尉・大鴻臚・宗正・少府・大司農）の意と解している（劉一九八四、三四八頁）。

(13) 「虎」は、劉琳氏が注するごとく、虎符の意味である（劉一九八四、七四一頁）。虎符は、『漢書』巻四文帝紀二年九月条の「初與郡守爲銅虎符・竹使符」（『史記』巻一〇孝文本紀二年条は「郡守」を「郡國守相」に作る）の顔師古注に引く応劭の説に「銅虎符第一至第五、國家當發兵遣使者、至郡合符、符合乃聽受之」とあるように主に発兵の際に用いる割り符であった。また同じく顔師古が「與郡守爲符者、謂各分其半、右留京師、左以與之」と注するように、右半分を朝廷に置き、左半分を各郡の太守のもとに置いていた。虎符の制度的由来については、先引の『漢書』文帝紀の記述によれば前漢文帝二年に始まる制度のようであるが、虎符が戦国時代から存在し割り符として利用されたことは、大庭脩氏が『史記』巻七七・魏公子列伝中の信陵君が虎符を竊取して趙を救った話を引用し、馬非百氏が「新郪虎符」や「秦杜虎符」など戦国秦の虎符を列挙するごとくである（大庭一九六九、馬一九八二）。なお漢代の銅虎符について、陳直氏はその銘文が「漢與」に作るものと僅かに「與」に作るものの二種がみられるが、そのうち郡守に給するものはすべて「與」に作るものと指摘する（陳一九七九a・b）。

（14）以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

（15）鍾岖（しょうがん）は南朝梁、潁川郡長社（河南省）の人で生没年不詳。字は長岳（一に長丘）。官は建康令（一に府参軍）に至る。鍾岖は『詩品』の著者である鍾嶸（しょうこう）の兄にあたり、『梁書』巻四九および『南史』巻七九の各文学列伝の鍾嶸伝に附される鍾岖伝に「著良吏傳十巻」とある。ただし『良吏伝』はすで逸しており、『太平御覧』巻七五〇画上条などに引用された記述部分のみしか伝わらない。

（16）「東観」は宮中における著述・蔵書の場で、後漢の明帝代、詔により班固らが『漢記』（いわゆる『東観漢記』）を修撰したことで有名である。『後漢書』巻五孝安帝紀永初四年二月条に「詔謁者劉珍及五經博士、校定東觀五經・諸子傳記・百家藝術、整齊脱誤、是正文字」とあり、李賢注に「洛陽宮殿名曰、南宮有東觀」とあることから、東観は南宮にあったことがわかる。また『後漢書』巻二三竇融列伝附竇章列伝に後漢・安帝の永初中のこととして「是時學者稱東觀爲老氏臧室・道家蓬萊山、康遂薦章入東觀爲校書郎」とあり、その李賢注に「老子爲守臧史、復爲柱下史、四方所記文書皆歸柱下、事見『史記』。言東觀經籍多也。蓬萊、海中神山、爲仙府、幽經秘録竝皆在焉」とあり、蔵書する場としての東観の一端が窺われる（小林一九八四）。

（17）以下は、『東漢書刊誤』からの引用である。

（18）以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

（19）以下は、『続漢書』天文志中からの引用である。

（20）以下は、『続漢書』郡国志五からの引用である。

（21）以下は、『後漢書疏証』巻一二からの引用である。

（22）以下は、『読史方輿紀要』巻一一七雲南麗江軍民府宝山州条からの引用である。

［三五］

本文

永元六年、郡徼外敦忍乙王莫延慕義〔一〕〔校補二〕、遣使・譯獻犀牛・大象(1)。九年、徼外蠻及撣國王雍由調〔二〕遣重譯奉國珍寶(2)。和帝賜金印紫綬、小君長皆加印綬・錢帛。

〔一一〕**〔集解〕**先謙曰、「官本、「莫」作「慕」」〔校補二〕。

〔二一〕**〔李賢注〕**撣音擅。『東觀記』作「擅」字〔校補三〕(3)。

〔校補一〕案、『通志』、「敦」作「郭」。

〔校補二〕謹案、『通志』作「莫」、與毛本合。

〔校補三〕官本注脱「記」字。案、『通志』注亦無「記」字。

書き下し文

永元六年、郡の徼外の敦忍乙王莫延、義を慕い、使・譯を遣して犀牛・大象を獻ぜしむ。九年、徼外の蠻及び撣國王雍由調、譯を重ねて國の珍寶を奉ぜしむ。和帝、金印紫綬を賜い、小君長も皆な印綬・錢帛を加えらる。

〔一一〕**〔集解〕**先謙曰く、「官本は、「莫」を「慕」に作る」と。

〔二一〕**〔李賢注〕**撣の音は擅。『東觀記』は「擅」字に作る。

〔校補一〕案ずるに、『通志』は、「敦」を「郭」に作る。

〔校補二〕謹んで案ずるに、『通志』の「莫」に作るは、毛本と合す。

〔校補三〕官本の注は「記」字を脱す。案ずるに、『通志』の注も亦た「記」字無し。

通釈

和帝の永元六年（九四）、永昌郡の徼外の敦忍乙王莫延は天子の徳義を慕い、使者・通訳を派遣して犀・大象を献上させた。同九年（九七）、永昌郡の徼外の蛮夷および撣国王雍由調は使者を派遣し、多くの通訳を介してその国の珍しい宝物を献納させた。そこで、和帝は撣国王雍由調に金印紫綬を賜与し、小君長もみな印綬と金銭・布帛を与えられた。

注釈

（1）和帝永元六年における敦忍乙王の遣使は、『後漢書』巻四孝和帝紀永元六年正月条に「六年春正月、永昌徼外夷遣使譯獻犀牛・大象」と見える。敦忍乙について、沈欽韓が引用するように、『読史方輿紀要』巻一一九敦忍乙国条に「敦忍乙國。在緬甸西境。（中略）敦忍・僬僥、蓋皆緬甸旁國矣」とあり、国名とされているが、丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』は「敦忍乙、部名。無攷」と述べて部落の名称と解する。なお、王先謙が指摘するように、武英殿本では「敦忍乙王莫延」を「敦忍乙王慕延」に作り、また〔校補二〕で指摘されるように、『通志』巻一一九哀牢夷撣国及僬僥夷条では「郭忍乙王莫延」に作る。

（2）和帝永元九年における撣国王雍由調らの遣使は、『後漢書』孝和帝紀永元九年正月条に「永昌徼外蠻夷及撣國重譯奉貢」と見える。撣国についての記述は、後段の安帝永寧元年における遣使も含めて『太平御覧』巻七九一撣国条に引用されているほか、『通典』巻一八七撣国条、『太平寰宇記』巻一七九禅国条などに類話が見える。後段に見られるように、撣国王雍由調は安帝永寧元年にも朝貢して楽および幻人を献上しており、沈欽韓は、『冊府元亀』巻九七二貢元十八年条に「十八年正月、驃國王始遣其弟悉利夷來朝、獻其國樂凡十曲與樂工三十五人」とあるのを引用し、「按、撣國、卽唐驃國也」と述べ、『新唐書』巻二二二南蛮列伝下驃条に「西接東天竺」とあるのを、後段の「撣國西南通大秦」という記述と対応させる。また、戴蕃予も『読史方輿紀要』巻一一九緬甸軍民宣慰使司条に「緬甸軍民宣慰使司。古西南夷。漢之撣國也。在唐謂之驃國、至宋始謂之緬」とあるのを引用する。一方、丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』は「撣者、種人之名也。今雲

南・廣西迤南、皆其人所居、部落甚多。有東西南北四撣之稱」と述べる。以上を踏まえると、撣は雲南・広西両省以南のベトナム・ラオス・タイ・ミャンマー一帯に居た種族で、本段の撣国は、丁謙のいう東西南北のうち西撣に相当すると思われる。

（3）李賢注では『東観漢記』との字句の異同が指摘されるが、『太平御覧』巻九一穆宗孝和皇帝条所引の『東観漢記』には和帝永元九年における撣国王雍由調の遣使の記述が見られない。なお、〔校補三〕で指摘されるように、「『東観記』作」を武英殿本および『通志』哀牢夷撣国及僬僥夷条では「『東観』作」に作る。

〔三六〕

本文

永初元年、徼外僬僥種夷陸類等三千餘口舉眾内附(1)、獻象牙・水牛・封牛(2)。永寧元年、撣國王雍由調復遣使者詣闕朝賀、獻樂及幻人(3)。能變化、吐火、自支解、易牛馬頭、又善跳丸、數乃至千(4)。自言「我海西人」。海西、卽大秦也〔一〕。撣國西南通大秦(5)。明年元會(6)、安帝作樂於庭(7)、封雍由調爲漢大都尉(8)、賜印綬・金銀・綵繒各有差也。

〔一〕〔集解〕『通鑑』胡注(9)、「案、大秦、卽武帝時犁靬國。今謂之拂菻」。

書き下し文

永初元年、徼外の僬僥種夷陸類等、三千餘口、眾を舉げて内附し、象牙・水牛・封牛を獻ず。永寧元年、撣國王雍由調、復た使者を遣わして闕に詣りて朝賀し、樂及び幻人を獻ぜしむ。變化を能くし、火を吐き、自ら支解し、牛馬の頭を易え、又た善く丸を跳ね、數は乃ち千に至る。自ら「我は海西の人なり」と言う。海西は、卽ち大秦なり。撣國は西南のかた大秦に通ず。明年の元會に、安帝、樂を庭に作さしめ、雍由調を封じて漢の大都尉と爲し、印綬・金銀・綵繒を賜うに各〃差有る

なり。

〔一〕〔集解〕『通鑑』胡注に、「案ずるに、大秦は、卽ち武帝の時の犁靬國なり。今、之れを拂菻と謂う」と。

通釈

安帝の永初元年（一〇七）、永昌郡徼外の僬僥種の陸類らは三〇〇〇人余り、総勢を引きつれて後漢に内附し、象牙・水牛・封牛を献上した。永寧元年（一二〇）、撣国王雍由調は再び使者を派遣して朝廷に至って安帝に朝見し、楽人と幻術師を献上させた。その幻術師は変化の術を使い、火を吐き、自分で四肢をばらばらにし、牛馬の頭を取り替えることができ、また巧みにお手玉ができ、その回数は一〇〇〇回にも及んだ。幻術師は自分で「私は海西の人間である」といった。海西とは大秦のことである。撣国は西南方が大秦に通じている。明年（一二一）の元会儀礼において、安帝は朝廷で撣国から献上された楽人に音楽を演奏させ、撣国王雍由調を封じて漢の大都尉に任命し、印綬・金銀・綵繒（あやぎぬ）を賜与し、供の者にも応分の賜与があった。

注釈

（1）安帝永初元年における僬僥種夷の陸類らの遣使は、『後漢書』巻五孝安帝紀永初元年三月条に「己卯、永昌徼外僬僥種夷貢獻内屬」と見える。僬僥についての記述は、『太平御覧』巻七九〇僬僥国条に引用されているほか、『通典』巻一八七焦僥国条、『太平寰宇記』巻一七九焦僥国条などに類話が見える。『後漢書』巻二顕宗孝明帝紀永平一七年条に「西南夷哀牢・儋耳・僬僥・槃木・白狼・動黎諸種、前後慕義貢獻」とあり、僬僥の貢献は明帝永平一七年（七四）に始まる。しかし、『国語』魯語下に呉王夫差が越王句践を攻め、会稽山から正体不明の骨が出土した話が見え、その中で孔子が「僬僥氏長三尺、短之至也」と述べており、春秋時代には既に僬僥という集団は背の低い種族として知られていたようである。また

『山海経』海外南経に「周饒國在其東。其爲人短小、冠帶。一曰、焦僥國在三首東」、大荒南経に「有小人、名曰焦僥之國。幾姓。嘉穀是食」とあるように、中国南方の非漢人とされていた。『淮南子』墜形訓に「西南方曰焦僥、曰炎土」とあり、また前掲『国語』魯語下の韋昭注に「僬僥、西南蠻之別也」とあるように、漢代以降、その位置を西南とする。丁謙は「僬僥」が『列子』や『説文』に見えることを指摘した上で「惟地無可攷」と述べるが、田継周は「永昌徼外」という『後漢書』の記述に基づき、雲南西部の瀾滄江・怒江流域に分布する南亜語系モン・クメール語派（現在のワ族・プーラン族・ドアン族）の祖先であろうとする。その俗については、前掲『山海経』海外南経の郭璞注に「其人長三尺、穴居、能爲機巧。有五穀也」とある。また時代が下ると、唐・釈道世撰『法苑珠林』巻五・六道篇人道部・受苦部や『太平御覧』に引用される三国呉の『外国図』（撰者未詳）に「僬僥國、人長尺六寸。迎風則偃、背風則伏。眉目具足、但野宿。一曰、僬僥、長三尺。其國草木夏死而冬生。去九疑三萬里」、「僬僥民、善沒游、善捕鸛鳥」とあり、風を受けて倒れたり、屋外で寝たりする俗や、泳いだり、鳥を捕えたりするのに長けていたことが記録されている。また僬僥国の草木について『外国図』では「夏死而冬生」とあるのに対し、『通典』・『太平寰宇記』では「冬落夏生」とあり、全く逆になっている。なお、『集解』および汲古閣本では「舉眾内附」に作るが、武英殿本・紹興本・和刻本では「舉種内附」に作る。

（2）封牛は、『漢書』巻九六西域伝上罽賓国条に「出封牛・水牛・象・大狗・沐猴・孔爵」とあり、その顔師古注に「封牛、項上隆起者也」とあるほか、『後漢書』巻六孝順帝紀陽嘉二年条に「疏勒國獻師子・封牛」とあり、その李賢注に「封牛、其領上肉隆起者若封然、因以名之。卽今之峯牛」とあるように、頸から肩の辺りにこぶのあるガウル（学名:Bos gaurus・和名:こぶうし・中国名:印度野牛）の類であろう。『爾雅』釈畜・犦牛の郭璞注に「卽犎牛也。領上肉犦、胅起高二尺許、状如橐駝、肉鞍一邊、健行者日三百餘里。交州合浦徐聞縣出此牛」とあるように、罽賓国・疏勒国など西域以外の中国南方にも分布していた。

（3）安帝永寧元年における撣国王雍由調の遣使は、『後漢書』孝安帝紀永寧元年一二月条に「永昌徼外撣國遣使貢獻」と見えるが、東晉・袁宏撰『後漢紀』巻一五孝殤皇帝紀延平元年条では「及安帝元初中、日南塞外檀國獻幻人。能變化、吐火、

自支解。又善跳丸、能跳十丸。其人曰、我海西人。則是大秦也」とあり、安帝元初中（一一四～一二〇）のことで、撣国（檀国）を日南の塞外とする。幻人について、『史記』巻一二三大宛列伝に「漢使還、（安息）而後發使隨漢使來觀漢廣大、以大鳥卵及黎軒善眩人獻于漢」とあり、前漢武帝期に初めて西域から中国に献上されている。なお、榎一雄氏は、このような幻人や彼らによってもたらされた幻術を前漢から唐代までの東西文化交渉史の中に位置づけてまとめている（榎一九九三）。

（4）支解は、『漢書』巻二七・五行志下の「董仲舒・劉向以爲後邾支解鄫子」に対する顔師古注に「謂解其四支、斷其骨節」とあるように、四肢をばらばらにすること。幻人の行った支解については、カスピ海西南岸のメディア地方を中心に発展した古代宗教マギの神官が使う麻酔薬との関連を指摘する江上波夫氏の見解もある（江上一九三六・一九六五）。跳丸は「飛丸」ともいい、お手玉のことである。なお、『通典』および『太平寰宇記』は「數乃至十」に作り、「數」をお手玉の数と解することもできるが、ここでは、原文の通り「千」とし、お手玉ができる回数に解しておく。こうした芸能は、『文選』巻二所収の張衡「西京賦」に「跳丸劍之揮霍、走索上而相逢。（中略）奇幻儵忽、易貌分形、呑刀吐火、雲霧杳冥」とあるほか、『芸文類聚』巻六三観条所引の李尤「平楽観賦」に「呑刀吐火、燕躍烏跱、陵高履索、躍踊旋舞、飛丸跳劍」と詠われ、また後漢代の画像石や画像磚、壁画などの題材にもなっている。

（5）大秦は、『三国志』巻三〇魏書烏丸鮮卑東夷伝の裴松之注所引の魚豢撰『魏略』西戎伝に「大秦國、一號犁軒、在安息・條支西大海之西。（中略）其國在海西、故俗謂之海西」とあるように、犁軒（黎軒・黎軒）・海西とも呼ばれ、ローマ帝国あるいはその東方領である。『後漢書』巻八八西域伝大秦国条に「至桓帝延熹九年、大秦王安敦遣使自日南徼外獻象牙・犀角・瑇瑁、始乃一通焉」とあるように、桓帝の延熹九年（一六六）にローマ皇帝マルクス＝アウレリウス＝アントニヌス（在位一六一～一八〇）の使者と称する者が日南に来ている。また前掲の『魏略』西戎伝には「俗多奇幻、口中出火、自縛自解、跳十二丸巧妙」とあり、幻人が「我海西人」と自ら称したのと一致する。「撣國西南通大秦」について、丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』は「後漢時大秦方盛、其來中國、蓋由地中海至埃及（時屬大秦）、登陸行、直由紅海過印度

洋、至緬甸南境、再陸行北入撣人地。所謂西南通大秦者、此其道也」と述べる。なお撣国から中国へは、『後漢紀』孝殤皇帝紀延平元年条に「自交州塞外檀國諸蠻相通也。又有一道與益州塞外通」とあるように、広西壮族自治区からと雲南省からの二つのルートがあった。

（6）後漢時代の元会儀礼については、『続漢書』礼儀志中に「毎月朔歳首、爲大朝受賀。其儀、夜漏未盡七刻、鍾鳴、受賀。及贊、公・侯璧、中二千石・二千石羔、千石・六百石鴈、四百石已下雉。百官賀正月。二千石已上上殿稱萬歳。舉觴御坐前。司空奉羹、大司農奉飯、奏食舉之樂。百官受賜宴饗、大作樂」とあり、臣下からの受賀・委質儀式を中核とする前半の朝儀と、皇帝からの賜物・饗宴、音楽・芸能を中核とする後半の会儀からなる。楊寛氏は、中国都城制度において西周から前漢までの「坐西朝東」の都城配置が後漢以降「坐北朝南」に変化する原因を南郊祭天儀礼の制度化と元会儀礼の大規模化に求め、その過程で、元会儀礼が「皇帝の貴」と臣下の序列を明らかにし、上計制度によって全国の状況を総括・総検討する重要な政治的意味をもち、中央集権体制を強化する目的に沿うものであった、と指摘する（楊一九八七）。渡辺信一郎氏は楊氏の議論を踏まえ、朝儀における委贄儀礼が礼物贈与を通じて君臣関係の再確認・再構築を意味し、会儀における賜物・饗宴を通じて新たに更新された君臣関係の和合と朝廷の秩序化を図り、上計吏の参加―上計制度を通じた中央政府と地方郡国との間の貢納―従属関係の更新、更には非漢人の参加・入貢を通じた中華‐夷狄関係の更新をも意味し、元会儀礼が皇帝の統治する全宇宙の更新を象徴する儀礼であったとする（渡辺一九九六）。

（7）会儀における音楽・芸能については、『続漢書』礼儀志中の劉昭注補所引の後漢・蔡質撰『漢儀』に「作九賓徹樂。（中略）㠯兩大絲繩繫兩柱中頭閒、相去數丈、兩倡女對舞、行於繩上、對面道逢、切肩不傾、又踏蹋局出身、藏形於斗中。鍾磬竝作、樂畢、作魚龍曼延」とあり、具体的な記述が見える。「楽」には『礼記』楽記篇に「故樂者、審一以定和、比物以飾節、節奏合以成文、所以合和父子君臣、附親萬民」とあるように、君臣関係などの和合させる性格があり、特に非漢人の「樂を作す」ことについては『白虎通義』礼楽篇に「所以作四夷之樂何。德廣及之也」とあるように、皇帝の徳が非漢人にまで及んでいることの証であった。しかし、非漢人から楽人が献上されたのは、この永寧元年の撣国王雍由調の遣使

以前に例がなく、そのため、この元会儀礼で非漢人の音楽および芸能が催されたことに対しては、『後漢書』巻五一陳禅列伝に「明年元會、作之於庭、安帝與羣臣共觀、大奇之。禪獨離席擧手大言曰、昔齊・魯爲夾谷之會、齊作侏儒之樂、仲尼誅之。又曰、放鄭聲、遠佞人。帝王之庭、不宜設夷狄之技」とあるように、否定的な見解も存在した。

（8）大都尉は、『史記』巻一一〇匈奴列伝や『漢書』巻九六西域伝下に非漢人固有の官名を意訳したものの一つとして見える。しかし、『後漢書』巻八八西域伝に「順帝永建二年、臣磐遣使奉獻、帝拜臣磐爲漢大都尉」とあるように、後漢に入朝してきた非漢人の王が大都尉を授与された例が数件見られ、本段の場合も後漢の官制における官名である。非漢人に授与される官爵については、『続漢書』百官志五に「四夷國王・率衆王・歸義侯・邑君・邑長、皆有丞、比郡縣」とあるだけで、「大都尉」などの官は見当たらない。熊谷滋三氏は、このような後漢代の非漢人に対する官爵授与について検討し、爵号とは別に大都尉などの武官号が各民族（地域）の強力な中心人物で漢朝に対する貢献度の大きな者に限り授与されることがあり、それは被授与者に対してその民族（地域）における一定の軍事的支配権を承認し、その一方で漢朝の統帥体制に組み込むことを意図したものと指摘する（熊谷一九九〇）。なお、『後漢書』孝順帝紀永建六年一二月条に「日南徼外葉調國・撣國遣使貢獻」とあり、その李賢注所引の『東観漢記』に「及撣國王雍田亦賜金印紫綬」とあるように、撣国王雍由調は順帝永建六年（一三一）に三度目の遣使をし、金印紫綬を賜与されている。

（9）「『通鑑』胡注」以下は『資治通鑑』巻五〇漢紀安帝永寧元年一二月条の胡三省注からの引用である。

［三七］

本文

邛都夷者(1)、武帝所開、㠯爲邛都縣(2)。無幾而地陷爲汙澤、因名爲邛池(3)。南人㠯爲邛河〔一〕〔校補一〕(4)。後復反叛。元鼎六年、漢兵自越巂水伐之、㠯爲越巂郡〔二〕(5)。其土地平原、有稻田。青蛉縣禺同山有碧雞・金馬(6)、光景時時出見〔三〕。俗多游蕩、而喜謳歌、略與牂柯相類。豪帥放縱、難得制御。

〔一〕〔**李賢注**〕在今巂州越巂縣東南。『南中八郡志』曰(7)、「邛河縱廣岸二十里、深百餘丈。多大魚。長一二丈〔校補二〕、頭特大、遥視如戴鐵釜狀」。李膺『益州記』云(8)、「邛都縣下有一老姥。家貧孤獨。每食、輒有小蛇頭上戴角在牀閒。姥憐之、飴之〔校補三〕。後稍長大、遂長丈餘。令有駿馬、蛇遂吸殺之。令因大忿恨、責姥出蛇〔校補四〕。姥云、「在牀下」。令即掘地、愈深愈大、而無所見。令又遷怒殺姥。蛇乃感人、以靈言瞋令、「何殺我母。當爲母報讐」。此後每夜輒聞若雷若風、四十許日。百姓相見咸驚語、「汝頭那忽戴魚」。是夜方四十里與城一時俱陷爲湖。土人謂之爲陷河。唯姥宅無恙〔校補五〕、訖今猶存。漁人採捕、必依止宿。每有風浪、輒居宅側、恬靜無佗(9)。風靜水清、猶見城郭樓櫓爰然。今水淺時、彼土人沒水取得舊木。堅貞、光黑如漆。今好事人以爲枕相贈〔校補六〕」。爰音側(10)。〔**集解**〕沈欽韓曰、「『一統志』(11)、「邛河在寧遠府西昌縣東南」」。

〔二〕〔**李賢注**〕巂水源出今巂州邛部縣西南巂山下〔校補七〕。『前書』地理志曰(12)、「言其越巂水以置郡、故名焉」。〔**集解**〕沈欽韓曰、「『元和志』、於巂州尚載此條(13)。今地志皆失其處。疑今之打沖河也」。

〔三〕〔**李賢注**〕禺同山在今襲州楊波縣。王褒「碧雞頌」曰(14)、「持節使王褒謹拜南崖、敬移金精神馬・縹碧之雞(15)、處南之荒。深谿回谷、非土之鄉。歸來歸來、漢德無疆(16)。廉〈兼〉平〈乎〉唐虞〔校補八〕、澤配三皇」。『華陽國志』曰(17)、「碧雞光景、人多見之」。『前書音義』曰(18)、「金形似馬、碧形似雞也」。〔**集解**〕沈欽韓曰、「『明志』(19)、「姚安軍民府大姚縣、漢青蛉縣」。『紀要』(20)、「大姚縣北三十里有方山。或以爲卽禺同山」」。

〔校補一〕案、邛字从邑。惟毛本得之。

〔校補二〕官本注無「多」字。案、『通志』注有「多」字。

〔校補三〕案、『通志』注上「之」作「而」。

〔校補四〕案、『通志』注作「令因大忿姥、限責出蛇」(21)。

〔校補五〕案、『通志』注「宅」作「宇」、誤。

〔校補六〕案、『通志』注「今」作「有」。
〔校補七〕案、『通志』注「部」作「都」、誤。唐邛部縣今越巂廳北七十里。
〔校補八〕案『通志』注「廉平」乃「兼乎」之譌。各本皆失正。

書き下し文

邛都夷は、武帝の開く所、已て邛都縣と爲す。幾も無くして地陷りて汙澤と爲る、因りて名づけて邛池と爲す。南人已て邛河と爲す。後に復た反叛す。元鼎六年に、漢の兵、巂水を越えて之を伐ちて自り、已て越巂郡と爲す。其の土地平原にして、稻田有り。青蛉縣の禺同山に碧雞・金馬有り、光景時時出見す。俗、游蕩多く、而うして謳歌を喜ぶは、略ぼ牂柯と相類す。豪帥放縦にして、制御することを得難し。

〔一〕〔李賢注〕今の巂州越巂縣の東南に在り。『南中八郡志』に曰く、「邛河は縦廣にして岸二十里、深さ百餘丈。大魚多し。長さ一二丈、頭特に大きく、遥かに視れば鐵釜を戴くの状の如し」と。李膺の『益州記』に云う、「邛都縣下に一老姥有り。家貧しく孤獨たり。食する毎に、輒ち小蛇の頭上に角を載せて牀閒に在る有り。姥、之を憐み、之を飴（やしな）う。後に稍く長大し、遂に長さ丈餘たり。令に駿馬有り、蛇遂に之を吸殺す。令因りて大いに忿恨し、姥を責めて蛇を出さしむ。姥云う、「牀下に在り」と。令卽ち地を掘るに、愈よ深く愈よ大なり、而れども見わるる所無し。令又た怒を遷して姥を殺す。蛇乃ち人に感ぜしめ、靈言を以て令を瞋す、「何ぞ我が母を殺すや。當に母の爲に讐を報うべし」と。此の後、夜毎に輒ち雷の若く風の若きを聞くこと、四十許日。百姓相見て咸な驚語す、「汝の頭に那ぞ忽ちに魚を戴くや」と。是の夜方四十里、城と與に一時に俱に陷りて湖と爲る。土人、之を謂いて陷河と爲す。唯だ姥の宅のみ恙無く、今に訖るまで猶お存す。漁人採捕するに、必ず依りて止宿す。風浪有る毎に、輒ち宅の側に居れば、恬靜にして佗無し。風靜にして水清く、猶お城郭樓櫓の爰然たるを見るがごとし。今水淺き時、彼の土人、水に沒して舊木を取得す。堅貞にして、

光黑なること漆の如し。今好事人以て枕を爲りて相贈る」と。爰、音は側。【集解】沈欽韓曰く、『一統志』に、「邛河は寧遠府西昌縣の東南に在り」と」と。

〔二〕【李賢注】嶲水の源は今の嶲州邛部縣の西南の嶲山の下に出づ。『前書』の地理志に曰く、「其の嶲水を越えて以て郡を置く、故に焉を名とするを言う」と。【集解】沈欽韓曰く、『元和志』、嶲州に於て尚お此の條を載す。今の地志皆な其の處を失す。疑うらくは今の打沖河なり」と。

〔三〕【李賢注】禺同山は今の巂州楊波縣に在り。王褒の「碧雞頌」に曰く、「持節使王褒謹みて南崖を拜し、敬みて金精の神馬・縹碧の雞を移し、南の荒に處らしむ。深谿回谷、土の鄉に非ず。歸り來ん歸り來ん、漢の德に疆無し。唐虞を廉〈兼〉ね、澤、三皇に配せらる」と。『華陽國志』に曰く、「碧雞の光景、人多く之を見る」と。『前書音義』に曰く、「金の形、馬に似、碧の形、雞に似るなり」と。【集解】沈欽韓曰く、『明志』に、「姚安軍民府の大姚縣は、漢の青蛉縣なり」と。『紀要』に、「大姚縣の北三十里に方山有り。或いは以て卽ち禺同山と爲す」と」と。

〔校補一〕案ずるに、邛字は邑に从う。惟だ毛本のみ之を得。

〔校補二〕官本の注に「多」字無し。案ずるに、『通志』の注に「多」字有り。

〔校補三〕案ずるに、『通志』の注、上の「之」を「而」に作る。

〔校補四〕案ずるに、『通志』の注、「令因大忿姥、限責出蛇」に作る。

〔校補五〕案ずるに、『通志』の注に「宅」を「宇」に作るは、誤りなり。

〔校補六〕案ずるに、『通志』の注、「今」を「有」に作る。

〔校補七〕案ずるに、『通志』の注に「部」を「都」に作るは、誤りなり。唐の邛部縣は今の越巂廳の北七十里。

〔校補八〕『通志』の注を案ずるに、「廉平」は乃ち「兼乎」の譌りなり。各本皆な正を失す。

通釈

邛都夷は、前漢の武帝が初めて勢力を及ぼし、邛都県を置いたところである。その後、間もなく地面が陥没して池や沢となったことから、邛池と命名されたのである。なお、南方の人々はこれを邛河と呼んでいる。邛都夷はのちにまた離反した。それに対して元鼎六年（前一一一）に、漢の軍隊が巂水を越えて邛都夷を征伐したことから、越巂郡となったのである。邛都夷の地は、土地が平原であり、稲田がある。青蛉県の禺同山には碧鶏・金馬がおり、その光景はときどき見られる。邛都夷の風俗には、遊蕩する者が多く、また謳歌するのを喜ぶが、それはほぼ牂柯郡と似たようなものである。当地の豪帥は勝手気ままにふるまっており、統制下に置くことは難しい。

注釈

（1）本段は『太平御覧』巻七九一邛条にも引用されており、また『通典』巻一八七邛都条、『通志』巻一九七邛都条にもほぼ同じ記述が見える。

「邛都夷」は『史記』巻一一六西南夷列伝に「自滇以北君長以什數、邛都最大。此皆魋結。耕田、有邑聚」とあるのによれば、滇以北においては最大の勢力を持っており、またその人々はさいづち型のまげを結い、農地を耕し、邑を構えて聚落を構成していた。

邛都夷の「都」について、清・何焯『義門読書記』は「都者、瀦水之名。恐其地本有汙澤」と述べ、その地にもともと池や沢があったことから、このような名がつけられたと述べている。確かに、三国魏・張揖『広雅』釈地に「都、池也」、清・呉任臣『字彙補』邑部に「又水所聚也」とあり、都には池、水たまりの意がある。しかし、任乃強氏は、「都」は羌語の「多」が変化したものであり、羌語では農耕が可能な河原で、聚落のあるところを指すとする（任一九八六、三〇三～三〇五頁）。

一方、当該民族の名称は「邛」であって、これを「邛都」と呼ぶのは誤りとする説もある。すなわち、潮田富貴藏氏は「「都」の文字は不用で恐らく部の誤か或は邛（ヤマ）都県の名称により誤って記されたものであろう」と述べている（潮田一九

五三）。また、久村因氏は、邛都という名称は比較的後の史料に多く見られるが、それは県名としてはじめて現れたものであって、本来は「邛」が当該民族の呼び名であったとする（久村一九七〇）。

（2）「邛都縣」は『史記』西南夷列伝に「蜀人司馬相如亦言西夷邛・筰可置郡。使相如以郎中將往喩、皆如南夷、爲置一都尉・十餘縣、屬蜀」とあるのによれば、前漢の武帝期に司馬相如の進言によって、蜀郡の属県として設置された。現在の四川省西昌市付近。邛都県が置かれた年代ははっきりしないが、右の西南夷列伝の記述は、建元六年（前一三五）条と元狩元年（前一二二）条の間に記されているから、置県もその間になされたと考えられる。

（3）「邛池」は、現在の四川省西昌市の邛海。

（4）白川静氏は殷の卜辞に見える「南」について、苗族の言葉では銅鼓と呼ばれる楽器のことをNan-yenと呼び、それが文献史料に散見する「南任」という語と音が近く、また南の字形も銅鼓の象形と解しうることから、南は本来、苗族の用いる銅鼓を指す語であったとする。そして、南は転じて苗族のことを指し、苗族を「南人」とも呼ぶようになり、ひいては彼らの住む地域が南と呼ばれ、さらに転じて方位を示す語として南が用いられるようになったと述べている（白川一九五四）。ただし、本文の南人は、単に南方の人を指すか。

（5）「漢兵自越巂水伐之、已爲越巂郡」について、丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』は「越巂郡名、因漢自越巂水進兵而得、非郡有越巂水。越巂水發源今越巂廳南」と述べ、「越巂郡」という郡名がつけられたのは、漢が「越巂水」から軍隊を進めたことによるのであって、越巂郡に越巂水という河川があるわけではないとし、さらに越巂水が清代のどの河川にあたるかについて考証を加えている。おそらく、丁謙は「漢兵自越巂水伐之」を「漢の兵、越巂水自り之を伐つ」と読み、越巂水という名の河川が存在したと解したのであろう。しかし、〔二一〕の李賢注に「巂水」とあるように、「越巂水」のうち「巂水」が河川名であり、「越」は「越える」という動詞として解するべきである。それは、『漢書』巻二八地理志上顔師古注引の応劭注が越巂郡について、「故邛都國也。有巂水。言越此水、以章休盛也」と述べ、越巂郡に「巂水」という河川があり、この河川を渡ったことが越巂郡という郡名の由来であるとしていることからも明らかである。

漢が元鼎六年に邛都夷を討伐し、越巂郡を置いたことについては、他にも『史記』西南夷列伝に「南越破後、及漢誅且蘭・邛君、並殺筰侯、冉駹皆振恐、諸臣置吏。乃以邛都爲越巂郡、筰都爲沈黎郡、冉駹爲汶山郡、廣漢西白馬爲武都郡」、『漢書』巻六武帝紀元鼎六年条に「定西南夷、以爲武都・牂柯・越巂・沈黎・文山郡」、『漢書』地理志上の本注に「武帝元鼎六年、開」とある。

（6）「青蛉縣」は、現在の雲南省大姚県付近。青蛉県の禺同山にしばしば「碧雞・金馬」が現れることについては、〔三〕の李賢注が挙げている史料の他にも、『漢書』地理志上の青蛉県についての本注に「有禺同山、有金馬・碧雞」、『続漢書』郡国志五に「青蛉有禺同山、俗謂有金馬・碧雞」と記されている。なお、李賢注引の王褒「碧雞頌」は、『漢書』巻二五郊祀志下に「或言益州有金馬・碧雞之神、可醮祭而致。於是遣諫大夫王褒使持節而求之」、同巻六四王褒伝に「後方士言益州有金馬・碧雞之寶、可祭祀致也。宣帝使褒往祀焉。褒於道病死、上閔惜之」、『華陽国志』巻四南中志に「蜻蛉縣　有鹽官。濮水同出。山有碧雞・金馬、光影倏忽、民多見之。有山神。漢宣帝遣諫議大夫蜀郡王褒祭之、欲致雞・馬、褒道病卒」とあるように、前漢の宣帝期に諫議大夫の王褒が、碧鶏・金馬を祀るために当地へ派遣されたことを述べたものである。もっとも、『漢書』郊祀志下及び王褒伝では、いずれも「益州」で出現した碧鶏・金馬を王褒に祀らせようとしたことになっているが、『華陽国志』では青蛉県のこととして記されているから、この益州は益州郡ではなく、青蛉県なども含む益州刺史部全体を指すのであろう。

ちなみに、『読史方輿紀要』巻一一四雲南府昆明県条によれば、清代の昆明県には「碧雞山」・「金馬山」という二山があったようであるが、これについて顧祖禹は「金馬山、（雲南）府東二十五里。西對碧雞山、相距五十餘里。其中即滇池也。漢宣帝神爵元年、方士言益州金馬・碧雞之神、可祠而至。乃遣諫議大夫王褒求之。即此山」と述べ、王褒が碧鶏・金馬を祀るために派遣されたのはこの二山であるとする。しかし、清代の昆明県（現在の雲南省昆明市）は、漢代の青蛉県よりもはるか南にあり、また禺同山と碧鶏山・金馬山の関係をどのように解するのであろうか。

なお、各史料の間では、碧鶏・金馬そのものについての記述・解釈が一致していない。すなわち、『漢書』郊祀志下では

「金馬・碧雞之神」とあり、碧鷄・金馬が「神」とされているが、同王褒伝では「金馬・碧雞之寶」とあるように、「寶」とされている。また、『華陽国志』では、「山神」を祀って碧雞・金馬を連れてこようとしたごとくに記されている。それから、李賢注の引く『漢書音義』では、「金形似馬、碧形似雞也」とあるように、金馬は馬に似た形の黄金、碧雞は鶏に似た形の碧（青く美しい石の一種）とされており、馬や鶏そのものではなく、馬や鶏の形をした金・碧として解されている。また、李賢注引の「碧雞頌」では、金馬について「金精神馬」とあるが、これによれば金馬の「金」は黄金ではなく、五行のうちの金を指すことになる。

（7）以下の『南中八郡志』の記述は、『続漢書』郡国志五の劉昭注にも引用されており、「縣東南數里有水、名邛廣都河。從廣二十里、深百餘丈。有魚長一二丈、頭特大、遥視如戴鐵釜狀」とある。

（8）李膺は南朝梁において、益州別駕を務めた人物。李膺が『益州記』を著したことは、『南史』巻五五鄧元起列伝に「著益州記三卷、行於世」と記されている。『益州記』は佚書であるが、以下の記述は『太平御覧』邛条、北宋・楽史『太平寰宇記』巻七五邛州条にもほぼ同じものが引用されている。また、以下の説話とほぼ同じものは、二〇巻本『搜神記』巻二〇、『太平広記』巻四五六所引の唐・焦璐『窮神秘苑』にも見える。この説話は五代十国期に記された『王氏見聞』を経て、梓潼神（文昌帝君）の説話の一つとして吸収されていった（水間二〇〇二）。

（9）「佗」は、紹興本では「它」に作る。

（10）「側」は、紹興本では「測」に作る。

（11）以下は『大清一統志』巻三〇五寧遠府条からの引用である。

（12）現行本の『漢書』地理志には、以下のような記述はない。ただし、注（5）でも挙げたように、『漢書』地理志上の応劭注には、越巂郡の名の由来として「故邛都國也。有巂水。言越此水、以章休盛也」とあり、この李賢注引の地理志の文と内容が似ている。

（13）沈欽韓が指摘するように、唐・李吉甫『元和郡県図志』巻三二剣南道中には「巂山在縣西南九里。巂水出巂山下」とあ

り、確かに嶲水に関する記述が見える。

(14) 以下の王褒「碧雞頌」は、『文選』巻五五所引の劉峻「広絶交論」の李善注にも引用されており、「持節使者敬移金精神馬・剽剽碧雞。歸來歸來、漢德無疆。黄龍見兮白虎仁、歸來歸來、可以爲倫。歸來翔兮、何事南荒也」とある。

(15)「縹碧之雞」の「縹」は、汲古閣本では「驃」に作る。しかし、例えば『文選』巻四所引の張衡「南都賦」の李善注が引く『広志』に「碧有縹碧、有綠碧」とあるように、碧の一種を指すものとして「縹碧」という語があるから、縹に作るのが正しいと思われる。なお、縹は清・張自烈『正字通』糸部に「本作繚」とあるのによれば、「繚」が本字であるが、『説文』糸部に「繚、帛白青色也」とあるように、白青色を指す。注(14)で挙げたように、『文選』の李善注が引く「碧雞頌」では、この「縹碧之雞」に相当する部分を「剽剽碧雞」に作るが、「剽」もおそらく縹の誤りか、さもなくば通仮字であろう。

(16)「疆」は、汲古閣本では「彊」に作る。『集韻』平声陽韻に「畺、説文、界也。（中略）或作疆・嚋・壃・彊」とあるように、両字はしばしば通用される。

(17) 以下の『華陽国志』の記述は、注(6)でも挙げたように、『華陽国志』南中志から引用したものと思われる。

(18) 以下の『漢書音義』の記述は、『漢書』郊祀志下の如淳注を引用したものと思われる。

(19)「明志」は、『明史』巻四六地理志七を指すと思われるが、姚安軍民府の大姚県についての記述こそあるものの、大姚県が漢代の青蛉県にあたるとは記されていない。

(20) 以下は『読史方輿紀要』巻一一六雲南四からの引用である。

(21) 本文と同じく、武英殿本・汲古閣本では「令因大忿恨、責姥出蛇」に作るが、紹興本では「令因大忿姥、恨責出蛇」に作り、語順が異なる。劉攽『東漢書刊誤』に引用されているものでは「令大忿姥、恨責出蛇」に作り、紹興本と比べると「因」を欠くが、これについて劉攽は「案、文當云令大忿恨、責姥出蛇」と述べ、語順を武英殿本・汲古閣本のように修正すべきとする（ただし、「因」字を欠く）。あるいは、武英殿本・汲古閣本はこの劉攽の説に従って語順を改めたのであ

ろうか。

［三八］

本文

王莽時、郡守枚根〔一〕(1)調邛人長貴已爲軍候〔二〕(2)。更始二年、長貴率種人攻殺枚根、自立爲邛穀王、領太守事。又降於公孫述。述敗、光武封長貴爲邛穀王(3)。建武十四年、長貴遣使上三年計、天子卽授越巂太守印綬(4)。十九年、武威將軍劉尚擊益州夷、路由越巂。長貴聞之、疑尚既定南邊、威法必行、已不得自放縱。卽聚兵起營臺、招呼諸君長、多釀毒酒、欲先已勞軍、因襲擊尚。尚知其謀、卽分兵先據邛都、遂掩長貴誅之、徙其家屬於成都(5)。永平元年、姑復夷復叛。益州刺史發兵討破之、斬其渠帥、傳首京師(6)。後太守巴郡張翕政化清平、得夷人和、在郡十七年卒(7)。夷人愛慕如喪父母。蘇祈叟二百餘人〔三〕〔校補二〕(8)齎牛羊送喪、至翕本縣安漢〔四〕(9)、起墳祭祀。詔書嘉美爲立祠堂〔五〕(10)。

〔一〕【集解】惠棟曰(11)、「顏籀云、「枚根太守之姓名」。亦作「牧稂」。『風俗通』云、「漢有越巂太守牧稂也」」。

〔二〕【集解】惠棟曰(12)、「案、『前書』西南夷傳及『袁宏紀』(13)乃「任貴」也。岑彭傳亦云、「邛穀王任貴」。羨「長」字脱「任」字、下放此」。

〔三〕【李賢注】『續漢書志』(14)曰、「蘇祈縣、屬越巂郡」。【集解】沈欽韓曰(15)、「今寧遠府西昌縣北」。

〔四〕【李賢注】安漢縣屬巴郡。【集解】惠棟曰(16)、「『華陽國志』云、「翕字叔陽、安漢人。爲越巂太守、布衣疏食儉、以化民。自乘二馬之官、久之、一馬死、一馬病。翕曰、「吾將步行矣」。夷漢甚安其惠愛。在官十九年卒。百姓號慕送葬者以千數」」。

〔五〕【集解】惠棟曰(17)、「『華陽國志』云、「天子嗟嘆賜錢十萬、爲立祠堂」」。

〔校補一〕「祈」、『續志』作「示」。今案、言叟者專指蜀民、所以別於夷也。漢世謂蜀爲叟、因呼蜀人爲叟耳。

書き下し文

王莽の時、郡守の枚根、邛人の長貴を調(えら)びて已て軍候と爲す。更始二年、長貴、種人を率いて枚根を攻め殺し、自立して邛穀王と爲り、太守の事を領す。又た公孫述に降る。述敗るるや、光武、長貴を封じて邛穀王と爲す。建武十四年、長貴、使を遣わして三年の計を上れば、天子、卽ち越巂太守の印綬を授く。十九年、武威將軍劉尚、益州夷を擊つに、路、越巂に由る。長貴、之を聞き、疑うらく、尚、既に南邊を定むれば、威法必ず行れ、已に自ら放縱するを得ざらん、と。卽ち兵を聚め臺を起營し、諸〃の君長を招呼し、多く毒酒を釀して、先んじて軍を勞うを已て、因りて尚を襲擊せんと欲す。尚、其の謀を知り、卽ち兵を分ちて先んじて邛都に據り、遂に長貴を掩(おそ)いて之を誅し、其の家屬を成都に徙す。永平元年、姑復夷、復た叛す。益州刺史、兵を發して之を討ち破り、其の渠帥を斬り、首を京師に傳う。後、太守巴郡の張翕、政化すること清平にして、夷人の和を得、郡に在ること十七年にして卒す。夷人、愛慕すること父母を喪うが如し。蘇祈の叟二百餘人、牛羊を齎して送喪し、翕の本縣の安漢に至り、墳を起てて祭祀す。詔書して嘉美し爲に祠堂を立てしむ。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、「顏籀云う、「枚根、太守の姓名なり」と。亦た「牧稂」に作る。『風俗通』に云う、「漢に越巂太守牧稂有るなり」と」と。

〔二〕〔集解〕惠棟曰く、「案ずるに、『前書』西南夷傳及び『袁宏紀』は乃ち「任貴」なり。岑彭傳に亦た云う、「邛穀王任貴」と。「長」字に羨(あやま)りて「任」字を脱す。下、此に放う」と。

〔三〕〔李賢注〕『續漢書志』に曰く、「蘇祈縣は越巂郡に屬す」と。〔集解〕沈欽韓曰く、「今の寧遠府西昌縣の北なり」と。

〔四〕〔李賢注〕安漢縣は巴郡に屬す。〔集解〕惠棟曰く、「『華陽國志』に云う、「翕、字は叔陽、安漢の人なり。越巂太守と爲り、布衣疏食儉(つづま)やかにして、以て民を化す。自ら二馬に乘りて官に之き、之を久しくして、一馬死し、一馬病む。翕曰く、「吾將に歩いて行かん」と。夷漢甚だ其の惠愛に安んず。官に在ること十九年にして卒す。百姓の號慕して送葬せる者、千を以て數う」と」と。

〔五〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「天子嗟嘆して錢十萬を賜い、爲に祠堂を立てしむ」と。〔校補二〕「祈」、『續志』は「示」に作る。今案ずるに、叟と言うは專ら蜀の民を指し、夷と別かつ所以なり。漢の世に蜀を謂いて叟と爲せば、因りて蜀人を呼びて叟と爲す。

通釈

王莽の時に、越巂郡太守の枚根は、邛人の長貴を選んで軍候に登用した。更始二年(二四)、長貴は種族の人々を率いて枚根を攻め殺し、自立して邛穀王となり、越巂郡を治めた。さらに公孫述が蜀の地に拠るとこれに投降した。公孫述が敗れると、光武帝は長貴を邛穀王に封じた。建武一四年(三八)、長貴が使者を派遣して三年分の計簿を上ると、天子は長貴に越巂郡太守の印綬を授けた。建武一九年(四三)、武威将軍劉尚は益州夷を討伐したが、その経路は越巂郡を経由するものであった。長貴はこれを聞くと、劉尚が南辺を平定してしまえば、必ず厳しい法が施行され、もはや自分の思うままにできなくなってしまうのではないかと思った。そこで長貴は兵を集めて楼台を築き、多くの部落の首領を招き呼び、毒酒を多く醸造して、先んじて劉尚軍を慰労し、これによって劉尚を襲撃しようと思った。劉尚は長貴の謀を知ると、すぐさま兵を分けて、長貴に先んじて邛都に拠り、不意をついて長貴を襲ってこれを殺し、長貴の家族を成都に遷した。永平元年(五八)、姑復夷が再びそむいた。益州刺史は兵を発してこれを討ち破り、その首領を斬り、首を京師(洛陽)に送った。後、巴郡出身の越巂郡太守張翕は、郡を治めて民を導くことが清廉・公平であったので、夷人を安んじることができ、太守となって一七年後に死去した。夷人はあたかも自分たちの父母を失ったかのように張翕を思い慕って悲しんだ。蘇祈(示)県の叟二〇〇余人は牛羊を(齎送として)持って葬儀に集まり、張翕の本貫の安漢県に行き、墳墓を作って祭祀した。明帝は詔して張翕の事績を讃え、張翕のために祠堂を建立させた。

注釈

（1）「枚根」は『漢書』巻九五西南夷両粤朝鮮伝「而粤嶲蠻夷任貴亦殺太守枚根、自立爲邛穀王」の顔師古注に「枚根太守之姓名」とあるように、王莽の時代の越嶲郡太守の人名で、恵棟が指摘するように『広韻』入声屋韻の牧条に引く『風俗通義』佚文では「牧稂」に作る。

（2）「長貴」は、『漢書』西南夷両粤朝鮮伝、『後漢書』巻一光武帝紀下、同巻　三公孫述列伝、同巻一七岑彭列伝、及び東晉・袁宏『後漢紀』巻七光武皇帝紀建武一四年条及び同一九年条では「任貴」に作り、恵棟は「長貴」の「長」は「任」の誤りとする。任乃強氏は四川省雅安県にある土主廟の碑文に「邛穀王任貴」とあることから、任貴は二〇〇〇年近くもの間、民間で尊奉されてきたと指摘しており（任一九八七、二〇七頁）、これをふまえれば、越嶲郡太守の枚根が邛都夷を治めるための手段として、人々に尊ばれていた任貴を軍侯に登用したものと解されるのではないだろうか。

「軍侯」について、『続漢書』百官志一に「將軍、不常置。本注曰、掌征伐背叛。（中略）其領軍皆有部曲。大將軍營五部、部校尉一人、比二千石、軍司馬一人、比千石。部下有曲、曲有軍候一人、比六百石。（中略）其餘將軍、置已征伐、無員職、亦有部曲、司馬、軍候已領兵」とあり、これによれば「軍侯」は臨時に設けられる将軍の属僚である。これに対し、『続漢書』百官志五「亭有亭長、已禁盜賊。本注曰、亭長、主求捕盜賊、承望都尉」の劉昭注補に引く『漢官儀』には「八月、太守・都尉・令・長・相・丞・尉會都試、課殿最。（中略）過郡太守各將萬騎、行障塞烽火追虜。置長史一人・丞一人、治兵民、當兵行長領。置部尉・千人・司馬・候・農都尉、皆不治民、不給衞士」とあり、郡守の属僚としての「候」が確認される。また『漢書』巻一九・百官公卿表上の西域都護の属官に「有副校尉、秩比二千石、丞一人、司馬、候、千人各二人」とあり、ここに見られる「候」について、安作璋・熊鉄基氏は『漢書』巻七〇陳湯伝に「軍候假丞杜勳」とあることから、「候」は「軍候」とも称し、行軍のさいに見張りをすることがその職掌であると指摘する（安・熊一九八四、二九三頁）。以上をふまえれば、本段において任貴が登用された「軍候」とは、『続漢書』百官志五の劉昭注補に引く『漢官儀』に見られる郡守の属僚としての「候」を指すものと解される。

なお、『華陽国志』巻三蜀志及び『水経注』巻三六若水条には、任貴が王莽から「鎮戎（領戎）大尹」に任命されたことが

記されており、任乃強氏はこれを任貴が越巂太守枚根を攻め殺した後のことと解するが(任一九八七、二〇五頁)、本段及び『後漢書』公孫述列伝の「越巂任貴亦殺王莽大尹而據郡降」という記述によれば、任貴が王莽から「鎮戎(領戎)大尹」に任命された事実は確認されない。

(3)『後漢紀』巻二光武皇帝紀更始二年条に「邛人長貴殺王莽越巂太守、自立爲邛穀王」とあり、また『後漢書』公孫述列伝に「越任貴亦殺王莽大尹而據郡降」とある。なお、光武帝が任貴を邛穀王に封じた記述は本伝以外には見られない。

(4)『後漢書』巻一光武帝紀下建武一四年条に「越巂人任貴自稱太守、遣使奉計」とあり、また『後漢紀』光武皇帝紀建武一四年条に「越巂人任貴遣使降」とあり、本伝の記述と相違するが、両書の建武一九年条ではともに任貴が越巂郡の太守となっていたことが確認される。本伝及び『後漢書』光武帝紀下建武一四年条の記述によれば、王莽政権下の越巂郡太守枚根を殺害した後、事実上、太守の職務を行っていた任貴を建武一四年の遣使を機に漢王朝が越巂郡太守として追認したものと解されるのではないだろうか。

「計」は前掲『後漢書』光武帝紀下建武一四年条の李賢注に「計謂人庶名籍、若今計帳」とある。また安作璋・熊鉄基氏らは『続漢書』百官志五「秋冬集課、上計於所屬郡國」の劉昭注補に引く胡広の言に「秋冬歳盡、各計戸口墾田、錢穀入出、盜賊多少、上其集簿」とあることから、これが上計の主内容であると指摘する(安・熊一九八四、四〇〇頁)。

(5)『後漢書』光武帝紀下建武一九年条に「西南夷寇益州郡、遣武威將軍劉尚討之。越巂太守任貴謀叛、十二月、劉尚襲貴誅之」とあり、また本伝前段の滇条に「建武十八年、夷渠帥棟蠶與姑復・樸榆・栋棟・連然・滇池・建伶・昆明諸種反叛、殺長吏。益州太守繁勝與戰而敗、退保朱提。十九年、遣武威將軍劉尚等發廣漢・犍爲・蜀郡人及朱提夷、合萬三千人擊之。尚軍遂度瀘水、入益州界。夷聞大兵至、皆弃壘奔走、尚獲其羸弱・穀畜」とある。

「武威將軍」は雑号将軍の一つで、後漢では劉尚の他に光武帝期の郭守がこれに任じられていた。『後漢書』光武帝紀下、同公孫述列伝、同南蛮西南夷列伝南蛮条によれば、劉尚(?〜四七)は建武年間に武威将軍として公孫述・隗囂や南蛮・西南夷の征伐に従事したが、建武二三年の武陵蛮征伐において戦死した。

（6）『後漢書』巻二顕宗孝明帝紀永平元年条に「越巂姑復夷叛、州郡討平之」とある。「姑復」は『続漢書』郡国志五によれば越巂郡の属県で、丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』は現四川省塩源県の東南に比定するが、『水経注』巻三七淹水条「又東過姑復縣南」の楊守敬疏、及び劉琳氏は現雲南省永勝県に比定する（劉一九八四、四四三頁）。『漢書』巻二八地理志上に「姑復、臨池澤在南」とあることをふまえれば、楊守敬・劉琳氏の説に従うべきであろうか。

（7）「張翕」について、『華陽国志』巻一二益梁寧三州先漢以来士女目録に「美化、越巂太守張翕、字叔陽」とあるが、隋・虞世南『北堂書鈔』巻三八廉潔条、『太平御覧』巻二六二良太守下条に引く『華陽国志』先賢士女総讃佚文では張翕の字を「子陽」に作り、また後者は「在郡十七年卒」を「在官十九年卒」に作る。この他に『北堂書鈔』巻七四及び巻七五の太守条、『輿地紀勝』巻一五六潼川府路順慶府条に引く『華陽国志』先賢士女総讃佚文にも張翕に関する記述が見られ、これらによれば張翕は巴郡安漢県の人で、陰平太守・越巂太守を歴任したことが確認されるが、劉琳氏によれば、陰平郡が置かれたのは建安二〇年（二一五）に魏の曹操が漢中を平定したときのことである（劉一九八四、一六五～一六六頁）。

（8）紹興本では「蘇祈」の「祈」を「祁」に作る。また、〔校補一〕及び戴蕃予『稿本後漢書疏記』・沈家本『後漢書瑣言』が指摘するように、『続漢書』郡国志五では「祈」を「示」に作る。「蘇祈」は李賢注が指摘するように、越巂郡の属県で、乾隆二九年勅撰本『大清一統志』巻三〇五順慶府条によれば、現四川省西昌市の北にあたる。

「叟」について、〔校補一〕は蜀の人々を指す語と解するが、船木勝馬氏によれば、これを夷人の小グループと解する説、蜀兵と解する説、越巂を中心とする西南夷と解する説とがある（船木一九七七、八〇～八一頁）。

（9）「安漢」は李賢注が指摘するように、巴郡の属県で、乾隆二九年勅撰本『大清一統志』巻三〇〇順慶府条によれば、現四川省南充市の東北にあたる。

（10）恵棟が指摘するように、『太平御覧』巻二六二良太守下条に引く『華陽国志』先賢士女総讃佚文に「天子嗟嘆賜銭十萬、爲立祠堂」とあり、また『後漢書』巻六三李固列伝に「而新營祠堂、費功億計」とあるように、祠堂の建立にはかなりの費用を要したことがわかる。信立祥氏は漢代の墓上祠堂について、墓表石柱や画像石に刻まれた銘文に祠堂を「廟祠」・「食

堂」・「斎祠」などと称している例があることを指摘し、考古資料と文献史料との検討を通じて、これら祠堂の異称は、中級・下級官吏や比較的富裕な地方豪紳が、皇帝陵園内の陵廟(神主を安置する所)・寝宮(象生の具を安置する所)・斎宮(祭祀前に修祓儀式を行う所)や高官貴戚の墓域内の祠堂・寝室・斎室などのような大型墓祭用建築を造営する経済的実力を持たなかったために、比較的小型の祠堂だけを建て、祠堂にこれらの建築機能を具有させたことに起因するとし、また、このような漢代の墓上祠堂の起源は、前漢恵帝の作った高祖長陵の寝廟制度にあると指摘する(信一九九六、四八〜六五頁)。信氏の指摘をふまえれば、天子から「銭十萬」を賜って建立された張翕の祠堂は比較的大きな建築物であったものと推測される。なお本伝前段において、益州太守の文斉に関する記述に「詔爲起祠堂、郡人立廟祀之」とあるが、『華陽国志』巻一〇先賢士女総讃下漢中士女の文斉条では「南中咸爲立祠」とあること、また『漢書』巻七三韋賢伝に「凡祖宗廟在郡國六十八、合百六十七所」とあるように、漢代の諸帝の廟が郡国の諸地にも建立されたということをふまえれば、ここでいう「廟」とは、信立祥氏が指摘するところの「廟祠」・「食堂」・「斎祠」に類するような構造を持つ小型建築で、益州郡の人々が文斉の生前の事績を讃えてこれを各地に建立したことを示しているのかもしれない。

(11) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用で、注(1)で指摘したように、「顔籀云」以下は『漢書』巻九五西南夷両粤朝鮮伝の顔師古注を、「『風俗通』云」以下は『広韻』入声屋韻牧条に引く『風俗通義』の佚文をそれぞれ引用したものである。なお「顔籀」の「籀」は顔師古の字である。

(12) 以下は、『後漢書補注』巻二〇からの引用で、『後漢書訓纂』巻一九にもほぼ同内容の記述が見られる。

(13) 「袁宏紀」は『後漢紀』を指す。『後漢紀』、書名、三〇巻、東晉・袁宏(三二八〜三七六)撰。後漢・荀悦の『漢紀』に倣って後漢一代の歴史を編年体で叙述したもので、『東観漢記』や七家の『後漢書』をはじめ、多くの史料を参照して、それらを厳密に校訂しており、史料的価値は高い。

(14) 中華書局本の校勘記によれば、「續漢書志」の「書」は衍字である。

(15) 以下は、『後漢書疏証』巻一二からの引用で、同書の記述は乾隆二九年勅撰本『大清一統志』巻三〇五順慶府条からの引

用である。

(16) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用で、『後漢書訓纂』巻一九によれば「『華陽國志』云」以下の部分は『太平御覧』良太守下条に引く『華陽国志』先賢士女総讃佚文で、注（2）で指摘したように、『北堂書鈔』巻三八廉潔条、同巻七四及び巻七五の太守条、『輿地紀勝』潼川府路順慶府条にも『華陽国志』の同箇所が引用されている。

(17) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用で、『後漢書訓纂』巻一九によれば「『華陽國志』云」以下の部分は『太平御覧』良太守下条に引く『華陽国志』先賢士女総讃佚文である。

〔三九〕

本文

安帝元初三年(1)、郡徼外夷大羊等八種、戸三萬一千・口十六萬七千六百二十、慕義内屬(2)。時郡縣賦斂煩數、五年、卷夷大牛種封離等反畔〔一〕、殺遂久令〔二〕(3)。明年、永昌・益州及蜀郡夷皆叛應之、眾遂十餘萬、破壞二十餘縣、殺長吏、燔燒邑郭、剽略百姓、骸骨委積、千里無人。詔益州刺史張喬選堪能從事討之。喬乃遣從事楊竦將兵至楪榆擊之〔三〕(4)。賊盛未敢進、先㠯詔書告示三郡、密徵求武士、重其購賞〔四〕。乃進軍與封離等戰、大破之、斬首三萬餘級、獲生口千五百人(5)・資財四千餘萬、悉㠯賞軍士。封離等惶怖、斬其同謀渠帥、詣竦乞降。竦厚加慰納。其餘三十六種皆來降附〔五〕。竦因奏長吏姦猾侵犯蠻夷者九十人、皆減死。州中論功未及上、會竦病創卒。張喬深痛惜之、乃刻石勒銘、圖畫其像〔六〕(6)。天子㠯張翕有遺愛、乃拜其子湍爲太守。夷人懽喜、奉迎道路、曰、「郎君儀貌類我府君」。後湍頗失其心。有欲叛者、諸夷耆老相曉語曰、「當爲先府君故」。遂㠯得安〔七〕(7)。後順・桓閒、廣漢馮顥爲太守、政化尤多異迹云〔八〕〔校補二〕(8)。

〔一〕〔集解〕先謙曰、「官本「卷」上多「以」字」〔校補二〕(9)。

〔二〕〔李賢注〕遂久故縣在今靡州界(10)。〔集解〕沈欽韓曰(11)、「今寧遠府鹽源縣西」。

〔三〕〔集解〕惠棟曰(12)、『華陽國志』云(13)、「竦字子恭、成都人。刺史張喬以竦勇猛授從事、任平南中」。

〔四〕〔集解〕惠棟曰(14)、『華陽國志』云(15)、「竦先以詔書告諭、不服乃加誅殺」。

〔五〕〔集解〕先謙曰、「官本「來」作「求」」〔校補三〕(16)。

〔六〕〔集解〕惠棟曰(17)、『華陽國志』云(18)、「喬舉州弔贈、列畫東觀」。

〔七〕〔集解〕惠棟曰(19)、『華陽國志』云(20)、「翕卒後、太守數煩擾、夷人叛亂。翕子端方察孝廉、天子起家拜越巂太守、迎者如雲」。「端」一作「瑞」」。

〔八〕〔集解〕惠棟曰(21)、『華陽國志』云(22)、「顯字叔宰、鄯人也。少師事楊仲桓及蜀郡張光超、後又事東平虞叔雅。初爲謁者、威儀濟濟。爲成都令、遷越巂太守。所在著稱、爲梁冀所不善、風州追之。隱居作『易章句』及『刺奢説』、修黄老、恬然終日」。

〔校補一〕侯康曰(23)、「『御覽』九百三十六引『益部耆舊傳』云(24)、「廣漢馮顯爲謁者、遂單于至雲中。大將軍梁冀遣人求鷹、止晉陽。舍人不避顯。顯收之、使人擊案、或脱「殺」字鷹而亡也。顯追捕甚急、冀辭乃止」」。

〔校補二〕謹案、『通志』亦有「以」字(25)。

〔校補三〕謹案、『通志』仍作「來」(26)。

書き下し文

安帝元初三年、郡の徼外の夷大羊等八種、戸三萬一千・口十六萬七千六百二十、義を慕いて内屬す。時に郡縣の賦斂煩數にして、五年、卷夷大牛種の封離等反畔し、遂久令を殺す。明年、永昌・益州及び蜀郡の夷、皆叛して之に應じ、衆遂に十餘萬、二十餘縣を破壞し、長吏を殺し、邑郭を燔燒し、百姓を剽略し、骸骨委積し、千里に人無し。益州刺史張喬に詔して堪能なる從事の之を討つものを選ばしむ。喬、乃ち從事の楊竦を遣わして兵を將いて楪榆に至りて之を擊たしむ。賊、盛んにして未だ敢えて進まず、先に詔書を曰て三郡に告示し、密かに武士を徵求し、其の購賞を重くす。乃ち軍を進めて封離等と

戦い、大いに之を破り、斬首すること三萬餘級、生口千五百人・資財四千餘萬を獲、悉く已て軍士を賞す。封離等惶怖し、其の同謀の渠帥を斬り、竦に詣りて降るを乞う。竦、厚く慰納を加う。其の餘三十六種、皆來りて降附す。竦、因りて長吏の姦猾にして蠻夷を侵犯する者九十人を奏し、皆、死を減ぜらる。州中の論功未だ上に及ばざるに、會〃、竦、創を病みて卒す。張喬、深く之を痛惜し、乃ち石に刻み銘を勒し、其の像を圖畫せしむ。天子、張翕の遺愛有るを已て、乃ち其の子の湍を拜して太守と爲す。夷人懽喜し、道路に奉迎し、曰く、「郎君の儀貌、我が府君に類す」と。後に湍、頗る其の心を失う。叛かんと欲する者有るも、諸夷の耆老、相曉して語りて曰く、「當に先の府君の故の爲にすべし」と。遂に已て安ずるを得。後、順・桓の閒、廣漢の馮顥、太守と爲り、政化尤も異迹多しと云う。

〔一〕〔集解〕先謙曰く、「官本は「卷」の上に「以」字多し」と。

〔二〕〔李賢注〕遂久故縣は今の靡州の界に在り。〔集解〕沈欽韓曰く、「今の寧遠府鹽源縣の西なり」と。

〔三〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「竦、字は子恭、成都の人なり。刺史張喬、竦の勇猛なるを以て從事を授け、任じて南中を平らげしむ」と」と。

〔四〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「竦、先に詔書を以て告諭し、服さざれば乃ち誅殺を加う」と」と。

〔五〕〔集解〕先謙曰く、「官本は「來」を「求」に作る」と。

〔六〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「喬、州を舉げて弔贈し、東觀に列畫す」と」と。

〔七〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「翕卒するの後、太守數〃煩擾し、夷人叛亂す。翕の子端、方に孝廉に察せられ、天子、起家して越巂太守に拜し、迎うる者雲の如し」と。「端」は一に「瑞」に作る」と。

〔八〕〔集解〕惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「顥、字は叔宰、鄠の人なり。少くして楊仲桓及び蜀郡の張光超に師事し、後に又た東平の虞叔雅に事う。初め謁者と爲り、威儀濟濟たり。成都令と爲り、越巂太守に遷せらる。所在に稱を著し、梁冀の善からざる所と爲り、州に風して之を追う。隱居して『易章句』及び『刺奢説』を作り、黄老を修め、恬然とし

て終日す」と。

〔校補一〕侯康曰く、「『御覧』九百三十六引『益部耆舊傳』に云う、「廣漢の馮顕、謁者と爲り、單于を遂いて雲中に至る。大將軍梁冀、人を遣わして鷹を求め、晉陽に止めしむ。舍人、顕を避けず。顕、之を收め、人をして鷹を擊ちて案ずるに、或いは「殺」字を脱す亡がしむるなり。顕、追捕すること甚だ急にして、冀、辭して乃ち止む」と」と。

〔校補二〕謹んで案ずるに、『通志』は亦た「以」字有り。

〔校補三〕謹んで案ずるに、『通志』は仍お「來」に作る。

通釈

安帝の元初三年（一一六）、越巂郡の徼外の蛮夷である大羊等八種、三万一千戸・一六万七六二〇人が、皇帝の徳義を慕って服属した。その頃、郡県が税の徴収を頻繁に行ったので、元初五年になって、巻夷の大牛種である封離らが反乱を起こし、遂久の県令を殺した。明年、永昌郡・益州郡・及び蜀郡の夷人がみな背いてこれに応じ、その衆はついに一〇万余りに達し、二〇県余りを破壊し、長吏を殺し、集落を焼き払い、人々から略奪したので、骸骨が積み重なり、千里にわたって無人となった。（そこで皇帝が）益州刺史の張喬に詔して、有能な従事でこの反乱を討つことのできる者を選ばせた。張喬はそこで従事の楊竦を派遣して、兵を率いて葉楡に至って反乱を攻撃させた。賊の勢いが盛んであったので楊竦はあえて進まず、先に詔書を三郡に告示し、密かに兵士を徴集し、その褒賞を重くした。そこで軍勢を進めて封離らと戦い、大いにこれを破り、三万級余りを斬首し、捕虜一五〇〇人・財物四〇〇〇万余りを得て、それにより悉く兵士に褒賞を与えた。封離らは恐れ、ともに乱を謀った首領を斬り、楊竦のもとに来て降伏することを願った。楊竦は、それを厚くいたわった。その他の三六種の夷人もみなやってきて降伏し服属した。楊竦はよって、悪辣であって蛮夷を侵犯した長吏九〇人を奏上したが、それらの者はみな死罪となるところを免れた。州中の功績がまだ皇帝に奏上されないうちに、たまたま楊竦は傷を負って卒した。張喬は深くこれを悼んで石に銘を刻み、その像を描かせた。皇帝は張翕に生前の徳があったことから、その子の湍を拝して越

嶲太守とした。夷人は喜び、張湍を道路に出迎え、「あなたさまの容貌は我々の府君に似ております」と言った。後に張湍は非常に人心を失った。そのため背こうと考えた者があったが、諸夷の長老たちが諭して語り合い「先の府君の恩顧のために我慢すべきである」と言った。そして遂に安んじることができた。後に、順帝・桓帝の間に、広漢の馮顥という人物が越嶲太守となり、その政治は非常にすぐれた成果があったという。

注釈

（1）以下の文章は、『華陽国志』巻四南中志にほぼ同内容の記述がみえるほか、『太平御覧』巻七九一邛条に『後漢書』を引き、また『通志』巻一九七邛都条にほぼ同文がみえる。

（2）『後漢書』巻五孝安帝紀元初三年五月条に「越嶲徼外夷、舉種内屬」とある。

（3）『後漢書』孝安帝紀元初四年条には「十二月、越嶲夷寇遂久、殺縣令」とあり、遂久の県令が殺された年を元初四年とする。また、同五年条には「春正月、越嶲夷叛。（中略）秋七月、越嶲夷及旄牛豪叛、殺長吏」とある。

（4）『後漢書』孝安帝紀元初六年条には「是歲、永昌・益州・蜀郡夷叛、與越嶲夷殺長吏、燔城邑。益州刺史張喬討破降之」とある。

（5）『通志』邛都条は「生口五百人」に作る。

（6）楊竦の事績については、『華陽国志』巻一〇先賢士女総讃上蜀郡士女に以下のようにみえる。

蠻夷猾擾、倡亂南壃。子恭要傳、醜穢于攘。楊竦字子恭、成都人也。永當作元初中、越嶲・永昌夷反、殘破郡縣。眾十餘萬。刺史張喬以竦勇猛授從事、任平南中。竦先以詔書告諭、不服乃加誅。煞虜三萬餘人、獲生口千五百人・財物四千萬、降夷三十六種。舉正奸濁長吏九十人・黄綬六十人、南中清平。會被傷卒、喬舉州弔贈、列畫東觀。

また、同巻一二益梁寧三州先漢以来士女目録には「猛略、部從事楊竦字子恭。成都人也。子統爲二千石、失其官」とある。

（7）張湍の事績については、『華陽国志』益梁寧三州先漢以来士女目録に「越嶲太守張璊。翕子也。太守王堂祭舉孝廉」とあ

る。また同巻一巴志及び同巻一〇先賢士女総讃中広漢士女に、王堂が張璊を察挙した記事がみられるが、巻一の校勘記に「璊當作湍」とあり、これを張湍とする。なお、陳禹謨本『北堂書鈔』巻七四太守上条には『華陽國志』云、張翕子端、方察孝廉、起家拜越巂太守、迎者如雲」とあり、『太平御覧』巻二六二良太守上条にも『華陽国志』からの引用として「後太守數煩擾、夷人叛亂。翕子端、方察孝廉、天子起家拜越巂太守、迎者如雲」とあり、「張端」に作る。現行の『華陽国志』巻三蜀志はこの部分に脱落があり、闕文に続いて「拜越巂太守、迎者如雲」というのみであるが、これは張湍について述べていたものと考えられる。

(8) 馮顥の事績については、『華陽国志』蜀志成都県条に「時廣漢馮顥爲令、而太守京兆劉宣不奉法、顥奏免之。立文學、學徒八百人。實戶口萬八千、開稻田百頃、治有尤異」とあり、また同巻一〇先賢士女総讃中広漢士女に「叔宰濟濟、以禮進退。馮顥字叔宰、鄠人也。少師事楊仲桓及蜀郡張光超、後又事東平虞叔雅。初爲謁者、威儀濟濟。爲成都令、遷越巂太守。所在著稱、爲梁冀所不善、冀風州追之。隱居作『易章句』及『刺奢説』、脩黄老、恬然終日」とある。

(9) 武英殿本は「以卷夷大牛種封離等反畔」に作る。

(10) 遂久県は、『漢書』巻二八地理志上・『続漢書』郡国志五によれば越巂郡の属県。『水経注』巻三七淹水条に「淹水出越巂遂久縣徼外」とあり、楊守敬疏は「在今中甸廳金沙江之北」とする。

(11) 以下は『後漢書疏証』巻一二からの引用であるが、『疏証』は「『一統志』、遂久廢縣在寧遠府鹽源縣西」とする。『大清一統志』巻三〇五寧遠府には「遂久舊縣、在鹽源縣西」とある。

(12) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(13) 以下は、『華陽国志』先賢士女総讃上蜀郡士女からの引用である。

(14) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(15) 以下は、『華陽国志』先賢士女総讃上蜀郡士女からの引用である。

(16) 武英殿本は「其與三十六種皆求降附」に作る。

（17）以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。
（18）以下は、『華陽国志』先賢士女総讃上蜀郡士女からの引用である。
（19）以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。
（20）以下は、注（7）で述べたように、現行本『華陽国志』では闕文であり、『北堂書鈔』及び『太平御覧』にその引用がみられる。
（21）以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。
（22）以下は、『華陽国志』先賢士女総讃中広漢士女からの引用である。
（23）以下は、『後漢書補注続』からの引用である。
（24）以下は、『太平御覧』巻九二六鷹条からの引用であり、校補が「九百三十六」とするのは誤りである。
（25）『通志』邛都条は「以卷夷大牛種封離等反畔」に作る。
（26）『通志』邛都条は「其餘三十六種皆來降附」に作る。

［四〇］

本文

葰都夷者(1)、武帝所開、已爲葰都縣〔一〕(2)。其人皆被髮左衽(3)、言語多好譬類〔二〕。居處略與汶山夷同(4)。土出長年神藥。仙人山圖所居焉〔三〕(5)。元鼎六年、已爲沈黎郡(6)。至天漢四年、并蜀爲西部(7)、置兩都尉。一居旄牛、主徼外夷(8)。一居青衣(9)、主漢人。

〔一〕〔集解〕沈欽韓曰、「『唐書』(10)、「黎・邛二州之東有獠蠻、西有三王蠻。葰都夷・白馬氐之遺種」」。
〔二〕〔集解〕沈欽韓曰、「『華陽志』(11)、「夷中有桀黠能言議屈服種人者、謂之耆老、使爲主。論議好譬喩物、謂之夷經。南

人言論、雖學者亦半引夷經」。

〔三〕〔李賢注〕劉向『別〈列〉仙傳』曰(12)、「山圖、隴西人。好乘馬。馬踢折腳。山中道士教服地黄・當歸・羌活・玄參。服一年、不嗜食、病愈身輕。追道士問之、自云、「五岳使人。之名山採藥。能隨吾、汝便不死」。山圖追隨人、不復見六十餘年。一旦歸來、行母服於冢閒、暮年復去、莫知所之也」。

書き下し文

茚都夷は、武帝の開く所、已て茚都縣と爲す。其の人皆な被髪左衽し、言語多く譬類を好む。居處は略ぼ汶山夷と同じ。土、長年の神藥を出す。仙人山圖の居する所なり。元鼎六年、已て沈黎郡と爲す。天漢四年に至りて、蜀に并せて西部と爲し、兩都尉を置く。一は旄牛に居らしめ、徼外の夷を主らしむ。一は青衣に居らしめ、漢人を主らしむ。

〔一〕〔集解〕沈欽韓曰く、「『唐書』に、「黎・邛二州の東に潦蠻有り、西に三王蠻有り。茚都夷・白馬氐の遺種なり」と」と。

〔二〕〔集解〕沈欽韓曰く、「『華陽志』に、「夷中に桀黠にして能く言議して種人を屈服せしむる者有らば、之を耆老と謂い、主爲らしむ。論議するに物に譬喩することを好む、之を夷經と謂う。南人言論するに、學者と雖も亦た半ば夷經を引く」と」と。

〔三〕〔李賢注〕劉向の『列仙傳』に曰く、「山圖は、隴西の人なり。馬に乘ることを好む。馬、踢(ふ)みて腳を折る。山中の道士、教えて地黄・當歸・羌活・玄參を服さしむ。服すること一年にして、食を嗜まず、病愈え身輕し。道士を追いて之に問うに、自ら云う、「五岳の使人なり。名山に之きて藥を採る。能く吾に隨わば、汝便ち死せざらん」と。山圖、人に追隨し、復た見れざること六十餘年。一旦歸來し、母の服を冢閒に行うも、暮年にして復た去り、之く所を知ること莫きなり」と。

通釈

莋都夷は、前漢の武帝が初めて勢力を及ぼし、莋都県を置いたところである。莋都夷の人々はみな髪を結っておらず、衣のえりを左前にしており、また会話にたとえ話を多用するのが好きである。住居はほぼ汶山夷と同じである。莋都夷の地は、長寿の神薬を産出している。仙人の山図も住んでいたところである。元鼎六年（前一一一）、当地を沈黎郡とした。天漢四年（前九七年）になると、蜀郡に編入して西部とし、二つの都尉を置いた。一つは都尉を旄牛県に置き、徼域外の夷を統治させた。そして、もう一つは都尉を青衣県に置き、漢人を統治させた。

注釈

（1）本段落は『太平御覧』巻七九一莋条にも引用されており、また『通典』巻一八七筰都条、『通志』巻一九七莋都条にもほぼ同じ記述が見える。

「莋都夷」は『史記』巻一一六西南夷列伝に「自嶲以東北、君長以什數、徙・筰都最大。（中略）其俗或土箸、或移徙」とあるように、「嶲」の東北方の地域においては、「徙」と並んで最大の勢力を持っており、またその人々は定住している者もいれば、移動を常とする者もいたとされている。

莋都夷の「莋」は、史料によっては「筰」・「笮」・「筰」に作るものもある。久村因氏が整理しているように、莋に作るべきとする説と、筰につくるべきとする説とがあるが（久村一九七〇）、いずれが正しいのかは断定できない。

莋都夷という名称の由来については、久村氏が整理しているように、「莋橋」・「筰橋」・「笮橋」など、当地の夷人が用いている、つり橋の一種の名称に由来があるとする説もある（久村一九七〇）。しかし、それに対して劉琳氏は、莋橋は莋都夷以外の地にも存在するから、莋橋に由来するものではなく、莋都夷の自称を音訳したものであるとする（劉一九八四、三二一頁注【二】）。

莋都夷の「都」について、久村氏は「邛都」と同様に、莋都の「都」も省くべきとする（久村一九七〇）。しかし、任乃強氏は、莋都の「都」も邛都と同じく、羌語の「多」が変化したものとする（任一九八六、三〇三～三〇五頁）。〔三七〕注（1）参照。

（2）「莋都縣」は『史記』西南夷列伝に「蜀人司馬相如亦言西夷邛・莋可置郡。使相如以郎中將往喻、皆如南夷、爲置一都尉・十餘縣、屬蜀」とあり、前漢の武帝期に司馬相如の進言によって、蜀郡の属県として設置されたとされている。現在の四川省漢源県付近。置県の年代ははっきりしないが、右の西南夷列伝の記述は、建元六年（前一三五）条と元狩元年（前一二二）条の間に記されているから、置県もその間になされたと考えられる。なお、置県のいきさつについては、『史記』巻一一七司馬相如列伝に「是時邛莋之君長聞南夷與漢通、得賞賜多、多欲願爲内臣妾、請吏」とあり、莋都夷の君主は、南夷が漢とよしみを通じ、賞賜をたくさんもらったことを聞き、漢に服属し、漢の吏を派遣するよう願い出たとされている。

ところで、本条では、「武帝所開」とあるように、あたかも前漢の武帝が初めて莋都夷の地に勢力を及ぼしたごとくに記されているが、『史記』司馬相如列伝には「相如曰、邛・莋・冉駹者近蜀、道亦易通。秦時嘗通爲郡縣、至漢興而罷」とあり、かつて秦もこの地域に勢力を及ぼし、郡県を置いて支配していたことが知られる。『華陽国志』巻三蜀志に「（周赧王）三十年、疑蜀侯綰反、王復誅之、但置蜀守。張若因取莋及其江南地也」とあるのによれば、周の赧王三〇年（前二八五）に、秦の張若が莋都夷の地を占領したとされている。

（3）「被髪左衽」とは、髪を結っておらず、衣のえりを左前にしていること。例えば、『論語』憲問篇に「微管仲、吾其被髪左衽矣」、その馬融注に「無管仲、則君不君、臣不臣、皆爲夷狄」とあるように、夷狄の習俗とされている。

（4）「汶山」は、現在の茂汶羌族自治県一帯。『通典』莋都条の杜佑注は「汶山夷」について、「汶山夷在蜀郡西北、卽冉駹也」と述べ、「冉駹」がこれにあたるとする。確かに、例えば『後漢書』南蛮西南夷列伝には「冉駹夷者、武帝所開。元鼎六年、已爲汶山郡」とあり、当時の汶山には冉駹と呼ばれる夷が勢力を持っていたようである。そこで、冉駹は『後漢書』南蛮

西南夷列伝に、「皆依山居止。累石爲室」とあるように、石を積みあげて造った家屋に住んでいたとされているから、本条のいう汶山夷と同じ住居というのも、このような石造りの住居を指しているのかもしれない。

（5）「山圖」については、『文選』巻四所収の左思「蜀都賦」にも「於東則左緜巴中、百濮所充。（中略）丹沙艴熾出其坂、蜜房郁毓被其阜。山圖采而得道、赤斧服而不朽」と記されている。これによれば、山図や赤斧といった仙人たちは、「巴中」の地で産出される「丹沙」（水銀と硫黄の化合物）や「蜜房」（ミツバチの巣）を採って服用し、道をえて不老長寿になったとされているから、本条のいう「土出長年神藥」も、この丹沙・蜜房などを指しているのかもしれない。

（6）漢が元鼎六年に沈黎郡を置いたことについては、他にも『史記』西南夷列伝に「南越破後、及漢誅且蘭・邛君、竝殺筰侯、冉駹皆振恐、諸臣置吏。乃以邛都爲越巂郡、筰都爲沈犂郡、冉駹爲汶山郡、廣漢西白馬爲武都郡」、『漢書』巻六武帝紀元鼎六年条に「定西南夷、以爲武都・牂柯・越巂・沈黎・文山郡」、『華陽国志』蜀志に「〔元鼎〕六年、以廣漢西部・蜀南部爲越巂郡、北部冉駹爲汶山郡、邛筰爲沈黎郡、合置二十餘縣」とある。右の『史記』西南夷列伝によれば、漢は「筰侯」を殺害して、沈黎郡を置いたものとされている。また、『漢書』武帝紀の臣瓚注が引く『茂陵書』（撰者未詳。漢代の撰とされる）に「沈黎治笮都。去長安三千三百三十五里。領縣二十一」とあるように、沈黎郡の郡治は荥都県に置かれており、二一の県を治めていた。

なお、沈欽韓の引く「名勝志蜀郡記」には、「諸山夷獠子、娠七月生。生時、必臨水、兒出、便投水中。浮則撫養、沈乃棄之。按沈黎之名或取此」とあり、当地に居住する獠は、子供が生まれると、子供を水中に投じ、水に浮かべば育てるが、浮かずに沈んだ場合には、そのまま放棄していたことから、「沈黎郡」と名づけられたとする。

（7）「西部」は蜀郡の「西部都尉」のことであろう。なお、『続漢書』郡国志五の蜀郡属国条に「故屬西部都尉。延光元年、以爲屬國都尉」とあるように、西部都尉は後漢・安帝の延光元年（一二二年）、蜀郡の「屬國都尉」に改編されている。

（8）この部分は『華陽国志』蜀志にもほぼ同文が見られるが、『華陽国志』では「徼外夷」を「外羌」に作る。

（9）「青衣」は、現在の四川省雅安県の北。『水経注』巻三六青衣水条に「縣故青衣羌國也」とあるのによれば、もともとこ

の地には「青衣羌」と呼ばれる非漢族が勢力を有していたらしい。漢が当地に勢力を及ぼしたのは、『華陽国志』蜀志に「高后六年、城僰道、開青衣」とあり、前漢の高后六年（前一八二年）のこととされている。『漢書』巻二八地理志上に記されている通り、当初は蜀郡の属県とされていたが、本条や『華陽国志』蜀志によると、天漢四年に蜀郡西部都尉の属県となった。さらに、『続漢書』郡国志五の蜀郡属国条に「漢嘉、故青衣、陽嘉二年、改」とあるように、後漢・順帝の陽嘉二年（一三三）に「漢嘉」と改称されている。

(10) 以下は『新唐書』巻二二二南蛮列伝下松外蛮条からの引用である。

(11) 以下は『華陽国志』巻四南中志からの引用である。

(12) 以下は『列仙伝』巻下からの引用である。なお、「別仙傳」の「別」は「列」の誤りであろう。紹興本・武英殿本・汲古閣本でも列に作る。

[四一]

本文

永平中、益州刺史梁國朱輔好立功名、慷慨有大略〔一〕(1)。在州數歲、宣示漢德、威懷遠夷。自汶山已西前世所不至、正朔所未加。白狼・槃木・唐菆等百餘國(2)、戶百三十餘萬、口六百萬已上、擧種奉貢、稱爲臣僕(3)。輔上疏曰、「臣聞、『詩』云、「彼徂者岐〔校補一〕、有夷之行」〔二〕、傳曰、「岐道雖僻而人不遠」〔三〕(4)。詩人誦詠已爲符驗。今白狼王・唐菆等慕(5)化歸義、作詩三章。路經邛來大山・零高坂〔四〕(6)、峭危峻險、百倍岐道〔五〕。繦負老幼、若歸慈母。遠夷之語、辭意難正。草木異種、鳥獸殊類。有犍爲郡掾田恭〔六〕(7)與之習狎、頗曉其言、臣輒令訊其風俗、譯其辭語。今遣從事史李陵與恭護送詣闕、并上其樂詩。昔在聖帝、舞四夷之樂〔七〕(8)。今之所上、庶備其一」。帝嘉之、事下史官、録其歌焉〔八〕(9)。

〔一〕〔李賢注〕『東觀記』「輔」作「酺」。梁國寧陵人也〔校補二〕。〔集解〕惠棟曰(10)、「馬嚴傳作「酺」」。

〔二〕〔李賢注〕『詩』周頌也。

〔三〕〔李賢注〕『韓詩』薛君傳曰(11)、「徂、往也。夷、易也。行、道也。彼百姓歸文王者皆曰、「岐有易道、可往歸矣」。易道謂仁義之道而易行。故岐道阻險而人不難」。

〔四〕〔李賢注〕『山海經』曰(12)、「崞山、江水出焉」。郭璞曰、「中江所出也」。『華陽國志』曰(13)、「邛來山、一名邛莋、故邛人・莋人界也。巖阻峻、回曲折、乃至山上。凝冰夏結、冬則劇寒。王陽行部至此而退者也。有長貧、苦採、八度之難。陽母・閎峻竝坂名」。

〔五〕〔李賢注〕言詩人雖歎岐道之阻、但以文王之道、人以爲夷易。今邛來峭危、甚於岐。

〔六〕〔集解〕惠棟曰(14)、「『通鑑』作「由恭」」。

〔七〕〔李賢注〕解見陳禪傳。

〔八〕〔李賢注〕『東觀記』載其歌、竝載夷人本語、竝重譯訓詁爲華言。今范史所載者是也。今録『東觀』夷言、以爲此注也。

〔校補一〕原本「岐」皆譌从「止」。依『通志』正。官本不誤。「者」、乃三家異文。『通志』從毛改矣、非。

〔校補二〕官本注末無「也」字。

書き下し文

永平中、益州刺史梁國の朱輔、功名を立つるを好み、慷慨にして大略有り。州に在ること數歳にして、漢の德を宣示し、威、遠夷を懷(なつ)けしむ。汶山自り已西、前世の至らざる所にして、正朔の未だ加えられざる所なり。白狼・槃木・唐菆等百餘國、戸百三十餘萬、口六百萬已上、種を擧げて奉貢し、稱して臣僕爲り。輔、上疏して曰く、「臣聞く、『詩』に云う、「彼の岐に徂けば、夷(たい)らかなる行有り」と、傳に曰く、「岐道、僻と雖も人、遠しとせず」と。詩人誦詠し已て符驗と爲す。今、白狼王・唐菆等、化を慕い義に歸し、詩三章を作る。路、邛來大山・零高坂を經、峭危峻險なること、岐道に百倍す。老幼を繦負することと、慈母に歸するが若し。遠夷の語、辭意、正し難し。草木、種を異にし、鳥獸、類を殊にす。犍爲郡の掾田恭有り

て之と習狎し、頗る其の言に曉らかなれば、臣輒ち其の風俗を訊い、其の辭語を譯せしむ。今、從事史李陵と恭とを遣して護送して闕に詣らしめ、并せて其の樂詩を上らしむ。昔、聖帝に在りては、四夷の樂を舞う。今、之れ上る所、庶はくは其の一を備えん」と。帝、之を嘉し、事、史官に下し、其の歌を録せしむ。

〔一〕〔李賢注〕『東觀記』は「輔」を「酺」に作る。梁國寧陵の人なり。〔集解〕惠棟曰く、「馬嚴傳は「酺」に作る」と。

〔二〕〔李賢注〕『詩』周頌なり。

〔三〕〔李賢注〕『韓詩』薛君傳に曰く、「徂、往なり。夷、易なり。行、道なり。彼の百姓の文王に歸す者は皆な曰く、「岐に易道有り、往きて歸す可し」と。易道は仁義の道にして易行を謂う。故に岐道、阻險なるも人難しとせず」と。

〔四〕〔李賢注〕『山海經』に曰く、「崤山、江水、焉より出づ」と。郭璞曰く、「中江の出づる所なり」と。『華陽國志』に曰く、「邛來山、一名は邛莋。故、邛人・莋人の界なり。巖阻峻、回り曲折して、乃ち山上に至る。凝冰、夏も結し、冬は則ち劇寒たり。王陽の部を行りて此に至るも退く者なり。長貧・苦採・八度の難有り。陽母・閎峻は竝びに坂名なり」と。

〔五〕〔李賢注〕言うこころは、詩人、岐道の阻を歎くと雖も、但だ文王の道を以て、人、以て夷易と爲す。今、邛來の峭危なること、岐より甚し。

〔六〕〔集解〕惠棟曰く、「『通鑑』は「由恭」に作る」と。

〔七〕〔李賢注〕解は陳禪傳に見ゆ。

〔八〕〔李賢注〕『東觀記』に其の歌を載し、竝びに夷人の本語を載し、竝びに譯を重ねて訓詁して華言と爲す。今、范史の載す所の者は是れなり。今、『東觀』の夷言を録し、以て此の注と爲すなり。

〔校補一〕原本の「岐」は皆な譌して「止」に从う。『通志』に依りて正す。官本、誤たず。「者」は、乃ち三家の異文なり。『通志』、毛に從りて改むるは、非なり。

〔校補二〕官本の注の末に「也」字無し。

通釈

永平中、益州刺史梁国出身の朱輔は、功名を立てることを好み、意気盛んで秀でた才略を持っていた。州に在ること数年で、漢王朝の徳を宣揚し、その威光は遠方の夷人をなつけ安んじるほどであった。汶山郡以西の地は、前代では漢の徳が及ばず、未だ正朔を奉じていない地域であった。白狼・槃木・唐菆など一〇〇余国、一三〇余万戸、六〇〇万人以上の人々が種族をあげて貢ぎ物を献納し、臣僕と称した。朱輔は、天子に書を奉って次のように言った。「私はこのように聞いております、『詩』に「あの岐山に行けば、平らかな道がある」とあり、（韓嬰の）伝に「岐山は僻遠の地であるけれども、人々はこれを遠いと感じなかった」とあります。詩人は（徳が及んだことの）瑞兆としてこの詩を誦んだのです。今、白狼王・唐菆らは、漢王朝の徳を慕いその教化に従って、三章の詩を作りました。彼らが朝貢するには、邛来山・零高坂を越えなければならず、その高く険しい道程の危うさは、岐山の道程の百倍に値します。このように老人や幼子（のような弱者）を背負うことは、あたかも（彼らが）慈母に身を寄せるかの如くです。遠方の蛮夷の言葉は、その意味を正しく理解するのは難しいことです。（遠方の蛮夷のいる地域では）草木の種類は異なり、鳥獣の種類も異なります。犍為郡の掾に田恭という人物がおり、彼らと慣れ親しみ、その言語に通暁していたので、私はすぐに田恭に命じて彼らの風俗を問い、その言葉を訳させました。今、従事史の李陵と田恭とを派遣して陛下のもとに参内させ、あわせてその楽詩を奉らせます。昔、聖天子の治世では、四夷の楽を舞ったといいます。今、ここに奉る三章の詩が四夷の楽の一つを備えるものであってほしいものです」と。天子は、これを良しとして、事を史官に下して、その歌を記録させた。

注釈

（1）「朱輔」の「輔」について、李賢注及び恵棟が指摘するように『太平御覧』巻五七〇歌一条に引く『東観漢記』及び『後

漢書』巻二四馬厳列伝ではこれを「酺」に作る。なお、これらの記述によれば朱輔（生没年未詳）は梁国寧陵（現河南省商丘市寧陵県）の人で、章帝の初に馬厳の上奏によって益州刺史を罷免されたことが確認される。

（2）「白狼・槃木」に関して、本段の後文に「和帝永平十二年、旄牛徼外白狼・樓薄蠻夷王唐縉等、遂率種人十七萬口、歸義内屬」とあり、これによれば「白狼」は旄牛（現四川省漢源県の南）の「徼外」に分布していたことがわかる。桑秀雲氏は「白狼」を唐代の狼蛮で氐人の系統に属する民族と指摘する（桑一九八一、五三二頁）。また、任乃強氏は「白狼・槃木」を現在の四川省木里蔵族自治県・塩源県、及び雲南省寧蒗県一帯に分布する普米族に比定する（任一九八七、一九七頁）。なお沈欽韓が指摘するように『隋書』巻八三西域伝党項条に「党項羌者、三苗之後也。其種有宕昌・白狼、皆自稱獼猴種」、『旧唐書』巻一九七南蛮西南蛮列伝に「東女國、西羌之別種（中略）東與茂州・党項接、東南與雅州接、界隔羅女蠻及白狼夷」とあり、「白狼」は後の隋唐代においても四川省西南部を中心に分布していたことが確認される。

（3）白狼・槃木・唐菆などの諸国が奉貢したことは、『後漢書』巻二顕宗孝明帝紀永平一七年条及び『資治通鑑』巻四五漢紀明帝永平一七年条によれば、明帝の永平一七年（七四）のことである。

（4）「彼徂者岐、有夷之行」の句は、李賢注が指摘するように『詩』周頌天作からの引用で、下文の「傳曰」以下の部分は前漢・韓嬰の伝（内伝）である。なお、『毛詩』では「彼徂者」の「者」を「矣」に作り、この点に関して〔校補一〕にあるように黄山は「者」に作るものは三家詩（魯・申培公『魯詩』、斉・轅固生『斉詩』、燕・韓嬰『韓詩』）の異文であると指摘する。

（5）集解は「慕化」の「慕」を「募」に作るが、武英殿本・紹興本・汲古閣本・中華書局本・和刻本は全て「慕」に作る。本段ではこれに従って「募」を「慕」に改めた。

（6）「邛來大山」は李賢注が指摘するように邛崍山を指し、「來」は諸書によって「崍」・「郲」にも作る。また『読史方輿紀要』巻七二雅州府栄経県条によれば「邛莋山」・「邛僰山」ともいう。『四川省』（中華人民共和国地名詞典）自然地理の邛崍山の条によれば、同山は現在の四川省西部の阿壩蔵族自治州から雅安市にまたがる、青藏高原を中心とする横断山脈の最

東部に位置する山脈で、広義には岷江と大渡河の間の南北三〇〇キロメートル、東西一五〇キロメートルに渡る山脈を、狭義には都江堰市から天全県以西の大渡河以東の高山群を指し、主要な山には四姑娘山・大相嶺・峨眉山などがり、最高峰の四姑娘山が海抜六二五〇メートルであるのをはじめ、山の多くは海抜五〇〇〇メートル以上で、根雪・氷河が見られるという（同書、七八八頁）。なお、沈欽韓及び劉琳・任乃強氏らは邛崍山を現在の四川省栄経県の西南の大相嶺に比定するが、これは広義の邛崍山に含まれる（任一九八七、一九五頁・劉一九八八、七一〇～七一一頁）。また、李賢注及び『続漢書』郡国志五蜀郡属国厳道県条の劉昭注が引く『華陽国志』には「邛來山、本名邛莋、故邛人・莋人界也」とあり、これによれば邛崍山が「邛莋」ともいうのは邛人・莋人の自然境界であったことによるものと考えられる。これに関して桑秀雲氏は邛人はその東に、笮人はその西に分布していたと指摘するが（桑一九八一、五二八頁）、任乃強氏は邛人の分布地域である邛都（現四川省西昌市）は、邛崍山（同氏は現在の大相嶺に比定）から遠く離れており、邛人・笮人の境界とは考えがたいことから、邛人・笮人が入蜀する際に必ず邛崍山を越えなければならなかったことによるものと指摘する（任一九八七、一九五頁）。

「零高坂」は未詳であるが、『続漢書』郡国志五厳道県条の劉昭注に引く『華陽国志』の佚文に「道至險、有長嶺・若棟」とあり、劉琳氏によれば「長嶺」・「若棟」はともに山道の名称であり（劉一九八八、七一〇頁）、また、『漢書』巻七六王尊伝に「先是琅邪王陽爲益州刺史、行部、至邛郲九折阪」とあるように、邛來山には「長嶺」「若棟」「邛郲九折阪」など多くの山道があったことが確認され、「零高坂」もこのような山道の一つであると考えられる。

（7）「田恭」は『資治通鑑』漢紀明帝永平一七年条では「由恭」に作る。

［表Ⅰ］四夷之楽の名称

	東方	南方	西方	北方
『詩』鼓鐘篇毛伝	昧	南	朱離	禁
『周礼』鞮鞻氏鄭注	韎	任	株離	禁
『周礼』鞮鞻氏賈疏所引『孝経緯』鉤命欠	韎	任	侏離	禁
『独断』	韎	任	株離一作「禁」	禁一作「昧」
『礼記』明堂位篇	韎	任		
『公羊伝』昭公二五年	株離	任	禁	昧
『礼記』曲礼篇孔疏所引『白虎通』楽元語篇	朝離	南	味	禁
『白虎通』礼楽篇	離	兜	禁	昧
『文選』班固「東都賦」	昧	兜	離	僄
『後漢書』班固列伝	侏	兜	離	伶

（8）「四夷之樂」について、『詩』小雅鼓鐘篇の「以雅以南、以籥不僭」の毛伝に「舞四夷之樂、大德廣所及也。東夷之樂曰昧、南夷之樂曰南、西夷之樂曰朱離、北夷之樂曰禁」、『周礼』春官鞮鞻氏の「鞮鞻氏掌四夷之樂與其聲歌」の鄭玄注に「四夷之樂、東方曰韎、南方曰任、西方曰株離、北方曰禁。（中略）王者必作四夷之樂、一天下也」とあり、さらに『独断』巻上に「王者必作四夷之樂、以定天下之歡心、祭神明吹而歌之、以管樂爲之聲」とある。これらによれば、「四夷之樂」とは四方の蛮夷の楽舞で、これを舞うことは天下が統一され、徳が四方に広く及んだことを象徴的に示す意味を有していたものと解される。また、『周礼』春官鞮鞻氏の孫詒讓正義が指摘するように「四夷之樂」の各名称には諸説がある（表Ⅰ参照）。さらに、『礼記』明堂位篇に「季夏六月、以禘禮祀周公於大廟、（中略）昧、東夷之樂也。任、南蠻之樂也。納夷蠻之樂於大廟、言廣魯於天下也」とあり、賈疏に「納夷蠻之樂於大廟者、皆於大廟奏之」とあり、『周礼』春官鞮鞻氏には「祭祀則歕而歌之、燕亦如之」とあり、賈疏に「四夷之樂誰爲舞。使中國之人也」とあり、同春官旄人に「旄人、掌教舞散樂、舞夷樂。凡四方之以舞仕者屬焉。凡祭祀・賓客舞其燕樂」とあり、賈疏に「凡四方之以舞仕者屬焉、此卽野人能舞者」、「舞其燕樂、謂作燕樂時、使四方舞士舞之以夷樂」とある。これらによれば「四夷之樂」は、祭祀や燕飲の場で、管籥（笛）を吹奏して歌い、舞われたことがわかるが、これを誰が舞うかについては、鞮鞻氏の賈疏は中国の人、旄人の賈疏は蛮夷の人としており、両者は相違する。『周礼』春官鞮鞻氏の孫詒讓正義によれば、「四夷之樂」は明堂や廟門・路寝などの門外の戸の右に列んで行われたという。また『通典』巻一四六・四方楽条によれば、唐代には四方の楽（四夷の楽）として高麗楽・百済楽・扶南楽・天竺楽・高昌楽・亀茲楽・疏勒楽・康国楽・安国楽・北狄楽などが存したことが確認される。

なお、『後漢書』南蛮西南夷伝板楯蛮夷条において、高祖劉邦が板楯蛮の舞である巴渝舞を楽人に命じて習わせた記述が

見られるが（[二一]注（10）参照。早大長文研二〇〇三、二六五頁）、巴渝舞は『漢書』巻九六西域伝の賛に「天子負黼依、襲翠被、馮玉几、而處其中。設酒池肉林以饗四夷之客、作巴俞・都盧・海中碭極・漫衍・魚龍・角抵之戲以觀視之」とあり、四夷の使者を歓待するのに用いられたことが確認される。また『楽府詩集』巻五二に「自漢以後、樂舞寖盛、有雅舞、有雜舞。雅舞用之郊廟朝饗、雜舞用之宴會」、同巻五三に「雜舞者、公莫・巴渝・槃舞・鞞舞・鐸舞・拂舞・白紵之類、是也。始皆出自方俗、後寖陳於殿庭。蓋自周有縵樂・散樂、秦漢因之增廣、宴會所奏、率非雅舞。漢・魏已後、竝以鞞・鐸・巾・拂四舞、用之宴饗。（中略）明帝時又有西傖羌胡雜舞」とあり、これによれば巴渝舞は雑舞に属し、宴会などの場で行われたもので、前掲の『礼記』明堂位篇に見られたような周公の禘祭において大廟で行われた「四夷之樂」とは種類を異にするものと解されるようである。

（9）以上、「永平中」から「録其歌焉」までの一段は、『太平御覧』巻七九一白狼夷条、『通志』巻一九七荏都条、『玉海』巻一五二漢白狼槃木詩条にほぼ同内容の記述が見られ、また、その一部は『通典』巻一八七筰都条、『資治通鑑』漢紀明帝永平一七年条、『太平寰宇記』巻一七九荏国条に見られる。

（10）以下は、『後漢書補注』巻二〇からの引用である。

（11）『韓詩』薛君傳」に関して、ここでいう『韓詩』とは前漢・韓嬰撰『韓詩内伝』のことで、同書は『詩』の注釈書として前漢・魯の申培公『魯詩』、前漢・斉の轅固生『斉詩』とともに『詩』の三家と称せられた。韓嬰（生没年未詳）、燕（元河北省）の人、前漢・文帝の時代に博士となり、景帝の時に常山太守となった。また、「薛君」は後漢・薛漢を指し、『隋書』巻三二経籍志一に『韓詩』二二巻、漢・常山太傅韓嬰、薛氏章句」とある。薛漢（生没年未詳）、字は公子、淮陽（現河南省）の人、後漢・明帝の永平年間に千乗太守となった。前漢・韓嬰撰『韓詩内伝』及び薛氏章句の『韓詩』の両書はすでに散逸しており、清・馬国翰輯『玉函山房輯佚書』に輯本が収録されている。

（12）以下は、『山海経』中次九経からの引用である。

（13）以下は、任乃強・劉琳氏らに拠れば『華陽国志』巻三蜀志の佚文で（任一九八七、一九五～二〇一頁・劉一九八八、七一

○～七一一頁)、『史記』巻一〇孝文本紀六年条の「羣臣請處王蜀嚴道・邛都」の唐・張守節正義及び『続漢書』郡国志五蜀郡属国厳道県条の劉昭注にも同箇所が引用されている。

(14) 以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

[四二]

本文

遠夷樂德歌詩曰、

大漢是治提官隗搆、與天意合(1)魏冒踰糟〔一〕。吏譯平端罔驛劉脾、不從我來旁莫支留。聞風向化徼衣隨旅、所見奇異知唐桑艾。多賜繒布邪毗繨綃、甘美酒食推潭僕遠。昌樂肉飛拓拒蘇便、屈申悉備局後仍離。蠻夷貧薄儳讓龍洞、無所報嗣莫支度由。願主長壽陽雒僧鱗、子孫昌熾莫稷角存。

遠夷慕德歌詩曰、

蠻夷所處儳讓彼尼、日入之部且交陵悟。慕義向化繩動隨旅、歸日出主路且揀雒。聖德深恩聖德渡諾、與人富厚魏菌渡洗。冬多霜雪綜邪流藩、夏多和雨茬邪尋螺。寒温時適藐潯瀘灕、部人多有菌補邪推。涉危歷險辟危歸險、不遠萬里莫受萬柳。去俗歸德術壘附德、心歸慈母仍路孳摸。

遠夷懷德歌(2)曰、

荒服之外荒服之儀、土地墝埆犂籍憐憐。食肉衣皮阻蘇邪犁、不見鹽穀莫碭麤沐。吏譯傳風罔譯傳微、大漢安樂是漢夜拒。攜負歸仁蹤優路仁、觸冒險陝雷折險龍。高山岐峻倫狼藏幢、緣崖磻石扶路側祿。木薄發家息落服淫、百宿到洛理歷髭雒。父子同賜捕茞菌毗、懷抱匹帛懷橐匹漏。傳告種人傳室呼敕、長願臣僕陵陽臣僕〔校補一〕(3)。

〔一〕〔集解〕惠士奇曰(4)、「合」當作「會」。

〔校補一〕今案、傳載歌詩三章、官本及『通志』均無異字。然樂德・慕德二章皆言「歌詩」、獨懷德一章僅言「歌」不言「詩」。此無義。可求直是范書原脱一「詩」字也。至章懷采夷言爲注、三本所傳頗有不同。如「提官傀搆」『通志』作「提宮隗搆」、官本作「提官隗搆」。「罔譯劉脾」、「譯」原作「驛」。下注「罔譯傳微」仍作「譯」可證。「驛」爲譌字。已據『通志』注改。官本注亦不誤。「旁莫支留」、官本注同『通志』、「莫」作「草」。「邪毗縗紬」、官本注同『通志』、「縗」作「堪」。「僂讓彼尼」、官本注「彼」作「皮」、『通志』注「僂」作「屢」、「彼」作「被」。「路且揀雒」、官本・『通志』注「揀」皆作「倮」。「魏菌渡洗」、官本・『通志』注皆止作「度」。「莫碭麤沐」、官本注同『通志』注、「碭」作「楊」、「沐」作「水」。「罔譯傳微」、官本注同『通志』、「微」作「徽」。「倫狼藏幡」、官本注「幡」作「幢」、『通志』作「旛」。「傳言呼敕」、官本注同『通志』、「言」作「室」。以上異字方言轉譯難明、聲讀今古有異、『東觀記』又僅存輯本、無從定其得失矣。

書き下し文

遠夷の徳を楽しむの歌詩に曰く、

大漢の是れ治むるや、天と意を合す。吏の譯は平端にして、我に従わずして來たり。風を聞き化に向かい、見る所奇異なり。繒布、甘美なる酒食を賜わること多し。昌樂すること肉の飛ぶが如く、屈申、悉く備われり。蠻夷、貧薄にして、報嗣する所無し。願わくは主、長壽にして、子孫昌熾ならんことを。

遠夷の徳を慕うの歌詩に曰く、

蠻夷の處る所、日入るの部なり。義を慕い化に向かい、日出づるの主に歸す。聖徳深恩にして、人に富厚を與う。冬、霜雪多く、夏、和雨多し。寒温時に適い、部人有ること多し。危きを渉り險を歷て、萬里を遠しとせず。俗を去り徳に歸し、心、慈母に歸するがごとし。

遠夷の徳に懐くの歌に曰く、

荒服の外、土地墝埆たり。肉を食い皮を衣て、鹽穀を見ず。吏の譯は風を傳えて、大漢、安樂たり、と。擔負して仁に歸

し、險陝を觸冒す。高山岐峻にして、緣崖に磻石あり。木薄より家を發ち、百宿して洛に到る。父子、賜を同じくし、匹帛を懷抱す。種人に傳告して、長く臣僕たらんことを願う。

〔一一〕〔集解〕惠士奇曰く、「「合」は當に「會」に作るべし」と。

〔校補一一〕今、案ずるに、傳に載せる歌詩三章、官本及び『通志』は均しく字を異にすること無し。然るに樂德・慕德の二章は皆な「歌詩」と言い、獨だ懷德一章のみ僅かに「歌」と言いて「詩」と言わず。此れ義無し。直だ是れ范書の原一つ「詩」字を脱するに求むべきなり。章懷に至りて夷言を采りて注を爲すも、三本の傳うる所、頗る同じからざる有り。「提官傀搆」を『通志』は「提宮隗搆」に作り、官本は「提官隗搆」に作るが如し。「罔譯劉脾」の「譯」は原「驛」に作る。下注の「罔譯傳微」の仍お「譯」に作るは證とすべし。「驛」は譌字爲り。已に『通志』の注に據りて改む。官本の注は亦た誤たず。「旁莫支留」は、官本の注は『通志』に同じく、「莫」を「草」に作る。「邪毗縖紬」は、官本の注は『通志』に同じく、「縖」を「堪」に作る。「僂讓彼尼」は、官本の注は「彼」を「皮」に作り、『通志』の注は「僂」を「屢」に作り、「彼」を「被」に作る。「路且揀雒」は、官本・『通志』の注は「揀」を皆な「倮」に作る。「魏菌渡洗」は、官本・『通志』の注は皆な止りて「度」に作る。「莫碭麗沐」は、官本の注は『通志』の注に同じく、「碭」を「楊」に作り、「沐」を「水」に作る。「罔譯傳微」は、官本の注は『通志』に同じく、「微」を「徽」に作る。「倫狼藏幡」は、官本の注は「幡」を「幢」に作り、『通志』は「隴」に作る。「傳言呼敕」は、官本の注は『通志』と同じく、「言」を「室」に作る。以上の異字は方言の轉譯にして明らかにし難く、聲讀は今古異有りて、『東觀記』は又た僅かに輯本を存すのみなれば、其の得失を定むるに從る無し。

通釈

遠夷が徳を楽しむの歌詩に言う、

大いなる漢王朝の治世は、天意に適っています。官吏の通訳は平易で、みなは私に従ってではなく自らの意思で参りました。漢王朝の威光を聞いてその徳化を慕い、見るものは全て珍しいものばかりです。絹布や甘美な酒食をたくさん賜わりました。鳥が飛びかうかの如く栄え楽しみ、あらゆるものが備わっています。蛮夷は貧しく、こんなにたくさん頂いても報い施せるものがありません。どうか主君が長寿にして、子孫が盛んでありますように。

遠夷が徳を慕うの歌詩に言う、

蛮夷の住んでいるところは、日の沈む地です。徳義を慕い、日が上るところの天子に帰服します。その聖徳は恵み深く、人々に豊かな財を多く与えておられます。（蛮夷の住んでいるところは）冬は霜雪が多く、夏は雨が多いところです。けれども寒暖は四季に適い、住民は数多くおります。私たちは道程の険阻を顧みず、万里の道のりを遥々やってきました。（私たちは）その習俗を捨て去って天子の徳に帰服し、それはあたかも慈母に心を寄せるかのようであります。

遠夷が徳に懐くの歌に言う、

天子の徳の及ばない化外の地では、土地は荒れ、痩せています。肉を食べその皮で衣服を作り、塩・穀物は見たことがありません。官吏の通訳は、大いなる漢王朝は安楽であるとその威光を伝えて帰順を促しました。（私たちは互いに）手を引いて仁徳に帰服し、狭く険しい道を冒して来ました。山は険しく、崖には礧石（のような尖った石）があります。草深い家の里を出発し、何日も費やして洛陽に到りました。（草深い家の里から何日も費やしてやってきた）父も子も同じく絹布を賜りました。（帰ったあとはこのことを）族人に伝えて、末長く漢王朝の臣僕になることを願いたいと思います。

注釈

（1）紹興本・中華書局本は「意合」を「合意」に作る。

（2）「遠夷懐徳歌」は、〔校補一〕によれば「詩」字を脱している。

（3）李賢注によれば、これら三章の詩は夷人の本語を田恭が漢語に翻訳したものと解されるが、任乃強氏は漢語の「不遠萬

里」や「心歸慈母」が夷人の語ではそれぞれ「莫受萬柳」・「仍路孳模」に作るなど、みな四字四音をもって句をなしていること、またこれら以外にも夷人の語とされる部分には漢音に借りたものと考えられるものが多くあることから、これら三章の詩は夷人が独自に作ったものではなく、朱輔が自分で作詩したものを田恭に命じてその文に従って夷人の語音をあてて作らせたもの、つまり漢語を夷人の語で音訳したものであると指摘する(任一九八七、一九八頁)。また、漢語の「荒服」・「臣僕」の語は夷人の語でも「荒服」・「臣僕」と記されており、任乃強氏の指摘に基づけば、これらは漢語固有の表現が夷人の語にそのまま転用されたものと解され、漢語に該当するものが夷人の語にはなかったことを反映するものと考えられるのではないだろうか。なお、これら三章の詩は本伝の他に『東観漢記』・『通志』巻一九七侫都条・『玉海』巻一五二漢白狼槃木詩条にも収録されており、夷人の語として記された部分は、〔校補一〕で指摘されるように『後漢書』の諸版本及び前掲の三書において異同が多く見られる。

(4) 以下は、『後漢書補注』巻二〇からの引用である。恵士奇は清、呉県(現江蘇省)の人、字は天牧・仲儒。康熙帝時代の進士で、広東学政・侍読の官についた。経史に通じ、『易説』・『礼説』・『春秋説』などを著した。

[四三]

本文

肅宗初、輔坐事免〔一〕(1)。是時、郡尉府舍皆有雕飾、畫山神・海靈・奇禽・異獸、已眩燿之、夷人益畏憚焉。和帝永元十二年、旄牛徼外白狼・樓薄蠻夷王唐繒等、遂率種人十七萬口、歸義内屬(2)。詔賜金印紫綬、小豪錢帛各有差。安帝永初元年、蜀郡三襄種夷與徼外汙衍種(3)并兵三千餘人反叛、攻蠶陵城〔二〕、殺長吏(4)。二年、青衣道夷邑長令田〔三〕、與徼外三種夷三十一萬口、齎黄金・旄牛毦〔四〕、舉土内屬(5)。安帝增令田爵號爲奉通邑君〔五〕(6)。延光二年春、旄牛夷叛、攻零關〔六〕〔校補一〕、殺長吏。益州刺史張喬與西部都尉擊破之(7)。於是分置蜀郡屬國都尉、領四縣如太守。桓帝永壽二年、蜀郡夷叛、殺略吏民(8)。延熹三年、蜀郡三襄夷寇蠶陵、殺長吏(9)。四年、犍爲屬國夷寇郡界。益州刺史山昱擊破之、斬首千四百級、餘皆

解散(10)。靈帝時、以蜀郡屬國爲漢嘉郡(11)。

〔一〕〔集解〕惠棟曰(12)、「爲御史中丞馬嚴所奏免官」。

〔二〕〔集解〕沈欽韓曰(13)、「『明志』(14)「疊溪千戶所」、本朝改疊溪營〔校補二〕。在松潘廳南二百五十里」。

〔三〕〔李賢注〕令姓、田名。〔集解〕沈欽韓曰(15)、「青衣道在雅州府雅安縣北」。

〔四〕〔李賢注〕顧野王曰(16)、「毦、結毛爲飾也。卽今馬及弓槖上纓毦也」。

〔五〕〔集解〕惠棟曰(17)、「『繁長張禪題名』(18)、有邑長三人・邑君三人、皆夷酋之稱也」。

〔六〕〔李賢注〕「郡國志」、「零關道屬越巂郡」。〔集解〕沈欽韓曰(19)、「越巂郡固有靈關道。然此旄牛夷本在蜀郡西部。故傳下云、「益州刺史與西部都尉擊破之」、不言越巂太守。明與越巂無涉。『續志』(20)、「延光二年、以西部爲屬國、都尉領漢嘉・嚴道・旄牛・徙四縣」。「蜀都賦」(21)、「廓靈關以爲門」。注、「靈關山名。在成都西南、漢嘉郡」。劉昭注亦引之(22)。蜀之西部、於唐爲雅州。『通典』(23)、雅州盧山縣「有靈關山」。當爲沫水之所經。『宋書』符瑞志(24)、「晉咸寧三年、黃龍見漢嘉靈關」。則地屬漢嘉、非越巂之靈關道也。越巂與蜀西部隔限大度河、然相去不甚遠。『舊唐志』(25)、「貞觀二年、曾以雅州、陽山・漢源二縣屬巂州」、惟旄牛夷所攻零關、不在越巂境耳」〔校補三〕。

〔校補一〕錢大昭曰(26)、「「零」、「郡國志」作「靈」」。案、「零」「靈」通作説已見前。

〔校補二〕柳從辰曰、「蠶陵、今地已詳「安紀」。惟據『地理韻編』(27)、在今疊溪營西」。

〔校補三〕今案、「安紀」載、「延光二年春正月、旄牛夷叛、寇靈關殺縣令」。「百官志」(28)、「凡縣主蠻夷曰道」。如非靈關道、何得有縣令。且漢嘉之靈關山既非設守阨要、夷又何必攻之乎。旄牛地卽在邛崍山之表、瀘水出焉。距越巂本非甚遠。前漢時、蜀郡・西部兩都尉、一居旄牛主徼外夷、旄牛夷本卽蜀郡夷。「元初五年秋、越巂蠻夷及旄牛豪叛、殺長吏」。「六年、永昌・益州蜀郡夷叛、與越巂夷殺長吏、燔城邑、益州刺史張喬討破降之」。亦均見「安紀」。旄牛蜀郡夷。既可與越巂夷同叛。又何爲不可攻越巂縣道。刺史主兵、則太守自不必行。「邛都夷傳」載(29)、「元初五年、夷叛殺遂久令」、「詔亦命益

州刺史張喬選堪能從事討之」。遂久與靈關道、同爲越巂縣道。而紀傳皆不及越巂太守。亦可疑與越巂無涉乎。沈氏好爲異説非也。

書き下し文

粛宗の初め、輔、事に坐し免ぜらる。是の時、郡尉の府舎に皆な雕飾有り、山神・海靈・奇禽・異獣を畫き、已て之を眩耀し、夷人、益〃畏憚す。和帝の永元十二年、旄牛徼外の白狼・樓薄蠻夷の王唐縉等、遂に種人十七萬口を率い、歸義内屬す。詔して金印紫綬を賜い、小豪の錢帛に各〃差有り。

安帝の永初元年、蜀郡の三襄種の夷と徼外汙衍種と并びに兵三千餘人反叛し、蠶陵城を攻め、長吏を殺す。二年、青衣道夷の邑長令田、徼外三種の夷三十一萬口と與に、黄金・旄牛毦を齎し、舉土内屬す。安帝、令田の爵號を增して奉通邑君と爲す。延光二年春、旄牛夷叛し、零關を攻め、長吏を殺す。益州刺史張喬、西部都尉と與に擊ちて之を破る。是に於いて分かちて蜀郡屬國都尉を置き、四縣を領すること太守の如くす。桓帝の永壽二年、蜀郡夷叛し、吏民を殺略す。延熹三年、蜀郡三襄夷、蠶陵に寇し、長吏を殺す。四年、犍爲屬國の夷、郡界に寇す。益州刺史山昱、擊ちて之を破り、斬首すること千四百級、餘は皆な解散せしむ。靈帝の時、蜀郡屬國を已て漢嘉郡と爲す。

〔一〕【集解】惠棟曰く、「御史中丞馬嚴の奏して免官する所と爲る」と。

〔二〕【集解】沈欽韓曰く、『明志』の「疊溪千戸所」は、本朝は疊溪營に改め、松潘廳の南二百五十里に在り」と。

〔三〕【李賢注】令は姓、田は名なり。【集解】沈欽韓曰く、「青衣道は雅州府雅安縣の北に在り」と。

〔四〕【李賢注】顧野王曰く、「毦は、毛を結いて飾と爲すなり。卽ち今、馬及び弓槖上の纓毦なり」と。

〔五〕【集解】惠棟曰く、「「繁長張禪の題名」に、邑長三人・邑君三人有り、皆な夷酋の稱なりと」と。

〔六〕【李賢注】「郡國志」に、「零關道は越巂郡に屬す」と。【集解】沈欽韓曰く、「越巂郡に固より靈關道有り。然れども此

の旄牛夷は本と蜀郡西部に在り。故に傳の下に「益州刺史、西部都尉と與に擊ちて之を破る」と云い、「越巂太守」と言わず。越巂と與に渉る無きを明らかにするなり。『續志』に、「延光二年、西部を以て屬國と爲し、都尉、漢嘉・嚴道・旄牛・徙の四縣を領す」と。「蜀都賦」に、「靈關を廓げて以て門と爲す」と。注に、「靈關は山名なり。成都の西南の、漢嘉郡に在り」と。劉昭注も亦た之を引く。蜀の西部は、唐に於て雅州爲り。『通典』に、「雅州盧山縣に靈關山有り」と。當に沫水の經る所と爲すべし。『宋書』符瑞志に、「晉咸寧三年、黄龍、漢嘉靈關に見る」と。則ち地は漢嘉に屬し、越巂の靈關道に非ざるなり。越巂は蜀の西部と大度河を隔限し、然れども相い去ること甚だしくは遠からず。『舊唐志』に、「貞觀二年、曾て以て雅州の、陽山・漢源の二縣を以て巂州に屬せしむ」と。惟だ旄牛夷の攻むる所の零關は、越巂の境に在らざるのみ」と。

〔校補一〕錢大昭曰く、「「零」は、「郡国志」に「靈」に作る」と。案ずるに、「零」・「靈」通じて作るの説は已に前に見ゆ。

〔校補二〕柳從辰曰く、「蠶陵は、今の地は已に「安紀」に詳らかなり。惟だ『地理韻編』に據れば、今の疊溪營の西に在り」と。

〔校補三〕今案ずるに、「安紀」に、「延光二年春正月、旄牛夷叛し、靈關に寇し縣令を殺す」と載す。「百官志」に、「凡そ縣の蠻夷を主どるを道と曰う」と。如し靈關道に非ずんば、何ぞ縣令有るを得んや。且つ漢嘉の靈關山は既に守りを設け要を阨すに非ずんば、夷、又た何ぞ必らずしも之を攻めんや。旄牛の地は卽ち邛崍山の表に在り、瀘水これより出づ。越巂を距つこと本とより甚だしくは遠きに非ず。前漢の時、蜀郡・西部兩都尉、一は旄牛に居り徼外の夷を主り、旄牛夷は本卽ち蜀郡夷なり。「元初五年秋、越巂蠻夷及び旄牛豪叛し、長吏を殺す」と。「六年、永昌・益州蜀郡夷叛し、越巂夷と與に長吏を殺し、城邑を燔き、益州刺史張喬、討ち破りて之を降す」と。亦た均に「安紀」に見ゆ。旄牛は蜀郡の夷なり。既に越巂夷と同に叛す可し。又た何爲れぞ越巂縣道を攻む可からざらんや。刺史兵を主れば、則ち太守は自ら必ずしも行かず。「邛都夷傳」に、「元初五年、夷叛して遂久令を殺し」、「詔して亦た益州刺史張喬に命じて從事に堪能なるものを選びて之を討たしむ」と載す。遂久と靈關道とは、同に越巂の縣道爲り。而るに紀傳は皆な越巂太守に及

ばず。亦た越巂と與に渉る無きを疑う可きか。沈氏好みて異説を爲すも非なり。

通釈

肅宗の初め、朱輔は、（馬厳の上奏によって）罪に坐し罷免された。この時、郡尉の官舎はみな装飾が施され、山の神・海の神霊・奇怪で異様な禽獣を描き、それを用いて彼らをまどわせ、夷人はますますおそれるようになった。和帝の永元一二年（一〇〇）、旄牛徼外の白狼・楼薄蛮夷の王唐繒らは、ついに種族一七万人を率い、皇帝の徳義に帰服して郡に内属した。詔を下して金印紫綬を下賜し、下位の小豪たちにも与えたがその銭帛は身分に応じて差があった。

安帝の永初元年（一〇七）、蜀郡三襄種の夷と徼外汙衍種が一緒に兵三〇〇〇人あまりをあげて反逆し、蚕陵城を攻撃して、長吏を殺した。二年（一〇八）、青衣道夷の邑長である令田は、徼外に居住する三種の夷三一万人とともに、黄金・旄牛毦を（献上品として）携え、領地を挙げて内属した。安帝は令田に爵号を加えて奉通邑君とした。延光二年（一二三）春、旄牛夷は背反して、零関に攻め入り、長吏を殺した。益州刺史張喬と西部都尉はこれを撃破した。ここにおいて蜀郡から蜀郡属国都尉を分置し、四県を管轄すること郡太守と同じようにさせた。桓帝の永寿二年（一五六）、蜀郡夷は背反し、官吏や民衆を殺略した。延熹三年（一六〇）、蜀郡三襄夷は蚕陵に侵入し、長吏を殺した。四年（一六一）、犍為属国の夷は郡界に侵入した。益州刺史山昱はこれを撃破し、一四〇〇人を斬首し、その他の夷人はみな解散させた。霊帝の時、蜀郡属国をもって漢嘉郡とした。

注釈

（1）朱輔が罷免された経緯は『後漢書』巻二四馬援列伝に見え、「臣伏見、方今、刺史太守專州典郡、不務奉事盡心爲國。而司察偏阿、取與自己、同則舉爲尤異、異則中以刑法、不卽垂頭塞耳、採求財賂。今益州刺史朱輔・楊州刺史倪説・涼州刺史尹業等、毎行考事、輒有物故、又選舉不實、曾無貶坐、是使臣下得作威福也」とある。これによると、益州刺史朱輔を

はじめ、当時の刺史・太守らは地方政治において不正に振る舞っており、馬厳がこの事実を上奏した結果、罷免されたことがわかる。

（2）『後漢書』巻四孝和帝紀永元一二年春二月条には「旄牛徼外白狼・𡋏薄夷率種人内屬」とあり、「樓薄」を「𡋏薄」に作る。「樓薄」に関して、陳宗祥・鄧文峰氏は、雅安市・宝興県のチベット語で「六番招討土司（元代の地方官署名。雅州厳道県（現四川省雅安市）名山県（現四川省名山県）がこれに属していた）」が「樓薄甲波」と呼ばれており、「六番」と「樓薄」の古音が通じ「甲波」は「国王」の意味があることから、これを漢代樓薄王の後代にあたるものとしている（陳・鄧一九七五）。任乃強氏は、樓薄の故地を青衣江から大渡河以内、邛徠山脈の端とし、その部落は唐宋代「三王部落（劉・楊・郝の三王が分治。中原と吐蕃の間でどちらに従属するか揺れ動いていた）」の一つであり、元代以降は陳・鄧両氏の説をうけて「六番」と称されたとする。また氏は樓薄王「唐繒」の名が漢名であることからもわかるように、漢の風俗を慕った氐の一支であるとも述べている（任一九八七、一八六・一九七頁）。劉堯漢・陳久金氏はH.R.Davies，Yunnan——The link between India and The Yangtze，（イギリス。一九〇〇年、雅礱・九龍・江冕各地における民族調査を行った）を引用し、西番（現普米族）を樓薄西番・爾蘇西番・巴剌西番・木雅西番の四種に分けている（劉・陳一九八五）。樓薄はしばしば白狼と併称され、前掲の諸説も主に白狼をめぐる論述であることから、樓薄が白狼の一支かあるいは非常に近い種族であったことがうかがえる。白狼に関しては［四一］注（2）を参照。

（3）「三襄種」と「汙衍種」は、任乃強氏によると、今の大渡河上流、魚通・孔王・金湯・大小金川一帯に部落があったとされる（任一九八七、一九七頁）。「汙衍種」は『通典』巻一八七筰都条に「汚澁種」に作る。

（4）『後漢書』巻五孝安帝紀永初元年条に該当の記事は見えず、元初元年秋七月条に「蜀郡夷寇蠶陵、殺縣令」とある。「蠶陵城」の所在に関して李賢は唐代の「翼州翼水縣西」とし、沈欽韓・柳従辰らは清代の「松藩庁畳渓営」とし、すなわち現在の四川省松藩県畳渓にあったとされる。

（5）『後漢書』孝安帝紀元初二年春正月条に「蜀郡青衣道夷奉獻内屬」とある。

(6) 非漢人の爵号に関して、『続漢書』百官志五・四夷国条に「四夷國王・率衆王・歸義侯・邑君・邑長、皆有丞、比郡・縣」とある。令田の増爵に関して工藤元男氏は、「邑君は邑長の上に位置付けられるので、おそらく令田はこのたびの内属以前にすでに部衆を率いて内属し、青衣道に邑長として封爵され、その後徼外の他の三種の夷を内属させた功により、爵号がその上の（奉通）邑君に引きあげられたものとおもわれる」と述べ、非漢人を漢朝の爵制秩序に組み入れるという非漢人政策の一つの特質が看取されると論じている（工藤一九九八）。

(7)『後漢書』孝安帝紀延光二年春正月条に「旄牛夷叛、寇靈關、殺縣令。益州刺史蜀郡西部都尉討之」とあり、「零關」を「靈關」に作るが、〔校補一〕で銭大昭が述べるように「零」と「靈」は通じる。「零（霊）関」の地名は、蜀郡属国の漢嘉県にある「零関山（現四川省盧山県と宝興県の境）」と越巂郡の「零関道（現四川省越西県）」の二者があり、沈欽韓は前者、校補は後者に比定する。任乃強氏は、零関山は旄牛夷にとって邛徠山を越えていかなければならないのに対して、零関道ならば近距離であること、また「殺長吏」に関して、零関山は安帝期には漢嘉県の県治ではなかった（現在は宝興県の役所の所在地）ため、「長吏」とは零関道の県尹・県の吏使を指すだろうと推測する（任一九八七、一九八頁）。以上の説を踏まえると、旄牛夷が寇したのは越巂郡の「零関道」とするのが妥当だろう。

(8)『後漢書』巻七孝桓帝紀永寿二年三月条に「蜀郡屬國夷叛」とある。

(9)「延熹三年」を「紹興本」は「延熹二年」に作る。『後漢書』孝桓帝紀延熹三年条に該当の記事は見えず、同二年春二月条に「蜀郡夷寇蠶陵、殺縣令」とある。

(10)『後漢書』孝桓帝紀延熹四年五月条に「犍爲屬國夷寇鈔百姓、益州刺史山昱擊破之」とある。山昱については孝桓帝紀、南蛮西南夷列伝の他には見えず、これらの記述から桓帝の時に益州刺史であり、延熹四年に犍為属国の夷が郡界に侵攻してきた時に、これを撃破したという事績が確認される。

(11) 以上の文章は『通志』巻一九七荏都条、『通典』筰都条、『太平寰宇記』巻一七九・四夷八にほぼ同内容の記述が見える。

(12) 以下は『後漢書補注』巻二〇からの引用である。

(13) 以下は『後漢書疏証』巻一二からの引用である。

(14) 以下の「疊溪千戸所」の語は、『明史』巻九〇兵志二の所・四川都司の条に見える。

(15) 以下は『後漢書疏証』巻一二からの引用である。

(16) 以下は『玉篇』からの引用と思われるが、『大広益会玉篇』（宋本）には見えず、また『原本玉篇』には毛部が欠巻となっているため佚文の可能性がある。

(17) 以下は『後漢書補注』巻二〇からの引用である。

(18) 以下は『隷続』巻一六繁長張禪題名からの引用である。

(19) 以下は『後漢書疏証』巻一二からの引用である。

(20) 以下は『続漢書』郡国志五益州蜀郡属国の内容であるが、「蜀郡属国」の劉昭注に「故屬西部都尉、延光元年以爲屬國都尉、別領四城」とあり、沈欽韓が「延光二年」とするのは誤りである。

(21) 以下は『文選』巻四所収左思「蜀都賦」及び劉逵注からの引用である。

(22) 「劉昭注亦引之」とは、『続漢書』郡国志五益州蜀郡属国の「漢嘉」に対する劉昭注のことであり、「「蜀都賦」曰、廓靈關而爲門」とある。

(23) 以下は『通典』巻一七六盧山郡条からの引用である。

(24) 以下は『宋書』巻二八符瑞志中からの引用であるが、「符瑞志」には「咸寧二年十月庚午、黄龍二見于漢嘉靈關」とあり、沈欽韓が「咸寧三年」とするのは誤りである。

(25) 以下は『旧唐書』巻四一地理志四劍南道嶲州中都督府からの引用である。

(26) 以下は『後漢書弁疑』からの引用である。

(27) 『地理韻編』は書名。清・李兆洛（一七六九～一八四一）撰『歴代地理志韻編今釈』のことである。同書は『漢書』以下二十三史の「地理志」をもとにした歴史地名詞典である。

(28) 以下は『続漢書』百官志五からの引用である。
(29) 以下は『後漢書』南蛮西南夷列伝からの引用である。

[四四]

本文

冉駹夷者〔一〕(1)、武帝所開。元鼎六年、已爲汶山郡〔二〕(2)。至地節三年〔三〕、夷人已立郡賦重、宣帝乃省并蜀郡爲北部都尉(3)。其山有六夷・七羌・九氐、各有部落〔四〕(4)。其王侯頗知文書、而法嚴重(5)。貴婦人、黨母族。死則燒其尸。土氣多寒、在盛夏冰猶不釋、故夷人冬則避寒、入蜀爲傭、夏則違暑、反其邑〔五〕。衆皆依山居止、累石爲室、高者至十餘丈、爲邛籠〔六〕〔校補一〕(6)。又土地剛鹵、不生穀・粟・麻・菽、唯已麥爲資、而宜畜牧。有旄牛、無角一名童牛(7)。肉重千斤、毛可爲毦。出名馬。有靈羊、可療毒〔七〕〔校補二〕(8)。又有食藥鹿、鹿麑有胎者、其腸中糞亦療毒疾。又有五角羊・麝香・輕毛毰雞・牲牲〔八〕。其人能作旄毦・班罽・青頓・毰絞・羊羧之屬〔九〕(9)。特多雜藥。地有鹹土、煮已爲鹽、麋・羊・牛・馬食之皆肥〔一〇〕。

〔一〕〔集解〕沈欽韓曰(10)、『明史』土司傳(11)、「茂州古冉駹國地」。今小金川司等皆在茂州保縣西南徼外」。
〔二〕〔集解〕惠棟曰(12)、『華陽國志』云(13)、「四年」」。
〔三〕〔李賢注〕宣帝年也。
〔四〕〔集解〕惠棟曰(14)、『華陽國志』云(15)、「有六夷・羌胡・羌虜・白蘭・蛔・九種之戎也」」〔校補三〕。
〔五〕〔集解〕惠棟曰(16)、『華陽國志』云(17)、「冬則避寒入蜀傭賃自食、夏則避暑反落。歳以爲常。故蜀人謂之「作五百石子」也」(18)。
〔六〕〔李賢注〕案、今彼土夷人呼爲「雕」也。〔集解〕王鳴盛曰(19)、「案、今四川徼外大金川・小金川諸土司有蜩房。「蜩」字、字書不見、殆李賢所謂雕矣」。
〔七〕〔李賢注〕『本草經』曰(20)、「靈羊角味鹹無毒、主療毒盲〔校補四〕・蠱毒(21)、去惡鬼、安心氣、彊筋骨也」。

〔八〕〔李賢注〕郭璞注『山海經』曰(22)「駮雞似雉而大、青色、有毛角、鬬敵死乃止」。

〔九〕〔李賢注〕青頓・殺羧、竝未詳、字書無此二字。『周書』(23)「伊尹爲四方獻令曰、正西昆侖・狗國〔校補五〕・鬼親・枳己・闟耳・貫匈〔校補六〕・雕題・離丘・漆齒、請令以丹青・白旄・紕罽・龍角・神龜爲獻。湯曰、「善」」。何承天『纂文』曰(24)「紕、氐罽也。音卑疑反。毦卽紕也」。〔集解〕惠棟曰(25)「「羧」、『華陽國志』作「殺」。又注正西昆侖・狗國・鬼親・枳己・闟耳・貫匈・雕題・離丘・漆齒。孔晁云(26)「九者西戎之別名。闟耳・貫匈・雕題・漆齒等亦因其事以名之也」」。

〔一〇〕〔李賢注〕麝卽麝狼也。『異物志』(27)「狀似鹿而角觸前向、入林樹掛角、故恆在平淺草中。肉肥香美、逐入林則搏之。皮可作履韈、角正（可）四（作）據（踞）(28)南人因以爲牀」音子兮反。

〔校補一〕案、邛籠二字無義可求。蓋方言也。以其高言。疑卽穹隆之異文。

〔校補二〕柳從辰曰、『御覽』七百九十一引本書「靈」作「羺」。音戾。今案、羺音獦、胡羊也。胡羊、謂北胡所産、卽今拳毛豐尾者是矣。字从需無由。有戾音。靈羊之靈、本作「麤」。詳『爾雅』及『說文』注。後人或作「羺」。「羺」疑「羺」。仍「羺」之譌。「戾」亦卽「麤」之誤。

〔校補三〕柳從辰曰、「今『華陽國志』漢魏叢書本與惠氏所引合。廖寅本「蜩」作「峒」。今案、「蜩」・「峒」皆無考、當作「蚼」。『通志』云(29)「氐其種非一。或號青氐、或號白氐、或稱蚼氐。此蓋中國人卽其服色名之也」」。

〔校補四〕官本注「旨」譌「肯」。

〔校補五〕「國」原譌「骨」。依『通志』正。官本注不誤。

〔校補六〕官本注「耳」誤「茸」。

書き下し文

冉駹夷とは、武帝の開く所なり。元鼎六年、已て汶山郡と爲す。地節三年に至り、夷人、郡を立つるを已て賦重きとし、宣帝乃ち省きて蜀郡に并せ北部都尉と爲す。其の山に六夷・七羌・九氐有り、各〃部落有り。其の王侯頗る文書を知り、而して法嚴重たり。婦人を貴び、母族に

黨しむ。死すれば則ち其の尸を燒く。土氣多寒にして、盛夏に在るも冰猶お釋けず、故に夷人、冬は則ち寒を避け、蜀に入りて傭と爲り、夏は則ち暑を違（避）け、其の邑に反る。衆皆な山に依りて居止し、石を累ねて室を爲り、高き者は十餘丈に至り、邛籠と爲す。又た土地剛鹵にして、穀・粟・麻・菽を生ぜず、唯だ麥を刀耕して資と爲し、而して畜牧に宜し。旄牛有り、角無きは一に童牛と名づく。肉重さ千斤、毛は毡を爲るべし。名馬を出だす。靈羊有り、毒を療すべし。又た藥を食らう鹿有り、鹿麑の胎む者有らば、其の腸中の糞も亦た毒疾を療す。又た五角羊・麝香・輕毛の髫雞・牲牲有り。其の人、能く旄氈・班罽・青頓・毦毳・羊羧の屬を作る。特に雜藥多し。地に鹹土有り、煮て刀て鹽を爲り、麝・羊・牛・馬、之を食らいて皆な肥ゆ。

〔一〕【集解】沈欽韓曰く、『明史』土司傳に、「茂州は古の冉駹國の地なり」と。今の小金川司等は皆な茂州保縣の西南の徼外に在り」と。

〔二〕【集解】惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「四年」と」と。

〔三〕【李賢注】宣帝の年なり。

〔四〕【集解】惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「六夷・羌胡・羌虜・白蘭・蜓・九種の戎有るなり」と」と。

〔五〕【集解】惠棟曰く、『華陽國志』に云う、「冬は則ち寒を避け、蜀に入りて傭賃して自食し、夏は則ち暑を避けて落に反る。歳ごとに以て常と爲す。故に蜀人、之を「作五百石子」と謂うなり」と」と。

〔六〕【李賢注】案ずるに、今の彼土の夷人呼びて「雕」と爲すなり。【集解】王鳴盛曰く、「案ずるに、今四川徼外の大金川・小金川の諸土司に蜩房有り。「蜩」字は、字書に見えず、殆ど李賢の謂う所の雕ならんか」と。

〔七〕【李賢注】『本草經』に曰く、「靈羊の角は味鹹にして毒無く、主に毒盲・蠱毒を療し、惡鬼を去り、心氣を安んじ、筋骨を彊むなり」と。

〔八〕【李賢注】郭璞『山海經』に注して曰く、「髫雞は雉に似て大、青色、毛角有り、敵と鬬いて死すれば乃ち止む」と。

〔九〕【李賢注】青頓・毦毳、並びに未詳、字書に此の二字無し。『周書』に、「伊尹、四方に獻令を爲して曰く、「正西の昆侖・狗國・鬼親・枳己・闟耳・貫匈・離題・離丘・漆齒、令して丹青・白旄・紕罽・龍角・神龜を以て獻と爲さしむるを請う」と。湯曰く、「善し」と」と。

何承天『纂文』に曰く、「紕は、氐羌なり。音は卑疑の反。毦は卽ち紕なり」と。【集解】惠棟曰く、「羧は、『華陽國志』に「投」に作る。又た注に、「正西の昆侖・狗國・鬼親・枳己・闟耳・貫匈・雕題・離丘・漆齒」と。孔晁云う、「九とは西戎の別名なり。闟耳・貫匈・雕題・漆齒等も亦た其の事に因りて以て之に名づくるなり」と」と。

〔一〇〕【李賢注】麋は卽ち麋狼なり。『異物志』に、「状、鹿に似て角觸前向し、林樹に入れば角を掛く、故に恆に平淺なる草中に在り。肉肥え香美く、逐いて林に入れば則ち之を搏つ。皮、履鞾作るべし。角、踞を作るべくして、南人因りて以て牀と爲す」と。音は子兮の反。

〔校補一〕案ずるに、邛籠の二字義の求むべき無し。蓋し方言ならん。其の高きを以て言う。疑うらくは卽ち穹隆の異文ならん。

〔校補二〕柳從辰曰く、『御覽』七百九十一に本書を引きて「靈」を「羺」に作る。音は戾。今案ずるに、羺の音は猶、胡羊なり。胡羊とは北胡の産む所を謂い、卽ち今の拳毛䯄尾なる者是れなり。字、需に从えども由無し。戾音有り、靈羊の靈なり。本と「麤」に作る。『爾雅』及び『説文』の注に詳らかなり。後人或は「羺」に作る。「羺」は疑うらくは「羺」なり。仍ち「羺」の譌なり。「戾」も亦た卽ち「麤」の誤りなり」と。

〔校補三〕柳從辰曰く、「今『華陽國志』漢魏叢書本は、惠氏の引く所と合う。廖寅本は、「蚴」を「峒」に作る。今案ずるに、「蚴」・「峒」皆な考うる無く、當に「蚴」に作るべし。『通志』に云う、「氐は其の種一に非ず。或は青氐と號し、或は白氐と號し、或は蚴氐と稱す。此れ蓋し中國人の其の服色に卽きて之に名づくるならん」と」と。

〔校補四〕官本注、「盲」を「肓」に譌す。

〔校補五〕「國」、原と「骨」に譌す。『通志』に依りて正す。官本注、誤たず。

〔校補六〕官本注、「耳」を「茸」に誤てり。

通釈

冉駹夷は、武帝がはじめて勢力を及ぼした地域に住む部族である。元鼎六年（前一一一）に、この地を汶山郡とした。地節二年（前六七）になって、夷人が郡を維持するための賦税が重いと訴えてきたので、宣帝はこれを省いて蜀郡に併合させ北部都尉とした。その山には六夷・

七羌・九氐がおり、それぞれ部落がある。その王侯はよく文書を理解し、法は厳重である。婦人を尊敬し、母方の一族に親しんでいる。人が死亡すれば、その遺体を火葬する。気候は寒さが厳しく、盛夏であっても氷が解けないほどであるため、夷人たちは冬になると寒さを避け、成都に降りて行って賃労働に従事し、夏になると暑さを避け、部落に帰る。人々はみな山居し、石を重ねて建物をつくり、その高いものは高さ一〇余丈に至る。これを「邛籠」という。また土地は塩分が多く、穀・粟・麻・菽が育たず、収穫は麦だけであるが、牧畜には適している。旄牛がおり、その中で角がないものを童牛ともいい、その肉の重さは千斤で、その毛で氈（旗飾り）を作ることができる。名馬を産出する。霊羊がおり、その角で毒を癒すことができる。また、薬草を食べる鹿がおり、子供を妊娠している鹿の場合、その腸内の糞もまた解毒作用がある。また、五角羊・麝香・軽毛の駄雞・牲牲がいる。人々は、旄氈・斑罽・青頓・毳絨・羊羧の織物の類を作っている。雑薬が非常に多い。土地には塩分を含む土があり、それを煮て塩を作り、麝・羊・牛・馬はそれを食べているので、みな肥えている。

注釈

(1) 冉駹夷の呼称について、久村因氏は、本段および『後漢書』南蛮西南夷列伝前段に「自嶓東北有作都國、東北有冉駹國」とあるのを挙げ、両者では「冉駹」を一つの部族名であるかのように扱われているものの、『史記』巻一一三大宛列伝に「出駹、出冉」とあり、同巻一一七司馬相如列伝に「朝冉、従駹」とあることから、後漢以前には「冉」と「駹」は別の二部族と考えられていたと推測している（久村一九七一）。冉駹夷を構成する種族について、久村因氏・工藤元男氏は、本文に「六夷・七羌・九氐」とあり、『華陽国志』巻三蜀志に、「有六夷・羌胡・羌虜・白蘭・峒・九種之戎」とあるのを受け、氐・羌と関係があるとする（久村一九七一・工藤一九九九）。また、桑秀雲氏は、本稿〔校補三〕に「今案、蚴・峒、皆無考、當作蚴」とあるのを受け、この蚴は冉駹の「冉」の同義の異字であるとし、『三国志』巻三〇魏書烏桓鮮卑東夷伝の裴松之注引『魏略』西戎伝に、「氐人有王、所從來久矣。自漢開益州、置武都郡、排其種人、分竄山谷閒、或在福祿、或在汧・隴左右。其種非一、稱槃瓠之後、或號青氐、或號白氐、或號蚴氐」とある「蚴氐」が冉駹を指すとしている（桑一九八一）。工藤氏は、『史記』巻二夏本紀の正義に引く前漢・揚雄『蜀王本紀』に「禹本汶山郡廣柔縣人也、生於石紐」とあり、『続漢書』郡国志五蜀郡広柔県条の劉昭注に引く『華陽国志』に「有過、逃其野中不敢追、云畏禹神、能藏三年、爲人所得、則共原之、云禹神靈茹之」とあり、この

夷人は冉駹夷に当たることなどから、冉駹が、国家権力が介入しえない聖域の神、すなわちアジールの神として禹を信仰していたことを明らかにしている（工藤一九九九）。

（2）汶山郡の設置に関して、『華陽国志』蜀志に「汶山郡、本蜀郡北部冉駹都尉、孝武元封四年置」とあり、本文と合わないが、『史記』巻一一六西南夷列伝に、「南越破後、及漢誅且蘭・邛君、并殺筰侯、冉駹皆振恐、請臣置吏。乃以邛都為越巂郡、筰都為沈黎郡、冉駹為汶山郡、広漢西白馬為武都郡」とあり、『漢書』巻六武帝紀元鼎六年条に、「定西南夷、以為武都・牂柯・越巂・沈黎・文山郡」とあることなどから、久村氏・任乃強氏・劉琳氏はいずれも元鼎六年の誤りとしている（久村一九六九a・任一九八七・劉一九八八）。

（3）鎌田重雄氏は、本条より、漢代の部都尉の管轄地は本郡よりも賦課が軽く夷人に適した行政が行われていたと指摘している（鎌田一九六二）。この「立郡賦重」に関して、『太平寰宇記』巻七八剣南西道七茂州条引『華陽國志』佚文に、「宣帝地節元年、武都白馬羌反、使者駱武平之。因尉勞汶山。吏及百姓、謂武自訟、一歳再度、更賦至重、邊人貧苦、無以供給、求省部。郡建以來、四十五年矣。武以状上。遂省汶山郡、復置都尉」とあり、更賦、すなわち賦税が一年に二度徴収され、その人々が苦しんだことが記されている。ただし、元鼎六年に設置された郡においては、『史記』巻三〇平準書に「漢連兵三歳、誅羌、滅南越、番禺以西至蜀南者置初郡十七、且以其故俗治、毋賦税」とあり、賦税の徴収がなかったとしており、これらの記述は矛盾する。この矛盾に対して久村氏は、『史記』平準書の記述は賦税そのものがないことを示すのではなく、これらの地域の賦税が本郡における賦税と異なっていることを示しているに過ぎず、『後漢書』南蛮西南夷列伝に「漢興、改為武陵。歳令大人輸布一匹、小口二丈、是謂賓布」などとあるような特殊な賦税が郡の設置以前より課せられており、汶山郡ではその特殊な賦税が重かったのではないかと推測している。また氏は、先に挙げた『華陽国志』の佚文に見える白馬羌の反乱の平定に際し、汶山郡から徴発が行われた可能性を指摘し、それが汶山郡廃省に影響を与えたのではないかとしている（久村一九六九a）。

（4）任乃強氏は、この条は、『華陽国志』蜀志に「有六夷・羌胡・羌虜・白蘭・蜀・九種之戎」とあるのを范曄がリライトしたものであり、『華陽国志』の記述は「六・夷・羌・胡・羌虜・白蘭・峒、九種之戎也」と読むべきで、「六・夷・羌・胡・羌虜・白蘭・峒」に冉・駹を加え、九種であることを示しているとし、『後漢書』本条は范曄が『華陽国志』を誤解したものとする（任一九八七）。

（5）工藤元男氏は本条に関して、この「王侯」は漢に服属してその爵制秩序に組み込まれ、漢の郡県支配を実質的に担った君長層を指すと解

し、冉駹が君長層の厳重な法制支配下にあったことを指摘している（工藤一九九八）。

（6）邛籠の名称に関して、孫開宏氏は、李賢注に「案、今彼土夷人呼爲雕也」とあるのに注目し、音韻学的には邛籠は古代羌語の漢訳であるとし、現在の「碉籠」に当たるとしている（孫一九八六）。

（7）久村因氏は、本条について、「文意はあいまいで、㋑旄牛とは無角であって、別名を童牛と言ったのか、㋺旄牛のうちの無角のものを童牛と言ったのか、明確ではない」と指摘している（久村一九七一）。ただし、前漢・揚雄『太玄経』更篇の司馬光注に「無角曰童」とあり、清・郝懿行『爾雅義疏』下之七に、「童牛即旄牛之無角者。旄牛即犦牛。蓋大者名犦、小者名童也。童當作僮、俗从牛作犝牛耳」とあり、ともに㋺を採っているため、本訳注もそれに従いたい。

（8）「麠羊」に関して、『説文』鹿部に「麠、大羊而細角、从鹿㚔聲」とあり、『爾雅』釈獣に、「麠、大羊」とあり、その郭璞注に「麠、或从零、亦作羬・羻・羚」とある。

（9）羊羖の「羖」は、金・韓孝彦・韓道昭『篇海』巻一五来母羊部に「羖、羊病也」とあるが、「旄氂」の「氂」は、『説文』毛部に「氂、撚毛也、从毛㸚聲」とあり、その段注に「撚毛者、蹂毛成氂也」とあるように、毛織物の一種であり、「罽・氆」もともに毛織物を指すことから（［三三］注（3）参照）、羊羖もまた毛織物の一種であると考えられる。

（10）以下は、『後漢書疏証』巻一二からの引用である。

（11）以下は、『明史』巻三一一・四川土司一からの引用である。

（12）以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

（13）以下は、『華陽国志』蜀志からの引用である。

（14）以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

（15）以下は、『華陽国志』蜀志からの引用である。

（16）以下は、『後漢書補注』巻二〇・『後漢書訓纂』巻一九からの引用である

（17）以下は、『華陽国志』蜀志からの引用である。

(18)「作五百石子」について、劉琳・任乃強両氏は、『太平寰宇記』剣南西道七茂州条に「貧下者冬則避寒、入蜀傭賃自食。故蜀人謂之作氐」とあることから、「作五」を「作氐」に作るべきだとする（任一九八七・劉一九八八）。また任乃強氏は、「作」は労働のことで、「作氐」は労役に従事していた氐・羌を指すとしている。氐は「百石子」に関して、「子」と「氐」が通用することから「百石子」は「百石氐」とすべきとし、「百石」とは売買奴隷を指し、一冬の間に百石を稼ぐものがいることから百石の名がついたと推測している（任一九八七）。

(19) 以下は、清・王鳴盛『十七史商榷』巻三八からの引用である。

(20)『後漢書』李賢注には、『神農本草経』（巻二四馬援列伝注）、『呉普本草』（巻六四延篤列伝注）、『本草』（本条など）と、『本草経』と関連する文献が引かれている。『隋書』巻三四経籍志三に、『神農本草』八巻、梁有『神農本草』五巻、『神農本草属物』二巻、『神農明堂圖』一巻、『蔡邕本草』七巻、『華佗弟子呉普本草』六巻、『陶隠居本草』十巻、『隨費本草』九巻、『秦承祖本草』六巻、『王季璞本草經』三巻、『李譜之本草經』（中略）『趙賛本草經』一巻」とあり、また『旧唐書』『新唐書』などにも「本草」と名のつく文献が多く見えるが、本条で李賢の引く『本草経』がいずれに当たるかは明かでない。なお、北宋・唐慎微『証類本草』に『神農本草』を引いて「羚羊角味鹹、苦寒微寒、無毒。主明目、益氣、起陰、去惡血注下、辟蠱毒・惡鬼・不祥、安心氣、常不魘寐。（中略）彊筋骨」とあり、『太平御覧』巻九八八霊羊角条に、『本草經』曰、靈羊角、安心氣不獃」とある。

(21) 青盲は、『詩』大雅・霊台篇の孔頴達疏に「故知有眸子而無見曰矇、即今青盲者也」とあるように、瞳はあるが目が見えないことを指す。

(22) 以下は、『山海經』中次二経の郭璞注からの引用である。

(23) 以下は、『逸周書』王会解からの節略引用である。

(24) 何承天は、『晉書』巻六四に本伝があり、それによれば、東晉の国子博士・廷尉で、著作に『雑語』『纂文』などがある。『纂文』は、『隋書』巻三三経籍志一に、「梁有『纂文』三巻、亡」とあり、すでに『隋書』が編纂された時点で散逸していた。

(25) 以下は、『後漢書補注』巻二〇からの引用である。

(26) 以下は、『周書』注からの引用である。孔晁は、東晉の五経博士であり、『逸周書』に注した。

(27)『異物志』については、「二五」の注（18）参照。なお、本段で引かれた箇所は、『文選』巻五所収の左思「呉都賦」の劉逵注、『太平御覧』

巻九一三雑獣条、『初学記』巻二五にそれぞれ引かれている。

(28)「角正四據」は、意味が明らかでないが、『初学記』厳可均・陸心源校本では「角可作踞」に作っており、ここではそれに従った。

(29)以下は、『通志』巻一九七・四夷四からの引用である。

［四五］

本文

其西又有三河・槃于虜、北有黄石・北地・盧水胡、其表乃爲徼外。靈帝時、復分蜀郡北部爲汶山郡云。(1)

書き下し文

其の西に又た三河・槃于の虜有り、北のかた黄石・北地・盧水胡有り、其の表は乃ち徼外爲り。靈帝の時、復た蜀郡北部を分かちて汶山郡と爲すと云う。

通釈

その西には三河・槃于の虜がおり、北には黄石・北地・盧水の胡がおり、その外は徼外である。靈帝の時、ふたたび蜀郡北　部都尉を分割して汶山郡としたという。

注釈

(1)この記述によると、汶山郡が再び設置されるのは、後漢靈帝の時代、すなわち一六八～一八九年であるが、『続漢書』郡国志五の蜀郡汶江道条の劉昭注引『華陽国志』佚文には、「孝安延光三年、復立之已爲郡」とあり、延光三年は一二四年にあたるから、本文の記述と矛盾する。この矛盾に関して久村氏は、『続漢書』郡国志に汶山郡が含まれておらず、また『三

国志』巻六魏書董卓伝に、「（董卓）爲軍司馬、従中郎將張奐征并州有功、拜郎中。（中略）遷廣武令・蜀郡北部都尉・西域戊己校尉、免」とあり、『後漢書』巻五六張奐列伝には、并州を征伐したことに関して「永康元年（中略）奐遣司馬尹端・董卓竝擊、大破之」とあり、永康元年（一六七）以降に董卓が蜀郡北部都尉となっていることから、それ以前に汶山郡が設置されたことは誤りか、もしくは延光三年に再設置され、永康元年以前に再び廃省され、後漢の霊帝の時代にまた設置されたかのいずれかであろうとしている（久村一九六九b）。なお、「蜀郡北部」は、蜀郡の北部を指すのではなく、『後漢書』巻五孝安帝紀永初二年条に、「廣漢塞外參狼羌降、分廣漢北部爲屬國都尉」とあり、『続漢書』郡国志五広漢属国条に「廣漢屬國、故北部都尉」とあるように、「郡＋北部」は北部都尉を指すから、本条もまた北部都尉を指すものと考えられる。

［四六］

本文

白馬氐者(1)、武帝元鼎六年開、分廣漢西部、合已爲武都〔一〕(2)。土地險阻(3)、有麻田(4)。出名馬・牛・羊・漆・蜜(5)。氐人勇戇抵冒、貪貨死利。居於河池(6)、一名仇池。方百頃(7)、四面斗絶〔二〕(8)。數爲邊寇。郡縣討之、則依固自守。元封三年、氐人反叛。遣兵破之。分徙酒泉郡(9)。昭帝元鳳元年、氐人復叛。遣執金吾馬適建・龍額侯韓增・大鴻臚田廣明〔三〕(10)、將三輔・太常徒討破之(11)。

〔一〕〔集解〕惠棟曰(12)、「杜佑云(13)、「今同谷郡武都地」」。

〔二〕〔李賢注〕仇池山在今成州上祿縣南。『三秦記』曰(14)、「仇池縣界、本名仇維山。上有池、故曰仇池山。在滄洛二谷之間(15)、常爲水所衝激。故下石而上土、形似覆壺」。『仇池記』曰(16)、「仇池百頃、周回九千四十歩。天形四方、壁立千仞。自然樓櫓卻敵、分置調均、竦起數丈、有踰人功。仇池凡二十一道、可攀緣而上。東西二門。盤道下至上、凡有七里。上則

岡阜低昂、泉流交灌」。酈元注『水經』云(17)、「羊腸盤道三十六回。『開山圖』謂之仇夷(18)。所謂「積石峨嵯、嶔岑隱阿」者也。上有平田百頃(19)、煮土成鹽。因以百頃爲號也」。

〔三〕〔李賢注〕姓馬適、名建也(20)。

書き下し文

白馬氐は、武帝の元鼎六年に開き、廣漢の西部を分ち、合せて㠯て武都と爲す。土地險阻にして、麻田有り。名馬・牛・羊・漆・蜜を出す。氐人は勇戇抵冒にして、貨を貪り利に死す。河池に居す、一に仇池と名づく。方百頃にして、四面斗絶す。數〃邊寇を爲す。郡縣、之を討つも、則ち固に依りて自ら守る。元封三年、氐人反叛す。兵を遣わして之を破らしむ。分ちて酒泉郡に徙す。昭帝の元鳳元年、氐人復た叛す。執金吾馬適建・龍額侯韓增・大鴻臚田廣明を遣わして、三輔・太常の徒を將いて討ちて之を破らしむ。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、「杜佑云う、「今の同谷郡武都の地なり」と」と。

〔二〕〔李賢注〕仇池山は今の成州上祿縣の南に在り。『三秦記』に曰く、「仇池縣界、本と仇維山と名づく。上に池有り、故に仇池山と曰う。倉洛二谷の閒に在り、常に水の衝激する所と爲る。故に石を下にして土を上にし、形は覆盎に似たり」と。『仇池記』に曰く、「仇池は百頃、周回九千四十歩。天形四方、壁立すること千仞。自然の樓櫓、敵を卻け、分置調均にして、竦起すること數丈なるは、人功を踰ゆること有り。仇池に凡そ二十一道、攀緣して上る可し。東西二門。盤道の下より上に至るに、凡そ七里有り。上は則ち岡阜低昂にして、泉流交〃灌ぐ」と。酈元『水經』に注して云う、「羊腸の盤道三十六回。『開山圖』、之を仇夷と謂う。所謂「積石峨嵯たり、嶔岑として隱阿」なる者なり。上に平田百頃有り、土を煮て鹽を成す。因りて百頃を以て號と爲すなり」と。

〔三〕〔李賢注〕姓は馬適、名は建なり

通釈

白馬氐は、武帝の元鼎六年（前一一一）に漢の勢力が及んだところの種族であり、広漢郡の西部都尉の地を割いて、この白馬氐の地と合わせて武都郡とした。土地は険阻で、麻田がある。名馬・牛・羊・漆・蜂蜜を産出している。氐人は、勇気はあるが愚かで、反抗的であり、財物を貪り、利益のためであれば死さえもいとわない。氐人は河池に居住しているが、この河池はまたの名を仇池ともいう。四方一〇〇頃の広さがあり、その四方は懸絶している。氐人はしばしば漢の辺境を攻撃した。郡県が氐人を討伐しても、彼らは堅固な地形に頼って守り抜いた。元封三年（前一〇八）、氐人が離反すると、漢は軍隊を派遣してこれを討ち破り、氐人の一部を酒泉郡に移住させた。昭帝の元鳳元年（前八〇）、氐人がまた離反したので、執金吾馬適建・竜額侯韓増・大鴻臚田広明を派遣し、三輔・太常の刑徒を率いてこれを討ち破らせた。

注釈

（1）本段落は『太平御覧』巻七九一白馬条にも引用されており、また『通典』巻一八九氐条にもほぼ同じ記述が見える。

「白馬氐」は『史記』巻一一六西南夷列伝に「自冉駹以東北、君長以什數、白馬最大。皆氐類也」とあるのによれば、冉駹より東北の地では最大の勢力を有する種族であった。

「白馬」という名の由来について、任乃強氏は、都尉が「白馬關」に駐留して統治したことから名づけられたとする（任一九八七、九七頁注①）。

（2）「武都」は郡の名。現在の甘粛省成県の西。元鼎六年に武都郡が置かれたことは、他にも『漢書』巻六武帝紀元鼎六年条に「定西南夷、以爲武都・牂柯・越巂・沈黎・文山郡」、巻二八地理志下に「武帝元鼎六年置」と記されている。清・恵棟『後漢書訓纂』巻一九が本文について引用しているように、『北史』巻九六氐列伝には「氐者、西夷之別種。號曰白馬。（中略）秦漢以來、世居岐隴以南・漢川以西、自立豪帥。漢武帝遣中郎將郭昌・衞廣滅之。以其地爲武都郡」とあり（『魏書』

巻一〇一氐列伝にも全く同じ文章が見える)、前漢の武帝のときに中郎将の郭昌と衛広が白馬氐の「豪帥」を滅ぼし、武都郡が置かれたとされている。ただし、『漢書』巻九五西南夷伝には「中郎将郭昌・衛廣引兵還、行誅隔溷道者且蘭。斬首數萬。遂平南夷爲牂柯郡。(中略)南粤破後、及漢誅且蘭・邛君、并殺莋侯、冉駹皆震恐、請臣置吏。以邛都爲粤巂郡、莋都爲沈黎郡、冉駹爲文山郡、廣漢西白馬爲武都郡」とあり、郭昌・衛広が南夷の且蘭の反乱を平定したことにより、西南夷がこぞって漢に対して恭順の意を示し、武都郡などの郡が置かれるようになったとされているが、このとき漢の軍隊が白馬氐を攻撃したとする記述は見えない。それゆえ、『北史』、『魏書』の記述が何によったものであるのかは未詳である。

武都という地名について、『水経注』巻二〇漾水条は「漢武帝元鼎六年開、以爲武都郡。天地大澤在西、故以都爲目矣」と述べ、武都の「都」は「天池大澤」という池が西にあることから名づけられたとする。「邛都夷」のところで検討したように、清・何焯『義門読書記』巻二四は邛都夷の「都」について、「都者、瀦水之名。恐其地本有汙澤」と述べ、その地にもともと池や沢があったことから、このような名がつけられたとするが、確かに『広雅』などの字書によれば、「都」には池や水たまりなどの意がある。それゆえ、おそらく酈道元も武都の「都」について、何焯と同じように解釈したのであろう。しかし、先述のように任乃強氏は、邛都・莋都などの「都」は、羌語の「多」が変化したものであり、羌語では農耕が可能な河原で、聚落のあるところを指すとする(任一九八六、三〇三〜三〇五頁)。それゆえ、あるいは武都の「都」も、本来はこのような意味で用いられていたのかもしれない。

「廣漢西部」は「廣漢西部都尉」のことであろう。すなわち、『華陽国志』巻二漢中志に「武都郡、本廣漢西部都尉治也」とある。ただし、任乃強氏が指摘するように、武都郡は広漢郡の真北にあり、広漢郡の西部にあるとはいいがたい。そこで、この問題について、任氏は次のように述べている。すなわち、広漢郡が置かれる前は、白馬関に都尉が置かれていたが、白馬関は漢中の西にあったから、「西部都尉」と呼ばれた。しかし、その後、広漢郡設置とともに、当地が広漢郡に編入されたため、「廣漢西部白馬氐」と呼ばれるようになった、と(任一九八七、九七頁注①)。

(3)「土地險阻」とあるように、本文によれば、白馬氐は地形の険阻なところに居住していたとされている。『三国志』巻三

○魏書烏丸鮮卑東夷伝裴松之注引の三国魏・魚豢『魏略』西戎伝には「分竄山谷閒」とあり、氐人が山谷間に分散し、隠れるように住んでいたと述べられている。

「土地險阻」以下は、『華陽国志』漢中志武都郡条に「土地險阻、有麻田。氐傁多羌戎之民、其人半秦。多勇戇。出名馬・牛・羊・漆・蜜。有瞿堆百頃險勢。氐傁常依之爲叛。漢世數征討之」とあるように、ほぼ同内容の記述が見える。

（4）「有麻田」とあり、白馬氐は麻を畑に植えていたとされている。『魏略』西戎伝に「俗能織布」とあるように、氐人は麻布を織っていた。

ただし、注（3）で挙げたように、『華陽国志』漢中志武都郡条にも本文とほぼ同内容の記述が見えるが、任乃強氏は『華陽国志』の「土地險阻有麻田氐傁多羌戎之民」を「土地險阻有麻田氐傁、多羌戎之民」と読み、「麻田氐傁」を民族の呼称と解し、農耕に優れた白馬氐の一支族を指すとする。もっとも、『後漢書』南蛮西南夷列伝では、「有麻田。出名馬・牛・羊・漆・蜜」とあるように、「有麻田」の後は全く別の記述が続くので、『後漢書』の「有麻田」は「麻の畑がある」の意であり、民族名とは解しえないが、これについて任乃強氏は、范曄が『後漢書』を著す際に、『華陽国志』のこの部分を改竄してとり入れたためと述べている（任一九八七、九七・九八頁注③）。しかし、『華陽国志』の「土地險阻有麻田氐傁多羌戎之民」は、「土地險阻にして、麻田有り。氐傁、羌戎の民より多し」と読み、「土地は険阻で、麻田がある。〔その地に居住する〕氐人は、羌戎の民よりも多い」と解すれば済むのではないか。したがって、『後漢書』南蛮西南夷列伝の記述が『華陽国志』の文を改竄したものと解する必要はない。

（5）名馬・牛・羊を産出するとあるが、『魏略』西戎伝には「畜養豕・牛・馬・驢・騾」とあり、羊を飼っていたとする記述がない。しかし、『史記』西南夷列伝、『漢書』西南夷伝、『魏略』西戎伝、『後漢書』南蛮西南夷列伝の氐に関する記述を受けて記されたものと思われる『通典』氐条では、『魏略』のこの部分を「畜羊・豕・牛・馬・驢・騾」に作り、羊も含まれている。なお、『魏略』、『通典』では、氐人が馬・牛・羊の他にも、「豕」（ブタ）・「驢」（ロバ）・「騾」（ラバ）などを飼っていたとされている。

本文によれば、白馬氐の地では、馬・牛・羊などの家畜の他、「漆」・「蜜」などの産物がとれるとされているが、『梁書』巻五四諸夷列伝武興国条には「出紬・絹・精布・漆・蠟・椒等。山出銅・鐵」とあり、他にも「紬」（つむぎ）・「絹」・「精布」・「蠟」（蜜蠟）・「椒」（サンショウ）・「銅」・「鐵」が挙げられている。「蜜」は『説文』蚰部に「蜜、𧑐。或从宓」とあり、「𧑐」がその正字であるが、『説文』蚰部に「𧑐、蠭甘飴也」とあるように、「𧑐」には蜂蜜の意がある。

（6）「居於河池」について、沈欽韓は『魏書』氐列伝に「漢建安中、有楊騰者、爲部落大帥。騰勇健多計略。始徙居仇池。（中略）騰後有名千万（ママ）者。魏拜爲百頃氐王」とあるのを引用したうえで、「此傳則似本居河池、爲異」と述べている。沈欽韓のいわんとするところは、『魏書』によれば、後漢・献帝の建安年間（一九六～二一九）に楊騰という氐人の首領が、初めて仇池に居住したと記されているが、『後漢書』南蛮西南夷列伝では、氐人が元来仇池に居住していたごとくに記されているので、くい違っている、ということであろう。なお、魏晋南北朝期における仇池の楊氏政権については、李祖桓氏による詳細な研究がある（李一九八六）。

（7）「河池」が「仇池」とも呼ばれており、一〇〇頃四方の広さであったことは、他にも『華陽国志』の佚文に「河池、一名仇池。地方百頃」（劉琳氏の復元による。佚文の出典については、劉一九八四、九六一頁参照）とある。

仇池は、李賢注が引用している諸史料に見えるように、山の名。丁謙『後漢書南蛮西南夷列伝地理攷証』も「據此知仇池乃山名、非池名」と述べ、仇池は山の名であって、池の名ではないとする。現在の甘粛省成県付近。

仇池の「仇」について、久村因氏は、李賢注も引用している『水経注』漾水条に「因以百頃爲號也」とあることから、「仇」に「百」の意味がなければなるまい。しかし、「仇」にはそのような用法は無いので、「仇」の字音が「百」を意味する蛮夷の単語（おそらく白馬語ないしは氐語）の音を写しているものと推定される」と述べている（久村一九七〇）。しかし、「因以百頃爲號也」は、仇池という地名の由来が「百頃」にあると述べているわけではなく、仇池が一〇〇頃とも称されているということであろう。例えば、『水経注』の下文には「漢獻帝建安中、有天水氐楊騰者。世居隴右、爲氐大帥。子駒勇健多計、徙居仇池。魏拜爲百頃氐王」とあり、仇池に勢力を有する楊氏が「百頃氐王」に封ぜられたとされているが、

まさに仇池が一〇〇頃と称されている例である。

「方百頃」について、丁謙は「所謂百頃者、亦指山上之田。非池水方百頃也」と述べ、仇池山上の田地の広さを指し、一〇〇頃四方の池を指すのではないとする。丁謙がこの「方百頃」を田地の広さと解したのは、李賢注も引用している『水経注』漾水条に「上有平田百頃」とあるからであろう。

（8）仇池山の険しさについては、李賢注引の『仇池記』にも記されているが、他にも次のような史料がある。すなわち、『後漢書』巻三一蘇不韋列伝には「不韋時年十八、徴詣公車、會謙見殺。不韋載喪歸鄉里、瘞而不葬。仰天嘆曰、伍子胥獨何人也。乃藏母於武都山中。遂變名姓、盡以家財募劒客、邀曷於諸陵閒、不剋」とあり、蘇不韋が父の仇を討つために、母を「武都山中」にかくまったとあるが、これについて李賢注は「有仇池山。東西懸絶、壁立百仞。故藏於其中也」と述べ、仇池山を指すとする。仇池山の険しさは、人をかくまうのに都合がよかったのであろう。

（9）元封三年に氐人が離反し、その一部が酒泉郡へ移住させられたことは、『漢書』巻六武帝紀元封三年条にも「武都氐人反。分徙酒泉郡」と記されている。「分徙酒泉郡」とは、武帝紀の記述について顔師古注が「不盡徙」と述べているように、氐人全員ではなく、その一部を酒泉郡に移住させたということであろう。

「酒泉郡」が置かれたのは、『漢書』巻二八地理志下によれば、武帝の太初元年（前一〇四）のことであるから、元封三年当時はまだ郡が置かれていなかったはずである。それゆえ、ここでいう「酒泉郡」とは、後に酒泉郡が置かれた地域を指すか。郡治は現在の甘粛省酒泉県。

（10）「執金吾」は『漢書』巻一九・百官公卿表上に「中尉、秦官。掌徼循京師。（中略）武帝太初元年、更名執金吾」とあるように、京師の巡邏にあたる官。もとは「中尉」と呼ばれていたが、武帝の太初元年（前一〇四）に執金吾と改称された。

「龍額侯韓増」は、『漢書』巻七昭帝紀元鳳元年条の顔師古注が引用しているように、『漢書』巻一六高恵高后文功臣表に「後元元年、侯曾（増）以興弟紹封龍額。三十一年、薨」とあるのによれば、武帝の後元元年（前八八）、龍額侯に封ぜられた人物。

「大鴻臚」は『漢書』百官公卿表上に「典客、秦官。掌諸歸義蠻夷。有丞。景帝中六年、更名大行令。武帝太初元年、更名大鴻臚」とあるように、漢に帰属した蛮夷を管轄する官。もとは「典客」と呼ばれていたが、景帝の中六年（前一四四）に「大行令」となり、さらに武帝の太初元年（前一〇四）に大鴻臚と改称された。

「田廣明」は、『漢書』巻九〇酷吏伝に列伝がある。字は子公。酷吏として犯罪の取締りに活躍し、武帝のとき大鴻臚となった。

(11)「三輔」は『漢書』巻五景帝紀中六年五月条の応劭注に「京兆尹・左馮翊・右扶風共治長安城中、是爲三輔」とあるように、京兆尹・左馮翊・右扶風を指す。いずれも長安の近辺を統治する官。

「太常」は『漢書』百官公卿表上に「奉常、秦官。掌宗廟禮儀。有丞。景帝中六年、更名太常」とあるように、宗廟の儀礼を司る官。もとは「奉常」と呼ばれていたが、景帝中六年（前一四四）に太常と改称された。

以上、昭帝の元鳳元年（前八〇）の氐人による反乱については、他にも『漢書』巻七昭帝紀元鳳元年条に「武都氐人反。遣執金吾馬適建・龍頟侯韓增・大鴻臚廣明、將三輔・太常徒、皆免刑擊之」と記されている。また、『漢書』巻九〇酷吏伝には「昭帝時、廣明將兵擊益州」とあり、昭帝のときに田広明が軍を率いて益州を攻撃したと記されているが、武都郡は益州刺史部に属するから、おそらくこの元鳳元年の反乱征伐を指しているのあろう。なお、『漢書』昭帝紀に「將三輔・太常徒、皆免刑擊之」とあることから、本文の「徒」は刑徒を指していることが知られる。

(12) 以下は『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

(13) 以下は『通典』氐条からの引用である。

(14)『三秦記』は佚書。漢代の辛氏の撰とされる。清の張澍による輯本の他、清・王謨『漢唐地理書鈔』、劉緯毅『漢唐方志輯佚』の中にもその佚文が集められている（劉一九九七、一～六頁）。なお、以上の諸輯本によれば、『三秦記』には他にも仇池山に関する記述がある。それは『初学記』巻八隴右道、『太平寰宇記』巻一五〇栗亭県条、『太平御覧』巻四四仇池山条に引用されているものであるが、これらのうち最も詳しく引用している『太平御覧』のものを挙げると、「仇池山上有

百頃地、平如砥。其南北有山路、東西絶壁。百仞上有數萬家。一人守道、萬夫莫向。山勢自然有樓櫓却敵之状。東西二門。盤道可七里。上有岡阜泉源。史記謂秦得百二之固也」とあり、李賢注引の『仇池記』と似た記述が見える。

(15)「滄」は、紹興本・武英殿本では「倉」に作るが、汲古閣本では「滄」に作る。

(16)『仇池記』は佚書。南朝宋の郭仲産の撰とされる。劉緯毅氏がその佚文を集めている（劉一九九七、二六四・二六五頁）。なお、『太平御覧』巻四四仇池山条には、同じく郭仲産の撰とされる『秦州記』の記述が引用されているが、「仇池山、本名仇維山。形似覆壺。上廣百頃、下周數十里、高二十餘里。壁立千仞。自然樓櫓却敵、分置均調、竦起數丈、有如人力也」とあり、仇池山について『仇池記』や『三秦記』とほぼ同じことが記されている。

(17) 以下は、『水経注』漾水条からの引用である。

(18)『開山図』は『水経注』の中でたびたび引用されている『遁甲開山図』を指すのであろう。『遁甲開山図』は佚書であり、『隋書』巻三四経籍志三、『旧唐書』巻四七経籍志下にその書名が見えるが、栄氏撰のものと王琛撰のものとが挙げられている。しかし、『水経注』巻一河水条では、『遁甲開山図』の文章を引用した後に、「榮氏注」の文章が挙げられているので、おそらく本文の『開山図』も栄氏撰のものであろう。王謨『漢唐地理書鈔』の中には、『栄氏遁甲開山図』の佚文が集められているが、本文も同書の佚文として収録されている。なお、栄氏・王琛とも、いつの時代の人物であるのかは未詳。

(19)「上」は、汲古閣本では「土」に作るが、誤りであろう。

(20)「姓馬適、名建也」について戴蕃予は、『太平御覧』白馬条引の『後漢書』の注では「姓馬、名適建」に作るとする（戴一九九五、九五九頁）。しかし、宋本の『太平御覧』では『後漢書』と同様に、「姓馬適、名建」に作る。

［四七］

本文

及王莽簒亂(1)、氐人亦叛。建武初、氐人悉附隴蜀(2)。及隗囂滅、其酋豪乃背公孫述降漢。隴西太守馬援上復其王侯君長、賜以

印綬。後囂族人隗茂反、殺武都太守。氐人大豪齊鍾留爲種類所敬信、威服諸豪。與郡丞孔奮擊茂〔一〕(3)、破斬之(4)。後亦時爲寇盜、郡縣討破之。

〔一〕〔集解〕惠棟曰(5)、「詳奮本傳」。

書き下し文

王莽の簒亂するに及び、氐人も亦た叛す。建武の初め、氐人悉く隴蜀に附す。隗囂の滅ぶに及び、其の酋豪乃ち公孫述に背きて漢に降る。隴西太守馬援、其の王侯君長を復し、賜うに印綬を以てせんと上す。後に囂の族人隗茂反し、武都太守を殺す。氐人の大豪齊鍾留、種類の敬信する所と爲り、威、諸豪を服す。郡丞孔奮と茂を擊ち、破りて之を斬る。後に亦た時〃に寇盜を爲し、郡縣、討ちて之を破る。

〔一〕〔集解〕惠棟曰く、「奮の本傳に詳らかなり」と。

通釈

王莽が帝位を簒奪すると、氐人も離反した。後漢・光武帝の建武年間（二五～五五）の初め頃、氐人はことごとく隴西の隗囂政権、蜀の公孫述政権の側についた。しかし、隗囂が滅ぶと、氐人の酋豪は公孫述から離反し、漢に投降した。そこで、隴西太守の馬援は氐人の王侯君長を元通りにし、印綬を授けるよう上奏した。その後、隗囂の族人である隗茂が反乱を起こし、武都太守を殺害した。氐人の大豪である斉鍾留は、氐の各種族から尊敬されており、その威信は諸豪を服属させるほどであった。そこで、斉鍾留は武都郡丞の孔奮とともに隗茂を攻撃し、破って斬り殺した。その後、氐人はたびたび侵入して狼藉をはたらいたため、郡県は氐人を討伐して破った。

注釈

（1）本段落は『太平御覧』巻七九一白馬条にも引用されており、また『通典』巻一八九氐条にもほぼ同じ記述が見える。

（2）「隴蜀」は、ここでは隴西の隗囂政権、蜀の公孫述政権を指すのであろう。

（3）「孔奮」は、字は君魚。右扶風茂陵の人。劉歆に師事し、『春秋左氏伝』を学んだ。姑臧県長・武都郡丞・武都太守を歴任。『後漢書』巻三一に本伝がある。

（4）隗茂の反乱及びその鎮圧については、『後漢書』巻三一孔奮列伝に「時隴西餘賊隗茂等夜攻府舍、殘殺郡守。賊畏奮追急、迺執其妻子、欲已爲質。奮年已五十、唯有一子、終不顧望、遂窮力討之。吏民感義、莫不倍用命焉。郡多氐人、便習山谷。其大豪齊鍾留者、爲羣氐所信向。奮迺率厲鍾留等令要遮鈔擊、共爲表裏。賊窘懼逼急、迺推奮妻子已置車前、冀當退卻。而擊之愈厲、遂禽滅茂等、奮妻子亦爲所殺」とあり、詳しく記されている。

（5）以下は『後漢書訓纂』巻一九からの引用である。

【四八】

本文

論曰、漢氏征伐戎狄、有事邊遠、蓋亦與王業而終始矣。至於傾沒疆垂、喪師敗將者、不出時歲。卒能開四夷之境、款殊俗之附。若乃文約之所沾漸、風聲之所周流、幾將日所出入處也〔一〕。著自山經・水志者、亦略及焉。雖服叛難常、威澤時曠、及其化行、則緩耳雕腳之倫、獸居鳥語之類〔二〕〔校補一〕、莫不舉種盡落、回面而請吏、陵海越障、累譯已内屬焉。故其録名中郎・校尉之署〔三〕、編數都護・部守之曹〔四〕(1)、動已數百萬計。若乃藏山隱海之靈物、沈沙棲陸之瑋寶〔五〕、莫不呈表怪麗、雕被宮幄焉。又其賨幏(2)・火毳・馴禽・封獸之賦、軵積於内府〔六〕(3)、夷歌・巴舞(4)・殊音・異節之技、列倡於外門(5)。豈柔服之道、必足於斯。然亦云致遠者矣。蠻夷雖附阻嚴谷、而類有土居。連涉荊・交之區、布護巴・庸之外〔校補二〕、不可量極。然

其凶勇校算(6)、薄於羌狄、故陵暴之害、不能深也。西南之徼、尤爲劣焉。故關守永昌、肇自遠離、啟土立人、至今成都焉〔七〕。

〔一〕〔李賢注〕文約、謂文書要約也(7)。

〔二〕〔李賢注〕緩耳、儋耳也。獸居、謂穴居。〔集解〕惠棟曰(8)、「「緩」、『金樓子』作「援」(9)。卽聶耳國也。其人兩手聶耳、故曰援耳。見海外北經(10)」。

〔三〕〔李賢注〕謂護匈奴中郎將及戊己校尉等(11)。

〔四〕〔集解〕劉攽曰(12)、「案、此「部」字合作「郡」」。

〔五〕〔李賢注〕珠玉・金碧・珊瑚・虎珀之類。

〔六〕〔李賢注〕火毳、卽火浣布也(13)。馴禽、鸚鵡也。封獸、象也。『神異經』曰(14)、「南方有火山、長四十里、廣四五里。生不燼之木、晝夜火然、得烈風不猛、暴雨不滅。火中有鼠、重百斤、毛長二尺餘、細如絲。恆居火中、時時出外、而色白、以水逐沃之卽死。績其毛、織以作布。用之若汙、以火燒之、則清潔也」。『傅子』曰(15)、「長老説漢桓時、梁冀作火浣布單衣。會賓客、行酒公卿朝臣前、佯爭酒失杯而汙之。冀僞怒、解衣而燒之。布得火、爚然而熾、如燒凡布。垢盡火滅、粲然潔白、如水澣也」。〔集解〕劉攽曰(16)、「正文「輪積於内府」。案、「輪」字誤。當作「駢」字」(17)。

〔七〕〔李賢注〕哀牢夷伐鹿茥不得、乃歸中國。故言肇自遠離。

〔校補一〕此及下文「而類有土居」、官本「類」皆作「顚」。蓋南宋本俗字。

〔校補二〕「護」、各本同、當作「濩」。張衡「東京賦」(18)、「聲教布濩」。薛綜注云、「布濩猶散被也」。

書き下し文

論に曰く、漢氏、戎狄を征伐し、邊遠を事とする有るは、蓋し亦た王業と與にして終始す。疆垂を傾沒し、師を喪い將を敗(そこ)なうに至りては、時歲に出でず。卒に能く四夷の境を開き、殊俗の附を款(いた)す。若(かくのごと)くんば乃ち文約の沾漸する所、風聲の周

流する所は、幾んど将に日の出入せんとする所の處なり。著すに山經・水志自りするは、亦た略〃焉れに及ぶ。服叛常とし難きと雖も、威澤は時に曠く、其の化の行わるるに及びては、則ち緩耳雕腳の倫、獸居鳥語の類、種を擧げ落を盡くさざるは莫く、回面して吏を請い、海を陵え障を越え、譯を累ねて貢て内屬す。故に其れ名を中郎・校尉の署に録し、數を都護・部守の曹に編し、動もすれば數百萬を以て計う。若くんば乃ち藏山隱海の靈物、沈沙棲陸の瑋寶、怪麗を呈表し、宮幄を雕被せざるは莫し。又た其の賮賧・火毳・馴禽・封獸の賦、内府に軫積し、夷歌・巴舞・殊音・異節の技、外門に列倡す。豈に柔服の道、必ず斯に足らんや。然るに亦た遠を致すと云う。蠻夷は嚴谷に附阻すると雖も、類ね土居する有り。荊・交の區を連渉し、巴・庸の外に布護し、極みを量る可からず。然れども其の凶勇校算なるは、羌狄より薄く、故に陵暴の害は、深くすること能わざるなり。西南の徼、尤も劣爲り。故に永昌を關守し、肇むるに遠離自りし、土を啟き人を立て、今に至るまで都を成す。

〔一〕〔李賢注〕文約は、文書もて要約するを謂うなり。

〔二〕〔李賢注〕緩耳は、儋耳なり。獸居は、穴居を謂う。〔集解〕惠棟曰く、「「緩」は、『金樓子』に「援」に作る。卽ち聶耳國なり。其の人、兩手に耳を聶る、故に援耳と曰う。海外北經に見ゆ」と。

〔三〕〔李賢注〕護匈奴中郎將及び戊己校尉等を謂う。

〔四〕〔集解〕劉攽曰く、「案ずるに、此の「部」字は合に「郡」に作るべし」と。

〔五〕〔李賢注〕珠玉・金碧・珊瑚・虎珀の類なり。

〔六〕〔李賢注〕火毳は、卽ち火浣布なり。馴禽は、鸚鵡なり。封獸は、象なり。『神異經』に曰く、「南方に火山有り、長さ四十里、廣さ四五里。不燼の木を生じ、晝夜火然え、烈風を得るも猛からず、暴雨にも滅せず。火中に鼠有り、重さ百斤、毛の長さ二尺餘、細きこと絲の如し。恆に火中に居り、時時外に出で、而して色白く、水を以て逐いて之に沃げば卽ち死す。其の毛を績し、織りて以て布を作る。之を用いて若し汙るれば、火を以て之を燒けば、則ち清潔なり」と。『傅

子』に曰く、「長老、漢桓の時を説くに、梁冀、火浣布の單衣を作る。賓客を會し、酒を公卿朝臣の前に行し、佯り酒を爭いて杯を失して之を汙す。冀、僞り怒りて、衣を解きて之を燒く。布、火を得て、爍然として熾え、凡布を燒くが如し。垢盡き火滅するに、粲然として潔白、水澣するが如きなり」と。【集解】劉攽曰く、「正文に「輈積於内府」と。案ずるに、「輈」字は誤りなり。當に「駢」字に作るべし」と。

〔七〕【李賢注】哀牢夷、鹿茸を伐つも得ず、乃ち中國に歸す。故に肇むるは遠離自りすと言う。

〔校補一〕此れ及び下文の「而類有土居」は、官本は「類」を皆な「顯」に作る。蓋し南宋本の俗字ならん。

〔校補二〕「護」は、各本同じなるも、當に「濩」に作るべし。張衡「東京賦」に、「聲教布濩す」と。薛綜注に云う、「布濩は猶お散被のごときなり」と。

通釈

論に言う。漢王朝が戎狄を征伐し、辺境に力をそそぐことがあるのは、思うに王者の行いにあい応じて常に一貫しているのである。国境を傾け危うくし、軍や将軍を失うことに至っては、時を置かなかった。そしてついに四方の非漢人の境界を開き、習俗の異なる民族が帰属するに及んだ。このようであれば、文書による盟約のしだいに及ぶところ、教化の普く行き渡るところは、ほとんど太陽の出入りする範囲と変わらない。山経・水志に著されたものも、またほぼこの領域に及んでいる。反服常ないけれども、（漢王朝の）威光は時に広がり、その王化が行われるに及んで、緩耳・雕脚（足に入れ墨する）の習俗を持つ人々や、竪穴に住み鳥のさえずるような言葉を話すような人々の類は、みな集落を挙げて帰属し、臣服して官吏の派遣を求め、海を渡り障害を越え、通訳を重ねて内属した。そのために名前を中郎・校尉の役所に記録し、戸籍を西域都護・郡太守の属官に編入し、その数はややもすれば数百万に至った。このようであれば、山や海に隠れた霊物や、砂浜に沈み陸にある珍宝はみな、奇なる美しさを表し、宮殿のとばりを飾り被った。また、賨幏の布・火浣布・鸚鵡・象などの賦税は宮中の倉庫に累積し、蛮夷の歌や巴の舞い、珍しい音曲などの技を見せる役者が明堂の外門に列なった。しかし和らぎ服

する道は、必ずしもこれで足りるであろうか。そしてまた遠く離れたものを招き寄せるというのである。蛮夷は険しい谷に拠っているといっても、概ね土着している。（西南夷の居住地は）荊州・交州の区域に連なり渉り、巴郡・庸の外域に普く行きわたり、その（分布の）極まりは量ることができない。しかしその蛮夷の凶暴さや悪賢さは、羌狄ほどではなく、そのため侵攻の被害は、深刻なほどには至らない。西南の徼域（の守備）は、非常に劣っている。そのため永昌郡の関を守り、遠く離れたところから内属が始まり、その土地を開き人材を登用し、その結果、今では都市となったのである。

注釈

（1）「部守」については、集解の引用する劉攽の指摘により、通釈では「郡守」すなわち郡太守として解した。

（2）「賨」は、『説文』貝部に「賨、南蠻賦也」とあり、『後漢書』南蛮西南夷列伝武陵蛮条に「歳令大人輸布一匹、小口二丈、是謂賨布」とある（〔三〕注（6）参照。早大長文研二〇〇二、一一一頁）。また、「幏」は、『説文』巾部に「幏、南郡蠻夷賨布也」とあり、『後漢書』南蛮西南夷列伝巴郡南郡蛮条に「其民戸出幏布八丈二尺」とあるように（〔一八〕注（5）参照。早大長文研二〇〇三、二四八頁）、どちらも蛮夷の納める布をいう。

（3）『三国志』巻四八呉書三嗣主伝評の裴松之注に引く西晉・陸機『弁亡論』上篇に「西屠庸・蜀之郊、北裂淮・漢之涘、東苞百越之地、南括羣蠻之表。（中略）乃俾一介行人、撫巡外域、巨象逸駿、擾於外閑、明珠瑋寶、輝於内府、珍瑰重跡而至、奇玩應響而赴」とあり、呉が四方の非漢人を撫巡した際、もたらされた珍宝が内府に集積されたとする。

（4）巴の地方の舞いについては、『後漢書』南蛮西南夷列伝板楯蛮条に、前漢の高祖が「巴渝舞」を楽人に習わせたことがみえる（〔二一〕注（10）参照。早大長文研二〇〇三、二六五頁）。

（5）『後漢書』南蛮西南夷列伝哀牢夷条に「永寧元年、撣國王雍由調復遣使者詣闕朝賀、獻樂及幻人。（中略）明年元會、安帝作樂於庭」とあり、西南夷による歌舞音曲の貢献の事例がみられる（〔三六〕注（7）参照）。「外門」については、後漢・班固『白虎通義』礼楽篇に「合歓之樂儛於堂、四夷之樂陳於右」とあり、また「作之門外者何。夷在外、故就之也。夷

狄無禮樂、不在内。（中略）明堂記曰、納夷蠻之樂于太廟。言納、明有入也」とある。また、『後漢書』巻五一陳禪列伝に「尚書陳忠劾奏禪曰、古者合歡之樂舞於堂、四夷之樂陳於門」とあり、李賢注に『礼記』曰、九夷・八蠻・六戎・五狄來朝、立於明堂四門之外也」とあることから、明堂の門を指すと考えられる。

（6）「校算」を、武英殿本は「校筭」、汲古閣本は「校算」、紹興本は「狡筭」に作り、紹興本を底本とする中華書局本も「狡筭」に作る。本文について、「校算」では意味が通りにくいため、通釈では「狡筭」すなわち悪賢いこととして解した。

（7）『後漢書』南蛮西南夷列伝板楯蛮条に、秦の昭襄王のとき、夷人と「刻石盟要」したことがみえ、「盟曰、秦犯夷、輸黄龍一雙。夷犯秦、輸清酒一鍾」とあり、中原と蛮夷の間に文書による盟約が行われた故事がみられる。

（8）以下は、『後漢書補注』巻二〇からの引用である。

（9）『金楼子』は、『隋書』巻三四経籍志三に「『金樓子』十卷。梁元帝撰」とある。

（10）「聶耳國」は、『山海経』海外北経に「聶耳之國、在無腸國東。使兩文虎。爲人兩手聶其耳、縣居海水中」とあり、郭璞注に「言耳長、行則以手攝持之也」とある。

（11）「護匈奴中郎將」は、後漢以後にみられる官名であり、『漢書』巻一九・百官公卿表上や『続漢書』百官志には記載がない。『後漢書』巻六五張奐列伝に「（延熹九年）朝廷以爲憂、復拜奐爲護匈奴中郎將、以九卿秩督幽・并・涼三州及度遼・烏桓二營、兼察刺史・二千石能否」とあり、この官について、大庭脩氏は「この異例の官名は、張奐が九卿の秩、すなわち中二千石の資格で任についたので、使匈奴中郎将という比二千石相当の官とは違った官名を新設したものであると考えられる」としている（大庭一九八二、四七一頁）。「使匈奴中郎将」は、『続漢書』百官志五に「使匈奴中郎將一人、比二千石」とあり、また『後漢書』巻一光武帝紀下建武六年条の李賢注に『漢官儀』曰、使匈奴中郎將、擁節、秩比二千石」とある。「戊己校尉」は、『漢書』巻九元帝紀建昭三年条の顔師古注に「戊己校尉者、鎮安西域、無常治處、亦猶甲乙等各有方位、而戊與己四季寄王、故以名官也。時有戊校尉、又有己校尉。一説、戊己位在中央、今所置校尉處三十六國之中、故曰戊己也」とあり、また同百官公卿表上に「戊己校尉、元帝初元元年置、有丞・司馬各一人・候五人、秩比六百石」とあ

る。

(12) 以下は、『東漢書刊誤』からの引用である。

(13) 「火浣布」は、王明氏が整理するように、石綿とする説の他に、炎火山の木皮から作るという説と、動物の毛から作るという説の三種に大別される（王一九八五、三一頁）。例えば、『三国志』巻四魏書斉王紀の裴松之注に「『異物志』曰、斯調國有火州、在南海中。其上有野火、春夏自生、秋冬自死。有木生于其中而不消也。枝皮更活、秋冬火死則皆枯瘁。其俗常冬采其皮以爲布、色小青黒、若塵垢汙之、便投火中、則更鮮明也」とあるのは、木皮から火浣布を作るとするものであり、本文の李賢注が引く『神異経』は、鼠の毛によって作るとしている。

(14) 『神異経』は、『隋書』巻三三経籍志二に「『神異經一卷。東方朔撰、張華注」とあるが、六朝時代の偽作とされる。本文については、他に『三国志』魏書斉王紀裴松之注・『水経注』巻一三濕水条・『太平御覧』巻八二〇火浣布条にほぼ同内容が引用されている。

(15) 『傅子』は、『隋書』巻三四経籍志三に「『傅子』百二十卷。晉司隸校尉傅玄撰」とある。本文については、他に『三国志』魏書斉王紀裴松之注・『太平御覧』火浣布条にほぼ同内容が引用されている。

(16) 以下は、『東漢書刊誤』からの引用である。

(17) 劉攽が「軨」字を「駢」字に改める根拠は不明であるが、「軨」は『説文』車部に「軨、車轄閒横木」とあり、また『漢書』巻八七揚雄伝上の顔師古注に「軨者、軒閒小木也」とあるように、一般的には車のてすりの横木などを指す。それに対し「駢」は『文選』巻七所収の揚雄「甘泉賦」の李善注に「駢、猶併也」とあり、また「駢、列也」とあるように、並ぶ・列なるという意味であり、本文により適していると考えられる。

(18) 以下は、『文選』巻三所収の張衡「東京賦」からの引用である。

［四九］

本文

贊曰、百蠻蠢居、仞彼方徼。鏤體卉衣、憑深阻峭〔一〕。亦有別夷、屯彼蜀表。參差聚落、紆餘岐道。往化既孚、改襟輸寶〔二〕。俾建永昌、同編億兆。

〔一〕〔李賢注〕蠢、小貌也。鏤體、文身也。卉衣、草服也。

〔二〕〔李賢注〕孚、信也。襟、衽也〔校補一〕。

〔校補一〕官本注「衽」作「衽」。案、『説文』、「襟」作「裣」、「交衽也」。又「衽、衣裣也」。則作「衽」爲正矣。

書き下し文

贊に曰く、百蠻蠢居し、彼の方徼に仞つ。鏤體卉衣し、深に憑り峭に阻む。亦た別夷有り、彼の蜀表に屯す。參差たる聚落、紆餘たる岐道なり。往化既に孚にして、襟を改め寶を輸す。永昌を建て、同に億兆に編せしむ。

〔一〕〔李賢注〕蠢は、小貌なり。鏤體は、文身なり。卉衣は、草服なり。

〔二〕〔李賢注〕孚は、信なり。襟は、衽なり。

〔校補一〕官本注に「衽」を「衽」に作る。案ずるに、『説文』に、「襟」を「裣」に作り、「交衽なり」と。又た「衽は、衣裣なり」と[1]。則ち「衽」に作るは正爲り。

通釈

賛に言う。多くの蛮夷がうようよと蠢き暮らし、かの地域の徼外に満ちている。体に入れ墨を施し草で編んだ粗末な衣をつけ、険しく深い山谷に拠っている。また別の夷がおり、かの蜀の域外に群がっている。（そこは）点在する集落や、曲がり

くねった岐路のような場所である。（漢の）王化がすでにまことととなり、蛮夷が襟を左前にする習俗を改めて宝物をもたらしたのである。（そこで）永昌郡を建て、同じく万民の戸籍のなかに編入させたのである。

注釈

（1）以上は、『説文』衣部からの引用である。

参考文献

安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』上・下（斉魯書社、一九八五年）

江上波夫「幻人と麻酔薬」（『民族学研究』第二巻第二号、一九三六年）

江上波夫「華陀と幻人」（『石田博士頌寿記念東洋史論叢』、石田博士古稀記念事業会、一九六五年）

榎一雄「黎軒・条支の幻人」『榎一雄著作集四　東西交渉史一』汲古書院、一九九三年）

大庭脩「漢の銅虎符と竹使符」（『鎌田博士還暦記念東洋史論叢』非売品、一九六九年）

影山剛『中国古代の商工業と専売制』（東京大学出版会、一九八四年）

鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』（日本学術振興会、一九六二年）

北村四郎『北村四郎選集Ⅱ　本草の植物』（保育社、一九八五年）

工藤元男『睡虎池秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年）

熊谷滋三「後漢の異民族統治における官爵授与について」（『東方学』第八〇輯、一九九〇年）

小林聡「漢時代における中国周辺民族の内属について」（『東方学』第八二輯、一九九一年）

小林春樹「後漢時代の東観について――『後漢書』研究序説――」（『史観』第一一一冊、一九八四年）

安・熊一九八五

江上一九三六

江上一九六五

榎一九九三

大庭一九六九

影山一九八四

鎌田一九六二

北村一九八五

工藤一九九八

熊谷一九九〇

小林一九九一

小林一九八四

信一九九六　信立祥『中国漢代画像石の研究』（同成社、一九九六年）
任一九八六　任乃強『四川上古史新探』（四川人民出版社、一九八六年）
任一九八七　任乃強『華陽国志校補図注』（上海古籍出版社、一九八七年）
杉本一九四〇　杉本直治郎『阿倍仲麻呂伝研究』（育芳社、一九四〇年）
桑一九八一　桑秀雲「邛都・徙都・冉駹等夷人的族属及遷徙情形」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』第五二本第三分、一九八一年）
早大長文研二〇〇二　早稲田大学長江流域文化研究所『『後漢書』南蛮西南夷列伝訳注（一）」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』創刊号、二〇〇二年）
早大長文研二〇〇三　早稲田大学長江流域文化研究所『『後漢書』南蛮西南夷列伝訳注（二）」（『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第二号、二〇〇三年）
孫一九八六　孫開宏「試論邛籠文化与羌語支語言」（『民族研究』一九八六年第二期、一九八六年）
戴一九九五　戴蕃予『稿本後漢書疏記』（書目文献出版社、一九九五年）
谷口一九九二　谷口房男編「華陽国志訳注稿（一一）」（『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報』一九九二年第二七号）
陳・鄧一九七五　陳宗祥・鄧文峰「「白狼歌」研究述評」（『西南師範学院学報』哲学社会科学版、一九七五年第四期）
陳一九七九a　陳直『史記新証』（天津人民出版社、一九七九年）
陳一九七九b　陳直『漢書新証』（天津人民出版社、一九七九年）
董一九四四　董同龢『上古音韵表稿』（中央研究院歴史語言研究所単刊甲種之二二、一九四四年）
原田一九四〇　原田淑人「夜光の璧について」（『東亜古文化研究』座右宝刊行会、一九四〇年）
原田一九六二　原田淑人「中国耳璫に関する二、三の問題」（『東亜古文化論考』吉川弘文館、一九六二年）

原田一九六五　原田淑人「東洋古代ガラスの史的考察」（『正倉院のガラス』日本経済新聞社、一九六五年）

馬一九八二　馬非百『秦集史』下冊、金石志（中華書局、一九八二年）

久村一九六九ａ　久村因「前漢の汶山郡について」（『鎌田博士還暦記念　歴史学論叢』鎌田先生還暦記念会、一九六九年）

久村一九六九ｂ　久村因「前漢の汶山郡について（続）」（『名古屋大学教養部紀要人文社会』第一三輯人文科学・社会科学、一九六九年）

久村一九七〇　久村因「史記西南夷列伝集解稿（一）」（『名古屋大学教養部紀要』第一四輯人文科学・社会科学、一九七〇年）

久村一九七一　久村因「史記西南夷列伝集解稿（二）」（『名古屋大学教養部紀要』第一五輯人文科学・社会科学、一九七一年）

平勢一九九五　平勢隆郎『新編史記東周年表―中国古代紀年の研究序章―』（東京大学出版会、一九九五年）

藤田一九九六　藤田勝久「古代蜀の水利開発と社会――『三国志』の歴史背景――」（『日中文化研究』一〇、一九九六年）

船木一九七七　船木勝馬編「華陽国志訳注稿（４）」（『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報』一九七七年）

楊一九九七　楊寛著／尾形勇・高木智見共訳『中国都城の起源と発展』（学生社、一九九七年）

楊一九九七　楊寛『戦国史』（台湾商務印書館、一九九七年）

李一九八六　李祖桓編著『仇池国志』（書目文献出版社、一九八六年）

劉一九九七　劉緯毅『漢唐方志輯佚』（北京図書館出版社、一九九七年）

劉・陳一九八五　劉堯漢・陳久金「漢代「白狼夷」的族属新探」（『西南師範学院学報』哲学社会科学版、一九八五年）

劉一九八四　劉琳『華陽国志校注』（巴蜀書社、一九八四年）

劉一九八八　劉琳『華陽国志校注』（新文豊出版公司、一九八八年）
渡辺一九九六　渡辺信一郎『天空の玉座』（柏書房、一九九六年）
渡部一九九〇　渡部武「漢代陂塘稲田模型に見える中国古代稲作技術」（『白鳥芳郎教授古稀記念論叢アジア諸民族の歴史と文化』六興出版、一九九〇年）
渡部一九九一　渡部武『画像が語る中国の古代』（平凡社、一九九一年）
和田一九四二　和田清「東亜民族発展史序説」（『東亜史論藪』生活社、一九四二年）
和田一九五〇　和田清「濆王莊蹻故事」（『羽田博士頌寿記念東洋史論叢』東洋史研究会、一九五〇年）

〔訳注担当者〕池田淳一（〔四四〕・〔四五〕）、岡本真則（〔二五〕・〔二六〕・〔三二〕・〔三八〕・〔四一〕・〔四二〕）、小幡みちる（〔二九〕・〔三三〕・〔三九〕・〔四八〕・〔四九〕）、小久保春海（〔四三〕）、小森浩二（〔二七〕）、直井晶子（〔三四〕）、水間大輔（〔二八〕・〔三七〕・〔四〇〕・〔四六〕・〔四七〕）、森和（〔三〇〕・〔三一〕・〔三五〕・〔三六〕）
〔整　理　者〕小幡みちる

＝調　査　記＝

司馬遷祠墓訪問記

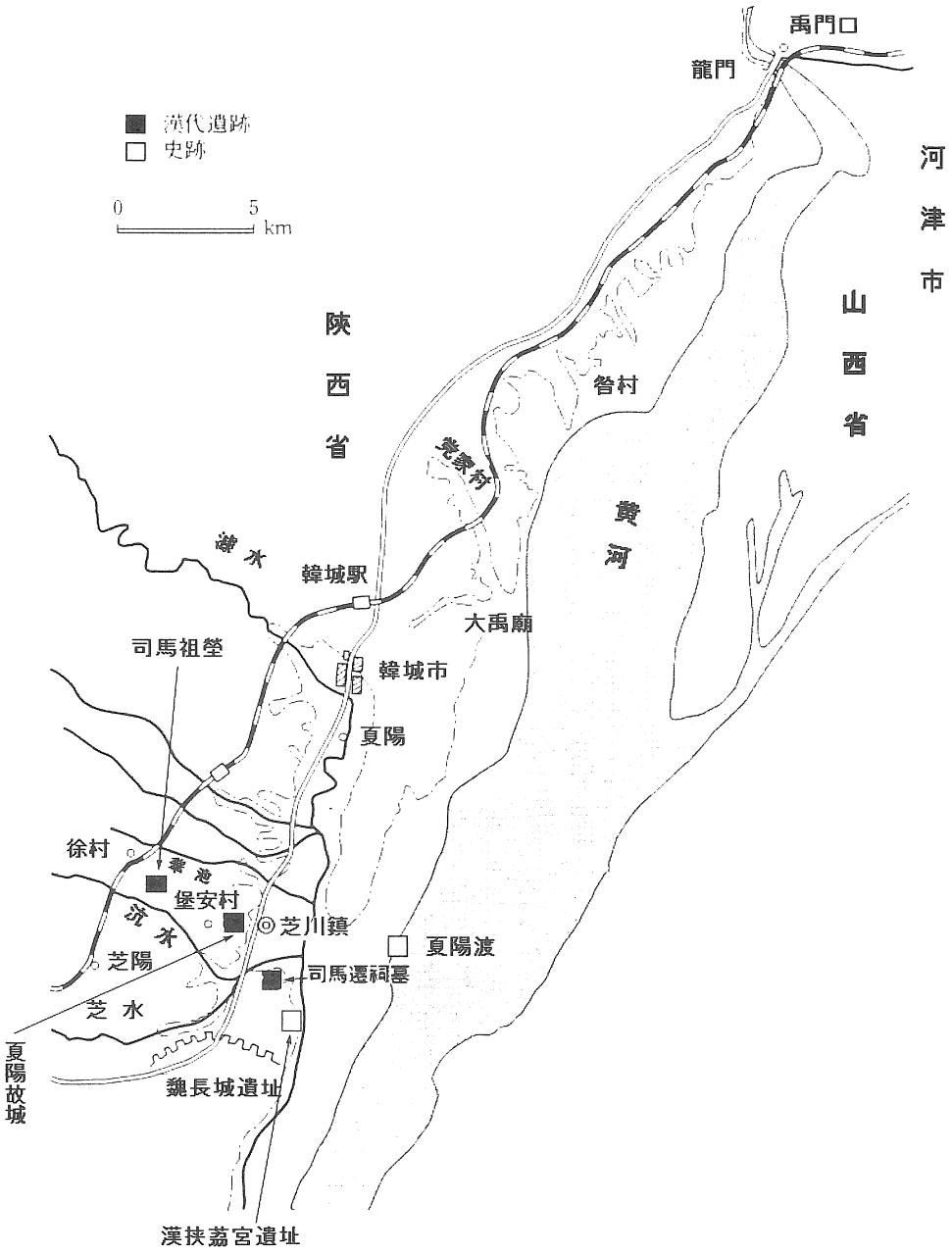
小林岳

はじめに

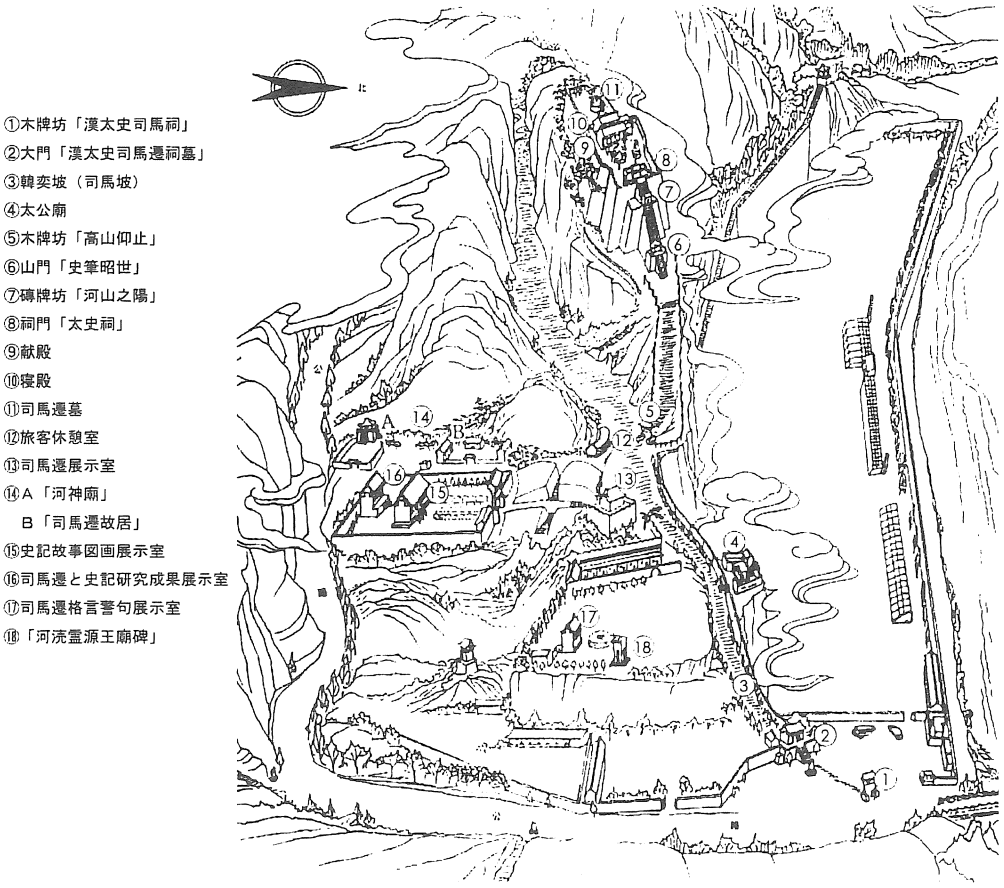
私は、二〇〇四年六月二九日～七月一日に陝西省韓城市を訪問し、司馬遷に関連する史跡を見学・調査する機会を得た。この調査では、愛媛大学教授藤田勝久氏に多くの教示をいただくとともに同氏の紹介によって韓城市司馬遷学会の張天恩氏の知遇を受け、韓城市では同学会の高巨成氏、吉春氏、張勝発氏、劉宏偉氏を加えた五氏によって、言わば各氏が同行を分担するかたちで、市内各所の司馬遷関係史跡およびその他の旧跡を案内いただくとともに、各氏の著作と研究資料の提供を受けた。この字義通りの「有難きこと」が無ければこの調査行における成果の過半は得られなかったに相違ない。私は、上記各氏の有形無形の助成を前にして司馬遷と『史記』とによって結ばれた縁に思いを致さざるを得なかった。ここに記して御礼を申し上げる次第である。

この報告書は今次の調査対象のなかから従来よりその名は広く知られているが、詳細について報告される例が少なかった司馬遷祠墓をとりあげ、私が祠墓内を一巡した順次に従って個々の建築物およびその収蔵品の来歴・印象などを紹介しようとするものである。

司馬遷祠墓の概要と周辺の主要史跡



司馬遷祠墓周辺地図（藤田勝久『司馬遷とその時代』13頁地図「韓城市遺跡」を一部改編）



司馬遷祠墓略図（程喜慶「韓城市司馬遷祠遊覧示意図」（『漢太史司馬祠』所収）を一部改編）

一般に司馬遷祠墓と通称される司馬遷の祠堂と墓冢は、韓城の市街地から南に一〇キロほど、芝川鎮の南に黄河と芝水が形成した河岸段丘の断崖上に建てられている。崖の高さは一〇〇メートルあまり、寝殿の建つ最上段の台地からは北方眼下に芝水の流れ、南には戦国魏の長城遺趾方面、東には黄河を挟んではるかに山西省の山野を遠望することができる。祠墓の総面積は四万五〇〇〇平方メートルほど。一九八二年に中国国務院より全国重点文物保護単位に指定され、一九八三年以降、司馬遷文物管理所の管理下に置かれている。

主要建築物には二座の木牌坊および各一座の磚牌坊、大門、太公廟、山門、祠門、献殿、寝殿、司馬遷墓があり、また附属施設として近在の寺院より元代の建築物を移築・転用した旅客休憩室、史記故事図画展示堂、司馬遷と史記研究成果展示室、司馬遷名言警句展示室などのほかテレビドラマ「司馬遷」の撮影用に建てられた「司馬遷故居」と「河神廟」がある。なお祠

墓内中央部には大門から司馬遷墓の南崖下を一直線に貫くかたちで春秋以来の韓奕坡（司馬坡）が通り、また司馬遷墓の南側公道附近から「司馬遷故居」附近にかけて新たに建設された石臼道がつづいている。

◎芝水と韓奕古道

韓城の市街地から司馬遷祠墓へは国道を南下して芝川鎮に至り、そこから旧道をへて祠墓の北側を流れる芝水を渡り、祠墓正面に至る。芝水は小さな流れであるが、その古名は陶渠水といい、漢の武帝がそのほとりで霊芝草を採取した故事にちなんで改名されたものである。

司馬遷祠墓の前には厚い石板で舗装された幅三メートルほどの古代道が残っている。この道は後述する木牌坊と大門を通過して祠墓境内につづき、急坂となって司馬遷墓の南崖下につづいている。これを韓奕古道というが、その名称は西周時代にこの地を封邑とした韓侯にちなむもので、奕は「大」の意である。この古道は春秋から戦国時代にかけて晋や魏が黄河西方の要道として断崖を開鑿するなどの大工事をおこない、また秦漢時代以降にも韓城周辺から長安方面に往来する折の必経路としてくり返し整備された。現存する舗装部分は北宋時代の補修でもとは一・五キロほどあったが、今日では祠墓境内を中心とする三〇〇メートルほどが残るに過ぎない。その急坂の部分をとくに韓奕坡といい、また司馬遷祠墓にちなんで司馬坡とも称する。古老の伝では、往時ここを荷馬車で登るには一頭ではとても上がらず、後続の馬を合わせて数頭で一輌づつ引き上げたために、その通過にはほとんど半日を費やした。また無理をして一頭で引き上げれば時には死ぬ馬も出るほどであった。よって近在の人々はこの司馬坡を同じ発音で死馬坡（馬殺し坂）と称したという。

◎夏陽渡と夏陽挟荔宮遺址



韓奕坡（司馬坡）中央の長方形の石板で舗装した部分

韓奕坡（司馬坡）の下は芝川渡口に至る道につづいている。そこは春秋戦国時代の少梁渡、漢代の夏陽渡である。この地は淮陰侯韓信が木罌（ぼくおう）渡河（木罌瓶を筏に代用して黄河を渡る）を敢行して魏を撃破した故地として知られるが、また武帝以降の歴代の漢帝が汾陰（黄河対岸の山西省万栄県の北方）に行幸して后土を祭祀した折の渡河地にも比定されている。

司馬遷祠墓大門から東南二〇〇メートルほどにある黄河西岸の台地上には漢代の行宮趾がある。一九六〇年の調査によると遺跡の面積は東西約二〇〇メートル、南北約三〇〇メートルで、今日でもその基壇部分を確認することができる。調査時にはそこから篆書体の陽刻で「夏陽挟（扶）荔宮令壁与天地無級」と記す方磚や同様に「与天無級」、「船室」、「宮」とある瓦当および陶製水管・簡牘などが出土したため、調査報告書はこの遺跡を漢扶荔宮址と推測した。しかしのちに扶荔宮は長安近在の上林苑内にあるとする疑義とともに、上記方磚の「挟（扶）」字の再検討がおこなわれ、現在では漢挟荔宮址とする見解が有力である。この行宮は長安から到着した皇帝が旅装を解き、渡河に備えた宮殿として数ある漢代の離宮の中に特別な位置を占めたと考えられる。

司馬遷祠墓の主要建築物

つづいて司馬遷祠墓の主要建築物について、私がたどった順序に従って説明する。まず祠墓の正面には、①清の光緒十二年



太公廟後方より太史祠門を望む。北崖の補修は1988年完成。

（一八八六）の重建となる木牌坊があり題字に「漢太史司馬祠」と記される。これは元の趙孟頫（一二五四～一三二二）の書を伝えるものとされる。ここを過ぎると、②間口三間の大門がある。これは韓城市内の東寺の大門で唐代の建築とされるものを一九七〇年代に移築したものである。扁額には簡体字で「漢太史司馬遷祠墓」（揮毫は啓功氏、一九八七年）とある。この大門を通過して、③韓奕坡（司馬坡）を三〇メートルほど進むと案内板のもとで道は三方に分かれ、その右奥に、④司馬遷の父司馬談を祀る太公廟が建つ。この付近から仰ぎ見る太史祠門は絶景である。

太公廟を過ぎて韓奕坡（司馬坡）を進むと右手に、⑤元明建築の雰囲気をもつ木牌坊があり、正面題字に「高山仰止」、背面に「既景迺岡」（揮毫はともに強漢三氏、一九四四年）とある。「高山仰止」は『詩経』小雅車牽、「既景迺岡」は同大雅公劉を出典とする。言うまでもなくこれは司馬遷の徳を高山に喩え、世人の敬仰するさまを讃えたものである。この牌坊から頂上の太史祠門に至るまでの道を「神道」といい、石畳の道はいよいよ急峻になり、最後に都合九九段の石段がひかえる。この九九段の由来は何か。三国魏張揖撰『広雅』に「九は究なり」とあり、王念孫疏証に「九九為る者は変の究なり」とあるごとく中国では九を数の究極とし、九九を変化高昇の数とする。当地では、これに従って石段の数を九九段とし、司馬遷が千難万苦のすえに『史記』を完成させて史学と文学の高峰に昇り、中国史に崇高な地位を占めたことを象徴するとともに、その名を不朽ならしめる意図が込められたと解釈する。

この石段のなかばに、⑥一座の山門があり、「史筆昭世」（揮毫は杜穆生氏）の扁額がかかる。これは一九九五年、司馬遷生



「神道」の入口に建つ「高山仰止」の木牌坊

誕二一四〇周年を紀念して韓城市司馬遷学会が奉納したものである。なおかつてこの山門には「龍門才子故里」の扁額があったとされるが近年惜しくも失われたとのことである。つづく⑦煉瓦造りの磚牌坊には「河山之陽」の題字とともに上聯（向かって右側）に「聖人光道統」、下聯（同左側）に「漢史竟経文」とする対聯が陽刻されている。いずれも清康熙年間（一六六一～一七二二）に韓城知県であった瞿世琪の揮毫である。言うまでもなく「河山之陽」は『史記』太史公自序の「遷は龍門に生まれ、河山の陽に耕牧す」によるもので、「黄河の陽（きた）、龍門山の陽（みなみ）」をいうものである。この瞿世琪は康熙七年（一六六八）に司馬遷を崇敬する近在の民衆から巨額の献金を得てこの石段や磚牌坊などの建造をふくむ祠墓の拡張・改修工事を起工した人物として知られる。

石段を登り切ると、⑧宋代建築の面影を残す朱色の太史祠門があり、題字に「太史祠」と記される。揮毫は清光緒年間（一八七五～一九〇八）の韓城治県王増琪である。この門をくぐると磚を敷きつめた前庭に至り、古柏ぞいに献殿を望むことができる。

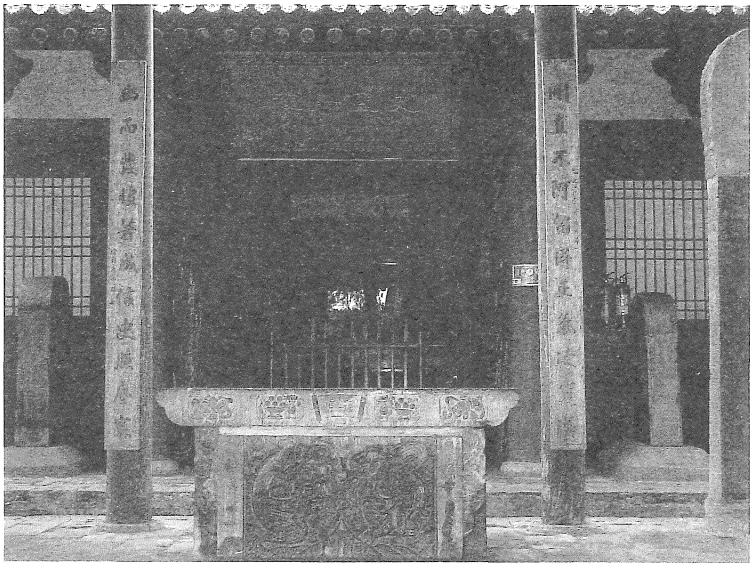
⑨献殿は間口五間で東を正面とし、柱と屋根のみで壁がない「あずまや」のような構造である。もとは北宋の宣和・靖康期に修築されたものであったが、現在のものは明の万暦三十四年（一六〇六）の再建とされる。この建物は司馬遷の祭祀をおこなう場所で、その中央には清の同治十二年（一八七三）に芝川の人々が献上した黒い石供桌（石の祭壇）が置かれ、今日でも毎年の清明節には徐村・華池村に居住する司馬遷後裔の人々が中心となって祭祀を営むとのことである。祭壇の正面中央には「薦馨」の二字とともに上聯に「史学伝千古」、下聯に「神威鎮一峯」の対聯が刻まれている。また献殿の中央奥には中華民国三十五年（一九四六）に徐村の司馬遷後裔が奉納した「文史祖宗」の扁額がかかげられ、その左右の柱には一九八一年に同じ

く徐村の後裔が献じた木刻楹聯「剛直不阿留得正気凌霄漢」（上聯）、「幽而発憤著成信史照塵寰」（下聯）が下がる。

祭壇の周囲には北宋より現代に至る多くの石碑が立てられている。その最古のものは北宋の治平元年（一〇六四）の銘をもつ韓城知県李奎の「司馬太史廟碑」、張昇（九九一～一〇七七）の「司馬太史墓碑」などであるが、それ以降のものにも北宋の靖康元年（一一二六）の「芝川新修太史公廟記碑」、金の大定十九年（一一七九）の「重修漢太史公墓碑」、元の延祐元年（一三一四）の「重修太史祠詩碑」などがあり、これらはつづく明代の正統三年（一四三八）、嘉靖十五年（一五三六）、万暦三十四年（一六〇六）の「修築碑文」および清代の順治十六年（一六六二）、康熙七年（一六六八）、同二十二年（一六八三）、乾隆十四年（一七四九）の「修築碑文」などと相まってほぼ一千年にわたる司馬遷祠墓の荒廃と改修の状況および当代の社会、経済などの実態さらには時代を超えて育まれた民衆と司馬遷との強固な結びつき等を伝える貴重な一次史料群たることは言をまたない。ここで一例を示すと、上記「芝川新修太史公廟記碑」は北宋徽宗の宣和七年（一一二五）の再建において、芝川の民衆が「凡一楹一桶、瓦甓、門疏の用に至るまで、悉く以て之を資するなり」とあるごとく資材と労力の提供を惜しまなかったこと、その工事は北宋滅亡（一一二七）の混乱期にも継続されたこと、碑面には欽宗の年号を継続する靖康四年（一一二九）が刻まれていることなど注目すべき点が多い。司馬遷祠墓の収蔵石碑については論説によって四七基とか六六基などとするごとくその数が一定しない。その内容の整理も含めた大系的な碑文の調査・研究が急がれるべきであろう。



「神道」から「史筆昭世」の扁額がかかる山門を望む



献殿の石共桌より隣接する寝殿内の「太史公塑像」を望む。

（撮影劉宏偉氏）

⑩寝殿は宣和・靖康期の建築様式を色濃く残すもので、献殿の後方に軒を接するほどの近さで建てられている。寝殿の入口には一九九三年、華池村の司馬遷研究小組および全村民が献納した隷書体の「史聖千秋」（揮毫は鍾明善氏）の扁額、その下には『詩経』大雅既酔にちなむ「君子万年」（揮毫は楊一鶴氏）の扁額がかかげられる。そして室内中央には同大雅蒸民にちなむ草書体の「穆然清風」（揮毫は蘇資琛氏。ただし『詩経』は「穆如清風」につくる）の扁額がかかり、その下に置かれた神龕のなかに彩色の「太史公塑像」が安置されている。

赤い袍を着て床几に腰掛ける司馬遷の全身座像は二メートルほどの大きさであろうか。高く結った髷のもとに秀でた眉、長い鬚髯は胸にかかり、切れ長の目は何物かを見据えるごとく鋭く活き活きとして、赤い唇は硬く結ばれている。右手は袖にかくし、左手は竹簡を持って胸前に置かれている。司馬遷の表情は気迫に満ち、仰ぎ見る者の魂にせまる。

この「太史公塑像」の来歴については北宋の韓城知県尹陽との関係を忘れてはならない。すなわちさきの「芝川新修太史公廟記碑」によると、宣和・靖康の新修にあたって修築なった寝殿に太史公の尊像を置くこととなり、典籍中にそのモデルとする肖像を求めたがいずれも宮刑後のもので鬚髯が無く、司馬遷の雄姿を表すものは一幅もなかった。そこで尹陽は広く県下の古蹟、遺老に訪ね、ついに司馬氏の故地である少梁の南、芝川の西なる高門原の地で宮刑以前の鬚髯ゆたかな司馬遷遺像を見出し、それにもとづいてこの「太史公塑像」が作られたという。なお当地の民間伝説では、魯を本貫とする尹陽は、その縁故によってかつて孔子塑像を制作した著名な工匠を招聘して作成に当た



「太史公塑像」と「穆然清風」の扁額

らせたという。この「太史公塑像」は正面から見ると顔をやや左（北の方向）に向けているが、同伝説では、それは北地に幽囚の身となっている蘇武を見遣るものという。すなわち司馬遷の友人蘇武は武帝の命を奉じて匈奴に遣いして抑留されること十九年におよび、司馬遷はついに生きて蘇武と再会することはできなかったという故事にちなむものである。またこの話をもとに後世、司馬遷祠墓の西北三〇里ほどの蘇山に蘇武廟を建てて祀ったという。今でも蘇山の頂きには三〇〇株におよぶ老柏が生い、その枝はすべて東南に向いているという。これを俗に「蘇柏南柯」。「南望司馬遷」といい、韓城八景の一つに数えられる。

司馬遷墓の変遷とその問題点

⑪司馬遷墓は寝殿の後方に位置する。現在のものは円筒形で中央が隆起する蒙古のパオに似た形状で、高さ二・二メートル、周囲一三・二メートルほどである。墓壁の周囲は磚で蔽われ、その中ほどに八卦と花弁の図案を浮彫する一六枚の磚を帯のように廻らせることから「八卦墓」とも称する。墓の中央には五株の古柏が生い茂り、当地ではこれを「五子登科」という。この古柏は西晋時代の祠墓再建時に漢陽太守殷済が手植えたものと巷間伝えるが、民間伝説では司馬遷の妻子が植えたものとされている。なお墓前には清高宗の乾隆四十一年（一七七六）建立の陝西巡撫畢沅の手になる「漢太史司馬公墓」の墓碑が立ち、碑背には「漢太史司馬公墓囲墻内地畝丈戸姓名碑記」と刻まれる。このパオに似せた「八卦墓」は元の



司馬遷八卦墓

至元十二年（一二七五）、韓城に進駐したフビライ＝ハンが『史記』の塞外民族等の列伝に深く感じて祠墓の改修を命じた折、八卦に通暁して天地、善悪を知り、古今の歴史を撰述した司馬遷のために従前の土墳を改めたとされる。

ここで司馬遷祠墓の変遷について概述すると、それは前漢中葉に築かれたとして、史料上確認できるかぎりでも西晋、宋、金、元、明、清をへて現代に至るまで幾多の修築がくり返されている。その最古のものは北魏の酈道元『水経注』河水の条に黄河に合流する陶渠水（現在の芝水）の記事があり、そこに「また高陽宮の北を歴る。また東南して司馬子長の墓の北を逕ぎる。墓の前に廟有り。廟の前に碑有り。永嘉四年、漢陽太守殷済、遺文を瞻仰し、其の功徳を大とし、遂に石室を建て、碑を立て、桓を樹うるものなり」とある。これによると酈道元（五二七年没）の時代に存在した司馬遷の墓と廟と碑は、西晋永嘉四年（三一〇）に漢陽太守殷済が司馬遷の功徳を讃えて建造した石室と碑および植樹からなる司馬遷墓の二〇〇年後の状況を伝えるものと考えられ、その位置は現在の司馬遷祠墓に一致することに注意したい。ここで推定を進めるならば、殷済が選んだ土地は当然ながら前代における司馬遷墓の故地と考えるべきであろう。つづいて唐初の李泰等撰『括地志』（『史記』太史公自序「正義」所引）に「漢司馬遷墓は韓城県の南二十二里に在り」とあり、その隆替は明らかではないが唐代におけるその存在が確認される。司馬遷祠墓がいつごろ荒廃したかは不明であるが、前掲「司馬太史廟碑」（北宋治平元年在銘）中の李奎「司馬太史廟詩」は祠墓を「荒祠」・「孤冢」と記し、また「芝川新修太史公廟記碑」（靖康元年在銘）に「司馬文公、百世に英為り、而れども居る所、能く風雨を蔽うあたわず」、「冢廟卑庳として此の如く称わず」などと記すことからすると北宋中葉にはその荒廃も極まった状態であったと思われ

る。そこで前述した宣和七年の再建がおこなわれ、現在につづく祠墓の基礎が画定されるのである。なお殷済が建立した石室と碑はこの再建時には失われていたのではあるまいか。この司馬遷祠墓には以下の三つの問題点がある。

その一、衣冠冢と真骨墓の問題

民間伝説によると、司馬遷の死後、一族は『太史公書』の内容が景帝および武帝の過悪を極言しているため、勅裁によって墓が発かれ、屍が曝されることを恐れた。そこで芝川の地に司馬遷の衣冠を埋めて冢とし、朝廷の目をそらすとともに遷の真骨は司馬氏一族の祖塋の地とされる高門村・華池村にほど近い徐村の鳳凰坡の鳳凰穴に埋葬したという。そして現在、徐村には司馬遷真墓と伝えられる古い小祠と墳墓があり、墓前に司馬氏の後裔である徐村の馮氏・同氏が重建した「漢太史公司馬遷之墓」（一九九四年建立）という墓碑が建てられている。しかしその入口の石牌坊には「法王行宮」の題字が刻まれるとともに前掲の『水経注』や司馬遷祠墓所蔵の歴代碑文および地方志などには、この小祠墓についての記載は見られぬから、その来歴には不明の部分が多い。衣冠冢・真骨墓の話を含めてこれらの民間伝説は司馬遷を敬慕する人々の願いが具象化したと解すべきで、歴史的な事実とするには難しいところがあるのではないだろうか。

その二、司馬遷はなぜ一族の祖塋に埋葬されなかったかという問題

『史記』太史公自序は司馬遷の六世の祖司馬靳は華池に、曾祖父の司馬無澤と祖父の司馬喜は高門に葬られたと記すことから華池と高門付近が司馬氏の祖塋にあたると考えられる。いずれも後世のものではあるが、現在、華池村には司馬靳の土墳と墓碑（一九八八年建立）があり、その西南二キロほどの高門村には清の咸豊二年（一八五二）在銘の「漢先太史司馬公之墓」・「漢太史司馬公高門塋」の二墓碑とその裏に磚で囲まれた墓がある。司馬遷はなぜこの華池あるいは高門の祖塋に埋葬されず、五キロほど東南にあたる芝川鎮南の断崖上に葬られたのか。それについて張天恩氏は、宮刑を受けた人間は世人から卑賤なるものとされ、祖先を辱ずかしめたために生きて祭奠に列することはできず、死して祖塋に埋葬されることも憚られたとする。また同氏は、芝川鎮南の断崖上が選定されたことについて、①その山川は壮麗・雄大で司馬遷の文風と人格に相応しい。②その地は秦晋の古戦場で司馬遷の名を称揚するに足る。③長安往還の「韓奕古道」に臨み、行人をして瞻仰せしむるに足る。④

近年の考古学的調査によって周辺に大規模な漢墓群が確認されたことから、司馬遷は外祖父母墓の近旁に葬られた可能性がある、などの見解を示す。

その三、司馬遷は山西省の河津に生まれ、河津に葬られたとする問題

これは元の至治年間（一三二一～一三二三）の進士王思誠が『河津県総図記』において「司馬遷墓の前に廟有り、廟前に碑有り。永嘉四年、漢陽太守殷済之が為に石室を建て、碑を立て桓を樹う。太史公自序に曰く、遷は龍門に生まる、と。太和坊に居り、是れ其の墳墟の所在なり」と記すことを嚆矢とし、清の同治五年（一八六六）刊の『河津県志』は、この一文を引いて「太史公故里は、自序を按ずるに、遷は龍門に生まれ、河山の陽に耕牧す、と。王思誠の総図記に、遷は龍門に生まれ、太和坊に居す、と。また県東に太史郷有り」および「漢太史公の墓は県西に在り。王思誠記に見さる」と記す。張天恩氏は、この「河津説」はすでに明の万暦三年（一五七五）に芝川出身の進士張士佩によって論駁されたことが「漢太史公世系碑」（司馬遷祠墓所蔵）にあることを指摘し、さらに氏自身も王思誠の一文は『水経注』から「陶渠水」というキーワードを外し、論拠不明の「居于太和坊、是其墳墟所在矣」なる句を挟入したとして信頼できぬと結論する。また「河津説」が根拠とする他の一点すなわち龍門は河津県の領域内に含まれかつ河津県の古称は龍門県であるとする見解について、張天恩・高巨成両氏はともに河津が龍門県と称するのは北魏時代であることからこれを以て司馬遷が河津に生まれ、かつ葬られたとするには無理がある。また龍門山は陝西・山西両省に跨り、その黄河以西は韓城市、以東は河津市に属するものではあるが、これを以て司馬遷は河津に葬られたとする言説は論拠にとぼしく、司馬遷の霊柩のみが累代の墳墓の地を離れて河津に渡り、埋葬されたことはありえないと結論する。

その他の附属施設など

司馬遷墓の後方からは新たに整備された石臼道をへて大門方面にもどることができる。以下その途上に見られる歴史遺物お

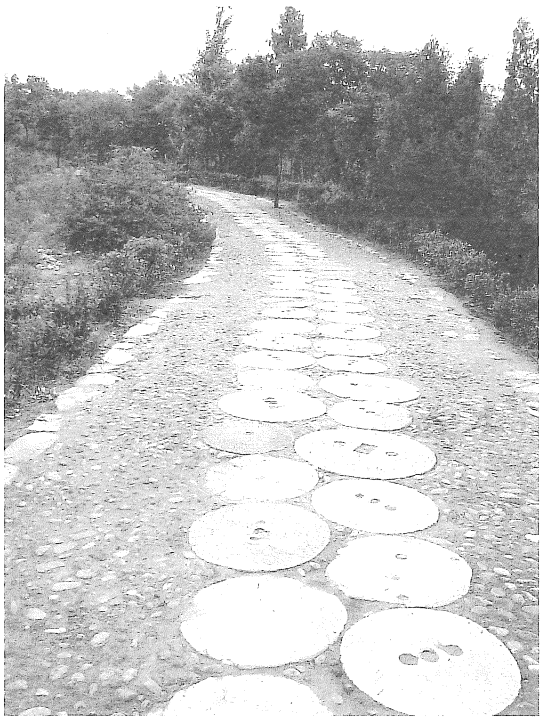
よび司馬遷祠墓の附属施設について概述する。

◎切通と韓奕坡（司馬坡）

司馬遷墓の後方から司馬遷展示室・石臼道方面に向かうと、左側に切通がありその崖下に祠墓大門からつづく韓奕坡（司馬坡）の石板舗装道を確認することができる。



切通と崖下の韓奕坡（司馬坡）



石臼道

⑫旅客休憩室

韓城市内から移築された元代建築の彰耀寺献殿を転用したものである。

⑬司馬遷展示室

　咎（さん）村鎮薛村から移築した元代建築の三聖廟献殿を転用したもので、内部には司馬遷の年表や旅行ルート図およびその生涯を描いた絵画等を展示する。

⑭石臼道

　司馬遷墓南方の公道附近から「司馬遷故宅」方面につづく歩道で二〇〇三年に完成した。この道は近在から集めた三〇〇〇個におよぶ石磨盤（石臼）を舗装道の中央線部分に埋設してある。三〇〇〇個の石臼は『史記』に記された中華民族三〇〇〇年の歴史を表すとともに、司馬遷が受けた磨難（苦難の意）を象徴するものとされる。なおこの石臼道は四二六頁の司馬遷祠墓略図には示されていない。

⑭A「河神廟」とB「司馬遷故居」

　一九九八年前後に中央電視台より放映されたテレビドラマ「司馬遷」の撮影用に建築されたもの。

⑮史記故事図画展示室

　咎村鎮薛村から移築した元代建築の三聖廟寝殿を転用したもので、内部には『史記』の故事を題材とする絵画等が展示される。ここから司馬遷名言警句展示室・祠墓大門方面へは新設された歩行者用のトンネル（内部は一部階段）を下りる。

⑯司馬遷と史記研究展示室

　史記故事図画展示室の後方に建つ。これも咎村鎮薛村から移築した元代建築の　三聖廟の一部を転用したもので、内部には司馬遷と『史記』に関する研究成果および祠墓所蔵の碑拓等が収蔵される。

⑱司馬遷格言警句展示室

　咎村鎮から移築した元代建築の禹王殿を転用したもの。室内には中国内外の書家が寄贈した『史記』の格言・警句を刻す石碑九〇基あまりが展示されている。

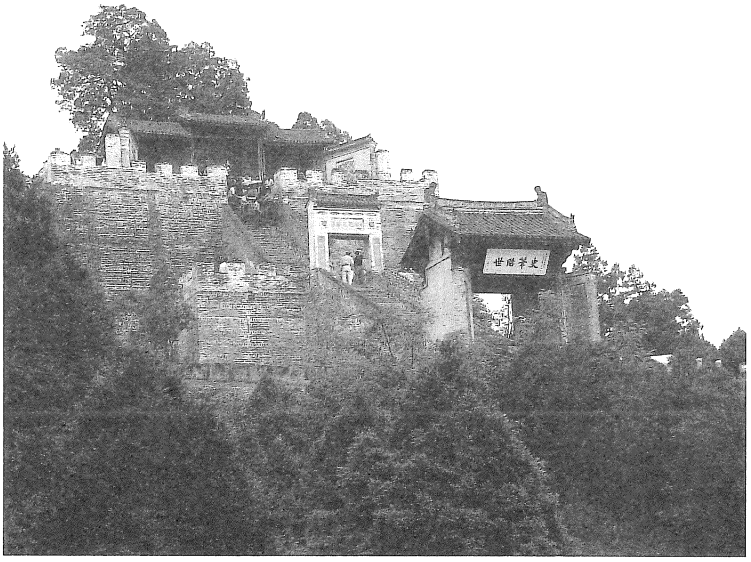
⑱「河瀆霊源王廟碑」

　司馬遷名言警句展示室の前に立つ。宋徽宗の征和二年（一一一二）建立の石碑で「河　瀆碑」とも呼ばれる。高さ四・三メ

ートル、幅一・三メートルほどの大きさで韓城市内最大の石碑である。その正面には徽宗の大観年間（一一〇七～一一一〇）以来三次にわたる黄河の大水について記されるほか、背面には明の嘉靖三十五年（一五五六）に発生した韓城周辺の大地震に関する追刻がある。これらの史料は歴史的、科学的に極めて貴重なものである。この石碑はもと蘇東鎮河濆村の黄河河畔に建てられていたが、黄河の浸食が進んで河水に滑落する危険が迫ったために、一九八八年、祠墓境内に移された。



「神道」より建設中の高速道路を望む。橋桁後方には黄河が流れる。



司馬遷名言警句展示室付近から祠門を望む。

おわりに

以上、司馬遷祠墓の歴史と現況について簡単な概説を述べた。祠墓は現在地に建てられてから少なくとも一七〇〇年間にわ

たって「存在」しつづけている。この事実をどのように表現すればよいか、私には適切な言葉が浮かばない。

現在、韓城市では高速道路の工事が進められ、司馬遷祠墓からほど近い黄河西岸には建設中の橋桁が林立する状況である。この高速道が完成すれば韓城と西安は二時間半ほどで結ばれるとのこと。この現代の「直道」は当然ながら誰でも利用することができるから韓城市には中国内外より多くの観光客が訪れ、その経済的な利益は極めて大きなものとなろう。ここで一外国人たる私は賢しらにその影響を云々することは控えねばなるまい。今はただ『史記』を読む者の一人として司馬遷祠墓の静謐をそのまま残してほしいと願うのみである。

主要参考文献

藤田勝久『司馬遷とその時代』（東京大学出版会、二〇〇一年）

藤田勝久『司馬遷の旅――『史記』の古跡をたどる――』（中央公論新社、二〇〇三年）

佐藤武敏「司馬遷の家系」（同氏『司馬遷の研究』所収、汲古書院、一九九七年）

澤谷昭次「『司馬遷伝説』を読む」（『中国史書論攷』、汲古書院、一九九八年）

張天恩「司馬遷墓辨」・「太史祠碑文漫議」（『司馬遷研究』所載、三秦出版社、一九九〇年）

張天恩主編『漢太史司馬祠』（韓城市政治協商会議和司馬遷祠墓文物管理所編、一九九九年）

張天恩・馮光波選注『歴代詠司馬遷詩選』（三秦出版社、一九九〇年）

高巨成「司馬遷出生在韓城不容置疑」（『司馬遷研究』所載、三秦出版社、一九九〇年）

吉春『司馬遷年譜新編』（三秦出版社、一九八九年）

張勝発「殷済墓碑及其価値」（『司馬遷研究』所載、三秦出版社、一九九〇年）

劉宏偉・王文緒編著『龍門回音』（香港天馬図書出版、二〇〇二年）

李国英「司馬遷祠墓沿革考略」（『司馬遷研究』所載、三秦出版社、一九九〇年）

徐謙夫捜集・整理『司馬遷的伝説』（北京文化芸術出版社、一九八七年）
徐謙夫編著『韓城旅游景点故事』（北京師範大学出版社、二〇〇二年）
陝西省文物管理委員会「陝西韓城芝川漢扶荔宮遺址的発現」（『考古』一九六一―三）
徐衛民「扶荔宮与挟荔宮」（『考古与文物』一九九二―一）

「郭沫若旧宅」を訪ねて

柿沼陽平

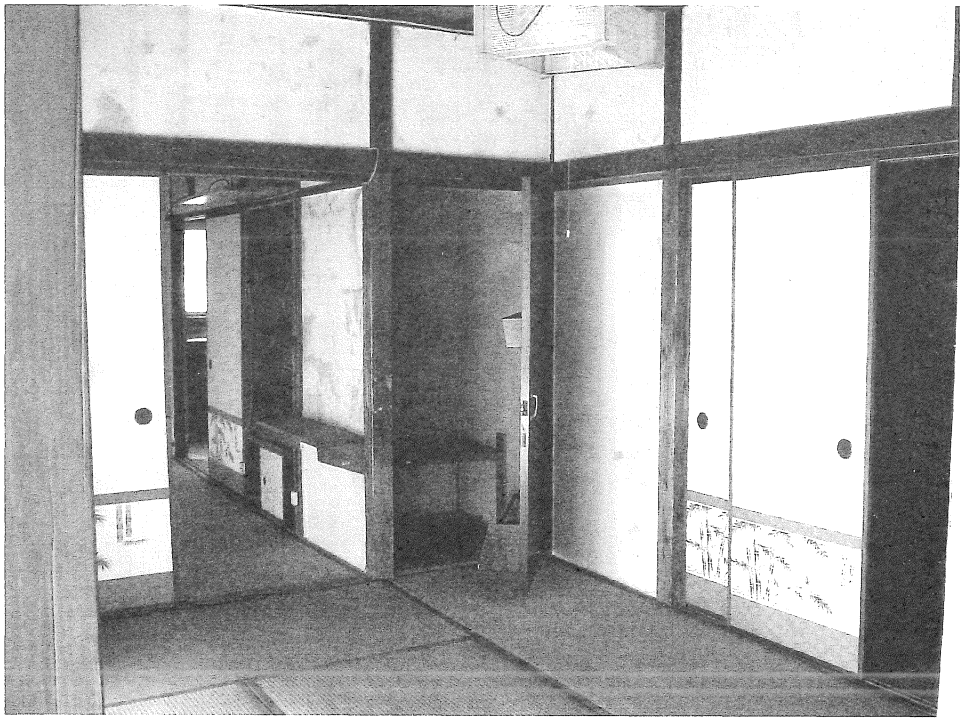
二〇〇四年五月一五日、工藤ゼミ一行は、千葉県市川市にある「郭沫若旧宅」（以下「旧宅」と略称）を訪れた。市川市の市制七〇周年を記念して、「旧宅」が真間五丁目公園に移築されると聞いたからである。「旧宅」は、郭沫若（一八九二―一九七八）が一九二八年二月から一九三七年七月まで暮らした住居である。当時、郭沫若は蒋介石と対立し、日本への亡命を余儀なくされ、そのうえ多額の懸賞金までかけられていた。そのため、大衆小説家の村松梢風らが協力して、郭沫若のために市川の「旧宅」を手配したとされる。郭沫若はこの「旧宅」において、『中国古代社会研究』・『甲骨文字研究』・『両周金文辞大系』・『金文余釈之余』・『殷契粋編』・『石鼓文研究』などの大著を書き上げた。

早朝より市川真間駅で集合した一行は、まず須和田公園にむかった。園内には郭沫若のレリーフと、彼が著した「別須和田」と題する詩の銅版が記念として残されていた。そこから徒歩で約一五分、静かな住宅街の中に「旧宅」があった。残念ながら、その時は係員不在のため、内部を参観することができなかった。そこで「旧宅」背面の駐車場から外観を写真に収めた（写真一）。なお後日、ゼミ生の小幡みちるさんとその妹かおるさんが、再度「旧宅」に赴き、内部を参観したが、そのときに撮ったのが写真二である。内部には隠し扉などがあり、追われる身であった郭沫若の労苦がうかがえる。

（追記）「郭沫若旧宅」は二〇〇四年九月二三日に「郭沫若記念館」として再オープンした。本来の「郭沫若旧宅」を訪れたのは、われわれが最後であったらしい。



（写真一）「郭沫若旧宅」背面外部



（写真二）「郭沫若旧宅」内部

執筆者紹介

浅野　裕一　東北大学教授

王　　然　武漢大学教授

王　明　珂　中央研究院歴史語言研究所副所長・同研究員・台湾大学兼任教授

小澤　正人　成城大学短期大学部助教授

工藤　元男　長江流域文化研究所所長・早稲田大学文学学術院教授

谷口　満　東北学院大学教授

平勢　隆郎　東京大学教授

楊　　華　三峡大学三峡文化研究中心

李　成　珪　ソウル大学教授

小林　岳　早稲田大学高等学院教諭

小幡みちる・森和・柳美那　早稲田大学大学院文学研究科ＣＯＥ客員研究助手

水間大輔　早稲田大学文学学術院第一文学部東洋史学専修助手

岡本真則・柿沼陽平・本間寛之・渡邉将智　早稲田大学大学院生

池田淳一・小久保春海・小森浩二・直井晶子　早稲田大学大学院修了

編集後記

本研究所は二〇〇四年七月二四日（土）、二一世紀ＣＯＥプログラム関連シンポジウムとして「楚文化研究の現在」を開催致しましたが、学期末であるにもかかわらず、九二名もの多くのご出席を賜りました。本号の前半では、前号と同様の体裁をとり、シンポジウムの報告・質疑応答を特集として組みました。当日は五人の先生方に学術的に価値の高いご報告を賜りましたが、ご出席の方々からも今後本研究所が研究を推進するうえで貴重なご意見を多数いただきましたので、質疑応答もそのまま掲載致しました。当日ご出席の方々に、この場を借りて改めて御礼申し上げます。（柿沼）

〔附記〕本号は二一世紀ＣＯＥプログラム〝アジア地域文化エンハンシング研究センター〟における研究成果の一部、また科学研究補助金（代表工藤元男、基盤研究Ｃ（一般））「秦簡・楚簡よりみた中国古代の地域文化の研究」の研究成果の一部、また中国教育部哲学社会科学研究重大課題攻関項目〝楚簡綜合整理与研究〟（首席専家・武漢大学・陳偉教授、03JZD0010）資助による研究成果の一部である。

長江流域文化研究所年報　第三号

二〇〇五年一月三一日　発行

編集・発行　早稲田大学長江流域文化研究所

〒一六二―八六四四　東京都新宿区戸山一―二四―一

早稲田大学文学学術院　工藤研究室内

電話　〇三―五二八六―三七〇〇

印　刷　株式会社　アープ

〒一六二―〇〇四一　東京都新宿区早稲田鶴巻町三〇二

電話　〇三―三二〇三―六五六〇